

厚生労働科学研究費補助金

労働安全衛生総合研究事業

労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究

令和3年度 研究報告書

研究代表者 三柴 丈典

令和3（2021）年度

## 目 次

### 第 1 分冊

#### I. 総括研究報告書

労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究

三柴 丈典 1

#### II. 分担研究報告書

##### 一 現行法制度の背景と趣旨

##### 1 労働安全衛生法の制定に係る労働災害等の調査

吉川 直孝、大幢 勝利、平岡 伸隆、梅崎 重夫、豊澤 康男 181

##### 二 逐条解説

##### 1. 労働安全衛生法第 1 章第 1 条～第 5 条、第 3 章第 10 条～第 19 条の 3 の逐条解説

三柴 丈典

(未了)

##### 2. 労働安全衛生法第 2 章第 6 条～第 9 条の逐条解説

大藪 俊志、近藤 龍志 205

##### 3. 労働安全衛生法第 4 章第 20 条～第 21 条の逐条解説

原 俊之 231

##### 4. 労働安全衛生法第 4 章第 22 条～第 25 条の 2 の逐条解説

佐々木 達也 253

##### 5. 労働安全衛生法第 4 章第 26 条～第 27 条の逐条解説

森山 誠也 315

##### 6. 労働安全衛生法第 4 章第 28 条～第 28 条の 2 の逐条解説

石崎 由希子

(未了)

##### 7. 労働安全衛生法第 4 章第 29 条～第 32 条の逐条解説

三柴 丈典 357

## 第2分冊

8. 労働安全衛生法第4章第33条～第34条の逐条解説  
淀川 亮 641
9. 労働安全衛生法第4章第35条、第36条の逐条解説  
森山 誠也 667
10. 労働安全衛生法第5章第1節第37条～第41条  
井村 真己 693
11. 労働安全衛生法第5章第1節第42条～第44条の2  
森山 誠也 767
12. 労働安全衛生法第5章第1節第44条の3～第54条の6  
担当者未定  
(未了)
13. 労働安全衛生法第5章第2節第55条～第58条の逐条解説  
長谷川 聡 783
14. 労働安全衛生法第6章第59条～第63条の逐条解説  
阿部 理香 927
15. 労働安全衛生法第7章第64条～第68条の2の逐条解説  
石崎 由希子 1017
16. 労働安全衛生法第7章第69条～第71条の4の逐条解説  
吉田 肇、阿部 未央 1205
17. 労働安全衛生法第8章第72条～第77条の逐条解説①  
大藪 俊志 1243

### 第3分冊

18. 労働安全衛生法第8章第72条～第77条の逐条解説② 只野 祐、近藤 龍志	1311
19. 労働安全衛生法第9章第78条～第87条の逐条解説 南 健悟	1409
20. 労働安全衛生法第10章第88条～第100条の逐条解説 鎌田 耕一、田中 建一	1445
21. 労働安全衛生法第11章第101条～第103条の逐条解説 大藪 俊志、近藤 龍志	1543
22. 労働安全衛生法第11章第104条～第105条の逐条解説 吉田 肇 (未了)	
23. 労働安全衛生法第11章第106条～第108条の逐条解説 森山 誠也	1559
24. 労働安全衛生法第11章第109条～第115条の逐条解説 大藪 俊志、近藤 龍志	1613
三 横断的検討課題	
1. 健康診断制度の現状と課題 森 晃爾	1627
2. 化学物質による健康障害防止対策の現状 森 晃爾	1675
3. 建設業での土砂崩壊にかかる規制科学 平岡 伸隆、吉川 直孝、大幢 勝利、高木 元也、梅崎 重夫、豊澤 康男	1771
4. 罪刑法定主義と安全衛生確保の関係 北岡 大介	1799

5. 中小企業における労働災害防止の推進と労働安全衛生法	
高木 元也	1817
6. 安全関係の特別規則の趣旨と概要、統合の可能性	
浅田 和哉	1861
第4分冊	
7. 労働衛生関係の特別規則の趣旨と概要、統合の可能性	
藤森 和幸	1935
8. 産業用ロボットの特別規制について	
藤森 和幸	2001
III 別添資料	
一 社会調査の結果	
1 日本での社会調査の結果	2015
2 UK での社会調査の結果	2023
二 行政官・元行政官向け調査の結果	
	2055
三 研究会議議事録	
記録者：原 俊之（第18回から第21回まで。第22回以後は業者委託）	2151
四 ヒアリング調査概要	
ヒアリング調査①	2399
ヒアリング調査②	2407
五 法令の名宛人・保護対象・規制内容	
笹井 健司	2411
IV 研究成果刊行物一覧	
	2431

厚生労働科学研究費補助金  
総括研究報告書

労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究

研究代表者 三柴 文典 近畿大学法学部法律学科・教授

研究要旨

本研究事業は、法学的観点から安衛法改正の提言を行うことを最終目的としているが、今後も永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題としている。すなわち、労災が発生する現場と有効な法的対策の模索の過程が事務系の読み手にも鮮明に伝わり、法解釈学、規制科学的な学問的水準も高い体系書を発刊することと、安全衛生法に関する学会を設立することの 2 つの作業を通じて、「労働安全衛生法をめぐる学問的な脈絡を創ること」を目的としている。

初年度は、安全衛生法になじみの薄い法学者らによる基本構造と意義の理解、関係学会づくりの準備等にエフォートが費やされた。しかし、計 8 回の研究会を通じて、研究班の編成と担当事項の決定、行政実務経験者による現場視点での法体系の説明と法律条文に紐付く重要な政省令の選別（紐付き政省令の選別）、法学者・行政学者（法学グループ）による逐条解説のフォーマットの作成と試作、横断的検討課題（「危険のおそれがある場合」等の意味内容、発注者の法的義務等）の抽出、安衛研研究員による現行法の制定経緯や背景となった災害傾向等の調査、産業医科大学の森晃爾教授による法定健診制度の概要の紹介、課題の呈示と解決の方向性の検討を行った。また、現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等について、専門業者を活用し、WEB による社会調査を行った。

このうち国内での社会調査は、インターネットベースの市場調査会社（ネオ・マーケティング社）に委託し、企業や団体で安全衛生に関係する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

その結果、災防効果をもたらした現行安衛法の要素として、安全衛生基準の整備と共に、管理体制の整備や、事業者責任の明確化を示唆する関係者が多いことが窺われた。また、安全衛生を重視する日本の経営者の場合、人命などの人道的な事柄のほか、従業員の組織への帰属意識を気にしている者、災害経験を持っている者が多く、その反映として、安全衛生に関する社内組織の整備、担当者の配置などの人的措置を講じている者が多いこと、逆に、重視していない者の場合、過去に災害経験を持っていない者、災害が生じても従業員の組織への帰属意識にさして影響しないと考えている者が多いことなどが窺われた。その他、化学物質対策は、社内の専門部署や詳しい者に委ねようとする傾向も窺われる。リスクアセスメントを一般的に義務づけ、具体策を労使協議に委ねる方策や、発注者、設計者、製造者などのリスクの源流に安全対策を義務づける方策を支持する者は多いが、その実施を行政に監督させる方策を支持する者が少ないことも窺われた。

次年度は、計 9 回の研究会を通じて、研究班員の持つ知識経験の共有、安衛研の研究者や安全衛生に詳しい監督官、元安全衛生行政担当者による研究班員向けの講演の開催、法学者・行政学者による逐条解説の書き進め、森晃爾教授による化学物質管理政策の概要の紹介、課題の呈示、浅田和哉氏による特別安全規則の趣旨・概要、制定経緯の紹介と統合の可能性の検討、藤森和幸氏による特別衛生規則の趣旨・概要の紹介と統合

の可能性の検討等を行った。また、法令の適用の実際等を知るため、全国の都道府県労働局や主要な監督署、関係団体に所属する行政官（監督官・技官）・元行政官を対象に、法令の適用例のほか、検討を要する点、改正を要する点について、アンケート調査を行い、監督官 49 名、技官 15 名、元監督官 12 名、元技官 2 名、不明 3 名から相当量の情報を得た。さらに、初年度に日本で行った社会調査とほぼ同様の調査を UK でも実施した。

最終年度に当たる今年度は、計 7 回の研究会を通じて研究班員の持つ知識経験の共有、法学者・行政学者による逐条解説の書き進めを図ると共に、安全衛生監督行政の実際（現役・元労働基準監督官による）、化学物質管理政策の最前線、建設アスベスト訴訟最高裁判決を受けた政策展開の動向（本省勤務の行政官による）、中小企業の安全衛生の現状とイギリス等における対策（高木元也安衛研部長）等に関する講話を通じた情報共有、前年度に実施された現・元行政官向けの調査で示された法改正提案の是非の検討が行われた。特筆すべき点として、藤森和幸氏（元鳥取労働局長）の統括により、現・元労働基準監督官が「語り部」となって、法学者に法の現場運用について伝達し、分担報告書の「適用の実際」にその内容を反映させる企画が進められ、概ね完遂したほか、森山誠也監督官により、安衛法違反の公表事案にかかるデータの整理等が行われた。また、法学者による WG を設置し、安衛法の民事的な救済について検討した。

他方、次年度の2020年11月1日に日本産業保健法学会を設立し、最終年度の2021年9月23日、24日に、統一テーマ（「法知識を踏まえた問題解決を考える」）のもと、第1回学術大会を開催した。

以上の調査研究過程で、次年度に実施された UK での社会調査は、特筆すべき成果の1つである。本調査では、UK に本拠を置く大手のインターネットベースの市場調査会社（YouGov）に委託し、企業や団体に安全衛生に関する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

その結果を一言でいえば、やはり安全衛生文化の高さがデータとして顕在化したように思われる。

たとえば、

①そもそも回答者にトップマネジメント層が多かった（経営者約 25%、役員クラス約 17% だったほか、人事労務担当部署以外の中間管理職も 27% だった）うえ、安全衛生を重視している企業は、かなりの割合で安全衛生担当役員等の上級管理者を選任していた（安全衛生を重視する経営者のうち約 67%）、

②安全衛生の専門家のステータスが高い。従って、その専門家でありさえすれば、他の中枢部門に配置されなくても、その意見が尊重されることがうかがわれた（安全衛生を重視する経営層のうち約 66%。ただし、高額な報酬を支払うとの回答は約 13% にとどまった）、

③後述するように、HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景として、日本の安衛法と同様の回答が多かったが、サプライチェーンの川上から川下までをカバーする規制を指摘する者が多かった（約 52%）、また、HSE（安全衛生専門の行政機関）が専門性の高い監督指導を行っているとの指摘も多かった（43%）、

④UK では産業医制度が法定されていない。法定の必要性を尋ねたところ、殆ど不要との回答だった。GP（実地医家）が同様の機能を果たしているうえ、健康問題を扱う専門家は、医師でなくてもステータスが高いため、知識と説得力の両面で、医師である必要がない可能性が窺われた、

⑤企業内で安全衛生法をよく知る者の割合はさほど多くないが（本調査への回答で、よく知っているは約 14%、それなりに知っているは約 47% だった）、その分、専門知識を持つ担当者を信頼していることが窺われた、  
等が特徴的だった。

他方、

⑥HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景は、安全衛生管理体制の構築と応えた者が多く（約 51%）、それと共に、経営者・管理者が負う法的責任の重さ（約 54%）、危害防止基準の充実（約 48%）も高い割合だった、

⑦現行安衛法制度の厳しさ・緩さについて概ね妥当との回答者が多かった（約 8割）、

⑧安全衛生を重視する経営層（経営者と役員クラスのうち、非常に重視するが全体の約 67%、それなりに重視するが全体の約 25%いた）に、その理由を確認したところ、日本と同様に、労災が生じると良心が痛むという人道的理由が圧倒的に多く（約 52%）、従業員の帰属意識の低下（約 36%）、法的制裁、会社の方針であること（約 27%）、賠償金（約 24%）などが続いた、

⑨安全衛生を重視する中小企業の経営層が実際に講じている措置は、企業内での安全衛生担当者の選任（約 28%）、企業外のコンサルタントの選任（約 22%）だった、

⑩安全衛生を重視しない経営層の重視しない理由のトップは、過去の労災経験がないことだった（約 4割）、

等の点は、日本と共通している。

検討すべき政策上の重要課題としては、メンタルヘルス（約 40%）、クラウドワーク等を行うフリーランスの安全衛生（約 24%）などが高い割合だった。また、安衛法制の完成度と実効性が高い UK においてなお、企業規模を問わない経営層の意識の向上（約 28%）、法文上、雇用者が講じるべき安全衛生上の諸措置の基準とされている、「合理的に実行可能な（reasonably practicable）」の定義の明確化（約 27%）などを指摘する者も多かった。

なお、調査票を作成する段階で、イギリスでは 60 歳以上の者は殆ど働かないので、高齢労働者の安全衛生問題は重視されない、との指摘があり、該当する設問を削除した。

日本の安衛法は、大きな災防効果を果たしてきたが、まだまだできることがあることが窺われた。

本プロジェクトの目的を達するために要する作業は膨大で、総勢 30 名程度の研究者等の参画を得ており、未だ逐条解説も完了し得ていないが（内容的には、半ば安全衛生行政の試行錯誤の棚卸しのような様子を呈している）、現段階で得られた知見は、要約、以下の通り（図 1 を参照されたい）。

日本の安衛法は、道交法などと同様に、人の生命・身体・財産を主な保護法益としてきた。しかし、どちらも、3E（規制、技術、教育）等による安全行動の秩序（無形財）の形成を図ることで、社会・経済条件等の変化の中で、大きな災害防止効果を挙げてきた。安衛法の場合、以前は、技術者が解明した労災の再発防止策をそのまま義務規定としていたが、十分な災防効果を挙げられなかったことから、経営工学等を活用した、より本質的な対策が盛り込まれて、災防効果が現れた。典型例は、発注者や元請事業者等に作業場の安全を統括管理させる規制や、経営利益の帰属主体である事業者に最終責任を負わせると共に、安全管理者や衛生管理者、作業主任者などの専門知識を持つ担当者を活用するよう義務づけた規定である。

その後、安全に比べて、リスク要因や有効な対策が不明確だったり、個別性が求められる衛生問題や健康問題に焦点が当たると、作業環境測定法、長時間労働面接制度、ストレスチェック制度のように、専門家の活用を重視する法制度の整備が進んだ。近年は、がん患者の治療と就労の両立支援、副業・兼業・フリーランスの健康促進策のように、安衛法に基づき、労働者のみならず、その関係者の QOL や QOWL の実現を図る政策が進められるようになってきている。これは、技術的法制度が社会的法制度に変質してきたということである。

こうした法制度の展開を通じて、技術的な再発防止策をルール化した安全衛生基準の整備や、安全衛生技術の開発は進んだが、リスク創出者等の管理責任負担原則や、経営者・組織の意識や知識の向上、未解明のリスク対応などの積み残し課題も多い。そうし



た課題の集積とも言えるのが、化学物質対策である。

こうした日本の法制度とそれを支える文化は、日本より高水準の安全衛生を達成しているイギリスなどとは異なるが、民事法上の安全・健康配慮義務が発展し、使用者らに安全衛生上のリスク管理を幅広く求めるようになってきている。少子高齢化も背景に、特に健康配慮義務の展開が著しい。

もともと、災防効果との関係では、①達すべき目的、②構築すべき体制、③方法論の明示、の重要性は変わっていない。特に、不確実性（原因と対策が不明確なこと）が強い、ないし個人個人の自己決定（自分に関わることは自ら決めること）との調整が求められる健康対策では、③（及び②）をガイドライン等のソフト・ローにして、事業場の実情に応じた方法論を許容する方策が求められる。

本研究プロジェクトが目的の1つとした安全衛生法に関する学会の設立は、2020年11月の日本産業保健法学会（JAOHL (<https://jaohl.jp/>)）の設立をもって果たされた。本学会は、安全衛生全体の推進を目的としているが、職場の健康問題は、使用者の責任が強化される一方で、責任の所在が不明確となり易く、法的紛争が増えていること、問題の未然防止を法制度がリードしてきたこと、の2点から、産業保健を焦点とした。必然的に、産業保健の法律論に関心を持つ方々が増えているため、そうした方々の集うプラットフォームを形成しつつ、安全衛生全般の法学研究と法教育も積極的に行うことを想定している。

実績は以下の通り。

1. 2021年9月に、統一テーマ（「法知識を踏まえた問題解決を考える」）のもと、厚生労働省ほか10団体の後援、一般財団法人日本予防医学協会の協賛、3学会（日本産業精神保健学会、日本産業ストレス学会、日本職業・災害医学会）との連携をもって、第1回学術大会を開催し、7つの講演、9つのシンポジウム（3学会との連携シンポを含む）、その他17（関係学問の最前線3、ワークショップ4、事例検討1、一般演題7、協賛セミナー2）が行われ、約800名が参加して、好評を得た。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る労務問題について、2020年5月5日に、弁護士を中心としたプロジェクトチームを組織し、Q&A形式の解説をWEBサイトに公開した。アクセス件数は16万件以上に達している。

本学会は、立道昌幸理事が研究代表を務める厚生労働省の令和3年度労災疾病臨床研究事業費補助金による、職域での新興感染症対策ガイドラインの策定等を目的とした研究事業のうち、法制度の調査研究を賛助しており、吉田肇理事が当該研究をリードしている。その研究成果の一部は、このサイトでも公表される予定である。

3. 日本産業精神保健学会、日本産業ストレス学会、日本職業・災害医学会の大会で、連携シンポジウムを開催して頂いた。日本産業精神保健学会では、第27回大会と第28回大会で、日本職業・災害医学会では、第69回大会で連携シンポジウムが開催された。日本産業ストレス学会では、第29回大会での連携シンポジウムの開催が予定されている。日本産業衛生学会でも、第95回大会で連携シンポジウム（模擬裁判）の開催が予定されている。

4. 全国の主要12箇所の産業保健総合支援センターと連携し、各標準5回、弁護士や法学者らによる連続講座（「産業保健と法」）を合計60コマ程度開催し、受講者アンケートで総じて9割程度から有益評価を得た。また、学会独自の研修会では、計4回、のべ約1000名の受講者に産業保健と法に関する重要テーマについて多職種の講師により講話され、7-8割の有益評価を得た。

5. 本学会の意義や活動に関する紹介文が、産経新聞、日本経済新聞等の一般誌のほか、NBL（商事法務）、ビジネスレーバートレンド（JILPT）、会社法務A2Z（第一法規）、産業医学ジャーナル（産業医学振興財団）、DIO（連合総研）、労働法律旬報（旬報社）など多くの専門誌に掲載された。

6. 2021年8月8日に、学术界全体への貢献を目して、学術英語学会と共催で、英文学

術書出版セミナーが開催され、国内在住の人文・社会科学系研究者には困難な、海外出版社からの英文研究書出版について、木村俊介氏、当学会の三柴丈典からの経験談と共に、UKの大手出版社Routledgeのシニア・エディターであるKirk Alison氏へのインタビューの記録が示された（その動画は、当学会のWEBサイトで公開されている）。

7.国際的な労働法学者であるRichard Johnstone教授、UKの産業保健法学の権威であるDiana Kloss教授を編集者に迎え、英文ジャーナルの発行準備を進めてきた。国際労働法研究ネットワークに掲載され（<http://labourlawresearch.net/news/new-journal-occupational-health-law>）、ギグエコノミーと安衛法を2022年秋号の特集テーマとすることが決定し、海外の有力な学者の投稿が内諾されている。別途、法文ジャーナルの発行準備も進められている。

本研究プロジェクトの最終目的は法改正提案だが、この研究期間内は、その前提条件整備に注力した。すなわち、今後も永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題として、体系書のコンテンツづくりと、そのための多職種間の知的、人的交流に注力した。そうした学際的取り組みは質的に極めて困難で、量的にも、約30に及ぶ分担報告書を代表者一人が精査して要約しつつ修正を促すという膨大な作業を要する（制作予定の体系書は1500頁あまりに達すると予想される）。法改正提案は、上述のような、日本での社会調査の結果、UKでの社会調査の結果の他は、各分担報告書、第20回、第21回会議で行われた現・元行政官対象のアンケート調査結果の検討の記録に散在させたにとどまっている。より具体的かつ体系的な提案は、別のプロジェクトに引き継ぎたい。

その際には、本研究プロジェクトの調査結果のほか、このプロジェクトの前身に当たる「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（H26-労働-一般-001）（研究代表者：三柴丈典）」の示唆も踏まえる所存である。

## 分担研究者

### 【法学・行政学グループ】

①阿部 未央

東北学院大学法学部・教授

②阿部 理香

九州国際大学法学部・助教

③石崎 由希子

横浜国立大学大学院国際社会科学研究所

院・准教授

④井村 真己

沖縄国際大学法学部法律学科・教授

⑤大藪 俊志

佛教大学社会学部公共政策学科・准教授

授

⑥北岡 大介

東洋大学専任講師、北岡社会保険労務士事務所所長・元労働基準監督官

⑦佐々木 達也

名古屋学院大学法学部・専任講師

⑧長谷川 聡

専修大学法学部・教授

⑨三柴 丈典

近畿大学法学部法律学科・教授

⑩南 健悟

日本大学法学部法律学科・教授

### 【関連領域グループ～産業保健関係～】

①森 晃爾

産業医科大学産業生態科学研究所・教授

授

### 【関連領域グループ～安衛研関係～】

①梅崎 重夫

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長

②大幢 勝利

同研究推進・国際センター・センター長

③吉川 直孝

同建設安全研究グループ・上席研究員

④高木 元也

同建設安全研究グループ・部長

⑤豊澤 康男

同・フェロー研究員

⑥平岡 伸隆

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・建設安全研究グループ・研究員

## 研究協力者

### 【法学・行政学グループ】

①鎌田 耕一

東洋大学・名誉教授、労働政策審議会会長

②田中 建一

東洋大学・非常勤講師

③内藤 忍

独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員

④原 俊之

明治大学・兼任講師

⑤山本 圭子

法政大学法学部・非常勤講師

⑥吉田 肇

天満法律事務所・弁護士、元京都大学客員教授

⑦淀川 亮

弁護士法人英知法律事務所・弁護士

### 【立法作業経験者グループ】

①浅田 和哉

社会保険労務士・労働安全コンサルタント、元主任中央産業安全専門官、元労働安全衛生総合研究所監事、元大分労働局長

②唐澤 正義

労働衛生コンサルタント、元福岡労働基準局長

③畠中 信夫

元白鷗大学法学部・教授、元中央労働委員会事務局次長

【行政現場実務経験者（元労働基準監督官）グループ】

①藤森 和幸

東京安全衛生教育センター、元鳥取労働局長

②玉泉 孝次

近畿労務安全衛生研究所・所長、元丹後労働基準監督署長

③篠原 耕一

合資会社労務トラスト・代表社員、元労働基準監督官

【行政現場実務経験者（現労働基準監督官）グループ】

①内田 昌吾

労働基準監督官

②近藤 龍志

労働基準監督官

③森山 誠也

労働基準監督官

【安全衛生実務者グループ】

①角田 淳

労働安全コンサルタント

【その他（元行政官）】

①只野 祐

公益社団法人全国労働衛生団体連合会  
専務理事

## A. 研究目的

本研究事業は、法学的観点から安衛法改正の提言を行うことを最終目的としているが、今後も永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題としている。すなわち、労災が発生する現場と有効な法的対策の模索の過程が事務系の読み手にも鮮明に伝わり、法解釈学、規制科学的な学問的水準も高い体系書を発刊することと、安全衛生法に関する学会を設立することの2つの作業を通じて、「労働安全衛生法をめぐる学問的な脈絡を創ること」を目的としている。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書の発刊と共に、安全衛生法のありようを探究する学会の創設を図っている。

## B. 研究方法

まず、現行安衛法の立法や改正に関わった元行政官2名（後に3名）、安全衛生に詳しい元労働基準監督官3名、民間の安全衛生実務者（労働安全コンサルタント）1名、報告書や解説書の執筆者として、法学・行政学を専門とする学者9名（後に弁護士1名含む17名）、産業保健を専門とする学者1名、建設安全工学を専門とする安衛研所属の学者4名（後に6名）から成る研究班を編成した。その後、現役の労働基準監督官3名の研究

協力も得た（うち1名は、所属労働局の許可を得て、報告書の分担執筆も担当）。

初年度は、この研究班で、合計8回にわたり会合を重ねる過程で、安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする研究者グループ（法学グループ）が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった班員（畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏）らから指摘やアドバイスを心得て洗練させた。また、法学者の一部は、制度運営の実際を知るため、その実務に詳しい人物（安全・衛生コンサルタント制度の実際につき、後藤博俊氏と森山哲氏に聞き取り調査を行った。加えて、技術的な不明点については、メーリングリストで班員その他の専門家に照会した。

更に、現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等について、専門業者を活用し、国内でのWEBによる社会調査を行った。

次年度は、計9回の研究会を通じて、研究班員の持つ知識経験の共有、安衛研の研究者や安全衛生に詳しい監督官、元安全衛生行政担当者による研究班員向けの講演の開催、法学者・行政学者による逐条解説の書き進め、森晃爾教授による化学物質管理政策の概要の紹介、課題の呈示、浅田和哉氏による特別安全規則の

趣旨・概要、制定経緯の紹介と統合の可能性の検討、藤森和幸氏による特別衛生規則の趣旨・概要の紹介と統合の可能性の検討等を行った。また、法令の適用の実際等を知るため、全国の都道府県労働局や主要な監督署、関係団体に所属する行政官（監督官・技官）・元行政官を対象に、法令の適用例のほか、検討を要する点、改正を要する点について、アンケート調査を行い、監督官 49 名、技官 15 名、元監督官 12 名、元技官 2 名、不明 3 名から相当量の情報を得た。さらに、初年度に日本で行った社会調査とほぼ同様の調査を UK でも実施した。

最終年度に当たる今年度は、計 7 回の研究会を通じて研究班員の持つ知識経験の共有、法学者・行政学者による逐条解説の書き進めを図ると共に、安全衛生監督行政の実際（現役・元労働基準監督官による）、化学物質管理政策の最前線、建設アスベスト訴訟最高裁判決を受けた政策展開の動向（本省勤務の行政官による）、中小企業の安全衛生の現状とイギリス等における対策（高木元也安衛研部長）等に関する講話を通じた情報共有、前年度に実施された現・元行政官向けの調査で示された法改正提案の是非の検討が行われた。特筆すべき点として、藤森和幸氏（元鳥取労働局長）の統括により、現・元労働基準監督官が「語り部」となって、法学者に法の現場運用について伝達し、分担報告書の「適用の実際」にその内容を反映させる企画が進められ、概ね完遂したほか、森山誠也監督官により、安衛法違反の公表事案にかかるデータの整理等が行われた。また、法学者による

WG を設置し、安衛法の民事的な救済について検討した。

他方、この年度内の 2021 年 11 月 1 日に日本産業保健法学会を設立し、同じく 2022 年 9 月 23 日、24 日に、統一テーマ（「法知識を踏まえた問題解決を考える」）のもと、第 1 回学術大会を開催した。

## C. 研究結果

### 一 現行法制度の背景と趣旨

#### 1 吉川・大幢・平岡ほか報告（現行法制定の背景と趣旨）

吉川・大幢・平岡ほか報告は、現行安衛法の制定過程、すなわち法制度史、同法の制定を後押しした制定直前期の重大災害及び当時の災害の一般的傾向、並びにそれらを踏まえて現行法の骨格を形成した労働基準法研究会の分科会の概要を示している。

同報告では、

ア 現行安衛法の嚆矢とも言えるのが、1911（明治 44）年に制定された工場法であり、同法中に設けられた、第 9 条～第 11 条：保護職工（15 歳未満の者及び女子）の危険有害業務への就業制限、第 12 条：傷病者及び妊婦への就業制限、第 13 条：男子を含む職工一般に対する危害の予防、第 14 条：臨検などの定めが、特に安全衛生と関係が深かったこと、要するに、対象を、一般労働者、弱い労働者（保護職工）、特に弱い労働者（傷病者・妊婦）の 3 区分に分けた規制を行っていたこと、

イ 工場法時代に、マッチの製造に際しての黄燐の使用を禁じるなどした内務

省所管の黄燐燐寸製造禁止法（1921（大正 10）年制定）、屋外産業での労災補償制度の確立を主な目的としつつ、労災防止にかかる規制も図った内務省所管の労働者災害扶助法（1931 年（昭和 6）年制定）および、工場法の適用対象者も含めてその責任保険化を図った労働者災害扶助責任保険法（1931（昭和 6）年制定）などの安全衛生に関する法律が制定されたほか、工場法第 13 条に基づく工場附属寄宿舎規則（1927（昭和 2）年内務省令第 26 号）、工場危害予防及衛生規則（1929（昭和 4）年内務省令第 24 号）、労働者災害扶助法第 5 条に基づく土石採取場安全及衛生規則（1934（昭和 9）年内務省令第 11 号）、汽罐取締令（1935（昭和 10）年内務省令第 200 号）、土木建築工事場安全及衛生規則（1937（昭和 12）年内務省令第 41 号）、土木建築工事場附属寄宿舎規則（1941（昭和 16）年厚生省令第 53 号）などの規則が制定され、工場内外を適用対象とする安全衛生規制が発達したこと、

ウ 1947（昭和 22）年に内務省から分離した厚生省から更に分離した労働省が所管する労基法が制定され、その第 5 章 14 条等に安全衛生に関する定めが設けられたほか、その下に 439 条から成る旧安衛則（1947（昭和 22）年労働省令第 9 号）や事業附属寄宿舎規程（1947（昭和 22）年労働省令第 7 号）が設けられたこと、これらは、工場法時代の法規則を基礎としつつ、全業種の全労働者に適用が及ぶ普遍性と体系性を持ち、当時から国際的にも高水準にあったが、その制定直後からの活発な改正、新たな法規則の

分離、新設～けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（1955（昭和 30）年）、ボイラ及び圧力容器安全規則（1959（昭和 34）年）、電離放射線障害防止規則（1959（昭和 34）年）の制定等～をもって、その水準が維持されてきたこと、

エ 高度経済成長に伴う多くの新しい技術の登場、それに対応できる技術者の不足等により、大規模重篤災害が多発したこと、その好例として、1969（昭和 44）年 4 月に荒川放水路の新四ツ木橋架設工事で発生したリングビーム工法での倒壊災害（死者 8 人）と同年 11 月に発生したエチレンの直接酸化法での爆発災害（死者 8 人）、1970（昭和 45）年 4 月に大阪市の地下鉄建設工事現場で発生したガス爆発災害（死者 79 人、重軽傷者 420 人）、同年 10 月に長崎市の造船所で発生したタービンローターの破裂災害（死者 4 人、重軽傷者 60 名強）が挙げられること、もともと、新法制定を強く後押ししたのは、1963（昭和 38）年 11 月 9 日同日（いわゆる「魔の土曜日」）に発生した東海道本線鶴見駅付近列車脱線二重衝突事故（死者 161 人）と三井三池炭鉱での炭じん爆発災害（死者 458 人、一酸化炭素中毒の後遺症者約 1,000 人）だったこと、このうち大阪市の地下鉄工事現場でのガス爆発災害（天六ガス爆発災害）は、現行安衛法第 102 条（ガス工作物等設置者の義務）の設置の原動力になったと解されること、

オ 1969（昭和 44）年 9 月に発足した労働基準法研究会のもとに 1970（昭和 45）年 7 月に設けられた安全衛生小委員会

（後の第 3 小委員会）が詳細を検討し、翌 1971（昭和 46）年 1 月に労働省に提出された同研究会報告書が現行安衛法の骨格を形成したこと、そこでは、以下のような事柄が指摘されていたこと、すなわち、

①戦後、高度経済成長期を経て休業 8 日以上之死傷災害が増加し、昭和 36 年には約 48 万人（うち死亡者約 6,700 人）、昭和 45 年にも約 36 万人に達していたこと（2018 年には 13 万人弱）、

②業務上疾病も昭和 45 年時点で 3 万件を超えていたこと（2018 年には休業 4 日以上で 8,500 人強）、内訳は、チェンソーによる白蟻病、キーパンチャー業務による頸肩腕症候群などの物理的な加力もたらした疾病、負傷もたらした疾病が多かったが、有機溶剤中毒などの化学的障害によるものも増加傾向にあったこと、

③こうした傾向の背景に、技術革新に伴う生産設備の大型化、複雑化、高速化、職業病や公害の発生等に象徴される産業の非人間化があったと解されること、

④特に製造業、建設業の災害が多く、災害の重篤度を示す度数率では鉄道軌道新設事業、舗装事業、ずい道新設事業などが高かったこと、原因別では、クレーンなどの他、自動車などの動力運搬機、重建設機械によるものが多かったこと、また、「機械にはさまれ」、「飛来落下物にあたる」、「墜落」、「転倒」など、作業方法や不安全行動に起因する伝統的災害も多発していたこと、

⑤中小企業では、大企業より危険な作業を担当しがちであること、安全衛生設備に投下する資金に乏しいこと、下請企

業の間で能力格差があって安全衛生面での協議連携が困難な場合が多いこと、大企業が下請の安全衛生管理に消極的な場合が多いこと、離職率が高く熟練労働者の確保が難しいこと、安全より生産に追われ易いこと、一般に衛生管理に関する意識が乏しいことなどの構造的問題がある（＝一層深刻になっている）こと、

⑥労働力構成の高齢化、若年労働者等の体力の低下、疾病による休業の増加など、おそらく社会経済構造の変化と関わる新たな健康問題が生じていたこと、など。

カ 労基法研究会報告書は、以上のような災害傾向分析を踏まえ、従前の制度について、以下のような問題点を指摘していたこと、

①労基法体系下での規制では、総合的な予防施策を講じにくく、特に産業社会の急激な変化に対応しにくいこと、

②より具体的には、最低基準による規制を超える幅広く柔軟な行政の展開が困難なこと、

③官民双方に、安全衛生に詳しい技術者（安全衛生人材）が乏しいこと、

④中小企業や構内下請事業への対策が不十分なこと、など。

キ 労基法研究会報告書は、以上の認識を踏まえ、以下の基本方針を打ち出していたこと、その方針に基づく項目立てが概ね現行安衛法の章立てに反映されたこと、ただし、安全技師の選任と医師による通報等の制度の提言は反映されなかったこと、

①積極的、科学的対策、

②新工法、新材料対策のための事前



審査制度、

③機械設備の本質的安全化のための発注、設計段階での安全性確保、

④職場の環境改善による公害源の解消、

⑤労働者の体力づくり等の積極的対策、

⑥技術指針の作成・公表、労災多発事業場への勧告制度などの行政による柔軟で幅広い誘導策、

⑦以上の方策を支える安全衛生研究の推進、

⑧安全衛生人材の積極的な養成と官民両者への供給、

⑨中小企業や構内下請企業に対する親企業の責任強化と行政による技術面、財政面での支援、など。

ケ 工場法→旧労基法→労基法研究会報告書→現行安衛法という流れには一定の連続性があり、例えば、旧労基法時代に制定された旧安衛則、電離則、特化則、高圧則などの規定の中には、安衛法に格上げされたものも多かったこと、

コ 安衛法の制定過程では、発注者（工事丸投げ業者）を含め、建設工事等の注文者の関係請負人に対する指導の努力義務についても検討されていたこと、

サ 現行安衛法は、以上の経緯を経て、旧労基法第 5 章のほか、労働災害防止団体等に関する法律第 2 章（労災防止計画）及び第 4 章（元請けの責任等の特別規制）を母体として形成され、その施行後約 10 年で死亡災害が半減したこと、

等が示されている。

## 二 逐条解説

### 1 三柴報告①（第 1 章第 1 条～第 5

### 条、第 3 章第 10 条～第 19 条の 3）

（分担報告書の執筆、要約共に未了）

### 2 大藪・近藤報告①（第 2 章第 6 条～第 9 条）

（大藪報告は完了。災防計画策定関係者へのインタビューを踏まえた近藤修正は未了。その反映も未了）

大藪・近藤報告①は、法第 2 章に属する第 6 条から第 9 条について解説している。具体的には、これらの条項が規定する 5 カ年ごとの労働災害防止計画制度につき、その発祥から後の経緯を詳述している。

すなわち、

ア 1957 年（昭和 32 年）当時、労働災害による死者が 5,500 人以上、休業 8 日以上之死傷者数が約 40 万人に達していたことから、政府全体の災害防止の取り組みの一環として、産業災害防止総合 5 カ年計画という名称でスタートし、その後、労災防止団体法で法制度化され、現行安衛法に引き継がれたこと、

イ 第 2 次計画（1963 年（昭和 38 年）開始）までは災害発生件数等を半減させようとし、その後は労災発生率の約 3 割減少を目標としていたが、発生件数や発生率の減少と共に目標値が漸減し、第 8 次計画から労災総発生件数の概ね 25%減少、第 9 次計画から同じく概ね 2 割減少、第 11 次計画からは死傷者数の 15%減少を目標とするようになったこと、

ウ 第 1 次計画（産業災害防止総合 5 カ年計画：1958 年（昭和 33 年）開始）の段階から、計画的取り組み、事業者（団体）による自主的取り組み、すなわ

ち区々多様な職場リスクに応じた積極的な災害防止の取り組み（これは後に労働安全衛生マネジメントシステムによるリスクアセスメントの誘導に発展する）、重大災害対策や重点業種（当初は建設、港湾荷役、林業等。その後、製造業、陸運業等が含まれるようになった）や中小規模事業への焦点合わせ（：選択と集中）、生産設備や機械の本質的な安全化、作業行動自体の安全化、行政による監督指導体制の強化等が掲げられ、その後も継承されていったこと、ただし、重点業種の設定は第2次計画、機械の本質的な安全化は第3次計画で特徴的に示されたこと、

エ 第4次計画（1973年（昭和48年）開始）から、化学物質による健康障害や一般的な職業性疾病対策と共に、作業関連疾患対策、長時間労働時間対策などの健康面の対策が盛り込まれ、合わせて労働者参加も含む自主的対策の強化、安全衛生教育が強調されるようになったこと、

オ 第5次計画（1978年（昭和53年）開始）から、化学物質対策における有害性調査や作業環境管理のほか、産業医学・産業保健の推進、労災防止団体の活動強化等が盛り込まれるようになったこと、総じて、危険有害性が分かりにくい衛生や健康の積極的な対象化に伴い、情報の収集・提供など、ソフトな対策も積極的に盛り込まれるようになったこと、また、中高年齢者（第7次計画以後は高年齢者）の安全衛生対策も盛り込まれるようになったこと、

カ 第6次計画（1983年（昭和58年）開始）から、第三次産業対策が盛り込まれるようになったこと、

キ 第7次計画（1988年（昭和63年）開始）では、作業環境管理の徹底と特殊健診項目の見直し、有害物対策の総合的推進、海外派遣労働者や企業の海外進出に伴うリスク対策のほか、総合的推進施策として、安全衛生研究体制の整備、専門技術団体の活動促進等（このうち前者はその後も継承された。後者は第12次計画で同旨の内容が復活した）も盛り込まれたこと、

ク 第8次計画（1993年（平成5年）開始）では、建設、陸運業等と共に第三次産業である卸売・小売・サービス業が重点化されたこと、爆発・火災災害、交通災害が特定災害として重点化されたこと、電離放射線等対策、化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進、心身両面の健康づくりの推進、外国人労働者の増加に伴う災防対策（これは、第9次計画以後も継承されていった）等が盛り込まれたこと、

ケ 第9次計画（1998年（平成10年）開始）では、じん肺、職業がん等の減少、酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅が掲げられ、化学物質健康障害防止対策が職業性疾病対策から独立して設定され、健康確保対策にストレスマネジメント対策が盛り込まれたこと、国際水準に立った行政展開等が盛り込まれたこと、

コ 第10次計画（2003年（平成15年）開始）からは、ケに加え、労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進、就業形態の多様化・雇用の流動化への対策が盛り込まれたこと、ケのストレスマネジメント対策がメンタルヘルス対策に代えられたこと、

サ 第11次計画（2008年（平成20年）開始）では、労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進等が強調されたほか、建設業での転落・墜落災害防止対策、腰痛防止対策、振動・騒音障害防止対策、熱中症予防対策、アスベストの全面禁止の徹底、解体作業等におけるばく露防止対策等が盛り込まれたこと、

シ 第12次計画（2013年（平成25年）開始）では、改めて小売・飲食のほか、社会福祉事業等の三次産業対策が重点化されると共に（ただし、社会福祉事業が掲げられたのは、第11次計画が初めて）、メンタルヘルス対策、過重労働対策が強調され、古くて新しい、危険有害性がわかりにくい化学物質対策などの重要性も改めて喚起されたこと、また、経営トップの安全衛生意識の高揚や、信賞必罰の姿勢が示されたこと、発注者、製造者による安全対策の強化が盛り込まれたこと、更に、東日本大震災を受けた復旧・復興工事対策、原子力発電所事故対策が盛り込まれたこと、

ス 第13次計画（2018年（平成30年）開始）では、改めて死亡災害対策の強化（建設業での墜落・転落防止、製造業での施設・機械等による災害防止等）が盛り込まれたほか、過重労働による健康障害防止対策、主のがん患者の治療と就労の両立支援を想定した、疾病を抱える労働者の健康確保対策、横断的課題として、安全衛生専門人材の育成、労働安全・衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用等が盛り込まれたこと、

等を示している。

総じて、安全から危険有害性がわかり

にくい衛生、健康へ、一律的な強制規制型から分権的な自主取組促進型へ、の流れを辿ってきたが、震災などの大きな災害、社会経済条件の変化などにより増加する伝統的な建設労災などへの対応、古くて新しい、危険有害性がわかりにくい化学物質対策なども図られてきたことが窺える。各次の計画に関連して、どのような法政策が講じられ、労災職業病がどのような経過を辿ったかについては、継続的な調査研究がなされる予定である。

### 3 原報告（第4章第20条～第21条）

（適用の実際につき、本文追記、要約共に未了）

原報告は、第4章の事業者を名宛人とする危害防止基準の設定を図った第20条ないし第25条のうち、第20条と第21条について解説している。

同報告では、

ア 両条文は、モノ（第20条）、作業場所・作業方法（第21条）にかかる典型的な労災の再発防止策の基準化（：危害防止基準の設定）を図る、安衛法の基軸とも言える規定であり、文言自体、工場法時代の原型から殆ど変更はないが、それに紐付く安衛則は、諸事情に応じて、成長する規則と言われるほど進化ないし変化してきていること、両条文を具体化する規定は、概ね安衛則に盛り込まれていること、

イ 危害防止基準は、刑事罰や使用停止命令等の行政権の発動をもって実効性確保が図られており、労災民事訴訟で加害者側の過失の裏付けとされることも多

いこと、それだけに、その策定や運用に際しては、現実の必要との関係で過不足を減らすと共に、名宛人による現実的な実行可能性が考慮される必要があること、

ウ 本研究費による研究代表者の先行研究は、危害防止基準の過不足を減らすため、同基準の定め自体に一定程度抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には名宛人である事業者に安全性の証明責任を課す等の方策を提言しており、その正当性と妥当性が検討されるべきこと、

エ 両条文が指す危険は、広く理解されてきたこと、すなわち、第 20 条第 1 号が定める機械等による危険には、原動機や動力伝導部分への巻き込まれ危険などのほか、機械が取り扱う原材料や製造する加工物の飛来、ボイラーの破裂等も含まれること、第 2 号所定の爆発物、発火物、引火物等は例示であって、事業場で製造ないし取り扱う物が、一定条件下で爆発、火災等を生じ、労働者に危険を及ぼし得る場合、それに該当すること、また、「等」とされているのは、単独では発火等の危険はないが、可燃物や還元性物質との接触に衝撃等が加わると爆発等が生じる酸化性の物等も含まれる趣旨であること、第 3 号所定の電気、熱その他のエネルギーによる危険には、危険源への直接の接触による感電危険のほか、アーク溶接による電光性眼炎（紫外線等による眼の火傷のようなもの）、熔融高熱物による火傷等の危険も含まれること、第 21 条が定める土砂等が崩壊するおそれがある場所等には、物体の落下するおそれがある場所等が含まれること、

オ 法第 37 条や第 42 条が定める特定

機械等の製造や流通に関する規制は、安衛則第 27 条やクレーン則第 17 条などが、事業者に対して、それらの規制による構造規格の審査等をパスしたもの以外の使用を禁止しているため、間接的には、事業者の危害防止基準としても機能していること、

カ 法第 20 条の原型は、昭和 4 年に制定された工場危害予防及び衛生規則第 1 条～第 14 条（原動機に関する規定）、第 20 条～第 27 条（爆発・火災・引火に関する規定）、第 21 条の原型は、同規則第 15 条（墜落防止のための柵囲等の設置に関する規定）にあったこと、これらの規定は、明治 44 年に制定された工場法のうち、工場やその附属建設物等に物理的な危険や衛生・風紀にかかる問題がある場合に、行政官庁が工業主に改善措置や使用停止を命じ得る旨を定めた第 13 条に基づき定められたこと、これらの規則の策定に当たっては、当時の内務省社会局が関係各方面の意見を徴した経緯があること、工場法制定のための実地調査を主導した岡實は、現場のリスクは多種多様で変化もするので、法律では概括的な規定を置き、具体的な定めは細則に委ねていた独仏等の制度を参考にこれらの条文を起草した旨を著書に記していること、戦後は、労基法第 5 章が安全衛生について定め、そのうち第 42 条が使用者による危害防止の一般規定を置き、その具体化のために旧安衛則が定められ、現行法第 20 条及び第 21 条並びに関連規則に該当する規定は第 2 編に設けられたが、折々の災害事情に応じて幾度か改正されてきたこと、昭和 47 年に現行安衛法が制定されて

第4章がその中核を担い、中でも第20条及び第21条は、中核中の中核規定として、その後一度も改正されず、最も多くの紐付き規則を擁して現在に至っていること、

キ 工場法の制定前から、少女工の機械の掃除最中に運転が開始されたことによる死亡事故、精紡機のバンド紐の掛け直し作業中の腕の巻き込まれ事故等が多発していたことが、『女工哀史』等の資料に記載されており、工場法以後の危害防止基準確立の原動力になったと察せられること、

ク 厚労省労働基準局監督課が2017年5月に公表した安衛法関係送検公表事案によれば、送検された198件のうち、一定以上の高さの作業床の端に囲い等を設ける義務を定めた安衛則第519条違反を代表例として、法第20条及び第21条の違反が最多だったこと、ただし、死傷者の発生を受けた、いわゆる事後送検が殆どであること、

ケ 刑事事件に関する関係判例では、工事現場での作業中、従業員がむき出しの高圧電線に接触して感電死した事故で、当該工事現場の現場主任が、使用者に感電危害防止策を義務づけた旧安衛則第127条の8（及びその親法に当たる労基法第42条）違反で起訴された事件で、当該主任は、電気会社やその下請に感電対策を依頼したため、同条を履行した旨主張したが、かような危害防止基準は現に実施されねばならず、たとえ安全管理の専権を有する者にその実施を依頼するなど実施の努力をしたとしても、それのみで遵守したことにはならない旨判示されたこと、請け負った工場の建設（増築）工

事に作業員を従事させたところ、当該工場に設置されていた織機の動力用シャフトに覆い等が設置されていなかったために生じた接触危険につき、当該請負会社の経営者が、床から1.8m以内の動力伝導装置に覆い等を設けるべき旨定めた旧安衛則第63条第1項（及びその親法である労基法第42条）違反に問われた事件で、当該経営者は、要約、自身が所有も管理もしない装置について同条の適用はない旨主張したが、動力伝導装置等にかかる危害防止措置の対象は、使用者の所有物や管理物でないもの、その作業場に設置されていない物にも及び得る旨判示されたこと、自動車用部品等の加工等を行う工場で、労働者らにアルミダイカスト製品の成形加工等を行わせる際に、全自動運転の際には安全装置が作動せず、労働者らの身体の一部が挟まれるおそれがあった点につき、当該会社に、安衛法第20条及び、射出成形機等に労働者が身体の一部を挟まれるおそれがあるときに、自動で装置が停止する戸等の安全装置の設置を義務づけた安衛則第147条違反が問われた事件で、当該会社は、全自動運転中は危険作業を行わないよう指導していたこと等から、具体的危険がなかった旨主張したが、規則第147条は、フェイルセーフの考え方を採用している（労働者に過失があっても機械に接触しても安全が保たれるよう図った規定である）ため、安全装置を設けなかった以上、違反が成立する旨判示されたこと、民事事件に関する関係判例では、元請らにより、さしたる安全教育が行われず、重機の運転にかかる合図者の指名や指揮系統の特定、

合図の統一などが行われぬ前提で、ある孫請けが備車した重機が同じ会社の別の労働者に激突して腰椎挫傷の傷害を負わせたという事案で、安衛則第 2 編第 1 章の 2 第 1 節、第 2 章第 1 節等の規定に照らすと、重機の運転者に信号者を予め定め、合図を統一し、作業内容や指揮系統を通知し、合図を確認して運転させること等が安全配慮義務の具体的内容になる旨判示されるなど、安衛則の関係規定の文言より、それらの規定に通底する趣旨を汲んだ解釈がなされていること、危害防止基準は、危険を定型化し、定型的措置を事業者を中心とする名宛人に課すことにより危害の防止を図るものなので、いっけん危害が窺われなくても、定型的な遵守が求められること、特に民事過失責任との関係では、定型的遵守のみならず、その趣旨を汲み、現場事情に即したより高度で柔軟な解釈に基づく危害防止措置が求められること、

コ 法第 20 条、第 21 条を具体化する安衛則第 2 編（安全基準）からくみ取り得る危害防止基準の原則は、①機械等のうち労働者に危害を及ぼすおそれのある部位・箇所につき、囲い、覆い、運転停止などの手法によって安全化する、②機械等の点検、検査、整備などを義務づけると共に使用限度の超過を禁止する、③物との接触による危険を防ぐために労働者の身体に保護具などを装着させる、④立入禁止などの措置によって、危険な機械またはその部位・箇所、危険な場所などに労働者を不用意に接近させないようにする、⑤合図などによって労働者に危険への注意を喚起し、その回避を促し、

安全かつ合理的な行動を促進する、⑥作業主任者などの現場責任者の選任・配置を含め、安全管理に関する指揮命令系統を整備し明確化する、という 6 点に集約されること、これは、1) 危険源の除去・低減、2) それが叶わない場合ないしリスクが残留する場合の追加的な安全・衛生工学的措置、3) それでも残留するリスクに対する人的措置、という 3 ステップ・アプローチとも共通すること、また、その嚆矢である工場危害予防及び衛生規則にもその要素が窺われること、

サ 安衛法の危害の事前防止的性格を反映して、安衛則が示す危害防止基準には、「危険を及ぼすおそれ」（第 130 条の 9 など）、「身体の一部を挟まれるおそれ」（第 147 条第 1 項）など、危険性を示す抽象的な文言（不確定法概念）が多く用いられており（状況・場合、物の全部ないし一部、場所）、方法ごとに想定される危険への対処を事業者が義務づける一方で、危険のおそれがない「とき」「もの」という要件を充たす場合には、事業者が課せられた危害防止義務を例外的に免除しており）、行政権を発動する場合や刑事責任を課す場合等にその解釈が問題となるところ、判例（最 3 小決昭和 48 年 7 月 24 日）は、動力伝導装置に覆い・囲い等を設けなかったことで労働者が死亡し、安全管理責任者の刑事責任が問われた事案において、旧安衛則第 63 条第 1 項にいう「接触の危険」という文言について、労働者の操作ミス等を前提としたフェイルセーフの考え方を基準に、接触の抽象的な危険があればよく、たとえ通常の使用方法であれば危険が生じなくても、労

働者は過失を犯し得ることを前提に、基準の定める措置を状況に応じて講じるべき旨を述べたこと、すなわち、危害防止基準は、基本的には、事業者らに定型的な遵守を求めるものであり、そこに含まれる「危険」、「おそれ」などの不確定法概念は、フェイルセーフの考え方に基づいて解釈され得ることが示されていること、他方で、危害防止基準は、産業利益等との調整の中で、自然科学的な知見を踏まえた再発防止策の合意水準を示しており、監督取締行政との関係では、さしあたりここまで講じていれば大丈夫という免責基準としての性格も持つこと、労働者に一定の義務を課す危害防止基準は、それに労働者が違反した場合に、民事損害賠償請求事件において、過失相殺の根拠となり得ること、

シ 危害防止基準の履行は、関係諸規定との連携により初めて促進されること、そのため、本研究費による研究代表者の先行研究が、現行安衛法の趣旨とした以下の8項目の実現が図られるべきこと、

- ①リスク創出者管理責任負担原則を志向すべき、
- ②国などによる重点傾斜的な計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進を図るべき、
- ③物的措置のほか、経営工学的知見を踏まえた人的措置を重視すべき、
- ④不確実性が高いリスクには、事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的なRAを実施させるべき、
- ⑤予防政策は、1次予防から3次予防

まで包括的に形成されねばならず、リスク管理では高いリスクを優先し、先ずは根本的で集団的な対策を行い、残留リスクについて、個別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続的に講じるべき、

⑥労働者の高齢化、疲労・ストレスによる健康障害の一般化などの日本の文脈を前提に、たとえ比較法制度的にパターンなりスティックな面があっても、職域でできる健康の保持増進対策は積極的に推進すべき、

⑦不確実性の高いリスク対策は、法文上は積極的・開発的な課題として理想的目標を規定し、ガイドラインで詳細が規定されることが多いので、民事過失責任法上、事案の個別事情に応じて参酌すべき、

⑧ハラスメントのような心理社会的危険源を典型として、リスク要因は、社会科学的にも認識すべき。

等が示されている。

#### 4 佐々木報告（第4章第22条～第25条の2）

（本文は完了。適用の実際、24条、25条、25条の2の要約は未了）

佐々木報告は、第4章の事業者を名宛人とする危害防止基準の設定を図った第20条ないし第25条の2について解説している。

同報告では、

ア 第22条は、主として原材料、放射線、振動のほか、計器監視、精密機械等の精神疲労を伴う作業等の健康障害要因を例示的かつ類型的に掲げ、それぞれに

応じた規制によって、その防止を図ることを目的としていること、同条第 1 号は、有毒なガス、蒸気、粉じんによる中毒、皮膚障害、酸素欠乏症、病原体への感染など、主に呼吸や経皮による体内への吸収による健康障害の防止措置を義務づけていること、講ずべき措置の具体的内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則や特別規則等に定められていること、第 2 号は、放射線傷害、高温による火傷、低温による凍傷、騒音による難聴、振動による白ろう病、異常気圧等による減圧症など、物理的な要因による健康障害の防止措置を義務づけていること、第 3 号は、精密工作作業など、高度の精神神経活動によるストレス等にかかる健康障害の防止措置を義務づけていること、講ずべき措置の具体的内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則第 3 編第 4 章や事務所則第 10 条に定められていること、第 4 号は、ジクロロベンジジン、アルファーナフチルアミン等の要製造許可物質や、石棉、カドミウム、水銀等の特定化学物質や鉛等の化合物等を含有する排気、アルキル水銀化合物、硫化ナトリウムや放射性同位元素により汚染された廃液等による健康障害や公害等の防止措置を義務づけていること、講ずべき具体的措置の内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則のほか、有機則、特化則、鉛則等の特別規則に定められていること、第 22 条、第 23 条共に、罰則（第 119 条第 1 号：6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が付されていること、

イ 安衛則では、第 3 編第 1 章（有害な作業環境）に、以下のような法第 22 条

を具体化する基準が定められていること、有害原因除去のための 3 ステップ・アプローチ（第 576 条）、ガス等発散の抑制のための発散源の密閉を筆頭とする諸措置（第 577 条）、坑、ケーソンなど換気不十分な場所での（排ガスをもたらず）内煙機関の使用禁止（第 578 条）、局所排気装置の排気の無害化措置（第 579 条）、中和、沈殿、ろ過等による排液の処理（第 580 条）、病原体に汚染された排気、排液、廃棄物の滅菌処理等（第 581 条）、作業場における注水等による粉じんの飛散防止措置（第 582 条）、坑内作業場におけるガス濃度の抑制（第 583 条）、強烈な騒音を発する屋内作業場の明示等（第 583 条の 2）、強烈な騒音を発する屋内作業場における隔壁等の伝播防止措置（第 584 条）、暑熱、寒冷、有害光線や超音波、低酸素濃度、ガス・粉じん等の発散、有害物取扱い、病原体汚染等のリスク要因にばく露する場所への立入禁止とその表示、労働者の遵守（第 585 条）、有害物や病原体等の集積と表示（第 586 条）、施行令第 21 条第 2 号所定の作業環境測定を行うべき暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場（第 587 条）、施行令第 21 条第 3 号所定の作業環境測定を行うべき著しい騒音を発する屋内作業場（第 588 条）、施行令第 21 条第 4 号所定の作業環境測定を実施すべき坑内作業場（第 589 条）、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場での定期的な騒音測定等（第 590 条）、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場の条件を変更した際の騒音測定等（第 591 条）、第 589 条第 1 号所定の坑内作業場における定期的な炭酸ガス濃度の測定等



（第 592 条）、

著しい暑熱、低温、低湿物体、有害物、有害光線、ガス・蒸気・粉じん等の発散、病原体による汚染等の危険源にばく露し得る業務をさせる際の適切な保護具の備え付け（第 593 条）、皮膚障害をもたらす物や経皮吸収有害物等にばく露し得る業務をさせる際の適切な保護具等の備え付け（第 594 条）、強烈な騒音に晒され得る場合の耳栓等の保護具の備え付け（第 595 条）、同時就業者分の保護具の数の備えとメンテナンス（第 596 条）、労働者による保護具使用の指示の遵守（第 597 条）、保護具等による疾病感染リスクがある場合の個別の保護具の備え付け等（第 598 条）、

ウ 有機則は、昭和 33 年ころ、大阪と東京で、ヘップサンダルの製造やポリエチレン袋の印刷に従事していた労働者に再生不良性貧血が多発し、その原因がベンゼン中毒と判明したことを契機として、有害性が明らかな有機溶剤 51 種類を選定し、それらによる労働者の健康被害を予防するために、労働基準法の衛生関係特別規則として制定された経緯があること、有機則等の特別規則は、安衛則に対する特別法に当たり、内容が競合する場合には、優先的に適用され、その余は安衛則が適用されること、

法第 22 条に基づき有機則第 2 章が定めている危害防止措置は、第 1 種、第 2 種有機溶剤については、発散源密閉設備、局所排気装置（局排）、局排の一種であるプッシュプル型換気装置であるが、第 3 種有機溶剤については、全体換気装置でもよいとされていること、通気の問題が

生じ易いタンク内の有機溶剤業務では、一定のマスクの使用を求めていること、

エ 鉛則は、戦後に新たな鉛化合物や鉛作業の登場とそれによる中毒者の発生を前提に、昭和 42 年に、労働基準法の衛生関係特別規則として制定された経緯があること、鉛は、その製錬、加工等の際に発散するヒューム、粉じんへのばく露で、疝病、四肢の麻痺などの悪質な中毒を発生させること、鉛則でも、局所排気装置（局排）や局排の一種であるプッシュプル型換気装置の設置、労働者に保護具を使用させることなどが事業者に義務づけられていること、

オ 四アルキル鉛則は、ノッキング防止のため自動車等の燃料に添加する無色の液体で、蒸気の吸引により頭痛、吐き気、著しくは錯乱状態等の健康障害をもたらす四エチル鉛等について、省庁横断的な協議の結果、1951 年（昭和 26 年）に施行された四エチル鉛危害防止規則に淵源を持つこと、しかし、それは、製造、輸送における中毒を想定していたところ、昭和 37 年 7 月頃の横浜市の米軍石油貯蔵タンク清掃作業で作業員 29 名の四エチル鉛中毒を生じた（うち 4 名が死亡した）災害を踏まえ、改正されて昭和 36 年 5 月に四エチル鉛等防止規則となり、更に、昭和 40 年 10 月に、ぼすとん丸の四エチル鉛に汚染された船艙やタンクの清掃作業者が集団で中毒にかかった事件をきっかけに、四エチル鉛、四メチル鉛、その他いくつかの混合アルキル鉛を対象に、事業者を名宛人として、装置を密閉式とすることから保護具の装着、特殊健診を含む総合的な対策を求めたのが四アルキ

ル鉛則であること、

カ 特化則は、従来の特別規則による僅かな規制対象物質以外の有害物質のうち、特定の物質を取り扱う労働者の健康被害が多い実態、従来の安衛則の規制内容に具体性を欠いていたこと等に鑑みて、公害対策も視野に入れ、昭和46年に労働省が制定した特定化学物質等障害予防規則と、それに紐付く3つの告示（ガス等の気中濃度関係、特殊健診の対象関係、作業主任者講習関係）を嚆矢としていること、昭和47年の現行安衛法に製造許可、有害性の表示等の制度が盛り込まれたことを踏まえ、内容の充実化が図られ、以後も複数回の改正が重ねられたこと、

他の法令との関係についてみると、安衛法本体との関係では、法第55条が黄燐マツチ、ベンジジン等の製造、輸入、譲渡等の禁止、第56条が、ジクロロベンジジン、ベリリウム等の製造を大臣の許可制としつつ、その取扱いについては、本規則上の第一類物質として、その基準に委ねていること、安衛法上の製造等の禁止、製造許可の対象外物質は、有機則や本規則による類型別の管理に委ねられていること（第一類：重度の慢性疾患を発生させ得るため、安衛法第56条で製造許可の対象とされている物質、第二類：（重度の）慢性障害を発生させ得るため、ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉させる設備や局所排気装置の設置を要する物質、第三類：大量漏洩により急性障害を生じ得るため、屋内換気装置等一定の設備を要する物質）、有機則等他の特別衛生規則との関係では、本規則は対象物質の用途や有害性の多様性などを踏まえ、対

象となる作業の特定はせず、それを製造又は取り扱う作業を全て対象としていること、特化則は、発がん性物質の規制を重視しており、従前は有機則が規制していたクロロホルム10種を、その第二類物質の「特別有機溶剤」に位置づけ、ばく露記録の長期保存、作業主任者の選任等を規定したこと（その後、1, 2-ジクロロプロパン等が追加された）、有機則との関係では、特定有機溶剤の単一成分の含有率が1%超で特定有機化合物と有機溶剤の合計含有率が5%以下の場合、特化則のみの適用、それぞれ1%以下、5%超の場合、有機則適用、それぞれ1%超、5%超の場合、両規則の適用、それぞれ1%以下、5%以下の場合、両規則とも適用なしとして、棲み分けが図られていること、

本規則は、ガス、蒸気又は粉じんによる健康障害防止措置として、設備上の措置のみでは不十分な場合等における防護具の備え付け等を定めていること（第7章）、

キ 高圧則は、ケーソン内部作業や潜水作業などの高圧条件下での就業では、圧気下体内に浸透した気体が低圧化すると気泡に変わり、細い血管を塞ぐなどして、関節痛、けいれん等を生じる高血圧障害等の防止のため、旧労基法の下で1961年に制定され、その内容が現行安衛法の制定の際に策定された旧高圧則に引き継がれたこと、その後、1976年2月に栃木県の大瀬橋建設工事で一酸化炭素を含む空気の送給により、ケーソン内にいた労働者6人が一酸化炭素中毒で死亡する災害が発生したことを契機に、当時の

安衛則の安全基準内の高圧作業にかかる危険防止に関する規定を統合するなどして充実化し、現高圧則（昭和52年労働省令第2号）ができたこと、規則内には、高圧室内業務の設備、潜水業務の施設等（第2章）、高圧室内業務の管理（第3章）等が定められていること、

ク 電離則は、吸収された物質をイオン化（中性物質をプラスやマイナスの電荷を帯びたイオンにすること）させ、人体に影響を及ぼすX線などの電離放射線による健康障害の防止を目的とした規則であること、①戦後の経済復興時にX線装置や放射性物質の利用が増える一方、関係者の知識が乏しくて健康障害等が多発したことを踏まえて、昭和20年代後半に関係する様々な行政通達が発せられたこと、②昭和32年に放射性同位元素等による放射線障害の防止法が制定されたこと、③技術革新で電離放射線の取扱い範囲が広がったこと等から、昭和34年に電離則（労働省令第11号）が施行されたこと、その後、昭和33年の国際放射線防護委員会（ICRP）勧告を踏まえた全面改正を経て、昭和47年に現行安衛法の制定を踏まえて新規則となったこと、しかし、非破壊検査の装置の放射線源による災害の多発等を踏まえ、昭和48年に電離放射線障害防止対策要綱が公表されたこと、1999年の東海村JCO臨界事故を受けて、規則改正が行われたこと、2011年の東日本大震災による福島第一原発事故により、本規則の改正と共に、除染則が制定されたこと、

本規則は、第2章で、管理区域を設定して標識により明示すべきことや、労働

者が常時立ち入る場所について、遮蔽壁や局所排気装置の設置等により実効線量が所定限度内となるようにすべきことや、放射線にばく露する労働者が受ける線量を測定すべきこと等を定めていること、第4章で、放射線濃度にかかる作業環境管理、保護具や作業衣を労働者に使用させるべきこと等を定めていること、

ケ 酸欠則の前身は、昭和36年から37年にかけて、東京都内の高速道路工事現場で相次いで生じた酸欠による作業員の死亡災害等を受けて昭和42年に発出された「酸素欠乏症の防止について」と題する労働省通達に遡ること、しかし、その前後にも酸欠による災害が継続し、昭和43年11月には「酸素欠乏症防止対策要綱」が公表されたが、増加の一途を辿ったため、強制力のある規則を単独で制定したのが、「酸素欠乏症防止規則」（昭和46年労働省令第26号）であったこと、昭和55年に滋賀県彦根市のゴミ焼却炉の汚水処理施設で、硫化水素中毒により計5名が死亡する災害が生じたことを受け、同中毒も視野に入れ、「等」を付した酸欠則が制定されたこと、

本規則は、酸欠危険のある作業場所を広く列挙して、対象範囲を定め、種々の防止措置の確保を図っていること、防止措置としては、作業環境測定を筆頭に、換気（による一定の酸素濃度の確保と硫化水素濃度の抑制）、換気を行えない場合等に保護具を使用させること、入退場者の点検、酸欠危険作業従事者以外の者の立入禁止、作業主任者の選任、特に危険な酸欠危険作業（第一種酸欠危険作業）従事者に対する特別教育、退避、酸欠症

状による転落の防止措置等を規定していること、

コ 粉じん則は、長期間にわたる粉じんの吸引による肺の病変による不可逆、難治性の健康障害（けい肺、溶接肺等）の防止のため、昭和 35 年に制定され、同 52 年に改正されたじん肺法を基礎としていること、同法の 52 年改正は、じん肺有所見者数の多さを踏まえたものであったこと、本規則は、同改正の際に、職場における粉じんの規制（作業環境、ばく露防止にかかる規制）の強化を求める声を受けて昭和 54 年に策定されたこと、

本規則は、第 2 章に、粉じんの発散の防止／抑制を目的として、特定粉じん発生源に対する密閉設備や局所排気装置（局排）、局排の一種であるプッシュプル型換気装置の設置、湿潤状態保持設備の設置、その他の粉じん作業にかかる措置（測定結果に応じた換気風量の増加、坑内作業場における切羽近くでの粉じん測定等）、第 6 章に、ばく露防止のための保護具、一定の作業については有効な呼吸用保護具を労働者に使用させるべきこと等を定めていること、

サ 石綿則が対象とする石綿は、有用な天然鉱物として古くから利用されてきたが、発がん性等の影響が明らかとなり、日本を含む 60 か国以上で輸入や使用が禁止されていること、中皮腫の場合平均 40 年、肺がんで平均 30-40 年の潜伏期間が認められていること、

元は、安衛法と特化則等で健康障害防止措置を講じさせて来ていたが、平成 7 年、16 年の安衛法施行令の改正で、石綿含有製品の製造等が禁止され、使用量が

大幅に減ったこと、しかし、昭和 50-60 年頃に建設された建築物に石綿含有建材が多く含まれており、その解体等の増加による労働者のばく露機会の増加が予想され、なおかつ、ばく露防止に必要な措置が特化則所定の措置と大きく異なっていたため、平成 17 年に単独規則としての石綿則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）が制定されたこと、その特徴は、①石綿等（石綿及び石綿を 1% 以上含有する製品等）が使用された建築物の解体等にかかるばく露防止対策の整備、②石綿等が吹き付けられた建築物の管理、③石綿含有製品の計画的代替化の促進であったこと、本規則が制定された年に、偶然、クボタで従業員 79 名が石綿疾患で死亡し、近隣住民にも被害が発生していたことが明らかとなったこと（「クボタ・ショック」）、

本規則は、第 2 章で石綿等取扱い業務等にかかる措置を定めており、その第 1 節は、建築物、工作物、船舶の解体等（解体、破碎等）のほか、吹付け石綿等の封じ込めや囲い込み作業での健康障害防止措置として、石綿等の使用の有無の目視、設計図書等による調査と結果の記録、使用の有無が不明な場合の分析調査と結果の記録、これら事前の調査結果を踏まえた作業計画の作成と、それに沿った作業の遂行、建築物の吹付け石綿等の囲い込み作業や建築物の張付け石綿等が使用されている保温剤等の除去や囲い込み作業についての当該作業従事者以外の者の立入禁止措置及びその旨の表示等を事業者に求めていること（第 3、4、7 条）、第 2 節は、建築物の解体等の場面ではな

く、吹き付けられた石綿や石綿含有保温材の損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者のばく露危険がある場合に、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じるべきこと、臨時に就業させる場合には、（除去等までは実施しなくてよいが、）呼吸用保護具等を使用させるべきこと等を規定していること、第 3 節は、建築物関係以外で石綿等を取り扱う業務等について、発散源の密閉、局所排気装置の設置等を求めると共に、石綿等の切断等の作業については、湿潤等の措置を講じると共に、労働者のばく露防止の徹底を図るために、当該労働者に呼吸用保護具を使用させることを事業者が義務づけていること、そして、第 2 章で定められた作業を含め、石綿等を常時取扱い、もしくは（石綿による健康障害防止等を目的とする）試験研究のため石綿そのものを製造するか、一定の石綿を含有する製剤等の石綿分析用試料等を製造する作業場では、その作業の記録および事故による汚染の概要を記録し、これを 40 年間保存させること等を使用者に義務づけていること、

シ 法第 22 条の淵源は、行政官庁が、命令により、工場及び附属建設物並びに設備による危害や衛生、風紀等の侵害リスクがある場合の工業主への諸措置の命令等について定めた工場法第 13 条及び、それを具体化した工場危害予防及衛生規則にあり、同規則には、ガスや蒸気、粉じんなどの危険源について、排出密閉、必要のある者以外の立入り禁止、作業に従事する職工に防護具を使用させることなど、現行安衛則の衛生基準や特別規則

が求める措置の原型が設けられていたこと、戦後は、1947 年に制定された旧労基法第 42 条が、使用者に安全衛生にかかる一般的義務を課し、他方で、当時は工場法施行令、同施行規則、工場危害予防及び衛生規則など様々な規則に分散していた内容を、労基法の体系下に位置づけると共に、ILO の条約・勧告を参照し、なおかつ工場監督行政の体験を踏まえて、同じく 47 年に、旧安衛則が制定されたこと、旧安衛則等の諸規則には、後に法に格上げされた事項（作業主任者、安全・衛生委員会、急迫した危険時の労働者の退避、定期自主検査、検定、作業環境測定、有害業務の作業時間制限、技能講習等）が定められていたこと、

ス 法第 22 条の射程が広いこと、背景となった災害は特定できないが、実質的には、それに紐づく特別衛生規則の前述のような災害が該当するであろうこと、もっとも、鉛則や特化則のように、中毒者数の実態調査が背景となった特別規則があること、金属中毒や粉じんによるけい肺のように、大正時代から注目されていたものもあったこと、

セ 関連判例のうち、林野庁高知営林局事件では、林野庁が、昭和 32 年頃にチェンソー、同 36 年にブッシュクリーナーを本格導入して任用した職員に使用させていたところ、振動障害に罹患したため、損害賠償請求された事案につき、1 審は、鋸打機や削岩機等による振動障害から、これらの機械の導入によるリスクは予見できたのに、当該リスクに関する調査研究をせずに使用させたこと等は過失だとしたのに対し、2 審及び上告審は、予見

可能性を全否定はできないが、公務員災害補償制度の適用以上に民事過失責任を負わせるほどの違法性はなかったなどとして、林野庁の責任を否定したこと（もっとも、これは安全配慮義務のリスク管理義務としての本質を否定したのではなく、公務にかかる事案のため、容易に国等の責任を認めるべきではなく、公的補償に委ねるべきとの考えが基礎にある（：民間企業の場合には異なった結論となった可能性がある）判断のように思われる（\*三柴注））、

東北機械製作所事件では、木型・金型修理・塗装工が、10年以上、換気扇がなく防毒マスクも使用しないまま、溶剤としてシンナーを使用していたところ、有機溶剤中毒症に罹患したとして、雇用主であった会社に損害賠償を求めた事案につき、会社は、まずは換気装置等を設置して作業環境を改善し、次に保護具を使用させるべきだったのに怠った点で過失責任があったとしたこと、

三菱重工神戸造船所（騒音性難聴）事件では、全審級において、本件の元請は、下請の労働者と指揮命令関係にあり、元請が管理する労働手段を使用し、作業内容も元請の従業員とほぼ同じだった以上、当該下請労働者に対して安全配慮義務を負い、その内容は、労働省が作成した安全衛生のしおりに記されている措置（①環境改善、②騒音測定、③防音保護具の装着、④作業教育、⑤聴力検査）と同一であるところ、これらの一部を怠った以上、同義務違反があるが、下請労働者側も、従前の経験から騒音の存在を知らながら、下請に採用されて元請の管理下

で就業し続け、耳栓を完全に装着していなかった等の点で過失相殺されるとされたこと、

三菱重工神戸造船所（振動障害）事件では、1, 2 審共に、チェンソーとそれ以外の振動工具による振動障害防止のため、それぞれに関する通達を踏まえ、会社側には、①工具の選定と保持、②作業時間管理、③作業標準の設定、④操作・作業方法の指導その他の教育、⑤保護具の支給と使用の徹底等を行う安全配慮義務があったが怠ったとして過失責任を認めつつ、被災労働者の血管収縮作用がある喫煙のほか、過度のアルコール節酒、単車運転による寒冷ばく露につき、賠償額の減額事由になると判断されたこと、

喜楽鋳業（有機溶剤中毒死）事件では、労働者が、おそらく、工場の廃溶剤タンクの底部に溜まったスラッジの清掃を、送気マスクや安全帯を装着せずに行っていたところ、有機溶剤中毒で死亡したために遺族から雇用主に損害賠償請求された事案で、法第22条が、事業者には、原材料、ガス、上記、酸素欠乏空気等による健康障害防止措置を課し、有機溶剤の易体内吸収性や毒性の強さから、有機則が定められた経緯などから、本件の雇用主には、有機溶剤を取り扱う労働者への有毒性、取扱い上の注意等の教育の徹底、安全管理体制や本件タンク内に入るには、送気マスク等の保護具を装着すべきこと等を記した作業手順の整備等を行い、労働者の知識不足や慣れから生じる不注意等による災害を防止する注意義務があったが怠ったとして、過失責任が認められたこと、

化学メーカーC社（有機溶剤中毒等）事件では、有機溶剤を取り扱う検査分析業務に従事していた従業員が、化学物質過敏症や中枢神経機能障害との診断を受けたことから、会社の安全配慮義務違反又は不法行為による損害賠償を請求したという事案で、安衛法やそれに紐付く規則は、その趣旨からも、具体的な状況下で安全配慮義務の内容となり得る旨を述べたうえで、本件検査分析業務は、第一種有機溶剤等であるクロロホルムと第二種有機溶剤等であるノルマルヘキサンを使用し、有機則の適用を受けるため、会社は、同業務を行う部屋に局所排気装置等を設置する義務を負っており、それは安全配慮義務の内容でもあったが、同装置を設置していない部屋があった点につき、同義務違反となること、業務時間が短い等の場合、保護具を使用させることを前提に同義務が免除されることがあるが、本件はその条件に該当しないこと、有機溶剤の毒性等から、保護具を使用させることも、使用者の安全配慮義務の内容となるが、会社は、保護具の機能を満たさないマスクを設置したのみだったので、同義務に違反していたこと、有機溶剤業務については、法令上、作業環境測定が義務づけられ、それが作業環境管理の基礎的要素であるため、やはり安全配慮義務となるが、会社は、それを果たさなかったこと等から賠償責任を負う旨の判断が示されたこと、

国賠訴訟である大東マンガン事件では、マンガン精錬所でマンガン鉍の製錬作業に従事してマンガン中毒に罹患した労働者らが、当該被害は、安衛法第22条及び

それに紐付く特化則違反の状態を労基署が放置したことよるとして、国賠請求を行った事案につき、2審は、行政官庁の権限行使は、その合理的裁量によるものであり、少なくとも当該事業場につき労働者に切迫した「重大な危険」が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法では危険の発生を防止できず、なおかつ行使すれば防止し得た場合に初めて国賠責任が生じ得る旨を述べたこと、

ソ 適用の実際について、最近の労働基準監督年報をみると、第20-25条の違反において、有機則違反が最多で約2300件、次に特化則違反が約2000件、粉じん則違反が約1500件、安衛則違反が約400件で、電離則、鉛則、高圧則の違反は2桁台で少なく、四アルキル鉛則違反はゼロだったこと、

タ 第23条は、場所、機械器具、原材料等を含め、労働者の作業環境及び作業そのものの衛生や風紀等への配慮を義務づけた規定であること、建物等の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の衛生等に関する代表的な紐付き規則には、安衛則と事務所則があり、このうち安衛則の第540条は、安全な通路の設置と維持、標示、第543条は、機械間、機械-他設備間の通路幅を定めていること、本条には罰則（法第119条第1号：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下）があること、

チ 本条に紐付く主要な特別衛生規則である事務所則は、従来、事務所労働に適用されてきた安衛則第3編の規定が、特定の有害業務（坑内労働、粉じん労働、暑熱・低温作業等）を対象としていたところ、日常的な事務労働一般について対

策を講じる必要性が生じたこと、その背景には、①安全衛生行政の最低基準から快適基準へのシフト、②ILO における商業及び事務所における衛生に関する条約（120号）・勧告の採択、③建築物における衛生的環境の確保に関する法律の制定等があったこと、現に、都市部への人口集中、建築物の大型化、気密化等もあって、室内空気汚染、冷房病、飲料水の汚染、悪臭、不完全なゴミ処理による害虫の発生などの事務所衛生に関する問題が発生していたこと等を踏まえ、昭和46年に制定され、翌年の安衛法制定に伴い、それに紐付く省令とされたこと、平成16年に、建築物の気密性の向上、化学物質を放出する建築材料の普及等を踏まえ、ホルムアルデヒド等による室内空気汚染への対策が加えられたこと、

事務所則では、第2章から第4章に危害防止基準が設けられており、第2章は環境管理の規制を担い、気積、換気、湿度、照度の基準設定、空気調和設備や機械換気設備による空気の浄化、燃焼器具を用いる室等での換気、安衛法施行令第21条第5号が定める室など、特定の室等における定期的な作業環境測定、騒音及び振動の防止等を定め、第3章は清潔を担い、飲料水の供給、飲用・食器洗い用給水の水質の確保、排水の漏出の防止、清掃等の実施、ネズミや虫の発生防止、便所の男女別化や一定個数の確保、洗面設備の確保、第4章は休養を担い、休憩設備設置の努力義務、男女別の睡眠／仮眠場所や寝具等の設置、一定数以上の労働者を使用する場合の男女別の休養室／休憩所の設置、立業従事者用の椅子の設

置、第5章は救急用具を担い、救急用具等の備え付けと場所の周知等を定めていること、

ツ 本条の沿革も、法第22条と同様に、行政官庁が、命令により、工場及び附属建設物並びに設備による危害や衛生、風紀等の侵害リスクがある場合の工業主への諸措置の命令等について定めた工場法第13条及び、それを具体化した工場危害予防及衛生規則にあり、同規則には、採光、換気、照明、救急用具、食堂や食器の清潔、男女別の更衣所や浴場の設置など、現行の事務職則等が求める措置の原型が設けられていたこと、戦後は、1947年に制定された旧労基法第43条が、通路と休養以外の項目について、本条と同じ内容（建設物等に関する換気、採光、照明、保温、防湿、避難、清潔に必要な措置等）を使用者に義務づけ、第45条が、命令でそれを具体化する旨定めたこと、

テ 法第22条と同様に、法第23条も射程が広いため、背景となった災害は特定できないが、やはり、工場法時代から同種の規定が存在したことから、現代とほぼ同様の建設物等による衛生面での健康障害が生じていたと解されること、本条に紐付く事務所則は、都市部への人口集中、建築物の大型化、気密化等を背景とする室内空気汚染、冷房病、飲料水の汚染、悪臭、不完全なゴミ処理による害虫の発生などの事務所衛生に関する問題の発生を背景としていたこと、

ト 関連判例のうち、刑事事件であるM製作所（安衛法違反被告）事件では、元請F製作所が農協連から受注した増設工事のうち設備工事を下請したY1社の取



締役であり、その工事及び安全管理を統括していた Y2 が、別の建設工事会社から派遣された A らを使用して、網状鋼板に付け替えるため、まずは機械室内の足場板を取り外して開口部（本件開口部）を生じたところで、別の場所でし残した作業を思い出し、ロープに白布を付けて目印として、その場を離れたところ、電気系統の点検に来た関係者の C が、そのロープを跨ぎ、その開口部から落下して死亡したことを受け、通路の安全確保を定めた安衛則第 540 条と安衛法第 23 条、第 27 条違反に当たるとして、Y1 と共に、両罰規定（法第 122 条）により起訴された事案について、1 審が、本件開口部は、作業の工程と時系列を全体としてみると、本件工事のため、通路として用いられており、安衛則第 540 条が定める「通路」に当たるとしたのに対し、2 審は、同条にいう「通路とは労働者が通行する場所をいう」と述べた上で、本件開口部は、その発生時点から塞ぐ（予定の）時点まで、Y2 とその指示の下で就労していた派遣労働者らのほかに通行することがあり得ない場所だから、同条にいう通路には当たらないし、C は Y1 の労働者ではなかったので、Y1 の労働者にとっての通路とも言えない、と判断したこと（つまり、保護対象を、Y1（と Y1 を代理する Y2）が使用する者のみとする旨示したこと）、

ナ 民事事件である内外ゴム事件では、数年間、換気が悪い作業場で、保護具を着用せず、トルエン、ヘキサン等の有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務を行っていた作業員が、慢性有機溶剤中毒に罹患した事案で、安衛法及びそれに紐

付く安衛則や有機則の規定は、行政取締規定だが、その目的の一致から、使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容となるとした上で、本件では、一定の機能を持つ局所排気装置の設置（安衛法第 22 条、第 23 条、有機則第 5 条、第 14 条～第 18 条）、呼吸用保護具、保護手袋等の保護具（安衛則第 593 条、第 594 条、有機則第 32～第 33 条）が同義務の内容になるが、それに違反して上記中毒をもたらしたと判断されたこと、

ニ 最近の「労働基準関係違反に係る公表事案」から本条の適用の実際をみると、法第 23 条違反は、通路等に関する安衛則第 540 条違反の 2 件に限られていたこと、平成 30 年の労働基準監督年報では、第 20 条～第 25 条違反における安衛則違反は約 440 件、事務所則違反は 8 件だったこと、

ヌ 調査対象とした法第 22 条、第 23 条の原型は工場法時代から受け継がれ、その実質は、それに紐付く規則等によって形成されているため、変化への適応は、規則等の追加や改正を行うことで足りると思われること、

ネ 特別衛生規則の変遷は、①技術の発達、労働者の健康実態、災害的出来事の発生や社会問題化を背景とする充実化、②危害要因の（特質や重要性認識の）変化などに応じた細分化、③有機則と特化則の重畳的適用に代表される複雑化、の 3 点に集約され、これらの進展が、一定程度、労災や健康障害の防止効果を発揮したことは疑いないものの、事業者にとっての分かり易さや自律的な安全衛生活動の促進との相克が生じ得ること、仮に

統合を図る場合には、危害要因の種別やレベル、取扱い方法などの要素のいずれに着目するかを検討する必要があること、等が示されている。

## 5 森山報告①（第4章第26条～第27条）

同報告では、

ア 法第26条では、法第20条～第25条、建設業等での災害時救助の際の被災防止措置を定めた第25条の2第1項に基づき事業者が「講じる措置に応じて」、労働者が所要事項を遵守するよう義務付けていること、本条違反には、50万円以下の罰金が付されていること（法第120条）、

本法上、安全衛生は、基本的に事業者の責任で果たされるものと考えられ、設計されているが、労働者の協働が必要なため、法第4条に原則を示し、本条でより具体化されたこと、

本条にいう労働者と事業者の定義は、法第2条の定め通りであり、基本的に労働者に一人親方等の個人事業主等は含まれないこと、

派遣労働の場合、本条の適用は、労働者派遣法第45条第3項により、派遣先＝事業者、派遣労働者＝労働者とみなされること、

イ 本条所定の労働者の義務は、列挙された条規に基づく事業者の措置に対応するものなので、列挙された本法上の事業者義務規定に紐付く政省令を本法に格上げした場合、本条を改正してその規定を盛り込む等しないと、対応する労働者の義務が外れてしまうことになること、

また、法第27条に基づく紐付き省令において、ある危険源にかかる危害防止措置につき、事業者側に義務を課さずに労働者側のみに義務を課すことはできないと解されること、

紐付き省令が労使双方に義務を課している場合、事業者が当該義務に反した場合にも労働者が義務を負うかが問題となるが、本条が、事業者が「講ずる措置に応じて」と定めているため、文理解釈上は、消極に解されること、

ウ 厚生労働省令は、根拠となる法条を明記していないが、さしあたり、労働調査会発刊の『安衛法便覧』に基づき、労働者に義務を課した省令規定を目視でピックアップしたところ、以下の通り、計221個に及んだこと（危険源分類は、法第20条から第24条による）、

本法中条項		危険源の種類	条項数
第20条	第1号	機械等	115
	第2号	危険物等	17
	第3号	エネルギー	10
第21条第1項		作業方法	21
第21条第2項		場所	6
第22条		有害要因	49
第23条		不潔さ	2
		通路	1
第24条		作業行動	0
合計			221

このうち作業行動は、広く、主に不安

全行動（手間を惜しむ、悪慣れ等から、意図的に事故災害を生じ得る行動をとること）を指し、身体の動きそのものであって工学的管理が困難なため、法第 24 条に基づく事業者義務規定自体が存せず、よって、労働者義務規定も存しないと解されること、しかし、事業者の措置に応じた措置しか義務づけられない旨の本条の規定を外せば、労働者への独自の義務づけは可能と解されること、

機械の安全装置の無効化は作業行動の問題だが、機械（法第 20 条第 1 号）関係の危険源と解されているため、省令で、事業者の義務（安衛則第 101 条）に対応して、労働者にも不安全行動抑制義務が課されていること（安衛則第 29 条）、

エ 上記 221 個の省令規定を名宛人別に分類したところ、以下の 6 類型となったこと、

名宛人の類型		条項数
1	労働者（労働者であることを前提とする除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者を含む。）	168
2	運転者	43
3	事業者から指名を受けた者	6
4	指揮者	2
5	火気を使用した者	1
6	操作を行なう者	1
合計		221

このうち 2-6 には、文理上、一人親方や会社役員等も含まれ得るので、本条との関係が不明であること（ないし、労働

者への適用の場面でのみ根拠とされること）、このうち類型 2-4 と 6 は、自然人を対象としていると解されるため、文理上、個人事業主の事業者は該当し得ると解されること、

221 規定を内容で分類すると、以下の 6 類型となったこと、

規定内容の類型		条項数
1	事業者又は事業者が定めた者（以下「事業者等」という。）の命令（立入禁止、手袋使用禁止、治具又は保護具の使用を含む。）並びに事業者等が設定した合図、誘導及び制限速度の遵守	74
2	安全装置の無効化等の禁止	1
3	安全設備（治具及び保護具を除く）の使用	21
	事業者等から命じられたときという要件のある場合	7
4	保護具の使用	70
	事業者等から命じられたときという要件のある場合	35
5	搭乗すべきでない箇所への搭乗禁止	10
6	その他作業方法の遵守	85
合計（重複あり）		221

このうち類型 1~3 は、対応する事業者側の義務は、安全設備や保護具の使用等

の労働者への安全上の命令等だが、類型4～6は、装置等の設置や備え付け等の物的措置となっていること、

なお、安衛則第151条の73は、事業者に、労働者にあおりを閉じさせることを義務づける珍しい規定だが、三柴の見解では、指示の対象を労働者に限定していること（一人親方等としても防災効果は果たせるが、除外したこと）には、指揮命令関係による措置の確実を図る趣旨が込められている可能性があること、

オ 安衛法上、1事業体において、事業者（労働者を使用し、事業利益の帰属主体である法人か個人事業主）と労働者は、相互に重なることのない排他的概念だが、両罰規定との関係では、困難な問題が生じ得ること、

法第122条は、事業者（法人や個人事業主）の従業者が、事業者の業務に関して、所定の法違反を犯した場合に両者が罰せられる旨を定めており、ここで従業者には使用人＝労働者も含まれるので、事業者義務規定であっても、労働者が違反行為者であれば、処罰の対象となり得ること、

両罰規定については、本条は対象規定により本来的に従業者も処罰され得ることを確認的に規定したものに過ぎないとする本来的義務者説と、本条により対象規定の構成要件が修正されて処罰可能になったとする構成要件修正説があるが、最高裁は後者を採用していること、ただし、事業者義務規定にかかる両罰規定の適用対象となる実行行為者は、事業の代表者から当該義務の履行を委任され、その遂行に必要な権限を授与された者に限

られると解されること、

カ 逆に、労働者に義務を課す本条に労働者が違反した場合に両罰規定に基づき事業者を処罰できるかについて、寺西輝泰は、事業者に保護具を労働者に「着用させる」義務、労働者には「着用する」義務を課すような裏腹関係にある規定は、両罰規定の適用を想定しておらず、事業者が自身に課された規定を果たしている場合、その適用はなく、労働者の不履行を見落としていた場合、事業者義務規定についても過失責任を問えると述べていること（\*ただし、過失で刑事責任を問えるかは疑問である（三柴））、しかし、本条違反につき両罰規定で事業者たる法人を送検した例があること、

事業者に、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等の運転者に安全措置を講じさせる（運転位置から離れる場合の荷役装置の最降下位置設置、確実なブレーキ等）義務（第1項）、当該運転者側には当該措置を講じる義務（第2項）を課した安衛則第151条の11を例に挙げれば、ある労働者が雇用主の取引先等で単独でフォークリフトを操作し、ブレーキを確実にかけずに離れた場合、事業者には故意がないので、事業者義務規定である同条第1項違反は生じ得ないが、事業者が雇入れ時教育等で第1項所定事項等を伝えていた場合、運転者たる労働者に第2項違反が生じ得、なおかつ、両罰規定により、事業者の犯罪が成立すると解されること、この際、事業者が免責されるには、雇入れ教育後の然るべき指導監督が必要となる、すなわち、労働者の義務の発生要件と、両罰規定の免責要件は

異なることと解され、そのため、労働者に義務を課す本条違反への両罰規定の適用も可能と解され、現にそのような運用がなされた例もあること、

両罰規定が存在し、その適用を広く解すると、事業者義務規定と労働者義務規定が実質的に同一化するのではないかとの疑問が生じ得るが、事業者義務規定につき労働者に義務が生じるのは、同人に安全衛生管理の義務と権限が付与された場合に限られること等による相違があること、

キ 本条（法第 26 条）が前提とする事業者義務規定には罰金と共に身体刑（6 ヶ月以下の懲役）が付されているが、本条自体の罰則は罰金にとどめられていること、

ク 本来的に事業者責任を中核とし、リスクの源流に位置する製造流通業者等を一定範囲で規制する本法に労働者の個人責任を問う本条を設けた趣旨を考えるに、例えば機械安全においては、設計・製造段階での本質的な安全策（3 ステップ・アプローチにおける 1st ステップ）が望ましく、それが講じられる限り、機械の改造等の例外を除き、労働者の関与による影響は生じ難いが（そのためか、本質安全設計方策や新たな危険源の創出（新規化学物質の無許可使用等）を規制する規定は見当たらない）、1st ステップではリスクが残り、追加的防護措置（2nd ステップ）が必要となる場合、労働者がそれを無効化する可能性があるため、禁じる必要が生じる（安衛則第 29 条）ほか、機械の清掃等のため無効化する場合もあり、この際、適切な作業手順を遵守させ

る方策（人的措置）を講じる必要が生じる（安衛則第 108 条第 4 項）こと、それでも生じる残留リスクには、教育、情報提供のほか、保護具の装着等（3rd ステップ）によることになるが、その確保を全て事業者に求められないため、労働者にも着用義務を課す必要が生じる（安衛則第 151 条の 52 第 2 項）こと、

すなわち、3 ステップ・アプローチにおける後次のアプローチほど、労働者の協働が求められる構造があること（\*これは、人的措置が中心となるメンタルヘルス、生活習慣病対策等の健康対策に労働者の協働が求められることとも通底する（三柴））、その典型がフォークリフト、ドラグショベル等の車両系機械であり、運転操作を運転者が行うこと、他者にも危害を加えかねないことから、「運転者」規制を行わざるを得ないこと、もともと、安全装置の無効化のような不安全行動の禁止以上に、作業計画の作成等の作業方法の設定、安全防護や本質的な安全設計は、あくまで事業者の義務とすべきこと、

ケ 労働者の行動は、災害補償・労災保険給付の免責等をもたらすことがあること、

すなわち、労基法第 78 条は、労働者の重大な過失（重過失）による災害であって、行政官庁の認可を受けた場合、使用者の休業補償法定災害補償義務を免じる旨定めており、ここで重大な過失とは、著しく注意を欠く、故意に比肩すべき過失をいうこと、

労災補償保険法第 12 条の 2 の 2 も、労災に該当する場合にも（：一応労災認定

されることが前提となる）、労働者の故意による災害には保険給付を行わない旨（第 1 項）と、故意の犯罪行為若しくは重過失又は、正当事由のない療養指示の不遵守による災害及び傷病の増進・継続には保険を不支給又は減額する旨（第 2 項）を定めていること、第 1 項の「故意」とは、自身の行為による一定の結果の発生の認識と認容を意味するが、本人が結果の発生を承知していようといまいと、業務によりその結果が発生していた（業務との因果関係が認められる）場合、第 1 項は適用されないこと、第 2 項の「故

意の犯罪」とは、重大な交通犯罪による交通労災など、災害発生の原因となる犯罪行為が故意である場合を意味すること、

コ 関連規定をみると、法第 4 条が必要な労災防止措置や、事業者ほか関係者（国、自治体、労災防止団体、労働組合等）が講じる労災防止措置への協力の努力義務を訓示的、一般的に定めているほか、第 29 条第 3 項が、元方事業者による関係請負人の労働者にかかる遵法の指示への対応（指示に従うこと）、第 32 条第 6 項が、第 30 条から第 31 条の 2 に基づき特定元方事業者らにより講じられる措

---

<sup>1</sup> 第 30 条：主に、重層的請負関係で様々な所属先の労働者が混在して工事が行われる建設現場で、自身が仕事の一部を担っていることから、現場差配の権限とリスク関連情報を持ち得る元方事業者を統括者として、その作業場の特徴を踏まえつつ、特に建設機械がもたらす接触等のリスクについて、物的、人的両面での統一かつ計画的な安全管理の仕組みを構築すると共に、リスク関連情報が末端まで共有されるようにすることを図った規定。

第 30 条の 2：製造業でも、混在作業による危険が拡大してきたことを踏まえ、第 30 条が対象とする造船業を除く製造業の混在作業に、同条のうち主立った規制を展開することを狙って、平成 17 年の法改正（平成 17 年号外法律第 108 号）で新設された規定であり、主に化学工業の製造工場、施設設備の用役、鉄鋼業の製鉄、熱延、冷延の工程、自動車製造業のプレス、溶接、塗装、組立などの作業を想定している。

第 30 条の 3：昭和 55 年の法改正（昭和 55 年法律第 78 号）により設けられた第 25 条の 2 第 1 項（建設業等における爆発や火災等に際しての救護にかかる労災防止のための物的、人的措置義務）の履行確保を、一の場所における重層的請負関係に基づく混在作業下で図る目的で設けられた規定。第 1 項は、元方事業者、当該場所で当該作業に従事する全労働者について、第 25 条の 2 第 1 項の定める救護にかかる労災防止措置の履行義務を課し、第 2 項ないし第 5 項は、一の場所における一の仕事が分割発注される場合の、法第 30 条第 2 項を準用を定めている。

第 31 条：建設業等の事業では、請負関係のもとで、発注者をはじめとする上位の注文者が、自身が管理する建設物等を関係請負人の労働者に使用させることが多いが、同人らはその管理権やリスク関連情報を持たないため、労災防止対策を講じにくい面があるため、設けられた

置への対応（必要な事項の遵守）、第 32 条第 7 項が、第 30 条から第 31 条の 2 のほか、第 32 条第 1 項から第 3 項に基づく措置の確保のための指示に従うこと、第 66 条第 5 項が、健診受診義務、第 66 条の 7 第 2 項が、健診結果を踏まえ、保健指導を活用した自己保健の努力、第 66 条の 8 第 2 項が、長時間労働面接指導を受ける義務、第 69 条第 2 項が、事業者の行う THP 活動を利用した自己保健の努力、第 78 条第 3 項が、事業者が策定した特別安全衛生改善計画の遵守、第 79 条第 2 項が、同じく安全衛生改善計画の遵守を定めていること、

サ 機械等や危険有害物の製造流通規制を置く第 5 章などは、製造流通業者や何人（全ての者）を対象として本質的安全措置を講じさせる等しており、対応する労働者の義務を想定し難いため、そう

規定。建設業等の事業では、注文者は、同人が管理権やリスク情報を持っている建設物等（足場、型枠支保工、交流アーク溶接機等）を関係請負人の労働者に使用させる際、必要な労災防止措置を講じるべきとされている。その具体的内容は、法第 36 条に基づき、安衛則第 644 条から第 662 条に定められている。

枝番号付の条文を含め、あくまで注文者を対象とした規制であり、第 29 条、第 30 条、第 15 条のように、統括安全衛生管理体制の定めとは、対象と趣旨を異にする。

第 31 条の 2：業務の外注化の進展に応じて、危険有害な化学物質を製造し、又は取り扱う設備等の改造、修理、清掃等の作業が外注されることも増え、外注先

した規定を設けていないこと、

シ 法第 98 条第 2 項、第 99 条第 2 項は、労働基準監督機関が事業者等に使用停止命令や緊急措置命令を発令した際に、必要事項を労働者にも命じられる旨定め、その違反に 50 万円以下の罰金を科していること、

法第 61 条は、第 1 項で、事業者に対して、クレーン運転等の所定の業務につき、無資格者の就業を禁じ、第 2 項で、無資格者全てに対して就業を禁じており、これには労働者のみならず個人事業主等も含まれると解されること、

刑法第 117 条は、火薬、ボイラー等の激発物を破裂させて、所定の物を損壊した者等を属性を問わず放火の例に倣って処罰する旨（第 1 項）、過失犯の場合、失火の例に倣って処罰する旨（第 2 項）を定め、軽犯罪法第 1 条第 10 号も、火薬

がその設備等にある化学物質の危険有害性や対応策等の情報を知悉しなかったことで生じる労災が生じていたため、平成 17 年の安衛法改正（平成 17 年号外法律第 108 号）により、注文者と関係請負人間のリスクコミュニケーションを図るため、設けられた規定。特定の爆発性、引火性の物質、大量漏洩により急性障害を招く物質を製造し、又は取り扱う設備の改造、修理、清掃等の仕事であって、設備の分解、内部への立ち入り等、物質にばく露する作業を伴うもの（安衛則第 662 条の 3）の発注者等に、それらの物質に起因する労災の防止措置を講じること、具体的には、そうした化学物質の危険有害性、作業上の留意点等を文書で関係請負人に提供することを求めている。

類、ボイラー等の爆発物を使用しないし弄んだ者を拘留又は科料に処する旨定めていること、

ス 本条（法第 26 条）の沿革を見ると、鉱山保安分野では、明治 23 年の鉱業条例第 60 条が、鉱業人が予防措置を講じない場合、鉱山監督署長が鉱夫等に直接予防措置の執行を命じられる旨を定めていたほか、同条例に基づく明治 25 年の鉱業警察規則第 13 条が、鉱夫に対して安全灯を用いる坑内での発火具の携帯を禁止していたこと、船員分野では、明治 32 年の船員法が、船中秩序違反を犯した海員に対する船長の懲戒権限、人身や船舶に危害を及ぼす行為についての身体拘束権限等を規定していたこと、製造業分野では、工場法施行以前は、大阪府の明治 29 年の製造場取締規則第 11 条第 2 項が、機關手（鉄道、船舶、航空機などの交通手段の運転・操縦にあたる職種）、油差火夫（蒸気機関の稼働のためボイラーの火を焚く職種）又は電機手に対し、危害予防の注意と、異常ある場合の雇い主への申告を義務づけ（類似規定：現行安衛則第 29 条第 1 項第 4 号）、違反者に 2 円以上 10 円以下の罰金を定めていたこと、国法では、大正 12 年の改正工場法に、行政官庁が危害防止のための措置を工業主に命じた際に、職工や徒弟にも必要事項を命じ得る旨の規定が設けられたこと、その後、昭和 4 年の工場危害予防及衛生規則第 14 条第 2 項には、職工に作業中帽子又は作業服の着用を義務づける定め（現行安衛則第 110 条第 2 項に相当）、第 19 条には、危害予防装置の無効化を制限する（濫りに無効化することを禁じる）定め

（同前第 29 条第 1 項第 1 号に相当）が設けられたこと、この際、「職工」には、工場主との雇用関係は要せず、一人親方や労働者供給事業者からの被供給者も含まれたこと、これは、これらの法制度が労働者のみならず「場」の管理を目的としていたことにより、工場法と鉱山保安法が、公益保護規定（鉱山保安法第 8 条のような公害防止規定等）を置いていたこととも通底すると解されること、

戦後制定された労基法第 44 条にも、労働者に危害防止のための必要事項の遵守義務の定めが設けられ、なおかつ、大正 4 年の改正工場法では予定されていたと解される、事業者の措置に応じて、という前提が外されたこと、その理由について、労基法制定に携わった寺本廣作は、安全衛生の実効のため労働者による規定の遵守が不可欠であること、イギリス工場法にも労働者の義務規定があること（第 119 条）、明治 25 年の鉱業警察規則も、事業の性質上危険性が高い場合、労働者義務規定を設けていたこと（第 31 条、第 50 条、第 72 条）等と共に、現に同法に紐付く旧安衛則に多数の労働者義務規定（一定の用具の使用、高所から物の落下、機械作業時の手袋装着等の不作為、合図、墜落防止方法の遵守等の作為）が設けられていること等を挙げていること、

セ 安全衛生における労働者の役割の



重要性は国際条約にも示されていること、例えば、1929年に採択され、2021年に撤回された産業災害の予防に関する第31号勧告は、以下のように定めていたこと、

「労働者の工場内での行動が安全措置の効果に与える影響の大きさに照らすと、各加盟国は、使用者が安全教育に全力を尽くすよう、また、労働者の団体がそのメンバー共々安全活動に協働するよう、措置を講じるものとする（In view of the fact that the workers, by their conduct in the factory, can and should contribute to a large extent to the success of protective measures, the State should use its influence to secure (a) that employers should do all in their power to improve the education of their workers in regard to the prevention of accidents, and (b) that the workers' organisations should by using their influence with their members cooperate in this work.）」、「災害予防における労働者の行動の重要性に照らし、法律は、労働者が災害防止に関する法的要件を遵守すること、とりわけ、許可なく安全装置を解除することを禁じ、それらを適切に取り扱うことを義務づける必要がある（In view of the importance of the conduct of the worker in connection with accident prevention, the law should provide that it is the duty of the worker to comply with the statutory requirements on accident prevention and particularly to refrain from removing safety devices without permission and to use them properly.）」。

1973年に公布された機械の防護に関する

第119号条約第11条も、労働者のみならず「いかなる者も」、機械の安全装置を無効化してはならない旨を定め、2005年に日本で公布された石綿使用上の安全に関する第162号条約第7条も、労働者が石綿へのばく露にかかる健康障害防止のための手続に従うべきことを定め、建設業における安全及び健康に関する第167号条約第30条も、他により有効な保護策がない場合、使用者に個人用保護具及び保護衣の提供と維持等を求め、労働者にそれらを適切に使用し、手入れすることを求めていること、

ソ 適用の実際としては、令和2年に、建設資材レンタル業の労働者がフォークリフトを離れる際にフォークを最低降下位置に置かず、エンジンも切らなかったため、他社の労働者が当該フォークとトラックの荷台の間に挟まれて死亡した事案につき、両罰規定が適用され、労働者が雇い主のレンタル業者と共に送検されて罰金刑に処された例があること、

タ 前述の通り、鉱山保安に適用される鉱山保安法は、鉱山労働者を名宛人として、鉱業権者の措置に応じて危害防止や施設保全のための必要事項の遵守を義務づけているところ、鉱山労働者には請負人も含まれること（ただし、鉱業権者自身や鉱業代理人は含まれない）、また、経産省の逐条解説によれば、鉱山労働者の義務は、鉱業権者の保安上の措置と無関係に設けることが適当でないため、当該措置に応じて課されたこと、

チ 船員は、船員法上、船舶との一体性が重視され、その沈没・滅失により雇用契約が終了すること（第39条第1項）、

契約終了後も人命、船舶等の救助に従事すべきこと（同第 3 項）等のほか、船内作業による危害防止や船内の衛生保持につき国土交通省令の定めを遵守すべきこと（同第 4 項）等が定められ、罰則も設けられているが（第 128 条、第 128 条の 3）、両罰規定の対象とはされていないこと、

ツ 家内労働法では、業務の委託者と家内労働者を労使関係類似の関係と見立てており、第 17 条は、第 1 項で、委託者に対して、機械器具や原材料等を家内労働者に譲渡提供等する際に省令に基づきそれらによる危害の防止措置を講ずべき義務を定め、第 2 項で、家内労働者に対し、機械器具や原材料等のほか、ガス蒸気粉じん等による危害防止措置を「講じる」義務を定め、第 3 項で、家内労働者の同居の親族であり、同人に使用される補助者にも、第 2 項所定の危害防止措置の「守る」義務を定めていること、

第 2 項は、家内労働者に、自己管理義務と共に補助者に対する安全衛生上の義務も課していると解されること、

テ UK の 1974 年労働安全衛生法（HSWA）第 7 条は、被用者に対して、自身の作為／不作為の影響を受ける他者と自身の安全衛生にかかる注意義務(a)、事業者らに課せられた関連法規の履行への協力義務(b)を課していること、このうち(a)は、事業者らの講じる措置を前提としておらず、日本法より労働者にも積極的な安全衛生責任を担わせようとしていると解されること、

ト 法第 27 条は、第 1 項で、危害防止措置を包括的に定めた法第 20 条～第 25

条の 2 に基づき事業者が講じる措置とそれに応じた労働者の遵守事項につき、厚生労働省令に委任する旨、第 2 項で、省令制定に際して公害防止関係法令の趣旨に沿うよう配慮すべき旨を定めていること、

ナ 一般に省令とは、国家行政組織法第 12 条第 1 項に基づき、各省大臣が、法律や政令施行のため、又はそれらの委任に基づき、所掌する行政事務について、各機関の命令として発するもので、法的効力は法律・政令に劣後すること、政令の場合に必要となる内閣法制局審査及び各省協議を経て閣議決定が不要なため、比較的迅速な制定改廃を行えること、

旧安衛則時代は、労基法に紐付いていて、労基法には、同法に基づく命令の制定に際しては、行政機関の恣意にわたらないように、との趣旨で、公聴会の開催が求められており（第 113 条）、労災防止団体法にも、制定当初、同法に基づく省令制定に際して、同旨の規定が設けられていたが（第 67 条。その後廃止）、現行安衛法には同旨の規定は存せず、労災防止計画の策定・変更に際して審議会の意見を聴取すべき旨の定めがあるにとどまること、とはいえ、労働政策に関する重要事項については労働政策審議会による調査審議に付され、厚生労働大臣等に意見を述べることとなっているため、重要な省令の制定等は、その審議に付されていること、

日本が平成 19 年に批准登録した職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する第 187 号条約第 4 条には、労働安全衛生法令の制定等に際して代表的な

労使の団体と協議すべき旨が定められていること、ただし、当然ながら、安衛則第 29 条のように、条約の国内担保法となっている規則規定の改廃は、当該条約に矛盾しないように行う必要があること、

ニ 法第 27 条→有機則第 16 条の 2→厚生労働大臣所定の構造規格や性能基準（平成 9 年労働省告示第 21 号）の例や、安衛法第 42 条→研削盤等構造規格第 9 条第 2 項（最高使用周速度）→厚生労働省労働基準局長所定の値の例のように、再委任の例も多く、中にはクレーン構造規格第 25 条第 2 項第 6 号のように、JIS への再委任の例もあるが、JIS に著作権が設定されているが故の周知の問題があるほか、民間団体に立法を委ねることの是非が問われ得ること、この点では、法令上は性能要件を定め、JIS を例示する方策（ボイラー構造規格第 1 条第 1 項が鋼製ボイラーの主要材料につき、安全な化学的成分及び機械的性質を定め、同告示のせこう通達で、JISG3101（一般構造用圧延鋼材）を例示している）の方が適当と解されること、

ヌ 本条に基づき危害防止基準を定める省令は、安衛則を筆頭に除染則に至る 15 省令だが、この中には本条以外の条項を根拠とするものも含まれていると解されること、

ネ 本条で省令策定に際しその趣旨に沿うよう配慮が求められている公害防止関係法令にいう「公害」とは、環境基本法第 2 条第 3 項が定める典型 7 公害（昭和 45 年に同法の前身となる公害対策基本法の一部改正により土壌汚染が加えられ、典型 7 公害となった）であり、大気汚染、

水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭であって、人の健康や生活環境を害するものが該当すること、この定め趣旨については、安衛法の施行通達（昭和 47 年 9 月 18 日発基第 91 号）が、労災防止と公害防止の技術基準は原則として異なるが、労災と公害の発生源が共に工場、事業場であって両者が密接な関係にある場合、職場内部の危害防止基準が公害等防止にも資する場合があるので、その策定に際して公害等防止基準の勘案を求めた旨を記していること、

好例として、特化則第 12 条が挙げられ、アルキル水銀化合物を含有する残滓物につき、除毒後でなければ廃棄できない旨を定めていること、

ここで配慮の対象となる法令には、消防法や鉱山保安法、建築基準法のほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道交法など様々なものが含まれ、国法のみならず、条例や自治体の長が制定する規則も含まれ得ること、ここでいう「配慮」は、調整とは異なり、他省庁等との協議は必要としないと解されること、

ノ 本条のうち、労働者以外を含め、広く公益の保護を図る規定（第 2 項）を焦点に沿革をみると、先ず、日本最古の安全衛生法制である鉱山保安法制が、労働法としての性格を内包しつつも鉱業の持続的運営を支える総合的な性格を持っていたこと、すなわち、明治 6 年に布告された日本坑法には、明治 23 年の改正で、試掘又は採製事業が公益を害する場合の農商務大臣による許可取消が定められ、明治 23 年に公布された鉱業条例第 5 章

（鉱業警察）には、農商務大臣の指揮下で鉱山監督署長が監督する事柄として、建築物の保安、鑛夫の生命・衛生の保護、地表の安全と公益の保護、鉱業上の危険や公益を害する恐れがある場合の予防・停止命令、農商務大臣によるこの条例の細則（鉱業警察規則）の制定について定められ、この条例が明治 38 年公布の鉱業法に受け継がれた際も同様の規定が置かれたこと（ただし、急迫の危険がある場合、鉱山監督署長が予防・停止命令を発令できる旨の定めが加えられた）、

戦後、鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）が制定されると、鉱業法の鉱山保安規定が部分的に承継されると共に、同法第 3 条の保安の定義に、人への危害防止（第 1 号）のほか、鉱物資源の保護（第 2 号）、施設の保全（第 3 号）、鉱害防止（第 4 号）が記され、このうち人への危害防止には、衛生に関する通気及び災害時の救護が含まれる旨（第 2 項）定められたこと、その後、昭和 33 年の法改正で、同法が鉱害防止を目的とする旨明記されたこと、

他方、明治 44 年に公布された工場法は、第 13 条で、工場や附属建設物、設備による危害のほか、衛生、風紀その他の公益を害するおそれに対処するため、予防措置や停止を工業主に命じ得る旨を定め、その具体化は、工場危害予防及衛生規則に委ねられていたこと、しかし、そこに公害防止規定は設けられていなかったこと、工場以外の就業場所（土石採取、陸上運輸、貨物取扱等の就業場所）については、労働者災害扶助法第 5 条に、事業実施場所における危害防止や衛生に関する

行政官庁の事業主又は労働者への命令権限が定められ、これに基づき土石採取業や建設業を対象とした規則が制定されたこと、

戦後の労基法には、このうち安全衛生及び風紀が引き継がれたが（第 42 条、第 43 条）、公益保護（公害防止）規定は引き継がれなかったこと、すなわち、第 42 条は、機械器具その他の設備、原材料又はガス、蒸気、粉じん等によるリスク防止を定め、第 43 条は、建設物及びその附属建設物の換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難、清潔等、労働者の健康、風紀、生命保持に必要な措置を定め、第 45 条は、これらの条規により労使がなすべき措置を命令に委任する旨を定めたが、労働者保護以外を目的に含む規定は、第 46 条から第 48 条による機械・有害物の製造流通規制にとどまり、公益保護（公害防止）規定は、当時の労基法に紐づく旧安衛則第 174 条（排気・排液中に有害物や病原体を含む場合の排出前の処理）にとどまっていたこと、

しかしその後、有害物質による公害を受けて労基法のもとに制定された旧特化則第 3 章に、排ガス、排液、残滓物（溶解やろ過後に残る不溶物）等の処理が定められ、施行通達が、その趣旨について、これらの物質の排出防止措置により、公害防止にも寄与し得る旨を示したこと、

現行安衛法の骨格を形成した労働基準法研究会第 3 小委員会も、職場の安全衛生が「事業場外へも波及する問題であること」、特化則による規制には、「排気中の有害物質の除じん、除ガス等」も含まれており、こうした労働衛生確保措置が

「直接公害防止と結びつく」と記したこと、

ハ 以下の表に示すように、本法には、「…は、厚生労働省令で定める」という規定形式が、準用（第99条の3第2項）を含めて14箇所あるが（むろん、「厚生労働省令で定める方法により」等の部分委任規定は他に数多ある）、自己完結的な危害防止基準（特定の危害を対象に、原則として、罰則の裏付けをもって、事業者等の名宛人がなすべきこと・なすべきでないことを具体的に定めるもの）を導く委任規定は、本条項（法第27条第1項）と第36条（並びに、見方によっては、第115条の2）にとどまること、また、公益配慮（公害防止）規定は、本条のみに設けられていること、

章別	省令委任の対象となる条項又は事項	省令委任規定
第4章	第20条～第25条、第25条の2第1項、第26条	第27条第1項
	第30条第1項及び第4項、第30条の2第1項及び第4項、第30条の3第1項及び第4項、第31条第1項、第31条の2、第32条第1項～第5項、第33条第1項及び第2項、第34条、第32条第6項、第33条第3項	第36条
第5章	第53条の2第1項	第53条の2第2項
	第57条の2第1項及び第2項	第57条の2第3項
第6章	健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項	第67条第4項
第7章の2	免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項	第74条の2
第8章	免許試験の受験資格、試験科目及び受験手續並び	第75条第5項

	に教習の受講手續その他免許試験の実施について必要な事項	
	試験事務規程で定めるべき事項	第75条の6第2項
	指定試験機関等に関する事項	第75条の12第2項
	技能講習の受講資格及び受講手續その他技能講習の実施について必要な事項	第76条第3項
第10章	産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項	第93条第4項
	第99条の2第1項	第99条の2第3項
	第99条の3第1項	第99条の3第2項
この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項		第115条の2

ヒ 「危害防止基準」との用語は、法第1条（目的）に登場するのみで、定義規定が見られないが、本法起案に携わった畠中信夫氏の著書では、特定の危害に対し、関係者に対して特定の措置（作為・不作為）を罰則付きで規定するものと説明されており、事業者義務規定のみならず、元方事業者を対象とするものや、製造流通規制を含め、安衛法の目的達成のために設定される関係者の具体的行為基準全てを含むと解されること、

分類学的には、工場法第13条、旧労基法第42条、第43条の定めを継承し、事業者を対象として、最も一般的な内容を定めた法第4章前半の第4章前半（第20条から第25条の2）と、それ以外（第4章後半、第5章等：機械等・危険物有害物に関する規制、作業環境測定、特殊健診、安全衛生教育、就業制限等に関する規定等）とに区分でき、後者は前者の特

別法的役割／性格を持つとも解されること、

本法に紐付く省令には、本法中の根拠条文が示されておらず、旧労基法に関する労働省の解説書には、当時の第 42 条、第 43 条は、規制事項を安全と衛生で区分していなかったが、命令（省令＝安衛則）では、両者を区分していたこと、従って、安衛則の個々の規定の根拠条文は、個別的検討に付される旨の記載があったこと、よって、現行法制度上も、規則規定の根拠条文は、個別的、後付け的に検討されざるを得ないこと、また、同じ危険有害問題に対する規則規定同士の法条競合や規則の根拠条文の重複が生じ得る、現行法規則が対象とする危険源は、以下の通りであり、猛獣、人間の暴力等含まれない危険源がある等の課題があると解されること、しかし、本研究プロジェクトでの畠中氏の発言（第 20 回 2021 年 8 月 28 日）によれば、現行法第 20 条から第 25 条の 2 は、いずれも規制事項を「等」で締めているので、全ての関係省令の規定は、いずれかの規定に紐付けられ得ること、また、法条競合等は、実際的にはさほど問題となり得ないとも解されること、

本法上の危害防止基準と他領域の法令との重畳適用がなされた例として、平成 11 年 9 月に茨城県東海村の株式会社ジェー・シー・オー東海事業所で生じた臨界による放射線被ばく災害があり、水戸地判平成 15 年 3 月 3 日は、同社及び同社東海事業所長に対し、本法第 11 条第 1 項（安全管理者を選任し、労働者への安全教育等、安全にかかる技術的事項を管理させるべきこと）違反、同社及び同社東

海事業所長ほか自然人 2 名に対し、原子炉等規制法第 16 条第 1 項（加工施設の設備の変更に際しては内閣総理大臣の許可を受けるべきこと）違反による刑事制裁を命じたこと、

等が示されている。

## 6 石崎報告①（第 4 章 28 条～第 28 条の 2）

（本文、要約共に未了）

## 7 三柴報告②（第 4 章第 29 条～第 36 条）

（本文、要約共に、一部完了。適用の実際は、本文、要約共に未了）

三柴報告②は、第 29 条から第 36 条に至る分担範囲（ただし、第 33 条と第 34 条は淀川報告に委ねている）のうち、第 29 条～第 30 条の 3 について、その趣旨や関係判例を調査すると共に、旧安衛則のブリーフを作成し、名宛人の整理を行った。

同報告では、

ア 安衛法については、遅くとも旧安衛則の頃から、民事事件はもとより刑事事件においても、規制の対象者を含めて、労災防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが（たとえば、旧労基法（旧安衛則）時代に、使用者を名宛人とする規定を元請人（の現場監督者）に適用し、その刑事責任を認める裁判例も出されていた（河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判昭和 47 年 2 月 28 日判例時報 666 号 94 頁）、旧労災防止団体の定め及びそれを継承発展させた現行法により、労働者を直接雇用

する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務づけるかが、かなりの程度明らかにされたこと、特に、第 29 条と第 29 条の 2 は、罰則こそ付さなかったものの、旧安衛則時代には直接的な定めがなく不明確だった、元方事業者の措置義務を具体的に定めたこと、

このことから、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の 1 つであり、別添の社会調査の結果からも、それこそが実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解されること、従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化を踏まつつも、労災防止に影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があることが窺われること、

イ 前回の研究プロジェクトで中心的な検討課題の 1 つとした性能要件型規制（目的（：あるべき安全衛生状態）を法定し、その実現手段の選択は（一部の体制的、手続き的要素を除いて）規制対象者の裁量に委ねるイギリス型の規制手法）は、遅くとも旧安衛則時代には機械安全面等で採用されていたこと、

等が示されている。

## 8 淀川報告（第 4 章第 33 条～第 34 条）

（本文は完了、要約は未了）

## 9 森山報告（第 4 章第 35 条、36 条）

（本文は完了、要約は未了）

## 10 井村報告（第 5 章第 1 節第 37

## 条から第 41 条）

井村報告は、法第 5 章に属する第 37 条から第 41 条に至る分担範囲のうち、第 37 条と第 38 条について解説している。

同報告では、

ア 第 37 条は、ボイラー・圧力容器、クレーン・ゴンドラ等、それ自体又はその取扱いに危険を伴う機械等（特定機械等（1 ボイラー、2 第一種圧力容器、3 つり上げ荷重 3t 以上のクレーン（スタック式クレーンは 1t 以上）、4 つり上げ荷重 3t 以上の移動式クレーン、5 つり上げ荷重 2t 以上のデリック、6 積載荷重 1t 以上のエレベーター、7 ガイドレールの高さが 18m 以上の建設用リフト（積載荷重 0.25t 未満のものを除く）、8 ゴンドラ）につき、構造規格への適合審査を経て、製造許可を受けるべきことを定めている。3 ステップ・アプローチ（先ずは、機械や建設プロジェクトの安全設計、ハザードレベルの低い化学物質の採用などの本質的な安全対策を講じ（1<sup>st</sup> ステップ）、残存するリスクに対して、機械停止装置の装着、安全服の着用などの追加的防護柵＝安全工学、衛生工学的対策を講じ（2<sup>nd</sup> ステップ）、それでも残存するリスクに対して、安全教育などの人的措置を講じる（3<sup>rd</sup> ステップ）、という EU 等で原則化している予防の方法論）のうち、1<sup>st</sup> ステップの履行確保を図る規定であり、3<sup>rd</sup> ステップの履行を図る規定、すなわち、そうした機械等を取り扱う者に免許や講習受講等の要件を課して、取扱いの適正確保を図る法第 61 条等とは両輪の関係にあること、

すなわち、本条は、危険を伴う機械や

有害物等につき、製造・流通段階での安全化を図ろうとする安衛法に特徴的な規制の一環であり、特定機械等を使用する事業者ではなく、その製造者を対象とした規制であること、条文上、特定機械等は、「特に危険な作業を必要とする機械等」であって、別表に掲げられたもののうち安衛法施行令で特定されたものに限られており、安衛法制定以後追加されていないが、定め趣旨や関係災害の実例からすれば、施行令が定めるものに限る必然性はなく、「特に危険な作業を要する機械等」については、その構造上の欠陥や取扱い方法の不備による災害発生の危険性が高い機械など、適切な解釈を改めて検討する必要があること、

施行令により、同条の対象とする特定機械等のうち、ボイラーは、一定以上の伝熱面積、最高使用圧力、胴の内径及び内容積を持つ等の条件を全て満たすものに限定され、第一種圧力容器（内容物が大気圧での沸点を超える温度の液体（飽和液）であるものを指す）は、一定以上の最高使用圧力、胴の内径、内容積を持ち、容器内の圧力が大気圧を超える等の条件を全て満たす容器に限定され（\*内容物が気体のみである第二種圧力容器は本条の対象とされていない）、クレーン、リフト、ゴンドラも、（過去の災害例や事業場での安全管理が適切か否か等の観点から）施行令で定義されたものに限定されていること、

本条所定の製造許可を受けずに特定機械等を製造した者には、法第 117 条により 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられ得ること、

イ 本条が規制対象とする特定機械等については、現行安衛法の制定前から、それぞれに安全規則が設けられて、製造、設置等につき、検査による許可制度が定められ、本条は、それらをほぼそのまま継承する形で策定されたこと、例えば、

ボイラーについては、明治時代に各都道府県で規制が始まり、東京では警視庁が取締規則で構造規定に基づく検査と設置許可を一体として定めた（製造自体の規制ではなく、設置許可に際して検査合格を求める内容）こと、その後、工場法が行政官庁の裁量による使用停止命令を定め、1935 年（昭和 10 年）には、関係者からの全国的な統一基準整備の要請を受け、内務省が構造規格、設置基準、取扱責任者等を定めた汽罐取締令（内務省令）を策定して、缶体検査と設置手続を切り離し、缶体検査に合格していないボイラーの設置を禁じたこと（ただし、あくまで設置されるボイラーを対象とした規制であって、設置者や販売者が検査を受けることもでき、製造者による製造自体を規制する趣旨ではなかったこと）、1947 年（昭和 22 年）の労基法制定に際して、旧安衛則が、ボイラーの高圧化の流れを踏まえて、溶接を要するボイラーの製造を許可制とし、1959 年（昭和 34 年）には、ボイラーの技術的進歩等を踏まえてボイラー則が制定され、全てのボイラー・圧力容器を対象に製造許可制が採用されたこと、現行のボイラー則は、1972 年（昭和 47 年）の現行安衛法制定に伴い改定されたものであること、

クレーン等については、1937 年（昭和 12 年）に、労働者災害扶助法に基づき制



定された土木建築工事場安全及衛生規則で、(当時は)デリックを中心とする起重機等の巻上装置に関する規制(巻上装置については、安全荷重をワイヤーの切断荷重の6分の1以下とすること等、一定のガイデリックについては、6本以上の支鋼索を設けること等、昇降機については、支持金具が切断しても落下が防止される安全装置を設置すること等、基本的な安全構造や性能などの定め)が行われ、その後、1937年(昭和22年)の労基法制定に際して、旧安衛則第327条が、一定以上の巻き上げ能力や大きさを持つ起重機等の揚重機につき設置認可制を採用したが、クレーンの技術革新、クレーンや建設用リフトが果たす役割の増大、関連労災の多発等を受けて、1962年(昭和37年)に旧クレーン則が制定されて、初めて製造許可制が採用されていたこと、

ゴンドラについては、戦前に特段の規制は存しなかったようだが、1947年(昭和22年)に、労基法第46条第2項が、特に危険な作業を必要とする機械器具につき、製造許可制を定めたが、その対象にゴンドラは含まれず、1963年(昭和38年)に、旧安衛則第109条の6第6号が、巻上機に適切に作動する制御装置を設置するよう定めた後、1969年(昭和44年)に、高層ビルの建設ラッシュによるゴンドラへの需要拡大と関連労災の多発等を受け、ゴンドラ安全規則が制定され、製造許可制が採用されたこと、

イ 関係する災害例をみると、ボイラーについては、1889年(明治22年)に石川県金沢市の大鋸谷(おがや)製作所で死者9名、負傷者8名に達する破裂事

故が起き、農商務省の技師による調査で、事前に原料や構造の検査を受け、熟練者が取り扱っていれば防げたと指摘され、ボイラー則が制定される直前の1955年(昭和30年)にも、横浜市鶴見区の製菓工場で、缶体の圧力を調整する安全弁の不備等による爆発事故が起き、死者2名、重傷者6名を生じる等の災害が発生していたこと、

クレーン等については、1927年(昭和2年)に上野松坂屋の工事現場で重量物をつり上げようとした起重機が垂直に設置されていなかったため、支えとなるワイヤーも切断されて横倒しとなる事故が起き、死者4名、重軽傷者10名以上を生じ、1932年(昭和7年)に東京上野の地下鉄工事現場で、支えとなるワイヤーの品質の問題でエレベータが墜落し、4名が重軽傷を負い、クレーン則策定5年前の1957年(昭和32年)にも、川崎製鉄千葉製鉄所で、マスト(支柱。高さ60m)を補強する溶接が不完全だったことで、ウィンチでアーム(長さ55m)をつり上げようとした際にマストが倒れ、アームと共に崩れ落ちて死者5名、重軽傷11名を生じる等の災害が発生していたこと、

ゴンドラについては、1969年(昭和44年)に東京渋谷の西武百貨店で窓清掃作業中のゴンドラをつっているクレーン部分のギアのかみ合わせの問題からギアが外れてゴンドラが落下し、下を歩いていた小学生2名を含む3名が死亡する等の災害が発生していたこと、

以上のうちゴンドラの災害は、明らかにゴンドラ安全規則の制定を後押ししたこと、

ウ 特定機械等の製造許可申請を行う製造者（ボイラーの場合、一定条件を充たす廃止されたボイラーの改修者も含まれる）が遵守すべき申請手続きについては、ボイラー則、クレーン則等の機械等ごとの個別の安全規則に定められており、概ね所轄の都道府県労働局長へ予め申請すべきだが、既に許可を受けたものと同一の型式であれば不要であること、添付すべき書類は定められており、それには、その構造を示す図面のほか、ボイラーの場合、強度計算、製造・検査のための設備（製品そのものではなく、製品を製造し、検査するための設備を審査する趣旨）、工作責任者の経歴、工作者の資格・数、溶接による場合、溶接施工法試験（溶接継手の強度試験や非破壊検査等の性能試験など）結果、クレーンの場合、強度計算（機械等の構造及び部材の作業上発生する負荷に対する耐性。通常、材料の強度と装置の許容応力（構造上の強度（圧力容器に関する日本工業規格によって規定された設計上許容される応力の限界。材料の種類、温度、応力などの種類によって異なる（JISB0190：2010））から安全率を算出する）の基準（ただし、実務上は、計算式のみでなく、計算結果まで添付が求められている）、製造過程で行う検査設備、主任設計者と工作責任者の経歴等が定められていること（ボイラーの場合と違って、設計者の記載を求めているのは、ボイラーの場合、製造上の問題が重大災害を招く可能性が高いのに対し、クレーン・ゴンドラでは、設計段階での構造上の問題が重大災害を招く可能性が高いとの認識があったものと察せられる）、

また、申請を行う製造者が準拠すべき製造許可基準も公表されていること、

エ 関連判例に富士ブローラー事件静岡地判昭和 58 年 4 月 7 日があり、原告会社が購入した乾燥機に設計とは異なる製造の問題があったことで、原料投入口の鉄蓋（てつのふた）が吹き飛び、同機内の鶏の肉片等が付近の住宅等に飛散し、操業停止から廃業を余儀なくされたため、同機の製造ないし落成に際し、構造検査（ボイラーや第一種圧力容器を対象に、その製造後、許可を受けた図面通りに製造されたか否かについて、登録製造時等検査機関が行う検査）等を適正に実施せず、安衛法上の諸規則が定める許可基準を充たさないのに検査に合格させた等として、国を相手方として不法行為損害賠償請求をした事案につき、判決は、安衛法上の第一種圧力容器に関する諸規則が、製造許可、構造検査、落成検査等の審査手続きを行うのは、労働安全衛生行政の実施を目的とし（≒主に労働者の保護を目的とし、なおかつ結果の担保はしない）、国が事業者に対してその安全性を保証する制度ではなく、仮に規格適合性審査が不十分な容器が設置されることになっても、事業者との関係では違法性を論ずる余地はないとし、控訴審（東京高判昭和 60 年 7 月 17 日）も、この機械と同型の機械が既に製造許可を受けていたため、ボイラー則上、新たに製造許可を受ける必要はなかったことを述べたうえ、原審と同趣旨の判断を示したこと、

エ 第 38 条は、ボイラー、クレーン等の特定機械等（1 ボイラー、2 第一種圧力容器、3 つり上げ荷重 3t 以上のクレー

ン（スタッカー式クレーンは 1t 以上）、4 つり上げ荷重 3t 以上の移動式クレーン、5 つり上げ荷重 2t 以上のデリック、6 積載荷重 1t 以上のエレベーター、7 ガイドレールの高さが 18m 以上の建設用リフト（積載荷重 0.25t 未満のものを除く）、8 ゴンドラ）の安全確保のため、製造すること自体についての許可制度（第 37 条）とは別に、実際に製造・輸入された機械等が構造規格に適合しているか否か等に関するチェックの実施を求めた規定であり、ボイラーなど定置式の機械については据付工事の適正等のチェック、主要な構造部分を変更した際には強度の維持のチェックが必要となるため、それらの検査を求めていること、

第 1 項及び第 2 項は、製造時等（製造直後、輸入時、再設置時）に際して、構造規格適合性などをチェックするため、専門性を要し、都道府県労働局長や登録製造時等検査機関（法第 46 条に基づき、製造時等検査にかかる所定の設備・検査員の要件に適合しているとして厚生労働大臣に登録された機関）が行う検査を定めており、第 3 項は、設置時、主要構造部分変更、休止後再開に際して労基署長が行う現場での稼働状況に関する検査を定めていること、

本条所定のボイラーの検査は、元は、汽罐取締令に基づき、設置前、落成時、変更工事後、休止後再開時に行政機関が行い、有効期間満了後の継続使用に際しての性能検査は、行政機関やその代行機関が行ってきたが、労基法施行後、製造時検査（製造、設置、使用等における検査）が加わり、溶接によるボイラーにつ

いては溶接検査も義務づけられたほか、第一種圧力容器にもボイラーと同様の検査が義務づけられた経緯があること、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト等についても、労基法施行後、設置（落成）時、主要構造部分変更時の検査に加え、認可の有効期間満了後の性能検査が義務づけられたこと、その後、旧クレーン則と旧ゴンドラ則の制定に伴い、移動式クレーンやゴンドラの製造時検査（製造、設置、使用等における検査）の義務が追加されたこと、すなわち、本質的安全化へ向けて、製造段階への介入が図られてきた経緯があること、また、民間活力活用等の観点から、登録製造時等検査機関による製造時等検査の対象が拡大されてきた（平成 24 年のボイラー則改正で、その対象となる特別特定機械等の範囲が従前の廃熱ボイラーからボイラー及び第一種圧力容器に拡大された）こと、

第 2 項は、外国の製造者が、特定機械等を日本に輸入する際に、輸入業者によらず、自らが直接、都道府県労働局長や代行業者の検査を受けられることを規定したもので、検査・検定制度等による貿易摩擦の解消のため、昭和 58 年改正で追加された後、平成 6 年改正で、外国でも検査を受けられるようにする趣旨で改正された経緯があること、

オ 第 1 項・第 2 項が定める都道府県労働局長等が行う製造時等（製造時、輸入時、再設置時）の検査には、

- ①製造時検査（製造、設置、使用等における検査）、
- ②輸入時検査、

③所定期間（ボイラー等につき原則 1 年。移動式クレーンにつき原則 2 年）にわたり設置（定置式の特定機械等の据付及び使用）されなかったものの設置時検査（性格的に使用開始時検査に近く、休止後再開検査などとは異なる）、

④使用（移動式の特定機械等の利用）廃止後の再設置・再使用時検査（同前）

の 4 つがあり、このうち②～④は、ボイラー等につき、設置の前段階で構造要件の具備状況を確認しようとするもので、使用開始時の検査との趣旨で「使用検査」と呼ばれ、設置者や使用者に受検義務が課されていること（ボイラー則第 12 条、第 57 条、クレーン則第 57 条、ゴンドラ則第 6 条）<sup>2</sup>、ボイラー則第 2 条の 2 によりボイラーと第一種圧力装置が指定されている「特別特定機械等」は、登録製造時等検査機関により、それ以外は都道府県労働局長により検査されることとなっていること、

①製造時検査（製造、設置、使用等における検査）には、溶接によるボイラーや第一種圧力装置の溶接検査、ボイラー等の製造後の構造検査（ボイラーや第一種圧力容器を対象に、その製造後、許可を受けた図面通りに製造されたか否かについて、登録製造時等検査機関が行う検査。構造検査の受検に際しては、ボイラーや圧力容器の種類、最高使用圧力、伝熱面積や内容積、製造許可年月日等の明細書を添えて登録製造時検査機関等に申

請せねばならない（ボイラー則第 5 条第 3 項、第 51 条第 3 項）、移動式クレーンやゴンドラの製造後の製造検査があること（ボイラー則第 5 条、第 7 条、第 51 条、第 53 条、クレーン則第 55 条、ゴンドラ則第 4 条）、

検査の申請者が遵守すべき措置については、検査類型ごとに具体的規定が設けられており、例えば、移動式クレーンの製造検査では、

- ・検査しやすい位置に置くこと
- ・荷重・安定度試験のための荷・玉掛け用具を準備すること

が求められている（クレーン則第 56 条第 1 項）ほか、都道府県労働局長が必要事項を命じられる（クレーン則第 56 条第 2 項）こととされていること、使用検査にも、こうした製造検査等の規定が準用されていること（ボイラー則第 13 条など）、ボイラーと第一種圧力容器の構造検査の方法については、行政通達として「登録製造時等検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適正な実施について」（平成 17 年 4 月 1 日基発第 0401035 号）の別紙に「製造時検査にかかる検査の方法等」が定められていること、構造検査には、①設計審査、②材料検査、③外観検査、④水圧検査、⑤付属品検査等があること、

溶接検査は、ボイラー及び第一種圧力容器の溶接による製造者が、構造検査前

<sup>2</sup>ただし、流通前段階での使用検査が望ましいため、特定機械等の譲渡・貸与者が譲渡・貸与前に受検できることとなっ

ている（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 602 号）。

に受検せねばならないが、重要なのは圧縮応力（ある部分に圧縮力がかかる場合の耐性）なので、それ以外の応力が問われる部分に溶接が施されていても、溶接検査は不要であること、溶接検査の受検者は、溶接作業への着手前に検査機関に申請せねばならないこと（ボイラー則第7条第2項）、受検の際には、実物と同一材料で作成された試験板を実物と同一条件で溶接すること等が求められること（ボイラー構造規格第48条）、溶接検査では、ミルシート（鋼材の材質を証明する書類）との照合等による材料検査、接合部分に開先を作って溶接金属を埋め込む突合わせ溶接の構造規格規定適合性の検査（開先検査）、外観のひび割れ、溶接のはみ出し等の検査（外観検査）、溶接部分の強度を確認するための試験板の引張試験、表曲げ試験などの破壊検査（機械試験）、放射線による非破壊検査（放射線検査）などが行われること、

第1項が受検を求めているのは、特定機械等を「製造し、若しくは輸入した者」、・・・再設置又は再使用を図る者であり、この製造者には、法第37条の製造許可を得るべき者が該当し、輸入者には、外国製造者と国内の輸入業者等が該当すること、

カ 外国の製造者が、国内でも事業展開していて、自ら特定機械等を輸入した場合や製造者以外の国内の輸入業者等が輸入した場合には、第1項所定の「輸入した者」に該当し、自ら同項に従い受検する義務を負うが、外国の製造者が外国での受検を希望するか、国内の輸入業者等による受検を希望しない場合（＝自ら

による受検を希望する場合）、自ら国外又は国内で、受検でき、この場合、国内の輸入業者等は受検義務を免除されること（本条第1項但書）、これは、貿易摩擦の解消のため、外国の製造者が、特定機械等を日本に輸入する際に、輸入業者によらず、自らが直接、検査を受けられるよう図ったものであること、

キ 本条第3項は、特定機械等の設置とそれ以後の検査を定めており、これには、

①設置（落成）時検査（ボイラー等については、本体とその配管等、クレーン、デリック等については、その各部分の構造と機能を対象に行われる（ボイラー則第14条、第59条、クレーン則第6条、第97条、第141条、第175条）。移動式機械やゴンドラについては、その性質上、この検査は行われない）、逆に、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、簡易リフトについては、設置状況の検査が重要であることから、クレーン則で、製造時等（製造時、輸入時、再設置時）の構造検査よりこの検査の実施が求められていること、

②所定の主要部分の変更時検査、

③休止後再開検査、

の3つがあること、ボイラー等は、第1項、第2項所定の使用検査での合格が受検の前提とされていること（ボイラー則第14条第2項、第59条第2項）、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフトについては、やはり、製造検査等と同様に、検査の申請者が遵守すべき措置等が定められていること（クレーン則第7条など）、

②における所定の主要部分とは、例えばゴンドラの場合、作業床、アーム等、昇降装置、制御装置、ワイヤロープ等が該当すること、検査の申請者が遵守すべき措置等については、やはり製造検査等と同様に、関係規定（ボイラー等：構造検査の関係規定、クレーン等：落成検査の関係規定、移動式クレーン等：製造検査の関係規定）を準用する形で定められていること（ボイラー則第42条第3項など）、

③の休止後再開検査は、検査証の有効期間経過後の継続使用に際して法第41条第2項により受検が求められる性能検査などとは異なり、検査証の有効期間中に休止の報告を提出して休止させた後、有効期間徒過後に再度使用しようとする際に労基署長により行われるもので、ボイラー則第46条、第81条、クレーン則第49条、第90条、第134条、第168条、ゴンドラ則第33条などに定めがあること、

この検査についても、検査の申請者が遵守すべき措置等については、関係規定（ボイラー等：構造検査の関係規定、クレーン等：落成検査の関係規定、移動式クレーン等：製造検査の関係規定）を準用する形で定められていること（クレーン則第50条など）、

休止報告せずに検査証の有効期間を超えて休止した特定機械等の再使用に際しては、有効期間満了により元の検査証が失効するので、改めて検査証を受けねばならない（定置式のもの：落成検査、移動式のもの：使用検査まで遡って受検する必要がある）が、通達により、検査証の有効期間を6ヶ月以上徒過したか否か

のほか、一部は機械等が移動式か否かによって、取扱いが分けられていること（昭和47年9月18日基発第602号）、例えば、6ヶ月以上徒過した場合、本条第1項の廃止後再設置を求める者に当たり、使用検査と同第2項の落成検査が求められること、

ク 本条第1項違反者（同条に基づく構造検査、溶接検査、製造検査、使用検査を受けなかった者）は、法第119条第1号により6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられること、

ケ 本条は、第37条と同様に、特定機械等の製造・設置上の瑕疵による災害の発生を背景に制定されたものであること、

ケ 第37条の関連判例である富士ブロイラー事件高裁判決は、本条に基づく検査の趣旨について、製造者、設置者が製造、設置した機械の安全性を規則や構造規格に従って確認するだけのものではなく、それ以上に包括的で綿密な検査をするわけではなく、主な保護対象は労働者であって、製造者や設置者の、機械の安全性確保による営業の継続や、事故による損害の発生防止は反射的利益でしかない旨を述べたこと、

コ 法第39条は、使用する特定機械等が第38条所定の各種検査（構造検査、溶接検査、使用検査、変更検査、使用再開検査）に合格したことを関係者が確認できるよう、検査証の交付や裏書きについて定めたものであること、

サ 法第40条は、法第38条所定の各種検査（構造検査、溶接検査、使用検査、変更検査、使用再開検査）に合格した特定機械等の使用により安全が確保される

よう、第 39 条所定の検査証を交付されない機械等は使用できないこと、譲渡・貸与の際に検査証を伴うべきことを定めたものであること、

シ 法第 41 条は、特定機械等は、一定期間の経過による腐食・摩耗等が不可避であることを前提に、検査証の有効期間を定め、定期的に（：期間満了前に）性能検査を受検するよう義務づけたものであること、第 1 項は名宛人を定めず、第 2 項は検査証の有効期間の更新を受けようとする者としており、所有者、貸与者、被貸与者等を想定していると解されること、有効期間は省令で定められ、期間更新のための検査は、登録性能検査機関が行うべきこととされていること、

ス 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会事件東京地判平成 30 年 11 月 9 日では、登録性能検査機関である公益社団法人（原告）の検査員が、ある工場に設置された特定機械等である天井クレーン（本件クレーン）につき、本条第 2 項に基づき、3 回にわたり性能検査を行い、有効期間を延長したが、本件クレーンに設置された歩道は、工場の天井のほりから手すりまでが 0.08m、歩道の底までが 1.18m しかなく、クレーン則第 13 条が定める離隔基準（ほり等の建物部分と走行クレーンの最後部（歩道の手すり等）の間が 0.4m 以上、クレーンガーダの歩道とほり等の間が 1.8m 以上）に反していた。その後、本件クレーンの整備を担当する労働者が天井のほりと当該クレーン上の歩道の手すりの間に挟まれて死亡する災害が発生したため、厚生労働省が、原告に業務停止命令と業務改善命令を発令し

たところ、原告は、要約、性能検査は機械自体の構造に関する構造規格に基づいて行えばよく、当該規格には機械の構造には直接関わらない離隔基準が定められていなかったもので、違法はないなどと主張して処分取消を求めた事案につき、判決は、「性能検査に関する・・・安衛法及びクレーン則の構造、内容等を前提とすると、登録性能検査機関は、性能検査において、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行う必要があり、その際、検査の対象となるクレーンがクレーン則 13 条の規定に適合していることについてもこれを検査しなければならないなどとして、原告の請求を棄却したこと、

その際、安衛法第 53 条の 3（登録製造時等検査機関に関する第 47 条から第 53 条の 2 の定めを登録性能検査機関に準用することを定めた規定）により登録性能検査機関に準用される第 47 条第 3 項（登録製造時等検査機関が製造時等検査を行う際、省令所定の検査方法を講じるべきことを定めた規定）が、登録性能機関の義務として、特定機械等の構造等が所定基準に適合しない限り、製造許可を出してはならない旨定めている以上、性能検査に際してクレーン則第 13 条との適合性の審査も行うべきことになるとの解釈論を述べたこと、

等が示されている。

## 11 森山報告（第 5 章第 1 節第 42 条～第 44 条の 2）

（本文は一部完了、要約は未了）

## 12 担当者未定（第 5 章第 1 節第 44

### 条の3～第54条の6)

（本文、要約共に未了）

### 13 長谷川報告（第5章第2節第55条～第58条）

（本文完了、適用の実際の要約のみ未了）

長谷川報告は、第5章第2節に属する第55条から第58条について解説している。これらの条項は、化学物質の社会的必要性とリスクの均衡を目して、全ての製造や使用を禁じるのではなく、その危険有害性（やその判明の程度）等に応じて、製造者や譲渡提供者に対して、製造禁止から、有害性やリスクの伝達、表示など、段階的な規制をかけると共に、製造・輸入を行う事業者に対して有害性の調査を求めており、化学物質に関する規制条文の中では、主に製造流通段階での規制を行っている点に特徴がある。

同報告では、

ア 法第55条は、職業がん等の職業性疾病を発生させるような有害性が強く、今の技術では管理できない物一特に新規化学物質一の製造、輸入、譲渡、提供、使用（「製造等」）を禁じたものなので、対象に新規物質が追加される可能性があると共に、管理技術の発展により除外される可能性もあること、他方で、今後も利用可能性がある等の事情から試験研究を目的とする場合、政令で定める一定要

件一①予め都道府県労働局長の許可を受けること、②大臣基準（特化則第47条、石綿則第48条に定め有り<sup>3</sup>）に従い製造・使用すること（施行令第16条第2項第1号、第2号）一下での製造、輸入、使用を認めていること、

本条所定の製造等禁止物質は、国際条約に基づき製造等が禁じられているものも含め、施行令第16条第1項に列挙されていること、第9号は、それらを一定割合以上含有する製剤等もそれらと同様に扱われる旨を定めていること、この物質には、発がん性のものが多いが、発火するもの／しないもの、経皮吸収するもの／しないもの、臭気のあるもの／ないもの、引き起こす障害も、皮膚炎から、中皮腫、肺水腫、胸水など様々であること、

用語として、譲渡は有償無償の所有権移転を意味するが、提供は、物品と共に塗料を引き渡して塗布させる場合のように、所有権等を留保したまま引き渡して利用させる行為を意味すること、

イ 沿革をみると、工場法時代、黄燐燐寸製造禁止法（大正10年4月11日法律第61号）が、「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用のノ禁止ニ関スル条約」（1906年、明治39年）の批准公布を見越して制定され、マッチ製造における黄リン使用の禁止や工場への官吏の臨検権限等を規定したことを嚆矢として、旧労基法第48条がこれを受け継いだこと、いずれも労使以

<sup>3</sup> 概ね、製造設備の密閉構造化、製造設備設置場所の清掃の容易化、製造・使用者への適任者の選任、物質の容器を堅固なものとし、物質の成分を表示するこ

と、一定の場所に保管し表示すること、不浸透性の保護前掛・保護手袋を使用すること、製造設備設置場所への立ち入り禁止措置等が定められている。



外の者も義務づけ及び保護の対象としていたこと、禁止行為を製造に限定していなかったこと、昭和30年以降には、ベンジジンによる被害発生を踏まえてその抑制濃度（局所排出装置周辺の空気を測定することによって、局所排気装置の性能評価を行おうとする便宜的な基準）が通達され、昭和34年には、ヘップサンダル事件等を踏まえてベンゼンのみが労基法第48条の規制対象に加えられ、昭和40年代には、ベンジジンやベーターナフチルアミン等による尿路障害の多発を受け、尿路障害予防対策要綱が定められた後、これらの物質が特化則第1類物質に位置づけられたこと、昭和47年の現行安衛法制定に際しては、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、四-アミノジフェニル、四-ニトロジフェニル等の発がん性物質の製造、使用等が禁止されたこと、

ウ 背景となった災害の代表例はベンゼン（ベンゾール）によるヘップサンダル事件であり、オードリー・ヘップバーンが履いたサンダルを模したサンダル（ヘップサンダル）の底を貼るためのゴム糊の溶剤として多用されていたベンゼンを、その製造過程で吸い込んだ作業（家内労働者などの非労働者を含む）が再生不良性貧血や白血病を発生させたこと、また、被害者に労基法適用外の家内労働者もいたこと等を受け、労働基準法第48条の有害物を指定する省令附則第3項及び第4項の規定により旧労基法第48条の対象物質へのベンゼンのみが追加されると共に、同条の保護対象に非労働者を含む全ての者が含まれる旨の内閣法制局見解が示されたこと、

エ 現在では、本条の規制対象物質の有用性が限定されているので、製造等による違反は殆どなく、監督指導上も殆ど意識されていないが、特に石綿は、耐火性、防音性、断熱性、耐久性に優れ、軽くて安価なので、従前は、建築材料への混入、鉄骨の耐火被覆等で用いられていたため、禁止される石綿含有率を徐々に引き下げる対応が採られてきたこと等から、石綿を含む建築物が多く現存し、解体工事に際して届出が義務づけられて、規制内容が見直されてきているが（石綿則第5条等）、現に全ての届出が行われれば約200万件に及ぶと言われており、有効な規制に困難が生じていること、

オ 関係判例の代表例は建設アスベスト訴訟であり、国は、機械メーカーであるクボタの旧神崎工場の労働者が、アスベスト関連疾患で多数死亡すると共に、周辺住民にも被害が及んだことが明らかとなり、多額の賠償金の支払い等に発展した問題（クボタ・ショック）等を踏まえ、平成18年9月に至り、アスベストを施行令に基づく製造等禁止の対象物質としたが、それまでに建築物の建設や解体工事等に従事して中皮腫や肺がん等のアスベスト関連疾患を発症した建設作業従事者（労働者及び一人親方等の非労働者）が、全国8つの地裁に、国とアスベスト建材のメーカーを相手方として集団訴訟を起こした事件であり、国に対しては、規制権限不行使を理由に国賠法上の損害賠償請求がなされたこと、令和2年12月14日に首都圏第一次訴訟について下された最高裁判決は、国が、保護具の準備等の義務は事業者に課したうえで、アスベ

ストのハザードの判明度合いに応じて通達等で対策を講ずべき前提のレベルを引き上げてきていた経緯は認めつつも、国は、事業者に保護具を準備させるのみならず、労働者らに保護具を「使用させる」ことを確保すべきだった、リスクの内容とリスクコントロール等の具体的内容を記したラベル、掲示の義務づけと監督指導を確保すべきだったのに行わなかったことから、被災者らに対して国賠法上の損害賠償責任を負う旨と共に、物的な措置義務は、いわば集团的な措置、環境整備の措置であって、保護対象は労働者に限らず、一人親方等にも及ぶ旨を述べたこと、なお、同判決が違法状態が解消したとしたのは、結局、含有量 1%の混合物に至るまで製造等がほぼ全面的に禁止され、かつその結果輸入（流入）量がゼロになった時点であったこと、

カ 本条の違反者（製造等禁止対象物質の製造、輸入、譲渡、提供、使用を行った者）は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられること（法第 116 条）、この罰則には両罰規定の適用があること（法第 122 条）、

キ 法第 56 条は、労働者に対する大きな健康障害リスクがあるが、製造や研究開発に不可欠である等の事情から、法第

22 条やそれに紐づく特化則が定める健康障害防止の効果を最大化するため、製造を許可制として、製造設備や製造方法等にかかる基準を設け、製造前後の遵守を図らせようとした規定であること、

ク 本条の対象物質は、施行令別表第 3 第 1 号所掲の特定化学物質のうち特に有害性が強い第一類物質と石綿分析用試料等であり（施行令第 17 条）、このうち第一類物質には、①ジクロロベンジジン及びその塩、②アルファーナフチルアミン及びその塩、③塩素化ビフェニル（別名 PCB）（絶縁性に優れている）、④オルトトリジン及びその塩、⑤ジアニジン及びその塩、⑥ベリリウム（強酸や強塩基<sup>4</sup>と反応。合金材料や電子管製造などに用いられる）及びその化合物、⑦ベンゾトリクロリドの 7 つと、それらの一定割合以上含有物が該当すること、これらの特徴として、色は様々、形態は結晶が多いが（①②④⑤）、一部はそれ以外の固体（⑥）、液体（③⑦）で、特徴的臭気があり（②）、摂取経路は経皮（①②③⑤⑦）や経口（①②③⑥⑦）、吸入（②⑤⑦）、熱すると有毒なヒューム<sup>5</sup>を生じるもの（①⑤⑥⑦）が多く、エアロゾル<sup>6</sup>による吸入（②⑥）もあり、②③のほかは発がん性が明らかなほか、皮膚炎（①③

<sup>4</sup> 塩基は、酸と反応して塩を生じる化合物。

<sup>5</sup> 金属等の加熱溶融での蒸発が凝縮したもの（大気環境総合センターのウェブサイト

[https://iaae.or.jp/information\\_communication/cafe/](https://iaae.or.jp/information_communication/cafe/)最終閲覧日 2021 年 12 月 5

日）。

<sup>6</sup> 気体中に固体や液体の微粒子が広がった状態（大気環境総合センターのウェブサイト

[https://iaae.or.jp/information\\_communication/cafe/](https://iaae.or.jp/information_communication/cafe/)最終閲覧日 2021 年 12 月 5 日）。

⑥)、眼・皮膚等の刺激(②⑦)、血管への影響(②)、肝臓への影響(①③⑦)、肺・腎臓・甲状腺への影響(⑦)、重度の肉芽腫性肺疾患(慢性ペリリウム疾患)(⑥)、塩素座瘡(③)、肺炎・気管支炎(⑥)などを引き起こすか、そのおそれがあること、⑦は、1975年(昭和50年)の東京の化学工場での調査で肺がんと因果関係が認められて、本条の対象物質に加えられた経緯があること、

ケ 本条の人的適用範囲である「製造しようとする者」は、文字通り製造者予定者であり、他者からの購入者、販売者や小分けする者等は該当しないこと、

許可を受けるべき単位は、特化則第48条により、対象物質ごと、製造プラントごととされていること、

許可申請は、特化則様式第5号(特定化学物質製造許可申請書)に同第6号による摘要書を添えて、労基署長経由で厚生労働大臣に提出して行い(特化則第49条第1項)、同大臣が許可した場合、特化則様式第7号による許可証(特定化学物質製造許可証)を交付する(特化則第49条第2)こととなっていること

製造許可を受けた者が、設備等の一部の変更を図る場合、所要の書面を監督署長に提出すれば足りるが、製造工程の変更、許可物質の生産量の増加を図る場合等には、再度本条の許可を受けねばならないこと、他方、設備等の主要構造部分の変更を図る場合、法第88条第1項(厚生労働省令で定める危険有害作業等を伴う機械等の設置、移転、主要構造部分の変更につき監督署長に届け出るべき旨の定め)に基づく特化則第52条の特定化学

設備等設置届の提出を求められること、

コ 厚生労働大臣が製造許可申請の審査時に用いる基準は、特化則に物質及び製造目的ごとに区分して規定されていること、

特化則第50条第1項は、ジクロロベンジジン等(施行令別表第3第1号に定められた上掲の7物質(①ジクロロベンジジン及びその塩、②アルファーナフチルアミン及びその塩、③塩素化ビフェニル(別名PCB)、④オルトトリジン及びその塩、⑤ジアニシジン及びその塩、⑥ペリリウム及びその化合物、⑦ベンゾトリクロリド)のうち⑥以外のもの)の製造については、

製造・取扱場所の隔離(別棟とするか隔壁での区画)、製造設備を密閉構造とすること、原材料等の運搬等の際の労働者への直接接触の回避(スクリーフィダー、バケットコンベアによるなど機械化する)、反応槽での化学反応でガスや蒸気が漏れいしないようガasket(固定用シール材)等で接合部を塞ぐ等すること、真空ろ過機(図2)等を稼働中に内部点検できる措置(ガラス窓等)を講じること、労働者が取り扱う際は隔離室で遠隔操作させること、計量・容器入れ・袋詰め等に際して遠隔操作が困難な場合に身体への直接接触を避けると共に囲い式フードの局排やプッシュプル型換気装置を所定の条件(局排、プッシュプル共に、発散源ごとに設ける、ダクトを短く、ベンド(曲折部分)の数を少なくする、粉じん含有気体を排出する装置には除じん装置を設ける、局排の場合、厚生労働大臣が定める性能を有する、プッシュプル

の場合、厚生労働大臣が定める要件を充たす等）で設置すること、粉じん含有気体を排出する製造設備の排気筒に除じん装置を設けること、作業中は局排及びプッシュプルを稼働させること、所定の物を含有する排液には、排液処理装置等を設け、有効に稼働させること、製造・取扱作業について、漏えいや労働者の汚染等を防止するための所定の事項に関する作業規程を定めること、試料の採取に際して所定の事項を遵守すること、取扱作業に労働者を従事させる際に作業衣、保護手袋と保護長靴を着用させること、等を規定していること、

特化則第 50 条の 2 第 1 項は、ベリリウム等（施行令別表第 3 第 1 号に定められた上掲の 7 物質のうちベリリウム及びその化合物）の製造については、

製造・取扱場所の隔離（別棟とするか隔壁での区画）と局排、プッシュプルの設置、ベリリウム等の製造（焼結・煨焼（かしょう：鉱石などの個体を加熱して熱分解や相転移を促したり、揮発成分を除去する処理のこと）、アーク炉での溶融によるベリリウム合金の生成等）用設備を密閉構造とすること（但し、ベリリウム等の製造では覆い等の設置も許される）、ベリリウム等の運搬等の機械化等による労働者への直接接​​触の回避、粉状のベリリウム等を労働者に取り扱わせる際は隔離室で遠隔操作させること、計量・容器入れ・容器からの取り出し、袋詰めの際して遠隔操作が困難な場合に身体への直接接​​触を避けると共に囲い式フードの局排やプッシュプル型換気装置を設置すること、製造・取扱作業について、粉じ

んの発散や労働者の汚染等を防止するための所定の事項に関する作業規程を定めること、取扱作業に労働者を従事させる際に作業衣、保護手袋を着用させること（保護長靴は含まれていない）、

等はベンジジン等の場合と共通だが、

稼働中に内部点検できる措置（ガラス窓の設置等）の対象は、ベリリウム等の製造設備とすること、アーク炉での溶融によるベリリウム合金の生成等で所定の作業を行う場合に局排かプッシュプルを設置すること、アーク炉で電極間を短く保つためにサンドシール（丸輪等）等を用いること、水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する場合に、熱分解炉を隔離すること、その他の設備に覆いを付すこと、焼結・煨焼（かしょう）等に用いた匣鉢（さや）の破碎場所の隔離と局排かプッシュプルの設置、

等はベリリウム等に特有の定めとして規定していること、

特化則第 50 条第 2 項、第 50 条の 2 第 3 項は、試験研究目的でのジクロロベンジジン等、ベリリウム等の製造については、要件を緩め、製造設備を密閉式構造とすること、製造者を健康障害予防の知識を持つ者とすること、製造者は保護前掛及び保護手袋を「使用すること」、等を規定していること、

サ 本条（法第 56 条）第 3 項は、許可基準を充たして製造許可を受けた後のメンテナンス（許可基準充足状態の維持）を製造者（上述の通り、譲渡者等は含まない）に課していること、同第 4 項は、製造者による実際の製造に際して、第 2 項の許可基準に適合した作業方法を用い

るよう義務づけていること、

シ 本条第5項は、第3項と第4項の実効性を担うため、製造設備や作業方法が許可基準に不適合と認める場合、修理、改造、移転、当該基準に適合した作業方法による製造を命じ得る旨を定めており、これに従わない場合、第6項所定の許可取消処分か第119条第2項所定の罰則の適用があり得ること、

ス 本条所定の許可対象物質は、ラベル表示義務（法第57条）、SDS交付義務（法第57条の2）、作業主任者の選任義務（法第14条）、雇入れ時の安全衛生教育実施義務（法第59条、安衛則第35条第1号）の対象となること、

本条の適用の詳細（製造許可の単位、許可を受けるための手続、許可基準等）については、特化則に定められていること、

セ 本条の適用対象物質があまり用いられなくなっているため、本条の適用場面は限られているが、許可を受けた使用例としては、人造宝石（エメラルド）の製造場面でのベリリウム、打音検査用ハンマーの製造場面でのベリリウム銅合金等が挙げられること、

ソ 本条第1項違反：無許可での対象有害物製造者には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第117条）、第3項、第4項違反には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第119条第1号）、第5項に基づく命令違反には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第119条第2号）が科され得ること、これらの罰則には両罰規定があり、行為者と共に法人や代表者にも罰金刑が科され

得ること、

タ 本条に基づく製造許可を得ない対象物質の製造、作業方法等の不遵守、許可獲得後の基準の逸脱等の本条違反は、事業者の民事上の過失を推定させる要素の1つとなり得ること、

チ 法第57条は、第1項で、爆発、発火等の物理的危険性と、健康障害をもたらす有害性を持つ化学物（以下、「危険有害物」という）のうち所定のものを容器に入れたり包装（以下、「パック」という）して譲渡提供する者（以下、「パッカー」という）に、名称、有害性、取扱い上の注意、注意喚起標章等（以下、「所定必要表示事項」という）の表示を義務づけ、第2項で、パック以外の方法で譲渡提供する者に、所定必要表示事項を記した文書の相手方への交付を義務づけていること、

ツ 本条は、化学物質による労働者の被害を防止するには、労働者自身に当該物質に関する情報を認識させる必要があること、しかし、有害性の感知は困難な場合が多いこと、譲渡提供者はその有害性や取扱方法等を認識していることが多いこと、「職場における化学物質の使用の安全に関する条約」（ILO170号条約）、同勧告（ILO177号勧告）でも、情報の表示、周知による労働者の認識の重要性が示されていること等を受け、所定必要表示事項の伝達によって防げる被害の防止を図ったものであること、法第57条の2も同様の趣旨だが、本条では、SDSより簡略な情報を簡易に伝達することを目的としていること、

テ 本条の表示義務対象物質は、法第

56 条第 1 項所定の製造許可対象物質のほか、施行令第 18 条第 1～第 3 号所定の物質であり、このうち第 1 号は、施行令別表第 9 掲載物のうち純物質（1 種類の物質（単体や化合物）だけでできているもの）（ただし、イットリウム、インジウム、銀等は、粉状のもの以外対象から除外される<sup>7)</sup>、第 2 号は、施行令別表第 9 掲載物のうち安衛則第 30 条で定めるもの（爆発、発火等の物理的な危険物）、第 3 号は、施行令別表第 3 第 1～7 掲載物のうち安衛則第 31 条で定めるもの（ジクロロベンジジン、アルファーナフチルアミンやその塩の含有物等の発がん性物質等）（第 2 号、第 3 号掲載物は 2 種類以上の純物質の混合物）を掲載していること、本条所定の表示義務対象物質と法第 57 条の 2 の通知対象義務物質は、厚労省が開設した「職場のあんぜんサイト」に公開されていること、

表示・通知対象物質には裾切り値が定められており、これは、製剤（混合物）中の対象物の含有量（重量%）が、その値未満であれば、ラベル表示や SDS より交付の対象とならない値を意味すること、裾切り値は、GHS の濃度限界（検出され得る最低濃度）を基準として決定されていること、裾切り値は、急性毒性、皮膚感作性、呼吸器感作性、生殖毒性などの有害性区分ごとに設定されており、複数の有害性区分を持つ物質の場合、最低値を採用することになっていること、混合物の場合、裾切り値以上含有すれば、GHS 分類されていなくても表示義務対象

とされること、

施行令第 18 条第 2 号及び第 3 号が掲げる安衛則第 30 条及び第 31 条所定の物質のうち、運搬中及び貯蔵中も固体を維持し、粉状にならない物であって、一定の危険物、爆発や火災の原因となる可燃物、皮膚腐食性のある物質を除く物は、吸入ばく露等のおそれがないため、表示義務の適用を除外されていること（安衛則第 30 条但書、第 31 条但書による）、

ト 本条の表示義務の負担者は、上記のパッカーであり、製造業者であるか、販売業者であるか等、流通過程における立場は問われないこと、同一有害物の容器等の流通に際して、製造業者等先次の表示義務者の表示をもって足りる場合、後次義務者による表示の必要はなくなるが、義務が免じられるわけではないこと、

ナ 所定必要表示事項は、名称（第 1 号イ）、有害性（ロ）、貯蔵・取扱い上の注意（ハ）、その他省令規定事項（ニ）、大臣所定の注意喚起標章（第 2 号）であること、

このうち名称（第 1 号イ）は、含有物質を特定できる限り製品名で構わないが、法第 57 条の 2 に基づく SDS で通知される名称と一致させる必要があること、

有害性（ロ）は、GHS 分類により決定された危険有害性クラス（リスクの種類：物理化学的危険性か発がん性かなど）、危険有害性区分（リスクの程度）に基づき JIS 規格等に記された危険有害性情報欄の文言を記載すべきこと、GHS 分類のガイダンス（JIS の Z7252 等）が公表され、

<sup>7)</sup> それらの化合物は対象物質となる（平

成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

参考にすることが求められていること、分類結果は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）と厚労省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている「GHS 分類対応モデルラベル・モデル SDS 情報」に掲載されていること、混合物についてそれ自体の分類がされていない場合、構成する純物質ごとの記載で構わないこと、GHS 分類の結果、危険有害性クラス・レベル（リスクの種類や程度）が決定しない物質については記載を要しないこと、

貯蔵・取扱い上の注意（ハ）が、物質へのばく露等から生じる被害の防止方法であることは自明だが、その他省令規定事項（ニ）については、安衛則第 33 条に以下の定めがあること、

第 1 号：表示者特定情報

第 2 号：注意喚起語

GHS 分類により決定された危険有害性クラス（リスクの種類：物理化学的危険性か発がん性かなど）、危険有害性区分（リスクの程度）に基づき JIS 規格等に記された注意喚起語を記載すべきこと、混合物についてそれ自体の分類がされていない場合、構成する純物質ごとの記載で構わないこと、GHS 分類の結果、危険有害性クラス・レベル（リスクの種類や程度）が決定しない物質については記載を要しないこと、

第 3 号：安定性及び反応性

GHS 分類により決定された危険有害性クラス、危険有害性区分に基づき JIS 規格等に記された危険有害性情報欄の中の物理化学的危険性（爆発、発火等の危険性）を示す文言を記載すべきこと、

大臣所定の注意喚起標章（第 2 号）は、

GHS 分類により決定された危険有害性クラス、危険有害性区分等の危険有害性情報を関係者に適切に伝達するためのラベルや SDS に関する JIS 規格（Z7253）に定められた絵表示を意味すること（平成 18 年 10 月 20 日厚労告第 619 号）、ただし、容器や包装に、船舶・航空関係法上安全確保のために告示によって同様のラベルの貼り付けが求められている場合、それをもって足りることとされていること、

なお、ラベル表示の内容（所定必要表示事項）については、JIS の Z7251 に準拠した記載をもって、安全衛生関係法令の要件は充たすと解されていること、

表示方法は、所定必要表示事項を容器等に直接印刷するか、印刷した票箋を貼り付けるのが基本だが、物理的に難しい場合、所定必要表示事項のうちの主要事項（法第 57 条第 1 項第 1 号ロからニ）及び大臣所定注意喚起標章（第 2 号）を印刷した票箋を容器等に結びつける方法も採れること（安衛則第 32 条但書）、前述の通り、大臣所定注意喚起標章（第 2 号）は、絵表示で行われるのが原則だが、容器や包装に、船舶・航空関係法上安全確保のために告示によって同様のラベルの貼り付けが求められている場合、それをもって足りること、

ニ 本条第 1 項但書は、主に消費者の生活用品を表示義務の対象外としており、これには、医薬品、化粧品等、農薬、固体、表示対象物が密封されたもの、食品等が該当するが、労働者が表示対象物にばく露するおそれのあるものは除外されること、

ヌ 本条（法第 57 条）は、第 2 項で、表示対象物質を第 1 項が定めるパッキング以外の方法（タンクローリーやパイプラインでの輸送等）で譲渡提供する者に対し、所定必要表示事項を記載した文書を相手方に交付することを義務づけていること、

ネ 関連法として、化学物質排出把握管理促進法（化管法）と毒物及び劇物取締法（毒劇法）があること、

このうち化管法は、環境毒性を持つ化学物質の環境への排出量等の管理によって環境保全を図る法律であり、指定化学物質や含有製品の譲渡提供事業者全てを対象に、譲渡提供時点までにラベル表示を行う努力義務を課していること、ラベルには、危険有害性（物理化学的性状、安定性、反応性、有害性）、注意喚起語、貯蔵や取扱い上の注意、物質等の名称、表示者特定情報などを記載することとされていること、

毒劇法は、日常流通するもののうち、主に急性毒性を持つ化学物質につき、保健衛生上必要な規制を図るもので、製造・輸入・販売業者、業務上取扱い者を対象として、特定の毒劇物につき、ラベル表示義務を課していること、ラベルには、名称、成分、営業者特定情報、含量、解毒剤の名称等を記載すべきとされていること、

ノ 制度史をみると、旧安衛則に、該当する条文は見当たらず、昭和 47 年（1972 年）の現行安衛法の制定時に、ベンゼン等特定の有害物の譲渡提供者に容器や包装に有害性等の情報を表示すべき旨の規定が設けられたこと、昭和 52 年

（1977 年）の安衛法・じん肺法改正（法律第 76 号）により、現行法第 58 条第 2 項に近い内容（容器等によらずに表示対象物質を譲渡提供する者は、所定必要表示事項を記した文書を交付すべきこと）が加えられたこと、2003 年の GHS に関する国連勧告を受け、平成 17 年（2005 年）の安衛法改正（法律第 108 号）により、爆発、発火等の物理化学的危険性のある化学物質のうち政令所定の物が表示対象に加えられた他、注意喚起標章が所定必要表示事項に加えられたこと、平成 26 年（2014 年）の安衛法改正（法律第 82 号）により、所定必要表示事項から成分が削除される一方、同時に行われた施行令第 18 条改正により、表示対象物質が、法第 57 条の 2 の通知対象物質全般に拡大されたこと、

ハ 本条の背景事情をみると、一方では、昭和 1975 年の日本化学工業六価クロム事件（日本化学工業が江戸川区、江東区一帯に 33 万トン以上の六価クロム鉍滓を廃棄する一方、小松川工場で就労していた労働者が鼻中隔穿孔や肺がんを発症していたこと等で社会問題化した事件）などがあり、他方では、ILO で職業がん条約（1974 年（昭和 49 年）第 139 号条約。1977 年（昭和 52 年）に日本批准）、1977 年（昭和 52 年）に作業環境条約（1977 年（昭和 52 年）第 148 号条約）が採択されるなど、化学物質による職業性疾病への国際的関心も高まっていたこと、

ヒ 本条の改正に大きな影響を与えた GHS は、当初、危険有害物質の規制（危険有害性の定義、ラベルや SDS の対象物



質、必要記載事項等）が各国でまちまちであったこと、化学物質等の国際貿易の円滑化の要請等を踏まえ、危険有害性の情報伝達に関する国際的なシステムの構築により、システムのない国への導入、試験・評価の必要性の減少等様々なメリットを図っていること、このシステムでは、物理化学的危険性、人体への有害性、環境毒性の観点から化学物質の危険有害性を分類し、それを明示する標章、SDSの作成、交付等を求めていること、情報提供の対象者を、化学物質を取り扱う全ての者としていること、

フ 適用の実際についてみると、ラベル貼り付けはメーカー等で行われており、化管法や毒劇法等による実質的に同内容の規制もあって、比較的良好に履行されていること、履行確保にとって、行政が公表しているモデルラベル（「化学物質の表示・文書交付制度のあらまし」等）等が有効に働いている可能性があること、

もつとも、GHSの趣旨に照らせば、あらゆる化学物質が危険有害性を持つ可能性を前提にした表示義務範囲の設定が求められること、

へ 厚生労働省「職場の化学物質等の管理のあり方に関する検討会」では、硝酸、有機カルボン酸等を含有する洗剤の入れたラベルのない容器に、次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム等を含有する洗剤を移し入れたため、塩素ガスが発生し、同中毒を生じた例等が紹介されていること、

ホ 関係判例には建設アスベスト首都圏第一次訴訟最判令和2年12月14日が挙げられ、アスベストの危険性の表示を

事業者等に義務づけなかったことが国家賠償を根拠づける適切な規制権限の不行使に該当するとされたこと、

マ 特定の危険有害物を容器に入れる等して譲渡提供する者が、本条第1項に違反して、その容器等に所定の表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は本条第2項の文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した場合、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられること（法第119条第3号）、本条には法第122条の両罰規定の適用があること、

ミ 法第57条の2は、第1項で、「労働者に」に対する危険有害性がある政令で定めるもの又は第56条第1項所定の製造許可物質（「通知対象物」）の譲渡提供者に、所定必要記載事項（名称、成分、物理化学的性状、有害性、貯蔵・取扱い上の注意、流出時等の応急措置、その他省令規定事項）を記した文書（SDS）を相手方に手交する等して通知すべきことを義務づけ、第2項で、通知事項に変更の必要性が生じた場合に、変更後の所定必要記載事項を相手方に通知する努力義務を課し、第3項で、前2項所定の通知の履行支援に貢献する省令の制定について定めていること、

ム 本条の趣旨は、化学物質のハザードに関する情報は、その製造者やそれに近い流通業者が保有していることが多いため、彼らから下流のユーザーらに伝達させる仕組み（SDS（Safety Data Sheet）制度）を構築することにあること、法第57条のラベル貼付制度との比較では、容器への挿入・包装を前提としておらず、譲渡提供場面を一般的に対象にしている

ほか、対象化学物質に関する情報をより詳細に伝える趣旨を持つこと、

メ 通知対象物は、第 56 条第 1 項所定の製造許可物質のほか、危険有害性がある政令で定めるもの、即ち施行令第 18 条の 2 所定の物<sup>8</sup>であり、法第 57 条の表示義務対象物質（第 56 条第 1 項の製造許可物質のほか、施行令第 18 条所定のもの）とほぼ同じ（別表第 9 所掲の物質の一部につき、粉状以外のものも含む点異なる程度）であること、

森報告が述べる通り、こうした物質を対象としたラベルによる表示及び SDS による通知の「義務」を第 1 段階規制とすると、安衛則に基づく通知の「努力義務」は第 2 段階規制に当たること、すなわち、安衛則第 24 条の 15 で、厚労大臣が指定した特定危険有害化学物質（GHS(JIS Z 7253)に従った化学物質の分類上、危険有害性を有するもののうち第 1 段階の対象物質を除いたもので、特化則の規制対象となる特化物などとは異なる）等について、交付を努力義務としており、特定危険有害化学物質等は、安衛則第 24 条の 14 が定める危険有害化学物質等と概ね一致するので、SDS 交付の努力義務の対象物質は、同規定により、ラベル表示の努

力義務の対象物質となり、法第 28 条の 2 が定めるリスクアセスメントの努力義務の対象ともなること、

モ 通知義務者は、通知対象物の譲渡提供者であり、流通途中で一部移し替えによる譲渡提供（分割的譲渡提供）が行われる場合、当該譲渡提供者が通知義務者となること、

ヤ 第 1 項に記載された所定必要記載事項は、名称、成分、物理化学的性状、有害性、貯蔵・取扱い上の注意、流出時等の応急措置、その他省令規定事項であり、詳細は通達（平成 18 年 10 月 20 日基安化発第 1020001 号、最新改正：平成 22 年 12 月 16 日基安化発 1216 第 1 号）に定められていること、

このうち名称（第 1 号）については、含有物質を特定できる限り製品名で構わないこと、

成分及び含有量（第 2 号）については、対象物質が裾切値以上含有される場合にその物質の名称と含有量を記載すべきこと、ケミカルアブストラクトサービス<sup>9</sup>登録番号（CAS 番号）、通知対象物質以外の物質の成分等も記載することが望ましいとされていること、含有量は、対象物質ごとに重量パーセントを記載すべきだ

<sup>8</sup> 森報告が述べる通り、この政令指定物質とは、安衛法施行令第 18 条の 2 が定める同施行令別表第 9 所定の物等であり、別表第 9 には 631 物質が掲げられ、同施行令別表第 3 第 1 号が製造許可物質を定めており、2021 年 1 月 1 日時点で合計 674 物質が交付義務対象とされ、リスクアセスメントの義務（法第 57 条の 3

第 1 項）の対象物質と一致している。

<sup>9</sup> アメリカ化学学会の一部門であり、物質に関する世界中の公開情報をすべて収集して組織化している（化学情報協会のウェブサイト

（[https://www.jaici.or.jp/annai/img/20150709\\_CAS\\_PressRelease.pdf](https://www.jaici.or.jp/annai/img/20150709_CAS_PressRelease.pdf) 最終閲覧日 2021 年 12 月 17 日）。

が、10 パーセント未満の切り捨てが可能とされていること（安衛則第 34 条の 2 の 6）、

物理化学的性質（第 3 号）については、外観、匂い、pH（溶液中の酸性・アルカリ性の程度）、融点（固体が液体になる温度）及び凝固点（液体が固体になる温度）、沸点、引火点、燃焼・爆発範囲、蒸気圧（蒸気が示す圧力）等を記載すべきこと、

人体に及ぼす作用（有害性）（第 4 号）は、化学物質等の有害性を意味し、通達では、ばく露による影響として、急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼の損傷、呼吸器や皮膚の感作性（アレルギー等）、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性一単回ばく露・反復ばく露一、吸引性呼吸器有害性等が挙げられていること、直後の影響と遅発性の影響が想定されていること、

GHS 分類の結果、危険有害性クラス・レベル（リスクの種類や程度）が決定しない物質については記載を要しないが、分類のための情報が不十分だった場合には「分類できない」、危険有害性クラス（リスクの種類）に該当しない場合には「分類対象外」、危険有害性区分の最低レベルに達しないほどリスクレベルが低い（かそのレベルに達する証拠が得られない）場合「区分外」と記載することが望ましいとされていること、

貯蔵・取扱い上の注意（第 5 号）については、保管条件、混触禁止物質、管理

濃度・許容濃度、密閉装置、局排、保護具の使用、廃棄・輸送上の注意等の記載が求められていること、

流出等の場合の応急措置（第 6 号）については、吸入、皮膚付着、眼に入った場合等の措置、火災の際に使用すべき消化剤、事故発生時の退避措置、漏出時の回収・中和措置等の記載が求められていること、

省令所定事項（第 7 号）については、通知義務者の特定情報、危険有害性の要約、安定性及び反応性、適用法令等を記載すべきこと、

このうち危険有害性の要約には、GHS 分類により決定された危険有害性クラス（リスクの種類：物理化学的危険性か発がん性かなど）、危険有害性区分（リスクの程度）、それらのクラスや区分ごとに記された絵表示<sup>10</sup>と文言、注意喚起語等を記載すべきこと、GHS 分類に際しては、ガイダンス（JIS の Z7252 等）が公表され、参考にすることが求められていること、分類結果は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）と厚労省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている「GHS 分類対応モデルラベル・モデル SDS 情報」に掲載されていること、混合物についてそれ自体の分類がされていない場合、構成する純物質ごとの記載で構わないこと、GHS 分類の結果、危険有害性クラス・レベル（リスクの種類や程度）が決定しない物質については記載を要し

<sup>10</sup> GHS 分類により決定された危険有害性クラス、危険有害性区分等の危険有害性情報を関係者に適切に伝達するためのラ

ベルや SDS に関する JIS 規格（Z7253）に定められた絵表示を意味する（平成 18 年 10 月 20 日厚労告第 619 号）。

ないが、「分類できない」、「分類対象外」、「区分外」の記載が望ましいこと、

安定性及び反応性については、静電気の放電、衝撃、振動、混触危険物質、一酸化炭素・二酸化炭素等の分解生成物等、GHS 分類により決定された危険有害性クラス、危険有害性区分に基づき JIS 規格等に記された危険有害性情報欄の中の物理化学的危険性（爆発、発火等の危険性）を示す文言を記載すべきこと、

SDS 等の作成の際には、出典を明記し、環境影響情報も本項目に記載することが望ましいとされていること、

ユ 通知方法は、文書（本条第 1 項、第 2 項）のほか、磁気ディスクの交付、FAX 送信、WEB など、その他の方法も可能だが、相手方が承諾した方法でなければならず、WEB の場合、譲渡提供者が管理できなければならないこと（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）、

通知は、譲渡提供物ごとに行う必要があるが、混合物の場合、その中に成分として 1 パーセントを超えて含まれているすべての通知対象物個々について法第 57 条の 2 第 1 項第 3 号から第 6 号までの事項（第 3 号：物理的及び化学的性質、第 4 号：有害性、第 5 号：貯蔵又は取扱い上の注意、第 6 号：流出等の事故が生じた場合の応急措置）を通知し、全体について同項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の事項（第 1 号：名称、第 2 号：成分及びその含有量、第 7 号：省令所定事項）を通知することにより、当該物に係る通知が行われたものとして取り扱い得ること、

第 1 項の通知は、提供相手が対象物の受領の準備ができるよう、譲渡提供時ま

でに行う必要があること、

ヨ 本条の通知義務も、主に消費者の生活用品を対象外としており、これには、医薬品、化粧品等、農薬、固体、通知対象物が密封されたもの等が該当するが、ラベル表示と異なり、食品等は適用対象に含まれていること、

ラ 前述の通り、安衛法は、第 1 段階として、第 57 条の 2 第 1 項で、政令指定物質と第 56 条第 1 項所定の製造許可物質について、譲渡提供者に SDS の交付を義務づけ（第 57 条では、ほぼ同じ要件を充たす物質にラベル表示を義務づけ）、第 2 段階として、安衛則第 24 条の 15 で、厚生労働大臣が指定した特定危険有害化学物質（GHS(JIS Z 7253)に従った化学物質の分類上、危険有害性を有するもののうち第 1 段階の対象物質を除いたもので、特化則の規制対象となる特化物などとは異なる）等について、交付を努力義務としており、特定危険有害化学物質等は、安衛則第 24 条の 14 が定める危険有害化学物質等と概ね一致するので、SDS 交付の努力義務の対象物質は、同規定により、ラベル表示の努力義務の対象物質となり、法第 28 条の 2 が定めるリスクアセスメントの努力義務の対象ともなること、

リ 関連法として、化学物質排出把握管理促進法（化管法）と毒物及び劇物取締法（毒劇法）があること、

このうち化管法は、環境毒性を持つ化学物質の環境への排出量等の管理によって環境保全を図る法律であり、指定化学物質等取扱事業者であって他の事業者にそれを譲渡提供する者全てを対象に、譲渡提供時点までに SDS を提供する努力義

務を課していること、SDS には、危険有害性（物理化学的性状、安定性、反応性、有害性）、注意喚起語、貯蔵や取扱い上の注意、物質等の名称、提供者特定情報などを記載することとされていること、

ここで指定化学物質等取扱事業者とは、指定化学物質（第一種指定化学物質と第二種指定化学物質）の製造事業者や当該物質や特定の含有製品の取扱い事業者等（輸入業者、販売業者、業務上取扱者も含むと解される）を指す（化管法第 2 条第 5 項、第 6 項）こと、

適用事業者は、国内の他の事業者に譲渡又は提供する時まで、SDS を事前に提供することを義務付けられること、

SDS に記載する事項は、①指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先、②危険有害性の要約、③製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字 2 桁）、④指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置、⑤指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置、⑥指定化学物質等が漏出した際に必要な措置、⑦指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意、⑧指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置、⑨指定化学物質等の物理的・化学的性状、⑩指定化学物質等の安定性及び反応性項目、⑪指定化学物質等の有害性、⑫指定化学物質等

の環境影響項目、⑬指定化学物質等の廃棄上の注意項目、⑭指定化学物質等の輸送上の注意、⑮指定化学物質等について適用される法令、⑯指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項、であること、

毒劇法は、日常流通するもののうち、主に急性毒性を持つ化学物質につき、保健衛生上必要な規制を図るもので、製造・輸入・販売業者、業務上取扱者を対象として、特定の（毒劇法や関連する政令所定の）毒劇物につき、SDS による通知義務を課していること、SDS には、名称、成分、営業者特定情報、含量、解毒剤の名称等を記載すべきとされていること、

SDS に記載しなければならないのは、①情報を提供する毒物劇物営業者の氏名（名称）及び住所（所在地）、②名称並びに成分及びその含量、③応急措置、④火災時の措置、⑤漏出時の措置、⑥取扱い及び保管上の注意、⑦暴露の防止及び保護のための措置、⑧物理的及び化学的性質、⑨安定性及び反応性、⑩毒性に関する情報、⑪廃棄上の注意、⑫輸送上の注意、⑬毒物又は劇物の別<sup>11</sup>、であること、

ル 制度史をみると、昭和 47 年（1972 年）の現行安衛法制定時に本条に相当する規定は存しなかったが、平成 11 年の法改正（法律第 45 号）で新規に追加されたこと、2003 年の GHS に関する国連勧告を受け、平成 17 年（2005 年）の安衛法改正（法律第 108 号）により、爆発、発

<sup>11</sup> 一般的には、医薬品等であって毒性が強いものが毒物、医薬品等以外であって

毒性が若干弱いものを劇物と呼んでいる。

火等の物理化学的危険性のある化学物質のうち政令所定の物が通知対象物に加えられたこと、

レ 本条制定の背景事情をみると、化学物質による災害が多く発生していたこと、そのうち有害性に関する情報伝達や管理方法の未確立が主因と解される例が半数以上を示していたこと、化学物質の供給者による情報提供の重要性が、「職場における化学物質の使用の安全に関する条約（1990年ILO第170号条約。日本は未批准）」等で、国際的に示されていたこと、

ロ 本条の適用の実際をみると、令和2年度本研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴文典担当）からも、提供先事業者の知識不足や提供者の提供義務違反で、SDSが備えられていない事業所が未だに多い実態があること、

ワ 本条の通知義務の対象物質は、政令指定物質と製造許可物質に限られているが、新規化学物質は日々生まれるし、未規制化学物質に危険有害性がないとは言いきれないので、ハザード情報やリスク管理方法に関するSDS交付対象物質は拡大すべきあり、現に、厚生労働省「『職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会』報告書」（令和3年）で、SDS交付対象物質拡大の方向性が示されたこと、

また、本条第2項は、SDS修正の必要が生じた場合の譲渡提供先への通知を譲渡提供者の「努力義務」ととどめており、その理由は再通知の困難にあると解されるが、当該通知対象物質のハザードとリ

スクに関する正確な情報は、必ず譲渡提供先に伝えられねばならず、現在、職場の安全サイトで「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」が公開され、作成の負担軽減が図られているし、ICTを活用した情報更新の仕組み等が検討されていること、

ヲ 法第57条の3は、第1項で、法第57条第1項所定の政令指定物質及び通知対象物について、リスクアセスメントを義務づけ、第2項で、当該アセスメントの結果に基づき、法令所定の措置を講じる義務のほか、必要な管理措置を講じる努力義務を課し、第3項と第4項で、厚生労働大臣による関係指針の策定とそれに基づく指導・援助等を根拠付けていること、

ア2 本条は、特別規則による規制対象外の物質の危険有害性等に対応するため、まずは法第57条第1項所定の政令指定物質と57条の2所定の通知対象物、即ち表示対象物及び通知対象物について（平成27年8月3日基発0803第2号）、リスクアセスメントを義務化したもので、事業者は、法第57条及び57条の2に基づくラベルやSDSにより一般的な危険有害性情報を得たうえで、本条に基づくリスクアセスメントにより、個別事情に応じたリスクの認識とそれに応じた管理策を講じることを求められること、

イ2 本条のリスクアセスメント義務の対象は、表示対象物及び通知対象物（安衛則第34条の2の7にいう「調査対象物」）に限られ、それ以外の物や裾切り値未満の対象物は対象外だが、法第28条の2第1項のリスクアセスメントの努力

義務の対象となること、主に一般消費者生活用の製品は、表示及び通知対象から除かれているので、本条のリスクアセスメント義務の対象外となること、

ウ 2 本条のリスクアセスメント義務の実施方法は、同第 1 項の定めにより、安衛則第 34 条の 2 の 7 に定められており、これによれば、実施時は、同条にいう調査対象物の新規採用時（第 1 号）、その製造・取扱いにかかる作業方法・手順の新規採用・変更時（第 2 号）、調査対象物のハザード等が変化した／しそうな時（第 3 号）とされており、従前から取り扱っている物を従来通り取り扱う作業では不要であること、実施方法は、被害の生じる可能性と重篤度を測る方法（第 1 号）、調査対象物へのばく露の程度（実際の曝露量や、推定値とばく露限界の比較など）と対象物の有害性の程度を測る方法（第 2 号）、これらに準じる方法（第 3 号）とされ、第 3 号は、特別規則の規制対象物質につき、特別規則の履行状況を確認すること等が該当すること（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）、本条に基づくリスクアセスメントは、危険性（物理化学的な危険性）と有害性（人体の健康障害等の有害性）の双方について行う必要があること（同前）、作業工程が密閉化、自動化されていること等により労働者が調査対象物にばく露のおそれがない場合にも、そのことの確認自体が本条にいう調査に該当し、必要となること（同前、）

エ 2 事業者は、本条に基づく調査終了後、調査結果、それに基づき高ずる危害防止措置等を、当該物質の製造又は取

扱い業務に従事する労働者に周知せねばならないこと（安衛則第 34 条の 2 の 8 第 1 項）、周知の方法は、常時掲示・備え付け、交付、電磁的記録として常時確認できる機器を設置すること等とすべきこと（同第 2 項）、

オ 2 本条第 3 項に基づき、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 27 年 9 月 18 日基発 0918 公示第 3 号）が公示されていること、この指針は、本条に基づくものではあるが、安衛法第 28 条の 2 に基づき公表されていた同名の旧指針（平成 18 年 3 月 30 日公示第 2 号。上記平成 27 年指針により廃止）が対象としていた全ての化学物質に準用されること、

より一般的な自主的な安全衛生管理システムに関する指針の動向をみると、先ず、平成 11 年に、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号）が特定の条文の根拠なく公表され（平成 11 年労働省告示第 53 号）、自主的な安全衛生管理システムの構築を促していたが、平成 17 年改正（法律第 108 号）に法第 28 条の 2 が設けられ、あわせて「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 18 年 3 月 10 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 1 号）が公示されたため、これと整合性をとるために改正された（平成 18 年 3 月 10 日付け厚生労働省告示第 113 号）こと、

カ 2 本条の関連規定には、前掲の安衛則第 34 条の 2（調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等）、安衛則 34 条の 2 の 8（調査の結果等の周知）、安

衛則 34 条の 2 の 9（指針の公表）等があること、

キ 2 制度史をみると、本条が新設されたのは、平成 26 年の法改正（法律第 82 号）のことで、特別規則対象外の物質による胆管がんの発症等の例を受け、厚生労働省の安全衛生行政としては、特に化学物質については、法第 28 条の 2 に定めるリスクアセスメントの努力義務規定を全て義務規定に改めたい意向だったが、内閣法制局等との調整の過程で、罪刑法定主義の要請からも、物質を特定しないままでの義務化は困難との事情から、先ずは表示・通知対象物質から義務化を図った経緯があること、

ク 2 条文設置の背景事情をみると、やはり 2012 年（平成 24 年）3 月頃以降、大阪の印刷工場勤務する労働者 16 名が、当時は特別規則の規制対象外だった物質（ジクロロメタン、1,2-ジクロロプロパン）が原因で胆管がんを発症し、うち 7 名が死亡するという事案が強いドライビング・フォースとなったこと、発症原因となった物質は、業務上のがんを定めた労基法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号や同表第 10 号を具体化するための告示にも定められていなかったこと、しかし、この事案を受けて、本件胆管がんは上記物質により発症した蓋然性が高いと推定され、被災者は労災認定されたこと、

他方で、本件は、然るべき専門家の支援を得つつ、適正なリスクアセスメントが行われていれば防止できた可能性があることと推定されたこと、

ケ 2 化学物質のリスクアセスメントの実施を支援するためのツールが行政等

により作成されており、一例として、「厚生労働省版コントロール・バンディング」や、厚生労働省がみずほ情報総研と共同開発した CREATE-SIMPLE 等があり、専門性より分かり易さ、簡便性などが重視されていること、

法第 28 条の 2 に基づくリスクアセスメントは、建設現場などで徐々に浸透してきており、法第 60 条に基づく職長教育にはリスクアセスメントが含まれているし（安衛則第 40 条第 2 項）、元請事業者が、下請がその結果を提出しない限り作業を行わせない等の促進策を講じている例もあること、もっとも、化学物質のリスクは目に見えにくく、本条に基づくリスクアセスメントの対象物質は限られているので、然るべき専門家の支援が重要であり、そうした専門家の公的な養成が求められること、

厚生労働省「『職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会』報告書」には、リスクアセスメント未実施によると推認される災害事例として、1-プロモプロパンを含む溶剤で治具（物の加工に際して物を固定する器具等）等の洗浄作業をしていた労働者が急性薬物中毒となった例等が列挙されていること、また、リスクアセスメントは実施されていたが、アセスメントの結果、特別規則の対象外の物質であることを理由に特段のばく露防止対策を講じていなかったために、鋳物製造工程で中子を作る際に、ノルマルヘプタンを木型の内部で塗布していた労働者が急性中毒となった例も挙げられていること、

コ 2 民事救済との関係では、リスク



アセスメントの実施こそが民事上の安全・健康配慮義務の要諦とする学説（三柴文典「使用者の健康・安全配慮義務」『講座労働法の再生第3巻 労働条件論の課題』（日本評論社、2017年）273-296頁）があり、これによれば、本条や法第28条の2違反は安全・健康配慮義務違反となる可能性が高いこと、

サ2 法第57条の4は、第1項で、新規化学物質（既存の政令所定の物質以外のもの）の製造・輸入業者に対し、所定の有害性調査とその結果等の厚生労働大臣への届出を義務づけると共に、労働者のばく露危険がない場合（要大臣の確認）（第1号）、学術情報等で有害性なしと判明している場合（要大臣の確認）（第2号）、試験研究のための製造・輸入である場合（第3号）、輸入品が主に一般消費者生活用製品である場合（第4号）に義務を免除していること、

第2項で、事業者は、調査結果に基づく健康障害防止措置を義務づけていること、

第3項で、厚生労働大臣による届出物質の公表を定めていること、

第4項で、届出後の厚生労働大臣による学識経験者からの意見聴取、それを踏まえた届出事業者への所要の措置（施設・設備の設置・整備、保護具の備え付け等）の勧告を定めていること、

第5項で、意見を求められた学識経験者に守秘義務を課しているが、但書で、労働者の健康障害防止上必要な場合の適用除外が定められていること、

シ2 本条は、法令による化学物質のリスクの捕捉と対応には時間を要するこ

とを前提に、特にリスクの大きいがん原生物質を焦点として、そのふるい分け機能を持つ変異原性試験等を事業者に行わせ、結果を所管大臣に届出させ、もって所要の措置を迅速に講じさせようとしたものであること、

ス2 本条が有害性調査の対象とする新規化学物質とは、施行令第18条の3が定める4種の化学物質（元素、天然産出化学物質、放射性物質、昭和54年2月末までに製造・輸入され、厚労大臣による公表済みの化学物質）と本条第3項による公表済みの化学物質以外の化学物質であること、これには、製造中間体（製造工程中に生成し、その後同一事業場内で他の化学物質に変化していく化学物質）、副生成物（製造工程で意図せずに生成してしまった化学物質）、廃棄物も含まれること、

元素とは、物質を構成する基本的成分であり、1種類の原子から成る全ての状態であり、励起状態（excited state：エネルギー的に不安定な状態）を含み、単体（水素H<sub>2</sub>、酸素O<sub>2</sub>など、純物質を構成する元素の種類が1種類の物質。2種類以上の物質を化合物という）を含むこと、

天然産出化学物質とは、鉱石、原油等、天然に存在するままの状態の化学物質であり、動植物から得られる一次産品等も含まれること（昭和54年3月23日基発第132号）、

放射性物質とは、電離放射線障害防止規則第2条第2項の放射線物質を意味し（同前通達）、基本的には放射線を発する物質を意味すること、

分子間化合物、包接化合物等のように、

2 以上の化学物質が集合して単一の化学構造を持つ化学物質であって、その構成物がいずれも既存化学物質である場合、既存化学物質とみなされること（同前通達）、

構成単位となる重合物が全て既存化学物質であるブロック重合物（2種類以上のモノマー（一般に1~100個程度の低分子。逆に一般に数千個以上の原子から成る高分子をポリマーという）を用いた重合（複数の分子の結合により新たな化合物となる反応）で生じた物）及びグラフト重合物も既存の化学物質とみなされること（同前通達）、

セ 2 本条の義務主体は、新規化学物質の製造・輸入者であり、ここで輸入という場合、新規化学物質が密封された部品を含む機械等が密封状態のまま使用される予定の場合、新規化学物質を通産大臣告示にいう商品見本等として輸入する場合には、該当しない扱いとなること（同前通達）、

輸入事務の委託者であって、自ら使用／販売しようとする事業者は、本条の輸入者に該当すること（同前通達）、

ソ 2 本条の有害性調査は、がん原性物質の検出を主な目的としており、その機能を持つ変異原性試験等かがん原性試験のいずれかを用いることとされ（安衛則第34条の3第1項第1号）、原則として微生物を用いる変異原性試験で行われること（同前通達）、この試験は、厚生労働大臣所定の基準（安衛則第34条の3第2項、昭和63年9月1日労告第76号）を充たす試験施設等で、厚生労働大臣所定の基準（昭和63年9月1日労告第77

号）に沿って行われねばならないこと（同第1項）、

タ 2 有害性調査後の届出は、新規化学物質の名称、調査結果等を、所定の様式（新規化学物質製造（輸入）届書（様式第4号の3））を用い、所要の書面（調査結果を示す書面、所定の試験機関等で調査されたことを示す書面、予定されている製造／取扱い方法を示す書面）を添えて行うべきとされていること（安衛則第34条の4）、この届出は、機密保持にかかると産業界からの強い要望を容れて、厚生労働大臣宛になされて本省担当課で直接審査される仕組みが採用されていること、

届出を終えた事業者は、第3項所定の公表前でも当該物質の製造・輸入が可能となること（昭和54年3月23日基発第132号）、

チ 2 本条第1項但書が定める適用除外事由は、労働者のばく露危険がない場合（要大臣の確認）（第1号）、学術情報等で有害性なしと判明している場合（要大臣の確認）（第2号）、試験研究のための製造・輸入である場合（第3号）、輸入品が主に一般消費者生活用製品である場合（第4号）の4例であること、

このうち第1号は、新規化学物質が製造中間体等であって、（イ）当該物質を開放して取り扱うことがないこと、（ロ）製造・取扱い設備等の取り出し口、フランジ（管の接続部分）等から漏れが生じないこと等の条件を全て充たす場合が該当し（同前通達）、第2号は、学会誌等に公表されている信頼できる情報でがん原性なしとされている場合を意味し（同前通

達)、第3号は、新規化学物質の開発研究等を行う場合であって、実験室的な規模で行う場合、然るべき担当者によって然るべく管理されている場合等を指し、第4号は、一の事業場での1年間の製造/輸入量が100kg以下であることを確認された場合が該当すること(施行令第18条の4)、

ツ2 本条第3項所定の公表は、第1項に基づく届出があった場合(同項第2号に基づき信頼できる情報でがん原性なしと確認された場合を含む)、届出の受理やがん原性なしの確認から1年以内に、定期的に官報に掲載してなされねばならないとされていること、公表された物質は既存化学物質となること、新規化学物質の命名は、IUPAC(International Union of Pure and Applied Chemistry)命名法に基づいて行われており、かつてはズレが見られた労働安全衛生法と化審法の間の命名も平成24年に関係省庁所管部署で申し合わせが行われて以後共通化が図られていること、

テ2 本条第4項は、第1項に基づく届出があった場合の厚生労働大臣による勧告制度を定めていること、これは、事業者、調査結果に基づく健康障害防止措置を義務づけた第2項とパラレルで、厚生労働大臣による措置を定めたもので、当該届出を踏まえてまずは学識経験者に意見聴取し、届出事業者に、施設・設備の設置・整備、保護具の備え付け等所要の措置を勧告できる旨を定めていること、別途、省令が、意見聴取内容を労働政策審議会に報告すべき旨定めていること(安衛則第34条の17)、

本条第5項は、意見聴取を受けた学識経験者に守秘義務を課しており(但書に、労働者の健康障害防止上必要な場合の適用除外の定めあり)、これは、有害性に関する情報提供の前提を整えることで、その調査の実効性確保を図る趣旨に出たものであること、

本条に基づく届出物質のうち、強い変異原性が認められたものと、国による試験でそれが認められた既存物質については、通達(平成5年5月17日基発第312号)で、ばく露低減措置、作業環境測定、労働衛生教育、危険有害性に関するラベル表示・SDS交付、取扱い業務に従事した労働者にかかる記録の保存等を講じるよう求められていること、

ト2 関連法規の1つに化審法があり、同法は、人の健康及び動植物等の環境に有害な(可能性のある)化学物質による汚染を防ぐため、新規化学物質の製造・輸入に際して行政がその性状等を審査する制度を設けるとともに、その性状等に応じ、製造、輸入、使用等に所要の規制を行うことを目的とする法律(化審法第1条)であること、

同法は、大別して次の3部分から構成されていること、

- ①新規化学物質の行政による事前審査
- ②上市後の化学物質の継続的な管理措置

上市後の届出による製造・輸入数量の把握、有害性情報の報告等(一定の化学物質につき、製造・輸入業者による調査の結果、環境毒性等一定の性状が判明した場合に行政に対して行う報告等)に基づくリスク評価

③化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置（製造・輸入数量の把握、有害性調査の指示、製造・輸入許可、使用制限等

ナ 2 本条の背景事情をみると、一方では、昭和1975年の日本化学工業六価クロム事件（日本化学工業が江戸川区、江東区一帯に33万トン以上の六価クロム鉍滓を廃棄する一方、小松川工場で就労していた労働者が鼻中隔穿孔や肺がんを発症していたこと等で社会問題化した事件）などがあり、他方では、ILOで職業がん条約（1974年（昭和49年）第139号条約。1977年（昭和52年）に日本批准）、1977年（昭和52年）に作業環境条約（1977年（昭和52年）第148号条約）が採択されるなど、化学物質による職業性疾病への国際的関心も高まっていたこと、

また、カネミ油症事件（PCB事件）を契機として、昭和48年に化審法が制定されたこと、この事件は、1968年（昭和43年）10月頃、食用油の生産工程で熱媒体として利用されていたPCB（ポリ塩素化ビフェニル）が食用油に混入し、それを摂取した人々に皮膚障害、脳性麻痺、知的障害等を発症させたものであり、発症者14,320人、死者50人以上にのぼったこと、

本条は、こうした経緯を背景に、昭和52年の法改正（昭和52年法律第76号）により新設され、その後、OECDが試験ガイドライン（The OECD Guidelines for the Testing of Chemicals）と有料試験所基準（Good laboratory Practice : GLP）

を採用し、これらに沿って得られた化学物質の安全性に関するデータを国際的に共有する仕組みが整備されたことから、昭和63年には、一定の技術的基礎を持つと認められる試験所で、所定の基準に沿って試験を行うべきことが追規定されたこと、その後、第57条の2、57条の3の新設により、ナンバリング改正が行われたこと、

ニ 2 行政は、本条の履行支援のために様々な工夫を凝らしていること、例えば、WEBサイトで、調査から事後措置等に至るフローチャートが示されていること、「新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関するQ&A」が公表され、それに関する通達（令和2年4月6日基安化発0406第5号）も発出されていること、

また、新規化学物質に関する手続を簡素化するための複数の通達が示されていること（平成23年12月28日基安化発第1112第2号（化審法に基づく新規化学物質の届出書等の写しの添付により、安衛法上の新規化学物質の製造・輸入届等の記載事項の一部を省略できることとしたもの）、令和2年4月6日基安化発0406第3号（バイオ医薬品については、バイオ医薬品安全性評価通知に基づいて、変異原性試験と同レベル以上の試験が実施されていれば、その結果の提出をもって、安衛法上の変異原性／がん原性試験の実施を不要としたもの）など）、

ヌ 2 現下、法第57条の4に基づき届け出られた新規化学物質のうち強い変異原性が認められた約1000の物質が、既存化学物質でそれに該当する237物質と共

に、「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針（平成5年5月17日付け基発第312号）」に沿って、ばく露防止対策、作業環境測定、労働衛生教育、ラベルの表示・SDSの交付、記録の保存等の措置を講ずべきとされていること、

ネ 2 本条第1項に違反した製造・輸入業者は、50万円以下の罰金に処せられ（法第120条第1号）、第5項に違反した学識経験者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられ得る（法第119条第1号）こと、また、これらの違反には両罰規定の適用があり得ること（法第122条）、

ノ 2 民事上の効力についてみると、本条第1項は、本来的には行政が化学物質の有害性を把握して行政上の諸措置に活用するという行政上の目的を達するため、事業者に行政上の義務を課したもののだが、その違反と労災の間に相当因果関係が認められる場合、使用者の過失責任認定の要素となり得ること、また、第2項が定める判明した有害性に基づく健康障害防止措置は、民事上の安全配慮義務の内容と多分に共通すること、

ハ 2 法第57条の5は、第1項で、厚生労働大臣が、化学物質による健康障害防止措置が必要と認める場合に、製造・輸入事業者に対し、所定の有害性調査の実施と結果報告を指示できる旨を定め、第2項で、その指示の際には、大臣策定基準に従い、調査の技術水準、調査機関の整備状況、事業者の調査能力等を総合的に考慮すべき旨を定め、第3項で、指示に先んじて学識経験者への意見聴取を

行うべき旨を定め、第4項で、第1項による有害性調査を行った事業者に、自ら必要な健康障害防止措置を講ずべき義務を課し、第5項で、学識経験者に第3項所定の業務にかかる守秘義務を課していること、

ヒ 2 本条の趣旨は、未だ裏付けとなるデータが不十分ながら、がん原性が疑われる化学物質について、製造・輸入事業者に、一定基準を充たす有害性調査とその結果報告を行わせることで、健康障害防止措置を講じようとするところにあること（昭和54年3月23日基発第132号）、

フ 2 本条の義務主体は、新規化学物質の製造・輸入者であり、ここで輸入という場合、新規化学物質が密封された部品を含む機械等が密封状態のまま使用される予定の場合、新規化学物質を通産大臣告示にいう商品見本等として輸入する場合には、該当しない扱いとなること（同前通達）、

輸入事務の委託者であって、自ら使用／販売しようとする事業者は、本条の輸入者に該当すること（同前通達）、

本条にいう有害性調査とは、基本的に、実験動物を用いて吸入投与、経口投与等により行うがん原性調査を意味し（施行令第18条の5）、これには実験動物の皮膚への塗布も含まれること（同前通達）、

ヘ 2 第2項所定の「厚生労働大臣が定める指示の基準」は、化学物質による疾病の性格、化学物質の取扱量、関係労働者数等を判断指標としており、実際の指示は、変異原性ありと判断された化学物質のうち、ばく露する労働者が多く、ばく露量も多いもの、外国から入手した

情報等でがん原性が疑われるものについて行われていること、

本条第 5 項は、意見聴取を受けた学識経験者に守秘義務を課しており（但書に、労働者の健康障害防止上必要な場合の適用除外の定めあり）、これは、第 57 条の 4 第 5 項と同様に、有害性に関する情報提供の前提を整えることで、その調査の実効性確保を図る趣旨に出たものであること、

ホ 2 本条の背景事情をみると、一方では、昭和 1975 年の日本化学工業六価クロム事件（日本化学工業が江戸川区、江東区一帯に 33 万トン以上の六価クロム鉍滓を廃棄する一方、小松川工場で就労していた労働者が鼻中隔穿孔や肺がんを発症していたこと等で社会問題化した事件）などがあり、他方では、ILO で職業がん条約（1974 年（昭和 49 年）第 139 号条約。1977 年（昭和 52 年）に日本批准）、1977 年（昭和 52 年）に作業環境条約（1977 年（昭和 52 年）第 148 号条約）が採択されるなど、化学物質による職業性疾病への国際的関心も高まっていたこと、

また、カネミ油症事件（PCB 事件）を契機として、昭和 48 年に化審法が制定されたこと、この事件は、1968 年（昭和 43 年）10 月頃、食用油の生産工程で熱媒体として利用されていた PCB（ポリ塩素化ビフェニル）が食用油に混入し、それを摂取した人々に皮膚障害、脳性麻痺、知的障害等を発症させたものであり、発症者 14,320 人、死者 50 人以上にのぼったこと、

本条は、こうした経緯を背景に、昭和

52 年の法改正（昭和 52 年法律第 76 号）により新設されたこと、

マ 2 本条第 1 項に違反して、厚生労働大臣が指示する調査を行わない製造・輸入業者は、50 万円以下の罰金に処せられ（法第 120 条第 1 号）、第 5 項に違反した学識経験者は、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられ得る（法第 119 条第 1 号）こと、また、これらの違反には両罰規定の適用があり得ること（法第 122 条）、

等が示されている。

#### 14 阿部（理香）報告（第 6 章第 59 条～第 63 条）

（本文は概ね完了。改訂箇所 요약 は未了）

阿部報告は、法第 6 章に属する第 59 条から第 63 条について解説している。この章は、労働者への安全衛生教育を中心として、一定の危険有害業務への資格を持たない者の就業制限、中高年齢者等の適正配置等について定めている。

同報告では、

ア 安全衛生教育は、主に「錯覚」、「焦り」、「慣れ」等の人的要因による災害の防止を目的とするものであること、

イ 本章の条文とそれに紐付く政省令が定める安全衛生教育制度は、現行法によって具体化・充実化されると共に、体系的に整備されたこと、例えば、雇入れ時教育制度（第 59 条第 2 項）は旧労基法時代からあったが、作業内容変更時教育（第 59 条第 2 項）や一定の危険有害業務に従事する者への特別教育（同条第 3 項）、職長等の現場監督者向けの教育（第

60 条) は、現行法に初めて盛り込まれたこと、

ウ 現行法での教育制度の整備の背景には、その制定前には毎年 6,000 人超の労災による死亡者が生じており、昭和 46 年の労災防止計画で教育制度の強化が対策の柱の 1 つとされたこと、現に、教育の懈怠が社外工や顧客にまで被害が及ぶ重大な労災の重要な原因となったと思われる例が生じていたこと、他方、適当な教育内容の背景依存性（事業場の特質や業務の性格等の諸事情に左右されること）を理由に年少労働者への教育不足があっても事業者に過失なしとした司法判断（良工社女子年少者就業制限等違反被告事件・名古屋地判昭 26・9・19）もあったこと等の経緯があったこと、現行安衛法の制定後も、東海村核燃料施設臨界事故等の災害例によって制度の拡充が促されたこと、

エ 派遣労働者への雇入れ時の安全衛生教育は基本的に派遣元が担うが、作業内容変更時教育は派遣元、派遣先双方、特別教育は、派遣先が担う立て付けとなっており、指針（「派遣労働者が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年 11 月 17 日労働省告示第 138 号、平成 30 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 417 号））で、派遣先の実施義務が法定されていなくても、そうした性格を持つ教育は派遣元が派遣先に委託でき、派遣先には受託するよう求められていること、教育措置の懈怠による民事責任は、教育をなすべき立場等帰責事由の有無により、派遣元・派遣先それぞれが負うものであること、

オ 実施すべき教育の基本的事項は、

安衛則第 35 条に定められているが、同条第 1 項第 8 号も定めるように、対象となる労働者が従事する業務等により可変的である（：背景依存性がある）こと、

カ 雇入れ時教育、作業内容変更時教育義務、特別教育には罰則が付されているが、職長等現場監督者向け教育義務には付されていないこと、また、内容の背景依存性から、前二者には教育時間数が定められていないこと（他方、特別教育については、安衛則第 36 条が定める 57 種の危険有害業務につき、実施内容や教育時間が、関係規則等に示されていること）、その分、労災防止の観点で内容を事業場や業務の特質に応じて実質化すべきこと、安全衛生教育が人的要因対策を主目的としていることから、今後、健康教育が強化されていくと一層意義を発揮すると思われること、

キ 一定の危険有害業務への従事者には、旧労基法時代から、危険度に応じて、免許取得、技能講習修了、特別教育修了の 3 種の資格要件が課されており（事業者にはそれらの資格を持つ者の活用や教育の実施、従事者には資格を得た上での業務従事が義務づけられてきた）、現行安衛法に特別教育制度が盛り込まれた後も、特別教育より上位の資格を持つ者には、その全部か一部が免除され得る定めとなっていること、

ク 職長等現場監督従事者対象の教育は、作業方法の決定、労働者の配置、仕事の割り振りなどの「監督の仕方」の教育であり、主に建設業、製造業等 6 業種での実施が義務づけられているが、ホワイトカラー系の業務でも必要性が増して

いると思われること、

ケ 一定の危険有害業務（安衛令第 6 条が定める 31 種）につき選任が義務づけられている作業主任者が職長等現場監督従事者向けの教育の対象から外されたのは、作業主任者にはより高い基準が設けられていること（免許や技能講習修了者でなければ作業主任者たり得ないこと）によること、

コ 法第 61 条は、免許、技能講習修了など一定の資格要件を持たない者を一定の危険有害業務に従事させることを罰則付で禁止しているが、対象となる危険有害業務は、安衛令第 21 条が定める発破、ボイラー、クレーン、重機関係作業等 16 種に絞られており、特別教育の対象となる 57 業務（安衛則第 36 条）より範囲が狭いこと、

サ 法第 62 条は、身体能力が低下するが経験値が高いことが多く、雇用継続が様々な者のメリットになり得る中高年齢者等について、適正配置により、労災を防止しつつ雇用の維持を図ろうとした規定であり、通達では、中高年齢者のほか身体障害者が対象となる旨示されているが、その趣旨からすれば、未熟練労働者や精神障害者等にも適用されて然るべきと思われ、その際には、障害者雇用促進法に基づき発出された合理的配慮指針等が参考にされるべきこと、

シ 今後、プラットフォーム労働者（請負契約等に基づき個別的に仕事を引き受けて働くが、労働実態が労働者に類似する者）への安全衛生教育制度の適用が課題となると思われること、一人親方への安全衛生教育については、最近策定

された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」で、受講機会の確保が図られることとなったこと、等が示されている。

## 15 石崎報告②（第 7 章第 64 条～第 68 条）

（分担報告書の執筆は概ね完了。それを踏まえたここでの整理も概ね完了。）

石崎報告②は、法第 65 条ないし第 68 条のうち、長時間労働者対象の面接指導制度に関する第 66 条の 8 ないし第 66 条の 9、ストレスチェック制度に関する第 66 条の 10 以外について詳説している。

同報告では、

ア これらの規定は、労働衛生の三管理と呼ばれる①作業環境管理、②作業管理、③健康管理を定めていること、①は、作業環境の有害因子を測定し、工学的対策等で除去・低減するなどして、良好な状態を維持すること、②は、作業方法の管理により、有害因子へのばく露を防止すること、疲労・ストレスを防止すること等、③は、労働者個々人の健康状態を把握して個別的な対応策を講じたり、①②③の順で優先されるべきだが、相互に関連させるべきこと、

イ 法第 64 条は、法制定当時、作業環境の快適化を定めていたが、平成 4 年の法改正で、第 7 章の 2 が、より幅広い職場環境の快適化を定めたことに伴い廃止されたこと、

ウ 法第 65 条が定める作業環境測定を行うべき作業場については、安衛法施行令第 21 条に定めがあり、概ね、空気中に



有害物質があるか、有害物質を取り扱うか、温度・湿度・騒音など、作業環境自体が危険なものが列挙されていること、

このうち粉じんを著しく発散する屋内作業場（施行令第21条第1号）については、粉じん則第25条に「常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場」と定義されており、ふるい分け、混合、袋詰め、坑内やずい道での掘削、鋳物の破砕、金属等の裁断、研磨、製品等に付着した物質の除去、粉体の運搬、金属の溶解等の一般的な粉じん作業（粉じん則別表第1）のうち、「粉じんを著しく発散する」もの（坑内作業やずい道内建設作業における鋳物の掘削作業等15種類）が特定粉じん作業として列挙され（粉じん則別表第2）、それに該当するとされていること、こうした作業では、じん肺や結核、気胸などの合併症を引き起こし易いこと、

暑熱・多湿の屋内作業場（施行令第21条第2号）については、安衛則第587条で、製鉄・製鋼業で用いる種々の炉（高炉、転炉、電気炉など）に関わる屋内作業場のほか、金属・ガラス加工業で用いるキューボラ（鉄を溶かして鋳物の溶湯を得るための溶解炉）等で金属・鋳物・ガラスを溶解ないし加熱、焼成、焼結する屋内作業場や、溶解金属を運搬する屋内作業場など、多量の蒸気を使用する染色槽での染色を行う屋内作業場、同じく金属／非金属の洗浄／めっきを行う屋内作業場、紡績・織布を行い、給湿を行う屋内作業場、ドライアイス等を取り扱う屋内作業場、労働者が冷蔵庫等の内部で作業を行う場等が該当するとされていること、

著しい騒音を発する屋内作業場（施行令第21条第3号）については、安衛則第588条で、鋳物・金属加工業における鋳打ち機、電動ハンマー、鋳物の型込機を取り扱う作業場、ロール機、圧延機による金属の圧延等に関わる作業場、通称ガラ箱による金属製品の研磨等を行う作業場、ドラム内の刃で木の皮を剥ぐドラムパーカーや丸太をチップ状にカットするチップパー等を用いる作業場等が該当するとされていること、

坑内の作業場（施行令第21条第4号）については、安衛則第589条で、炭酸ガスが停滞する（想定リスク：炭酸ガス中毒）、気温が28度を超える（想定リスク：熱中症）、通気設備が設けられている（想定リスク：酸欠）坑内作業場等が該当するとされていること、坑内作業場での炭酸ガス濃度（1.5%以下）、坑内気温（37度以下）、通気設備の設置については、それぞれ安衛則に規定されていること、

中央管理式空調設備（空気の浄化、温湿度や流量の調整等ができる設備）の設置建築物の室（施行令第21条第5号）については、事務所用のものに限り、事務所則の規制対象となっており、法第22条を根拠に室の一酸化炭素及び二酸化炭素濃度（事務所則第3条）、室の温度管理（事務所則第4条、第5条）などが定められていること、

放射線業務（原子炉運転業務、医療現場での診断・治療、機械の非破壊検査にかかる作業等）を行う作業場（施行令第21条第6号）については、電離則第53条で、①管理区域（放射線実効線量の合計

が1.3mSvを超えるおそれがある等、放射線量が強い区域）該当箇所、②放射性物質取扱作業室、③事故由来廃棄物等取扱施設（東電福島原発の事故で放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌の取扱作業用の施設）、④坑内核原料物質採掘作業場が該当するとされていること、放射線の生体影響は、その種類、エネルギー、内部照射か外部照射かにより異なるが、全身被曝では造血器障害等、局所被曝では皮膚、眼、生殖腺等に障害が生じるほか、長期の潜伏を経て発症する障害として悪性腫瘍、遺伝性影響が生じること、

特定化学物質（労働者に健康障害を発生させる（可能性が高い）物質として、労働安全衛生法施行令（令）別表第3で定められ、特化則で第1類から第3類に分類して規制されている化学物質）の製造・取扱いを行う屋内作業場（施行令第21条第7号）については、特化則第36条と施行令別表の関連規定で、第1類物質と第2類物質の一部を扱う作業場が該当するとされていること、特化則は、がん原性等の有害性のある物質を、第1類から第3類に分けて規制していること、作業環境測定の対象となる第2類物質は、漏洩とそれによる危害の可能性のある物質、クロロホルムなど発がん性が疑われる特別有機溶剤等（有機則から規制が移行したもの）、オーラミンなど尿路系器官に腫瘍を生じ得る物質等とされていること、また、特別有機溶剤のみ又はそれと有機溶剤を加えた成分の重量が全体の5%を超える製剤等は、特別有機溶剤混合物として、特化則第36条の5の適用を

受け、準用された有機則により作業環境測定対象とされること（これには、特化則第36条では測定対象外とされている特別有機溶剤の含有率1%以下の製剤等も含まれる）、規則の適用関係を整理すれば、特定有機溶剤のみの成分が1%を超え（混合物の成分が5%を超え）るものは、特化則と有機則双方の適用を受け、特定有機溶剤のみの成分が1%以下（だが、混合物の成分が5%を超える）のものは、有機則のみの適用を受けること、特定有機溶剤のみの成分は1%を超えるが、混合物の成分が5%以下のものは、特化則のみの適用を受けることになること、作業環境測定の対象業務の多くは、特殊健診対象業務と一致するが、エチレンオキシドやホルムアルデヒドの製造業務のように、前者の対象だが後者の対象となっていないものもあること、

石綿等の取扱い・製造を行う屋内作業場（施行令第21条第7号）については、石綿等を取り扱ったり、試験研究のために製造する屋内作業場が該当し、石綿則の規制対象とされていること、石綿は、特化則の規制対象とされていたが、発がん性リスクの重要性等に鑑みて、平成17年に石綿則が分離独立した経緯があること、また、昭和50年の施行令改正で、コークス炉での石炭燃焼時に発生するタール蒸気による肺がん発生リスクを防止するため、施行令第21条第7号後半で、コークス製造作業場も作業環境測定の対象とされたこと、

鉛業務を行う屋内作業場（施行令第21条第8号）については、施行令別表第4で、鉛、銅などの製錬等にかかる溶鉍等

の取扱作業、鉛蓄電池、電線等の製造過程での溶融等の作業、物体表面を鉛の膜で覆う鉛ライニングの作業、溶融した鉛を用いる金属の焼入れ等（第 1 号～第 8 号、第 10 号、第 16 号）が該当するとされていること、他方、鉛の飛散が少量と考えられる鉛化合物を含有する糊薬（うわぐすり）の製造や利用、鉛装置内部の作業等は該当しないとされている（第 9 号、第 12 号、第 13 号～第 15 号）が、特殊健診対象とされていること、

酸欠危険を伴う作業場（施行令第 21 条第 9 号）については、施行令別表第 6 で、酸欠をもたらす要因ごとに列挙されていること、それには、物のサビ関係（鋼製のボイラー、タンク、長期間利用されていない井戸等）、物の呼吸関係（穀物、飼料、チップ等が入っている貯蔵施設等）、微生物の呼吸関係（し尿、汚水、雨水や海水が溜まっている暗きよ、醤油や酒を入れたタンク等）、不活性ガスの流入関係（爆発・酸化防止用の窒素が封入されたタンク等）、冷媒用ガス（ドライアイス等）関係（冷凍機室等）、酸欠空気等の噴出関係（メタンガスが発生する埋立地等、配管内のプロパンガスが噴出し得る配管替え作業場等、地下駐車場など消火用の炭酸ガスの誤放出による酸欠危険作業場等、石油ガスの有志が生じる危険のある石油タンカーの油槽内等）等があること、このうち汚水等の微生物が発生する場所では、硫化水素が発生するおそれがあること、酸欠則では、一定の酸素濃度の確保と硫化水素濃度の上限を定めていること、有機溶剤の製造・取扱いを行う屋内作業場（施行令第 21 条第 10 号）について

は、施行令別表第 6 の 2 に掲げられた 54 種類の有機溶剤とその混合物のうち、計 47 種類の第 1 種・第 2 種有機溶剤等が測定の対象とされていること、有機則第 1 条では、第 1 種有機溶剤の重量含有率が 5%以上のもは第 1 種となり、双方とも重量含有率が 5%未満でも、両者の合計含有率が 5%を超えるものは第 2 種となること、やはり施行令第 21 条第 10 号が測定対象の条件としている（\*同号は、別表第 6 の 2 に挙げられた有機溶剤の製造・取扱いを行う業務のうち、省令で定めるものを測定対象としている）有機溶剤業務には、染料、医薬品、農薬、化学繊維等の製造工程での有機溶剤のろ過、混合、攪拌のほか、有機溶剤を用いた印刷、つや出し・防水加工、有機溶剤が付着した物の乾燥、有機溶剤を入れたことのあるタンク内での業務等が該当すること（有機則第 1 条第 6 号）、特化則に定められた特別有機溶剤は、がん原性が認められるものであり、規制の趣旨が異なること、

エ 屋外作業場は、自然環境の影響を受け易い等の事情から定点観測前提の作業環境測定は困難と考えられてきたが、ガイドラインレベルながら、「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」がまとめられ、個人サンプラー（個人に装着できる試料採取装置）による測定と管理濃度による評価と管理が推奨されたり、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日）や、ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 12 年 12 月 26 日、最終改

正：平成 29 年 6 月 21 日）が公表されたりしていること、

オ 本条（法第 65 条）に基づく作業環境測定の対象（熱、粉じん濃度など）と頻度（作業開始前、半月に 1 度、半年に 1 度など）は、作業場の種類ごとに関係規則に定められているが、粉じん作業を行う坑内作業場の作業環境測定は、本条ではなく、粉じん則第 6 条の 3 に根拠があること、

カ 作業環境測定が義務づけられている作業場のうち、特定粉じんを著しく発散する屋内作業場、放射性物質取扱作業室及び事故由来廃棄物等取扱施設など、作業環境測定法第 2 条第 3 号、同法施行令第 1 条に定められた屋内作業場（指定作業場）は、測定に高度の知識や技術を要すること、重篤な健康障害を招くおそれ等から、作業環境測定士等による測定が求められていること（作業環境測定法第 3 条）、指定作業場について作業環境測定士等による測定を行った上での結果の評価については、安衛法第 65 条の 2、作業環境測定法第 4 条により、規則の定め（有機則第 28 条の 2、鉛規則第 52 条の 2、特化則第 36 条の 2、粉じん則第 26 条の 2、石綿則第 37 条）によりつつ、厚生労働大臣が定める作業環境評価基準に基づいて行わねばならないが、同基準第 1 条では、放射線関係作業場は、作業環境評価基準による評価の対象から除かれていること（評価自体が免除されているわけではない）、唐澤正義氏によれば、放射線の強度の測定には、物理化学的な測定方法が確立され、電離則の第 3 条の 2、第 4 条～第 7 条に被ばく限度も定められ

ていること等から、特化物や粉じん等のように、捕集されたサンプルの分析方法まで細かく規定する必要がなかったからと解されること、

著しい騒音を発する屋内作業場は、指定作業場ではないが、1992 年（平成 4 年）以後、作業環境測定基準第 4 条により、指定作業場と同様の測定方法（A 測定（単位作業場所の平均的な環境を調べるために、単位作業場内につき 6m 以内の等間隔で 5 点以上の格子点で測定）及び B 測定（ハザードの時間的・空間的な偏在や労働者の移動等を前提に、作業者が呼吸可能性がある中で最も濃度が高くなると考えられる点で測定））を行うべきとされていること、その実施のためのガイドライン（平成 4 年基発第 546 号）が公表されていること、単位作業場とは、有害物質作業場の区域のうち、労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布の状況等を考慮して定められる作業環境測定の単位をいう（作業環境測定基準第 2 条第 1 項第 1 号）こと、測定対象となるのは等価騒音であり、これは、時間経過と共に変動する作業場内の騒音レベルを一定時間の中で測定して平均値を算出したものを意味すること、

キ 本条（法第 65 条）に基づく作業環境測定は、第 2 項に基づき厚生労働大臣が定める作業環境測定基準（昭和 51 年 4 月 22 日）に基づいて行わねばならず、そうしなければ、法定の測定を行ったことにはならないこと、同基準は、粉じん濃度から、気温、騒音、放射線等さまざまな危険源にかかる測定方法や測定機器について規定していること、基準が定める

測定方法には、き束的なものと、「同等以上の性能を有しているもの」を許容する性能要件的なものがあること、現段階で、法第 65 条第 3 項に基づく作業環境測定指針は公表されておらず、従って、第 4 項（指針に基づく事業者や測定専門団体への指導等）は行われておらず、また、特殊健診に関する法第 66 条第 4 項とセットで規定された第 5 項（労働衛生指導医の意見に基づく事業者への作業環境測定等の指示）も運用されていないこと、

ク 作業環境測定は、個々の作業場の条件を踏まえ、的確に行われねばならず、そのため、生産工程、作業方法、発散物の性状等を踏まえ、対象物質、測定と管理の範囲、測定点、測定時間・時間帯、測定及び分析方法等にかかるデザイン（計画）が必要となること、

ケ 作業環境測定には、単位作業場内の平均的な有害物質の濃度分布を調べる A 測定、作業場内での有害物質の場所的、空間的な偏在を前提に、発散源発生時ないし発散源近くでの濃度を調べる B 測定が基本であること（作業環境評価基準第 2 条、関係通達）、2021 年（令和 3 年）4 月 1 日からは、労働者の体に試料採取機器等を装着して、個々人の作業環境条件を測定する個人サンプリング法（C 測定、D 測定）をもって代えることが認められていること（令和 2 年 1 月 27 日厚生労働省告示第 18 号による改定）、測定点の高

さは、人の呼吸域を意識して、50cm 以上 1.5m 以下となっていること、C 測定と D 測定の関係は、A 測定と B 測定の関係に近く、平均と特定の関係にあること、すなわち、健康障害のリスクが高く、管理濃度が低く設定されている低管理濃度特定化学物質や有機溶剤を対象に、作業者の動きで呼吸域の濃度が変わるような条件で、複数の労働者に長時間サンプラーを付けてサンプリングを行うのが C 測定で、発散源が作業者と共に移動するような条件で、発散源に近い場所で濃度が最も高い時間に行うのが D 測定であること、主な捕集方法には、①ろ過捕集方法、②直接捕集方法、③固体捕集方法、④液体捕集方法、⑤冷却捕集方法があること、その選択は、常温・常圧で液体か固体か、昇華性があるか（固体が液体を経ずに気化するか）、粒子の大きさ、利用条件などで決定されること、

コ 粉じん濃度の測定では、作業環境測定基準第 2 条で、ろ過捕集方法（粒子状物質を含む気体または固体物質を含む液体を、ろ紙を通すことによりろ過し、粒子状物質または固体物質のみをろ紙上に捕集する方法<sup>12)</sup>と重量分析方法（分析する試料を秤量したのち溶液にとかし、沈殿などにより目的とする成分を純粋な化合物として分離し、その重量を測ることにより、試料中の目的成分の定量をおこなう分析法<sup>13)</sup>（いわば絶対濃度測定法）

<sup>12</sup> ATOMICA の WEB サイト  
 ([https://atomica.jaea.go.jp/dic/detail/dic\\_detail\\_746.html](https://atomica.jaea.go.jp/dic/detail/dic_detail_746.html) 最終閲覧日：2021 年 4 月 18 日)。

<sup>13</sup> 信州大学モジュール教材の WEB サイト  
 (<http://zen.shinshu-u.ac.jp/modules/0032000004/main/index.html> 最終閲覧日：2021 年 4 月 18 日)。

が原則とされているが、吸引時間が長いこと等から、より簡易な光散乱式等の相対濃度指示方法との並行測定が認められていること、2年間第1管理区分の評価がされれば、労基署長の許可により、相対濃度指示方法のみでの測定が可能となること（粉じん則第26条第3項ほか）、相対濃度指示方法による場合には、絶対濃度測定法による数値との対比から算出した係数（質量濃度変換係数）を用いて、質量濃度を推計する必要があること、こうした測定法と評価法が、規則や基準に細かく規定されていること、けい肺をもたらすなど有害性が強い粉じん中の遊離ケイ酸の含有率の測定については、エックス線解析分析方法か重量分析方法によるべきことが定められていること（作業環境測定基準第2の2）、鉛の測定については、特定の波長の光を試料が吸収した光の度合いを試料液に当てて可視化して測定する吸光光度分析方法等の採用が規定されていること（作業環境測定基準第11条第1項）、所定の特定化学物質や有機溶剤については、特段の条件なく、又は、第1管理区分が2年間継続した単位作業場であるなどの一定条件下で、簡易な検知管方式等による測定が可能とされていること（同第10条第2項、第3項、第13条第2項）、

サ 放射線被ばくにかかる測定の技術と方法論はかなり複雑だが、それによる人体への影響の基本的な指標として、等価線量と実効線量（いずれも単位はシーベルト（sV））という概念が用いられていること、このうち等価線量は、人体が吸収する放射線の量（吸収線量という。

単位はグレイ（Gy）とその放射線の性格（ $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 、X、中性子など。放射線荷重係数で示される）を加味して算出するもの、実効線量は、その2つの要素に加え、放射線を受ける臓器側の感受性（組織荷重係数で示される）を加味して算出するものであること、要するに、放射能の人体への健康影響が関心事なので、その要素と認識されている放射線の量のほか、性格（物の透過力や破壊力（：原子核の周りの電子を失わせる（電離）など、原子の構造を変えて不安定にする力）など）と臓器側の受け止め（反応）が基本的な指標とされていること、

このうち放射線の性格や臓器側の受け止めを直接的に測るのは実際には難しいので、人の臓器の多くがそれより深くにあることを踏まえ、皮膚の表面から1cmの深さの線量（1cm線量当量と呼ばれる）を、線量計を人に取り付けたり、人を模した球体（ICRU球という）と同様の機能を持つ機器を用いるなどして測定し、推計する方法がよく用いられていること（前者で測定するものを個人線量当量、後者を周辺線量当量という）、ただし、放射線の性質等により、浅い箇所の影響が大きくなる場合もあるので、70 $\mu$ mの深さの線量（70 $\mu$ m線量当量と呼ばれる）を測定する方法も採られること、

この際に用いられる線量当量との用語は、放射線から人体が受ける影響を指す点で、等価線量や実効線量と似た概念で、単位はシーベルト（sV）で示されるが、それほど精度が高くないこと、線量当量率とは、おおむね1時間あたりの線量当量を示し、単位はsV/hで示されること、

放射線障害防止法は、許可等を受けて、放射性同位元素（放射線を発する原子）など、放射線を発するものの取扱いや廃棄をする者に、所定の危険箇所（管理区域）での 1cm 線量当量率の測定を義務づけつつ、実施がかなり困難な場合、別の方法での推計も容認しているが、電離則は、実測を義務づけていること、もっとも、粉じん等の測定とは異なり、等間隔に測定器を置いて作業空間にある有害物の平均的な濃度を測る A 測定のような方法でなければならないとはされていないこと、

管理区域での身体の外部からの放射線（外部放射線）による被ばくの実際の測定には、線量当量率について、電離箱式照射線量当量率計、比例計数管、ガイガー・ミュラー計数管など、放射能がもたらす原子の反応（電離によるイオン化（原子が帯びる電荷（プラス・マイナス）のアンバランス）やそれがもたらす現象）ないしそれを人為的に促進して分かり易くした状態（電子なだれなど）を検出する機器、線量当量については、（一定条件下で）放射線量に応じて発光する性質を利用した、熱ルミネッセンス線量計、フィルムバッジ、蛍光ガラス線量計など、個々人に取り付けて、ある程度時間をかけて感応を検出する機器（個人線量計測装置と呼ばれる）などが用いられており、作業環境測定基準第 8 条は、以前は使用するべき機器まで定めていたが、一部の機器の廃止等もあり、現在は必要な性能を定める形式を採っていること、同条に紐付く告示では、JIS 規格が援用されていること、JIS 規格が指示しているサーベイメ

ータは、放射線のみならず、放射性物質（放射線を発する物質）そのものを対象とした測定も可能であること、

前述の通り、作業環境測定法第 2 条第 3 号、同法施行令第 1 条に定められた屋内作業場（指定作業場）では、作業環境測定士等による測定が求められているところ（作業環境測定法第 3 条）、放射性物質取扱作業室及び事故由来廃棄物等取扱施設も、電離則第 55 条の定めによりその対象とされ、なおかつ放射性物質の濃度（単位はベクレル（Bq））が測定の対象とされていること、放射性物質の濃度は、概ね放射能（放射線を発する能力）とその量の掛け合わせに等しく、その状態（粒子状かガス状かなど）、目的、採集箇所等に応じて適当な捕集方法が変わること、たとえば、作業室全体での空気汚染の検出には、汚染を確実に検出できる位置（排気口や作業場所の風下など）でのゼネラルサンプリングという方法、放射性物質を複数の室で取り扱う場合の各室での空気汚染の検出には、セントラルサンプリングという方法、逆に、作業者が吸入する空気中の放射性物質濃度を測るには、パーソナルサンプリングという方法が採られていること、分析方法には、全ガンマ放射能計測方法（放射線をエネルギーで区別せずに計測方法）、アルファ・ベータ・ガンマ線スペクトル分析方法（同じくエネルギー分布に基づいて計測する方法）等があること、

放射性物質の濃度の上限は、告示（昭和 63 年 10 月 1 日。最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）に定められ、それを超えている場合には、原因を調査し、その範囲内

に収める必要が生じ、それをもって足りるため、放射線強度の測定の後と同じく、作業環境評価基準に基づく評価対象とはされていないこと、

シ 一部は前述した通り、指定作業場以外の作業場であって、作業環境測定士の選任が求められていないところ（暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場、著しい騒音を発する屋内作業場、坑内作業場、空気調和設備のある建築物の室、酸素欠乏場所）についても、作業環境測定基準第3条から第6条、第12条、関係ガイドライン等で、測定点が定められており、著しい騒音を発する屋内作業場については、A測定とB測定が求められていること、他の作業場についても、ハザード（危険源）の近くか、人体のハザードへのばく露状況を確実に捉える条件での測定が求められていること、

ス 作業環境測定法は、作業環境の専門的な担い手として、作業環境測定士と作業環境測定機関を定めており、前者は、第一種と第二種に区分され、現場に適合した作業環境測定にとって重要なデザインや、実際のサンプリングの基本については、いずれにも行わせるが、健康障害リスクが高く、測定や対策に一定の専門性を要することが多い指定作業場での測定等は、第一種に制限していること、また、鉱物性粉じん、放射性物質、特化物、金属類、有機溶剤の5種類の分析（解析）業務は、第一種に制限しており、第一種であっても、登録区分に応じた業務しか行えないこと、最近、作業環境測定の一環として導入された個人サンプリング法は、いずれも実施可能だが、講習の修了

と登録が求められていること、作業環境測定士には、指定作業場での作業環境測定業務独占（作業環境測定法第3条）、名称独占（同法第18条）が認められていること（安衛法所定の50以上の資格のうち唯一）、

後者の作業環境測定機関は、自社で作業環境測定士を養成し難い中小企業の測定等を担うために法定された機関であり、指定作業場があるのに作業環境測定士に測定させられない事業者には、同機関への委託が義務づけられている（作業環境測定法第3条等）こと、厚生労働大臣か都道府県労働局長の登録を受けねばならず、測定する作業場の種類を担える第一種作業環境測定士の設置、所定の基準に適合した機器や設備の保有、事務所の保有などが登録要件とされていること（作業環境測定法施行規則第54条）、名称独占が認められていること（作業環境測定法第37条）、現在、各都道府県に数十程度存在していること、

セ 作業環境測定法には、日本作業環境測定協会という作業環境測定士や測定機関への情報提供と質等の管理を兼ねるような団体も定められていること、

ソ 作業環境測定士の資格を得るには、国家試験の合格と登録講習の修了が要件とされているが、環境測定の教授等は免除されること、受験資格には、概ね理系科目の履修と一定年数の労働衛生の実務経験が盛り込まれていること、第一種・第二種共通の試験科目は、労働衛生の一般知識と法令知識、作業環境測定のデザインとサンプリング、分析の概論であり、第一種固有の試験科目は、上述した第一



種に制限された石綿等の鉱物性粉じん等の 5 種に関する選択科目であり、選択し、合格した科目について登録を受ける仕組みとなっていること（作業環境測定法第 7 条、第 16 条など）、医師・歯科医師・薬剤師については、全科目、その他、原子力、公害、臨床検査などさまざまな専門家について、一部の科目が免除されること、労働衛生コンサルタント、労働衛生専門官、監督官で 3 年以上の実務経験を持つ者については、労働衛生一般、労働衛生関係法令が免除されること、登録講習でも、労働衛生管理実務と作業環境管理にかかる基本的なデザイン・サンプリング実務が第一種・第二種の共通講習科目とされ、指定作業場での分析実務（エックス線回析装置、位相差顕微鏡、放射線測定器等の操作法の講習は、法律の別表に定められている）が第一種固有の講習科目とされていること（作業環境測定法別表第 2、令和 2 年 1 月 27 日厚生労働省告示）、新たな測定技術が開発された場合等を想定し、都道府県労働局長が必要を認めた場合に追加研修の受講を指示できる旨の定めがあること（作業環境測定法第 44 条第 1 項）、

タ 作業環境測定を行った際は、測定結果、実施者、実施時、実施方法、実施条件等を記録し、3 年間保存すべき旨の定めが多くの特例規則に設けられていること、一部の物質の測定記録の保存期間は、遅発性疾患への対応を想定し、長期に設定されていること（ベンジジン等のがん原性物質について 30 年間、石綿について 40 年間）、

作業環境測定の結果や、その評価に基

づく対策は、衛生委員会の付議事項とされていること（安衛則第 22 条第 6 号）、

チ 本条（法第 65 条）は、現行安衛法制定時点で初めて設けられた規定だが、作業環境の測定に始める管理にかかる政策形成の取り組みは、それ以前から進められていたこと、すなわち、当初は、昭和 23 年のいわゆる 1178 通達（基発代 1178 号）で作業環境管理の促進を図ったこと、この通達は、当時の労基法が定めていた①2 時間以上の法定時間外労働制限、②女子年少者の就業禁止、③雇入れ時の特殊健診の対象となる有害業務の基準を明らかにするもので、①の対象は、暑熱・寒冷、有害放射線、じん埃や粉末の飛散、著しい振動、強烈的な騒音、有害物の粉じん、蒸気やガスの発散等幅広いハザードにばく露する場所とされたが、②③の対象は、有害物の粉じん、蒸気やガスの発散する場所の 2 つだけとされたこと、ここに示された基準に確たる科学的根拠はなく、恕限度と呼ばれ、労働衛生の推進のため、当面妥当と考えられる基準値であったこと、実際には、その適合性の測定技術が確立していなかったため、履行確保が困難だったこと、ACGIH による TLV : Threshold Limit Value（当時は、成年男子が週 6 日、8 時間労働／日、現在は週 40 時間、8 時間労働／日で中毒発生危険が少ない濃度）との乖離も多かったこと、①については、昭和 43 年に作業列挙方式に改められたこと、

なお、1178 通達の 3 年後には、当時の労働省が、労働衛生試験研究補助金交付規程を公布し、作業環境改善のための労働衛生工学的技術の開発等に助成を開始

したいこと、

ツ 1178 通達が発出された頃の労働衛生行政の重要課題はじん肺対策であり、労働省は、先ずじん肺巡回健診から始めてその結果を得て、1955 年（昭和 30 年）にけい肺等特別保護法が制定されたこと、しかし、予防の基準となる濃度の裏付けが得られず、健康管理（特殊健診）と補償が中心とされたこと、対象は遊離けい酸じん又は遊離けい酸を含む粉じんに限られていたこと、健康管理の対象は作業列挙方式で規定され、濃度に関わりない対策の前提が採られたこと、これは粉じんの種類と発生要因が多様であることも踏まえた措置だったこと、1960 年（昭和 35 年）のじん肺法では、鉱物性粉じんに起因するじん肺等が広く対象とされたこと、粉じん発散の抑制等にかかる適切な措置が努力義務とされたこと、その後、1979 年（昭和 54 年）に粉じん則が制定されて初めて、粉じんにかかる作業環境測定の実施が義務づけられたこと、

テ 労働省は、1956 年（昭和 31 年）に、「特殊健康診断指針について」（昭和 31 年 5 月 18 日）を発出し、23 の有害業務を指定して、特殊健診を促したところ、それらの業務に相当の異常所見者がいることが明らかとなったこと、その 2 年後に、「労働環境における有害なガス、蒸気又は粉じんの測定方法について」（昭和 33 年 4 月 17 日）が発出され、当時問題視されていた 20 種類の気中有害物質を検知管で測定する方法を示したこと、同年 5 月に発出された通達（昭和 33 年 5 月 26 日）では、局所排気装置等の改善手段と共に、それにより達すべき抑制目標限度

という基準（局排の側に設置してその性能を測るもの）が示されたこと、1960 年（昭和 35 年）には、有機則が、法令上初めて作業環境測定と共に局所排気装置の設置等の改善措置を義務づけたこと、

ト 昭和 40 年代には、公害の社会問題化や職業性疾病の業務上外の判断のため、何をなすべきかを明確化するためにも、新たに制定された特化則等の特別規則に労働衛生の 3 管理を規定すると共に、作業環境測定が定められたが、いわゆる実施省令であり、法律上明確な根拠はなかったこと（強いて言えば、当時の労基法第 42 条）、

1972 年（昭和 47 年）の安衛法制定の際に本条（第 65 条）が規定されたことで、作業環境測定に法律上の根拠が設けられたこと、当初は、現行の第 1 項相当の規定のみが設けられ、特定の「作業場」（屋内作業場その他の作業場）について、省令に従い環境測定と結果の記録を行うよう義務づけたこと、これにより、従来は、測定しなくても直ちに違反にはならないが、測定結果が通達が示す基準に反していれば労基法第 42 条違反に該当し得たところ、逆になった、つまり、測定を義務づけるが、結果が基準違反でも処罰されなくなったと解されること、

ナ 特化則は、規制対象物質の（取扱いの）多様性、変異原性試験法の開発等を受け、規制対象として、作業ではなく物質を列挙すると共に、気中濃度による方式を採用したこと、安衛法制定に際して他の特別衛生規則と統合することもできたが、規制内容の特性、関係者の親しみなどから、従来 of 体系が維持されたこ

と、測定の精度を上げる必要性、精度を上げるにはサンプリングや分析の技量を要すること等から、研究会での検討を経て、1972年（昭和47年）に特化物用の作業環境測定指針が公表されたこと、この研究会は、その後も改組も経つつ検討を重ね、作業環境測定ガイドブックを公表したこと、これが、その後の日本作業環境測定協会『作業環境測定ガイドブック』の元となったこと、濃度規制の実効を挙げるため、特化則の施行と同時に告示（昭和46年4月28日労働省告示第57号）を発し、局排周辺の設置によりその性能を評価するための濃度基準を示したところ、一部に気中濃度の規制値との誤解を招いたこと、

ニ 作業環境測定の専門家については、特化則制定に当たり、1970年（昭和45年）に設置された委員会で測定技師（仮称）が提案され、通産省が公害問題への対応のために環境計量士制度を創設する動きを取る等の背景を踏まえ、環境計量士とは異なり、特化物の作業環境測定に特有の手法でのデザイン、サンプリング、分析を一貫して担える人材の育成を目して資格の創設が図られることとなり、1973年（昭和48年）に示された検討委員会報告書で、作業環境測定士制度や作業環境測定機関の導入と測定方法統一化の必要性が示されたことを契機に、作業環境測定法の制定に至ったこと、単独立法とされた背景については、国会審議で、その技術的専門性や体系性、条文の多さ、社会認識を高める効果等が説明されたこと、衛生管理者等との関係については、特別な測定機器の操作技術の必要性等が

説明されたこと、法の施行後、試験の実施事務は、当時としては珍しく、外部機関に委託することとしたが、適当な委託先がなかったため、安全衛生技術試験協会の前身である作業環境測定士試験協会が設立されたこと、

作業環境測定法の制定と同時に安衛法が改正され、測定結果を労働衛生管理に活用させるため、本条（法第65条）に第2項～第5項（測定に関する基準や指針の形成とそれに基づく指導、労働衛生指導医の意見を踏まえた測定の実施その他必要な事項の指示）を設けたこと、また、法第2条第4号で、作業環境測定の定義が示され、サンプリング、解析に加え、デザインを含むと定められたこと、

作業環境測定機関等による測定結果の事業者への報告様式については、昭和57年に通達（昭和57年2月4日基発第85号）が発出されたが、事業者にとっても分かり易いものに改訂されたこと、併せて、測定条件の違いをコントロールするため、過去4年分の測定結果の記載を求めたこと、衛生委員会等の意見、産業医か労働衛生コンサルタントの意見、改善措置の内容等の記載も求めたこと、

ヌ 本条（法第65条）制定の背景となった災害については、1971年（昭和46年）の労働基準法研究会報告書に概括的な記載があり、有機溶剤による中毒を中心とした化学的障害の増加、新規化学物質による障害の増加等が指摘されていたこと、

有害物質ごとに、災害と本条に関連する規制の関係を整理すれば、以下の通りとなること、

有機溶剤：1957年（昭和32年）に、ニスびき工場で生じた作業者の貧血症状に印刷物用インキ内のベンゼンが作用しており、作業環境改善の行政指導を受けたが局排の使用により製品にしわが寄る等の事情で十分な予防対策が講じられていなかったこと、1958年（昭和33年）には、当時流行したヘップサンダルの裏底を接着する作業を密閉空間で行っていた家内労働者が、接着剤のゴム糊に含まれるベンゼンの中毒で死亡する災害が生じていたこと、これらの事態を受けて、同年11月には、ベンゼンの抑制目標濃度を25ppm以下（1178通達では100ppm以下）として、監督指導を行いつつ実態把握を図ったこと、また、1959年（昭和34年）には、労基法施行規則第35条に関する通達で関連する中毒を労災認定する旨を示すと共に、ベンゼンを含有するゴム糊を労基法第48条所定の有害物に指定して製造等を禁止する省令を公布するなどしたこと、もっとも、代替物質として取扱い等が増えたトルエンによる中毒症状が新たに問題となり、有機則の制定に繋がったこと、

1960年代には、ベンゼンに代わってノルマルヘキサンが多く生産ないし取り扱われるようになり、1963年（昭和38年）の名古屋などのラミネート加工職場等での中毒、1964年（昭和39年）の三重県桑名市でのビニールサンダル製造業者での大量中毒などを典型とする被害が発生したこと、

六価クロム：金属防錆処理剤として用いられ、少量で致死量となるほか、皮膚炎、腫瘍、吸入による鼻中隔穿孔等の被

害を生じ、発がん性もある物質であること、昭和40年代後半～50年代前半にかけて、日本化学工業小松川工場から排出された大量の六価クロム銻さい（スラグとも呼ばれる不純物）による土壤汚染が問題となったほか、従業員の鼻中隔穿孔、肺がんなども多数認められたこと、その背景に、「鼻に穴が開いて一人前」という業界常識のようなものがあったこと、環境汚染問題は、住民からの公的な処理費用返還請求の和解、東京都と日本化学工業との協定に基づく恒久処理事業等に帰結していったこと、職業病問題は、訴訟化し、賠償命令が出されたこと（東京地判昭和56年9月28日）、判決の中で、当時の行政上の取扱基準（1178通達の示した気中濃度）を遵守していたのでは不十分で、折々の産業認識や海外の専門機関の示す基準を踏まえて対策すべきと明言されたこと、

四エチル鉛中毒：ガソリンのノッキング（異常燃焼）防止のために添加される化合物であり、1937年（昭和12年）に日本石油精製横浜製油所で作業員が防毒マスクを付けずに小分け作業をしていたところ、幻視・幻聴を生じたのが、最初の中毒例とされていること、戦後、GHQの要望を踏まえて1951年（昭和26年）に四エチル鉛則が制定され、ガソリンへの混入作業を焦点に規制されたが、1958年（昭和33年）に、航空機用石油貯蔵タンク内のスラッジ（汚泥）に含有されていた四エチル鉛により、清掃作業員が中毒を起こして死亡者8名を生む災害を受け、石油タンク内の健康障害防止措置を規定する改正がなされたこと、更に、四

メチル鉛も規制対象に含めた四エチル鉛等危害予防規則に改称されたこと、しかし、1967年（昭和42年）に、大型貨物船ぼすとん丸内で、甲板に積まれていた四エチル鉛入りドラム缶が高いうねりで転げ回ってエアパイプに激突して破損させ、四エチル鉛が、甲板のほか、燃料タンク、船倉等に流れ込み、船倉等を清掃した労働者に多くの中毒者を出す災害が生じたこと、1968年（昭和43年）の改正の際に、改称と合わせ、四エチル鉛入りドラム缶の取扱い業務の規制等が行われたこと、その後、ガソリンは無鉛化されることとなったが、オクタン価（ガソリンの自己着火のしにくさ）を高める別の方法の採用で、芳香族化合物の混入量が増加し、別の問題が生じることとなったこと、1974年（昭和49年）にも、厚木航空基地で航空燃料タンクの清掃作業をしていた者2名が四エチル鉛中毒にかかって一人が死亡する災害が発生したこと、

セ 本条（法第65条）の関係判例の代表は、内外ゴム事件神戸地判平成2年12月27日であり、有機溶剤ばく露による中毒につき、使用者の安全配慮義務違反が問われた事案につき、先ず、安衛法典とその関係規則に定められた公法上の義務は、労使間の安全配慮義務にもなり得るとして、法定された定期的な有機溶剤濃度の測定とそれに基づく作業方法の改善を同義務の内容とした上で、このケースでは、法定の測定は一応行われ、個々の有機溶剤は許容濃度内だったことを踏まえ、個人サンプラーを活用した正確なばく露濃度測定、複数の有機溶剤の相加作

用の評価等も同義務の内容だったとしたこと、

ソ 本条（法第65条）の適用の実際については、厚生労働省の「労働基準関係法令違反に係る公表事案」（令和2年分）が、その違反による送検事例は、建設現場の地下ピット内の酸素濃度を測定せず、酸欠則第3条違反に該当する和歌山の事案1件に限られていたことを示したこと、

タ 法第65条の2は、事業者を名宛人として、前条所定の作業環境測定の結果の評価に基づく物的措置、人的措置、健診を行うべきこと（第1項）、測定結果の評価は作業環境評価基準に従って行うべきこと（第2項）、測定結果の評価の結果を保存すべきこと（第3項）を定めていること、このように、本条は、前条に基づく作業環境測定を踏まえた適切な作業環境管理を担保する趣旨の規定であること、本条が定める措置の必要性（「労働者の健康を保持するため必要があると認められるとき」）に該当するかは、測定結果の評価から定まること（昭和63年9月16日基発第601号の1）、本条違反に罰則はないこと、

チ 前述した通り、法第65条が定める作業環境測定を行うべき作業場については、安衛法施行令第21条に定めがあり、概ね、空気中に有害物質があるか、有害物質を取り扱うか、温度・湿度・騒音など、作業環境自体が危険なものが列挙されているが、測定結果の評価対象となる作業場は、作業環境評価基準第1条に定められており、安衛法施行令第21条各号のうち、

第1号（土石、岩石、鉱物、金属等の

粉じんを著しく発散する屋内作業場のうち特定のもの)、

第 7 号 (一定の特化物の製造、取扱いを行う屋内作業場等)、

第 8 号 (一定の鉛業務を行う屋内作業場)、

第 10 号 (有機溶剤のうち一定のものの製造又は取扱いを行う屋内作業場)

が定める屋内作業場とされていること、

ツ 測定結果の評価は、作業環境評価基準に基づいて行われねばならず、測定値は、ppm (100 万体積の空気中の当該物質の含有量) か  $\text{mg}/\text{m}^3$  ( $1 \text{ m}^3$ 中の当該物質の質量) で示されること、温度と圧力が同じなら、どんな物質であっても、同じ体積内に含まれる分子の数は同じ  $1 \text{ mol}$  ( $6.0 \times 10^{23}$  個) である (ただし、物質によって重さは変わる) というアボガドロの法則と、ガスや蒸気の体積は通常  $24.47 \text{ l}$  であるという原則から、検出した有害物質の量 (= 数: ある場所に現に存在している有害物質の分子の数。mol で示す) が分かれば、これに  $24.47 \text{ l}$  をかけると、その有害物質がガスや蒸気の状態での体積となる。これを、その作業場の労働者が吸引する空気量 (空気の分子の数 = 吸引量 / 時間  $\times$  時間数) で割ると、作業者がばく露する有害物質の体積 (ppm) を算出できること、また、検出した有害物質の量 (分子の数。物質ともいい、Mol で示す) に物質によって異なる分子量 (原子量を加算したもの。g/mol) をかければ、検出した場の有害物質の質量 (g) を算出できるので、逆に、有害物質の質量 (g) をその物質ごとの分子量 (g/mol) で割れば、検出した場の

当該物質の分子の数 (物質質量) を算出できること、

テ 管理濃度とは、行政による作業環境評価のための濃度基準であり、学会や国際的な専門団体が示すばく露限界のように時間の概念はなく、現実的な環境管理の可能性なども考慮して決められること (昭和 63 年 9 月 16 日基発第)、瞬間的にでも高濃度になってはならない物質については、平均値と共に変動の大きさを考慮した基準が設定されていること、

ト 作業環境評価基準では、A 測定のみ実施する場合、作業場をカバーする所定の測定点の実測値の高濃度側から 5% に当たる濃度 (第 1 評価値) が管理濃度に充たない場合 (単位作業場所の 95% 以上の気中有害物質濃度が管理濃度以下) が第 1 管理区分、第 1 評価値は管理濃度を超えるが、第 2 評価値 (単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値) は管理濃度以下の場合が第 2 管理区分、平均値が管理濃度を超える場合が第 3 管理区分となること、

測定値の評価 (第 1 評価、第 2 評価) には、単純平均ではなく、平均・標準偏差をそれぞれ対数化 (桁数で示す) した幾何平均・幾何標準偏差を用いること、標準偏差 (ばらつき) を考慮するのは、気中の濃度分布の時間的、場所的な変動をコントロールするため、標準偏差を対数化するのは、管理濃度の高い物質の場合などで濃度の測定値が大きくなると標準偏差が大きく出る傾向をコントロールするためであること、要するに、測定値の時間的、場所的なばらつきや測定値の大小に惑わされず、リスクを適正に評価

するためであること、

B 測定を用いる場合、それが 1 箇所での最大値を測るものなので、A 測定による第 1 評価値とを組み合わせる評価となり、第 1 評価値と B 測定値の双方が管理濃度に充たない場合を第 1 管理区分とし、第 2 評価値が管理濃度以下で B 測定値が管理濃度の 1.5 倍以下である場合を第 2 管理区分、第 2 評価値が管理濃度を超えるか B 測定値が管理濃度の 1.5 倍を超える場合を第 3 管理区分とすること、

個人サンプリング法を用いる場合には、C 測定→A 測定、D 測定→B 測定と読み替えて評価すること、

ナ 評価結果が第 2、第 3 管理区分となった場合、特化則、有機則をはじめ複数の特別衛生規則に、第 2 管理区分の場合、施設・設備、作業の工程・方法の点検とその結果に基づく作業環境改善措置等をなす努力義務、第 3 管理区分の場合、①その義務と、②保護具を使用させること、③健診、④再測定の実施義務が定められているが、②は①を講じるまでの応急措置を解されていること、第 3 管理区分となったこと自体での罰則の適用はないが、労基法第 64 条の 3 第 2 項、改正女性労働基準規則により、母性機能に影響する化学物質を取り扱う作業場が第 3 管理区分となった場合、女性労働者の就業は禁止されていること、

前述の通り、所定の特定化学物質や有機溶剤については、特段の条件なく、又は、第 1 管理区分が 2 年間継続した単位作業場であるなどの一定条件下で、簡易な検知管方式等による測定が可能とされていること（作業環境測定基準第 10 条第

3 項～第 4 項、第 13 条第 3 項～第 4 項）、粉じんについても、同様の条件で、簡便な相対濃度指示方法による測定が可能とされていること（作業環境測定基準第 2 条第 3 項、粉じん則第 26 条第 3 項）、ただし、許可を受けた条件に一定の変化が生じた場合、許可の効力が及ばなくなること、

作業環境測定の結果やその評価に基づく対策の樹立に関する事柄は、衛生委員会の付議事項とされ（安衛則第 22 条第 6 号）、有機則、鉛則、特化則では、掲示、書面等による労働者への周知が事業者に義務づけられていること、

ニ 制度史をみると、そもそも、本条（法第 65 条の 2）第 1 項は、六価クロム、塩化ビニル等の新たな化学物質の採用による職業がん等の疾病が生じていたこと、ILO での職業がん条約（第 139 号）、作業環境条約（第 148 号）の採択等を背景に、1977 年（昭和 52 年）の法改正で当時の第 65 条第 6 項に規定されたものであり、作業環境測定結果を適切に評価して環境改善につなげることを狙ったものであること、

本条第 1 項が、適切な管理措置の条件としている「労働者の健康を保持するため必要があると認めるとき」の具体化のために労働省が設置した専門家会議が 1980 年（昭和 55 年）に報告書（「作業場における気中有害物質の規制のあり方に関する検討結果第一次報告書」（以下、「第一次報告」という））を公表したこと、国内外共に、安全衛生分野では、量一影響量一反応（同じ有害物質の濃度には同じ身体の反応が生じる）の考え方が一般

化しており、ACGIH の TLV や、その考え方を採り入れた日本産業衛生学会の許容濃度共に、ほぼ全ての労働者が毎日ばく露しても健康影響を生じない環境条件を指していること、ILO は、1977 年（昭和 52 年）に、これらの概念を包括して、「ばく露限界」という呼び名を示したこと、

法第 65 条が事業者に義務づけている作業環境測定は、ばく露限界とは異なる場の条件の測定なので、第一次報告は、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 50 年 6 月 20 日基発第 348 号）で初めて示された「管理濃度」という概念を示したこと、その際、測定方法については、A 測定に B 測定を加えるべきことと共に、測定値の時間的、場所的なばらつきや測定値の大小に惑わされず、リスクを適正に評価するため、幾何標準偏差等の統計的な考え方を採り入れたこと、当初は管理濃度の具体的な数値は示されず、ばく露限界値の利用が推奨されたこと、第一次報告が示したこの評価方法は、環境測定機関の好評を得て浸透していったこと、これを充実させて、「作業環境の評価に基づく作業環境管理の推進について」（昭和 59 年 2 月 13 日基発第 69 号）が発出され、それを踏まえて昭和 63 年の作業環境評価基準が告示されたこと、こうした経緯を踏まえ、第 7 次労災防止計画（1988 年（昭和 63 年）開始）では、環境測定から環境改善までのシステムチックな管理が推進されたこと、

1988 年（昭和 63 年）の法改正で、法第 65 条の 2 が新設され、従来の第 65 条第 6 項が踏襲されると共に、評価を踏ま

えた適切な措置は省令で具体化される旨定められたこと、合わせて、厚生労働大臣（当時は労働大臣）が客観的な測定結果の評価基準を示すことが定められ、「作業環境評価基準」が告示されたこと、また、第 7 章のタイトルが「健康管理」から「健康の保持増進のための措置」に改められ、作業環境管理が健康管理より先に実施されるべき措置であることと共に、作業環境測定が作業環境管理の一環であることが明確化されたこと、

又 本条新設の主な背景事情として、塩化ビニルによる健康障害が挙げられ、日本での生産は昭和 25 年だが、同 27 年には、山形県酒田市で塩化ビニル工場の労働者が指端骨溶解症を発症する災害が生じたことを受け、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 45 年 11 月 11 日）が通達されたこと、その後、塩化ビニルが肝血管肉腫を生じる可能性が明らかとなり、1974 年（昭和 49 年）に労働省が「塩化ビニル障害予防についての緊急措置について」（昭和 49 年基発第 325 号）を発出し、当時の ACGIH が設定していた TLV よりはるかに低濃度の 50ppm の維持を指示したこと、更に、職業がん専門家会議の調査により、工学的対策により気中濃度の幾何平均を 2ppm まで下げられるが、濃度変動による一時的な高濃度ばく露対策のため、幾何標準偏差の対数を 0.4 以下にする必要があること等が示され、労働省が、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 50 年 6 月 20 日基発第 348 号）を発出し、管理濃度の原点となる考え方を示したこと、その後、労災補償面でも、1976 年（昭和 51 年）の第 556



号通達により、労基法施行規則別表第 1 の 2 で救済する方針が示されたこと、

ネ 本条（法第 65 条の 2）の適用の実際については、厚労省の労働環境調査によれば、作業環境測定義務のある事業場での測定実施率は約 8 割で、そのうち第 1 管理区分の評価割合が約 9 割に上っており、第 1 管理区分と評価されたところを含め、局排の性能向上、作業方法の変更等の環境改善の実施割合が 4 割に上っていること、もっとも、本研究プロジェクトによる行政官・行政官 OB 向け調査によれば、第 1 管理区分だが、取扱量が多い、移動が多い等の事情から、長期的な健康障害防止の観点で、日本産業衛生学会のガイドラインを用いて個人ばく露測定を行い、改善措置を講じている例があること、

日本作業環境測定協会の平成 28 年度の報告書（「平成 28 年度健康診断・作業環境測定結果相関調査業務報告書」）では、作業環境測定結果が良好でも、特殊健診結果や生物学的モニタリング結果が有所見となる場合があると指摘されていること、

ノ 坑内作業場での作業環境測定は、法第 65 条に基づくものではないが、第 2 条第 4 号が定義する作業環境測定に該当すること、坑内作業場では、技術進歩や作業方法の変化で粉じん発生量が増加するなどしたため、平成 19 年に粉じん則が改正されたこと（平成 19 年 12 月 4 日）、

粉じんが発生する坑内作業場の典型であるトンネル建設工事現場では、掘進に応じて作業場所が移動する、作業ごとの粉じん濃度が大きく変化する、切羽の土

質の違いや土中の水分の変動等により粉じんの発生し易さが変化する、場所・タイミングにより、濃度が相当に高まること等から既存の管理濃度をそのまま適用するのは現実的でない等の特殊性があること、他方で、簡便で精度の高い機器の開発など、粉じん濃度測定技術が向上していること等を受け、測定方法の改善と改善方法の選択肢を増やすため、検討会での検討を経て、①定点測定を通常は切羽から 10-50m 範囲内の両端と中間の 6 点で行う、②個人サンプリング、③掘削を行う複数の車両系機械での測定、のいずれか又は複数、作業工程 1 サイクルの全時間にわたって行う、測定技術には、有害物を抽出して重量を直接量る等の質量濃度測定法又は光を当てて反応をみる等して大まかな測定値を出し、それと質量濃度測定値の対比（変換係数：K 値）を当てはめて、正確な測定値を推計する相対濃度指示方法のいずれかを用いる等、従来より測定の方法を精密化し、評価に際しては、測定値の算術平均を行政が示す目安としての「粉じん濃度目標レベル」（ $2\text{mg}/\text{m}^3$ ）と比較することとされたこと、また、遊離けい酸含有率の測定は、エックス線回析分析方法（照射したエックス線の反射の強度から物質を特定する方法）等に加え、工事前のボーリング調査等から判明した岩石の標準的な遊離けい酸含有率でも決定できることとされたこと、遊離けい酸濃度 = 粉じん測定の評価値（測定結果を統計処理した値。幾何標準偏差、上位 5%にあたる第 1 評価値、平均値にあたる第 2 評価値など）×遊離けい酸含有率で求められ、この濃度は、遊

離けい酸ばく露濃度の基準値（0.025mg/m<sup>2</sup>）で割ることで、基準値をどの程度上回っているか、下回っているかが評価されるようになってきていること、これらの方針は、粉じん則や関係ガイドラインの改定（2021年（令和3年）4月1日）が予定されていること、

ノ 日本作業環境測定協会の平成28年度の報告書（「平成28年度健康診断・作業環境測定結果相関調査業務報告書」）では、作業環境測定結果と特殊健診結果の関連付けがなされていないことが指摘されており（三柴の私見では、このような比較のためにも、原則として両者共に実施する必要があると解される）、法第65条と第65条の2の沿革を踏まえると、例えば特殊健診個票で対象労働者がばく露した物質や単位作業場所の作業環境測定結果を記す、労働者にもフィードバックして、安全衛生委員会への意見具申のきっかけとさせる等の方策の法定も検討に値すること、

ハ 法第65条の3は、作業管理の努力義務を定めており、これは、作業環境管理では対応しきれないリスク（ざんそんリスク）への対応と、現に作業そのものに伴うリスクへの対応を図る趣旨で設けられたものであり、リスクとしては、主に心身への過重な負担が想定されていること、もっとも、リスク防止のみならず、第7章のタイトル通り、より積極的に健康の保持増進を図る趣旨を帯びていること、本条やそれに基づくガイドライン等の違反を安全配慮義務違反とする判例も出されていること、

ヒ 行政解釈（昭和63年9月16日基

発第601号の1）によれば、本条（法第65条の3）にいう作業の管理とは、作業時間や休憩時間の適正化、作業量の適正化、作業姿勢の改善等を意味し、個々の措置についてはガイドライン等で具体化されていること、

例えば、VDT作業関係では、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令和元年7月12日基発第0712第3号）は、日ごとの作業時間制限、1連続作業時間制限、作業休止時間の設定、個々人の特性に応じた業務量設定、適正な姿勢維持のための条件設定等を定めていること、他方、腰痛対策関係では、「職場における腰痛予防対策の推進について」（平成25年6月18日基発0618第1号）に添付された指針が、特に福祉・医療分野での介護・看護、長時間の運転等を想定して、作業の自動化、不自然な姿勢等の制限、作業の時間や内容の考慮、労働者の健康状態や特性の考慮等を定めていること、

フ 本条（法第65条の3）の制度史をみると、労働者の健康保持増進対策の充実等を図った1988年（昭和63年）改正で追加されたこと、同法改正に先立つ第7次労災防止計画（1988年（昭和63年）～1993年（平成4年））では、有害因子への人体のばく露の低減を図るため推進すべき措置として、作業環境管理と作業管理の双方（機械設備、作業方法の改善等、適正な呼吸用保護具の装着の確保のほか、各種有害作業における作業管理）が挙げられ、指針の作成、周知を行う旨表明されていたこと、加えて、VDT（Visual Display Terminals）作業に伴う

眼、肩などの健康影響、テクノストレスなどのリスクが示されていたこと、VDT作業に伴うリスクへの対応は、1983年（昭和58年）から3カ年にわたる産業医学総合研究所と産業医科大学による研究を踏まえた調査研究に始まり、1984年（昭和59年）の「VDT作業における労働衛生管理のあり方」の公表、1985年（昭和60年）の労働衛生対策研究委員会（中央労働災害防止協会）による文献レビューを中心とする調査結果の公表、これらを踏まえ、3管理の重要性を指摘した通達「VDT作業のための労働衛生上の指針について」（昭和60年12月20日基発第705号）の発出と続き、2003年（平成14年）には、705号通達に代わって、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（平成14年4月5日基発第0405001号）が公表され、さらに前掲の令和元年の第0712第3号ガイドラインの公表に至ったこと、

他方、腰痛対策については、昭和43年に業務上腰部に過度な負担がかかる業務による腰痛が労災補償の対象となることとその認定基準が通達（昭和43年2月21日基発第73号）で示され、予防対策については、1970年（昭和45年）に「重量物取扱い作業における腰痛の予防について」（昭和45年7月10日付け基発第71号）、1975年（昭和50年）には「重症心身障害児施設における腰痛の予防について」（昭和50年2月12日基発第71号）が発出され、その後、1994年（平成6年）に、これらを統合して「職場における腰痛予防対策の推進について」（平成6年9月6日基発第547号）が公表され、これ

に付された腰痛予防対策指針では、3管理と共に労働衛生教育の重要性が示唆されたこと、この指針を改訂版である「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令和元年7月12日基発第0712第3号）では、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの実施が推奨されたこと、

へ 本条（法第65条の3）の背景となった災害等の代表例は、キーパンチャー（コンピュータに入力するデータを、パンチカードと呼ばれるカードに穴をあけて入力する作業員。通例、タイプライターのような文字盤を叩いて行う）の頸肩腕症候群であり（他に、タイピストや電話交換手でも同種の問題が生じてきた）、昭和36年頃から発症が認められ、その後、頸肩腕症候群を苦しめたキーパンチャーの自殺が社会問題化したこと、そこで、同年11月には関係業界が自主的に作業基準を作成し、労働省は昭和38年に「キーパンチャーの健康管理について」（昭和38年2月8日基発第112号）を公表したが、発症者が後を絶たなかったことから、昭和39年に通達を改め（昭和39年9月22日基発第1106号）、工作物に穴をあける穿孔機の操作等の管理、作業環境管理、健康管理について、指導を行うこととしたほか、迅速・適正な補償のため、昭和50年には、業務上外の認定基準を示した（昭和50年2月5日基発第59号など）こと、

ホ 関係判例として、電通事件最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁と佐川急便事件大阪地判平成10年4月30日判例時報1685号68頁が挙げられ、前

者は、新入社員が過労自殺した事案につき、使用者には労働者に対して過重な疲労・ストレス防止措置を講じる義務があるとする論拠として、本条が作業内容を限定せずに作業管理の努力義務を事業者に課していること、それが労基法の労働時間規制と共に、長時間労働による過重な疲労・ストレスによる心身の健康障害の防止を図っていることを挙げたこと、後者は、運送業務従事者が業務上の腰への負荷により腰痛を発症し、その後も休業を挟んで同様の業務を続けた結果、長期休業に至った事案につき、行政の通達（昭和45年7月10日基発第503号）を引用しつつ、それが、人力での取扱いは55kg以下とし、それ以上の物は2人以上で取り扱うよう努めること、重量物取扱い時間の適正化を図ること、問診、姿勢異常、代償性変形のチェック等の健康診断と事後措置を講じること等を定めているのに、被告会社は、同通達が基準とする55kg以上の重量物、時には80kgの重量物を取り扱う労働を長時間させ、腰痛予防のための健診も実施していたなかったため、安全配慮義務違反があったとしたこと、

マ 法第65条の4は、潜水業務のような省令で定める危険業務について、省令で定める基準に労働者の作業時間を制限する旨を定めた規定であり、作業時間を制限することが有効に働き、また制限する必要がある危険業務につき、省令で定める基準の範囲内に作業時間を制限（\*ここで基準範囲内への制限とは、作業時間の抑制が一般的だが、潜水業務における減圧停止時間（高圧下で体内に蓄積し

た不活性ガスをなだらかに排出させるため、浮上の途中に一定の深度で停止させる時間）のように、時間の確保を意味することもある）して労働者の職業性疾病の発症を防止し、健康の保持増進を図る趣旨を有すること、本条違反には、6ヶ月以下の懲役を含む罰則があること（安衛法第119条）、

本条の現段階での適用対象業務は、高圧則所定の潜水業務及び高圧室内業務であり、高圧則は、これらの業務に伴う酸素中毒や減圧症等の防止を図っていること、高圧室内業務の典型は、潜函工法（ケーソン工法）での作業室やシャフト内部での作業であり、これは、あらかじめ地上で箱状の構造物（ケーソン）を製作し、その重量を利用して地下に沈めていき、高圧の圧積空気を送り込み、地下水を排除しながら、内側の地盤を掘削・排土して、構造物を地下に潜らせていく施工法であって、橋梁の基礎、シールド立坑などで、特に軟弱地盤で幅広く用いられていること、

本条（法第65条の4）にいう「作業時間」は、労基法上の労働時間とは別次元の概念であり、①規制対象となる危険作業に直接従事している時間と、②減圧停止時間（高圧下で体内に蓄積した不活性ガスをなだらかに排出させるため、浮上の途中に一定の深度で停止させる時間）のように、リスクの緩和のために確保されるべき時間の両者を意味すること、潜水業務では潜降開始から浮上開始までの潜水時間、高圧室内業務では、加圧開始から減圧開始までの高圧下の時間が①にあたり、減圧停止時間等が②にあたるこ

と、高気圧作業については、健康影響の原因が高圧下の時間より減圧時間（減圧のためにかける時間）等にあることが判明したこと、高気圧作業の健康障害リスクを低下させる呼吸ガスが開発されたこと等から、2014年（平成26年）の高圧則改正で、前者の規制が廃止され、後者の規制に一本化されたこと、また、以前は減圧を停止すべき圧力と時間を直接定めていたが、同改正で、事業者自身がそれらを予め計画して実施すべきとされたこと、その際、減圧を停止する圧力については事業者の裁量に任せ、減圧停止時間は、告示（平成27年1月9日基発0109第2号第2(10)ア）により、不活性ガスの分圧（そのガスに含まれる各ガスごとの圧力）が人体が許容できる不活性ガスの最大分圧を超えない範囲で、各分圧下で必要となる停止時間を、当該告示が定めた計算式で設定することとされたこと、すなわち、前提条件の多様性などを踏まえ、仕様基準からやや性能基準的な基準へと変質したこと、違反の認定は、事業者自身が作成した計画に定めた減圧停止時間に反した場合や、告示が示す計算式に従わずに減圧停止時間を設けた場合等になされると解されること、2014年（平成26年）の高圧則改正前は、減圧停止圧力・時間の把握は労働者自身が行う方針が採られていたが、同改正により、事業者責任となったこと（高圧則第1条、第12条の2第3項）、高圧則第1条は、2014年改正により、「事業者は、労働者の危険又は高気圧障害その他の健康障害を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努め

なければならない」と定めるに至ったが、ここでいう「その他必要な措置」には、工期の早い段階でのエレベータの設置や、高い安全率に基づく計算式の採用、減圧の効率が高い呼吸用ガスの採用等が想定されていること、高気圧作業に当たった労働者は、過飽和等の状態にあり、衝撃等で溶解ガスの気泡化が進むとの知見があること等を踏まえ、高圧則では、浮上・減圧終了時から一定時間の重激な業務への従事を禁じていること、

ミ 本条（法第65条の4）は、安衛法制定当時は第69条にあった条文を、1988年（昭和63年）に現在の条文番号に移行したものであること、前述した通り、本条に紐づく高圧則の2014年（平成26年）改正により、高気圧作業にかかる作業時間の規制はなくなり、事業者に作業計画を練らせ、そこに減圧停止時間等を盛り込ませることになったこと、これにより、目下、本条のもとで、危険作業に直接従事している時間の規制は存在しない状態になっていること、

ム 減圧症の急性症状には、皮膚のかゆみ、関節痛から、致死性の呼吸困難、循環障害まで様々なものがあり、慢性症状には、骨壊死等があり、このうち骨壊死については、1965年頃から行われた九州労災病院による有明海沿岸でのタイラギ（平貝）採取をする潜水夫対象の調査等で明らかとなっていったこと、最近の日本潜水協会の調査では、民間の潜水請負業者のうち、減圧症やそれに類似する疾患に罹患した経験のある者が3割強、そのうち医療機関受診者は5割に充たなかったこと、

メ 本条（法第 65 条の 4）の関係判例として、NTT 事件松山地判昭和 60 年 10 月 3 日判時 1180 号 116 頁が挙げられ、海底電線ケーブル埋設工事のため潜水作業に従事していた潜水夫が、酸素ポンベの空気がなくなりかけて急速に浮上したところ、潜水病に罹患し、直接の雇用主ではなく、その雇用主から彼を借り受け、Y1 に派遣し、なおかつ契約上その監督を行う予定だった Y2 と、Y2 から彼の派遣を受けて、実際に使用した Y1 の責任が問われた事案について、先ず Y1 は、潜水夫との実際の使用関係から安全配慮義務の存在を認めた上、高圧則第 29 条が定めるポンベの給気能力の伝達と監視要員の設置のいずれも怠っていたことが安全配慮義務違反とし、次に Y2 は、契約上潜水作業の監督をすることが予定されていたことから安全配慮義務の存在を認めた上、Y1 に潜水の知識がなかったのに、安全管理要員を派遣しなかったことが安全配慮義務違反とする一方、潜水夫本人は、潜水の知識を十分持っていた以上、潜水時間、浮上時間、空気ポンベの給気能力を計算できたはずなどとして、2 割の過失相殺を認めたこと、ただし、2014 年（平成 26 年）の高圧則改正で、高圧下作業による健康障害防止のための体制整備等の第一義的責任を事業者が負うことが明示されたため、以後、このような判決は出にくくなったと解されること、

モ 高圧下作業と同様に作業時間の規制が有効に働く可能性が高い作業に、チェンソー作業、研磨、石切、木の皮むき等の振動作業があり、振動障害のリスクがあること、振動障害の典型例は、白ろ

う病とも呼ばれるレイノー現象のほか、しびれ、骨・関節系障害などであること、元は、1965 年（昭和 40 年）に、NHK で「白ろうの指」と題する番組が放映され、社会問題化したことがきっかけで、日本産業衛生協会の研究会が報告書を公表するなどし、1970 年（昭和 45 年）に、労働省が、「チェンソー使用に伴う振動障害の予防について」（昭和 45 年 2 月 28 日基発第 134 号）を発出するに至ったこと、その後、昭和 50 年に、チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進を図る通達（昭和 50 年 10 月 20 日基発第 610 号。以下、「昭和 50 年通達」という）が発出された後、同年に、「チェンソー以外の振動工具の取扱業務に係る振動障害の予防について」（昭和 50 年 10 月 20 日基発第 608 号）が発出され、これらの通達の中に含まれた指針では、振動業務の時間的、日数的制限等が示されたが、この時点では、工具の振動値が考慮されていなかったこと、現在の通達では、振動工具の振動加速度レベルに応じたばく露時間規制が設けられていること、すなわち、「周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値」（使用する振動工具のすべての振動について、人体に影響を与える周波数帯域を抽出し、補正して振動の強さとして表した振動値を、前後、左右、上下の 3 方向測定して合成した値。手腕への振動の強さを表す（富山労働局の WEB サイト（<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/var/rev0/0112/2120/20131022105757.pdf> 最終閲覧日：2021 年 4 月 28 日））と 1 日の振動ばく露時間を把握して、所定の計算式で 1 日あたりの振動

ばく露量を求め、それが 5.0m/s<sup>2</sup> を超えれば、ばく露時間の制限、工具の変更等が求められるようになっていること、

ヤ 法第 66 条は、医師・歯科医師による各種の健診制度について定めており、第 1 項が一般健診、第 2 項が有害業務従事者への特殊健診、第 3 項が歯科医による特殊健診、第 4 項が特に必要がある場合の臨時健診、第 5 項が労働者自身の選択した医師・歯科医師による健診の代替を定めていること、

本条が定める健診は 2 種類あり、特殊健診は、職場に特有の有害要因による健康障害の早期発見と、そのリスクの評価ないし作業環境改善へのフィードバック、個別の就業調整（就業制限、適正配置等）を主な目的とし、一般健診は、個々の労働者の健康状態から職務適正を評価すること、それに基づく脳心臓疾患、生活習慣病の発症や増悪等の防止を主な目的とし、これも個別の就業調整（罰則なしの義務）、保健師等による保健指導（努力義務）との連携を予定していること（安衛法第 66 条の 7）、第 1 項～第 3 項の健診実施義務違反には罰則（法第 120 条第 1 号）が付され、第 4 項による労働局長からの指示違反にも罰則（法第 120 条第 2 号）が付されているが、第 5 項が定める労働者の受診義務違反に罰則は付されていないこと、事業者の健診実施義務は、民事上の安全配慮義務の内容にもなり、労働者の個人的利益の確保も図っているため、労働者の履行請求権を肯定する見解もあるが、そのみで健康管理が叶うわけでもないので、個々の労働者による個別的な解決より、公法的手段による方

が適切と解されること、

ユ 法定一般健診には、①雇入れ時健診（安衛則第 43 条）と②定期健診（同第 44 条）があり、1 年以上雇用され（ることが見込まれ）、週ごとに通常労働者に近い就労する「常時使用する労働者」が対象とされていること、このほか、③特定の有害業務に従事する者（特定業務従事者）を対象とする配置換え際及び以後定期の健診（安衛則第 45 条）、④海外派遣労働者対象の健診（同第 45 条の 2）、⑤給食従事者対象の検便（同第 47 条）があり、③の対象者も常時使用労働者だが、雇用継続期間が 6 ヶ月以上あればよいとされていること、

①雇入れ時健診は、適正な配置や配置後の健康管理等を主な目的としており（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 601 号の 1）、安衛則が定める項目について、直近に所定の同類の健診を受けたことを事業者に知らせた場合のその項目を除き、実施されるべきとされていること、医師の判断により、全部又は一部を省略できるとされている（安衛則第 44 条の 2）こと、検査項目には、それぞれ目的があり、例えば、既往歴は、適正配置等、業務歴は、有害業務歴の確認等、自覚症状は、身体特性の確認等、胸部エックス線検査は、結核等の有無の確認、肝機能検査は、肝機能障害や脳心臓疾患の発症リスクの確認等、血中脂質検査は高脂血症の確認等、血糖検査や尿検査は糖尿病は腎機能障害の発症リスクの確認等であり、総じて、本人の身体特性、健康状態等を踏まえた適正配置、健康管理等を目的としていること、自覚症状の検査では文字通り本人

の自覚を聴取し、他覚症状の検査では、本人の業務歴（特に有害業務歴）等も踏まえ、医師の判断で検査項目を設定される旨通達されていること、

採用選考時健診は、雇入れ時健診とは異なる法定外健診であり、禁止されていないが、応募者の適性と能力を判断する上での必要性を吟味すべきとされていること（平成13年4月24日付け職業安定局課長補佐名事務連絡等）、

②定期健診は、まさに労働者の健康状態に応じた適正配置や健康管理等を目的としており、1年に1回、雇入れ時健診とほぼ同じ項目について行われるが、胸部エックス線検査の項目には喀痰検査の選択肢が加えられていること、平成10年の告示（労働省告示第88号）により、既往歴・業務歴、自覚症状、血圧、尿、心電図以外の検査・調査は、一定の基準を充たす場合、医師の判断で省略可能とされていること、その主な基準は年齢であり、身長が20歳以上とされている他、腹囲、胸部エックス線、喀痰、貧血等について、原則として40歳未満とされていること、胸部エックス線検査については、学校、病院等で就労する者や、常時粉じん作業に従事する者は省略不可とされていること、

③特定業務従事者健診は、衛生上有害な特定業務の従事者を対象に、当該業務への配置換えの際及び以後半年以内の定期に、一般定期健診と同じ項目につき実施するもので（特殊健診の場合、標的臓器等を想定して健診項目を絞るが、この健診では、項目を幅広くとる点が特徴の1つである）、一般定期健診同様に項目の

省略が認められること、また、この健診のうち、半年以内の定期に行われるものの場合、貧血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図といった肝機能障害や脳心臓疾患等に関わる検査は、前回実施されていれば、医師の判断により省略できること（安衛則第44条第2項、第3項）、本健診の対象となる衛生上有害な業務は、高熱、寒冷に触れる業務から、有害放射線業務、一定の塵埃にばく露する業務、振動業務、重量物取扱い業務、坑内業務、深夜業務、水銀等の有害物取扱い業務、鉛、水銀、クロム、ヒ素等の有害物のガスや粉じんによるばく露する業務、病原体による汚染のおそれが著しい業務等であり、深夜業務を除き、職場特有の有害要因に関わる業務であること、

④海外派遣者健診は、海外に6ヶ月以上派遣される労働者や、逆に6ヶ月以上の勤務から国内勤務に就く労働者を対象に実施するものであり、基本的な目的は、派遣者の場合、海外派遣の可否や条件の判断、派遣中の健康管理、帰国者については、国内業務における就業上の配慮や健康管理であり、定期健診項目のほか、以下の項目が、医師の判断で付加されること、すなわち、派遣者と帰国者共通の検査項目は、胸部画像（目的：胸部の実施臓器の状態の確認等）、血液中の尿酸の量（目的：痛風の有無の確認等）、B型肝炎ウイルス抗体（目的：海外で感染する場合に備えた初期状態の確認等）であり、派遣者のみの検査項目は、血液型（目的：輸血の必要への対応等）、帰国者のみの検査項目は、糞便塗抹（目的：感染症の有無の確認等）であること、



④給食従事者の検便は、事業場の食堂や炊事場の衛生のため、具体的には消火器伝染病や食中毒の防止のために設けられた制度であること（安衛則第 47 条参照）、

ヨ 一般健診の基本的性格は一次健診であり、これに基づく再検査（精密検査）は任意だが、業務上の事由が重要な要因となる脳心臓疾患の防止を目的とする二次健診とその結果に基づき医師又は保健師によりなされる特定保健指導（労災保険法に基づくものであり、メタボ対策に関する限り、高齢者医療確保法や国民健康保険法に基づくものと趣旨は似ているが、異なる制度である）は、労災保険から給付されること、事業者は、二次健診の受診、結果の提出共に働きかけるべきとされていること（健診事後措置指針 2(2)。なお、この指針は、一般健診、特殊健診、臨時健診、深夜業務者健診、二次健診など法第 66 条、第 66 条の 2、労災保険法第 3 章第 2 節が定める全ての健診を対象としている）、二次健診結果の提出を受けた事業者には、一般健診におけると同様に、医師等からの意見聴取の義務が課されていること（労災保険法第 27 条、安衛法第 66 条の 4）、

ヲ 特殊健診は、一定の有害業務（安衛法施行令第 22 条）に従事する労働者を対象に、雇入れ時（主に就業者の健康状態の初期値を測ると共に配置適性等を測るため）、当該業務への配置の際及びその後定期的に（原則として 6 ヶ月以内）、特定の項目につき、医師による実施が義務づけられており、具体的には、有機則、四アルキル鉛則、鉛則、電離則、高圧則、

特化則で規定されていること、主に、業務経歴、作業条件、有害要因の標的臓器や健康影響であること、

特殊健診の中でも特殊なものとして、緊急の放射線業務従事者対象の健診（配置換え時と 1 回/月）（電離則第 56 条の 2）、特化物の漏洩時等における都度の健診（特化則第 42 条）等があること、

安衛法施行令が定める特殊健診を行うべき業務と、作業環境測定の義務の関係は、以下の通りであること、

号数	業務内容	測定
①	高圧室内作業	＝
②	放射線業務	○ ※1
③	特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う業務	○ ※2
	ベンジジン等、製造等が禁止される有害物等を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務	＝
	石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務	○ ※3
④	鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）	○ ※4
⑤	四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）	＝
⑥	屋内作業場等、一定の場所で所定の有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務	○

※1 放射線業務の場合、測定対象も

特殊健診対象も、一定の管理区域での作業（従事者）が中心となる点は共通だが、測定対象は、屋内作業場であること、特殊健診対象は、そうした業務の常時従事者であること等が異なる。

※2 オーラミン・マゼンタ等については、製造していない事業場では、測定対象とならない。一部の物質を取り扱う業務は、特殊健診の対象ではなく、特定業務従事者健診の対象とされている。

※3 コークス炉に接する作業等を行う作業場は、測定のみが義務づけられる。

なお、現在は有害業務に従事していなくても、過去に従事した者には、潜伏性の疾患等を想定し、早期発見・早期対応等のため、特定の特殊健診を行うこととされていること（法第66条第2項、安衛法施行令第22条第2項）、その対象業務は、①製造禁止や製造許可対象の発がん性物質の製造又は取扱いを行う業務であること（安衛法施行令第22条第2項、石綿則第40条第2項、特化則第39条第2項、第4項）、

リ 法第66条第3項が定める歯科医師による健診も特殊健診の一環であり、塩酸、硝酸、硫酸など、歯やその支持組織にとって有害な物のガス等にばく露し得る業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ時、当該業務への配置、配置後6月以内の定期的実施を義務づけていること、

ル 法第66条第4項は、都道府県労働局長が必要を認める場合、労働衛生指導医の意見に基づき、臨時健診等を事業者に命じ得る旨を定めていること、指示すべき場合は、健診結果や労働者の愁訴等から特定の疾病が窺われる場合、有害物

が大量に漏洩した場合、原因不明の健康障害が発生した場合等であり（昭和47・9・18基発第601号の1）、指示内容には、検査法、検査結果の報告に関することのほか、作業環境条件の測定や改善方法の検討等も含まれること（同上）、東日本大震災に伴う福島第一原発事故に際して、本条に基づく指示が複数回出されたこと、

レ 法第66条第5項柱書は、労働者の健診受診義務を定めており、これは、事業者の実施義務の履行確保を図ったものであること、しかし、健診も医行為である以上、医師－患者間の信頼関係が重要な意味を持つことを理由として、同条項に但書が設けられ、医師選択の自由が保障されたと解されること、

ロ 法定健診の費用は、その実施が事業者の法的義務なので、事業者が負担すべきとされているが（昭和47・9・18基発第602号）、一般健診は、一般的な健康確保を目的としていることから、それにかかる時間を労働時間として、当然に賃金を支払う義務はないとされていること（同前）、しかし、特定業務従事者健診、海外派遣労働者健診、給食従事者の検便に要する時間は、労働時間であり、賃金時間（賃金を支払う義務のある時間）と解されること、

ワ 派遣労働者への一般健診の実施義務は派遣元が負い、特殊健診の実施義務は派遣先が負うこと（労働者派遣法第45条第1項、第3項）、ただし、派遣先で有害業務に従事した労働者の配転後の特殊健診の実施義務は、派遣元が負うこと、一般健診結果を派遣元が派遣先に提供する際には、労働者本人の同意が必要とさ

れていること（健診事後措置指針 3(6))、

派遣元による一般健診の実施に際して、派遣先は、労働者の就業時間、業務内容、職場環境等の就業条件を通知する、派遣元が就業上の措置を講じる際に求めに応じて協力する等の協力をなすべき旨が定められていること（派遣法第 42 条第 3 項、施行規則第 38 条、健診事後措置指針 3(1)(2)(3))、派遣先が特殊健診結果に基づき就業上の措置を講じる際には、派遣元と連絡調整を行い、措置内容を派遣元に知らせるべきとされていること（健診事後措置指針 3(3))、特殊健診結果（派遣元の場合、派遣先から送付された結果の写し）は、派遣先と派遣元の双方が保存せねばならないとされていること（派遣法第 45 条第 10 項、第 11 項）、派遣元は、特殊健診結果を本人に通知すべきとされていること（健診事後措置指針 3(5))、

⚭ 健診制度の制度史をみると、戦時下の労働力強化の要請と、結核の蔓延、労働者の健康状態の悪化等が強いドライブとなったこと、すなわち、支那事変の拡大と共に軍需産業での長時間残業等による労働者の健康状態の悪化や災害の増加が進んだこと等を受け、内務省社会局から日本産業衛生協会の総会に肺結核の予防について諮問され、1933 年（昭和 8 年）11 月に、採用時の体格検査や健康診断で、肺結核の素因者を職場から排除することのほか、定期的なツベルクリン反応、喀痰検査の励行等を内容とする答申がなされ、現にそれ以前から定期健診、過労防止等の行政指導がなされていたが、状況が改善せず、特に結核患者は増加の

一途を辿ったこと、そこで、内務省社会局は、1937 年（昭和 12 年）に、地方庁に対して「軍需品工場に対する指導方針」（発労第 96 号）を発出し、健診による疾病の早期発見と予防、有害業務従事者への一層嚴重な措置の必要性を示したこと、また、翌 1938 年（昭和 13 年）には、工場法に紐付く「工場危害予防及衛生規則」を改正し、常時使用職工 500 人以上の工場の工場主に工場医の選任を義務づけつつ、衛生上の危害が少ない工場については、地方長官の許可により免除され得ることとし（工場危害予防及衛生規則第 34 条の 3 第 2 項、第 5 項）、なおかつ、工場主を名宛人として、工場医に最低年 1 度の健診をなさしめ、その記録を 3 年間保存させることとしたこと（同第 7 項、第 8 項）、

その後、1940 年（昭和 15 年）には工場危害予防及衛生規則が改正され、健診の対象工場が常時使用職工数 100 人に拡大されたほか、ガス、蒸気等を発散するような有害業務従事者につき、毎年 2 回実施すべきこととされ、これが現行の特定業務従事者健診の走りとなったこと、

1942 年（昭和 17 年）には、やはり工場法に紐付く工場法施行規則の第 8 条関係が改正され、労働力の維持培養、工場衛生の改善強化等を目的に、工場法が適用される全労働者を対象に、雇入れ時健診（施行規則第 8 条）、衛生上有害な業務従事者への年 2 回の健診（同第 8 条の 2）、健診結果の記録と保存（3 年間）（同第 8 条の 4）、要注意職工に対する医師の意見を踏まえた療養指示、就業上の配慮（就業場所・作業の転換、就業時間の短縮、

休憩時間の増加等）（同第 8 条の 5）を含め、現在と同様の法定一般健診制度が形成されたこと、現行の特定業務従事者健診については、昭和 17 年 2 月 24 日付け厚生次官発各地方長官宛「工場法施行規則中改正省令施行に関する件」で、衛生上有害な業務を特定したほか、その別添で、A（健常者）から H（要療養結核罹患患者）にわたる 8 つの健診結果の判定区分と講ずべき措置を定めたこと、検査項目は、身長・体重等の体格検査、視力・聴力・色神等の機能検査、感覚器、呼吸器、循環器、消化器、神経系等の一般臨床医学的検査の他、「ツベルクリン」反応検査を全員に実施し、陽性反応者にはエックス線間接撮影等を実施し、結核性病変の疑いがある者にはエックス線直接撮影、赤血球沈降速度検査及び喀痰検査を実施するものとしたこと（同第 8 条の 3）。以上の通り、この頃は、職域における一般健康診断を結核健診網の一翼とする方向性が図られていたこと、

なお、この工場法施行規則改正に伴い、工場危害予防及衛生規則の健診及び工場医に関する規定のうち一部が施行規則に移動し、整理されたこと（昭和 17 年 2 月 10 日厚生省令第 8 号）、

1947 年（昭和 22 年）の労基法制定の際、従前は規則（工場法施行規則）で定められていた法定健診結果に基づく事後措置（就業上の配慮）が、法律レベルに格上げされた（旧労基法第 52 条第 1 項、第 3 項）こと、同法制定当初は、①常時使用労働者数 50 人以上の事業（工場のみならず、一般の会社、官公署、農林畜産業、学校等を含む）で常時使用労働者を

雇用する場合と、②有害業務（現行の特定業務従事者健診の対象と同じ）で常時使用労働者を雇用する場合に、①では年 1 回、②では年 2 回の定期健診を義務づけていたこと、①では衛生管理者の選任が義務づけられ、その中に「医師である衛生管理者」が含まれ、健診を担当することとされていたこと、また、③製造業、鉱業、土木建築業、道路・船舶運送業、港湾運送業、飲食宿泊業など、一次産業から三次産業にわたる殆どの業種（旧労基法第 8 条が定め、現行労基法では別表第一が定めるもの。農林・水産等の一次産業のほか、金融・保険業など一部の業種のみが除かれる）に常時従事する労働者には、その規模（常時使用労働者数）を問わず、年 1 回の定期健診を義務づけていたこと（その結果、③の適用がされず、①に該当しない常時使用労働者数 50 人未満の事業では、健診義務が免除されることとなっていた）、雇入れ時健診と定期健診の検査項目は、やはり、身長・体重等の体格検査、視力・聴力・色神等の機能検査、感覚器、呼吸器、循環器、消化器、神経系等の一般臨床医学的検査の他、「ツベルクリン」反応検査、X 線検査、赤血球沈降速度検査及び喀痰検査、その他労働大臣の指定する検査だったが、臨床医学的検査以外は医師の判断等で省略可能とされていた（旧安衛則第 50 条）こと、旧労基法第 52 条第 2 項に、医師選択の自由を保障する規定が設けられたこと、その制定過程では、労働者が選択した医師の所見の信用性に疑義が挟まれるなどしたが、本人が望まない医師による健診は困難であること、使用者が選択する医

師の所見なら信用できるとも言えないこと、労基法上の健診の趣旨は、健康管理、作業環境改善等であり、休業手当の支給決定等の経済的利益に直接関わらないこと等が政府から回答された経緯があること、旧労基法第 101 条第 2 項（現行安衛法第 91 条第 2 項）に医師である労働基準監督官制度が設けられ、就業禁止措置が必要な疾病罹患の疑いのある労働者の検診の権限が付与されたこと、

特殊健診制度の歴史を辿ると、1951 年（昭和 26 年）に、GHQ の要請を受けて四エチル鉛危害防止規則（昭和 26 年労働省令第 12 号）が制定され、その取扱者に対し、体重、一定条件下での血圧、ヘモグロビン、塩基性斑点を持つ赤血球を項目として、雇入れ時と年 4 回の健診が義務づけられたのが嚆矢と解されること、その後、1954 年（昭和 29 年）の労基法改正で、特定業務従事者対象歯科医師健診規定が設けられたこと、1956 年（昭和 31 年）には、「特殊健診指導指針」（昭和 31 年基発第 308 号）が、一定の有害業務等につき特別な項目を検査する特殊健診の仕組みを示し、1963 年（昭和 38 年）には、「健康診断結果に基づく健康管理指針」（昭和 38 年基発第 939 号）がその事後措置（健康管理区分表等）の仕組みを示したこと、それと相前後する 1959 年（昭和 34 年）から 1971 年（昭和 46 年）にかけて、電離則、有機則、高圧則の前身となる高気圧障害防止規則、鉛則、特化則が制定され、特殊健診が規定されたこと、

じん肺法関係では、1955 年（昭和 30 年）に、労働省のじん肺巡回健診結果を

踏まえ、けい肺等特別保護法が制定され、一定の粉じん作業常時従事労働者を対象に、雇入れ時健診、定期健診、離職者継続健診等の実施が義務づけられたこと、1960 年（昭和 35 年）には、けい肺以外の鉱物性粉じんの吸入によるじん肺も対象とするじん肺法が公布されたこと、

1972 年（昭和 47 年）に安衛法が制定されて設けられた本条（法第 66 条）と同年 9 月に公布された現行安衛則の関連規定により、全業種、全規模の事業を対象とする法定健診制度の基本が定まったこと、その後、1977 年（昭和 52 年）改正（法律第 76 号）で、健診結果の記録義務が定められ（当時の法第 66 条第 6 項）、作業環境評価に関する規定（当時の法第 65 条第 6 項。後の法第 66 条の 2）の導入とあわせ、健診結果に基づく事後措置に、作業環境の測定や改善措置が盛り込まれたこと、1996 年（平成 8 年）改正（法律第 89 号）では、医師からの意見聴取（安衛法第 66 条の 4）、事後措置指針（同第 66 条の 5）、労働者に対する一般健康診断結果の通知（同第 66 条の 6）、保健指導（同第 66 条の 7）に関する定めが設けられ、1999 年（平成 11 年）改正（平成 11 年法律第 45 号）では、深夜業従事者の自発的健康診断提出に係る規定が設けられたこと、

㉞ 健診項目の変遷をみると、現行安衛法制定時点での雇入れ時健診と定期健診の検査項目は、従来からの、身長・体重等の体格検査、視力・聴力（及び雇入れ時に限り色神等の）機能検査、X 線検査（及び喀痰検査）に加えて、既往歴と業務歴、自覚症状、血圧、尿の検査が

追加されたこと、このうち自覚症状調べの追加に伴い、従来の感覚器、循環器、等の臨床医学的検査が削除されたこと、これは、労働者の愁訴や問診をベースにして、医師が検査項目を判断する趣旨であること、業務歴の追加は、労働者の健康状態との関連を測る趣旨であり、定期健診を結核健診から労働者健診へと変質させるものだったと解されること、雇入れ時か定期的健診で結核発病のおそれが認められた労働者には、その後結核健診を行うべき旨が定められたこと、

1989年（平成元年）には、成人病対策として、安衛則改正により、貧血、肝機能、血中脂質、心電図の検査が追加されたこと、また、海外派遣労働者の増加を受けて、同年の法改正で、海外派遣労働者健診が新設されたこと、

1998年（平成10年）には、成人病対策の強化、過労死対策のため、HDLコレステロール、血糖、尿中糖の検査が追加されると共に、肥満尺度としてのBMI（体重(kg)/(身長(m))<sup>2</sup>で算出される）を健診個人票に記載することとされたこと、この改正の際に発出された通達（平成10年6月24日基発第396号）では、ストレスや生活習慣が脳心臓疾患の重要なリスクファクターであることを踏まえ、プライバシーに配慮しつつ、「喫煙、飲酒を含む生活習慣に関する事項についても問診を行うことが望ましい」と記されたこと、

2001年（平成13年）の安衛則改正では、それによる就労上の障害が少ないことや、却って偏見を招きかねないこと等から（平成13年7月16日基発第634号）、色覚検査が健診項目から外されたこと、

2007年（平成19年）の安衛則改正では、健診項目に腹囲が追加され、血中脂質検査の対象が総コレステロールからLDLコレステロールに変更されたこと、前者は、BMIより腹囲の方が肥満のリスク指標として優位との見解が関係学会から示されたこと、後者は、日本動脈硬化学会が公表したガイドラインで、それが動脈硬化の強い危険因子になる旨指摘されていたこと等によること、また、血糖検査のみでは不正確だとして、尿酸検査の省略ができなくなったこと（平成20年1月21日基発第0121001号）、

2004年（平成16年）に、一律的・集団的な結核健診の意義が希薄化したとしてなされた結核予防法（2006年（平成18年）に廃止され、感染症法に統合された）改正を踏まえ、2009年（平成21年）になされた法改正で、結核健康診断（雇入れ時、定期健診等において、結核の発病のおそれがあると診断された労働者に対し、その後おおむね6月後に行われるエックス線直接撮影による検査及び喀痰検査等の健康診断）が廃止され、結核菌にばく露する機会が多い職種や発症すると二次感染リスクが高い職種に限定して年1回の定期健診の実施を義務づけることとなったこと、

ン 健診制度の背景をみると、定期健診の実施勧奨がなされるようになった昭和初期は結核罹患率がたかく、1930年（昭和5年）の罹患率を、男子約8%、女子約17%とするデータもあること、死因をみても、1940年（昭和16年）前半までは結核による年間死亡者数が増加傾向にあり、17万人程度に達したが、おそ

らくはペニシリンの処方等が奏功し、1950年（昭和35年）頃から著しく減少したこと、他方、この頃から脳血管疾患、がん（悪性新生物）、心疾患等のいわゆる成人病（生活習慣病）の死因順位が上昇し、1955年（昭和40年）頃にはがんが死亡率1位となって、その後も増加傾向にあること、

ア2 厚労省の集計結果では、定期健診の有所見率は1991年（平成3年）から増加傾向にあり、2018年（平成30年）には55.5%であったこと、特に血中脂質の増加傾向が顕著であるほか、血圧や血糖値も増加傾向にあること、

正社員と契約社員の一般健診受診率は高い（95%超）が、パートタイマーや派遣労働者の受診率が6-7割であること、

特殊健診については、事業者側の実施率は、鉛業務、石綿取扱い業務、放射線業務がある事業所では8割を超えるが、有機溶剤業務、特化物の製造・取扱い業務がある事業所では5-6割にとどまっていること、粉じん作業にかかるじん肺定期健診（粉じん作業の常時従事者と従前の従事者のうち一定の者を対象とし、年に1度のものと3年に1度のものがある）の実施率も9割を超えるが、雇入れ時、定期外（常時従事者で安衛法上の健診でじん肺所見等がある者、合併症による長期休業者で回復した者を対象とする）、離職時の健診となると、8割を切っていること、労働者側の受診率は、鉛、有機溶剤、放射線の業務では8割を超えていること、他方、現在又は過去に有害業務に従事した者を対象に潜伏性疾患等の発見を図る特定の特殊健診（法第66条第2項、

安衛法施行令第22条第2項）については、特化物では85%超だが、石綿では5割を切っており、粉じんについても、雇入れ時、定期外、離職時の健診の受診率は5割を切っていること、

イ2 定期健診不実施の理由に関する事業所の回答は、時間がないが4割強、費用がないが3割強、適当な健診機関等がないが約15%、健診の必要を感じないが約1割、事務的負担が1割弱、その他が約半数だったこと、

ウ2 本プロジェクトによる監督実例の調査からは、定期健診不実施を理由とする安衛則第44条違反の監督指導例がみられ、うち1件は、事業場が主体的に健診を実施していないケースであったこと、また、健診結果の本人への通知（法第66条の6、安衛則第51条）や監督署への結果報告（法第100条、安衛則第52条）違反の存否もみたうえで適用を判断する傾向を窺わせる回答があったこと、特殊健診については、ドラフトチャンバー内で発煙硝酸を使用する検査業務を行う労働者に一般健診しか実施しなかった例等が示されたこと、

エ2 関連する刑事事件には、採用時健診や定期健診を行わず、時間外割増賃金も支払わなかった法人と代表取締役に罰金が科されたが、時期を固定せず、健診自体は実施していたことや、健診実施機関の変更先を探索した経緯から、量刑が減らされたケースや、会社の派遣担当者が、時間的余裕がないとして派遣労働者2名の雇入れ時健診を省略し、医師名義の健診個人票を偽造して派遣先に提出したこと、従前にも数十名の労働者の雇

入れ時健診を省略したり、結果を書き換えたりしたこと等を踏まえ、執行猶予付の懲役刑が命じられたケースがあること、このうち後者では、被告人側が、法第 66 条第 5 項（医師選択の自由の保障規定）を根拠に、労働者側が積極的に健診を受診すべき旨主張したが、この規定により、事業者側の実施義務違反が免責されるわけではないことが明言されたこと、

オ 2 関連する民事事件には、①真備学園事件岡山地判平成 6 年 12 月 20 日や、②東京海上火災保険・海上ビル診療所事件東京高判平成 10 年 2 月 26 日などがあること、

①は、学校法人である被告が、雇用する教員の健診については、民間医療機関に胸部エックス線間接撮影と尿中糖と蛋白の検査を委託し、血圧は保健室に血圧計を用意して各教員の任意に委ね、健診個人票の作成も校医による健康管理も行わずにいたところ、被告で就業しており、悪性の高血圧症を基礎疾患にもつ高校教師が脳内出血で死亡したことを受け、その遺族が被告の健康管理に関する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をなした事案を前提としており、判決は、安衛法上の事業者の健康確保の責務、健診実施及び事後措置実施義務、産業医選任義務、学校保健法上の健診実施及び事後措置義務、学校医の選任義務等を定めた規定の趣旨に照らし、被告には、これらの規定内容を履行する公的責務と共に、雇用契約上の安全配慮義務として、健診実施及び事後措置等によりその健康状態を把握して適切な措置を講じる健康管理の義務があったとすうえ、定期健診項目に

血圧検査があれば、悪性高血圧症は判明していただろうし、尿検査を促して結果報告を義務づけ、健診個人票を作成していれば、その背後にある腎疾患等も把握でき、それに応じた勤務軽減等の抜本的対策を講じられたはずなのに、それらを怠ったことは、前記諸法規所定の公的な責務の懈怠であると共に、雇用契約上の安全配慮義務違反であるとしたこと、合わせて、当該教師が専門医を受診していたとしても、被告が主体的に健康を把握して対応すべきだったとしたこと、ここから、安全配慮義務の履行のためにも、法定の健診項目は全て履行する必要があることが窺われること、もっとも、判決は、死亡した教師自身も、被告が民間医療機関に委託していた尿検査を受けず、主治医から入院や勤務軽減を勧告されていたことを被告に申告していなかった点に落ち度があるとして、本条（法第 66 条）第 5 項が労働者に健診受診義務を課していることに言及しつつ、4 分の 3 の過失相殺を認めたこと、従って、本条第 5 項違反は、主に過失相殺で考慮され得ると解されること、

②は、肺がんで死亡した労働者の遺族が、同人の死亡は、法定定期健診でのレントゲン写真の異常陰影の見過ごし等の安全配慮義務違反または不法行為により、肺がんへの処置が遅れたことにより生じたとして損害賠償請求した事案を前提としており、判決は、一般企業での定期健診の実施は安全配慮義務の履行の一環といえようが、一般医療水準に照らし相当と認められる程度の健診を実施するか、それが可能な医療機関に委嘱すれば足り、



診断がその水準を明白に下回り、かつ、企業側がそれを知り得た事情がなければ、安全配慮義務違反は認められない、仮に医師らの過失について健診を実施する事業者を負わせれば、同人らに医師らの医療行為を指揮監督すべき義務を負わせることになり、妥当でないとの趣旨を述べたこと、

カ 2 関連規定として、高齢者医療確保法があり、保険者が、40歳以上の健康保険被保険者を対象に、メタボ対策として、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査及び、胸囲や BMI、血圧、中性脂肪や HDL コレステロール等を基準に、メタボリックシンドロームとされた者を対象に、特定保健指導を実施することを定めていること、ただし、特定健康診査は、本条（安衛法第 66 条）が定める一般健診のような特定健診に相当する健診の受診をもって代替できるとされていること（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 21 条第 1 項）、被保険者を使用している事業者は、保険者からの健診記録の写しの提供の求めに応じてこれを提供する義務を負うこと（同第 27 条第 2 項、第 3 項）、他方、特定保健指導は、安衛法第 66 条の 7 第 1 項に基づく保健指導とは別に、保険者が定める実施計画に基づき実施されることとなっていること、

キ 2 法第 66 条の 2 は、深夜業（原則として午後 10 時～午前 5 時の業務）に従事する労働者の自発的な健診制度について定めており、これは、生体リズムに反する労働による健康障害を防止する観点から平成 11 年の安衛法改正（法律第 45

号）で設けられた経緯があること（平成 11 年 5 月 21 日発基第 54 号）、具体的には、健診前 6 ヶ月平均で深夜業に 4 回以上／月以上従事した常時使用労働者が、健康不安を感じ、直近の特定業務従事者対象健診を待てない場合、自発的に健診を受診し、受診した項目ごとに結果を記載し、受診から 3 ヶ月以内に事業者に提出「できる」旨の制度であること、規定の趣旨から当然に罰則は付されていないが、受診しなかったり、受診しながら結果を提出せず、使用者が適切な措置を講じ得なかった場合等には、過失相殺の適用を受ける等の可能性があることと解されること、

ク 2 本条（法第 66 条の 2）は、法定健診における有所見率の上昇、産業の国際化、消費者ニーズの多様化、生産技術上の必要性など種々の背景による深夜業の一般化等に加え、1998 年（平成 10 年）の労基法改正（法的拘束力のない大臣告示による時間外労働の限度基準の設定等）の際の附帯決議等を踏まえ、平成 11 年法改正で設けられたものであること、この際、法定健診自体の事後措置に「深夜業の回数の減少」が設けられたほか、本条に基づく自主的健診についても、その結果を踏まえた意思への意見聴取や保健指導がなされるべきことが規定されたこと（法第 66 条の 4、66 条の 7）、

ケ 2 本条（法第 66 条の 2）新設の背景には、パン工場でオール夜勤で精神的緊張を伴う製品仕分け作業等に従事していた高血圧症の基礎疾患を持つ 40 代労働者が急性心臓死した事案につき、オール夜勤による疲労の蓄積と健康リスクを述

べて業務起因性を認めた浦和労基署長事件東京高判昭和 54 年 7 月 9 日労働判例 323 号 26 頁や、24 時間隔日交替制で、ロッカールームの管理業務に従事していた高血圧症の基礎疾患を持つ労働者が脳出血で死亡した事案につき、やはり深夜勤やそれを含む交替制勤務が人間の生理的リズムに反し、過労状態の進行で健康障害リスクを伴うことを指摘し、また、高血圧症等の基礎疾患を持つ者の深夜勤を不適とする産業衛生学会の交替勤務委員会の意見書も引き合いにして、業務起因性を認めた大日本印刷・新宿労基署長事件東京高判平成 3 年 5 月 27 日労働判例 595 号 67 頁など、行政による労災不支給決定の取消判決があると解されること、

コ 2 これまでの厚生労働省の労働安全衛生調査から、事業所の規模が大きいほど深夜業務を行う労働者がいる割合が増加し、500 人以上では 8 割以上に上っていること、深夜業務従事期間が 3～6 年で、体調変化を認める労働者の割合が多かったこと、深夜業従事者のうち医師の診断を得たとする 2 割弱において、胃腸病、高血圧性疾患、睡眠障害などが多かったこと、

サ 2 法第 66 条の 3 は、事業者に法定健診（一般健診・特殊健診のほか、労働者が選択した医師による健診、深夜業従事者の自発的健診）結果の保存義務を課しており、保存形式として健康診断個人票（様式第 5 号）が予定されていること、安衛則や多くの特別衛生規則で、保存期間は原則として 5 年間でされているが、がん等の遅発性疾病への対応のため、特化則の特別管理物質（特定化学物質の一

部。第 1 類物質及び第 2 類物質のうち特定の物質で、人体に対する発癌性が疫学調査の結果明らかになった物質等（特化則第 38 条の 3）。森報告②のヌも参照されたい）にかかる業務従事者対象の特殊健診結果は 30 年間（特化則第 40 条）、石綿業務従事者対象特殊健診結果は 40 年間（石綿則第 41 条）とされるなど、一律ではないこと、本条違反には、罰則が付されており、民事上も、それ独自で、又はそれに基づく医師への意見聴取や就業上の措置の懈怠と相まって、健康管理にかかる過失を推定させる可能性があること、

シ 2 健診結果の保存に関する規制は、昭和初期の改正工場危害予防及衛生規則（昭和 13 年）及び改正工場法施行規則（昭和 17 年）に認められるが、この時期の保存期間は 3 年間で、これは旧労基法に基づく旧安衛則時代も変わらず、現行安衛法制定時に、健康管理上の必要性を踏まえて 5 年間に延長され、1977 年（昭和 52 年）の安衛法改正時に結果の保存義務が法律本法に定められ、この際、合わせて作業環境評価とその事後措置が定められたこと、その背景には、ILO の 1974 年（昭和 49 年）職業がん条約（第 139 号）が、がんのハザードとばく露の評価、健診、生物学的モニタリング等の調査を定めたことがあったことが窺われること、本条（法第 66 条の 3）は、1999 年（平成 11 年）の法改正で現在の条文番号となったこと、

ス 2 法第 66 条の 4 は、事業者に対して、前条と同じ種々の法定健診の結果に基づく就業上の措置の医学的見地を踏まえた適正化のため、医師・歯科医師から

の意見聴取を義務づけた規定であること、本条は、この措置を、産業医の選任義務の有無にかかわらず、全規模の事業場に義務づけていること、産業医の選任義務がある事業場では産業医からの意見聴取が適当とされ（健診事後措置指針）、選任義務のない事業場では、「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師」からの意見聴取が適当とされており（法第 13 条の 2）、その具体的要件は、通達（平成 8 年 9 月 13 日基発第 566 号）に定められていること、その中には、産業医学振興財団が都道府県医師会に委託して実施している産業医基本研修の修了者が含まれていること、また、適任な医師が配置されている地域産業保健センターの活用が勧められていること（健診事後措置指針）、事業者は、医師・歯科医師から意見具申に必要な労働者の業務関連情報を求められたときは、速やかに提供すべきとされていること（安衛則第 51 条の 2 第 3 項）、健診後の再検査や精密検査について本義務は課されていないが、疾病の早期発見と健康管理等に資するため、労使協議により定めるのが望ましいとされていること（平成 8 年 9 月 13 日基発第 566 号）、

本条に罰則は付されていないが、その趣旨から、本条違反が民事上の安全配慮義務違反と解される可能性があること、

セ 2 法定健診の事後措置の適正化のための医師の意見聴取制度の嚆矢は、改正工場法施行規則（昭和 17 年）にみられるが、旧労基法は、事後措置に関する定めを起きつつ意見聴取は定められておらず、現行安衛法の制定に伴う安衛則改正

に際しても、施行通達（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 601 号の 1）で、健診結果について医師と協議の上で本人に伝えて対処させるよう勧められるに留まっていたこと、工場法時代は、工場医の選任義務のある工業主に健診実施義務が課されていたので、工場医の意見聴取が当然に予定されていたが、旧労基法で「医師である衛生管理者」の選任義務がない使用者にも健診実施義務が課されたため、意見聴取を求められなくなったと察せられること、その後、高齢化、定期健診での有所見率の上昇、過労やストレス問題の拡大等を背景としてなされた 1996 年（平成 8 年）の法改正（法律第 89 号）で、「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」を持つことが産業医の選任義務のない事業場における健診担当医の要件とされたことで、意見聴取措置の義務化の前提が整ったと解されること、合わせて、一般健診結果の本人への通知（法第 66 条の 6）、必要な者（一般健診、その代替健診、深夜業従事者健診の結果必要と認められた者）への保健指導の努力義務（法第 66 条の 7）も定められたこと、その前年の 1995 年（平成 7 年）に公表された「これからの産業保健のあり方に関する検討委員会報告書」は、過労死予防のため、労働者の健康確保対策、長時間労働の抑制等の総合的対策の必要性を唱えていたこと、

ソ 2 1996 年（平成 8 年）改正の主なドライブは過労死・過労自殺問題であり、具体的には、補償面での政策の動きとしての脳心臓疾患の労災認定基準の緩和、勤務問題を理由とする自殺者の増加、過

労死・過労自殺等に業務起因性や使用者の過失責任を認める裁判例の登場などがあったこと、このうち脳心臓疾患にかかる労災認定基準は、発病直前の突発的な出来事等による医学的な疾病の発症を求めていた 1961 年（昭和 36 年）の通達（昭和 36 年 2 月 13 日基発第 116 号）からスタートして、1987 年（昭和 62 年）通達（昭和 62 年 10 月 26 日基発第 620 号）、1995 年（平成 7 年）通達（平成 7 年 2 月 1 日基発第 38 号）、1996 年（平成 8 年）通達（平成 8 年 1 月 22 日基発第 30 号）に至る過程で、捕捉する期間は発症 1 週間前以前まで伸び、当該労働者の属性として労働者の経験や年齢が考慮されるようになり、対象疾病にも不整脈による突然死等が含まれるところまで緩和されたこと、過労自殺を使用者の過失責任とした典型例として、電通事件 1 審判決が、安衛法改正をめぐる国会審議で採り上げられ、その際、個人の問題ではなく、産業医等の助言を得つつ、事業場全体ないし部署単位の問題として組織的に取り組む必要性が指摘されていたこと、

タ 2 本条（法第 66 条の 4）の適用の実際についてみると、平成 24 年労働者健康状況調査で、定期健診を実施した事業所のうち、異常所見労働者がいたところが 75%超で、それを 100%として、そのうち医師等に意見聴取を行ったところが 25%超、地域産業保健センターを活用したところが 4%弱だったこと、他方、令和 2 年度本研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴丈典担当）によれば、有所見者について、医師からの意見聴取を行っていないな

ったことについて監督指導を行った例が 2 例報告されたこと、

チ 2 本条（法第 66 条の 4）の関係判例をみると、南大阪マイホームサービス事件大阪地判平成 15 年 4 月 4 日労働判例 854 号 64 頁は、定期健診で胸の苦しさを訴え、心電図で要医療とされた労働者が、その後、勤務中に急性心臓死したことを受け、その遺族が、会社に医師への意見聴取していなかったこと等の過失があったとして損害賠償を求めた事案で、判決は、被告会社が健診や広範囲での保健指導は実施していたことを認めつつ、安衛法上の健診実施、意見聴取、事後措置の義務は、心身に基礎疾患を持つ労働者の業務上の過度の負荷による増悪防止を図るものとも解し得る旨と、電通事件最高裁判決が述べた過重な疲労・ストレス防止義務について述べたうえ、被告会社らは、死亡した労働者の勤務状況や健康状態の確認、医師からの個別的な意見聴取等により、業務軽減等の措置を講じるべきだったし、これらの措置に際しては、被告会社の側からの積極的な働きかけを行うべきだったのに怠ったのは被告会社の過失に当たるとしつつ、基礎疾患の存在や、会社に業務軽減の要望を出さなかったこと等につき、素因減額・過失相殺を行ったこと、

ツ 2 法第 66 条の 5 は、特殊健診を含む法定健診の結果に基づく前条規定の医師等の意見を踏まえ、就業場所や作業内容の変更、労働時間の短縮、深夜業回数等の減少等の個人的措置のほか、作業環境測定、施設や設備の設置等、医師等の意見の衛生委員会等への報告等（第 1 項）

を規定するほか、その履行支援のための大臣による指針の公表（第2項）、当該指針にかかる事業者らへの指導等（第3項）を規定していること、本条は、前条以前に定める法定健診、医師等への意見聴取を前提とし、健康管理の実効性を確保するための決め手を定めていること、第2項が定める指針として、健診事後措置指針（平成8年10月1日、最終改正：29年4月14日）が設けられていること、本条に罰則は付されておらず、本条違反を直接の根拠とする民事上の履行請求権や損害賠償請求権の発生も現実視できないが、本条違反と相当因果関係のある健康障害が生じた場合、本条違反が過失の一内容となる可能性が高いこと、

本条（法第66条の5）が求める就業上の措置の前提となる医師等の意見には、①就業区分とその内容、②作業環境管理と作業管理、に関するものの2種類があり、①は、通常勤務、就業制限、要休業の3種類に分かれること、具体的な措置の決定に際しては、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分に話し合うことが適当とされていること（健診事後措置指針2（4）イ）、また、措置の実施等に際しては、医師や産業保健スタッフはもちろん、健康管理部門や人事労務管理部門との連携、本人の管理監督者の理解を得ることが求められること、措置の実施後に健康状態が改善すれば、医師等の意見聴取のうえで通常の勤務に戻す等の措置を講ずべきとされていること（健診事後措置指針2（4）ハ（イ））、

第1項が定める衛生委員会等への報告は、医師等の意見を踏まえることで、労

働時間の健康に配慮した設定などの集団的な対策を筆頭に、より適切な措置の決定に資するとの考えから設けられた経緯があること（健診事後措置指針2（4）ロ）、

健診事後措置指針では、就業上の措置が労働者の健康確保に必要な範囲を超えて不利益な取扱いとならないよう抑制を図っていること（健診事後措置指針2（4）ハ（ロ））、

テ2 本条（法第66条の5）の沿革をみると、1942年（昭和17年）の改正工場法施行規則において既に、健診の結果を踏まえて注意を要する者について医師の意見を聴取し、療養指示、就業の場所や業務の転換、時間の短縮、休憩時間の増加、健康状態の監視等を講じる必要が定められており（同規則第8条の5）、これは訓示的規定なので罰則は設けられなかったと説明されていたこと、これが現行安衛法制定当時の第66条第6項（当時）に引き継がれたこと、その後、1977年（昭和52年）改正で、就業上の措置に作業環境測定の実施、施設や設備の設置等が追加されたこと、これは、健診の結果、有所見者が多数みられるような場合に集団的措置を講じる必要が生じるとの考えに基づいていること、1996年（平成8年）改正では、前条に医師等への意見聴取義務が設けられたことを受け、就業上の措置の決定・実施に際して、医師等の意見を勘案すべきことが追記されたこと（当時の法第66条の3）、また、大臣による関係指針の公表とそれに関する指導の実施について定められたこと（当時の法第66条の3第2項、第3項）、1999年（平

成 11 年) 改正では、深夜業の回数の減少、2005 年 (平成 17 年) 改正では、医師等の意見の衛生委員会等への報告が、講ずべき就業上の措置に追加されたこと、

ト 2 本条 (法第 66 条の 5) の適用の実際をみるに、平成 24 年労働者健康状況調査によれば、定期健診で異常所見者がいたとする約 78% を 100 としたとき、「再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った」が約 68% だったが、就業場所や作業の転換は約 5%、労働時間の短縮等も約 5%、作業環境測定は約 2%、施設や設備の整備等も約 2%、その他の措置が約 6%、何もしなかったが約 20% であり、要するに、個別的、集団的な労働条件の変更はあまり講じられていないこと、

ナ 2 関係判例をみるに、榎並工務店 (脳梗塞死損害賠償) 事件・大阪高判平 15・5・29 労働判例 858 号 98 頁は、建設会社従業員が、その発症前 6 ヶ月の週 40 時間を超える時間外労働 (法定時間外労働) は平均すると月 40 時間程度にとどまっていたが、発症直前には月 70 時間程度まで増加し、深夜業にも従事し、また、鉄粉が目刺さる災害に見舞われて不眠になるなどした後、ガス管溶接作業中に脳梗塞を発症して死亡したため遺族が会社に損害賠償請求をした事案を審査したこと、1 審被告会社は、定期健診を実施はしたが、法定回数実施せず、産業医を選任せず、医師の意見聴取も行っていなかったこと、また、安全・衛生委員会も安全・衛生管理者も実質的に機能しておらず、直属の上司に本人の健康情報が伝えられておらず、健診結果を踏まえた再検査のための作業日程調整もされてい

なかったこと、判決は、使用者には、1 次予防策として労働時間等に関する適正労働条件確保措置、2 次予防策として健診による健康状態の把握と就業調整を行うべき安全配慮義務があり、本件では、使用者が当該従業員の有所見 (心電図と肝機能・脂質の異常) を認識していた以上、致命的な合併症を招くような精神的緊張を伴う業務に就かせるべきではなかった旨等を述べたこと、本判決から、健診、医師等からの意見聴取、事後措置という健康管理のパッケージの重要性が窺われること、

高島工作所事件・大阪地判平成 2 年 11 月 28 日労経速 1413 号 3 頁は、右眼偽黄斑円孔により視力が低下した原告が、本条を根拠として、業務内容の変更、配置転換等の具体的措置を提示して協議を求め、間接強制として、協議開始まで 1 日 6000 円の支払を求めた事案であり、原告は面談の席で、被告会社が適当と思う業務の提示を求めていたが、被告会社から拒否された経緯があったこと、判決は、安全配慮義務は、賃金支払等、労働契約上の本来的義務ではなく附随義務であり、予め具体的内容を確定し難いので、労使間の合意等特段の事情がなければ、直接的な履行請求はできず、本条 (現行法第 66 条の 5。当時の第 66 条第 7 項) は、その規定の仕方が抽象的、概括的だし、罰則が付されていないから、使用者の本来的履行義務になったとは言えない旨を述べたこと、また、その反対解釈は、規定の仕方が一義的に明確で罰則の定めがあれば履行請求可能となるが、その解釈についても妥当性の検討が求められること、

ニ 2 法第 66 条の 6 は、一般健診と特殊健診の双方につき、結果の通知義務を事業者に課していること、一般健診については安衛則、特殊健診については各特別衛生規則にも、それぞれ通知義務が定められていること、通知は、各健診項目ごとになされねばならないこと（平成 8 年 9 月 13 日基発第 566 号、平成 18 年 2 月 24 日基発第 0224003 号）、

ヌ 2 沿革をみると、先ずは 1996 年（平成 8 年）の法改正で第 66 条の 4 に追加され、99 年（平成 11 年）の法改正で今の条文番号となり、2005 年（平成 17 年）の法改正で、一般健診に加えて特殊健診の結果も通知対象とされたこと、なお、その背景には、一般健診の結果に比べ、特殊健診の結果の方が不通知率が高い実態があったこと（一般健診：0.2%、特殊健診：2.7%（愛知産業保健センターによるアンケート調査））、

ネ 2 適用の実際について、平成 24 年労働者健康状況調査をみると、企業規模を問わず、100%近く、本条による通知がなされていることが窺われること、

ノ 2 関係判例をみると、京和タクシー事件・京都地判昭和 57 年 10 月 7 日判例タイムズ 485 号 189 頁は、原告が被告での採用前にその指定機関で健診を受診したところ、左上肺野に異常陰影が認められ、被告に「左肺浸潤の疑、要精査」と通知されたが、被告は健常者と同様にタクシー運転業務に就かせていたところ、その後の定期検査の結果から要精密検査となり、精密検査を受けた結果、直ちに入院加療を要する肺結核と診断され、遂には解雇されるに至ったという事案につ

いて、判決は、原告の雇入れの時点で精密検査をして病状を明確にしていれば軽作業をしながら治療できたこと、病状悪化の主因は労務であることを認めたとうえで、被告は、安衛法第 66 条及び安衛則第 43 条（雇入れ時健診）、44 条（定期健診）に基づき、労働者の雇入時に胸部エックス線検査及びかくたん検査等の健診を実施する義務を負い、その事後措置として同法第 68 条（病者の就業禁止）及び安衛則第 46 条（結核発病のおそれのある者を対象にした結核健診。その後廃止された）に基づき、結核にかかった労働者の就業を禁止し、その発病の虞れがあると診断された労働者にかくたん検査等の精密検査を行なう義務を負っていること、安衛法、安衛則により労働者に義務づけられた健診の結果は、労働者の採否の判断資料となるだけでなく、採用後の労働者の健康管理の指針となり、労働者自身の健康管理の重要な資料となるものであるから、殊に労働者の健康状態が不良かその疑いがある場合は採用後遅滞なく労働者に健診結果を告知すべき義務があるにもかかわらず、被告はこれを怠ったなどと述べたこと、本判決は、本条（法第 66 条の 6）制定前のものだが、事後措置の懈怠と共に労働者への健診結果の通知の懈怠が民事上の過失責任をもたらし得ることを示唆していること、なお、事後措置の懈怠がなく、健診結果通知の懈怠のみでも、過失と評価され得ると解されること、

ハ 2 法第 66 条の 7 は、一般健診や自ら選択した医師による代替健診、深夜業従事者の自発的健診の結果、必要性が認

められる労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を行う努力義務を事業者に課し（第 1 項）、労働者にも、前条（法第 66 条の 6）により通知された健診結果と第 1 項が定める保健指導を受けて、自身の健康保持の努力義務を課していること、

本条は、疾病予防のためには労働者の自主的な健康管理が重要であることを前提に、特に必要性が認められる労働者に対して、保健指導等によって、その促進を図ろうとした規定であり、当然ながら罰則は付されておらず、違反に際して直ちに損害賠償請求権が発生するとも言えないが、再検査や精密検査の受診勧奨、治療勧奨、検査や治療の日程調整等の懈怠による疾病の発症・増悪が認められる場合、過失の要素とされる可能性があること、第 2 項の労働者自身の保健努力義務違反による疾病の発症・増悪が認められる場合、使用者の過失責任の免責や過失相殺の適用の可能性が生じること、

保健指導の方法には、面談での個別指導のほか、文書での指導等があり、内容には、日常生活の指導、健康管理に関する情報提供、再検査や精密検査・治療の勧奨等があること（平成 8 年 9 月 13 日基発第 566 号）、その円滑な実施のため、健康保険組合等の健康増進事業実施者（健康増進法第 6 条）等との連携、産業医を中心とする実施が推奨され、深夜業従事者には、睡眠指導や食生活指導等を重視した保健指導の実施が推奨され、労災保険法や高齢者医療確保法に基づく特定保健指導を受けた労働者は、本条に基づく保健指導を行う医師や保健師に内容を伝

えるよう働きかけることが推奨されていること（健診事後措置指針 2（5）ロ）、

ヒ 2 本条（法第 66 条の 7）は、第 8 次労災防止計画（1993 年（平成 5 年）～1997 年（平成 9 年））に心身両面の健康づくりの推進のための健康測定とその結果に基づく健康指導の促進が記載されたこと等を踏まえ、1996 年（平成 8 年）の法改正で第 66 条の 5 に追加され、1999 年（平成 11 年）改正で深夜業従事者の自発的健診結果も踏まえるべきことが追加されると共に、ナンバリングが変更された経緯があること、

等が示されている。

#### 16 吉田・阿部（未央）報告（第 7 章第 69 条～第 71 条の 4）

（阿部氏による分担報告書の執筆は完了。それを踏まえた吉田氏による加筆修正は未了。要約は未了）

#### 17 大藪報告②（第 8 章第 72 条～第 77 条）

（報告書の執筆は一応完了。要約は未了）

#### 18 只野・近藤報告②（第 8 章第 72 条～第 77 条）

（報告書の執筆は一応完了。三柴が 17 報告書とドッキングさせる予定だが、未了。要約も未了）

#### 19 南報告（第 9 章第 78 条～第 87 条）

（今年度の改訂は一応完了。それを踏まえたここでの整理は未了）



南報告は、法第9章に属する第78条から第87条について解説している。この章は、企業単位で複数の重大労働災害を生じた事業者を対象とする特別安全衛生改善計画制度と、同制度の対象には当たらないが、その適用によらなければ労災防止を果たし得ない事業場を対象とする安全衛生改善計画制度、事業場の安全衛生の診断や改善指導等を業とし、所定の受検資格を充たす者が試験により認定される国家資格である労働安全・衛生コンサルタントについて定めている。同報告では、

ア 本章が定める諸制度は、行政の関与により事業場による自主的な安全衛生確保を支援するための人・組織の意識・知識への働きかけという性格が強いこと、

イ 特別安全衛生改善計画制度は、事業場単位ではそうでなくても、企業単位では複数の重大災害を繰り返した事業者が企業単位での改善策を講じさせるために設けられたもので、企業単位での措置の義務づけは、安衛法制史上初めてだったこと、制度形成前の平成21年からの3年間にも、まさに企業単位で、起因物（災害をもたらすもととなった機械や設備等）や型（墜落・転落、転倒など、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象）が一致する災害を繰り返した会社が少なくとも20社あったこと、

ウ 特別安全衛生改善計画制度の適用要件となる重大労災については、安衛則第84条第1項に定めがあり、死亡災害や労災補償保険法上の障害等級第7級までの障害が生じた場合のほか、安衛法上の死傷病報告を踏まえ、それを「生じるお

それ」がある場合を含み、なおかつ、災害発生時に等級判定できないケースでは、その時点では重大災害には該当しないものと扱い、その後確定の際に災害発生時点に遡って発生日とすること、ただし、遅発性疾病の場合、医療による診断時を発生日とすること等が通達に示されていること、

エ 同じく、重大労災の再発防止上必要と認められる場合との要件については、安衛則第84条第2項に定めがあり、当初の重大労災発生から3年以内に他の事業場で起因物と事故の型が同じ重大労災が生じたことと、関係法令に違反したこと等が主な要件とされ、違反が問われる関係法令に一般労働者の長時間労働規制等は含まれない（安全衛生関係の規制に限定されている）が、基本的な要件に厳密には当てはまらなくても、企業単位での重大労災の再発防止という制度趣旨に照らして個別判断される旨も通達で示されていること、また、その対象とならない場合も、安全衛生改善計画制度の適用対象にはなり得ること、

オ 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成に際して求められる労働者の代表からの意見聴取は、当該企業の全事業場ではなく、計画の対象とする事業場のみで行われれば良いと解されていること、ここでいう計画の対象とする事業場（安衛則第84条第4項第2号）は、重大な労災が発生した事業場と同様の作業が存在するなど、同様の労災が発生する可能性がある全ての事業場とされていること、

カ 第78条は、第3項で、労使双方に

特別安全衛生改善計画の遵守義務を課しており、事業者がそれに反した場合、第1項、第4項が定める計画の作成、変更の指示に反した場合と同じく、必要な措置につき厚生労働大臣が勧告することができ（第5項）、それでもなお当該事業者がその勧告に従わない場合、その旨を公表できる（第6項）ことになっているが、勧告や公表の要件は、事業者による違反とされており、労働者のみに不遵守がある場合の適用は困難と解されること、

キ 企業名等の公表制度の趣旨は、特別安全衛生改善計画制度の実効性の確保（すなわち、企業単位での重大労災の再発防止）にあること、

ク 安全衛生改善計画制度は、旧労基法時代に、戦後の産業復興に事業場での安全衛生対策が追いつかず、労災が多発していた実態を踏まえて当時の労働省労働基準局が策定した安全管理特別指導制度と衛生管理特別指導制度を前身として、現行安衛法制度の際に法定されたもので、その本来の趣旨は、事業者を悪者扱いすることではなく、事業場ごとの自主的な労災再発防止措置の積極的な履行確保にあり、講じられるべき防止措置も、当該事業場の（部門ごとの）性質、安全衛生状態に応じた（＝背景依存性の強い）「総合的な改善措置」となること、具体的には、機械設備の配置や作業工程に関する改善、機械設備の改修、代替等の安全化、騒音、振動、暑熱環境等の有害性の除去、局所排気装置や換気装置の設置等の有害物対策、保護具の整備、作業標準の整備、教育訓練、安全・衛生管理者の選任、職務内容や権限の見直し等々、3 ステッ

プ・アプローチの全て、物的措置、人的・組織的措置の双方にわたる幅広い措置が該当し得ること、よって、その適用に際して、必ずしも法違反は要件とならないこと、ただし、本制度の設定の際、対策を事業者の自主性に委ねすぎるとの批判もなされていたこと、

ケ 安全衛生改善計画については、石綿製品の製造作業に従事していた複数の労働者がじん肺に罹患したことにつき、使用者の安全配慮にかかる損害賠償責任のほか、国の安全基準設定やその履行確保などの規制・監督権限不行使による国家賠償責任が争われたケースで、国は、そもそも原告労働者らが主張するような規制・監督義務は負っていないし、例外的に行政裁量が収縮して権限不行使の責任が認められる場合があるとしても、本件で管轄の県労働基準局長は、当該事業場を衛生管理特別指導対象に指定し、改善計画の作成を指示して報告書の提出を受けるなどの措置を講じていた以上、その責任を負わないとした裁判例（長野地判昭和61年6月27日判タ616号34頁）があり、本制度の適用が、国の適正な監督権限の行使の裏付けとなることが窺われるが、本計画の不遵守にかかる労使の民事責任等について述べた裁判例は見当たらないこと、

コ 安全・衛生コンサルタント制度は、そもそも、安全衛生は、事業者の自主的取り組みで行われるべきものだが、安全衛生の所掌が拡大し、その実現に高度な専門性を要する条件下、企業内で安全・衛生の専門家を設置する余裕がない中小企業等に実効的な指導を行わせることを

主目的として設けられたもので、法第 80 条は、まさに専門知識が求められることが多い特別安全衛生改善計画や安全衛生改善計画の作成ないし変更の際に彼／彼女らの活用を誘うべく、事業者に意見を聴くよう勧奨できる旨を定めていること、

サ もとは安全コンサルタントのみが法制度化される予定であり、衛生関係では、産業医、衛生工学衛生管理者、作業環境測定士等の資格があるため不要との意見もあったが、各専門家から得られた事業場に関する情報を統合して労働衛生管理を主導すべき存在として、衛生コンサルタントも法制度化された経緯があること、監督官との関係では、民間での自主的な安全衛生活動の支援者としての意味があること、既に民間で安全衛生活動を行っている専門家があり、それらを活用することが有益と考えられたこと、監督官では賄えないほど生産技術の展開が著しいこと、等の意義が説明されていたこと、

シ 安全・衛生コンサルタント資格は、その名称を用いて業として労働安全衛生にかかる診断や指導を行うものとして設計され、業務独占でも名称独占でもないが、ほんらい専属たるべき安全管理者や衛生管理者について、1 人目以外は当該コンサルタントの選任をもって足りる旨の規定や、中小規模事業場では安全・衛生管理者の代わりに選任が義務づけられている安全・衛生推進者については、外部のコンサルタントの選任をもって代替し得る旨の規定があるなど、資格取得によって、その趣旨に沿った業務を果たし易いよう、制度的な支援が図られている

こと、

ス 安全・衛生コンサルタントの一般的な役割には、上述の特別管理指導の一環として、都道府県労働局長から事業者への改善計画の作成指示に際して、その勧奨を受けて行う安全衛生診断のほか、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が厚生労働省から受託している安全衛生診断事業にかかる業務等があること、安全・衛生コンサルタントの選任自体を安全配慮義務の内容と述べた裁判例は見当たらないが、近年は、複雑多様な安全衛生課題に対応するため、産業医を筆頭に安全衛生の専門家の選任を使用者の安全配慮義務の一環と述べる民事裁判例も増えてきていること、

セ 制度の立案過程で、労働者側の代表から、過重労働やメンタルヘルス対策も特別安全衛生改善計画制度の適用対象とすべきとの意見が示されていたことや、過重労働が社会問題化している現状も踏まえ、企業単位で複数の過労死等を生じている場合、同制度の適用対象とする案も検討に値すること、

ソ 特別安全衛生改善計画制度や安全衛生改善計画制度の作成に労働者（の代表）を関与させる制度の趣旨について、その意見を反映することで同制度の実効性を高めるものとする見解もあることから、法第 78 条第 3 項が定める計画の遵守義務は、労働者にも課されると解され得ること、

タ 労働安全・衛生コンサルタントの試験区分は細分化されており、どの区分で合格しても全ての業務をその資格を名乗って遂行できる仕組みについては再検

討の価値があると解されること、

チ 安全・衛生コンサルタントには、様々な事業場に立ち入って安全衛生診断や指導を行うことを前提に、第86条で、登録制度に加えて、信用と秘密の保持が義務づけられていること、安全衛生コンサルタント会の倫理綱領では、品位の保持、構成で誠実な業務遂行などと共に、能力を超える業務、利益相反行為の禁止等が定められていること（第5条）、また、倫理綱領を具体化した行動規範では、知っている事実を包み隠さず伝えること、契約締結後に予想を上回る経費が生じても合意なく所定の報酬以上を請求しないこと等が定められていること、第86条第2項が定める秘密保持義務、盗用禁止の違反には罰則が付されていること、

労基法第91条第1項に基づく監督官の質問等に対して、秘密保持義務を理由とした拒否が許されるかについては、弁護士法第23条に基づく照会に対して税理士が顧客情報を回答したことが、秘密保持義務違反に当たるとする判例（大阪高判平成26年8月28日判例時報2243号35頁）が参考になるが、監督官の質問等への回答拒否は刑事罰を招き得ること、監督官の質問等も労働安全衛生を目的とするものであって、コンサルタント業務の目的と共通すること等から、拒否は許されないと解されること、

ツ 第87条が、日本労働安全衛生コンサルタント会について定めており、同会の目的を会員の指導と連絡に関する事務とし、具体的には、診断方法の調査研究、教育・出版等が行われていること、同会は、一般社団法人とされ、定款でコンサ

ルタントを社員とすべきことも規定されているため、一義的には、コンサルタント相互の利益を図る団体と位置づけられていると考えられること、他方で、安衛法は、厚生労働大臣の監督に服する旨の規定も置いていること、日本労働安全衛生コンサルタント会という名称には独占使用が認められているが、安全・衛生コンサルタントという名称に独占使用は認められていないこと、とはいえ、国家資格としての同コンサルタントの称号は、所要の試験に合格し、厚生労働大臣の指定登録機関（現在は、安全衛生技術試験協会）に登録して初めて得られることとされていること、日本労働安全衛生コンサルタント会は強制加入ではなく、個々の安全・衛生コンサルタントは、同会に所属しなくても同コンサルタントとしての国家資格を維持できること、

等が示されている。

## 20 鎌田・田中報告（第10章第88条～第100条）

（適用の実際の要約は未了）

鎌田・田中報告は、法第10章に属する第88条から第100条について解説している。この章は、危害防止基準（なすべきこと・なすべきでないことを具体的に定め、罰則で強制して安全衛生の確保を図る規定）の設定とその強制という刑事一般法的手法ばかりでは、関係者の技術、知識、意識、財政など様々な限界から法目的の達成が困難であること、人の生命身体健康という保護法益の重要性等を背景に、行政を履行確保のための重要な資源と見立て、様々な形で関与を図らせよ

うとしている。

同報告では、

ア 戦前の工場法は、既に設置された設備や建築物等に災害発生リスクがある場合、改善策や使用停止を命じ得る旨の規定は設けていたが、それらの新設、操業開始段階での検査等は各府県の警察命令である工場取締規則に委ねられていたところ、戦後、旧労基法制定に際して、事業場の設備等、付属寄宿舎について、一定の基準に沿った新設計画を届け出させ（第45条、第96条）、安全衛生上必要な場合に着手差し止め、計画変更命令等の監督措置を講じ得る旨の規定（第54条）が設けられ、1972年に現行安衛法が制定された際に、第88条にそれらの規定の内容が概ね引き継がれつつ、特定の機械、主要構造の変更や移転も適用範囲に含める、重層的下請関係下では、発注者や元請けのみを適用対象とするなどの整序及び充実化が図られたこと、その後、昭和55年の法改正で、工事計画の策定に特定の有資格者を参画させるべきこととされ、昭和63年の法改正で、必要に応じ、発注者向けの勧告等ができることとされたこと、平成26年の法改正で、大規模工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出制度が廃止され、危険な機械等の設置・移転、大規模建設工事等、一定の建設工事の事前届出制度等の3種が残存することとなったこと、

イ 法第88条は、以上のような経緯を経て、①それ自体にリスクがあるか、有害作業を要するか、それ自体労働者の安全衛生の確保を目的とする機械等（危険有害機械等：動力プレス、一定容量以上

の金属等の溶解炉、危険物の製造・取扱い等を行う化学設備、乾燥設備、一定以上の出力の原動機を持つ機械集材装置（材木等をつり上げて一箇所に集積する装置）、一部を除く一定以上の高さの足場、一定の有機溶剤の蒸気の発散源の密閉設備、局所排気装置、一定の換気装置、一定の鉛や焼結鉍等の粉じんの発生源の密閉設備、事務所則所定の空気調和設備等、四アルキル鉛のガソリンへの混入業務に用いる機械等、特化則所定の第一類物質（特に有害性が強い発がん性物質等）や第二類物質（第一類に次いで有害性が強い発がん性物質等）を製造する設備等の設置、移転、変更を行おうとする場合（第1項）、②過去の災害状況を踏まえて選定された、特に大規模な建設業の仕事（爆発、倒壊、異常出水等のリスクが高いトンネル、橋梁、潜函（圧縮空気地下水の流出を防ぎながら作業ができるようにしたコンクリート製の箱。ケーソンともいう）等にかかる建設工事のうち、一定の規模や性質の仕事。一例として、最大支間500m以上の橋梁建設の仕事）を開始しようとする場合（第2項）、③②には達しないが、やはり過去の災害状況を踏まえて選定された一定の規模や種類の建設業の仕事（一例として、最大支間50m以上の橋梁建設の仕事）や土石採取業（鉍業を除く）の仕事（一例として、地中に穴を掘って採掘する坑内掘り（≠露天掘り））を開始しようとする場合（第3項）には、②の場合、厚生労働大臣宛に、①③の場合、所轄の労基署長宛に、各行為の30日前までに、所定の様式による届出書のほか、所定の書面と図面等を添え

て届け出るべきこと、ただし、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施していること等を所轄の労基署長が認定した場合、①②の届出が免除されること（第1項但書。計画届免除制度）、厚生労働大臣や所轄労基署長は、届出内容を審査し、法令違反事実を認めれば、工事差止め命令や計画変更命令を発し得ること（第6項）、当該命令等の発令時に必要がある場合、発注者に対して、労災防止のための勧告や要請を行い得ること（第7項）を定めるに至ったこと、第1項ないし第5項違反には罰金刑、第6項違反には懲役又は罰金刑が下され得ること（第120条第1号、第119条第2号）、

ウ 計画届免除制度は、法第28条の2、安衛則第24条の2に基づく指針等の関係規定に沿って、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施していることのほか、労災発生率が平均未滿、申請日前1年間に重大労災が生じていないこと等を条件に、事業場に対して、所轄労働基準監督署長の認定により適用されるが、建設業者については、店社安全衛生管理者（法第15条の3：特定元方事業者は、混在作業について統括管理義務を負うところ、法第15条に基づく統括安全衛生責任者の選任義務を負わないが、原則として労働者数20名以上の規模の一定の危険な作業（ずい道工事等）について、統括管理担当者の指導・支援のため、選任が義務づけられる者。選任の主な基準は、場所より契約なので、概ね、元方事業者の支店の担当者等が宛てられる）と同様に、「当該仕事の請負契約を締結している事業場」ごとに認定されることとなって

いること、安全衛生マネジメントシステムの一次的な運営評価は、一定要件を備えた労働安全・衛生コンサルタントに委ねられていること、

エ 重層的下請関係下で建設工事が行われる場合、下請け（工事を自ら行う発注者や元請人以外の者）は届出義務を負わないこと（第5項）、元請人が共同企業体であって、共同企業体代表者届を労基署長に提出した場合、当該代表者のみに第88条の届出義務が生じること、事業者に第88条履行の意思があるのに、受任者や補助者（従業員）の故意や過失で違反が生じた場合には、両罰規定（第122条）が適用され、第88条の名宛人ではない当該受任者や補助者が処罰され得ること、

オ 第88条に基づき届け出られた計画のうち、既存の法令上の措置基準や構造規格に合致していても、技術革新、設備の大型化、新規有害物質の登場等を背景に、高度の技術的検討を要するもの（例として、新規に開発された工法等を採用する建設計画や、石油化学工場等における新生産方式の採用による設備増設計画等（労働調査会編『労働安全衛生法の詳解（改訂4版）』（労働調査会、2015年）954頁）については厚生労働大臣が、それに準じるもののうち所定のもの（例として、高さ100m以上の建築物の建設の仕事のうち、埋設物等が輻輳する場所の近くで行われるもの、堤高が100m以上のダム建設の仕事のうち、車両系建設機械の転倒等の危険がある場所で同機械を用いて作業を行うもの等）については都道府県労働局長が、その計画に係る建設物、機械、仕事の規模等を勘案して、審

査できる旨が定められていること（第 89 条、第 89 条の 2）、

カ わが国の労働監督制度の発祥は、1892 年（明治 25 年）鉱業条例に基づく鉱業監督制度だが、一般的には工場法施行の直前に農商務省商工局に置かれた工場監督官 4 名と同監督官補 5 名と理解されており、1916 年（大正 5 年）には、工場法の施行を、都道府県の警察部に置かれ、独立官職としての身分保障のない工場監督官と同監督官補計 208 名が担うこととなり、1938 年（昭和 13 年）に厚生省労働局監督課が工場法を所掌することとなって 3 年後に、労務監督官、労務監督官補に改められ、戦時体制下には労務管理官に名称が統一され、戦後、1947 年（昭和 22 年）に労基法が制定されると、労働監督機関は新設された労働省のもとに統一されると共に、1923 年 ILO 第 20 号勧告をモデルに一定の独立性と身分保障が付与されるに至ったこと、

キ 労働基準監督機関については、厚生労働大臣＞労働基準主管局長＞都道府県労働局長＞労働基準監督署長＞労働基準監督官という指揮監督系統が法定されており、基本的には、監督署長が、臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁その他労基法の実施に関する事項を司る権限を付与されているが、主管局長、都道府県労働局長も、その権限を行使できるとされていること（法第 99 条）、

ク 労働基準監督官による令状なしの立入、検査、収去等の合憲性について参考になる判例として、被告人が令状なしの税務調査（書類呈示の要求）を拒否したために起訴された事案で、同調査の合

憲性が争われた川崎民商事件最大判昭和 47 年 11 月 27 日判例時報 687 号 17 頁があり、同判決は、侵入、搜索、押収等における令状の必要性（令状主義）を定めた憲法第 35 条第 1 項は、刑事責任の追及手段としての強制に対する司法権による抑制を保障した規定だが、旧所得税法に基づく検査のような目的を異にする類似の手續にもその保障は及び得ること、他方、本件質問調査は、刑事責任の追及を目的としておらず、刑罰も間接強制的な性格のもの（：調査を拒めば罰則が適用されるが、調査自体が強制されるわけではない）で強制度合いは直接強制的なものほど強くなく、重要な公益目的の実現に不可欠で、その目的との関係は不均衡ではないことなどから、令状がなくても違憲ではないとしたこと、

ケ 法第 91 条は、労働基準監督官による令状なしの立入、帳簿等の検査、作業環境測定、物品の収去等の権限（第 1 項）、医師である監督官による伝染病等の疑いのある労働者への検診の権限（第 2 項）、第 1 項、第 2 項の権限行使に際しての証票の携行・呈示の義務（第 3 項）と併せ、第 1 項の権限が刑事責任追及目的ではないことを定めている（第 4 項）こと、実際の立入調査（臨検監督）には、定時監督、災害時監督、申告監督、再監督の 4 種類があり、そこで労働基準関係法令違反が認められれば是正勧告（是正勧告書の交付）が行われること、是正勧告は行政指導に過ぎないが、対象者が違反状態を放置すれば、行政処分としての報告の命令（労基法第 104 条の 2）がなされ、対象者が応じないか、虚偽の報告を行え

ば、労基法第 120 条第 5 項に基づき送検  
 手続を講じ得ること、他方、法令違反に  
 当たるとは限らないが、ガイドラインに  
 反するなど、状況改善の必要が認められ  
 る場合、指導票が交付され得ること、

コ 犯罪捜査の必要が認められた場合、  
 監督官は、司法警察官として、刑事訴訟  
 法に沿って職務を執行することとなるこ  
 と、強制捜査（差押え、捜索、検証等）  
 には当然ながら令状が必要となること、  
 労働法違反の捜査は高度に専門的である  
 ことから、監督官にその権限が認められ  
 ることとなったこと、かつては、どのよ  
 うな場合に司法処分にするかの判断基準  
 （司法処理基準）が存在したが、現在は  
 存否自体公開されていないこと、実際  
 には、死亡災害などの重大災害をもたらす  
 法違反、いわゆる「労災隠し」、「虚偽申  
 告」などの故意性、公益侵害性が強いも  
 のが処分対象とされる傾向にあること、  
 罪刑法定主義は刑事司法の基本だが、安  
 衛法の解釈では、リスクに応じた運用が  
 必要なため、拡大解釈は許されるべきこ  
 と、行政権限の行使と刑事司法手続きと  
 は厳格に区分すべきであり、現にそのよ  
 うに運用されていること、労働基準監督  
 官による司法警察職員としての役割は、  
 第 2 次大戦後、労働行政が警察行政から  
 分離して以後、その専門性を頼みとして、  
 労基法違反事件について、委ねられるこ  
 ととなったこと、

サ 法第 93 条は、本省、都道府県労働  
 局、労働基準監督署に、産業安全専門官  
 及び労働衛生専門官を配置し、前者には、  
 特定機械等の製造許可（法第 37 条）、特  
 別安全衛生計画や安全衛生改善計画のう

ち産業安全に関する事項の審査、災害原  
 因調査等の産業安全に関する事務、後者  
 には、有害物の製造許可（法第 56 条）、  
 新規化学物質の有害性調査（法第 57 条の  
 3～5）に係る勧告、作業環境測定、特別  
 安全衛生計画や安全衛生計画のうち労働  
 衛生に関する事項の審査、災害原因調査  
 等の労働衛生に関する事務を司らせるこ  
 ととしているほか、両者に、それぞれの  
 専門に係る労使への指導援助を行わせる  
 こととしていること、細則が、「産業安全  
 専門官及び労働衛生専門官規程」に設け  
 られていること、同規程は、本省配置の  
 専門官を中央専門官、都道府県労働局以  
 下配置の専門官を地方専門官と呼び分け  
 ていること、専門官は、一定の知識経験  
 を持つ（：行政職俸給表(一)の三級以上  
 となった）技官や監督官らが就けられる  
 職名であること、

シ 法第 94 条は、両専門官の立入、質  
 問、帳簿等の検査、作業環境測定、物品  
 の取去の行政権限（≠司法警察権限）を定  
 めていること、専門官制度は、技官をそ  
 れに就任させることで、こうした行政権  
 限を行使させる趣旨も持つが（ただし、  
 専門官には、立入権限があり「指導」は  
 できても、「監督」（是正勧告、使用停止  
 等命令）ができない）、現在は、地方での  
 技官任用が停止され、監督官がその任を  
 担うこととされているため、その趣旨は  
 希薄化していること、法第 93 条、産業安  
 全専門官及び労働衛生専門官規程には、  
 産業安全専門官は安全関係業務、労働衛  
 生専門官は衛生関係業務を所掌する旨の  
 定めがあるが、実際には、都道府県労働  
 局の健康安全課でも労働基準監督署でも、



そのいずれかしかいない現状があり、名称に関係なく「安全衛生」の業務全般を担当していること、また、安全と衛生の連携という意味では問題とはいきれないこと、

ス 法第 95 条は、都道府県労働局に労働衛生指導医を置き、都道府県労働局長の指示による作業環境測定（法第 65 条第 5 項）の実施、同じく臨時健診（法第 66 条第 4 項）の実施にかかる意見具申など、労働衛生に関する専門医学的立場から労働衛生行政に関与させることを定めていること、この制度は、昭和 43 年の労働衛生指導医規程で、衛生環境の改善、職業病予防等の双方への貢献を目的に設けられた制度を引き継いだもので、非常勤の国家公務員として、集団的措置と個別的措施の双方への貢献を予定されていること、一例として、鉛中毒患者が発生した事業場で罹患が判明している労働者以外にも健診の実施を指示する場合、①必要性の判断理由、②健診項目、③実施すべき労働者の範囲等を示すためにその参画を得ていること、

セ 一定の対象につき厚生労働職員らによる立入、検査等を定めた法第 96 条は、長文にわたっているが、要するに、①機械等の本質的安全化を図るため、型式検定（大量生産予定のものサンプル検査など）や個々の機械の安全性能検査の万全を図ること、②安全衛生の確保にとって重要な安全衛生管理体制の要となり得る労働安全・衛生コンサルタント及びその業務の質の確保を図ること、を目的とした規定であること、①の規定が型式検定の万全を図った趣旨は、個別検定が免

除されているがゆえの安全性担保であること、これらの目的を果たすため、水平展開されるという意味で影響力が大きく、個別性・特例性が強く、高い専門性が求められる型式検定（を受けた側：機械等の構造や、それらを製造・検査する設備等）の監督と、同じく影響力の大きいコンサルタント業務の監督につき、厚生労働大臣の権限とし、より定常性が強い登録製造時等検査機関等の業務の監督を厚生労働大臣又は都道府県労働局長の権限としたこと、コンサルタント業務の監督に労働衛生指導医の関与が必要な場合、同指導医に事業場への立入、質問、作業環境測定や健診結果等物件の検査をさせることができる旨の定めを置いたこと、

ソ 法第 96 条の 2 は、平成 18 年に成立した独立行政法人改革関連厚生労働省関係法律整備法（平成 18 年 3 月 31 日法律第 25 号）により追加された規定であり、独立行政法人労働者健康安全機構に災害調査（労災の原因調査）、立入検査等を行わせることができること等を定めていること、本条が調査、立入の権限を与えた対象は、当初は独立行政法人労働安全総合研究所であったが、組織改編により、労働者健康安全機構に統合された経緯があること、労働安全衛生総合研究所は、元は国立機関で、その後独立行政法人となった産業安全研究所と産業医学総合研究所が併合されてできた経緯があること、実際のところ、同機構による立入検査は、安衛法規違反がうかがわれ、重篤な被害が予想されるような条件でなければ、適用され難いこと、

タ 法第 97 条が定める安衛法令違反事

実に関する労働者の申告権は、労働行政に権限の発動を促すことをもって労働安全衛生行政の実効性を確保するために保障されたものであって、労働行政に権限発動の作為義務を課したものではないと解されていること（例として、東京労働基準局長（青梅労基署）事件東京高判昭和56年3月26日労働経済判例速報1088号17頁（本件は上告されたが、最3小判昭和57年4月27日で棄却された）、池袋労基署長事件東京高判昭和53年7月18日判例時報900号68頁）、ただし、学説の中には、放置することで、労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想される場合、事実調査等の作為義務が生じるとするものもあること、本条は強行規定なので、本条第2項に反する不利益取扱い、事業者の報復的意思の存在（実際の認定は、概ね間接的な事情からの推認となる）を要件として、解雇等の法律行為であれば民事上無効となり、いじめ等の事実行為であれば不法行為となり得ること、

チ 法第98条は、刑事罰とは別の方法で、広く安全衛生基準の実効性を確保するために、行政機関が、それに違反した事業者、注文者、機械等貸与者や建築物貸与者に対して、作業や使用の停止、変更等を命じられるようにした規定で、元は、工場法第13条が、工場及び附属建築物や設備が危害を生じる虞がある場合を要件に（衛生風紀その他公益を害する場合も含めて）同旨の定めを置いていたが、それらの新設等については検査・監督権限を定めていなかったところ、旧労基法が、第54条に、それらの新設移転変更

について監督措置（基準に則して届出させ、必要に応じて工事を差し止め、使用を停止させること）を定めたことを受け、それらの工事の開始後や設備の設置後に生じた安全衛生基準違反に対応することを主目的として、第55条に同旨の規定を定めると共に、建設物、寄宿舍等の附属建設物や設備のみではなく、原材料（を使用する場合）も行政措置の対象に加えたこと、それが安衛法の制定の際に更に拡大されて本条に引き継がれた経緯があること、

ツ 第98条に基づく使用停止等の命令は、あくまで同条に列挙された条項違反の場合に限られ、それには、法第20ないし第25条のような事業者を名宛人とした規定のほか、法第25条の2第1項、第30条の3第1項や第4項のような救護に関する規定で、一般の事業者のほか元方事業者等を名宛人とした規定、法第31条第1項のような、建設物等（建設物、設備、原材料）を請負人の労働者に使用させる一定の注文者を名宛人として、当該建設物等にかかる労災の防止措置を義務づけた規定、法第33条第1項のような、特定機械等の貸与者を名宛人として、当該機械等による労災の防止措置を義務づけた規定、法第34条のような、建築物貸与者を名宛人として、当該建築物による労災の防止措置を義務づけた規定が当てられていること、

テ 第98条に基づく使用停止等命令の発令要件である法違反の判断基準については議論があり、たとえば、事業者に墜落防止措置を義務づけた法第21条第2項を具体化した安衛則第518条は、作業床

設置の要件として、高さが 2m 以上であることのほか、労働者に危険を及ぼすおそれがある場合と定めている（その他、安衛法令が構成要件とする危険性にかかる定めぶりについては、本研究班の原俊之氏の分担報告書を参照されたい）ため、具体的・形式的な高さ基準のほか、落下場所の態様、労働者の年齢技量等を実質的に総合考慮する必要があるとの見解があり得るが、足場からの墜落事案を審査した広島簡裁判決昭和 56 年 4 月 9 日は、安衛法規は、危険を定型化して労災防止を図ろうとしたものなので、当該基準に反すること（＝労働者への危険の可能性があること）をもって命令の発令要件たり得ると解していること、

ト 建設物や設備等について変更を命じられる範囲は、違反した規範の保護目的と当該建設物等の性質を考慮して決定されるため、安衛則で義務づけられた安全装置の備え付けを命じること等は当然に可能であること（ただし、コストを考慮した方法を命じなければならないか否か等は要検討）、使用停止等命令は、所定の書式をもって、違反法令、期日等の事項を明示して行われ、違反状態が是正された場合は、その旨発令者に報告されねばならないとされていること、

ナ 法第 98 条第 3 項は、法令違反があつて、なおかつ都道府県労働局長等の権限行使を待ってられないほど事態が切迫している場合、労働基準監督官が、自ら使用停止等の権限を即時に行使できる旨を定めており、この制度は、本条が定める法違反は、現場の監督官による臨検で初めて発覚することが多いこと（この

条文の運用は、多分に現場の監督官実務に委ねられていること）を踏まえて創設されたこと、

ニ 事業者などの法令の名宛人が本条（法第 98 条）所定の法令に違反する場合に、労働基準監督行政がその権限を発動する義務を負うか（その義務違反につき国家賠償責任を負うか）に関するリーディングケースとして大東マンガン事件大阪高判昭和 60 年 12 月 23 日判例時報 1178 号 27 頁があり、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業していてマンガン中毒等に罹患した労働者が、当該被害は、事業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことにより生じたとして、国の国家賠償責任を問うた事案について、労働基準監督行政の権限行使は直接労働者に責任を負うものではなく、基本的にはその裁量に委ねられているが、①切迫した重大な危険の発生が予見される、②監督権限行使によらねば危険の発生を防止できない、③現に権限行使によりそれを防止できる、という条件を充たすのにその権限を行使しなかった場合には、国家賠償責任が生じるとしたこと、

ヌ 第 98 条第 4 項は、重層的下請関係等の請負契約関係下で請負人らに対して第 1 項所定の使用停止等命令が発令され、その実効性確保のために必要と認められる場合、注文者への勧告や要請を行えるとしており、請負人らの法令違反に注文者の作為・不作為が影響しているとの考えに基づいていると解されること、

ネ 法第 99 条は、第 88 条第 6 項や第 98 条第 1 項～第 3 項とは異なり、法令違反がないか、確定できない場合でも、労災発生に急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるとき（：労災発生が目前に迫っていて、放置すれば労働者の生命に危害が及ぶと予想されるような状態で、かつ、労災発生を防止するための措置を直ちに講じなければならない場合に）、必要の限度で、作業停止、建築物等の使用停止等を命じられることとしたものであること、これを緊急措置命令といい、実務上は、概ね、事業者はその旨の文書（緊急措置命令書）が交付されていること、

ノ 法第 99 条の 2 は、無災害の事業場がある一方、災害が繰り返される事業場もある現実を踏まえ、平成 4 年の法改正で設けられた規定で、都道府県労働局長が、死亡災害等の重大災害が発生したり、災害が多発した事業所の事業者、その事業場の安全・衛生管理者などの労働災害防止業務従事者に指定講習を受けさせるよう指示できる旨を定めていること、その講習には、法令や安全・衛生管理の方法のほか、実際の労災事例と防止対策が含まれていること、この規定は、立法者が、災害（の再発）防止にとって、安全衛生人材による管理体制が重要と考えていたことを示していること、ただし、実際にはあまり活用されていないようであること、

ハ 法第 99 条の 3 も、平成 4 年改正で設けられた規定で、第 61 条第 1 項が定めるクレーン運転等の就業制限業務の有資格者が、当該業務について本法令違反に

より労災を発生させた場合、都道府県労働局長が、事業者ではなく、当該有資格者に対して、直接、指定講習の受講を指示できる旨を定めていること、当該講習には、危険な機械等の構造やそれを用いた作業方法等のほか、やはり、関係法令や実際の労災事例と防止対策が含まれていること、

ヒ 法第 100 条は、第 1 項で、厚生労働大臣以下労基署長までの労働基準行政が、本法の施行のため、労使のほか、機械等貸与者、建築物貸与者や労働安全・衛生コンサルタントに報告や出頭を命じられる旨、第 2 項で、登録製造時等検査機関等にも報告をさせ得る旨を定め、第 3 項で、労働基準監督官が、労使に報告させたり出頭を命じられる旨を定めており、安衛則が定める健診結果報告制度（第 52 条）や特別規則が定める様々な特殊健診結果報告制度、労働者私傷病報告制度（第 97 条）は、本条第 1 項の定めに基づくこと、このうち労働者死傷病報告制度（安衛則第 97 条）は、行政も特に重視しているが、これに反していわゆる労災隠しが行われる場合が多いこと、その背景として、①建設業における工事の受発注への支障、②労災保険料の増額、③刑事責任の追及に繋がること、④作業責任者等の勤務評価の低下等を回避する意図が指摘されていること、最近の法改正で、派遣労働者の労災については、派遣先と派遣元の双方に報告義務が課され、その実施を確保するための関係規定の整備も行われたこと、第 2 項にかかる安全・衛生管理者の選任届の帳票の入力記録を残す、法定健診結果の届出に際して

の産業医の署名押印（そもそも、産業医制度の普及を図る趣旨から設定された経緯がある）を不要とするなど、報告手続を簡素化する動きがあること、  
等が示されている。

## 21 大藪・近藤報告③（第 11 章第 101 条～第 103 条）

（分担報告書の執筆は完了、要約は未了）

## 22 吉田報告②（第 11 章第 104 条～第 105 条）

（本文、要約ともに未了）

## 23 森山報告（第 11 章第 106 条～第 108 条）

（本文は完了、要約は未了）

## 24 大藪・近藤報告（第 11 章第 109 条～第 115 条）

（本文は完了、要約は未了）

### 三 横断的検討課題

#### 1 森報告①（法定健診制度の在り方）

森報告①は、安衛法の複数の条文を跨ぐ横断的な検討課題のうち、法定健診制度につき、一般健診と特殊健診を区分し、それぞれの趣旨と概要を述べたうえ、運用上の課題と解決の方向性を示している。

同報告では、

ア 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確であり、有害物にばく露する業務などは、特殊健診に位置づけ、標的臓器を明らかにして、

本人の健康管理と作業環境改善を図るべきこと、現在は特定業務とされている強烈な騒音を発する屋内業務も特殊健診に位置づけるべきこと、

イ 一般健診は、個々の労働者の健康状態、資質と職務との適性を測る趣旨を持つので、その健診項目については、脳心臓疾患の発症リスクに関連するものに特化すべきではなく、事業場の実情と労働者をよく知る産業医の裁量によって加除が可能となるようにすべきこと、また、その意義に照らして、パートタイマーにも対象を拡大すべきこと、加えて、受診の時間が、特殊健診と同様に労働時間とみなされるようにすべきこと、

ウ 現状、外部健診団体に健診を委託している事業者が多いが、その運用上、法定されている医師の判断による一部診断項目の省略は困難なので、事業場において産業医等の専門家によってそのあり方について検討して対応できるようにすべきこと、

エ 現状、雇入れ時健診、定期健診項目にある問診内容の決定は多分に担当医の裁量に委ねられているが（昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 601 号の 1）、その適正を確保するための手続・手順を明らかにすべきこと、同じく既往歴の聴取の内容についても具体的な指針を設けるべきこと、

オ 特殊健診は、危険有害な業務への従事（危険有害な作業環境・条件への慢性ばく露）による健康障害を防止することを目的としたものであり、両者の因果関係に対して過不足を解消すべきこと、よって、危険有害業務に「常時従事する」

という適用上の要件の拡張解釈により過剰な健診が実施されてはならない一方、作業環境測定等によるリスク評価では見過ごされる健康障害の捕捉と対応も目的としているため、それらの評価が良好だからといって容易に免除されるべきものではないこと（そしてその趣旨は、既に特別規則の中に盛り込まれていること）、

カ 安衛法では、職域で取り扱われる全ての化学物質についてリスクアセスメントが努力義務とされており、一部の物質については義務とされているのに対し、法令上、特殊健康診断の対象となっている物質は極めて限られており、本来、リスクアセスメントの結果を受けて、適宜、自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないことから、リスクに応じた特殊健診の実施を努力義務ないし義務とすべきこと、特に、揮発性の高い物質や未規制物質、現行の特別規則の制定時からリスクに変化が生じた物質がもたらすリスクを適切に反映した健診を実施すべきこと、

キ 本来、適切に特殊健診を実施し、その結果を受けた対応（作業環境改善等）を行うには、危険有害業務・物質へのばく露の推定と健康影響の双方の把握を的確に実施する必要があるが、これまで、ばく露推定の改善を図る科学的、政策的取り組みがなされても、諸事情から、特殊健診項目の修正は容易になされなかった経緯があることも踏まえ、事業場において、産業の現場をよく知る産業医の判断を踏まえた特殊健診項目の設計を図るべきこと、

ク 現に多くの事業体の健診を受託し

ている健診機関の質的評価が、委託者による選定に反映するよう促す仕組みを考察すべきこと、

ケ 労働者には、本人が受診しなかったことで疾病が増悪した場合に使用者を免責した（：労働者側の受診を含めた健康の自己管理責任を述べた）判例の示唆も汲み、使用者による業務命令権の行使も視野に、健診の受診を促すべきこと、

コ 健診制度の趣旨は、健診結果を一般的な健康管理や特殊な健康管理に活用して初めて実現されること、そのため、法定健診の実施のほかに、一般健診と特殊健診の両者について、健診結果の記録（安衛法第 66 条の 3）、診断結果の通知（第 66 条の 6）には罰則が設けられ（なお、近年の安全衛生政策が重視する長時間労働による脳心臓疾患を防止するための医師による面接指導にも罰則が設けられている）、その後の医師らへの意見聴取、種々の事後措置と共に、本人による対応への流れが促されていること、また、事後措置については、事後措置指針に詳細が定められ、履行の支援が図られていること、事後措置指針では、特殊健診を想定して、作業環境測定の実施や施設・設備の改善、作業方法の改善等が求められ得る旨も示唆されていること、

サ 再検査や精密検査の法的位置づけは必ずしも明らかではなく、事後措置指針によれば、保健指導（第 66 条の 7）の一環とも解され得るが、診断の確定等により疾病の早期発見やその後の健康管理等に資することから、その必要がある労働者には速やかに勧奨し、実施されるべきであり、要精密検査という健診結果を

本人に通知することは安全配慮義務の内容となる旨の裁判例もあるが、現状、たとえ実施されても、結果の確定まで時間がかかり、それまでに就業上の配慮を講ずべきか否かやその内容に迷う関係者も多いので、労使協議により方針が決定され、確実かつ適正な実施が図られるよう誘うべきこと、ただし、使用者が本人に精密検査の受診を示唆したのに本人が応じなかった等のケースでは、使用者の過失責任は否定される場合が多く、前提条件なしに民事上の実施義務が課されるわけではないこと、すなわち、裁判所は、健康管理については特に、本人の自覚症状が不可欠なものもあり、労使双方の自発的努力がなければ機能しない旨を示唆してきたこと、

シ 就業上の措置の適切な判断には、ある程度の職場状況の把握、本人との面談、その前提となる人員と経済的基盤が必要となることを示唆する調査結果があるが、産業医選任が行われていない事業場では現実にはあまり実現できていないので、その後押しが求められること、その際には、事後措置指針にも記された関係者間の連携、特に事業場の健康管理部門と人事労務管理部門の連携、ライン管理職による理解が鍵となること、もっとも、裁判例からは、法第66条の5に基づく就業上の措置の実施が直接的に労働契約上の義務となって使用者に強制されるわけではなく、1次予防的な適正な労働条件確保のほか、2次予防的な素因保有者への配慮等が事案ごとの個別事情を汲んだうえで安全配慮義務などと認められる傾向にあること、

ス 保健指導を担当する保健師の選任につき法の定めがないため、事業場によるばらつきが大きいので、その事情に応じた選任が図られるべきこと、

セ 事後措置指針では、高齢者医療確保法に基づく特定保健指導の内容が安衛法に基づく保健指導で活用されるよう促しているが、現状では、医師や保健師が特保を受けた事実を確実に知る仕組みもないので、両制度の連携に向けた対策が講じられるべきこと、

ソ 行政が事業場における健診の実施状況を把握し、その適正な実施を確保するための健診結果報告では、規則上の様式で「医師の指示人数」として、健診の結果、要医療、要精密検査等医師の指示があった者の数を記入することになっており、これに基づき有所見率のデータが算出されているが、現状ではその判断基準は個々の医師の裁量に委ねられているため、データとしての客観性を担保するための基準を設けるべきこと、また、就業上の措置区分に関する報告義務を設定することで、健診制度の実効性を担保すべきこと、

タ 派遣労働において、健診制度の実効性を高めようとする、健康状態の適正把握と適切な就業制限により、却って派遣切りを招くおそれがあるため、適切な対策が講じられるべきこと、

等が示されている。

## 2 森報告②（化学物質管理制度の在り方）

森報告②は、安衛法の複数の条文を跨ぐ横断的な検討課題のうち、化学物質管

理につき、概要を述べたうえ、運用上の課題と解決の方向性を示している。

同報告では、

ア 化学物質の危険有害性には、主に、①引火・爆発性等の物理化学的危険性、②人の健康への有害性、③環境生物への有害性、④地球環境への有害性の 4 種類があること、吸収経路には、経気道、経口、経皮の 3 種類があり、こうして吸収された化学物質は、物質ごとに特定の臓器（標的臓器）に健康障害を発生させること、物質へのばく露は、短時間多量から長時間少量までさまざまで、その影響には主に前者の直後に生じる急性影響、主に後者により生じる慢性影響があり、ばく露から時間を置いて生じる遅発性／晩発性障害もあること、ばく露の主な低減策には、①物質自体の危険有害性の排除ないし最小化、②発散・拡散の抑制、③作業方法や作業時間の調整、④保護具の着用、⑤健康影響を受け易い労働者の配転、があり、主に①②が作業環境管理に該当し、同じく③が作業管理、同じく④⑤が健康管理に該当すること、本来的には①②が優先されるべきだが、現実的でない場合、多段階の対策を効果的かつ効率的に実施する必要がある、その基盤となるのがリスクアセスメントであること、また、その有効性のモニタリングを行う必要がある、作業環境管理に対応するのが作業環境測定、作業管理に対応するのが個人ばく露測定、健康管理に対応するのが生物学的モニタリングであること、

イ 化学物質管理に関する基本的な規定は、安衛法第 22 条第 1 号（原材料、ガ

ス、蒸気、粉じん等による健康障害防止措置）、第 26 条（労働者の対応義務）、第 27 条（労使の義務内容の省令による規定）であり、第 27 条に基づく規則に安衛則のほか、特化則等の特別規則があること、

ウ 化学物質の危険有害性を国際的に共通基準で評価するため、2003 年に国連経済社会理事会で採択された決議が、「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）であり、同システムは、それを、①引火・爆発性等の物理化学的危険性、②人の健康への有害性、③環境への有害性、の 3 種類に分類し、それぞれレベル分けの基準を設けていること、

エ 安衛法は、GHS が危険有害性ありと認めた化学物質を特定し、事業者の対応を義務づける規制を設け、新規化学物質の届出を義務づけて、不足分をカバーしようとする方策を採っていること、これは、事業者によるリスクアセスメントを支援する仕組みとも言えること、すなわち、化学物質管理の基本は、リスクの大きさに応じた低減措置にあるところ、リスクは、有害性×ばく露レベルで評価され、このうち有害性は、SDS から読み取ることになるので、安衛法は、第 1 段階として、第 57 条の 2 第 1 項で、政令指定物質と第 56 条第 1 項所定の製造許可物質について、譲渡提供者に SDS の交付を義務づけ（第 57 条では、ほぼ同じ要件を充たす物質にラベル表示を義務づけ）、第 2 段階として、安衛則第 24 条の 15 で、厚労大臣が指定した特定危険有害化学物



質（GHS(JIS Z 7253)に従った化学物質の分類上、危険有害性を有するものうち第 1 段階の対象物質を除いたもので、特化則の規制対象となる特化物などとは異なる）等について、交付を努力義務としており、特定危険有害化学物質等は、安衛則第 24 条の 14 が定める危険有害化学物質等と概ね一致するので、SDS 交付の努力義務の対象物質は、同規定により、ラベル表示の努力義務の対象物質となり、法第 28 条の 2 が定めるリスクアセスメントの努力義務の対象ともなること、法第 57 条の 2 第 1 項にいう政令指定物質とは、安衛法施行令第 18 条の 2 が定める同施行令別表第 9 所定の物等であり、別表第 9 には 631 物質が掲げられ、同施行令別表第 3 第 1 号が製造許可物質を定めており、2021 年 1 月 1 日時点では合計で 674 物質が交付義務対象とされ、リスクアセスメントの義務（法第 57 条の 3 第 1 項）の対象物質と一致していること、他方、安衛則第 24 条の 15 により厚労大臣が指定した特定危険有害化学物質は、化学物質のうち GHS 基準で危険有害性があるとされている物質であって、交付義務対象物質を除いたものであり、リスクアセスメントの努力義務（法第 28 条の 2）の対象物質と一致していること、

エ 安衛法は、①過去の健康障害事例、②有害性、③以前からの引き継ぎ、に応じて、化学物質を段階的に規制してきたこと、そのうち最も厳しい規制は、製造禁止（法第 55 条。禁止対象物質は、黄燐マツチ、ベンジジン等、施行令第 16 条に

定められていること）と製造許可（法第 56 条。許可対象物質は、ジクロロベンジン等、別表第 3 第 1 号に定められていること）であること、次に厳しい規制は、法第 27 条により定められた省令（安衛則のほか、特化則、鉛則、四アルキル鉛則、有機則などの特別衛生規則）による、施行令で規定した物質を対象とする、3 ステップアプローチ（第 1 ステップ：有害性の低い化学物質の使用などの本質的安全化、第 2 ステップ：局所排気装置の設置、保護具の装着などの衛生工学的措置、第 3 ステップ：専門家の配置などの体制づくり、教育指導などの人的措置の順でリスクに対応する方法）などの諸措置の事業者への義務づけであること、特別衛生規則は、物質の名称や性質ごとに制定されていること、異なる視点・軸で適用対象が決められているため、例えば、発がん性を持つ有機溶剤は特化則（対象物質は施行令別表第 3 に規定）と有機則（対象物質は施行令別表第 6 の 2 に規定）とで競合関係（双方の適用にかかる場合にも適用をいずれかに絞り、他者を排除する処理）となること、

オ 特化則は、主に発がん性物質を対象としているが、その対象物質のうち第 1 類、第 2 類は、慢性ばく露による健康障害が疑われる物質であり、第 3 類物質は、酸、アルカリ、有毒ガスなど漏洩や接触による急性中毒などがある物質であること、発がん性物質については、補充的な規制が設けられていること<sup>14</sup>、すなわち、特別規則で措置が設けられているように以下のように記され、有害性の

<sup>14</sup> 厚生労働省の WEB サイトには、以下

ない物質のうち一部について、法第 28 条第 3 項に基づく指針（がん原性指針）が設けられ、その対象は、法第 57 条の 4 第 4 項（製造・輸入業者から新規化学物質の届出があった場合、審査によって必要と認められる場合、厚生労働大臣は、施設設備の設置等所要の措置を届出人に勧告できる旨の規定）による勧告か第 57 条の 5 第 1 項（がん原性物質の製造・輸入業者や使用者に、厚生労働大臣が、有害性調査を命じ得る旨の規定）による指示の対象物質などとされていること、がん原性指針には、ばく露低減措置、作業環境測定、労働衛生教育、労働者の把握、危険有害性等の表示と譲渡提供時の文書交付等が記載されていること、

カ 新規化学物質は、従来から産業界で用いられてきた既存化学物質の対義語で、その届出制度は、安衛法と、厚労省・経産省・環境省の 3 省が所管する化審法（化学物質の審査及び製造等棟の規制に関する法律）に基づき行われていること、化審法は、1968 年に起きたカネミ油症事件で、難分解性・高濃縮性の PCB が長期間人体内に蓄積して生じる健康障害がクローズアップされたことを契機に制定され、その後、高濃縮性ではないが、

長期毒性を持つトリクロロエチレン等を想定した規制も行うようになったこと、安衛法では、第 57 条の 4 で、製造中間体、副生物、廃棄物を含む新規化学物質につき、製造・輸入業者に、安衛則第 34 条の 3 に基づき、変異原性試験、がん原性試験等を適当な施設で実施するよう義務づけており、具体的な試験方法や適当な試験施設に関する基準（後者の基準を安衛法 GLP(Good Laboratory Practice)と呼ぶ）も定められていること、また、法第 57 条の 4 第 2 項は、有害性調査の結果に応じた健康障害防止措置、第 3 項は、届け出られた新規化学物質の公表（官報による）、学識経験者の意見を踏まえた事業者への措置の勧告（施設・設備の設置・整備、保護具の備え付け等）等を定めていること、現下、法第 57 条の 4 に基づき届け出られた新規化学物質のうち強い変異原性が認められた約 1000 の物質が、既存化学物質でそれに該当する 237 物質と共に、「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号）」に沿って、ばく露防止対策、作業環境測定、労働衛生教育、ラベルの表示・SDS の交付、記録の保存等の措置を

程度は、(高) 第一類>第二類>第三類(低)と解されている。

第一類物質：がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、製造工程で特に厳重な管理（製造許可）を必要とするもの

第二類物質：がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、第 1 類物質に該当し

ないもの

第三類物質：大量漏えいにより急性中毒を引き起こす物質（厚生労働省の WEB サイト

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei20/dl/04.pdf> 最終閲覧日：2021 年 8 月 16 日)

講ずべきとされていること、

キ 産業現場で用いられることが多い混合物については、その中にどの程度の重量割合で当該化学物質が含有される場合に、当該物質にかかる規制を適用するか、すなわち裾切値を明確化する必要がある、現に、特化則と有機則は、ラベル表示と SDS による通知（及びリスクアセスメント）の規制の適用について、裾切値を定めていること、ラベル表示については、人に対する変異原性・発がん性がある物質で0.1%、呼吸器感作性がある物質（気体）で0.2%、人に対する生殖毒性がある物質で0.3%、その他の有害性がある物質で1%となっており、通知等については、概ねそれより低い（＝厳しい）値となっていること、

また、物質の性質に応じた分類もあり、特化則では、第一類物質含有製剤などのうち含量が重量の1%を超えるものなど、各類型に応じた基準を超えた場合に、当該物質として扱う旨定めていること、有機溶剤については、有機溶剤一般の健康影響と特定の有機溶剤に特有の健康影響とがあつて、両者に対応するため、やや複雑な基準を設けており、有害性は、

（高）第一種＞第二種＞第三種（低）の区分を前提に、例えば、第一種有機溶剤の合計の重量比が5%を超えた場合には第一種有機溶剤として取扱い、第二種有機溶剤と第一種有機溶剤の合計が5%を超えた場合、第一種有機溶剤として取り扱われる場合を除き、第二種有機溶剤として取り扱われる旨規定されていること、特殊健診も、物質ごとの実施が予定されている場合、対象となる有機溶剤が5%

を超えて含まれる場合、実施義務が生じること（施行令第22条第2項、有機則第29条第1項、第2項）、

ク 特別規則による規制外にも有害性の高い物質が存在し、厚労省労働基準局には、その対策の手順が存在すること、すなわち、まず、「化学物質のリスク評価に係る企画検討会（企画検討会）」で、国のリスク評価方針の検討、主に国際がん研究機関（IARC）の区分（1→2A→2B）に則って、発がん性の次に生殖毒性等の順で、その対象物質の選定等を行うこと、選定された物質のうち製造・取扱量が500kgを超えるものは、安衛則第95条の6の対象物質となり、所定の様式による管轄労基署長への報告が義務づけられること、報告が出されると、「化学物質のリスク評価検討会（リスク評価検討会）」のもとで、所定の要領に基づき、使用状況や文献検索などにより初期リスク評価が行われ、さらに必要があれば詳細リスク評価が行われること、こうして、物理化学的性状、有害性、ばく露状況、ばく露労働者数等を要素として、リスクの総合判断が行われること、そのうえで、健康障害発生リスクのある作業については、「化学物質の健康障害防止措置に係る検討会（防止措置検討会）」で、その防止措置が検討され、特化則やがん原性指針の改定などが行われてきたこと、また、特殊健診項目の修正に際しては、主に「化学物質の健康診断に関する専門委員会」で検討されてきたこと、この手続は2005年度から開始され、2019年度までに220物質が報告対象となり、約20物質が特化則の規制対象となったこと、も

つとも、こうした従前のプロセスでは、新規化学物質等によるリスクへの対応が遅れがちなこと、捕捉されるハザードないしリスクに限界があること等を踏まえ、近年開催された厚生労働省「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」で、国によるGHS分類されたより多くの物質について、よりスピーディーにラベル表示、SDS 交付等の対象とするよう、積極的な方策が提言されたこと<sup>15</sup>、

ケ 安衛法は、法規則による規定の有効性を図ったり、法定外の対策を講じさせるため、従業員数50人以上の事業場につき、衛生管理者、産業医の選任を義務づけており、作業主任者と連携した対応が望まれること、衛生管理者は、法第10条第1項各号所定の業務（危険・健康障害防止措置、安全衛生教育、健診等健康の保持増進措置、災害原因調査と再発防止対策等）のうち衛生に関する技術的事項の管理を担当することとなっていること、産業医は、安衛則第13条第1項所定の事項（健診とその結果に基づく健康確保措置、長時間労働面接やその対象外の者への類似の措置、ストレスチェックの実施やその結果に基づく面接指導、その結果に基づく健康確保措置、作業環境管理、作業管理、他号が定めるもの以外の健康管理、健康教育・相談、衛生教育、健康障害原因の調査及び再発防止措置関連事項等）で医学に関する専門知識を必

要とするものを担当することとなっていること、作業主任者は、法第14条により、施行令第6条各号に定められた業務について、所要の技能講習修了者が選任され、当該作業に従事する労働者の指揮等を行うこととなっており、このうち第18号、第19号、第20号、第22号が、特化則、鉛則、四アルキル鉛則、有機則関係となっていること、

もつとも、彼らに法定外の自主管理を行わせるには荷が重い面があるため、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」とその関係通達が、事業場の実態に精通した当該事業場の労働者のうちから、化学物質等の管理の担当者（化学物質管理者）を指名して、そうした業務を行わせることが望ましいとしていること（近年開催された厚生労働省「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」では、GHS 分類済み危険有害物を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる事業場では、化学物質管理者を選任し、一定の業務を担当させることを義務付ける旨提言した（同検討会報告書（令和3年7月19日）<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000807679.pdf>））、

とはいえ、化学物質管理は専門性が高く、欧米ではインダストリアルハイジニストやオキュペイショナルハイジニストといった高度専門資格が設定されており、

<sup>15</sup> 厚生労働省のWEBサイト（資料① <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000737421.pdf>、資料② [\[00/000704772.pdf\]\(https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000704772.pdf\)、検討会報告書 \[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\\_19932.html\]\(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_19932.html\) いずれも最終閲覧日：2021年8月17日\)](https://www.mhlw.go.jp/content/113030</a></p>
</div>
<div data-bbox=)

日本でも作業環境測定士協会を事務局として認定オキュペイショナルハイジニストの育成と資格認定制度が開始されたが、2019年10月時点で45名しか登録されていなかったこと、

コ 化学物質対策では、基本的に慢性ばく露対策が基本となり、それには有害性の低い物質への代替などの本質的対策（3ステップアプローチでいう第1ステップ）が理想だが、知識、技術、コスト、産業利益などとの関係から困難なことも多いため、リスクアセスメントを行い、評価したリスクの程度に応じた対策の優先順位付けを行い、再評価により見いだされた残存リスクには追加対策を行うべきで、この際の対策では、上記の本質的対策のほか、局所排気装置の設置等の工学的対策、保護具の着用、教育訓練等の第2ステップ、第3ステップも検討されるべきこと、もっとも、それでも見逃されるばく露等に対応するため、健診を実施して、リスク評価結果と照合すべきこと、

化学物質による健康障害リスクの許容レベルとして重視されているのが、日本産業衛生学会が公表してきた許容濃度であり、「労働者が1日8時間、週40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に曝露された場合に、当該有害物質の平均濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度」と定義されていること、

このような基本的対策は、ほんらい、有害性のある全ての化学物質について行うべきであり、法第22条は、そのような

趣旨で一般的な定めを置いていること、特別衛生規則は、より健康障害発生リスクが高い化学物質に対して、リスク管理のための詳細な規定を設けているのであって、その規制を外れれば対応不要というわけではなく、がん原性指針は、そうした趣旨もあって設けられたこと、

サ リスクアセスメントは、危険有害性がある全ての化学物質について実施すべきだが、現行法は、物質ごとに規制の強度を分けており、先ず、第57条第1項所定の製造許可物質および第57条の2第1項所定の政令指定物質の対象となる物質（2021年1月1日時点で両者合わせて674物質）について、法第57条の3第1項で、実施を義務づけ、第2項で、その結果に基づく法令上の措置（衛生基準の実施）を義務づけ（\*既存の義務規定に連結する趣旨）、その他必要な健康障害防止措置を努力義務としていること、次に、安衛法第28条の2で、危険有害性を有するすべての化学物質に対してリスクアセスメントの実施を努力義務とし、その結果に基づく法令上の措置（衛生基準の実施）を義務づけ（\*既存の義務規定に連結する趣旨）、その他必要な健康障害防止措置を努力義務としたうえで、当初は同条、法第57条の3が新設されると、その第3項に基づき、化学物質に特化した指針（「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（基発0918第3号平成27年9月18日）（以下、「化学物質リスクアセスメント指針」とも言う））が発出されたこと、この指針は、リスクアセスメントからリスク低減措置の実施までの一連の措置の基本的

な考え方及び具体的な手順の例を示すとともに、これらの措置の実施上の留意事項を定めたものであること、リスクアセスメントの実施時期については、安衛法第 57 条の 3 第 1 項所定のリスクアセスメントの義務にかかる安衛則第 34 条の 2 の 7 が、原材料や作業方法の変更が生じた際や化学物質情報の変化が生じた際を規定しており、いわゆる「変更の管理」を求めていること、他方、安衛法第 28 条の 2 第 1 項所定のリスクアセスメントの努力義務にかかる安衛則第 24 条の 11 も、同様の規定を置いていること、もっとも、リスクアセスメントの本来目的に照らせば、新たにそれを実施する際には、全てのリスク要因を対象とすべきこと、

シ 化学物質のリスクアセスメントの第一歩となる有害性の確認に際して、国際的な統一化を図るために 2003 年に国連経済社会理事会で推進決議が採択されたのが、「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）であること、GHS は、危険有害性の類型ごとのレベル分けの基準やラベル、SDS の内容の統一化を図るルールを示すもので（従って、実際の分類は国ごとに行われることになる）、ラベル等での情報伝達手段として、絵表示（ピクトグラム）を用いたり、取扱い上の奨励措置も示していること、有害性の性質は、引火・爆発性等の物理化学的危険性、人の健康への有害性、環境への有害性の 3 種に分かれ、それぞれについて危険有害性の分類基準が示されていること、SDS（化学物質等

安全性データシート（Safety Data Sheet）は、化学物質やそれを含む混合物の譲渡提供者が、その危険有害性や取扱い方法等の情報を相手先に提供するための文書であり、物質の名称や、物理化学的性質、危険性、有害性（安衛法上の危険性、有害性については、表 2 を参照されたい）、曝露した際の応急措置、取扱・保管・廃棄方法などが記載されるべきこととされていること、対象となる危険物・有害物は、施行令、安衛則等に定められていること、

ラベル表示と SDS 交付について、安衛法は、第 1 段階として、第 57 条と第 57 条の 2 第 1 項で、政令指定物質と第 56 条第 1 項所定の製造許可物質について、譲渡提供者にラベル表示と SDS の交付を義務づけ、第 2 段階として、安衛則第 24 条の 14 と 15 で、厚労大臣が指定した危険有害化学物質（GHS に従って化学物質を分類したときに、危険有害性を有するもののうち第 1 段階の対象物質を除いたもの）等について、交付を努力義務としている（同時に、法第 28 条の 2 が定めるリスクアセスメントの努力義務の対象ともなる）こと、

ス 適切にリスクアセスメントを行うには、物質の有害性情報と共に、労働者のばく露状況の評価が必要となり、その推定方法として、作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリングがあること、それぞれに対応する基準値として、管理濃度、許容濃度、生物学的ばく露指標があること、

このうち許容濃度の定義は上述した通りだが、日本産業衛生学会が公表するも

ののほか、米国の ACGIH（American Conference of Governmental Industrial Hygienists：アメリカ合衆国産業衛生専門官会議）が公表する TLV、ドイツの DFG（Deutsche Forschungsgemeinschaft：ドイツ学術振興会）が公表する MAK などがあること、個人曝露測定がモニタリングの基本となっている国では、許容濃度が規制値とされることが多く、米国 OSHA の PEL(permissible exposure limits)などがそれに該当すること、許容濃度は、基本的に、過去の災害事例や動物実験データなどから理論的な無毒性量（NOAEL）を割り出し、個体差等を考慮するための安全係数を加味して決定するので、採用する知見や安全係数の選択などで差が生じるし、当然に新たな科学的知見の影響も受けること、物質によっては、短期間ばく露（15 分間の時間加重平均（時間荷重平均（TWA：Time Weighted Average）＝濃度×持続時間／総時間数で算出される。その範囲内にあれば、ほとんどの労働者に悪影響が生じない値を得るため、適当な時間の平均を算出することで得られる））や天井値（どの時点でも超えてはならない値）を設定することがあること、

管理濃度とは、作業環境管理のため、作業環境測定結果に基づき管理区分を決定するための指標であり、学会等の示す許容濃度等や各国のばく露規制等のほか、現実的な技術的実行可能性等も踏まえつつ、本来目的に沿うよう行政的見地から設定されるものであること、従って、その対象は、作業環境測定が義務づけられ

た物質となっており、作業環境評価基準の別表に記載され、適宜追加・見直しが図られていること、

生物学的ばく露指標とは、その範囲内にあれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される生物学的モニタリング値（：尿中代謝物や血液等に占める物質の濃度）のことであり、個人ばく露の許容濃度に対応していること、したがって、許容濃度を勧告している前述のような団体が提供しており、日本産業衛生学会では「生物学的許容値」、ACGIH では「Biological Exposure Indices(BEI)」、DFG では「Biological Tolerance Value(BAT)」を公表していること、日本では、有機則で有機溶剤等健診結果報告書、鉛則で鉛健診結果報告書に分布 1～3 の値が示されており、分布 3 が生物学的曝露指標に相当するとされていること、

セ 化学物質管理におけるリスクについて、ハザードは SDS から当該物質の GHS 分類を読み取れるが、災害発生確率は、測定・推計した曝露量を許容濃度等の基準値と比較して割り出すこと、許容濃度等の基準値は SDS に記載されていること、ばく露推定には、定量的方法と定性的方法があり、このうち定量的方法には、作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリングの 3 種があること、

セ 作業環境測定は、作業環境管理の一環であり、安衛法第 2 条で、「作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析のこと」と、体系的な内容の定義がなされていること、日本で

は、個人ばく露測定が法的に義務づけられていないため、どうしても、定量的な作業環境測定に比重が置かれがちとなること、

測定対象となる場所については、安衛法第 65 条第 1 項に基づき、施行令第 21 条に規定されていること、化学物質関係では、第 7 号が特化物、第 8 号が鉛、第 10 号が有機溶剤にかかる屋内作業場等を規定していること、また、各特別規則にも測定の章が設けられ、測定の対象業務から頻度、記録すべき項目、保存期間等諸々が規定されていること、作業環境測定の質的担保のため、作業環境測定法が、作業環境測定士や同測定機関について定めていること、

石崎報告で示されている通り、作業環境評価基準により、実施されるべきとされている測定には、以下の 4 種類があること、

A 測定：単位作業場所の平均的な環境を調べるために、単位作業場内につき 6 m 以内の等間隔で 5 点以上の格子点で測定

B 測定：ハザードの時間的・空間的な偏在や労働者の移動等を前提に、作業者が呼吸可能性がある中で最も濃度が高くなると考えられる点で測定

C 測定と D 測定は個人サンプリング法であり、両者の関係は、A 測定と B 測定の関係に近く、平均と特定の関係にあること、

C 測定：健康障害のリスクが高く、管理濃度が低く設定されている低管理濃度特定化学物質や有機溶剤を対象に、作業者の動きで呼吸域の濃度が変わるような

条件で、複数の労働者に長時間サンプラーを付けてサンプリングを行う測定

D 測定：発散源が作業者と共に移動するような条件で、発散源に近い場所で濃度が最も高い時間に行う測定

評価値には、次の 2 種類があること、

第 1 評価値：作業場をカバーする所定の測定点の実測値の高濃度側から 5% に当たる濃度

第 2 評価値：単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値

表 3 に示すように、作業環境評価基準では、A 測定のみ実施する場合、第 1 評価値が管理濃度に充たない場合が第 1 管理区分、

評価結果（管理状態の良し悪し）を示す管理区分には、以下の 3 種があること、

第 1 管理区分：当該単位作業場所のほとんど(九五%以上)の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、作業環境管理が適切であると判断される状態

第 2 管理区分：当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが、第一管理区分に比べ、作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

第 3 管理区分：当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でないと判断される状態

なお、第 1 評価値は管理濃度を超えるが、第 2 評価値（単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値）は管理濃度以下の場合が第 2 管理区分、平均値が管理濃度を超える場合が第 3 管



理区分となること、

測定値の時間的、場所的なばらつきや測定値の大小に惑わされず、リスクを適正に評価するため、測定値の評価（第 1 評価、第 2 評価）には、単純平均ではなく、平均・標準偏差をそれぞれ対数化（桁数で示す）した幾何平均・幾何標準偏差を用いられていること、

B 測定を用いる場合、それが 1 箇所での最大値を測るものなので、A 測定による第 1 評価値とを組み合わせた評価となり、第 1 評価値と B 測定値の双方が管理濃度に満たない場合を第 1 管理区分とし、第 2 評価値が管理濃度以下で B 測定値が管理濃度の 1.5 倍以下である場合を第 2 管理区分、第 2 評価値が管理濃度を超えるか B 測定値が管理濃度の 1.5 倍を超える場合を第 3 管理区分とすること、

個人サンプリング法を用いる場合には、C 測定→A 測定、D 測定→B 測定と読み替えて評価すること、

ソ 個人ばく露測定とは、個人の曝露量の定量的な推定であり、許容濃度を規制値としている国では化学物質にかかるリスクアセスメントの基本的手法となっているが、日本では規制値とされていないため、作業環境測定が基本的手法とさ

れていること（この点は、近年開催された厚生労働省「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」で、リスクアセスメントに、（仮称）ばく露限界値を充たしているか否かの評価を含める方向付けが図られた<sup>16)</sup>、個人ばく露測定ならば、屋外作業場での曝露評価も可能であるなどメリットも多く、日本産業衛生学会産業衛生技術部会は、平成 27 年 1 月にガイドラインを公表していること、個人ばく露測定にも、デザイン、サンプリング、分析の 3 段階があり、このうちデザインでは、やはり全労働者のばく露測定ではなく、サンプルとなる 5 点以上から成る「同等ばく露グループ」を設置して測定することとなること、測定時間は 8 時間/シフトが原則だが、ばく露の日間変動や作業者の場所の移動があるので、サンプルはランダムに選択する必要があること、労働者に携帯させるサンプラーがその負担とならないように配慮する必要があること、サンプリングは、作業者の呼吸域に近い場所で行う必要があること、機器にはパッシブサンプラーとクティブサンプラー、ローボリュームサンプラーとハイボリュームサンプラー<sup>17)</sup>といった種類があるので、条件や

<sup>16)</sup>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000704772.pdf>、検討会報告書  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19932.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19932.html) いずれも最終閲覧日：2021 年 8 月 17 日)

<sup>17)</sup> パッシブサンプラーは、サンプラーを吊るすなど放置しておく方法で、アクテ

ィブ法は、積極的に空気中の物質を吸引して吸着させる方法であり、ローボリュームエアサンプラーは、時間をかけて一定の空気を採取する測定方式で、中高濃度用であり、ハイボリュームエアサンプラーは、短時間で多くの空気を採取することができる測定装置で、ろ紙が目詰まりし易いため、低濃度用である。

用途に応じた使い分けが必要となること、

タ 労働衛生分野の生物学的モニタリングは、「労働の場において、有害因子に曝露している労働者の尿、血液等の生体試料中の当該有害物質濃度、その有害物の代謝物濃度、または、予防すべき影響の発生を予測・警告できるような影響の大きさを測定すること」と定義されており（日本産業衛生学会）、要するに、採取された生体試料中の化学物質やその代謝物（変換したもの）から作業者のばく露レベルを推定したり（ばく露モニタリング）、作業環境中の化学物質の定量分析から、作業者のばく露レベル等を評価するもの（影響モニタリング）だが、一般的にはばく露モニタリングを指すこと、

日本では、平成元年の有機則及び鉛則の改正から法に基づき実施されるようになったこと、

生物学的モニタリングの生体試料としては、尿、血液、呼気、毛髪などが用いられるが、安衛法令に基づくモニタリングでは、尿中代謝物検査が用いられていること、化学物質の代謝経路は複線的で、測定対象とする代謝物は、それが占める割合、測定の容易さ、特異性などを考慮して決定されること、このうち特異性は、他の化学物質へのばく露や食事等の影響からの差別化を意味すること、化学物質やその代謝物は、ばく露の一定期間後に体内で濃度がピークに達して徐々に減じるが、そのスピードが物質によって異なるため、一般的に半減期が重要な指標とされ、（ばく露後に）試料採取を行うタイミングが計られていること、保護具を着用していてもこの値が高い場合、保護具

の着用方法に問題がある可能性が窺われること、他の測定方法の値が低いのに、この値が高い場合、他の測定方法が不適切だったり、作業以外でのばく露が疑われること、

チ 化学物質への慢性ばく露のリスクの見積もりは、前述の通り、健康障害の重篤度（≡物質の有害性）と健康障害の発生可能性（≡ばく露推定値と許容濃度の対比）から行われ、後者には作業環境測定や個人ばく露測定が必要になるが、全ての場合での実施は難しいので、UKで開発されたILOのコントロール・バンディング法（ばく露レベルを、使用量と沸点から推定される揮発性／粉体については飛散性だけで評価する方法）などの簡易評価法が開発され、化学物質リスクアセスメント指針（「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（基発0918第3号平成27年9月18日））にも定められていること、この指針に定められた多数のリスクの見積法のうち一般的なのは、物質の有害性と作業環境測定から判明した物質の気中濃度等とその物質のばく露限界等を対比する方法（9（1）イの（ア））、化学物質を実測せず、その排出量と物質の性状等から環境中濃度を推定するための方程式等に基づいて算出する数理モデル（9（1）イの（イ））であること、物質の有害性の程度については、指針の別紙3にILOによる分類（A～Sまで）が例示されていること、作業環境測定や個人ばく露測定から推定したばく露の程度は、許容濃度との関係で、 $V$ ：測定値  $>$  許容濃度から  $I$ ：許容濃度  $\times 1/100 \cong$  測定値まで5段階で評価されて

いること、ただし、場所や移動などの前提条件の違いを考慮して、測定はランダムに 5 点以上で行われるので、日本産業衛生学会の「化学物質の個人曝露測定のガイドライン」では、算術平均値（AM）と対数正規分布（この点については、石崎報告書の要約のトを参照されたい）の上限 95%値（X95）の双方と曝露限界値（OEL）との関係から評価を行うことを提唱していること、このようにして、有害性レベルを縦軸、ばく露レベルを横軸にとることで、リスクレベルが評価されること、

なお、前述の通り、ILO のコントロール・バンディング法は、ばく露レベルを、使用量と沸点から推定される揮発性／粉体については飛散性だけで評価し、局排などの換気装置や作業時間等を考慮しないため、高めのリスクを示しがちなので、化学物質リスクアセスメント指針でも、こうした要素を加味した評価（修正）方法が示されていること、また、取扱量が少なくばく露限界値が設定されていないような物質でも対応できる精度を上げた簡易ツールとして、Chemical Risk Easy Assessment Tool Edited for Service Industry and MultiPLE workplaces（CREATE-SIMPLE）が日本で開発されており、曝露限界値やGHS区分情報から有害性の程度を判定し、取扱量、揮発性／発散性、含有率、換気情報、作業方法、呼吸用保護具、作業時間・頻度から曝露の程度を判定し、リスクを見積もる方法が採用されていること、もっとも、こうした簡易ツールの開発の背景には、日本では化学物質管理に関する専門家が不足

している事情もあると考えられること、一般的なリスクの見積もりは、経気道ばく露を前提としており、経皮ばく露なども想定せねばならないこと、ばく露推定は、同等ばく露グループを想定しているが、外れ値的な個人のばく露実態もあり得るので、特殊健診での問診等でカバーする必要があり、現に、令和 2 年 7 月の特殊健診制度の見直しの際に、化学物質を対象とした特殊健診一般で、必要な問診が行われることとなったこと（[https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anz\\_en\\_eisei/hourei\\_seido/\\_120676\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anz_en_eisei/hourei_seido/_120676_00002.html) 最終閲覧日：2021 年 8 月 23 日）、

ツ 化学物質にかかるリスクアセスメントを踏まえたリスクコントロールでは、①除去、②置き換え、③工学的対策や作業構成の見直し、④管理的対策、⑤個人用保護具の装着というように、発散源に近いところから優先的に対策されるべきとの原則があること、もっとも、工学的対策や保護具の装着のような物的対策は、管理的対策のような人的対策と両輪であること、複数の対策を組み合わせることにより有効となること、

上記のような対策をどのように講じる場合にも、化学物質管理の要諦はばく露防止であり、主に以下のような方策が法的に求められてきたこと、

#### （1）発散抑制

##### ①換気による発散抑制

局所排気装置やその一環であるプッシュプル型換気装置、全体換気装置による発散抑制については、有機溶剤中毒予防規則第 14 条、特定化学物質障害予防規則第

3 条～第 4 条、第 7 条～第 8 条、鉛中毒予防規則第 24 条～第 32 条に規定されていること、

#### 1) 局所排気装置

ここに掲げられた局所排気装置は、有害物の発散源に吸込み口（フード）を設け、ファンで気流をつくり、発生した有害物を吸い込み、ダクトで運んで空気清浄器で除去した上で大気に放出する装置のことで、囲い式フード（ブース型）と外付け指揮フードの 2 種類に分類されること、

囲い式フードは、発散源をフードで包囲して開口面に吸い込み気流をつくり、有害物質のフード外への漏出を防止でき、排風量が小さくても大きな効果を挙げられること、カバー型、ブース型、グローブボックス型、ドラフトチェンバー型、建築ブース型などがあり（図 3、図 5）、開口面が小さいほど効果が優れていること、

外付けフードは、発散源を包囲できない場合に発散源の周囲に吸い込み気流をつくって有害物質を吸引するもので、大きな排風量を要し（必要排風量＝発生源とフード間の距離の 2 乗）、乱れ気流の影響を受け易いこと、下方吸引型、側方吸引型、上方吸引型があること、飛散や熱気流などを利用して有害物を受け身的に捕捉するレシーバー式フードがあり、熱気の上昇気流などを利用して上部で捕捉するキャノピー型のほか、グラインダーの回転方向に飛散する粉じんを捕捉するカバー型などがあること（図 4、図 5）、

有機則や特化則には局排の風速に関する定めがあり、側方、下方吸引より上方

吸引の方が強力な風速が求められていること、また、直接的な法定事項ではないが、発生源とフード間に作業者の顔が侵入してばく露しないよう留意する必要があること、

#### 2) プッシュプル型換気装置

プッシュプル型換気装置は、有害物質の発散源を挟んで吹き出し用（プッシュフード）と吸い込み用（プルフード）のフードを向き合いで設置する換気装置であること、これには、周囲を壁で囲い、作業室全体にプッシュプル気流をつくる「密閉式」と周囲を囲わずにプッシュとプルのフードを設けて室内の一部にプッシュプル気流をつくる「開放式」があること、

#### 3) 全体換気装置

全体換気装置は、作業場外から清浄な空気を取り込み、作業場内で発散した有害物質と混合、希釈させながら作業場外に排出し、作業場内の有害物質の濃度を無害な程度に低減し、作業者のばく露を少なくする換気方法であり、希釈換気装置とも呼ばれ、局排やプッシュプル型換気装置ほどの機能はないこと、

#### ②局排等以外の発散抑制措置

局排等の設置が困難な例や、より有効な発散抑制措置もあることを踏まえ、平成 24 年の有機則・特化則改正により、そうした措置によりリスク評価の結果第 1 管理区分となるときは、所轄労基署長の許可を受けて局排等を設けないことができる旨規定されたこと（有機則第 13 条）、具体例には、発散した化学物質を含む空気をドラフトチェンバー型フード内で吸引する方法や、手持ちの装置の先端から

化学物質を含む液体を対象物に吹き付け塗布すると同時に先端付近に取り付けられた吸入口より吸引し、収集した化学物質を活性炭等のフィルターに吸着させて作業場内に清浄された空気を排気する方法があること、許可に際して、以前は専門家検討会の審査が求められていたが、現在は、一定の技術的事項を充たす限り、所轄労基署長の判断で足りることとされていること、

### ③作業環境測定結果に基づく発散状況の改善

安衛法施行令第21条所定の作業場のうち粉じん・特定化学物質・石綿・鉛および有機溶剤に係るものには、作業環境評価基準が適用され、その良否により第1管理区分から第3管理区分に区分されること、第3管理区分となった場合、そのこと自体で罰則は科されないが、測定結果の評価の記録、評価結果に基づく措置、措置後の再測定とその結果の評価（粉じん則第26条の3など）、第2管理区分となった場合、測定結果の評価の記録、改善措置の労働者への周知（粉じん則第26条の4など）が求められること、

### (2) 個人用保護具

作業環境管理が困難な場合等には、労働衛生保護具の装着が次善のばく露防止手段となるため、法令上も、特定化学物質障害予防規則第43条～第45条、有機溶剤中毒予防規則第32条～第34条、鉛中毒予防規則第58条、第59条等（四アルキル鉛中毒予防規則は、業務に係る措置として記載）で、準備、労働者に使用させること、労働者が使用すること、保守管理等が規定されていること、

保護具は、検定に合格し、条件に見合った適切なものの選択と共に、適切な装着、保守管理を行うことが重要な意味をもつこと、

衛生保護具には、防毒マスク、送気マスクや空気呼吸器などの呼吸用保護具のほか、経皮吸収などを防ぐ化学防護服、化学防護手袋、保護メガネなどがあること、

#### ①呼吸用保護具

呼吸用保護具には、大別して「給気式」と「ろ過式」があり、前者は人の呼吸が困難な酸素濃度18%未満、後者は18%以上に適応すること、前者は、文字通り空気を積極的に供給するもので、送気マスク（圧縮空気を送るエアラインマスクと自然の空気を送るホースマスク）と空気呼吸器（自ら酸素ボンベ等を背負って使用する給気する呼吸器）があり、後者は、装着者自身の呼吸を利用し、ろ過材や吸収缶を通じて粉じんや有毒ガスなどを除去するもので、防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付呼吸用保護具に区分されること、

防毒マスクは、面体と吸収缶から成り、吸収缶の種類や顔とマスクの隙間（密着性）などにより、直結式小型、直結式、隔離式に分類されること、直結式小型は、面体に直接吸収缶が着いているもので、低濃度に対応し、直結式も同様だが、吸収缶が中濃度に対応すること、隔離式は、面体と吸収缶を連結管で繋ぐタイプで、高濃度対応であること、他方、作業者自身の呼吸を利用するろ過式に分類される電動ファン付き呼吸用保護具(Powered Air Purifying Respirators : PAPR)は、装

着した電動ファンで空気中の粉じんを除去してから清浄な空気を着用者の顔に送る呼吸器マスクであり、一般的に防護率が高いとされているが、有毒ガスや化学物質は除去できないので、防毒マスクや給気式の送気マスクを使う必要があること、

給気式	送気マスク	エアラインマスク
		ホースマスク
	空気呼吸器（自給式呼吸器）	
ろ過式	防塵マスク	取り換え式
		使い捨て式
	防毒マスク	防毒マスク
		防塵機能付き防毒マスク
電動ファン付き呼吸用保護具（PAPR）		

（森晃爾氏作成）

防毒マスクについては、厚生労働省より「防毒マスクの選択、使用等について」は平成17年2月7日付け基発第0207007号」が出されており、型式検定合格品の使用、有害物質や作業内容に適し、作業者にフィットするマスクの選択、保護具着用管理責任者の指名、作業限度時間の

設定、吸収缶の定期的な交換等が記されていること、

#### ②化学防護服・手袋

経皮吸収等による健康障害を防止するため、化学防護服・手袋が有効となる場合があり、このうち手袋は、酸、アルカリ、有機溶剤等の液体・気体、粒子状の化学物質を取り扱う作業者に適応し、材料（ゴム、プラスチック等）によって性能等が変わる（特に有機溶剤では物質ごとにプラスチックへの浸透状況が異なる）ので、対象物質や作業のあり方による選択が求められること、厚生労働省の「化学防護手袋の選択、使用等について（平成29年1月12日付け基発0112第6号）」には、保護具着用管理者が適正な選択、着用及び取扱方法に関する労働者への指導、適正な保守管理、使用状況の監視等を行うべきこと、対象物質や作業のあり方による選択を行うべきこと、その際、透過耐性や作業性が考慮されるべきこと、取扱説明書等がない化学物質については、その組成、作業内容、作業時間等を考慮した選択を行うべきこと等が記されていること、

近年、オルトートルイジンや MOCA（防水材、床材や全天候型舗装材などに利用されるウレタン樹脂の「硬化剤」で、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン<sup>18)</sup>）の経皮吸収による膀胱がんの多発を受け、安衛則及び特化則が

<sup>18)</sup> 厚生労働省の WEB サイト  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000137389.html>、  
[Houdouhappyou-11305000-  
 Roudoukijunkyokuanzenseiseibu-  
 Kagakubushitsutaisakuka/ref.pdf 最終閲  
 覧日：2021年8月28日）より。](https://www.mhlw.go.jp/file/04-</a></p>
</div>
<div data-bbox=)

改正され、オルトートルイジンは特化物に追加され、両者にかかる特殊検診での対応が図られ（オルトートルイジンにかかる特殊健診の実施の義務づけと MOCA にかかる健診項目に膀胱がん検診の追加）、また、両者にかかる作業での保護手袋等の使用が義務づけられたこと（安衛則第 594 条、特化則第 44 条第 2 項を参照されたい）、保護手袋等の使用が義務づけられる物質は限られているが、皮膚障害や経皮吸収の可能性が SDS や許容濃度勧告等に示された物質については同様の管理が求められること、

テ 特殊健診は、有害物等を取り扱う作業に従事する労働者に対し、作業環境管理や作業管理ではばく露のリスクを完全に除去できないことを前提に事業者課される特別な健康管理の義務と関連し、労働者個人ごとに、特定の有害要因へのばく露による標的臓器の障害等の健康影響の関係と共に、必ずしもばく露と関わらない健康障害の発見を目的とするものであること、前者の一環として、作業条件の簡易な調査や生物学的モニタリングが項目立てされていること、

特殊健診には法定特殊健診と任意特殊健診があり、法定特殊健診には、安衛法第 66 条第 2 項に基づく医師による特殊健診と同第 3 項に基づく歯科医師による特殊健診があること、前者の対象業務は施行令第 22 条第 1 項、後者の対象業務は施行令第 22 条第 3 項に列挙され、後者については、安衛則第 48 条が実施の時期と頻度を定めていること、それらを前提に、特化則、石綿則、四アルキル鉛則、有機則が詳細を規定しているが、それらの制

定以後 40 年以上経過して諸条件が変化したことを受けて特殊健診項目の見直しが行われ、必須項目に労働者のばく露状況の適切な把握のための作業条件の簡易な調査が追加されたこと、具体的には、単位作業場所での作業環境測定結果や作業工程や有害物質の取扱量の変化、局排、保護具の使用状況等の情報が確認されること、他方、任意特殊健診は、厚労省の複数の通達で勧奨されており、塩基性酸化マンガンを筆頭に全 29 項目のうちの多くが化学物質であること、

健診は、事後措置が講じられることで初めて意義を持つので、安衛法第 66 条の 4 から第 66 条の 5 と各特別規則に、配置、作業の変更、時短、深夜業の削減、作業環境測定の実施、施設・設備の整備、医師らの意見の安全衛生委員会等への報告などの事後措置が定められていること、

ト 特定の危険業務に従事した者を対象とする特別健康管理制度の一環に健康管理手帳制度があり、施行令第 23 条、安衛則第 53 条が定めるがん発症等のリスクのある業務従事者が離職の際には事業場所在地の都道府県労働局長、離職後には住所地の都道府県労働局長に所定の書式をもって申請することで交付され、在職時から継続して定期的に無償で健診を受診できることとなっていること、

ナ 許容濃度が適応しない群の一部に母性保護を要する女性があり、労基法第 64 条の 3 第 1 項は、妊婦と産後 1 年内の女性向けに妊娠、出産、哺育等に有害な業務について就業制限を規定し、第 2 項は、妊娠・出産に影響する業務に限り、厚生労働省令（女性労働基準規則）によ

って、第 1 項の対象以外の女性にも就業制限を準用できる旨を規定していること、女性労働基準規則のうち化学物質に関する規制は第 2 条第 18 号であり、作業環境測定義務があつて管理濃度が設定されている物質（安衛法施行令第 21 条）のうち、GHS 分類により生殖毒性又は生殖細胞変異原性が区分 1（毒性や変異原性が既に認められているもの）又は授乳影響ありに該当する物質（25 物質）を発散する場所における業務であつて送気マスク等の着用が義務付けられている業務もしくは物質ごとの作業環境測定の結果が第 3 管理区分とされた屋内作業場における業務を対象としていること、第 18 号所定の業務には、女性労働基準規則第 2 条第 2 項（労基法第 64 条の 3 第 1 項により産後 1 年を経過しない女性の就業を制限する業務）および第 3 条（労基法第 64 条の 3 第 2 項により同条第 1 項の規定を準用する業務）の両者が適用されていることから、基本的にすべての女性が就業制限を受けること、もっとも、18 号所定の物質以外にも生殖毒性等を持つ物質はあるため、この規定のみで母性保護が図れるとは限らないこと、

ナ 安衛法は直接的に明記していないが、化学物質に関し、同法第 57 条は、SDS 交付義務の対象である 674 物質につき、容器に入れ、又は包装し、又は提供する者に、化学物質の名称、人体への作用、取扱い上の注意点等の表示義務を課しており、特別規則は、作業環境測定の評価結果等を労働者に周知する義務（例えば有機則第 28 条の 3、第 28 条の 4）や特殊健診結果を労働者に通知する義務

（例えば有機則第 30 条の 2 の 2）を課していること、リスクアセスメント結果については、化学物質リスクアセスメント指針が労働者への周知等の義務を課していることなどから、リスク関連情報についての労働者の知る権利の保障を図っていると解されること、

ニ 化学物質管理でも極めて有効な方法の 1 つに、「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Act）」（「PDCA サイクル」）を回して事業場の安全衛生水準の向上を図る労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）があり、2018 年 3 月には ISO45001 が発行され、日本でも日本独自の慣習や制度を採り入れた JISQ45100 が（中災防と日本規格協会からの申し出を受け）厚生労働大臣より公表されたこと、

OHSMS は、労働安全衛生法上、安衛則第 24 条の 2（厚生労働大臣が、安全衛生方針の表明（第 1 号）、法定のリスクアセスメントと改善措置（第 2 号）、安全衛生目標の設定（第 3 号）、安全衛生にかかる PDCA（第 4 号）を要素とする自主的活動を促進するための指針を公表できる旨の定め）で、事業者の自主的活動を促進するための指針として位置付けられ、その中核であるリスクアセスメントが、法第 28 条の 2 で事業者の努力義務とされ、化学物質の一部について第 57 条の 3 で事業者が義務づけられているが、OHSMS 自体が法的に義務づけられたり、努力義務とされてはいないこと、安衛則第 24 条の 2 が定める指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」であり、1999 年に公表され、2019 年には



ISO45001 との整合性を図るための改正が行われたこと、

ISO45001 は、プロセスを重視する「取り組みの計画」と結果を重視する「目標達成のための計画」を求めており、前者には、①評価したリスク等への対処、②法的要求事項等への対処、③緊急事態への準備が含まれること、計画に基づかない取り組みとして、「変更の管理」等のプロセスが想定されていること、いずれにせよ、定期的なレビューを通じた継続的改善が求められていること、

化学物質対策では、職場の有害物質の特定（6.1.2.1 危険源の特定：番号はISO45001 の箇条）、それによる健康障害リスクの評価（6.1.2.2 労働安全衛生リスクの評価）、許容できない場合の曝露軽減対策（8.1.2 危険源の除去及び労働安全衛生リスクの低減）のほか、呼吸用保護具や保護衣の着装の確保、管理、保護具については、フィットテスト、局所排気装置の設置と保守、特殊健診と事後措置等（6.1.3 法的要求事項及びその他の要求事項の決定）などが求められ、「取り組みの計画」にインプットされること（6.1.4 取り組みの計画策定）、緊急事態への準備として、急性中毒のリスクを伴う物質への対応（8.2 緊急事態への準備対応）、変更の管理として、新たな化学物質の導入時の先行的なリスク評価、SDS の最新版への更新（8.1.3 変更の管理）、これらの取り組

みの適時の見直し（9 パフォーマンス評価）と改善（10 改善）等が求められることになること、

平成 18 年安衛法改正の際に、第 88 条が改正され、OHSMS の導入を図り、計画的に安全衛生リスク管理を行っている事業者については同条所定の計画の届出等を免除するインセンティブ措置が設けられたが、労基署長の認定を要することを含め、インセンティブの不十分さから、殆ど利用されていないこと、

又 特別規則による規制には、以下のようなものがあること、

（1）特別化学物質障害予防規則（特化則）<sup>19</sup>

特化則の対象物質（以下の図を参照されたい）は、安衛法施行令別表第 3 が規定しており、第 1 号は第 1 類物質、第 2 号は第 2 類物質、第 3 号は第 3 類物質を定めていること、これらは以下のように説明されること、

第 1 類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、概ね製造許可物質に当たり、一部を除き特別管理物質から成るもの

第 2 類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、第 1 類物質に該当しないもの

第 3 類物質：大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質であって非特別管理物質から成るもの

<sup>19</sup> 厚生労働省の WEB サイト

(<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/0007516-08.pdf> 最終閲覧日：2021 年 9 月 1 日)

及び三協化学株式会社の WEB サイト

(<https://www.sankyo-chem.com/wpsankyo/1324> 最終閲覧日：2021 年 9 月 1 日) より。

第3類物質等：特定第2類物質又は第3類物質

もっとも、特化則の規制対象物質（特定化学物質：特化物）は、区々多様な性質を持っているため、更に細かい分類がなされていること、まず、各類の中でも発がん性（の疑い）がある物質を「特別管理物質」としたこと、また、第2類物質を以下の4種類に区分したこと、

①オーラミン等：尿路系器官にがん等の腫瘍を発生するおそれのある物質

②特定第2類物質：特に漏洩に留意すべき物質であって、特別管理物質と非特別管理物質から成るもの

③特別有機溶剤等：発がん性のおそれが指摘される物で有機溶剤と同様の作用があり、蒸気による中毒を発生させるおそれのある物質であって、有機溶剤中毒予防規則（有機則）が準用され、特別管理物質から成るもの

④管理第2類物質：それ以外の物質であって、特別管理物質と非特別管理物質から成るもの

区 分							
禁 止 物 質	特定化学物質						
	第 1 類 物 質	第2類物質			第 3 類 物 質	第 3 類 物 質 等	特 別 管 理 物 質
		特 定 第 2 類 物 質	オ ー ラ ミ ン 等	管 理 第 2 類 物 質			

（厚生労働省のWEBサイト  
（ <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka->

roudoukyoku/content/contents/000751608.pdf 最終閲覧日：2021年9月1日）より。）

特化物の規制において重要なのは、含有濃度と管理濃度であり、前者は、特化物が混合溶剤として用いられることが多いことを前提に、単体としての規制を受ける含有量（重要比率）≒裾切り値を指し、第2類物質については特化則別表第1、第3類物質については特化則別表第2で規定されていること、第1類物質については、安衛法施行令別表第3第1号8に規定されていること、

規制内容をみると、第1類、第2類物質については、密閉設備、囲い式フードの局排又はプッシュプル型換気装置の設置を原則とし（第1類につき第3条、第2類につき第4、第5条）、除じん、排ガス・排液処理などの用後処理（第3章：第9条～第12条の2）、接合部、バルブ、出入口などからの漏えい防止（第4章：第13条～第26条）、特化物作業主任者の選任、設備の定期自主検査、作業環境測定と結果の評価などの管理（第5章：第27条～第38条の4）、塩素化ビフェニル等、インジウム化合物等、エチレンオキシド等の特殊な物質を取り扱う作業にかかる特殊な管理（第5章の2：第38条の5～第38条の20）、特殊健診の実施、記録の保存、医師からの意見聴取、事後措置、労基署長への報告、漏えいした特化物へばく露した場合の緊急健診等（第6章：第39条～第42条）、呼吸用保護具の備え付け、経皮吸収や皮膚障害を招く物質にばく露する作業での保護衣、保護

手袋、保護長靴等の備え付けと着装の確保等（第7章：第43条～第45条）、製造禁止物質（法第55条）の免除の手續と製造許可物質（法第56条）の許可の手續・基準等（第8章：第46条～第50条の2）<sup>20</sup>、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の内容（健康障害防止措置、作業環境の改善方法や保護具の取扱い方法等を含む）（第9章：第51条）、特別管理物質の製造・取扱い事業者が事業を廃止する場合の報告（第10章：第52条、第53条）が定められていること、

このうち特殊健診にかかる規制は、特化則が異なる性質の化学物質を規制しているため、物質ごとに健康診断項目を規定していること、すなわち、安衛法上の特殊健診の対象を定める安衛法施行令第22条第1項第3号が、第1類物質および第2類物質（エチレンオキシド、ホルムアルデヒドを除く）を指定し、更に特化則別表第3がそれに対応する健診項目を規定していること、その項目にかかる健診の結果、自覚症状が認められる等異常の疑いがある医師が必要と認める者には、別表第4所定の項目の健診を行うこととされていること、エチレンオキシド、ホルムアルデヒドは、特定の標的臓器を対象とした健康診断項目を設定しにくいことから、安衛則第13条第1項第2号ヲの「これらに準ずる有害物」に該当するものとして、労働安全衛生規則

第45条の特定業務従事者健診の対象となっていること、特定業務従事者健診では、一般健診の一環として、それと同様の幅広い項目が診査されること、特別管理物質については、30年間の記録保存義務が課されていること（第40条第2項）、

特定有機溶剤混合物（特別有機溶剤同士の混合物や特別有機溶剤と有機溶剤との混合物であって、特別有機溶剤と有機溶剤の含有率の合計が5%を超える物に限る）については、有機溶剤の一般的性質も有しているため、別途、健診（第41条の2）と緊急診断（第42条）の規定が設けられていること、

ネ 鉛は、鉛蓄電池の電極、金属の快削性向上のための合金成分、鉛ガラス（光学レンズやクリスタルガラス）、美術工芸品（例えばステンドグラスの縁）、防音・制振シートや免震用ダンパー、銃弾、電子材料など、幅広い用途を持ち、GHS分類では、生殖細胞変異原性区分2、発がん性区分2、生殖毒性区分1A、特定標的臓器・全身毒性(反復曝露)区分1(造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系、免疫系)など、強い有毒性を有すること、

鉛則の規制内容をみると、第5条から第23条までは、鉛製錬等にかかる焙焼（ばいしょう）、焼結、溶鋳等、銅製錬等にかかる溶鋳、溶融等、鉛蓄電池の製造等にかかる鉛等の溶融、 casting等、電線等

<sup>20</sup> 黄燐マッチなどの製造禁止物質は発がん性物質ばかりではないが、特化則はもとより様々な物質を規制対象としているし、製造許可物質は、施行令別表第3で

あり、特化則の規制対象物質でもあるので、安衛法上の製造禁止・許可物質は、特化則で取り扱える。

の製造にかかる鉛の溶融、鉛合金の製造等にかかる鉛や鉛合金の溶融、鋳造等、鉛化合物の製造にかかる鉛等の溶融、鋳造等の鉛作業について、局排やプッシュプル型換気装置を設けること等を定め、第 24 条から第 32 条までは、局排、プッシュプル型、全体換気装置等の構造、性能、取付位置などを定め、第 33 条および第 34 条は、施行令第 6 条が定める鉛作業に鉛作業主任者を選任し、所定の事項を行わせるべきことを定め、第 35 条から第 38 条までは、局排等の設備の性能維持するための定期自主検査や結果の記録等を定め、第 39 条から第 42 条までは、粉状鉛や焼結鉛等を入れるホッパーの下方での作業、鉛を含む塗料のかき落とし業務等の危険業務にかかる諸措置を定め、第 43 条から第 44 条までは、粉状の鉛等の安全な保管方法、粉状鉛等を入れていた容器等からの粉じん発散防止措置を定め、第 45 条から第 51 条までは、休憩室とその清潔の確保、粉状鉛等をまとった呼吸用保護具や保護衣類等の隔離保管、鉛業務を行う屋内作業場等の清掃等鉛業務を取り巻く環境の衛生の確保を定め、第 53 条から第 57 条までは、鉛業務にかかる特殊健診の実施、結果の保存、結果に基づく医師からの意見聴取、本人への通知、結果報告書の労基署長への提出、腹部痙攣など一定の症状を呈する従事者を医師に受診させるべきこと、鉛中毒罹患者等の就業禁止等を定め、第 58 条および第 59 条は、鉛業務に従事させる労働者に呼吸用保護具や保護衣類等を着装させること等を定め、第 60 条は、鉛作業主任者技能講習の内容（健康障害防止措置、作業

環境の改善方法や保護具の取扱い方法等を含む）等を定めていること、

設備としては、局排、プッシュプル型換気装置と除じん装置が求められ、保護具としては、呼吸用保護具が必須とされていること、健診では、施行令第 22 条第 1 項第 4 号所掲の粉じん業務に常時従事する労働者の標的臓器への影響を評価するために、作業条件の調査、貧血検査、赤血球中のプロトポルフィリン量の検査、神経内科学的検査が必須とされていること、

ノ 四アルキル鉛は、鉛に 4 つの塩基（酸と対の関係にあるアルカリ性の物質）を伴う特異臭を持ち、揮発しやすい無色の液体で、以前は自動車用アンチノック剤として使用されてきたが、最近では航空ガソリン用アンチノック剤として使用されるのみとなっていること、強い有害性をもつこと、

四アルキル鉛則の規制内容をみると、第 2 条は、その製造に際して、装置等の構造の密閉化、作業場所の隔離、作業場所の床を不浸透性とすること、作業労働者用の休憩室等の設置、点検と漏えい対策、作業労働者に有機ガス用防毒マスクを携帯させること等の事業者による措置と労働者による保護具の使用や携帯を定め、第 4 条は、施行令別表第 5 第 2 号所掲の四アルキル作業（ガソリンに四アルキル鉛則を混入させる作業）に労働者を従事させる場合の諸措置（装置等の構造、作業場所の換気の確保、ドラム缶からの完全吸引、保護前掛け・手袋・長靴・有機ガス用防毒マスクを労働者に着装させること等）を定め、第 5 条は、施行令別

表第 5 第 3 号所掲の四アルキル作業（第 2 号所掲のガソリン混入作業に用いる機械等の修理等の作業）に労働者を従事させる場合の装置等の汚染除去、保護前掛け・手袋・長靴・有機ガス用防毒マスクを労働者に装着させること等を定め、第 6 条は、汚染のおそれのあるタンク内業務に従事させる場合に講じるべき措置を定め、第 7 条は、第 6 条の加鉛ガソリン用タンク内業務への準用等を定め、第 8 条は、施行令別表第 5 第 5 号所掲の業務（四アルキル鉛を含む残滓物（廃液を含む）を取り扱う業務）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 9 条は、施行令別表第 5 第 6 号所掲の業務（四アルキル鉛が入っているドラムかん等の容器を取り扱う業務）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 10 条は、施行令別表第 5 第 7 号所掲の業務（四アルキル鉛を用いる研究）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置（ドラフトの設置、保護前掛けや保護手袋の装着の確保等）を定め、第 11 条は、自然換気が不十分で、四アルキル鉛に汚染されているかそのおそれのある場所で汚染除去作業に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 12 条は、加鉛ガソリンを燃料用以外に用いる業務に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 13 条は、加鉛ガソリンで手足等を洗わないよう、洗わないよう定め、第 14 条は、施行令第 6 条第 20 号（別表第 5 第 1 号～第 6 号まで又は第 8 号所掲の四アルキル鉛等業務（四アルキル鉛の製造、混入等それにばく露するおそれのある業務）に作業主任者を選任すべき旨の規定）所

掲の業務に作業主任者を選任すべきことを定め、第 15 条は、当該作業主任者に行わせるべき職務を定め、第 16 条は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させる場合に保護具、保護衣等の保守点検を行うべきこと等を定め、第 17 条は、四アルキル鉛業務を行う作業場所に、洗身、救急、拡散防止、補修用の薬品を備えるべきことを定め、第 18 条は、業務従事後に洗身させるべきことを定め、第 19 条は、四アルキル鉛等業務を行う作業場所等への労働者の立ち入りを禁止すべきこと等を定め、第 20 条は、労働者が所定の四アルキル鉛中毒にかかるおそれがある場合に、当該労働者を退避させるべきこと等を定め、第 21 条は、労働者を四アルキル鉛業務等に就かせる場合に、特別教育を行うべきことを定め、第 22 条は、施行令第 22 条第 1 項第 5 号所掲の業務（別表第 5 号所掲の四アルキル鉛業務等）に常時従事する労働者への特殊健診を定め、第 23 条は、健診結果に基づき健診個人票を作成して 5 年保存すべきことを定め、第 23 条の 2 は、健診結果に基づく医師からの意見聴取について定め、第 23 条の 3 は、健診結果の本人への通知について定め、第 24 条は、健診結果報告書の管轄労基署長への提出について定め、第 25 条は、身体が四アルキル鉛に汚染された者など四アルキル鉛へのばく露による健康障害のおそれのある一定の者を医師に受診させるべきことを定め、第 26 条は、四アルキル鉛業務等に従事させることが不相当と医師が認めた者の就業禁止等を定め、第 27 条は、特化物と四アルキル鉛等にかかる作業主任者の技能講習等に関する定めは

特化則に委ねることを定めていること、

しかし、平成 30 年の特殊健診実施状況によると、四アルキル鉛健診の受診労働者はゼロであり、国内には対象業務が存在しないと解されること、

ハ 有機溶剤は、他の物質を溶かす性質を持ち、毒性の強い蒸気を発生させる液体であり、汚染衣類を浸して行うドライクリーニング、塗料を薄めて粘度を下げるシンナー、マニキュア除去液、接着剤、染み抜きなどとして使用されるものであること、

有機則の規制対象は、同第 1 章第 1 条に定められており、施行令別表第 6 の 2 所掲の有機溶剤（第 1 号）のほか、有機溶剤等（有機溶剤が重量の 5%を超える有機溶剤混合物）（第 2 号）、第 1 種有機溶剤等（有害性が強い一・ニージクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）（施行令第 6 の 2 第 28 号）又は二硫化炭素（同第 38 号）、それが重量の 5%を超える混合物等）（第 3 号）、第 2 種有機溶剤等（施行令第 6 の 2 所掲の有機溶剤のうち第 1 種有機溶剤等に次いで有害性が強い 31 物質又は 4 物質、それが重量の 5%を超える混合物等）、第 3 種有機溶剤等（有機溶剤等のうち第 1 種、第 2 種に当たらないもの）の 5 種であること、

有機則の規制内容をみると、第 2 条と第 3 条は、一定条件を充たす業務にかかる適用除外を定め（ただし、第 2 条の適用除外に行政の認定は不要）、第 4 条は、第 3 条の適用除外認定手続（所轄労基署長への申請等）を定め、第 5 条は、第 1 種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等にかかる有機溶剤業務に労働者を従事させる

場合に、発散源の密閉装置、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けるべきこと等を定め、第 6 条は、第 3 種有機溶剤等にかかる有機溶剤業務に労働者を従事させる場合に、前条所定の 3 種の装置のほか、全体換気装置の設置でも良いこと等を定め、第 7 条は、屋内作業場の周壁が外気に向けて開放されている場合等における第 5 条の適用除外を定め、第 8 条は、臨時に屋内での有機溶剤業務を行う場合で、タンク等の内部以外の場所で労働者を従事させる場合における第 5 条の適用除外等を定め、第 9 条は、労働者を屋内での有機溶剤業務に従事させる時間が短時間であり、かつ全体換気装置を設ける場合の特例を定め、第 10 条は、屋内での壁・床・天井について行う有機溶剤業務に労働者を従事させる場合で、有機溶剤の発散面が広くて第 5 条等所定の設備（密閉、局排、プッシュプル）が適応しない場合の特例（全体換気装置をもって足りる）を定め、第 11 条は、反応槽（微生物による有機物の分解など様々な化学反応を生じさせるタンク）など作業上有機溶剤を適正に取り扱える設備があつて、労働者のばく露防止のための措置が講じられている場合の特例（全体換気装置をもって足りる）を定め、第 12 条は、温熱設備を使用する有機溶剤業務につき、温熱の上昇気流で蒸気を排出する設備を設けた場合の特例（密閉、局排、プッシュプル型、全体換気装置のいずれも設置不要）、第 13 条は、第 10 条とは異なり有機溶剤業務一般について、それに労働者を従事させる場合で、有機溶剤の発散面が広くて第 5 条等所定の設備（密

閉、局排、プッシュプル）が適応しない場合に、管轄労基署長の許可を得た場合の特例（いずれの装置も設置不要）を定め、第13条の2は、次条（第13条の3）所定の発散防止抑制措置にかかる許可を受けるために、適任者に労働者のばく露防止の確保を確認させるなど所定の措置を講じた上で有機溶剤の濃度を測定した場合の第5条の特例（密閉、局排、プッシュプルの設置不要）を定め、第13条の3は、発散防止抑制措置を講じ、作業環境測定基準等に準じて有機溶剤の濃度測定を行った結果、第一管理区分となった場合、所轄労基署長の許可を受けて、密閉、局排、プッシュプルの設置を不要とする旨等を定め、第14条は、局排の機能の確保のためのフードやダクトの仕様や設置の適正化（フードを発散源に近接させる等）を定め、第15条は、局排の排風機（図6参照）を空気清浄装置より排気口側に設置すべきこと（有機溶剤の蒸気等が直接排風機にあたると、爆発危険を生じたり、ファンが腐食したりするため）等を定め、第15条の2は、局排、プッシュプル、全体換気装置等の排気口を直接外気に開放すべきこと等を定め、第16条は、局排が型式ごとに所定の制御風速を持つべきこと等を定め、第16条の2は、プッシュプル型が、所定の構造と性能を担保すべきことを定め、第17条は、全体換気装置が担保すべき換気機能を定め、第18条は、設置した局排、プッシュプル、全体換気装置の（所定の制御風速以上など一定性能での）稼働の確保を定め、第18条の2は、過去1年半の間、所定の作業環境測定の結果、第一管理区分であっ

た場合で、次条所定の許可を受けるため、有機溶剤濃度の測定を行う場合の前条の適用除外等を定め、第18条の3は、局排の稼働が第16条所定の制御風速に満たない場合でも、作業環境測定基準による評価で第一管理区分となった場合の第18条の特例（特例制御風速での稼働が可能なこと）等を定め、第19条は、施行令第6条第22号が法第14条に基づき定める作業主任者を選任すべき有機溶剤作業に該当しない作業を定め、第19条の2は、有機溶剤作業主任者に行わせるべき職務を定め、第20条は、法第45条が定期自主検査を求める機械等に、本規則第5条、第6条所定の局排が該当することと、1年以内ごとに定期自主検査を実施すべきこと、自主検査の対象等を定め、第20条の2は、前条と同じく本規則第5条、第6条所定のプッシュプル型が該当することと、1年以内ごとに自主検査を行うべきこと、検査の対象等を定め、第21条は、前2条の検査結果の記録と3年間の保存を定め、第22条は、第20条第1項所定の局排の最初の使用時や改造時等に、所定事項につき点検すべきこと、その規定が第20条の2第1項所定のプッシュプル型にも準用されることを定め、第23条は、第20条第2項、第3項の自主検査や前条の点検時に異常を認めた場合の補修の義務を定め、第24条は、屋内で労働者を有機溶剤業務に従事させる場合に周知すべき事柄（有機溶剤の有害性や取扱い上の注意事項等）を定め、第25条は、屋内で労働者を有機溶剤業務に従事させる場合に、その有機溶剤の区分を色分け等で表示すべきことを定め、第26条は、タンク内で

労働者を有機溶剤業務に従事させる場合に講ずべき措置（開口部の開放、汚染した場合等に身体を洗浄させること等）を定め、第 27 条は、タンク等の内部での有機溶剤業務で所定の事故が生じた場合に労働者を事故現場から退避させるべきこと等を定め、第 28 条は、施行令第 21 条第 10 号所定の作業環境測定を行うべき有機溶剤業務を特定すると共に、屋内作業場につき 6 ヶ月以内ごとの濃度測定、測定結果等の記録と 3 年間の保存等を定め、第 28 条の 2 は、前条所定の屋内作業場について、同条所定の濃度測定法第 65 条第 5 項所定の（労働局長の指示による労働衛生指導医の意見を踏まえた）作業環境測定が行われた場合、管理区分評価を行うべきことを定め、第 28 条の 3 は、前条による管理区分評価で第 3 管理区分となった場所につき、設備、作業方法等の点検とその結果に基づく改善措置を講じ、管理区分の格上げを図るべきこと、改善措置の効果を測定・評価すべきこと等を定め、第 28 条の 4 は、作業環境評価で第 2 管理区分となった場合に、設備、作業方法等の点検とその結果に基づく改善措置を講じる等の努力義務と、その場所につき、評価の記録と改善措置を所定の方法で労働者に周知する義務を定め、第 29 条は、特殊健診を行うべき有害業務として施行令第 22 条第 1 項第 6 号に掲げられた有機溶剤業務（所定の屋内作業場等で別表第 6 の 2 所掲の有機溶剤を製造又は取り扱う業務のうち省令で定めるもの）につき、屋内作業場等での有機溶剤業務のうち、取扱量が少ない所定の場合以外に特定する旨（第 1 項）、健診の実施対象

は、その有機溶剤業務に常時従事する者とし、雇入れ時、有害業務への配置時とその後 6 ヶ月以内ごとに所定事項につき行うべきこと等（第 2 項）のほか、当該有害業務のうち本規則別表上欄所掲の有機溶剤等にかかる業務に常時従事する労働者には、その物質の区分に応じて同表下欄所掲の特殊健診を行うべきこと（第 3 項）、第 2 項所掲の労働者で医師が必要と認める者につき、健診項目を追加すること（第 5 項）等を定め、第 30 条は、前条所定の特殊健診（有機溶剤等健康診断）の結果に基づき、健診個人票を作成し、5 年間保存すべきことを定め、第 30 条の 2 は、この特殊健診（第 29 条）について、法第 66 条の 4 所定の健診結果に基づく医師からの意見聴取の方法（期限や聴取した意見の記録）等を定め、第 30 条の 2 の 2 は、この特殊健診結果の労働者への通知を定め、第 30 条の 3 は、この特殊健診の結果報告書の所轄労基署長への提出の義務を定め、第 30 条の 4 は、労働者が有機溶剤で著しく汚染した場合等に医師を受診させるべきこと等を定め、第 31 条は、この特殊健診で 3 年以上有機溶剤による異常所見がみつからなかった場合、所轄労基署長の許可により、当該健診から医師からの意見聴取までを免除される旨等を定め、第 32 条は、有機溶剤等を入れたことのあるタンク内部での業務など一定の業務に労働者を従事させる場合、送気マスクを使用させるべきこと等を定め、第 33 条は、汚染のおそれのあるタンク内業務に従事させる場合に講じるべき措置として全体換気装置を設置したタンク内での業務など一定の業務に労働者を従事



させる場合に、送気マスクや専用防毒マスクを使用させるべきこと等を定め、第33条の2は、本規則が労働者に使用させること等を定めた保護具（送気マスクや防毒マスク等）を、一定数以上備え、常時メンテナンスすべきことを定め、第34条は、本規則が定める一定の有機溶剤業務に従事する労働者は、その間保護具を使用すべきことを定め、第35条は、有機溶剤等を屋内に貯蔵する際に漏えい防止などのため講ずべき措置（堅固な容器の使用等）を定め、第36条は、有機溶剤等を入れた空容器の密閉、屋外での集積等を定め、第37条は、有機溶剤作業主任者技能講習の内容（健康障害防止措置、作業環境の改善方法や保護具の取扱い方法等を含む）等を定めていること、等が示されている。

### 3 平岡・吉川ほか報告（建設業での土砂崩壊にかかる規制科学）

（分担報告書の執筆は完了、ここでの整理は未了）

### 4 北岡報告（罪刑法定主義と安全衛生の確保の関係）

（分担報告書の執筆は完了、ここでの整理は未了）

## 四 社会調査の結果（資料）

### 1 日本での社会調査の結果

現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等を調べるため、民間のWEBによるモニター調査を行う業者（ネオマーケ

ティング社）に依頼し、企業等で安全衛生に直接・間接に関わる者を対象として、有効回答数1000を得られることの事前の出現率調査を経て、彼／彼女らを対象とする社会調査を行い、現に当該有効回答数を得た。

所属企業規模は、1-49人が全体の4割程度を占めたが、1,000人以上も2割ほど、100人以上では4割ほどに達した。

職種・職位は、企業の経営者（約2割）や経営企画職（約8%）、人事労務担当者（約15%）、ライン管理職（約1割）から、安全衛生担当職（約7%）、一般職（約3割）に至るまで、幅広い層にわたった。個人事業主が回答者全体の2割ほどおり、経営者には個人事業主も含まれると解される。公務員も4%ほどいた。産業保健職は少なかった（0.5%）。

回答者の所属先の業種は、製造業が2割、サービス業、建設業、卸売・小売業が各1割強の割合だった。調査の仕組みから、回答者は、一定以上は安全衛生への関心を持つ者と考えられるため、伝統的に労災が多かった業種が中心ながら、三次産業でも安全衛生への関心が広がってきている可能性が窺われた。

もっとも、回答者の年齢層は40代から60代で全体の約8割を占めており、若年層の関心はあまり得られていないことも窺われた。

こうした回答者の属性は、日本で安全衛生に関心を持つ者の傾向と概ね一致していると思われ、本調査結果のある程度の信頼性が窺われた（なお、こうしたWEB調査の信頼性が担保される条件については、本田則恵「インターネット調

査・モニター調査の特質—モニター型インターネット調査を活用するための課題—」日本労働研究雑誌 551 号 32-41 頁（2006 年）などを参照した）。

現行安衛法の成立後、労災が大幅に減少した理由と考えられる長所を選択式・複数回答可で尋ねたところ、安全衛生管理体制が整備されていることが最多で約 5 割、危害防止基準の整備が約 4 割、危害防止基準が分かり易いことが約 3 割、事業者の自主的な取り組みを促進する内容となっていることも 3 割弱、主な義務付けの対象を事業者としていることが約 25%、労働者を対象とした義務規定を置いていることが約 2 割、その他、本法のもとで、労働行政が安全衛生を重視した監督指導を行って来たことも 2 割弱に達した。

安全衛生が、一律的な法令による一律的な強制より、関係者を広く巻き込み、その自発的な行動を促さない限り達し得ないものであること、つまり、関係者の安全行動への働きかけを行う仕掛けが重要であることが窺われた。ただし、回答者の関係法令知識の調査結果とクロス検索したところ、危害防止基準の整備を評価する声は、法令知識に詳しい者の方が高かったので、これまでに策定されてきた危害防止基準は、比較的「玄人受け」し易いことも窺われた。

現行安衛法につき、専門家が本格的に検討すべき課題を尋ねたところ、条文の中でよく用いられる「危険を及ぼすおそれ」などの抽象的な文言の判断基準が最多で 4 割弱（「常時」、「事業者」の文言の意味内容も各 3 割弱）、建設安全のため、

その設計者・発注者などに法的義務を課すことの是非と内容が 3 割弱（機械安全や化学物質対策のため、製造業者・加工業者などの譲渡提供者に法的義務を課すことの是非と内容も約 2 割）、中小企業の安全衛生管理の向上策が約 25%、経営層の安全衛生意識と知識を高める方策が約 2 割、増加する高年齢者に多い安全衛生上のリスクを考慮した規制のあり方が約 15%に達したが、労災民事裁判での安衛法の意義は約 1 割、産業ロボットへの接触に関する規制のあり方は 5%未満、アメリカのインダストリアル・ハイジニストのような高いレベルの化学物質管理の専門家を認定する国家資格の創設は約 2%に過ぎなかった。

回答者を専門家に限定しない調査の限界かもしれないが、専門家向けの調査でも回答の傾向はさほど変わらないかもしれない。

対象を経営層（経営者、役員）（N=260/1000）のうち、経営上安全衛生を大いに重視しているか重視していると回答した約半数に理由を尋ねたところ、労災被害者の発生が人間としていたたまれないためが 6 割強、労災が他の社員の士気や帰属意識に悪影響を及ぼすためが 5 割強、労災による経済的損失は 5 割弱に達したが、経営トップの方針だからや、そうした企業風土があるからは約 2 割に過ぎなかった。

経営上安全衛生を重視している証として具体的に講じている施策を、企業（事業）規模別に、選択式・回答 3 つまでの条件で尋ねたところ、従業員数 500 人以上では、安全衛生専門部署を設け、従業

員 100 人あたり 1 人以上のスタッフを配置しているが 5 割を超え、そうした専門部署のスタッフを社内（団体内）の中枢部門等で活用しているも 5 割近くに達した。従業員数 500 人未満では、社内（団体内）に安全衛生担当者を選任し、実際に活動させているが 5 割強、安全・衛生委員会を開催しているが約 35% だった。

安全衛生をあまり重視していないか重視していないと回答した経営層に理由を尋ねたところ、企業（団体）が殆ど／全く労災を経験していないためが最多で 5 割強、労災が生じても他の社員の士気や帰属意識にあまり悪影響を及ぼさないためが約 25% だった。

経営層の安全衛生意識には、経営層のモラルへの訴えかけや過去の労災体験のほか、組織内の従業員が労災を起こす組織への帰属意識を低下させるか否か、つまり、従業員の労働意欲や定着率が少なからず影響することが窺われた。

## 2 UK での社会調査の結果

2020 年度に、2019 年度に日本で行った社会調査（前項）とほぼ同様の調査を UK でも実施した。UK に本拠を置く大手のインターネットベースの市場調査会社（YouGov）に委託し、企業や団体で安全衛生に関係する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

回答者の所属する業種は多岐にわたっており、教育関係が約 14% で最多、その他、製造業約 10%、他に分類されないサービス業 7%、建設業、情報通信業、卸売・小売業約 6%、地方自治体、不動産、飲食宿泊業約 4% などとなっていた。企

業規模にも幅があり、従業員数 10 人未満約 3 割、10-49 人約 11%、50-99 人約 10%、100-499 人約 2 割、1000 以上約 25% だった。

その結果を一言でいえば、やはり安全衛生文化の高さがデータとして顕在化したように思われる。

たとえば、

①そもそも回答者にトップマネジメント層が多かった（経営者約 25%、役員クラス約 17% だったほか、人事労務担当部署以外の中間管理職も 27% だった）うえ、安全衛生を重視している企業は、かなりの割合で安全衛生担当役員等の上級管理者を選任していた（安全衛生を重視する経営者のうち約 67%）、

②安全衛生の専門家のステータスが高い。従って、その専門家でありさえすれば、他の中枢部門に配置されなくても、その意見が尊重されることがうかがわれた（安全衛生を重視する経営層のうち約 66%。ただし、高額の報酬を支払うとの回答は約 13% にとどまった）、

③後述するように、HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景として、日本の安衛法と同様の回答が多かったが、サプライチェーンの川上から川下までをカバーする規制を指摘する者が多かった（約 52%）、また、HSE（安全衛生専門の行政機関）が専門性の高い監督指導を行っているとの指摘も多かった（43%）、

④UK では産業医制度が法定されていない。法定の必要性を尋ねたところ、殆ど不要との回答だった。GP（実地医家）が同様の機能を果たしているうえ、健康

問題を扱う専門家は、医師でなくてもステータスが高いため、知識と説得力の両面で、医師である必要がない可能性が窺われた、

⑤企業内で安全衛生法をよく知る者の割合はさほど多くないが（本調査への回答で、よく知っているは約 14%、それなりに知っているは約 47%だった）、その分、専門知識を持つ担当者を信頼していることが窺われた、

等が特徴的だった。

他方、

⑥HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景は、安全衛生管理体制の構築と応えた者が多く（約 51%）、それと共に、経営者・管理者が負う法的責任の重さ（約 54%）、危害防止基準の充実（約 48%）も高い割合だった、

⑦現行安衛法制度の厳しさ・緩さについて概ね妥当との回答者が多かった（約 8割）、

⑧安全衛生を重視する経営層（経営者と役員クラスのうち、非常に重視するが全体の約 67%、それなりに重視するが全体の約 25%いた）に、その理由を確認したところ、日本と同様に、労災が生じると良心が痛むという人道的理由が圧倒的に多く（約 52%）、従業員の帰属意識の低下（約 36%）、法的制裁、会社の方針であること（約 27%）、賠償金（約 24%）などが続いた、

⑨安全衛生を重視する中小企業の経営層が実際に講じている措置は、企業内での安全衛生担当者の選任（約 28%）、企業外のコンサルタントの選任（約 22%）

だった、

⑩安全衛生を重視しない経営層の重視しない理由のトップは、過去の労災経験がないことだった（約 4割）、

等の点は、日本と共通している。

検討すべき政策上の重要課題としては、メンタルヘルス（約 40%）、クラウドワーク等を行うフリーランスの安全衛生（約 24%）などが高い割合だった。また、安衛法制の完成度と実効性が高い UK においてなお、企業規模を問わない経営層の意識の向上（約 28%）、法文上、雇用者が講じるべき安全衛生上の諸措置の基準とされている、「合理的に実行可能な（reasonably practicable）」の定義の明確化（約 27%）などを指摘する者も多かった。

なお、調査票を作成する段階で、イギリスでは 60 歳以上の者は殆ど働かないので、高齢労働者の安全衛生問題は重視されない、との指摘があり、該当する選択肢を削除した。

日本の安衛法は、大きな災防効果を果たしてきたが、まだまだできることがあることが窺われる。

#### D. 考察及びE. 結論

本プロジェクトの目的を達するために要する作業は膨大で、総勢 30 名程度の研究者等の参画を得ており、未だ逐条解説も完了し得ていないが（内容的には、半ば安全衛生行政の試行錯誤の棚卸しのような様を呈している）、現段階で得られた知見は、要約、以下の通り（図 1 を参照されたい）。

日本の安衛法は、道交法などと同様に、

人の生命・身体・財産を主な保護法益としてきた。しかし、どちらも、3E（規制、技術、教育）等による安全行動の秩序（無形財）の形成を図ることで、社会・経済条件等の変化の中で、大きな災害防止効果を挙げてきた。安衛法の場合、以前は、技術者が解明した労災の再発防止策をそのまま義務規定としていたが、十分な災防効果を挙げられなかったことから、経営工学等を活用した、より本質的な対策が盛り込まれて、災防効果が現れた。典型例は、発注者や元請事業者等に作業場の安全を統括管理させる規制や、経営利益の帰属主体である事業者に最終責任を負わせると共に、安全管理者や衛生管理者、作業主任者などの専門知識を持つ担当者を活用するよう義務づけた規定である。

その後、安全に比べて、リスク要因や有効な対策が不明確だったり、個別性が求められる衛生問題や健康問題に焦点が当たると、作業環境測定法、長時間労働面接制度、ストレスチェック制度のように、専門家の活用を重視する法制度の整備が進んだ。近年は、がん患者の治療と就労の両立支援、副業・兼業・フリーランスの健康促進策のように、安衛法に基づき、労働者のみならず、その関係者のQOLやQOWLの実現を図る政策が進められるようになってきている。これは、技術的法制度が社会的法制度に変質してきたということである。

こうした法制度の展開を通じて、技術的な再発防止策をルール化した安全衛生基準の整備や、安全衛生技術の開発は進んだが、リスク創出者等の管理責任負担

原則や、経営者・組織の意識や知識の向上、未解明のリスク対応などの積み残し課題も多い。そうした課題の集積とも言えるのが、化学物質対策である。

こうした日本の法制度とそれを支える文化は、日本より高水準の安全衛生を達成しているイギリスなどとは異なるが、民事法上の安全・健康配慮義務が発展し、使用者らに安全衛生上のリスク管理を幅広く求めるようになってきている。少子高齢化も背景に、特に健康配慮義務の展開が著しい。

もともと、災防効果との関係では、①達すべき目的、②構築すべき体制、③方法論の明示、の重要性は変わっていない。特に、不確実性（原因と対策が不明確なこと）が強い、ないし個人個人の自己決定（自分に関わることは自ら決めること）との調整が求められる健康対策では、③（及び②）をガイドライン等のソフト・ローにして、事業場の実情に応じた方法論を許容する方策が求められる。

本研究プロジェクトが目的の1つとした安全衛生法に関する学会の設立は、2020年11月の日本産業保健法学会（JAOHL (<https://jaohl.jp/>)）の設立をもって果たされた。本学会は、安全衛生全体の推進を目的としているが、職場の健康問題は、使用者の責任が強化される一方で、責任の所在が不明確となり易く、法的紛争が増えていること、問題の未然防止を法制度がリードしてきたこと、の2点から、産業保健を焦点とした。必然的に、産業保健の法律論に関心を持つ方々が増えているため、そうした方々の集うプラットフォームを形成しつつ、安

全衛生全般の法学研究と法教育も積極的に行うことを想定している。

実績は以下の通り。

1. 2021年9月に、統一テーマ（「法知識を踏まえた問題解決を考える」）のもと、厚生労働省ほか10団体の後援、一般財団法人日本予防医学協会の協賛、3学会（日本産業精神保健学会、日本産業ストレス学会、日本職業・災害医学会）との連携をもって、第1回学術大会を開催し、7つの講演、9つのシンポジウム（3学会との連携シンポを含む）、その他17（関係学問の最前線3、ワークショップ4、事例検討1、一般演題7、協賛セミナー2）が行われ、約800名が参加して、好評を得た。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る労務問題について、2020年5月5日に、弁護士を中心としたプロジェクトチームを組織し、Q&A形式の解説をWEBサイトに公開した。アクセス件数は16万件以上に達している。

本学会は、立道昌幸理事が研究代表を務める厚生労働省の令和3年度労災疾病臨床研究事業費補助金による、職域での新興感染症対策ガイドラインの策定等を目的とした研究事業のうち、法制度の調査研究を賛助しており、吉田肇理事が当該研究をリードしている。その研究成果の一部は、このサイトでも公表される予定である。

3. 日本産業精神保健学会、日本産業ストレス学会、日本職業・災害医学会の大会で、連携シンポジウムを開催して頂いた。日本産業精神保健学会では、第27回大会と第28回大会で、日本職業・災害

医学会では、第69回大会で連携シンポジウムが開催された。日本産業ストレス学会では、第29回大会での連携シンポジウムの開催が予定されている。日本産業衛生学会でも、第95回大会で連携シンポジウム（模擬裁判）の開催が予定されている。

4. 全国の主要12箇所の産業保健総合支援センターと連携し、各標準5回、弁護士や法学者らによる連続講座（「産業保健と法」）を合計60コマ程度開催し、受講者アンケートで総じて9割程度から有益評価を得た。また、学会独自の研修会では、計4回、のべ約1000名の受講者に産業保健と法に関する重要テーマについて多職種の講師により講話され、7-8割の有益評価を得た。

5. 本学会の意義や活動に関する紹介文が、産経新聞、日本経済新聞等の一般誌のほか、NBL（商事法務）、ビジネスレバートレンド（JILPT）、会社法務A2Z（第一法規）、産業医学ジャーナル（産業医学振興財団）、DIO（連合総研）、労働法律旬報（旬報社）など多くの専門誌に掲載された。

6. 2021年8月8日に、学界全体への貢献を目して、学術英語学会と共催で、英文学術書出版セミナーが開催され、国内在住の人文・社会科学系研究者には困難な、海外出版社からの英文研究書出版について、木村俊介氏、当学会の三柴文典からの経験談と共に、UKの大手出版社Routledgeのシニア・エディターであるKirk Alison氏へのインタビューの記録が示された（その動画は、当学会のWEBサイトで公開されている）。

7.国際的な労働法学者である Richard Johnstone 教授、UK の産業保健法学の権威である Diana Kloss 教授を編集者に迎え、英文ジャーナルの発行準備を進めてきた。国際労働法研究ネットワークに掲載され（<http://labourlawresearch.net/news/new-journal-occupational-health-law>）、ギグエコノミーと安衛法を2022年秋号の特集テーマとすることが決定し、海外の有力な学者の投稿が内諾されている。別途、法文ジャーナルの発行準備も進められている。

本研究プロジェクトの最終目的は法改正提案だが、この研究期間内は、その前提条件整備に注力した。すなわち、今後永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題として、体系書のコンテンツづくりと、そのための多職種間の知的、人的交流に注力した。そうした学際的取り組みは質的に極めて困難で、量的にも、約30に及ぶ分担報告書を代表者一人が精査して要約しつつ修正を促すという膨大な作業を要する（制作予定の体系書は1500頁あまりに達すると予想される）。法改正提案は、上述のような、日本での社会調査の結果、UKでの社会調査の結果の他は、各分担報告書、第20回、第21回会議で行われた現・元行政官対象のアンケート調査結果の検討の記録に散在させたにとどまっている。より具体的かつ体系的な提案は、別のプロジェクトに引き継ぎたい。

その際には、本研究プロジェクトの調査結果のほか、このプロジェクトの前身に当たる「リスクアセスメントを核とし

た諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（H26-労働-一般-001）（研究代表者：三柴丈典）」の示唆も踏まえる所存である。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

Takenori Mishiba: The background and current state of implementing a legal system for stress checks in Japan, *Industrial Health*（早期公開中 <https://doi.org/10.2486/indhealth.2021-0090>）

三柴丈典共著：産業保健マニュアル（改訂8版）, (南山堂) 産業保健に関する裁判事例 81-88, 2021

三柴丈典：病気休職と期間満了退職—東海旅客鉄道事件—, 別冊ジュリスト（有斐閣） 257 154-155, 2022

三柴丈典：日本産業保健法学会の設立とワクチン接種に関する見解, *NBL*（株式会社商事法務） 1205 1-1, 2021

淀川亮、三柴丈典：【職域で新型コロナウイルスに向き合う⑥】新型コロナウイルス感染症の労務問題, *産業医学ジャーナル* 44（2） 20-25, 2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(31) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(16), *産業医学ジャーナル* 44（6） 36-45, 2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(30) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(15), *産業医学ジャーナル* 44（5） 38-46, 2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(29) 休

復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(14), 産業医学ジャーナル 44 (4) 28-34,2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(28) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(13), 産業医学ジャーナル 44 (3) 42-46,2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(27) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(12), 産業医学ジャーナル 44 (2) 31-36,2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(26) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(11), 産業医学ジャーナル 44 (1) 41-47,2021

三柴丈典：産業医・産業保健制度の強化と関係者の法的責任（～特集：働き方改革と健康課題～）,

健康管理(株式会社保健文化社) 67 (2 通巻 788 号)19-32,2020

三柴丈典：職場のメンタルヘルスと法比較法的・学際的アプローチ,法律文化社 ( Workplace Mental Health Law: Comparative Perspectives,Routledge,2020 の邦語版) ,2020

Takenori Mishiba: Workplace Mental Health Law: Comparative Perspectives, Routledge, 2020

淀川亮、三柴丈典：リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生法制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究の紹介,労働安全衛生研究, 13 (2) 173-180,2020

田中建一、三柴丈典：神奈川 SR 経営労務センター事件の教訓（統一テーマ：

産業保健と法～産業保健を支援する法律論～）, 産業医学レビュー, 33 (2) 151-163,2020

向井蘭、森本英樹、三柴丈典：産業保健に貢献できる就業規則のあり方（統一テーマ：産業保健と法～産業保健を支援する法律論～）, 産業医学レビュー, 33 (2) 142-150,2020

林幹浩、淀川亮、清水元貴、三柴丈典：健康情報等の取扱いと法（統一テーマ：産業保健と法～産業保健を支援する法律論～）, 産業医学レビュー, 33 (2) 123-140,2020

三柴丈典：産業保健法学の狙い～日本産業保健法学会の設立を控えて～（統一テーマ：産業保健と法～産業保健を支援する法律論～）, 産業医学レビュー, 33 (2) 83-103,2020

三柴丈典：産業医制度はなぜ必要なのか～働き方改革関連法の施行を踏まえて改めて考える～,DIO.2020

三柴丈典：講座：産業保健と法(25) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(10), 産業医学ジャーナル 43 (6) 52-56,2020

三柴丈典：副業・兼業者、フリーランスに対する安全衛生法政策に関する試論,労働法学研究会報 71 (21) 4-31,2020

三柴丈典：講座：産業保健と法(24) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(9), 産業医学ジャーナル 43 (5) 36-39,2020

三柴丈典：講座：産業保健と法(23) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(8), 産業医学ジャーナル 43 (4) 34-38,2020



三柴文典：講座：産業保健と法(22) 休  
復職と法～一律的な判断基準に代わるも  
の～(7), 産業医学ジャーナル 43 (3) 49-  
53,2020

大藪俊之. 職場の安全衛生管理に関する  
規制の実効性確保—労働安全衛生法の場  
合—. 佛教大学社会学部論集第 70,1-  
18,2020

ほか

## 2. 学会発表

三柴文典：「厚労科研の調査結果を素  
材として」

第 27 回日本産業精神保健学会 メイン  
シンポジウム 1 指定発言「産業精神保健  
における多職種連携 その障壁と解決方向」

2021 年 2 月 13 日（大阪大学コンベン  
ションセンター）

三柴文典：「ドイツにおける精神障害  
による社会保険受給者への 給付の適正化  
策について —ドイツ労災保険組合  
（DGUV）・健康保険組合（GKV）から  
得られた情報—」

第 27 回日本産業精神保健学会 シンポ  
ジウム 指定発言「仕事を原因とした精神  
疾患の発症により労災認定を受けた長期  
療養者に対する治療と社会復帰支援」

2021 年 2 月 14 日（大阪大学コンベン  
ションセンター）

三柴文典：「産業保健と法～法知識を  
踏まえた問題解決を考える～（共同開  
催：日本産業保健法学会）」

第 27 回日本産業精神保健学会 メイン  
シンポジウム 2 座長

2021 年 2 月 14 日（大阪大学コンベン  
ションセンター）

三柴文典：「安全衛生と法と文化～実  
務に役立つ法的責任論～」

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学  
物質対策課化学物質評価室 令和 2 年度職  
場における化学物質管理に関するリスク  
コミュニケーション（意見交換会）（第  
2 回）基調講演

2021 年 2 月 24 日（TKP 新橋カンファ  
レンスセンター）

三柴文典：「法的観点から」

第 40 回日本社会精神医学会 シンポジ  
ウム 4「日本産業精神保健学会 新型コロ  
ナウイルス感染症渦中に おける産業精神  
保健の課題 ～将来の働き方を踏まえて～」

2021 年 3 月 5 日（オンライン開催）

三柴文典：「安衛法が労災を減らした  
理由を考える～日本産業保健法学会の設  
立を踏まえて～」

第 94 回日本産業衛生学会 教育講演 2

2021 年 5 月 20 日（まつもと市民芸術  
館、梅風閣およびライブ配信）

三柴文典：「新型コロナ禍の労務に関  
する法律論」

第 75 回日本交通医学会総会 シンポジ  
ウム『ウィズコロナ時代の産業保健』

2021 年 9 月 18 日（オンライン開催）

三柴文典：「【COVID-19 に関連した  
職域の現在の諸問題】COVID-19 に関す  
る労務問題と法」

第 117 回日本精神神経学会学術総会 委  
員会シンポジウム 12（精神保健に関する  
委員会）

2021 年 9 月 19 日（国立京都国際会館、  
およびオンデマンド配信）

三柴文典：「産業保健と法～産業保健  
法学の狙い～」

日本産業保健法学会第1回学術大会 大会長講演

2021年9月23日（一橋大学 一橋講堂、およびライブ、オンデマンド配信）

三柴丈典：「健康情報等の取扱いと法」

日本産業保健法学会第1回学術大会 教育講演1

2021年9月23日（一橋大学 一橋講堂、およびライブ、オンデマンド配信）

三柴丈典：「ドイツにおける精神障害による労災保険受給者への給付の適正化策についてードイツ労災保険組合（DGUV）・健康保険組合（GKV）から得られた情報ー」

日本産業保健法学会第1回学術大会 連携学会との共同シンポジウム2【日本産業精神保健学会】労災保険受給者の復職支援と療養の在り方・精神障害者を念頭に-

2021年9月23日（一橋大学 一橋講堂、およびライブ、オンデマンド配信）

三柴丈典：「健康情報の取扱い法理と産業医の役割」

第138回大会 日本労働法学会 ワークショップ 第2部第2会場 報告

2021年11月7日（オンライン開催）

日本労働法学会誌 135号所収予定

三柴丈典：「新型コロナに係る諸外国の職域対策の動向（経過報告）」

第28回日本産業精神保健学会 メインシンポジウム 1 日本産業保健法学会との共同シンポジウム 指定発言

2021年11月20日（一橋大学 一橋講堂、およびライブ、オンデマンド配信）

三柴丈典：「ポストコロナの働き方と法 ～テレワークを焦点に～」

第31回日本産業衛生学会全国協議会メインシンポジウム第二部 「ポストコロナの働き方・産業衛生への提言」

2021年12月5日（三重県総合文化センター、およびライブ、オンデマンド配信）

原俊之：「ドイツ労働安全衛生法制における『危険可能性』の概念と意義」

第137回大会 日本労働法学会 個別報告 第3会場 報告

2020年11月1日（オンライン開催）  
ほか

## G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当せず。

2. 実用新案登録

該当せず。

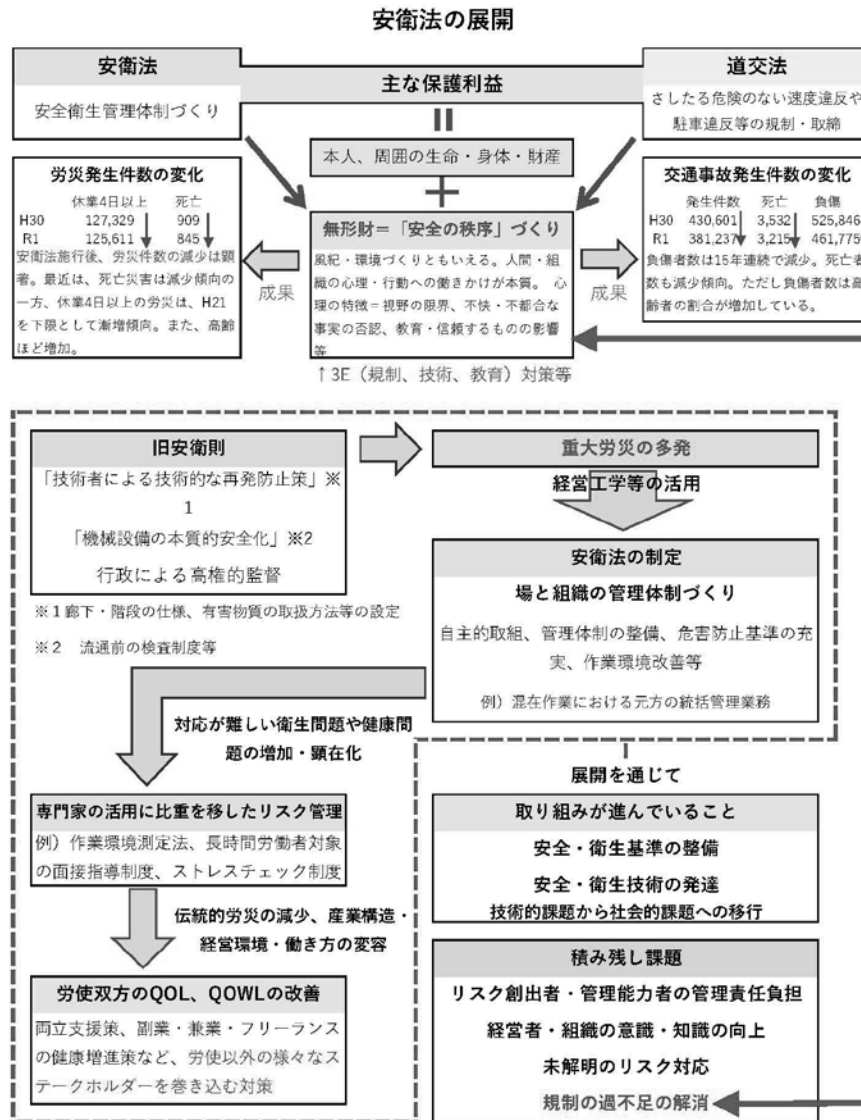
3. その他

該当せず。

## H. 引用文献

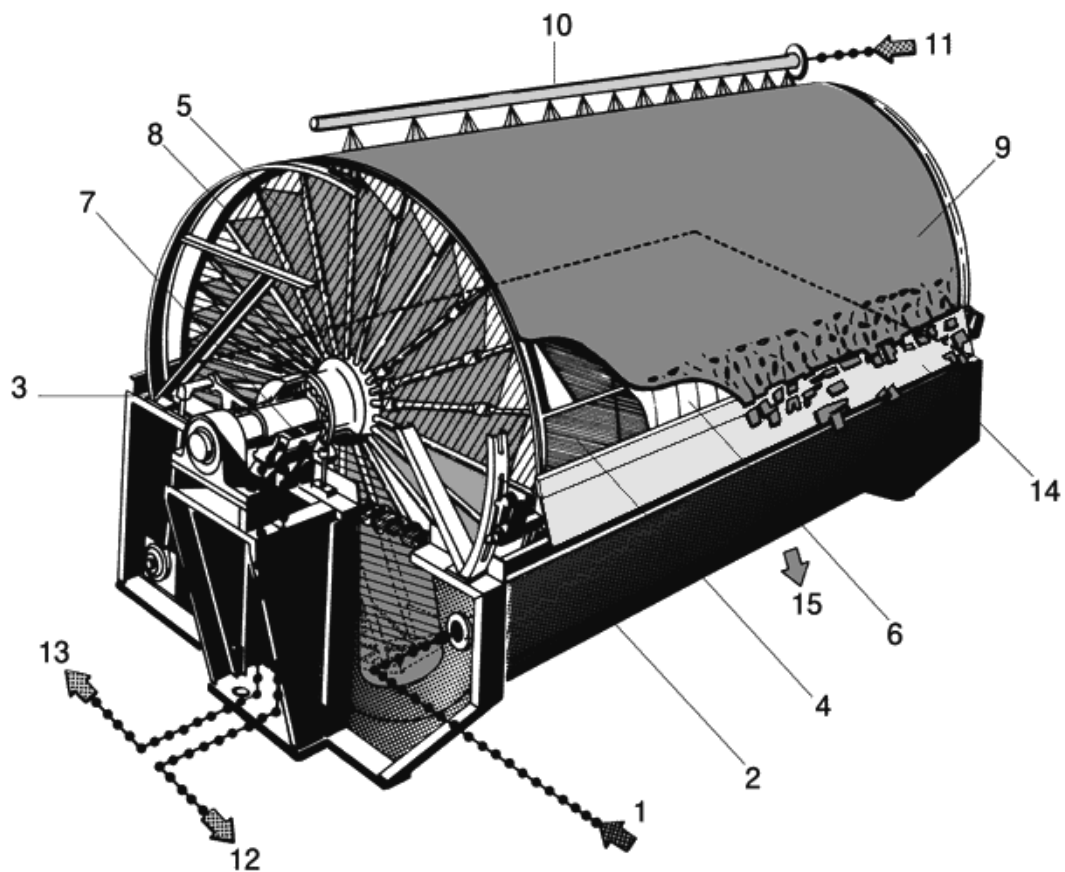
各分担研究所の脚注を参照されたい。

【図 1】



(作図：三柴丈典・本プロジェクト研究代表)

【図 2】



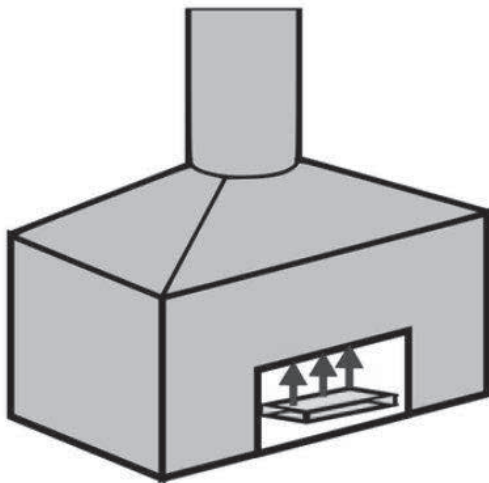
- |             |              |             |             |
|-------------|--------------|-------------|-------------|
| 1. スラリー     | 5. フィルタードラム  | 9. フィルターケーキ | 13. 洗浄ろ液    |
| 2. フィルターパット | 6. ろ布        | 10. 洗浄管     | 14. ケーキ剥離装置 |
| 3. アジテーター   | 7. コントロールバルブ | 11. 洗浄液     | 15. 脱水ケーキ   |
| 4. メッシュプレート | 8. ろ液管       | 12. ろ液      |             |

（三菱化工機株式会社のウェブサイト（<http://www.kakoki.co.jp/products/m-002/index.html> 最終閲覧日 2021 年 12 月 6 日）より）

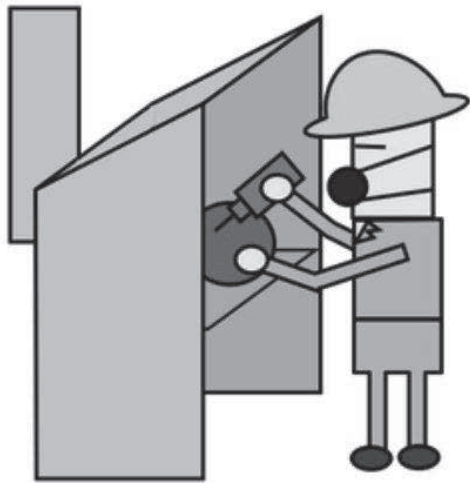
【図 3】



これがグローブボックス型



これがドラフトチェンバー型フードだ



これが建築ブース型  
フードだ

(@wazezundare のブログ (<https://note.com/zundare> 最終閲覧日：2021年8月25日)より)

【図 4】

・ キャンピー型

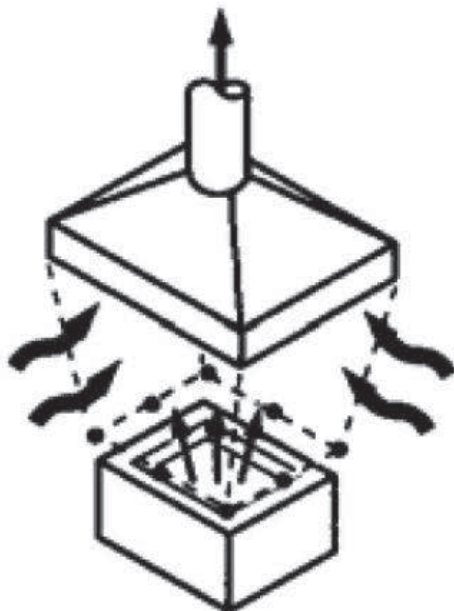


図10 キャンピー型 出典：厚生労働省

・ グラインダ型

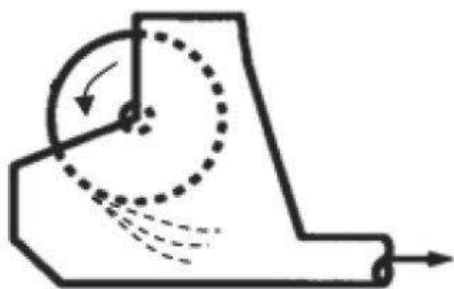

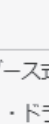
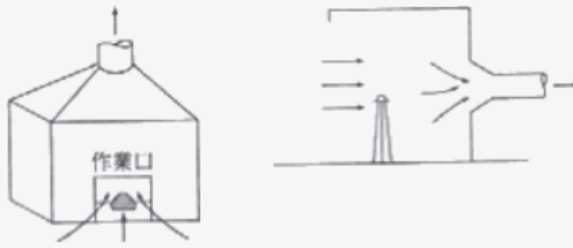

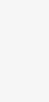






図11 グラインダ型 出典：厚生労働省

（ MyNote 第一種衛生管理者試験対策のサイト  
（[https://eiseipassport.com/entry34.html#ref\\_kourou1](https://eiseipassport.com/entry34.html#ref_kourou1) 最終閲覧日：2021年8月25日）  
より）

【図 5】

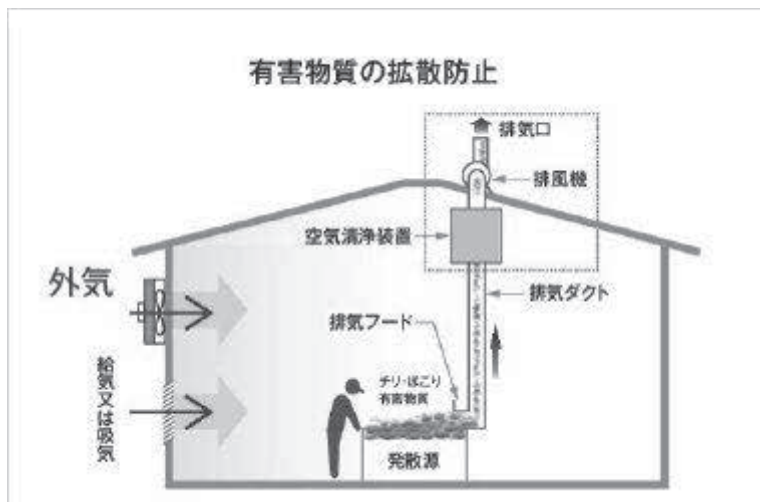
作業	フード形式	フード形状
サンドブラスト サンドブラスト室 キャビネット	囲い式 カバー型 囲い式 カバー型 囲い式 グローブボックス型	囲い式 ・カバー型 ・グローブボックス型 
袋詰 紙袋・布帯・粉碎・砂詰	ブース式 ドラフトチャンパー型 ブース式 建築ブース型	囲い式 カバー型 
貯留・ホッパー	囲い式 カバー型	
コンベヤの送給点	囲い式 カバー型	
篩別（鋳物作業） 回転篩・振動篩 溶解炉 バケットエレベータ 石材加工 表面研磨 手工具	囲い式 カバー型 レシーバ式 キャノピー型 囲い式 カバー型 外付け式 スロット型 外付け式 ルーバー型 外付け式 円形型 外付け式 長方形型	ブース式 ・ドラフトチャンパー型 ・建築ブース型 
グラインダ ディスク型・ポータブル型 スイングフレーム型	外付け式 スロット型 囲い式 カバー型	外付け式 ・スロット型 ・ルーバー型 
実験室 ドラフト換気作業台	囲い式 グローブボックス型 ブース式 ドラフトチャンパー型	囲い式 カバー型 
金属加工	ブース式 ドラフトチャンパー型 ブース式 建築ブース型	



ミキサー	囲い式 カバー型 ブース式 建築ブース型	<p>・グリッド型</p>  <p>・円形型</p> 
噴霧塗装	ブース式 建築ブース型	
製薬コーティングパン	囲い式 カバー型	
ゴムローラー（カレンダー）	外付け式 長方形型	
銀ろう付（ハンダ付）	外付け式 スロット型 外付け式 円形型 外付け式 長方形型	
蒸気がま	レシーバ式 キャノピ型	<p>・長方形型</p> 
開放槽		<p>レシーバ式 ・キャノピ型</p> 
脱脂	外付け式 スロット型	
浸漬（ベンゾール）	ブース式 ドラフトチャンバー型	
酸洗い	外付け式 スロット型	
メッキ・焼き入れ	外付け式 長方形型 外付け式 円形型	
湯洗	レシーバ式 キャノピ型	
溶接	レシーバ式 キャノピ型 ブース式 建築ブース型	
放射性物質の取扱	囲い式 グローブボックス型 ブース式 ドラフトチャンバー型	

（株式会社デュコルのウェブサイト（[https://ducol.co.jp/techinfo/hood\\_form/](https://ducol.co.jp/techinfo/hood_form/)最終閲覧日：2021年8月25日））

【図 6】



（テラル株式会社のWEBサイト（<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>最終閲覧日：2021年9月6日）より）

【表 1】

条項	名宛人	危険、有害性又は労働災害の分類			措置
第 20 条	事業者は、	機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険	による	危険	を防止するため必要な措置を講じなければならない。
		爆発性の物、発火性の物、引火性の物、酸化性の物、可燃性のガスまたは粉じん、硫酸その他の腐食性液体等による危険			
		電気、熱、アーク等の光、爆発の際の衝撃波その他のエネルギー			
第 21 条第 1 項		掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法	から生ずる		
第 21 条第 2 項		労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、物体の落下するおそれのある場所等	に係る		
第 22 条		原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等	による	健康障害	
	放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧、赤外線、紫外線、レーザー光線等の有害光線等				
	計器監視、精密工作等の作業				
	排気、排液又は残さい物				
第 24 条		労働者の作業行動	から生ずる	労働災害	

（作図：森山誠也・本プロジェクト研究協力者）

【表 2】

	危険源の分類	具体例
危険性	機械等	工作機械、食品加工機械、ボイラー、ドラグショベル、クレーン、エレベーター、土止め支保工、マンホール、立て坑、足場
	原材料、ガス、蒸気、粉じん等	爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物
	電気、熱、その他のエネルギー	アーク等の光のエネルギー等
	作業方法	掘削の業務における作業、土止め支保工の組立等の作業、荷役の業務における作業
	作業場所	墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、足を滑らすおそれのある場所、つまりくおそれのある場所、採光や照明の影響による危険性のある場所、物体の落下するおそれのある場所等
	作業行動等	作業姿勢、不安全行動など
	その他	家畜、人の暴力等による危険性も含まれる。
有害性	原材料、ガス、蒸気、粉じん等	酸素欠乏空気、病原体、排気、排液、残さい物
	放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等	赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線
	作業行動等	計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等も含まれる。
	その他	

（作図：森山誠也・本プロジェクト研究協力者）

【表 3】

A 測定のみを実施した場合

A 測定		
第一評価値 < 管理濃度	第二評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第一評価値	第二評価値 > 管理濃度
第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分

A 測定および B 測定を実施した場合

		A 測定		
		第一評価値 < 管理濃度	第二評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第一評価値	第二評価値 > 管理濃度
B 測定	B 測定値 < 管理濃度	第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分
	管理濃度 ≤ B 測定値 ≤ 管理濃度 × 1.5	第二管理区分	第二管理区分	第三管理区分
	B 測定値 > 管理濃度 × 1.5	第三管理区分	第三管理区分	第三管理区分

（作図：森晃爾・本プロジェクト分担研究者）

## 労働安全衛生法関係の公表事案数集計

### 出典

労働基準関係法令違反に関する公表事案（掲載日 令和2年6月30日）  
令和元年6月1日～令和2年5月29日公表分  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000534084.pdf>（令和2年7月9日確認）

上記データより、労働安全衛生法の違反を抽出し、法条文ごとに集計しました。  
（労働基準法及び派遣労働法の違反は除外しております。）

また、違反の法条文に関連した政省令を、法ごとに集計しました。

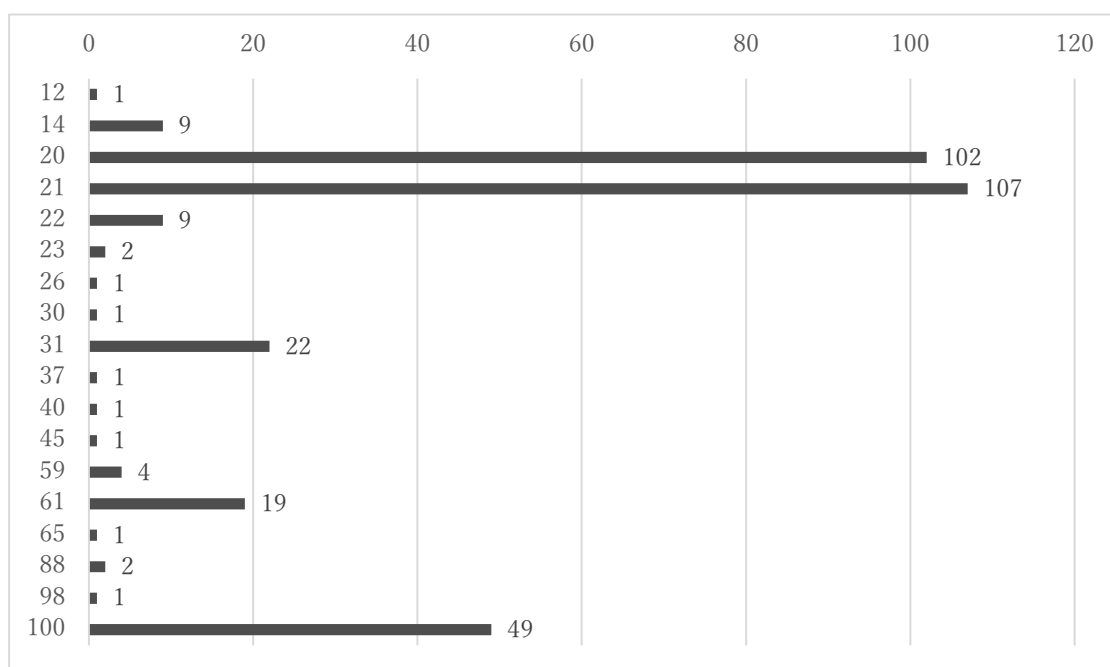
### 1. 労働安全衛生法ごとの違反件数

労働安全衛生法に関する違反件数 合計 333 件

※イタリック及び（ ）内は、条文の見出しにはありませんが、一覧で見やすくするため、便宜上つけました。

法 条文の見出し	件数
第12条 衛生管理者	1
第14条 作業主任者	9
第20条 事業者の講ずべき措置（危険防止）	102
第21条 事業者の講ずべき措置（作業場所・高所作業に関わる危険防止）	107
第22条 事業者の講ずべき措置（健康障害への防止）	9
第23条 事業者の講ずべき措置（作業場での危険防止）	2
第26条 労働者の講ずべき措置	1
第30条 特定元方事業者等の講ずべき措置	1
第31条 注文者の講ずべき措置	22
第37条 製造の許可	1
第40条 使用等の制限	1
第45条 定期自主検査	1
第59条 安全衛生教育	4
第61条 就業制限	19
第65条 作業環境測定	1
第88条 計画の届出等	2
第98条 使用停止命令	1
第100条 報告等	49

## 法ごとの違反件数グラフ



## 2. 法ごとに関係する政省令等

※施行令=令○、専門則=クレーン○等、関連規則は数字のみ。各見出しを記載。

※イタリック及び ( ) 内は、同上です。

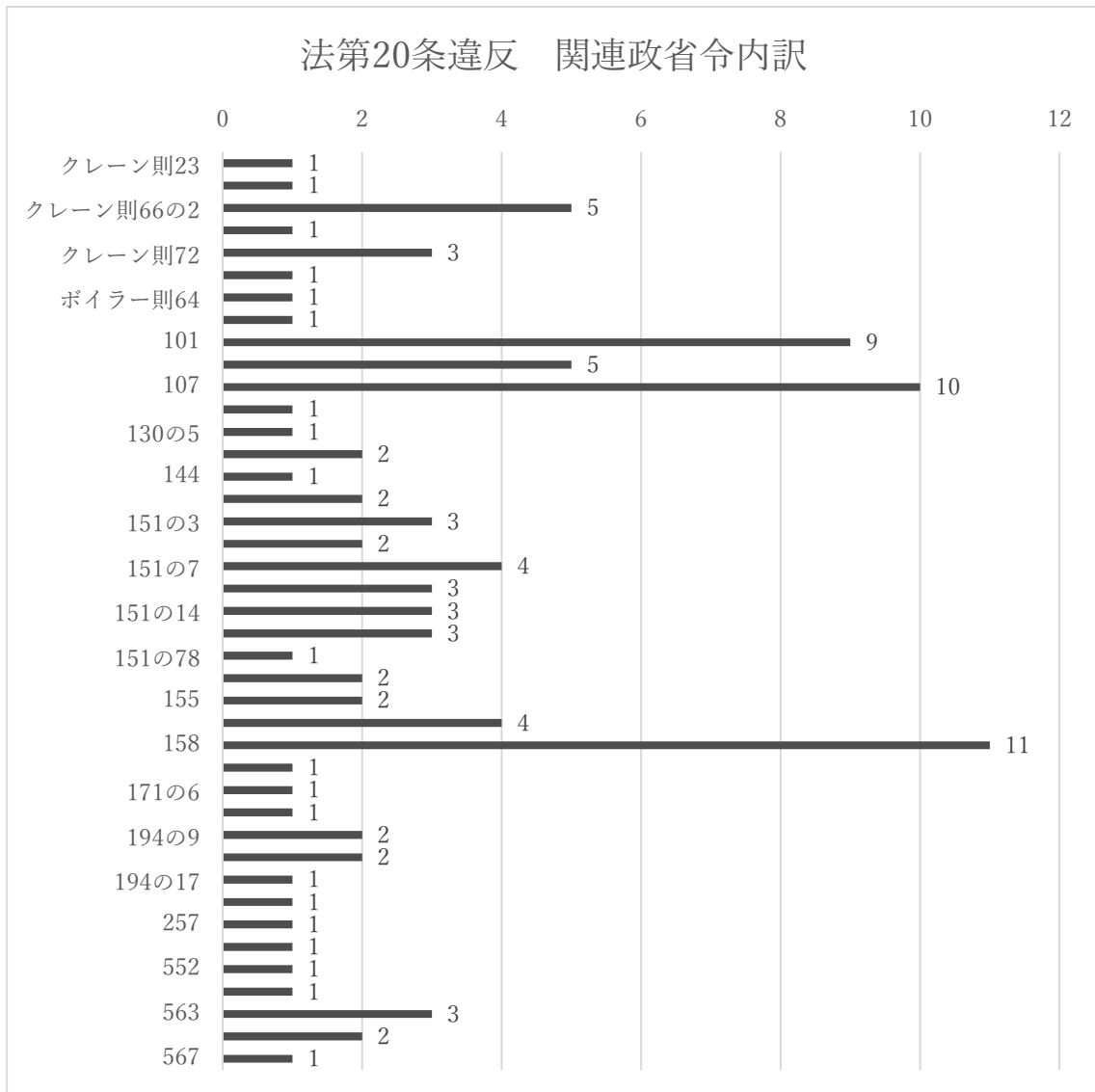
法	関係する施行令・規則・専門則	件数
12	令7 統括安全衛生責任者を選任すべき業種等	1
14	令6 作業主任者を選任すべき作業	4
14	134 プレス機械作業主任者の職務	3
14	428 はい作業主任者の選任	1
14	565 足場の組立て等作業主任者の選任	1
14	566 足場の組立て等作業主任者の職務	1
14	517の18 鋼橋架設等作業主任者の選任	2
14	特化28 特定化学物質作業主任者の職務	1
20	28 (機械) 安全装置等の有効保持	1
20	101 (機械) 原動機、回転軸等による危険の防止	9
20	104 (機械) 運転開始の合図	5
20	107 (機械) 掃除等の場合の運転停止等	10
20	130の2 (機械) 切断機等の覆い等	1
20	130の5 (機械) 粉砕機等への転落等における危険の防止	1
20	131 (機械) プレス等による危険の防止	2
20	144 (機械) 紙等を通すロール機の囲い等	1

20	147 (機械) 射出成形機等による危険の防止	2
20	151 の 3 (車両系荷役機械) 作業計画	3
20	151 の 6 (車両系荷役機械) 転落等の防止	2
20	151 の 7 (車両系荷役機械) 接触の防止	4
20	151 の 11 (車両系荷役機械) 運転位置から離れる場合の措置	3
20	151 の 14 (車両系荷役機械) 主たる用途以外の使用の制限	3
20	151 の 74 (車両系荷役機械 貨物自動車) 保護帽の着用	3
20	151 の 78 (車両系荷役機械 コンベア) 非常停止装置	1
20	151 の 103 (車両系木材伐出機械) 主たる用途以外の使用の制限	2
20	155 (車両系建設機械) 作業計画	2
20	157 (車両系建設機械) 転落等の防止等	4
20	158 (車両系建設機械) 接触の防止	11
20	164 (車両系建設機械) 主たる用途以外の使用の制限	1
20	171 の 6 (解体用機械) 立入禁止等	1
20	189 (くい打機等) 合図	1
20	194 の 9 (高所作業車) 作業計画	2
20	194 の 13 (高所作業車) 運転位置から離れる場合の措置	2
20	194 の 17 (高所作業車) 主たる用途以外の使用の制限	1
20	242 (型枠支保工) 型枠支保工についての措置等	1
20	257 (危険物取扱) 作業指揮者	1
20	349 (電気) 工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止	1
20	552 (通路) 架設通路	1
20	563 (通路) 作業床	3
20	556 (通路) はしご道	1
20	564 (足場組立等作業) 足場の組立て等の作業	2
20	567 (足場組立等作業) 点検	1
20	クレーン 23 (クレーン) 過負荷の制限	1
20	クレーン 29 (クレーン) 立入禁止	1
20	クレーン 66 の 2 (移動式クレーン) 作業の方法等の決定等	5
20	クレーン 70 の 5 (移動式クレーン) アウトリガー等の張り出し	1
20	クレーン 72 (移動式クレーン) 搭乗の制限	1
20	クレーン 74 の 2 (移動式クレーン) 立入禁止	1
20	ボイラー 64 (第一種圧力容器) 使用の制限	1
21	151 の 70 (車両系荷役機械 貨物自動車)	2
21	361 地山の崩壊等による危険の防止	4
21	362 埋設物等による危険の防止	1
21	477 (伐木) 伐木作業における危険の防止	3

21	478 (伐木) かかり木の処理の作業における危険の防止	1
21	479 (伐木) 伐倒の合図	5
21	480 (伐木) 造材作業における危険の防止	1
21	484 (伐木) 保護帽の着用	1
21	517 の 2 (建築物等の鉄骨の組立て等の作業) 作業計画	1
21	518 作業床の設置等	19
21	519 (作業床の端部等覆い)	36
21	521 要求性能墜落制止用器具等の取付設備等	1
21	524 スレート等の屋根上の危険の防止	19
21	526 昇降するための設備の設置等	2
21	532 の 2 ホツパー等の内部における作業の制限	1
21	533 煮沸槽そう等への転落による危険の防止	1
21	537 物体の落下による危険の防止	6
21	539 の 5 (ロープ高所作業) 作業計画	1
21	539 の 6 (ロープ高所作業) 作業指揮者	1
22	578 内燃機関の使用禁止	1
22	酸欠 9 立入禁止	1
22	粉じん 27 呼吸用保護具の使用	3
22	石綿 3 事前調査	1
22	石綿 6 吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置	1
22	有機 5 第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る設備	2
23	540 通路	2
26	151 の 11 (フォークリフト) 運転位置から離れる場合の措置	1
30	638 の 4 関係請負人の講ずべき措置についての指導	1
31	646 型わく支保工についての措置	1
31	653 物品揚卸口等についての措置	19
31	655 足場についての措置	2
37	令 12 特定機械等	1
37	クレーン 3 (クレーン) 製造許可	1
40	令 12 特定機械等	1
45	クレーン 77 (移動式クレーン) 定期自主検査	1
45	151 の 21 (フォークリフト) 定期自主検査	1
59	35 雇入れ時等の教育	2
59	36 特別教育を必要とする業務	2
61	令 20 就業制限に係る業務	16
61	41 就業制限についての資格	7

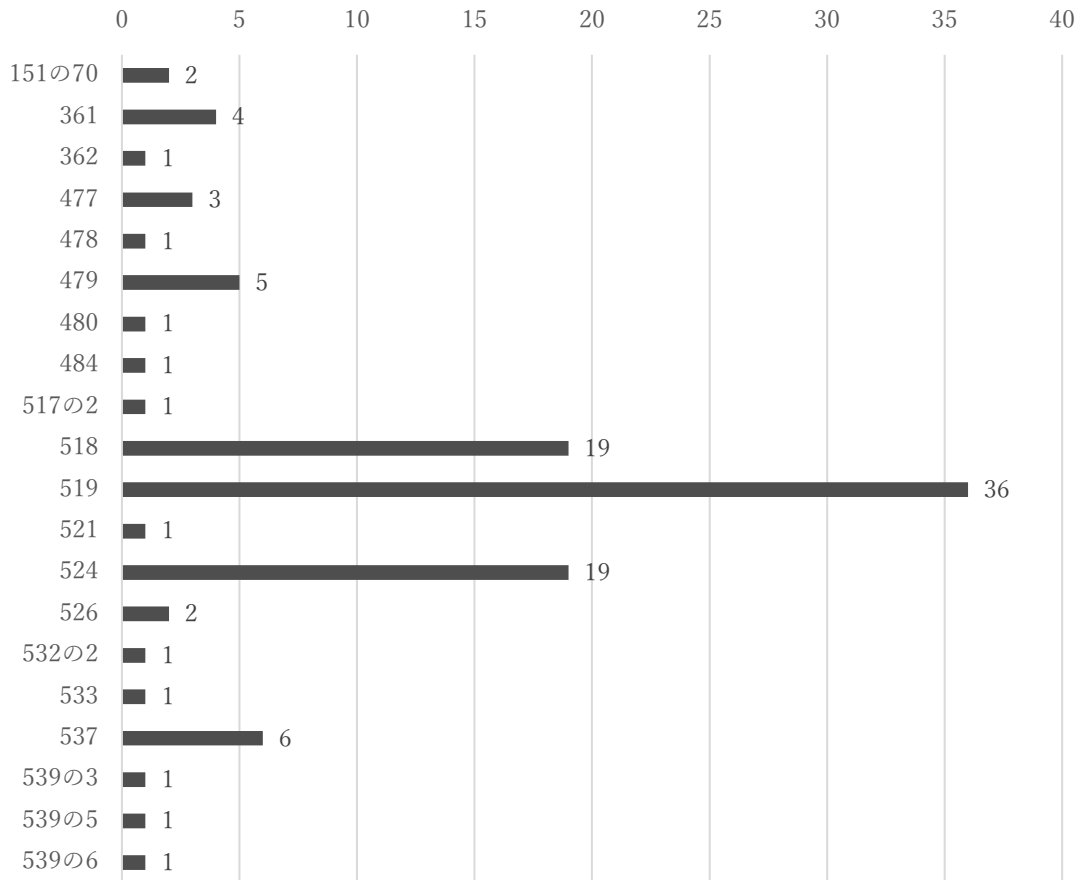
61	クレーン 68 (移動式クレーン) 就業制限	1
61	クレーン 221 (玉掛け) 就業制限	2
65	酸欠 3 作業環境測定等	1
88	86 計画の届出等	2
98		1
100	97 労働者死傷病報告	49

法第 20 条・第 21 条・第 22 条の関係性省令をグラフにしました。

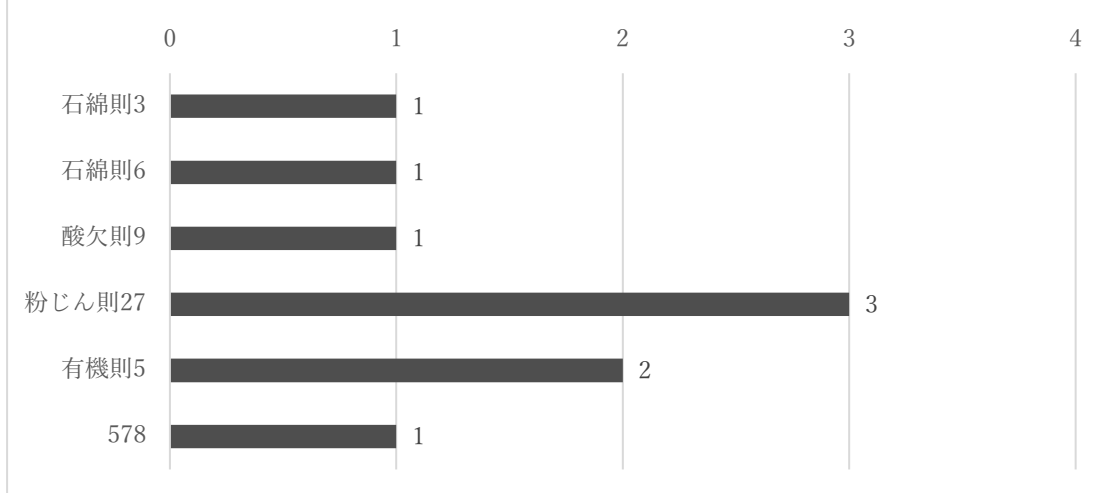




### 法第21条違反 関連政省令内訳



### 法第22条違反 関連政省令内訳



厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法の制定に係る労働災害等の調査

分担研究者 吉川直孝 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員  
分担研究者 大幢勝利 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・センター長  
分担研究者 平岡伸隆 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・研究員  
分担研究者 梅崎重夫 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長  
分担研究者 豊澤康男 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・フェロー研究員

研究要旨

本分担研究では、1972年に制定された労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)において、制定の動機となった災害を含めて安衛法の制定経緯を簡潔にまとめることを目的としている。そのため、労働基準法研究会第3小委員会の報告書を主として、安衛法の各条文の制定経緯を知るためには、労基法、工場法まで遡る必要があった。調査の結果、多くの安衛法の条文は、1つには、工場法、安衛法制定前の労基法、労働災害防止団体等に関する法律、安衛法制定前の省令事項（安衛則、電離則、特化則、高圧則）等の流れを組む条文が多くあること、もう1つには、安衛法制定前に立ち上げられた労働基準法研究会(石井照久会長)において、当時の災害発生状況を詳細に分析し、当時の災害の傾向を適切に捉えて、それらの災害を的確に減少させるように、多くの条文が形成されていることが明らかとなった。

## A. 研究目的

本分担研究では、1972年に制定された労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)において、制定の動機となった災害、制定の経緯を簡潔にまとめることを目的としている。

## B. 研究方法

安衛法の制定の動機等を調べるため、既往の文献を調査し、その概要をまとめる方法を採用した。

その際、現在残されている資料として国立公文書館の資料、中央労働災害防止協会が発行する産業安全年鑑、安衛法制定に係わる書籍等を中心に調査するとともに、これら資料や書籍に記載されていた災害等に関する文献を収集して調査を行った。

## C. 研究結果

本研究では、1972年に制定された安衛法において、制定の動機となった災害、制定の経緯を調査した。

以下に、安衛法の条文に係る工場法の条文、当時の労働基準法(以下「労基法」という。)の条文、安衛法制定前の重大災害、労働基準法研究会の報告書で言及された安衛法の骨子をまとめた。

1911(明治44)年3月28日に工場法(明治44年法律第46号)が制定され1)、1916(大正5)年9月1日に施行された。以下に、主な条文のタイトルを列挙する2)。

- ・適用範囲(第1条)
- ・12歳未満の者の使用禁止(最低年齢制限)(第2条)
- ・保護職工(15歳未満の者および女子)に対する就業時間制限(休憩時間を含み1日12時間)、深夜業(午後10時

から午前4時)の禁止、休憩時間(1日の就業時間が6時間を超える労働につき30分、10時間を超えるときは1時間)および月2回の休日の付与(第3条~第8条)

- ・保護職工の危険有害業務への就業制限(第9条~第11条)
- ・傷病者及び妊婦への就業制限(第12条)
- ・男子を含む職工一般に対する危害の予防(第13条)
- ・臨検(第14条)
- ・職工一般に対する災害扶助(第15条)
- ・徒弟に関する事項(第16条)
- ・職工一般に対する雇入、解雇、周旋の取締り(第17条)
- ・工場管理者の選任(第18条)
- ・工場管理者の権限(第19条)
- ・罰則(第20、21条)
- ・罰則の範囲(第22条)
- ・罰則対象者による行政訴訟の許可(第23条)
- ・原動力を用いる工場への本法の適用(第24条)
- ・官立及び公立工場への本法の適用(第25条)

ここで、後の安衛法に繋がる条文としては、主に第9条~第11条の保護職工の危険有害業務への就業制限、第12条の傷病者及び妊婦への就業制限、第13条の男子を含む職工一般に対する危害の予防、第14条の臨検等が挙げられる。

工場法が施行されて以降、様々な省令が制定されている。畠中信夫氏の書籍2)による文章を引用させていただくと以下のとおりである。

特定の危険・有害物に対する規制として、1919（大正8）年のILO（国際労働機関）第1回総会で採決されたILO第6号勧告（燐寸製造に於ける黄燐使用の禁止に関する1906年のベルヌ国際条約の適用に関する勧告）を受けて、1921（大正10）年に「黄燐燐寸製造禁止法」（大正10年法律第61号）が、前記条約の批准公布に先立ち制定された。また、工場法第13条に基づいて、1927（昭和2）年に「工場附属寄宿舍規則」（内務省令第26号）が制定され、続いて1929（昭和4）年に「工場危害予防及衛生規則」（内務省令第24号）が制定公布されている。その後、建設業、土石採取業、貨物運送業等屋外産業における労働者災害補償を目的として、1931（昭和6）年に、労働者災害扶助法および労働者災害扶助責任保険法が制定された。そして、その運営上の必要もあって、労働者災害扶助法第5条の規定に基づき、1934（昭和9）年には「土石採取場安全及衛生規則」（内務省令第11号）が制定されている。1935（昭和10）年4月9日には、全文53箇条から成る「汽罐取締令」（内務省令第200号）が公布され、同年5月1日から施行された。さらに、1937（昭和12）年には「土木建築工事場安全及衛生規則」（内務省令第41号）、1941（昭和16）年には「土木建築工事場附属寄宿舍規則」（厚生省令第53号）が制定され、製造業以外の他の業種に対する安全衛生関係法令の拡大がなされていった。

このような経過で整備された工場法および同法に基づく省令等を参考として1947（昭和22）年4月7日に労働基準法（昭和22年法律第49号）が制定され<sup>3</sup>、同年9月1日に同法の大部分が施行された。残余

の部分は同年11月1日に施行された。以下に、労基法の章立てを列挙する。

- ・第1章（総則）
- ・第2章（労働契約）
- ・第3章（賃金）
- ・第4章（労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇）
- ・**第5章（安全及び衛生） 第42条から第55条**
- ・**第6章（女子及び年少者）**
- ・第7章（技能者の養成）
- ・第8章（災害補償）
- ・第9章（就業規則）
- ・第10章（寄宿舍） 第96条
- ・第11章（監督機関）
- ・第12章（雑則）
- ・第13章（罰則）

ここで、前述の工場法の第9条から第14条や、それに関連して整備された法令、また後の安衛法に繋がる条文としては、主に第42条から第55条の第5章（安全及び衛生）が挙げられる。そのうち、例えば、労基法第48条（有害物の製造禁止）では、黄りんマッチに関する製造、販売、輸入、所持を禁止しており、同条文は前述した「黄燐燐寸製造禁止法」（大正10年法律第61号）を受けたものである。また、事業附属寄宿舍の設備および安全衛生に関しても、労基法の「第10章 寄宿舍」の章に第96条として一カ条が設けられた。

さらに、労基法に定めるこれらの安全衛生関係規定を具体化するものとして、439カ条に上る労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）（以下「安衛則」という。）と事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）が制定され1947（昭和22）年11月1

日に施行された。

これらは、工場法および同法に基づく命令や各府県の取締規則をはじめとする戦前の安全衛生関係法令を基礎にし、さらにそれまでの工場監督行政の体験から得た事項やILO条約などを参考として制定されたものであり、その内容は、概ね当時の国際水準に達していたと言われている<sup>2)</sup>。このような、労働基準法の第5章（安全及び衛生）および労働安全衛生規則によって構成される労働安全衛生法令は、統一性と普遍性など労働基準法全体に通ずる特徴を当然のことながら備えていたという点において、対象となる業種・規模が限定されていた戦前の安全衛生関係法令の単なる統合ではなかった。例えば、従来全く労働安全衛生法令が及ばなかった病院や商店、事務所などで働く労働者にも、休養室、健康診断、安全衛生教育などの規定が適用されるなど、全ての労働者に安全衛生法令による保護が及んでいくこととなったものであり、当時としては、現行の安衛法の制定・施行にも匹敵する労働安全衛生に関する大立法であったと言えることができよう<sup>2)</sup>。

労基法制定以降も、“安全衛生規則は成長する規則 (growing regulations) である” という言葉<sup>2)</sup>にあるように、技術の進歩、頻発する災害・疾病等に対応するため、その制定直後から規則の改正、新規則の分離独立、新規の規制等がなされている。以下に新たに制定された規則、法律等を年代順に列挙する。下線は法律を示す。

・けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（後に「じん肺法」が制定）：1955（昭和30）年

- ・ボイラ及び圧力容器安全規則（後に「ボイラー及び圧力容器安全規則」と改称）：1959（昭和34）年
- ・電離放射線障害防止規則：1959（昭和34）年
- ・四エチル鉛等危害防止規則（後に「四アルキル鉛中毒予防規則」と改称）：1960（昭和35）年
- ・有機溶剤中毒予防規則：1960（昭和35）年
- ・高気圧障害防止規則（後に「高気圧作業安全衛生規則」と改称）：1961（昭和36）年
- ・クレーン等安全規則：1962（昭和37）年

戦後の高度経済成長に伴い、多くの新しい技術が進出してきたこと、それらの技術に対応できうる技術者の不足、産業活動の重層化（例えば、建設業における元請、1次下請、2次下請というような請負形態の重層化）に伴い、1960年代頃から、一度に多くの労働者、民間人が死亡する災害が多発した。安衛法制定の先導的な役割を果たした当時の労働省安全衛生部長である北川俊夫氏によると、1963（昭和38）年11月9日の同日に発生した2つの災害が、安衛法制定の動機に決定的な役割を果たしたとのことである。それらの災害は、次の災害である。

○国鉄東海道線の鶴見駅における死者 161人を出した列車の二重衝突事故

○福岡県の三井三池炭鉱における死者 458人に上る炭じん爆発事故

一酸化炭素中毒の後遺症者 1000人近く

このため、これらの災害、またその他の災害・疾病の発生状況等から、さらに新たな法律、規則等が制定された。

・労働災害防止団体等に関する法律 4）：

1964（昭和 39）年

・鉛中毒予防規則：1967（昭和 42）年

・公害対策基本法：1967（昭和 42）年

・炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法：1967（昭和 42）年

・ゴンドラ安全規則：1969（昭和 44）年

また、新技術に伴う重大な災害として、労働基準法研究会の報告書で言及された災害を挙げると、1969（昭和 44）年 4 月 1 日に発生した東京都墨田区の荒川放水路の新四ツ木橋架設工事、リングビーム工法における倒壊事故（死者 8 人）がある。

以降も以下の規則が制定されている。

・特定化学物質等障害予防規則（後に「特定化学物質障害予防規則」と改称）：1971（昭和 46）年

・事務所衛生基準規則：1971（昭和 46）年

・酸素欠乏症防止規則（後に「酸素欠乏症等防止規則」と改称）：1971（昭和 46）年

1963（昭和 38）年 11 月 9 日の同日に発生した 2 つの災害を受け、また社会的な機運の高まりもあり、1969（昭和 44）年 9 月 30 日に労働基準法研究会（石井照久会長）が発足した。ここで、同研究会の成した功績に敬意を表し、そのメンバーの名前を挙げる。

◎石井照久 成蹊大学学長

・堀 秀夫 雇用促進事業団理事長

・千種達夫 成蹊大学教授

・勝木新次 明治生命厚生事業団体力医学研究所長

・金子美雄 日本賃金研究センター長

・武山泰雄 日本経済新聞主幹論説委員

長

・田辺繁子 専修大学教授

・塚本重頼 中央大学教授

・辻村江太郎 慶応大学教授

・内田俊一 相模中央化学研究所理事長

・氏原正治郎 東京大学教授

・大来佐武郎 日本経済研究センター理事長

・奥村敏恵 東京大学教授

・山内一夫 学習院大学教授

・神山欣治 弁護士

・近藤文二 大阪市立大学名誉教授

・有泉亨 上智大学教授

・吾妻光俊 専修大学教授

・北川徹三 横浜国立大学教授

・所沢道夫 弁護士

同研究会が活動している間にも新たな技術に係る災害が発生しており、1969（昭和 44）年 11 月 20 日にはエチレンの直接酸化法における爆発火災（徳山石油化学（株）爆発災害）、1970（昭和 45）年 4 月には大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害 5)、 6) が発生した。

これらの災害を受けてかどうかはわからないが、1970（昭和 45）年 7 月 3 日に労働基準法研究会の中に安全衛生小委員会が発足し、のちに、第 3 小委員会と名称を改めた。そのメンバーは以下のとおりである。

○石井照久 成蹊大学学長

・堀秀夫 雇用促進事業団理事長

・勝木新次 明治生命厚生事業団体力医学研究所長

・内田俊一 相模中央化学研究所理事長

・奥村敏恵 東京大学教授

・北川徹三 横浜国立大学教授

第 3 小委員会の活動中にも 1970（昭和 45）

年 10 月に長崎市の造船所におけるタービンローター破裂災害が発生している。

第 3 小委員会発足後 1 年で遂に 1971（昭和 46）年 7 月 13 日に労働基準法研究会の報告書 7）が労働省に提出された。

同報告書は現代においても通ずる事項が各所にあり、当時としては画期的な報告書であったのではないかと推察する。

まず、「1. まえがき」では、労基法及び第 3 小委員会発足と活動の経緯を簡潔に示している。

次に、当時の災害の傾向を捉えるため、「2. 労働災害の現状」として、災害事例を詳細に分析し、統計をとっており、その構成と内容をまとめると表 1 のとおりである。

「2.（1）労働災害の概況」において、当時は休業 8 日以上死傷災害の統計をとっており、昭和 36 年には戦後最高の約 48 万人となり、その後は減少に転じたが、昭和 45 年にはなお約 36 万人を数えており、その減少傾向の鈍化に着目している（2018 年現在を見てみると、休業 4 日以上死傷者数は 127,329 人である。）。このうち、死亡者数で見ると、当時の死亡者数は、昭和 23 年に 2896 人であったものが、昭和 36 年には 6712 人にも達し、この間約 4000 人も増加している（2018 年現在の全産業の死亡者数を見ると年間 909 人（2018 年）である。）。さらに、業務上疾病に関する記述もあり、昭和 42 年以降かなりの増加を示しており、昭和 45 年には 30,796 件に達している（2018 年現在の休業 4 日以上業務上疾病者数は、8,684 人である。）。特に、腰痛、火傷熱傷、工業中毒等を挙げている。

全体的な問題点としては、技術革新にと  
もなう生産設備の大型化、高速化、エネルギ

一の増大、職業病、公害、公衆災害等を挙げている。

「2.（2）産業別労働災害の状況」を概観すると、製造業と建設業の死傷災害が最も多いとある。その内訳は、昭和 45 年において、建設業 2,430 人で全産業の 4 割、製造業 1,400 人、運輸交通業 541 人、鉱業 474 人、林業 248 人等である。

製造業では特に金属工業（鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業）、機械器具工業（一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業）、木材木製品工業（木材木製品製造業、家具装備品製造業）の順に災害が多いとある。

一方、建設業では、木造家屋建築工事業、鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業で災害が最も多く、建設業全体の 4 割を占めるとある。また度数率（＝死傷者数/延べ労働時間数×10 万）で見ると、鉄道軌道新設事業、ほ装事業、ずい道新設事業、橋りょう新設事業等が高いとある。

「2.（3）規模別労働災害の状況」からは、小規模の事業場で最も災害が多く、度数率も高率となっているとある。ここから、中小企業の課題として、以下の事項を挙げている。

- ・一般的に比較的危険有害な作業をともなうものを分担していること
- ・資金力が薄弱なため、生産設備の近代合理化や安全衛生設備の整備への資本投下が十分に行われ難いこと
- ・離職率が高く労働者の流動が激しいため、熟練労働者の確保が十分でないこと
- ・安全衛生教育や適性配置が十分でないこと
- ・生産に追われて安全衛生を十分顧みる余

裕のないこと

このように、企業体質の弱さが安全衛生水準の低調や災害発生に結びついていると考えられ中小企業の自助努力のみでは災害防止活動に限界があると考えられるとある。

これら中小企業のうち、造船業、鉄鋼業、化学工業あるいは、建設業などにおける構内下請企業の労働災害が注目され、その災害発生率は、親企業に比べて約 2.5 倍となっている。このような構内下請企業の課題として以下の事項を挙げている。

- ・親企業内の機械設備の修理、原材料や製品の取扱い運搬、生産設備の建設といった比較的危険性の高い作業を分担していること
- ・その作業が臨時的で親企業の生産調整の手段となっており、その影響を強く受けるなど不利な条件にあること
- ・親企業とのあるいは下請労働者同志との混在作業での連絡調整、責任体制が不明確な状態にあること
- ・多数の下請や重層的に下請が存在する場合、各下請企業間に能力の差があるため、企業間の安全衛生協議組織の円滑な活動が行なわれ難いこと
- ・親企業の総合的な生産活動のなかでの安全衛生活動が構内下請企業の部門で絶えてしまい、下請に対する生産管理はあっても安全衛生管理はないという状態にあること

これらの課題があり、構内下請企業の努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面が指摘されるとある。

一方、業務上疾病の発生状況からは、以下の課題を挙げている。

- ・中小企業では有害作業が多いにもかかわらず衛生管理に関する意識が低いこと

- ・職場環境の改善が遅れていること
- ・健康診断の実施率が低いため業務上疾病の把握が十分でないこと

中小企業の衛生管理水準は、このように多くの問題を抱えているとある。

「2.（4）原因別労働災害の状況」からは、災害全体のなかで占める割合が高くなってきたものとして「クレーンなどによるもの」、「自動車など動力運搬機によるもの」、「一般動力機械によるもの」などを挙げ、また注目すべきこととして、建設工事におけるブルドーザー、パワーショベルなどの「重建設機械によるもの」が増加していることを挙げており、以下の傾向を指摘している。

- ・新技術の開発による機械化、機械設備の大型化、高速化などが、それに見合う十分な対策が講じられないまま採用されてきたこと
- ・生産手段の変化に対応し必要な技能を有する労働者を確保することが困難なこと
- ・安全衛生についての教育訓練が十分でないこと

ここで挙げている災害として特筆すべきは前述した 1969（昭和 44）年 4 月 1 日に発生した東京都墨田区の荒川放水路の新四ツ木橋架設工事、リングビーム工法における倒壊事故(死者 8 人)および 1969（昭和 44）年 11 月 20 日に発生したエチレンの直接酸化法における爆発火災(徳山石油化学(株)爆発災害)である。これらの災害は、新工法、新生産方法が事前に十分な安全衛生面の検討、配慮がなされないまま採用されたために起こった災害例としている。また、一時に多数の死傷者を生じた重大災害は、昭和 36 年以降、全体的に労働災害が減少傾向にあ



る中で、爆発、倒壊、中毒薬傷、クレーンなどによるものを中心に多発する傾向にあると述べている。これらのうち、1970(昭和45)年4月には大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害および1970(昭和45)年10月に長崎市の造船所におけるタービンローター破裂災害を挙げている。特に、両災害は一般市民をも巻きこむような公衆災害という位置付けを与えている。特に前者の災害は、安衛法の第102条（ガス工作物等設置者の義務）の基となった災害である。

他方、このような労働災害の変化にもかかわらず、従来からみられる「機械にはさまれる」、「飛来落下物にあたる」、「墜落」、「転倒」などの事故の型の労働災害が依然として多く発生しているとある。これは機械の防護措置や作業方法の欠陥、あるいは不安全な行動に起因するものであり、基礎的な安全対策が十分にとられていれば防止できる災害としている。

一方、業務上疾病をみると、「負傷に起因する疾病」、「物理的障害によるもの」、「重激業務による運動器の疾病」が多く、昭和41年以降増加する傾向にある。また、「化学的障害によるもの」も目立っており、そのうち有機溶剤による中毒の増加が目される。その他、林業におけるチェーンソーの使用による「白ろう病」、キーパンチャー業務における「頸肩腕症候群」、重筋労働ではない作業においても発生している「腰痛症」などの疾病を挙げている。「化学的障害によるもの」としては、以下のものを列挙している。

- ・「エポキシ樹脂」による皮膚炎
- ・合成繊維などの原料として使用される「アクリロニトリル」による中毒

- ・ビニール製品の原料や安定剤として使用される「ステアリン酸鉛」による中毒
- ・カドミウムなど重金属による急性中毒
- ・染料中間体のベンジジンによるぼうこう癌
- ・農薬のPCPによる中毒死
- ・重油炉に堆積する五酸化バナジウムなどによる中毒

このように原因別労働災害の状況からは、技術の進歩による生産方式の変化や新しい原材料の採用などは、有害な作業環境、作業方法をうみだしているが、これは、労働者に与える肉体的、精神的影響や作業環境に対する検討が不十分なまま、新しい機械や新しい原材料を取り入れたことによるものと考えられ、このような人間的、社会的配慮に欠け、専ら経済的技術的側面から展開されてきた技術の進歩とその実用化、産業化が企業内では労働災害、企業外では公害の発生となって現れているとある。

また、労働力構成の高齢化、出稼ぎ労働者の増加、若年労働者等の体力の低下、疾病による休業の増加などにより健康管理のあり方について新しい問題が提起されているとある。

このような当時の災害の傾向を受け、同報告書では、「3. 安全衛生対策の現状と問題点」、「5. 有害業務による障害の防止」、「6. 健康対策」、「7. 就業資格」、「8. 特殊な労働関係の規制」、「9. 国の監督指導と援助」として、当時の労基法をはじめとする法制、現状および問題点がまとめられている。

さらに、同報告書の最後に「10. むすび」として、当時の法制の問題点、今後の労働安全衛生対策の基本的方向、具体的方向がま

とめられている。当時の労基法をはじめとする法制の問題点としては、以下の事項が挙げられている。

1. 労働基準法を中心とする現行法制に基づく労働災害防止対策は、総合的予防的施策の面で不十分であり、産業社会の急激な進展ないし変化に即応することができない。
2. 現実の労働災害の実態に照し、有効な防止対策を講ずるためには最低基準による規制のみによっては十分ではなく、実態に即した指導、勧告を含む幅広い行政を展開することが必要であり、現行の最低基準の確保を中心とする安全衛生対策は限界に来ている。
3. 産業活動の急激な進展にともない安全衛生を担当する技術者が民間ばかりでなく、行政部門においても著しく不足しており、今後の安全衛生活動の展開に大きな支障を来している。
4. 労働災害が多発している中小企業、構内下請企業に対する対策が必ずしも十分とはいえず、大企業などに比し依然高い災害の発生率を示している。

これを受けて、今後の労働安全衛生対策の基本的方向を次のとおり示している。

1. 産業社会の進展に即応するため、積極的、科学的対策を講ずる必要がある。新工法、新原材料の採用にともなう事前審査の制度、発注、設計段階における安全性の配慮、機械設備の本質的安全の確保、職場環境の抜本的改善による公害源の解消、労働者の体力増強といった積極的施策を講ずる必要がある。
2. 労働災害防止の実をあげるため、今後、技術指針の作成、公表、災害多発事業場など特定事業場に対する勧告制度の導入、快適

基準の設定など行政指導の分野を充実、強化するとともにその裏づけとなる研究部門の拡充が必要である。また、これらの施策を通じて、企業内における自主的活動の展開をはかる必要がある。

3. 今後の安全衛生活動を円滑に展開してゆくためには民間、政府を問わず安全衛生を担当する技術者を育成、確保する必要がある。とくに行政部門では行政簡素化の要請が強いなかで今後大幅な増加が予想される行政需要に応えるため、現在の行政体制に抜本的検討を加える必要がある。

4. 大企業に比し労働災害が多発している中小企業、構内下請企業に対する対策を強化する必要がある。たとえば、構内下請企業に対する親企業の責任の強化、中小企業の安全衛生施設などに対する融資制度の充実、中小企業の安全衛生活動に対する技術的援助、指導体制の整備などの施策を講ずる必要がある。

さらに、今後の労働安全衛生対策の具体的方向を示している。ここで、興味深い事項は、以下の各項目がそのまま安衛法の各章を形成していることである。労働基準法研究会の報告書が安衛法制定に果たした役割は非常に大きいことがわかる。各節のタイトルの下に括弧書きで安衛法に関連する章を記載している。

#### (1) 安全衛生管理組織の確立

##### (→安衛法 第3章 安全衛生管理体制)

イ 企業経営者の責任の明確化と自主的活動の推進

ロ 総括安全衛生管理者の新設

ハ 安全管理者、衛生管理者の職務内容、資格の明確化

ニ 安全技師の選任

- ホ 安全衛生委員会の設置
- へ 実質活動の促進
  - (2) 安全衛生教育の充実強化  
(→安衛法 第6章 労働者の就業に当たつての措置)
- イ 新技術導入時、職種転換時などにおける教育の実施
- ロ 教育内容の明確化
- ハ 職長教育などの明確化
  - (3) 危害防止基準の強化  
(→安衛法 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置)
  - (4) 危険な機械、有害物の製造、流通規制  
(→安衛法 第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制)
- イ 設計、製造にあたっての安全上の配慮
- ロ 防護措置がない機械などの譲渡、貸与についての規制
- ハ 危険な作業を必要とする機械などの譲渡、貸与、設置の規制および検定
- ニ 特に危険な作業を必要とする機械などの製造、設置認可
- ホ 検査体制の整備
- へ 有害物に対する製造・流通規制の整備（製造認可，表示）
  - (5) 免許資格体系の整備  
(→安衛法 第8章 免許等)
  - (6) 健康対策の充実強化  
(→安衛法 第7章 健康の保持増進のための措置)
- イ 積極的健康対策の推進
- ロ 健康診断の体系の整備
- ハ 有害業務に対する作業時間の制限
- ニ 職場環境の改善と公害の防止
- ホ 医師の通報制度

- (7) 特殊な労働関係の規制の強化  
(→安衛法 第3章 安全衛生管理体制)  
(→安衛法 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置)
- イ 構内下請企業を有する産業における総合安全衛生管理体制の整備
- ロ 特殊な業種業態における安全の確保
  - (8) 国の監督指導及び援助  
(→安衛法 第2章 労働災害防止計画，第9章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等，第10章 監督等)
- イ 事前審査制度の導入
- ロ 災害多発事業場などに対する勧告制度
- ハ 中小零細企業に対する援助
- ニ 他省が行う保安行政との調整
- ホ 研究体制の整備充実

同報告書の「10. むすび」の各節、安衛法の章立て、工場法および労基法の間接関係を表2に示している。同表に示すように、工場法、労基法、労働基準法研究会報告書、安衛法と一連の流れが見えるようである。また、安衛法制定前に、労基法に基づく省令事項（当時の安衛則、電離則、特化則、高圧則）で安衛法の制定に際して法律事項とされたものの例を表3に示す8）。このように、当時の規則から安衛法に格上げされた条文も多く存在していることがわかる。

一方で、安全技師の選任、医師の通報制度等の取り消し線で示している箇所は、同報告書には言及されたが、安衛法には採用されなかった事項である。当初構想に現れた事項で最終的な法案作成の段階までには至らなかったものを表4に示す8）。ここで興味深い点としては、安衛法制定に当たって「建設工事等の注文者の請負人およびその

労働者に対する指導の努力義務」が検討されていたという点である。注文者には発注者も含まれる。安衛法第3条第3項（訓示規定）、第29条、第29条の2、第30条第1項第4号、第5号等に、その趣旨の規定が散在している。また、第30条第2項、第30条の2第2項、第30条の3第2項、第31条の3第1項等も、断片的ながら、その趣旨を定める規定ではある。さらに、同事項は発注者も含めて、2016年（平成28年）に至ってようやく現実的に形成されつつある。つまり、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」（以下「職人基本法」という。）である。同法律の第3条には以下の条文が謳われている。

『第三条 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行われなければならない。2 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、このために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられることにより、行われなければならない。』

このように、安衛法制定前に構想していた事項が、2016年に職人基本法として公布された。ただし、同事項のうち、発注者の役割と責務を安衛法の中に組み入れるまでには至っておらず、今後の検討が望まれる。

このように、労働基準法研究会第3小委員会の報告書の「10. むすび」の各節である「今後の労働安全衛生対策の具体的方向」は、いくつかは最終的な法案まで至らなかったものの、そのほとんどがそのまま安衛法の章立てとなり、安衛法の骨格を為して

いることがわかる。

同報告書を受け、図1、表5および表6のような流れで遂に1972（昭和47）年6月8日労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が制定される8）。同法は、前述したように労基法第5章（安全及び衛生）ならびに労働災害防止団体等に関する法律第2章（労働災害防止計画）および第4章（特別規制）を統合したものを母体2）としており、労働基準法研究会第3小委員会による当時の労働災害の現状の詳細把握に基づく今後の労働安全衛生対策の具体的方向が骨格となり、新規の規制事項、国の援助措置に関する規定等を加え形成された。同年10月1日には、安衛法（昭和47年法律第57号）が施行され、年間6千人を超えた死亡災害が法施行後十年足らずで半減した。

#### D. 考察

このように、安衛法制定の動機となった災害という観点から安衛法の制定経緯を調査したところ、ある特定の災害に基づいて作成された条文は非常に稀であることがわかった。安衛法制定前の重大災害は、どちらかというところ、社会全体および国民全体に新たな枠組みの法律、または独立法としての安衛法の必要性を痛感させるために作用したと考えられる。

一方で、多くの安衛法の条文は、1つには、工場法、安衛法制定前の労基法等の流れを組む条文が多くあること、もう1つには、安衛法制定前に立ち上げられた労働基準法研究会（石井照久会長）において、当時の災害発生状況を詳細に分析し、当時の災害の傾向を適切に捉えて、それらの災害を的確に減少させるように、多くの条文が形成され

ていることが明らかとなった。

これは当然と言えば当然の事で、1つの災害は1つの原因で発生することは稀で、複数の原因が幾重にも重なって発生していることがほとんどである。それらの原因の裏返しが多発防止対策であり安衛法の各条文に該当するため、1つの災害を防ぐためには、複数の条文が必要になる。加えて、多発災害の傾向を捉え、それらの災害を包括的に防ごうとすれば、自ずと災害と条文は1対1に対応せず、多くの条文にまたがって、多発災害を総合的かつ体系的に防ごうとする結果となる。このために、逐条ごとにある特定の災害があるわけではなく、複数の条文にまたがり、それら多発災害の再発防止対策を総合的かつ体系的に取りまとめることが効果的となり、安衛法はそのような形成過程を経ている。

このような形成過程を経ているが、これまで言われているように、「安全規則は先人の血で書かれた文字である」ということわざ<sup>2)</sup>を否定するものでなく、安衛法制定に至るにはいくつもの災害があり、何千、何万という先人の血が165ヶ条もの条文の必要性を常に訴え続けている。

#### E. 結論

本研究では、安衛法の制定に係る労働災害等を調査した。具体的には、労働基準法研究会第3小委員会の報告書を主として、安衛法の各条文の制定経緯を知るためには、労基法、工場法まで遡る必要があった。

調査の結果、多くの安衛法の条文は、1つには、工場法、安衛法制定前の労基法、労働災害防止団体等に関する法律、安衛法制定前の省令事項（安衛則、電離則、特化則、高

圧則）等の流れを組む条文が多くあること、もう1つには、安衛法制定前に立ち上げられた労働基準法研究会（石井照久会長）において、当時の災害発生状況を詳細に分析し、当時の災害の傾向を適切に捉えて、それらの災害を的確に減少させるように、多くの条文が形成されていることが明らかとなった。

これは、当時の多発災害の傾向を捉え、それらの災害を包括的に防ごうとすれば、自ずと災害と条文は1対1に対応せず、多くの条文にまたがって、多発災害を総合的かつ体系的に防ごうとする結果となるためである。

一方で、ある特定の災害に基づいて作成された1つの条文は稀であり、例えば、1970（昭和45）年4月には大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害に基づく安衛法第102条（ガス工作物等設置者の義務）があることが明らかとなった。

#### F. 研究発表

1. 論文発表  
該当なし
2. 学会発表  
該当なし

#### G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得  
該当なし
2. 実用新案登録  
該当なし
3. その他  
該当なし

#### H. 引用文献

- 1) 国立公文書館：工場法,  
[http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/m44\\_1911\\_02.html](http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/m44_1911_02.html). (2020年1月27日閲覧)
- 2) 畠中信夫：労働安全衛生法のはなし〔改訂版〕, 中災防新書 003, 中央労働災害防止協会, 322p., 2003.
- 3) 国立公文書館：労働基準法,  
[http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s22\\_1947\\_02.html](http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s22_1947_02.html). (2020年1月27日閲覧)
- 4) 法律第百十八号（昭三九・六・二九）労働災害防止団体等に関する法律,  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/04619640629118.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/04619640629118.htm). (2020年2月3日閲覧)
- 5) 赤塚広隆, 小林英男：地下鉄工事現場での都市ガス爆発【1970年4月8日, 大阪府大阪市】, 失敗知識データベースー失敗百選, pp. 1-9,
- 6) 久谷興四郎：事故と災害の歴史館ー“あの時”から何を学ぶかー, 中災防新書, 中央労働災害防止協会, 320p., 2008年.
- 7) 労働基準法研究会 会長 石井照久：昭和46年7月13日付け労働大臣宛労働基準法研究会第3小委員会報告書, 産業安全年鑑 昭和46年版, 中央労働災害防止協会, p.27-43, 1971.
- 8) 畠中信夫：労働安全衛生法の形成とその効果, 日本労働研究雑誌, 日本労働研究機構, pp. 14-28, 2003.

表1 労働基準法研究会第3小委員会報告書の第2章の構成と内容  
（下線太字は同報告書の第10章むすびとの関係）

第2章の節	第2章の内容
<p>労働災害の経済的損失は昭和45年の1年間で約5,700億円。</p>	
(1)労働災害の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業8日以上之死傷者数：昭和36年約48万人、昭和45年約36万人。</li> <li>・死亡者：昭和36年6712人、昭和42年を除き、毎年6000人台。技術革新による生産設備の大型化、高速化にともなう労働災害の潜在エネルギーの増大など。</li> <li>・業務上疾病：昭和45年30,796件。腰痛、火傷裂傷、化学物質による工業中毒など。</li> </ul>
(2)産業別労働災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業と建設業が休業8日以上之全災害の70%を占める。</li> <li>・製造業：金属工業、機械器具工業、木材木製品工業の順に災害が多く、製造業全体の3分の2を占める。</li> <li>・建設業：木造家屋建築工事業、鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業の順に災害が多く、建設業全体の約4割を占める。また、度数率は、鉄道軌道新設事業、ほ装事業、ずい道新設事業、橋りょう新設事業などが高い。</li> <li>・運輸交通業は労働災害が増加の傾向にある。</li> <li>・昭和45年の死亡者数：建設業2430人、製造業1400人、運輸交通業541人、工業474人、林業248人。</li> <li>・業務上疾病：製造業、建設業、交通運輸業は昭和41年以降毎年増加。特に、製造業は全体の40%強を占める。</li> </ul>
(3)規模別労働災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模10～49人の事業場で全体の約40%の災害を占め、規模1～99人にままとめると約70%。</li> <li>・度数率も規模が小さくなるほど高率。</li> <li>・中小企業の労働災害の発生率が高い。この理由としては以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的危険有害な作業を分担していること</li> <li>・資金力が薄弱なため、生産設備の近代化合理化や安全衛生設備の整備への資本投下が十分に行われ難いこと</li> <li>・離職率が高く労働者の流動が激しいため、熟練労働者の確保が十分でないこと、また生産に追われて安全衛生を十分顧みる余裕のないこと→<b>安全衛生教育の充実強化、免許資格体系の整備</b></li> </ul> </li> <li>・中小企業の自助努力のみでは災害防止活動に限界がある。→<b>安全衛生管理組織の確立</b></li> <li>・造船業、鉄鋼業、化学工業、建設業などにおける構内下請企業の労働災害発生率は、親企業の約2.5倍。その原因としては以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・親企業内の機械設備の修理、原材料や製品の取り扱い運搬、生産設備の建設といった比較的危険性の高い作業を分担していること</li> <li>・その作業が臨時的で親企業の生産調整の手段となっており、その影響を強く受けるなど不利な条件にあること</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親企業とのあるいは下請労働者同志との混在作業での連絡調整、責任体制が不明確な状態にあること →<b><u>特殊な労働関係の規制の強化、安全衛生管理組織の確立</u></b></li> <li>・多数の下請や重層的に下請が存在する場合、各下請企業間に能力の差があるため、企業間の安全衛生協議組織の円滑な活動が行なわれ難いこと →<b><u>特殊な労働関係の規制の強化、安全衛生管理組織の確立</u></b></li> <li>・親企業の総合的な生産活動のなかでの安全衛生活動が構内下請企業の部門で絶えてしまい、下請に対する生産管理はあっても安全衛生管理はないという状態にあること →<b><u>特殊な労働関係の規制の強化、安全衛生管理組織の確立</u></b></li> <li>・構内下請企業の努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない。</li> <li>・業務上疾病の発生状況からは、以下の課題を挙げている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業では有害作業が多いにもかかわらず衛生管理に関する意識が低いこと</li> <li>・職場環境の改善が遅れていること →<b><u>健康対策の充実強化</u></b></li> <li>・健康診断の実施率が低いため業務上疾病の把握が十分でないこと →<b><u>健康対策の充実強化</u></b></li> </ul> </li> </ul>
<p>(4)原因別労働災害の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害全体のなかで占める割合が高くなってきたもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「クレーンなどによるもの」 →<b><u>危険な機械、有害物の製造、流通規制</u></b></li> <li>・「自動車など動力運搬機によるもの」</li> <li>・「一般動力機械によるもの」</li> </ul> </li> <li>・注目すべきこととして、建設工事におけるブルドーザー、パワーショベルなどの「重建設機械によるもの」が増加。以下の傾向を指摘。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術の開発による機械化、機械設備の大型化、高速化などが、それに見合う十分な対策が講じられないまま採用されてきたこと →<b><u>国の監督指導及び援助</u></b></li> <li>・生産手段の変化に対応し必要な技能を有する労働者を確保することが困難。 →<b><u>免許資格体系の整備</u></b></li> <li>・安全衛生についての教育訓練が十分でないこと →<b><u>安全衛生教育の充実強化</u></b></li> </ul> </li> <li>・新工法、新生産方法が事前に十分な安全衛生面の検討、配慮がなされないまま採用されたために起こった災害例として以下の災害を挙げている。 →<b><u>国の監督指導及び援助</u></b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1969（昭和44）年4月1日に発生した東京都墨田区の荒川放水路の新四ツ木橋架設工事リングベーム工法における倒壊事故（死者8人）</li> <li>・1969（昭和44）年11月20日に発生したエチレンの直接酸化法における爆発火災（徳山石油化学（株）爆発災害） →<b><u>危険な機械、有害物の製造、流通規制</u></b></li> </ul> </li> <li>・一時に多数の死傷者を生じた重大災害として、また一般市民をも巻きこむような公衆災害として以下を挙げている。 →<b><u>国の監督指導及び援助</u></b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1970（昭和45）年4月に発生した大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害 →<b><u>安衛法第102条</u></b></li> <li>・1970（昭和45）年10月に発生した長崎市の造船所におけるタービンローター破裂災害 →<b><u>危険な機械、有害物の製造、流通規制</u></b></li> </ul> </li> <li>・多発災害としては以下のとおり。</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・「機械にはさまれる」</li> <li>・「飛来落下物にあたる」</li> <li>・「墜落」</li> <li>・「転倒」</li> </ul> <p>・機械の防護措置や作業方法の欠陥、あるいは不安全な行動に起因するものであり、基礎的な安全対策が十分にとられていれば防止できる災害としている。<b>→<u>危害防止基準の強化</u></b></p> <p>・業務上疾病をみると、以下の災害が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「負傷に起因する疾病」</li> <li>・「物理的障害によるもの」</li> <li>・「重激業務による運動器の疾病」</li> <li>・「化学的障害によるもの」             <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機溶剤による中毒の増加</li> </ul> </li> <li>・林業におけるチェンソーの使用による「白ろう病」<b>→<u>健康対策の充実強化</u></b></li> <li>・キーパンチャー業務における「頸肩腕症候群」<b>→<u>健康対策の充実強化</u></b></li> <li>・重筋労働ではない作業においても発生している「腰痛症」<b>→<u>健康対策の充実強化</u></b></li> </ul> <p>・「化学的障害によるもの」としては、以下のものを列挙している。</p> <p><b>→<u>危険な機械，有害物の製造，流通規制</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「エポキシ樹脂」による皮膚炎</li> <li>・合成繊維などの原料として使用される「アクリロニトリル」による中毒</li> <li>・ビニール製品の原料や安定剤として使用される「ステアリン酸鉛」による中毒</li> <li>・カドミウムなど重金属による急性中毒</li> <li>・染料中間体のベンジジンによるぼうこう癌</li> <li>・農薬の PCP による中毒死</li> <li>・重油炉に堆積する五酸化バナジウムなどによる中毒</li> </ul> <p>・原因別労働災害の状況からは、技術の進歩による生産方式の変化や新しい原材料の採用などは、有害な作業環境、作業方法をうみだしている</p> <p>・労働者に与える肉体的、精神的影響や作業環境に対する検討が不十分なまま、新しい機械や新しい原材料を取り入れたことによるもの<b>→<u>国の監督指導及び援助</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間的、社会的配慮に欠け、専ら経済的技術的側面から展開されてきた技術の進歩とその実用化</li> <li>・企業内では労働災害、企業外では公害の発生となって現れている</li> <li>・労働力構成の高齢化</li> <li>・出稼ぎ労働者の増加</li> <li>・若年労働者等の体力の低下</li> <li>・疾病による休業の増加など</li> </ul> <p>・健康管理のあり方について新しい問題が提起されている<b>→<u>健康対策の充実強化</u></b></p>
--

表2 工場法、労働基準法、労働基準法研究会報告書および労働安全衛生法の関係

工場法	労働基準法	労働基準法研究会 第3小委員会報告書		労働安全衛生法
		当時の労働災害の 現状と問題点	安全衛生対策	
明治44年 3月28日 公布当時 のもの	昭和22年 4月7日 公布当時 のもの			昭和47年6月8日 公布 平成30年7月25日 公布（平成30年法 律第78号）改正時 のもの
		2. 労働災害 の現状  （・国鉄東海道線の 鶴見駅における死者 161人を出した列車 の二重衝突事故 （1963（昭和38）年 11月9日）  （・福岡県の三井三 池炭鉱における死者 458人に上る炭じん 爆発事故 （1963（昭和38）年 11月9日）	10. むすび  （・労働災害防止 団体等に関する法 律：1964（昭和 39）年）	第1章 総則  （第1条～第5条）
		（・国鉄東海道線の 鶴見駅における死者 161人を出した列車 の二重衝突事故 （1963（昭和38）年 11月9日）  （・福岡県の三井三 池炭鉱における死者 458人に上る炭じん 爆発事故 （1963（昭和38）年 11月9日）	（・労働災害防止 団体等に関する法 律：1964（昭和 39）年）  10.（8） 国の監督指導及び 援助	第2章 労働災害防止計画  （第6条～第9条）

		2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況		
	第53条(安全管理者及び衛生管理者)	2. (3) 規模別労働災害 の状況	10. (1) 安全衛生管理組織の確立	第3章 安全衛生管理体制 (第10条～第19条の3)
第13条(男子を含む職工一般に対する危害の予防)	第42条, 第43条, 第44条, 第45条(危害の防止)	2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (3) 危害防止基準の強化 10. (7) 特殊な労働関係の規制の強化 (・労働災害防止団体等に関する法律: 1964(昭和39)年)	第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (第20条～第36条)
	第46条(安全装置) 第47条(性能検査)	2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (4) 危険な機械, 有害物の製造, 流通規制	第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第1節 機械等に関する規制 (第37条～第54条の6)
	第48条(有害物の製造禁止) (第42条) (第36条)	2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (4) 危険な機械, 有害物の製造, 流通規制	第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第2節 危険物及び有害物に関する規制

				(第55条～第58条)
第9条, 第10条, 第11条(保護職工 の危険有害業務への 就業制限) 第12条(傷病者及 び妊婦への就業制 限)	第49条(危険業務 の就業制限) 第50条(安全衛生 教育) 第51条(病者の就 業禁止)	2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(2) 安全衛生教育の充 実強化	第6章 労働者の就業に当た つての措置 (第59条～第63 条)
	第52条(健康診断) (第51条)	2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(6) 健康対策の充実強 化	第7章 健康の保持増進のため の措置 (第64条～第71 条)
		2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(6) 健康対策の充実強 化	第7章の2 快適な職場環境の形 成のための措置 (第71条の2～第 71条の4)
		2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(5) 免許資格体系の整 備	第8章 免許等 (第72条～第77 条)
		2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(8) 国の監督指導及び 援助	第9章 事業場の安全又は衛 生に関する改善措置 等 第1節 特別安全衛生改善計 画及び安全衛生改善 計画 (第78条～第80

		2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (8) 国の監督指導及び 援助	条) 第9章 事業場の安全又は衛 生に関する改善措置 等 第二節 労働安全コンサルタ ント及び労働衛生コ ンサルタント（第8 1条～第87条）
第13条（男子を含 む職工一般に対する 危害の予防） 第14条（臨検）	第54条、第55条 （監督上の行政措 置） （第103条） （第97条） （第99条） （第105条）	2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (8) 国の監督指導及び 援助	第10章 監督等 （第88条～第10 0条）
		2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況 大阪市の地下鉄建設 工事現場におけるガ ス爆発災害（安衛法 第102条）	10. (8) 国の監督指導及び 援助 10. (6) 健康対策の充実強 化	第11章 雑則 （第101条～第1 15条の2）
				第12章 罰則 （第115条の3～ 第123条）
				附則

表3 労基法に基づく省令事項で安衛法の制定に際して法律事項とされたものの例7)

事 項	安衛法の条文	労基法に基づく旧規則条文
産業医	13条	安衛則（医師である衛生管理者）
作業主任者	14条	安衛則10条等
安全・衛生委員会	17～19条	安衛則10条、20条、54条の2
労働災害発生の急迫した危険がある時の労働者を退避させる義務	25条	電離則47条等
重貨物の重量表示	35条	安衛則123条
検定	44条～44条の4	安衛則140条の7、183条の2
定期自主検査	45条	特化則23条等
作業環境測定	65条	特化則29条等
作業時間の制限	65条の4	高圧則16条、30条
配置換え時の特殊健康診断	66条②項	特化則35条①項前段
作業転換後引き続き雇用している者に対する特殊健康診断	66条②項後段	特化則35条①項後段
安全衛生改善計画の作成の指示	78条	安衛則8条の2（安全管理規定の作成命令）
健康診断に関する秘密の保持	104条	安衛則54条

注：1）略語）安衛則＝労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）。

電離則＝電離放射線障害防止規則（昭和38年労働省令第21号）。

特化則＝特定化学物質等障害予防規則（昭和46年労働省令第11号）。

高圧則＝高気圧障害防止規則（昭和36年労働省令第5号）。

2）安全衛生改善計画の作成の指示制度と「安全管理規定の作成命令」制度とは、その範囲が完全に一致するものではない。

表4 当初構想に現れた事項で最終的な法案作成の段階までには至らなかったもの7)

文書 <sup>1)</sup> 事項	研究会報告 (1971.7.13)	新聞発表 (1971.8.20)	考え方 (1971.9.28)	基本構想 (1971.11.5)	要綱(案) (その1) (1971.12.3)	要綱(案) (その2) (1971.12.17)
一定規模以上の企業における安全技師の選任 <sup>2)</sup>	○			○		○
危害防止基準は公害等の防止に資するものとする こと			○	○	○	
職業病に関する医師の通報制度 <sup>3)</sup>	○	○	○			
工場密集地における労働災害防止協議会の設置	○	○				○
ボイラー、クレーン等の検査専門団体の設立		○	○			
建設工事等の注文者の請負人およびその労働者に対する指導の努力義務						○

注：1) 「文書」欄の文書名は略称を使用しているが、正式名称は、表2の該当欄を参照のこと。  
 2) 安全技師は、高度の学識および経験を有し、かつ総合的判断のできる者をもってあてることとし、工場の新設、特定設備の導入、新工法の採用に当たっての検討等により企業全般にわたる産業災害の防止について、企業経営者を直接に補佐するものである（研究会報告三の(十)の(1)の二）。  
 3) 診断の結果、職業病およびその疑いがあると認められる場合には、医師が、速やかに、監督機関に通報する制度を確立するとともに、労働大臣は、必要があると認められる場合には、当該診断を下した医師に対して報告を求めることができるようにすること（研究会報告三の(十)の(1)のホ）。

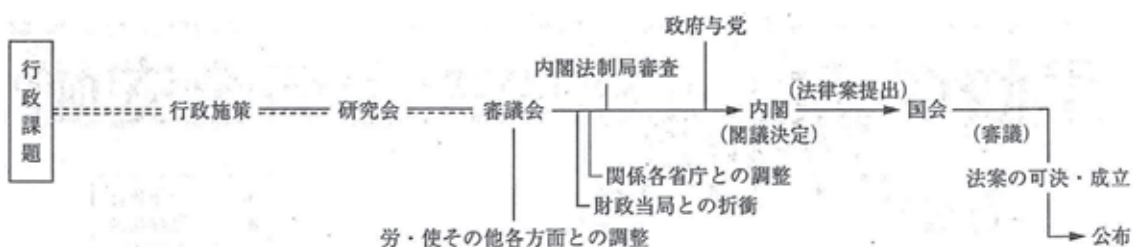


図1 内閣（政府）提出に係る労働立法の通常の流れ7)

表5 労働安全衛生法の制定経過 7)

年 月	経 過
1969 (昭和44) 年 9月30日	労働基準法研究会 (石井照久会長) 発足
1970 (昭和45) 年 5月22日	労働基準法研究会, 安全衛生小委員会 (石井照久委員長) を置くことを決定 (同委員会は, その後, 一般問題を論ずる小委員会 (第1), 労働時間等を検討する小委員会 (第2) の発足に伴い第3小委員会と名称を改めた)
7月3日	第3小委員会における検討開始
1971 (昭和46) 年 7月13日	(この間9回にわたって会合) 労働基準法研究会報告 (安全衛生関係) を労働大臣に提出
8月20日	労働省, 「労働安全衛生法 (仮称) の制定」と題する新聞発表
9月1日	財界人で構成される「労働安全衛生懇話会」の開催 (その後10月8日, 11月11日と計3回開催され, その結果は, 12月15日「労働安全衛生懇話会話し合い事項取りまとめ」としてとりまとめられ, 原労働大臣あて提出された)
9月28日	労働省, 中央労働基準審議会に, 「労働安全衛生に関する立法についての考え方」を説明
10月19日	同審議会に, 「安全衛生に関する新法の概要」を説明
11月5日	同審議会に, 「労働安全衛生に関する法制についての基本構想」について諮問
12月3日	同審議会に, 「労働安全衛生に関する法制 (要綱案) その1」 (「要綱案」の第1~第7までの部分) を提出 同時に, 「労働安全衛生法制として現行の労働基準法とは別に単独法を制定しなければならぬ理由」を提出
12月17日	同審議会に, 「労働安全衛生に関する法制 (要綱案) その2」 (「要綱案」の第8以降の部分) を提出
1972 (昭和47) 年 1月21日	同審議会に, 「労働安全衛生法案要綱 (案)」を提出
1月26日	答申起草小委員会 (塚本重頼小委員長)
2月4日	中央労働基準審議会から労働大臣あて答申
2月15日	「労働安全衛生法案」閣議決定
2月16日	内閣から国会に同法案を提出 (閣法第41号)



表6 国会における質疑とその後の法律条文の修正や法施行へのつながり 7)

1972（昭和47）年4月25日の衆議院 社会労働委員会における労働安全衛生 法案の総括質疑事項（注）	法律案文の修正やその後の法施行へのつながり
労働基準法との関連	安衛法施行のための労働事務次官通達（昭47・9・18発基91号。以下「次官通達」という）の記の第2の1（この法律と労働基準法との関係）において、安衛法と労基法とは一体としての関係に立つものであること、したがって、労基法の労働憲章的部分（1条～3条）は安衛法の施行に当たってもその基本とされなければならないこと、また、両法律は一体的な運用が図られなければならないことを明示
建設業の災害防止に関する専門の審 議機関の設置	労働基準監督機関令（昭和22年政令第174号）を改正（昭和48年政令第62号により、第29条の2を新設）し、中央労働基準審議会に建設専門委員会を設置
学校給食業および清掃業従事労働者 の安全衛生対策	次官通達の記の第2の3（事業場の範囲）において、学校に附置された給食場は、学校とは別個の事業場としてとらえるべきものであることを明示 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）2条第1号（総括安全衛生管理者を選任すべき屋外産業的業種）において清掃業を明示 学校給食事業における労働災害の防止について指導通達（昭48・3・6基発107号）を発出
労働災害の定義の明確化	法案修正により、第2条第1号の労働災害の定義中、原案にあった「作業行動によって」を「作業行動その他業務に起因して」に修正
事業者の責務の明確化	法案修正により、第3条第1項の事業者の責務に関する規定を「労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」旨修正
労働者の責務規定の趣旨の明確化	法案修正により、労働災害の防止についての労働者の責務に関する第4条に関し、原案の「しなければならない」を「努めなければならない」に修正
健康診断の費用および受診に要する 時間の扱い	安衛法施行のための労働省労働基準局長通達（昭47・9・18基発602号。以下「局長通達」という）の記のIの13の(2)のイおよびロにおいて、健診費用は事業者が負担すべきものであること、その受診に要した時間の賃金の支払いについては、特殊健康診断については当然事業者が支払うべきものであり、一般健康診断についてもその受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいことを明示
安全衛生委員会の開催および安全衛 生教育の実施に関する時間の扱い	次官通達の記の第3の3および局長通達の記のIの8の(4)および12の(2)において、これらに関する時間は労働時間であることを明示
安全衛生委員会の労働者側の委員推 薦の扱い	法案修正により、原案にあった、労働者側から安全衛生委員会の推薦がなかった場合には、それによらなくともよいという趣旨のただし書きを削除 局長通達の記のIの8の(5)において、種々の事情により労働者側の委員推薦が得られない場合には、誠意をもって話し合うべきであり、その間は委員会の未設置による刑事責任の問題は発生しないと解されるものであることを明示
申告権の趣旨の明確化	法案修正により、安衛法第97条（労働者の申告）の原案にあった「申告する」を「申告して是正のため適切な措置をとるよう求める」に修正し、その趣旨を明確化
労働災害発生の急迫した危険がある 時の労働者を退避させる義務の明確 化	法案修正により、新たに、第25条としてその趣旨の1カ条を追加

注：このときの総括質疑では、上記以外に、行政体制の強化、労災防止指導員の活用、健康管理手帳の交付対象業務、労災保険制度の充実についてとり上げられた。

資料出所：1972（昭和47）年4月25日付衆議院社会労働委員会議事録より。

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 6 条から 9 条の逐条解説

研究協力者 大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・准教授  
研究協力者 近藤 龍志 労働基準監督官

研究要旨

労働安全衛生法の第 2 章では、厚生労働大臣による労働災害防止計画の策定（第 6 条）、労働災害防止計画の変更（第 7 条）、労働災害防止計画を策定・変更した場合の公表（第 8 条）、厚生労働大臣が関係者に対して行う労働災害の防止に関する必要な勧告・要請に関する事項についてそれぞれ規定を定めている。

労働災害防止計画の制度は、労働災害の防止に関する総合的・計画的な対策の推進を図る（第 1 条）ため、国（厚生労働大臣）が長期的な展望に基づき労働災害の防止に関する包括的・一体的な計画を策定し、具体的な施策を講ずるとともに、事業者などの関係者に労働災害の防止に関する指針を周知することにより自主的な労働災害防止活動への取組みを促し、行政と関係者が一体となって労働災害の防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

この労働災害防止計画制度は、労働安全衛生法の特徴であるところの「行政による監督指導的・支援的役割」を表す制度であり、また、労働安全衛生法の実効性を確保するための有力な手段の一つとしても位置付けられる。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き123条ある安衛法のうち第6条から9条について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行うとともに労働災害防止計画の策定に携わった当時の行政担当者へのインタビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

## C. 研究結果

### 1. 第6条から第9条まで

#### 1. 1 条文

（労働災害防止計画の策定）

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。（変更）

第七条 厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

（公表）

第八条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（勧告等）

第九条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

#### 1. 2 趣旨

本報告書は、研究計画全体のうち、労働安全衛生法の第2章（第6条～第9条）を検討対象とした研究成果である。

労働安全衛生法の第 2 章は、厚生労働大臣による労働災害防止計画の策定（第 6 条）、労働災害防止計画の変更（第 7 条）、労働災害防止計画を策定・変更した場合の公表（第 8 条）、厚生労働大臣が関係者に対して行う労働災害の防止に関する必要な勧告・要請に関する事項について定めている。

労働災害防止計画制度は、労働災害の防止に関する総合的・計画的な対策の推進を図る（第 1 条）ため、国（厚生労働大臣）が長期的な展望に基づき労働災害の防止に関する包括的・一体的な計画を策定し、具体的な施策を講ずるとともに、事業者などの関係者に労働災害の防止に関する指針を周知することにより自主的な労働災害防止活動への取組みを促し、行政と関係者が一体となって労働災害の防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている<sup>1</sup>。

労働災害防止計画は、行政計画として法令の抽象性を補い政策を具体化する性格を有する一方、未だ法整備がなされていない事項について労働災害防止計画に定め、計画に基づき具体的な法令を整備することもある。行政計画は、政策目標の実現に向けた手段を体系化する行政技術の一種であるが、労働災害防止計画制度では、計画期間における労働災害の減少目標や計画を推進するための具体的方策（主要な労働災害防止対策）などを明記し、計画の内容を地方支分部局（都道府県労働局・労働基準監督署）の行政運営方針や、関係団体（労働災害防止団体など）の労働災害防止活動に反映させることを通じて、計画的・効果的な労働災害防止の取組みを実施している。また、目標達成のため

に必要であれば労働災害防止計画に基づき法令改正も行われる<sup>2</sup>。（1988（昭和 63）年の労働安全衛生法改正法案の国会審議において、当時の中村太郎労働大臣は「労働災害防止対策の一層の充実と健康の保持増進対策の推進を図るため、新たな労働災害防止計画を策定するとともに、この計画の効果的な推進が図られるよう、労働安全衛生法の改正法案を今国会に提出することとしております。」（下線筆者）と答弁している。）

### 1. 3 沿革

労働災害を効果的に防止することを目的とする長期計画の取組みは、1958（昭和 33）年に策定された「産業災害防止総合五ヵ年計画」に端を発する。計画策定当時の労働災害の状況をみると、労働災害による死者は 5,612 人、休業八日以上<sup>3</sup>の死傷者数は約 40 万人に達し（いずれも 1957（昭和 32）年の数値）、とりわけ中小企業における災害の急激な増大（1957 年の死傷年千人率は 1952（昭和 27）年当時と比較して 49%の増）が懸念される<sup>4</sup>ところであり、政府は「産業災害防止総合五ヵ年計画」を策定することにより、5 年後の労働災害発生件数の半減を目標として掲げた<sup>3</sup>。

また、政府は産業安全に関する有識者で構成される臨時産業災害防止懇談会を設置（1958（昭和 33）年 9 月）し、同懇談会は、「産業災害防止対策に関する意見書」（産業災害防止計画の樹立促進、重大災害防止対策、中小企業災害防止対策、産業安全教育、法令の検討整備、広報活動、行政能力の改善、鉱山災害防止対策に関する 8 項目

を内容とする）を総理大臣に手交（11月）した<sup>4</sup>。

しかしながら「産業災害防止総合五ヵ年計画」の策定以後の労働災害の発生状況を見ると、1957（昭和32）年と1962（昭和37）年の時点との比較では、百人以上の事業場の休業一日以上の度数率が23.26から15.46に、年千人率では50.6から36.2にそれぞれ減少していたものの、死傷者数を見ると約70万9千人から約79万4,200人に増大していた<sup>5</sup>。

このような状況に対し、産業災害防止対策審議会（先の臨時産業災害防止懇談会を発展的に解消して1959（昭和34）年に設置された政府の諮問機関）は、新たな計画の策定などを含む答申を行い、これを受けて「新産業災害防止五ヵ年計画」が閣議了解された（1962（昭和37）年10月）。この1963（昭和38）年から1967（昭和42）年までを計画期間とする新たな五ヵ年計画では、1961（昭和36）年時点における死傷千人率21.05を12.3にまで概ね半減することを目標に定め、具体的な対策としては、事業場の自主的安全活動の促進、組織・設備環境の整備・改善、標準作業方法の確立、安全教育の徹底などを進めることとしていた<sup>6</sup>。

この後、1964（昭和39）年6月には「労働災害防止団体等に関する法律」が成立し、同法において労働災害の防止に関する計画（基本計画（五年間の長期計画）と実施計画（毎年策定される）により構成される）の策定が初めて法定されることとなった。この「労働災害防止団体等に関する法律」における労働災害防止計画に関する規定は以下の通りである。

## 第二章 労働災害防止計画

### 第三条（基本計画）

労働大臣は、五年ごとに、中央労働基準審議会の意見を聞いて、労働災害の減少目標その他労働災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた労働災害防止基本計画（以下「基本計画」と言う。）を作成しなければならない。

### 第四条（実施計画）

労働大臣は、毎年、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた労働災害防止実施計画（以下、「実施計画」と言う。）を作成しなければならない。

- 一 労働災害の減少目標
- 二 労働災害の防止に関し重点を置くべき業種及び労働災害の種類
- 三 労働災害の防止のための主要な対策に関する事項
- 四 その他労働災害の防止に関し重要な事項

### 第五条（変更）

労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、中央労働基準審議会の意見を聞いて基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

### 第六条（公表）

労働大臣は、基本計画又は実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。

### 第七条（勧告等）

労働大臣は、基本計画又は実施計画の円滑な実施のために必要があると認めるとき

は、事業主その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

「労働災害の防止団体等に関する法律」に基づき、1968（昭和43）年4月に第三次の五ヵ年計画に当たる労働災害防止基本計画が策定され、同計画では、屋外産業や中小零細企業などの重点業種の明示、災害原因の科学的究明、機械設備の本質的安全化、職業病対策の強化といった重点施策が明記された<sup>7</sup>。

その後、1972（昭和47）年の労働安全衛生法の制定を受け、現在の「労働災害防止計画」の制度（五ヵ年の基本計画と毎年策定される実施計画を一本化し、国としての重点施策を明示したもの）がスタートし、今日に至る。

## 1. 4 内容

### 1. 4. 1 第6条

第6条中「労働災害の防止のための主要な対策」には、安全衛生管理計画の策定、安全衛生管理体制の整備、安全衛生事前評価の実施、生産設備の安全化、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の実施、安全衛生意識の高揚などに関する事項が含まれ、「その他労働災害の防止に関し重要な事項」としては、労働災害の動向、労働災害の減少目標、労働災害の防止に関し重点を置くべき業種及び労働災害の種類などの事項が挙げられる<sup>8</sup>。

内容は他の行政計画等から影響を受けることがあり、また労働災害防止計画が他の行政計画等に影響を与えることがある。例えば1987（昭和62）年2月24日に閣議決

定された「エイズ問題総合対策大綱」を踏まえて、第8次労働災害防止計画（計画期間：1993（平成5）年度～2007（平成9）年度）においてエイズ問題が取り上げられた。また、第12次労働災害防止計画（計画期間：2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）で「平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」という目標を掲げていたが、これは「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（2018（平成30）年7月24日閣議決定）の目標の元となっている<sup>9</sup>。

### 1. 4. 1. 1 骨子作成

労働災害防止計画の骨子は厚生労働省安全衛生部計画課が中心となって作成される。この時、本省の各課及び都道府県労働局からも意見を聴いて作成する。なお、労働災害防止計画は厚生労働大臣が策定するものであるが、厚生労働省で作成した骨子は各省庁へ協議が行われ、時には業所管省庁から厳しい意見出しが行われることもあるという。

各省協議は財務省に対しても行われるが、計画の内容について財務省から意見出しが行われることはほとんどない。ただし、労働災害防止計画に基づく事業を行う場合、当該予算は毎年度の概算要求事項に含まれるが、概算要求の際には財務省による査定が細かく行われる。労働災害防止計画に基づく事業は主に労災保険料により運営される「社会復帰促進等事業」により実施されている。事業の内容は補助金や助成金、教育や研修、調査研究などのほか、施設運営費も含まれる。

例えば1977（昭和52）年の労働安全衛

生法改正により化学物質の有害性調査制度が設けられ、国も既存の化学物質の有害性調査にあたるものとされた。法改正を受け、第5次労働災害防止計画（計画期間：1978（昭和53）年度～1982（昭和57）年度）にも化学物質の有害性調査について国が調査研究等を行うことが定められたが、当時そのような施設を労働省（当時）は持っていなかったため、当該施設の土地購入費等を1988（昭和53）年度の概算要求に盛り込み、何度か大蔵省（当時）と折衝を行った結果予算が認められた。（なお、この時に設立された施設が日本バイオアッセイ研究センターである。）

#### 1. 4. 1. 2 労働政策審議会

厚生労働大臣は、労働災害防止計画の策定に当たりその内容の適正を期するため、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。骨子の作成後、労働政策審議会安全衛生分科会で審議が行われる。労働政策審議会へ諮ると並行して業界団体等へ説明を行う場合もある。

近年の労働政策審議会の審議状況は、6～7月頃に今期の計画の評価が行われ、その後に次期計画案の審議が行われ、おおむね年内に大筋の合意があり、翌年2月頃に厚生労働大臣から労働政策審議会への諮問と労働政策審議会から厚生労働大臣への答申があるというスケジュールである。なお、労働政策審議会での議論はおおむね半年間であるが、労使の対立が大きい事項などその期間で意見が一致しない場合があり、その際は労働災害防止計画に今後の検討課題とする旨を記載し、計画策定後に労働政策審議会で当該事項について改めて検討する

こともある<sup>10</sup>。

労働災害防止計画の計画期間の最終年に当期計画の評価が行われ、その後に次期計画の策定の議論が行われるため、最終年の実績は次期計画には反映されない。この点について厚生労働省は、労働災害防止活動に空白があってはならず、途切れなく労働災害防止計画を更新することで空白期間を生じさせることなく労働災害防止活動を行うため、最終年の実績が次期計画に反映できないことは受忍するしかないとの認識を示している<sup>11</sup>。

#### 1. 4. 1. 3 鉱山

鉱山に関する保安（鉱山保安法第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。））に関しては、経済産業大臣が中央鉱山保安審議会の意見を聴いて労働災害防止計画を策定（又は変更）し、公表することとされている（労働安全衛生法第114条第1項の規定に基づく）<sup>12</sup>。

#### 1. 4. 2 第7条

労働災害防止計画の策定後、計画策定時の基盤となる事情が変動し、計画の内容が適当でなくなった場合には、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果を考慮して厚生労働大臣は労働災害防止計画を変更しなければならない<sup>13</sup>。現在までに計画期間中に計画を変更したことはないが、計画を変更する場合には、計画策定時と同様に労働政策審議会の意見を聴く必要がある。

#### 1. 4. 3 第8条

労働災害防止計画は、事業者、労働災害防止団体などの関係者が取り組む労働災害防止活動の指針となるものであり、関係者に広く周知徹底される必要がある。そのため厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定する場合、計画を変更する場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。公表の形式は特に規定されていないが、実務上官報に掲載することにより公表されている<sup>14</sup>。

#### 1. 4. 4 第9条

労働災害防止計画を実施し実効性を確保するためには、事業者をはじめとする関係者の協力が必要不可欠となる。そのため厚生労働大臣が必要と認めるときは、関係者に対して労働災害の防止に関する事項に関し、必要な勧告・要請をすることができる。

第9条中「労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるとき」には、計画が示す目標や方向性と、事業者などの関係者が取り組む労働災害防止対策の実施状況との間に齟齬が生じ、関係者に対して対策の変更等を求める必要が生じる場合などが想定され、「関係者」には、労働災害防止団体、労働組合、関係行政機関（各府省庁、地方公共団体）などが含まれる<sup>15</sup>。

例えば、第12次労働災害防止計画（計画期間：2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）において、2012（平成24）年と比較して2017（平成29）年までに労働災害による休業4日以上死傷者数の数を15%以上減少させるという目標を掲げており、休業4日以上死傷災害の中で転倒災害が最も件数が多かったため、厚生労働省

は2015（平成27）年に「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を実施し、それを発展・継続する形で2016（平成28）年から「STOP！転倒災害プロジェクト」を開始した。しかし依然として転倒災害件数が増加傾向を示していたため、2018（令和元）年6月17日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長から各災防団体の長あてに基安発0617第2号「転倒災害の防止に向けた取組について（協力要請）－「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱」改正による転倒災害の防止－」を发出している。

なお、関係者によると、「STOP！転倒災害プロジェクト」は第三次産業対策であったという。すなわち、12次防策定時に第三次産業の労働災害発生件数が増加傾向にあったため、12次防で初めて第三次産業を重点業種とした。ところが第三次産業は安全衛生に対する意識が低く、労働基準監督署の職員が事業場を訪れても安全衛生の担当者がいない（一時的な不在ではなく担当者自体がいない）など<sup>16</sup>、従来の製造業対策や建設業対策とは異なるアプローチが必要であった。そこで第三次産業でも身近な転倒災害を切り口にしたという。

#### D. 考察及びE. 結論

労働災害防止計画制度は、先行研究である「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」が明らかにした労働安全衛生法の特徴である「行政による監督指導的・支援的役割」を表す制度であり<sup>17</sup>、労働安全衛生法の実効性を確保するための手段の一つとしても位置付けられる<sup>18</sup>。



また、労働災害防止計画は、行政計画（代表的な事例として国土計画（国土形成計画など）や職業安定行政における雇用対策基本計画などがある）としての性格を有する。行政計画は、目標を定立し、その目標を実現するための諸手段を総合して体系化するところに特徴があり、地域、対象行政部門、期間、計画体系、機能、法的効果、法律の根拠などによる分類がなされることがある<sup>19</sup>。行政計画は、法律の抽象性を補い政策を具体化する行政技術であるが、関係する主体を拘束する側面もあるため、計画の策定過程（と変更するプロセス）においては、審議会や公聴会において関係者の意見を聴き、調整を図る必要も生じる<sup>20</sup>。そのため労働災害防止計画の策定（と変更）に際しては、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員の公労使三者で構成される労働政策審議会の意見を聴くことが必要とされている（労働安全衛生法第6条及び第7条）<sup>21</sup>。一方で、労働災害防止計画に基づく法令改正が行われるなど、労働災害防止計画は既存の法令からある程度独立した内容を定めることができ、労働災害防止のために労働行政が定める中長期的な行動計画であるといえる。また、労働災害防止計画の内容（具体的な施策）は、厚生労働省が毎年度策定する「地方労働行政運営方針」に基づき、各都道府県労働局が管内の事情を反映した方針を策定することにより、計画的に実施されている<sup>22</sup>。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

なし。

### 2. 学会発表

なし。

## G. 知的所有権の取得状況

### 1. 特許取得

該当せず。

### 2. 実用新案登録

該当せず。

### 3. その他

該当せず。

## H. 引用文献

本文脚注を参照されたい。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

表1 労働災害防止計画の変遷（抄）

<p>1. 「産業災害防止総合5ヵ年計画」（第1次労働災害防止計画）</p> <p>(1) 計画期間 1958（昭和33）年度～1962（昭和37）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標 当時の労働災害の増加傾向からみて5年後に予想される災害発生件数（死傷件数）を半減（86万件から43万件へ）させるとともに、1,100億円の経済的損失を防止する。</p> <p>(3) 計画期間中の主要施策等 「ボイラ及び圧力容器安全規則」制定（1959（昭和34）年） 「電離放射線障害防止規則」制定（1959（昭和34）年） 「電離放射線障害防止規則」制定（1959（昭和34）年） 「四エチル鉛等危害防止規則」改正（1960（昭和35）年） 「有機溶剤中毒予防規則」制定（1960（昭和35）年） 「高気圧障害防止規則」制定（1961（昭和36）年） 「クレーン等安全規則」制定（1962（昭和37）年）</p> <p>(4) 計画期間中の労働災害の状況 1958（昭和33）年 死亡者数：5,368人 死傷者数：401,760人（休業8日以上） 1962（昭和37）年 死亡者数：6,093人 死傷者数：466,126人（休業8日以上）</p>
<p>2. 「新産業災害防止総合5ヵ年計画」（第2次労働災害防止計画）</p> <p>(1) 計画期間 1963（昭和38）年度～1967（昭和42）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標 1961（昭和36）年における労働者1,000人当たり死傷発生率（21.05）を、計画期間中に概ね半減（12.30）させる（1967年において見込まれる休業8日以上の災害発生件数約63万件を約36万件にとどめる）。</p> <p>(3) 推進方策 災害防止計画の樹立、団体等（安全団体・業種団体など）における自主的活動の拡充。事業場における安全管理体制の確立、設備・環境の改善整備、作業行動の安全確保など。</p> <p>(4) 計画期間中の主要施策等 「電離放射線障害防止規則」改正（1963（昭和38）年） 「労働災害防止団体等に関する法律」公布（1964（昭和39）年） 中央労働災害防止協会：創立（1964（昭和39）年） 「墜落防止に関する建設業労働災害防止規程」制定（1966（昭和41）年） 「船内荷役作業に関する港湾労働災害防止規程」制定（1966（昭和41）年）</p>

<p>「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年）</p> <p>「伐木造材作業に関する林業労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年）</p> <p>「鉛中毒予防規則」公布（1967（昭和 42）年）</p> <p>(5) 計画期間中の労働災害の状況</p> <p>1963（昭和 38）年 死亡者数：6,506 人 死傷者数：440,547 人（休業 8 日以上）</p> <p>1967（昭和 42）年 死亡者数：5,990 人 死傷者数：394,627 人（休業 8 日以上）</p>
<p>3. 「第 3 次労働災害防止計画」</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>1968（昭和 43）年度～1972（昭和 47）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標</p> <p>労働災害の発生率（1968（昭和 43）年当時の度数率：11.08）を全般として計画期間中に 3 割減少させる。</p> <p>(3) 計画推進上基本となるべき事項</p> <p>重点を置くべき業種等（建設、港湾荷役、林業、中小零細企業など）における労働災害防止対策、災害原因の科学的究明、機械設備の本質的安全化、職業性疾病の対策強化など。</p> <p>(4) 計画期間中の主要施策等</p> <p>「四アルキル鉛中毒予防規則」公布（1968（昭和 43）年）</p> <p>「ゴンドラ安全規則」制定（1969（昭和 44）年）</p> <p>「特定化学物質等障害予防規則」公布（1971（昭和 46）年）</p> <p>「事務所衛生基準規則」公布（1971（昭和 46）年）</p> <p>「酸素欠乏症防止規則」公布（1971（昭和 46）年）</p> <p>「労働安全衛生法」公布（1972（昭和 47）年 6 月）施行（10 月）</p> <p>「労働災害防止団体等に関する法律」改正（「労働災害防止団体法」と改称）（1972（昭和 47）年）</p> <p>「労働安全衛生規則」制定（1972（昭和 47）年 9 月）施行（10 月）</p> <p>(5) 計画期間中の労働災害の状況</p> <p>1968（昭和 43）年 死亡者数：6,088 人 死傷者数：386,443 人（休業 8 日以上）</p> <p>1972（昭和 47）年 死亡者数：5,631 人 死傷者数：324,435 人（休業 8 日以上）</p>
<p>4. 「第 4 次労働災害防止計画」</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>1973（昭和 48）年度～1977（昭和 52）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標</p> <p>特に死亡及び重大災害の減少に重点を置き、計画期間中に労働災害の発生率（1973（昭和 48）年当時の度数率：6.67）を全体として概ね 3 割減少させることを目標とする。職業性疾病（1973（昭和 48）年当時の業務上疾病件数：29,938）については、在来型の慢</p>

性疾病の新規発生を大幅に減少させるとともに、急性の中毒については発生の半減を目標とするなど。

(3) 労働災害防止対策の進め方

労働災害防止対策の科学的検討、機械設備等の安全性の確保、健康管理対策の推進、安全衛生教育の充実と安全衛生意識の高揚、職場環境と労働時間の改善、自主的労働災害防止活動の強化と労働者の参加促進、業種別対策の推進、監督指導の強化と行政体制の整備、関係行政機関との連携など。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則」制定（1973（昭和48）年）

「労働安全衛生規則」改正（爆発火災防止関係）（1974（昭和49）年）

労働安全衛生法に基づく技術指針の公表（1974（昭和49）年）

「作業環境測定法」公布（1975（昭和50）年）

「作業環境測定法施行令」「作業環境施行規則」公布（1975（昭和50）年）

職業病疾病対策要綱：策定（1976（昭和51）年）

作業環境測定基準：公示（1976（昭和51）年）

超大型規模建設工事災害防止対策推進要綱：公表（1976（昭和51）年）

クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格：公示（1976（昭和51）年）

総合的労働者健康管理対策の展開について：公表（1976（昭和51）年）

セーフティ・アセスメントに関する指針：公表（1976（昭和51）年）

「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（化学物質の有害性調査関係）公布（1977（昭和52）年）

チェーンソーの規格：公示（1977（昭和52）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（安全衛生委員会関連）（1977（昭和52）年）

動力プレス機械構造規格：公示（1977（昭和52）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1973（昭和48）年 死亡者数：5,269人 死傷者数：387,342人（休業4日以上）

1977（昭和52）年 死亡者数：3,302人 死傷者数：345,293人（休業4日以上）

5. 「第5次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1978（昭和53）年度～1982（昭和57）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害及び大型災害の大幅な減少を図ること、②在来型の労働災害の減少を図ること、③職業がん等の職業性疾病（1978（昭和53）年当時の業務上疾病件数：27,456）の大幅な減少を図ること、④中小企業特に下請事業場における労働災害の減少を図ること、⑤中高年齢労働者の安全を確保するとともに健康の保持増進に努めること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①大型災害の防止対策の推進、②在来型労働災害の防止対策の推進（機械設備の安全衛生の確保等、安全衛生教育の充実）、③職業性疾病予防対策の積極的推進（化学物質の有害性調査制度等の積極的活用、作業環境管理対策の推進、健康管理対策の積極的推進、産業医学の振興）、④中小企業における労働災害防止対策の助成制度の充実、中高年齢労働者の安全衛生対策の推進、⑤各種施策の充実（業種別重点対策の推進、安全衛生改善計画の作成指示等、労働時間等労働条件の適正化、監督指導の強化と行政体制の整備、情報の収集と提供、関係行政機関との連携、労働者の参加促進、労働災害防止団体等の活動強化）。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生規則」一部改正（化学物質の有害性調査関係）（1979（昭和54）年）

「粉じん障害防止規則」公布（1979（昭和54）年）

木材加工用機械災害防止総合対策：公表（1979（昭和54）年）

「労働安全衛生法」一部改正（建設工事計画の安全性に係る事前審査制度関連）（1980（昭和55）年）

全国労働安全衛生コンサルタント会：設立（1980（昭和55）年）

粉じん障害防止総合対策：公表（1981（昭和56）年）

移動式クレーン等の定期自主検査指針：公表（1982（昭和57）年）

トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針：公表（1982（昭和57）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（酸素欠乏症、硫化水素中毒の予防対策関連）（1982（昭和57）年）

日本バイオアッセイ研究センター設立（化学物質の有害性調査関係）（1982（昭和57）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1978（昭和53）年 死亡者数：3,326人 死傷者数：348,826人（休業4日以上）

1982（昭和57）年 死亡者数：2,674人 死傷者数：294,319人（休業4日以上）

6. 「第6次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1983（昭和58）年度～1987（昭和62）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害及び重大災害の大幅な減少を図るとともに労働災害全体（1983（昭和58）年当時の労働災害による死亡者数は2,588人、死傷者数（休業4日以上）は278,623人）の概ね30%の減少を図ること、②職業性疾病（1983（昭和58）年当時の業務上疾病件数：15,480）を予防するため適正な作業環境等の確保を図ること、③中高年齢労働者の総合的な健康の保持増進を図ること、④産業用ロボット等新たな技術の導入に対応して

安全衛生の確保を図ること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①労働災害防止の基本的事項に関する対策の推進

安全衛生に関する事前評価の充実、実効ある安全衛生管理体制の確立等、生産設備等の安全化の促進、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の徹底等。

②特定の災害・業種等における対策の推進

重大災害防止対策の推進、中小企業における労働災害防止対策の推進、建設業等屋外型産業における労働災害防止対策の推進、機械等の安全の確保、高年齢労働者の安全確保の推進、第三次産業における労働災害防止対策の推進。

③職業性疾病の予防対策の推進

総合的な労働衛生管理の推進、化学物質の有害性調査の推進、特定疾病対策の推進、労働衛生対策を推進する基盤の整備。

④中高年齢労働者の健康管理の推進

⑤産業用ロボット等に関する労働災害防止対策の推進

⑥各種施策の充実

業種別重点対策の推進、国の労働災害防止推進体制の整備、労働者の参加促進、労働災害防止団体等の活動強化。

(4) 計画期間中の主要施策等

日本労働安全衛生コンサルタント会：設立（1983（昭和58）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（産業用ロボットの安全規制関連）（1983（昭和58）年）

産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針：公表（1983（昭和58）年）

粉じん障害防止総合対策推進要綱：公表（1984（昭和59）年）

化学物質等定期自主検査指針：公表（1984（昭和59）年）

VDT作業のための労働衛生上の指針：公表（1985（昭和60）年）

ボイラー定期自主検査指針：公表（1986（昭和61）年）

大規模小売業における労働災害の防止について：公表（1986（昭和61）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1983（昭和58）年 死亡者数：2,588人 死傷者数：278,623人（休業4日以上）

1987（昭和62）年 死亡者数：2,342人 死傷者数：232,953人（休業4日以上）

7. 「第7次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1988（昭和63）年度～1992（平成4）年度

(2) 計画の目標

死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病（1988（昭和63）年当時の業務上疾病件数：12,523）の大幅な減少を期するとともに、労働災害の総件数（1988（昭和63）年当時の労働災害による死亡者数は2,549人、死傷者数（休業4日以上）は226,318人）の概ね

30%の減少を図り、労働者の安全と健康を確保すること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①基本的事項に関する対策の推進

安全衛生管理を進めるための計画の策定と体制の整備、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の充実、安全衛生意識の高揚のための創意工夫、労働時間等労働条件の適正化。

②中小規模事業場における労働災害防止対策の推進

中小規模事業場における安全衛生活動の強化、親企業等を含めた総合的な労働災害防止対策の推進。

③建設業等屋外型産業の特徴に応じた労働災害防止対策の推進

④機械設備に係る労働災害防止対策の推進

⑤第三次産業における労働災害防止対策の推進

安全衛生管理活動の促進、関係事業者団体の自主的労働災害防止活動の促進、雇用・就業形態の複雑多様化に対応した対策の推進。

⑥高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑦新技術の安全衛生対策の推進

事前評価体制の整備、安全衛生指針の整備、快適な事務所環境の整備。

⑧職業がん等の健康障害防止対策の推進

⑨職業性疾病予防対策の推進

作業環境管理対策の徹底、作業管理指針の作成、特殊健康診断項目の見直し、有害物対策の総合的推進、物理的障害対策の徹底。

⑩健康の保持増進対策の推進

事業場における健康の保持増進対策、産業医の職務の明確化及び活動の活性化。

⑪安全衛生の国際化への対応

海外派遣労働者に係る安全衛生対策の充実、企業の海外進出に伴う安全衛生対策の充実、国際基準等との整合性の確保。

⑫総合的な労働災害防止対策を推進するための体制の整備

行政体制の整備、研究体制の整備、教育体制の整備、労働者の安全衛生活動への参加の促進、労働災害防止団体等の活動強化、専門技術団体の活動の促進。

⑬業種別重点対策の推進。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生法」一部改正（健康の保持増進関係等）（1988（昭和63）年）

事業場における労働者の健康保持増進のための指針：公表（1988（昭和63）年）

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針：公表（1989（平成元）年）

建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止のためのマニュアル：公表（1989（平成元）年）

粉じん障害防止対策：改正（1991（平成3）年）

「労働安全衛生法」一部改正（快適職場の形成関係）（1992（平成4）年）

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針：公表（1992（平成4）年）

化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針：公表（1992（平成4）年）

騒音障害防止のためのガイドライン：公表（1992（平成4）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1988（昭和63）年 死亡者数：2,549人 死傷者数：226,318人（休業4日以上）

1992（平成04）年 死亡者数：2,354人 死傷者数：189,589人（休業4日以上）

8. 「第8次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1993（平成5）年度～1997（平成9）年度

(2) 計画の目標

死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病（1993（平成5）年当時の業務上疾病件数：9,630）の大幅な減少を期するとともに、計画期間中の労働災害の総件数（1993（平成5）年当時の労働災害による死亡者数は2,245人、死傷者数（休業4日以上）は181,900人）の概ね25%の減少を図り、労働者の心身両面にわたる健康の積極的な保持増進及び快適な職場環境の形成を図ること。

(3) 主要な労働災害防止対策

① 基本的事項に関する対策の推進

生産活動と一体となった安全衛生管理活動の促進、安全衛生に係る事前評価の充実等、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の徹底等、労働時間等労働条件の適正化。

② 職業別労働災害防止対策の推進

建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業、林業、卸売・小売業及びサービス業。

③ 特定災害防止対策の推進（機械設備による災害の防止対策、爆発・火災災害の防止対策、交通労働災害の防止対策）、

④ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑤ 職業性疾病対策の推進

化学物質等の有害物による健康障害の防止対策、電離放射線等の物理的因子及び作業態様による健康障害の防止対策。

⑥ 化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進

⑦ 心身の健康の保持増進対策の推進

心身両面にわたる健康づくりの推進、産業保健活動の活性化、作業関連疾患対策の推進。

⑧ 快適な職場環境の形成の促進

⑨ 中小規模事業場における労働災害防止対策の推進



- ⑩外国人労働者の増加等に対応した労働災害防止対策の推進
  - ⑪国際化に対応した安全衛生対策の充実
  - ⑫エイズ予防対策の推進
  - ⑬労働災害防止対策を推進するための体制の整備等  
行政体制の整備等、安全衛生教育体制の整備、労働者の安全衛生活動への参加の促進、労働災害防止団体等の活動の強化、安全衛生情報の提供。
  - ⑭業種別重点対策の推進
- (4) 計画期間中の主要施策等
- ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針：公表（1993（平成5）年）
  - プレス災害防止総合対策：公表（1993（平成5）年）
  - 交通労働災害防止のためのガイドライン：公表（1994（平成6）年）
  - 職場における腰痛予防対策：公表（1994（平成6）年）
  - 「労働安全衛生法施行令」一部改正（茶石綿及び青石綿の製造禁止関連）（1995（平成7）年）
  - 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準：改正（1995（平成7）年）
  - 職場におけるエイズ問題に関するガイドライン：公表（1995（平成7）年）
  - 職場における喫煙対策のためのガイドライン：公表（1996（平成8）年）
  - 熱中症予防対策：公表（1996（平成8）年）
  - 「労働安全衛生法」一部改正（健康管理の充実関連）（1996（平成8）年）
  - 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（1996（平成8）年）
  - 動力プレスの定期自主検査指針：公表（1996（平成8）年）
- (5) 計画期間中の労働災害の状況
- 1993（平成05）年 死亡者数：2,245人 死傷者数：181,900人（休業4日以上）
  - 1997（平成09）年 死亡者数：2,078人 死傷者数：156,726人（休業4日以上）

## 9. 「第9次労働災害防止計画」

### (1) 計画期間

1998（平成10）年度～2002（平成14）年度

### (2) 計画の目標

①死亡災害が年間2,000人台で一進一退を繰り返している現状を打破し、大幅な減少を図ること（1998（平成10）年当時の労働災害による死亡者数は1,844人）、②計画期間中における労働災害総件数を20%減少させること（1998（平成10）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は148,248人）、③じん肺、職業がん等の職業性疾病の減少（1998（平成10）年当時の業務上疾病件数：8,574）、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること（1998（平成10）年当時の酸素欠乏症等の発生状況（休業4日以上）：発生件数22、被災者35人、死亡者11人）、④産業保健サービスの充実等労働者の健康の保持増進及び快適な職場環境を推進すること。

(3) 重点対象分野における労働災害防止対策

業種別労働災害防止対策（建設業対策、陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策）、特定災害防止対策（機械設備に係る労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策）。

①労働者の健康確保対策

職業性疾病予防対策、化学物質に係る健康障害予防対策、職場における着実な健康確保対策、ストレスマネジメント対策、健康づくり対策、快適な職場環境の形成。

②安全衛生管理対策の強化

中小規模事業場対策、安全衛生管理手法の充実・強化、労使による自主的な安全衛生活動の推進、人的基盤の充実等、高年齢労働者の労働災害防止対策、外国人労働者対策。

③安全衛生行政の展開

新たな行政展開（情報提供体制の整備、調査研究体制の整備（産業安全研究所、産業医学総合研究所等における調査研究の充実など）、行政体制の整備等、労働災害防止団体等の活動の強化、国民安全への貢献）、調査研究の推進（労働災害分析手法、評価手法等の研究推進）、国際的な視点に立った行政展開。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生規則」一部改正（土石流による危険防止関連）（1998（平成10）年）

工作機械等の制御機構のフェールセーフ化のガイドライン：公表（1998（平成10）年）

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針：公表（1999（平成11）年）

「労働安全衛生法」一部改正（深夜業従事労働者の健康管理対策関連）公表（1999（平成11）年）

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針：公表（1999（平成11）年）

ダイオキシン類による健康障害防止のための対策について：公表（1999（平成11）年）

化学物質等による労働者の健康障害を防止するための必要な措置に関する指針：公表（2000（平成12）年）

労働者の自殺予防に関する総合的対策推進事業実施要綱：公表（2001（平成13）年）

職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等支援事業実施要綱：公表（2001（平成13）年）

機械の包括的な安全基準に関する指針：公表（2001（平成13）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類ばく露防止対策）（2001（平成13）年）

過重労働による健康障害防止のための総合対策について：公表（2002（平成14）年）

VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン：公表（2002（平成14）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1998（平成10）年 死亡者数：1,844人 死傷者数：148,248人（休業4日以上）

2002（平成14）年 死亡者数：1,658人 死傷者数：125,918人（休業4日以上）

## 10. 「第 10 次労働災害防止計画」

### (1) 計画期間

2003（平成 15）年度～2007（平成 19）年度

### (2) 計画の目標

①労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持し、年間 1,500 人を大きく下回ることを目指して一層の減少を図ること（2003（平成 15）年当時の労働災害による死亡者数は 1,628 人）、②計画期間中における労働災害総件数を 20%以上減少させること（2003（平成 15）年当時の労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）は 125,750 人）、③じん肺、職業がん等の職業性疾病の減少（2003（平成 15）年当時の業務上疾病件数：8,055）、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること、④過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図ること。

### (3) 重点対象分野における労働災害防止対策

①業種別労働災害防止対策（建設業対策、陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策）、  
②特定災害防止対策（機械に係る労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策）。

#### ①労働者の健康確保対策

職業性疾病予防対策、化学物質による健康障害予防対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害の防止対策、職場における着実な健康確保対策、快適職場づくり対策。

#### ②安全衛生管理対策の強化

労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進、中小規模事業場対策、事業者及び労働者による自主的な安全衛生活動の推進、人的基盤の充実等、就業形態の多様化、雇用の流動化等に対応する対策、高年齢労働者の労働災害防止対策、外国人労働者対策。

#### ③労働災害防止の支援体制の整備

情報提供体制の整備、リスク評価及び調査研究の体制整備、労働災害防止団体等の活動の充実、労働安全衛生サービスのアウトソーシング化への対応、国際的な視点に立った行政展開、評価を踏まえた施策の実施。

### (4) 計画期間中の主要施策等

職場における喫煙対策のためのガイドライン：公表（2003（平成 15）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（石綿含有製品の製造禁止関連）（2003（平成 15）年）

大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱：公表（2004（平成 16）年）

心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き：公表（2004（平成 16）年）

「労働安全衛生法」一部改正（リスクアセスメント、過重労働対策関連）（2005（平成

17) 年)

「石綿障害予防規則」制定（2005（平成 17）年）

危険性又は有害性等の調査等に関する指針（リスクアセスメント指針）：公表（2006（平成 18）年）

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について：公表（2006（平成 18）年）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（化学物質リスクアセスメント指針）：公表（2006（平成 18）年）

労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）：公表（2006（平成 18）年）

「労働安全衛生法」一部改正（長時間労働者に対する医師の面接指導関連）（2006（平成 18）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（石綿含有製品の製造等全面禁止関連）（2006（平成 18）年）

製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針：公表（2006（平成 18）年）

2007 年問題に対応する IT を活用した新しい安全衛生管理手法の構築について（2007（平成 19）年）

機械の包括的な安全基準に関する改正指針：公表（2007（平成 19）年）

事業場における労働者の健康保持増進のための改正指針：公表（2007（平成 19）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2003（平成 15）年 死亡者数：1,628 人 死傷者数：125,750 人（休業 4 日以上）

2007（平成 19）年 死亡者数：1,357 人 死傷者数：121,356 人（休業 4 日以上）

11. 「第 11 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2008（平成 20）年度～2012（平成 24）年度

(2) 計画の目標

①死亡者数：2012（平成 24）年において 2007（平成 19）年と比して 20%以上減少させること（2007（平成 19）年当時の労働災害による死亡者数は 1,357 人）、②死傷者数：2012（平成 24）年において 2007（平成 19）年と比して 15%以上減少させること（2007（平成 19）年当時の労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）は 121,356 人）、③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること（2007（平成 19）年当時の業務上疾病件数：8,684）。

(3) 計画における労働災害防止対策

①自主的な安全衛生活動の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進、労働安全衛生マネジメントシステム

の活用等、自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等、情報の共有化の推進等。

②特定災害対策

機械災害防止対策、墜落・転落災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策。

③労働災害多発業種対策

製造業対策、建設業対策、陸上貨物運送事業対策、林業対策、第三次産業対策。

④職業性疾病（石綿及び化学物質関係を除く）等の予防対策

粉じん障害防止対策、腰痛予防対策、振動・騒音障害防止対策、熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策、その他の職業性疾病等の予防対策。

⑤石綿障害予防対策

全面禁止の徹底等、解体作業等における曝露防止対策の徹底、離職者の健康管理対策の推進。

⑥化学物質対策

化学物質による労働災害の防止対策、化学物質管理対策。

⑦メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策。

⑧産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

産業保健活動の活性化（産業医等の選任の徹底、地域における産業保健活動の活性化、産業医と産業保健スタッフとの連携、健康診断の結果に基づく健康管理の徹底など）、健康づくり対策、快適職場づくり対策。

⑨安全衛生管理対策の強化

安全衛生教育の効果的な推進等、中小規模事業場対策の推進、就業形態の多様化等に対する対策、高年齢労働者対策等の推進、グローバル化への対応。

⑩効率的・効果的な施策の推進

労働安全衛生研究の促進、地域における労働災害多発業種等対策の推進、関係機関との連携等。

(4) 計画期間中の主要施策等

温泉掘削等のボーリング作業等における可燃性天然ガスによる爆発・火災災害の防止について：公表（2008（平成20）年）

局地的な大雨による下水道渠内工事等における労働災害の防止について：公表（2008（平成20）年）

派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について：公表（2009（平成21）年）

ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について：公表（2009（平成21）年）

職場における熱中症の予防について：公表（2009（平成21）年）

振動障害総合対策の推進について：公表（2009（平成21）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（プレス機械等による災害防止対策関連）（2011（平成23）年）

動力プレス機械構造規格の一部改正（2011（平成23）年）

機械メーカー向け、ユーザーへの危険情報提供に関するガイドライン：公表（2011（平成23）年）

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」制定（2011（平成23）年）

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（2011（平成23）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（機械リスクに関する情報提供関連）（2012（平成24）年）

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針（2012（平成24）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（化学物質等の危険有害性表示制度関連）（2012（平成24）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2008（平成20）年 死亡者数：1,268人 死傷者数：119,291人（休業4日以上）

2012（平成24）年 死亡者数：1,093人 死傷者数：119,576人（休業4日以上）

12. 「第12次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2013（平成25）年度～2017（平成29）年度

(2) 計画の目標

①2012（平成24）年と比較して2017（平成29）年までに労働災害による死亡者数の数を15%以上減少させること（2012（平成24）年当時の労働災害による死亡者数は1,093人）、②2012（平成24）年と比較して2017（平成29）年までに労働災害による休業4日以上の死傷者数の数を15%以上減少させること（2012（平成24）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は119,291人）（2012（平成24）年当時の業務上疾病件数：7,743）。

(3) 重点施策ごとの具体的取組

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点とする業種対策（第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策、陸上貨物運送事業対策、建設業対策、製造業対策）、重点とする健康確保・職業性疾病対策（メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策、受動喫煙防止対策）、業種横断的な取組（リスクアセスメントの普及促進、高年齢労働者対策、非正規労働者対策）。

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

専門家と労働災害防止団体の活用、業界団体との連携による実効性の確保、安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用。

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚、労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表、重大な労働災害を発生させ改善が見られない企業への対応、労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上。

④科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進、国際動向を踏まえた施策推進。

⑤発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

発注者等による安全衛生への取組強化、製造段階での機械の安全対策の強化、労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討。

⑥東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

東日本大震災の復旧・復興工事対策、原子力発電所事故対策。

(4) 計画期間中の主要施策等

職場における腰痛予防対策指針：公表（2013（平成25）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（食品加工用機械の労働災害防止対策関連）公表（2013（平成25）年）

「労働安全衛生法」一部改正（化学物質に係るリスクアセスメント実施の義務化、ストレスチェック実施の義務化関連）（2014（平成26）年）

過労死等の防止のための対策に関する大綱：公表（2015（平成27）年）

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」（2015（平成27）年）

「STOP！転倒災害プロジェクト」（2016（平成28）年～）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針：公表（2015（平成27）年）

心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（2015（平成27）年）

労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針に関する公示：公表（2015（平成27）年）

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン：公表（2015（平成27）年）

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン：公表（2015（平成27）年）

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン：公表（2015（平成27）年）

安全衛生優良企業公表制度（2015（平成27）年～）

機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針：公表（2016（平成28）年）

年)

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン：公表（2016（平成28）年）

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン：公表（2016（平成28）年）

シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン：公表（2017（平成29）年）

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項：公表（2017（平成29）年）

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（2017（平成29）年～）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2013（平成25）年 死亡者数：1,030人 死傷者数：118,157人（休業4日以上）

2017（平成29）年 死亡者数：978人 死傷者数：120,460人（休業4日以上）

### 13. 「第13次労働災害防止計画」

#### (1) 計画期間

2018（平成30）年度～2022（令和4）年度

#### (2) 計画の目標

①死亡災害：死亡者数を2017（平成29）年と比較して、2022（令和4）年までに15%以上減少（2017（平成29）年当時の労働災害による死亡者数は1,030人）、②死傷災害（休業4日以上の労働災害）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少（2017（平成29）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は118,157人）（2017（平成29）年当時の業務上疾病件数：7,844）。

#### (3) 重点事項ごとの具体的な取組

##### ①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業における墜落・転落災害等の防止、製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止、林業における伐木等作業の安全対策など。

##### ②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

労働者の健康確保対策の強化、過重労働による健康障害防止対策の推進、職場におけるメンタルヘルス対策等の推進など。

##### ③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止など。

##### ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進、疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくりなど。

##### ⑤化学物質等による健康障害防止対策の推進



化学物質による健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策、電離放射線による健康障害防止対策など。

⑥企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業のマネジメントへの安全衛生の取込み、労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用、企業単位での安全衛生管理体制の推進など。

⑦安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

安全衛生専門人材の育成、労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用など。

⑧国民全体の安全・健康意識の高揚など

高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施、科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進など。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生法」一部改正（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律関連）（2018（平成30）年）

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（2018（平成30）年）

過労死等の防止のための対策に関する大綱：変更（2018（平成30）年）

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン：公表（2018（平成30）年）

墜落制止用器具の規格：制定（2019（平成31）年）

過労死等の防止のための対策に関する大綱：変更（2021（令和3）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2018（平成30）年 死亡者数： 909人 死傷者数：127,329人（休業4日以上）

（表1：参考文献）

労働省 / 厚生労働省「労働災害動向調査」

労働省 / 厚生労働省「業務上疾病調」

労働省 / 厚生労働省「労働基準監督年報」

労働法令協会『労働行政要覧（昭和29年度版～平成13年度版）』

全日本産業安全連合会『産業安全年鑑（1955年～1984年）』

中央労働災害防止協会『安全衛生年鑑（1985年～2005年）』

中央労働災害防止協会『安全の指標（1967年～2019年）』

中央労働災害防止協会『労働衛生のしおり（1974年～2019年）』

中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動 五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971（昭和46年））

中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 労働保護から快適職場への七〇年』（中央労働災害防止協会、1984（昭和59年））

中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 安全専一から100年』（中央労働災害防止協会、2011（平成23年））

労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））

- 
- 1 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第4版』（労働調査会、2015年（平成27年））214頁、労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））216頁。
- 2 例えば心と身体健康づくり（THP）は1988（昭和63）年の労働安全衛生法改正により従来のシルバーヘルスプラン（SHP）を発展させた取組みであるが、「第6次労働災害防止計画」（計画期間：1983（昭和58）年度～1987（昭和62）年度）がもととなった法改正であるという。6次防には「『健康づくり』については、身体機能の強化のみならず、心身両面からの『総合的健康づくり（トータル・ヘルス・ケア）』として展開する」と記載されており、今後の「展開」を6次防策定時にすでに宣言している。
- 3 中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動 五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971（昭和46年））389～390頁。
- 4 中央労働災害防止協会編前掲書（1971年）390～391頁。
- 5 中央労働災害防止協会編前掲書（1971年）391頁。
- 6 中央労働災害防止協会編前掲書（1971年）404～405頁。
- 7 中央労働災害防止協会編（1971年）443～445頁。
- 8 労働調査会出版局編前掲書（2015年）215～216頁。
- 9 なお、最新の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（2021（令和3）年7月30日閣議決定）では「数値目標については、第14次労働災害防止計画（令和5年度から令和9年度まで）において新たな数値目標が設定された場合には、その目標の達成に向けた取組を推進する。」と記載されている。
- 10 例えば「第12次労働災害防止計画」（計画期間：2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）の策定過程をみると、「法令違反により重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業」への対応として企業名の公表制度が検討されていたが、労使の意見が一致せず、12次防には「企業名と労働災害の発生状況をホームページ等で公表することを含めて検討する。」と記載するにとどまった。12次防策定後、労働政策審議会安全衛生分科会で改めて企業名公表制度の議論が行われ、2013（平成25）年12月に企業名公表制度を含めた「今後の労働安全衛生対策について」が労働政策審議会で建議された。「今後の労働安全衛生対策について」には「重大な労働災害を繰り返す企業への対応」の一環として必要な勧告を行ったうえで、その勧告に従わない場合に「例えば企業名を公表する等の仕組みを併せて設けることが適当である。」と記載された。
- 11 2012（平成24）年6月26日 第61回労働政策審議会安全衛生分科会
- 12 労務行政研究所編前掲書（2017年）215～217頁。
- 13 労務行政研究所編前掲書（2017年）217～218頁。
- 14 労働調査会出版局編前掲書（2015年）216～217頁。
- 15 労働調査会出版局編前掲書（2015年）216～217頁、労務行政研究所編前掲書（2017年）219～220頁。
- 16 2012（平成24）年7月23日 第62回労働政策審議会安全衛生分科会
- 17 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））26～28頁。
- 18 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中災防ブックス、2019年（令和元年））86～87頁（この他、労働安全衛生法の実効性確保の手段としては、労働者への知識の付与（情報

---

の提供）・労働者の参加の保障と促進、労働基準監督制度、安全衛生改善計画・特別安全衛生改善計画、労働安全・労働衛生コンサルタント制度、罰則と送検処分が挙げられる（島中前掲書（2019年）87～117頁）。

19 宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論 第6版』（有斐閣、2017（平成29）年）302～314頁。

20 小島和貴「行政計画」堀江湛編『政治学・行政学の基礎知識 第3版』（一藝社、2014年（平成26年））320～321頁。

21 例えば「第13次労働災害防止計画」（計画期間：2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）の策定経過をみると、2017（平成29）年7月に労働政策審議会安全衛生分科会に対して厚生労働省より「第12次労働災害防止計画」の評価について報告がなされた後、同分科会では次期労働災害防止計画の策定に向けた論点等の検討を行い、その検討結果を踏まえ、2018年（平成30年）2月、厚生労働大臣からの諮問を受けた労働政策審議会の答申を経て「第13次労働災害防止計画」が策定されるという経緯を辿っている。

22 厚生労働省「平成31年度地方労働行政運営方針」（2019（平成30）年4月1日公表）。

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第20条から21条の逐条解説

研究協力者 原 俊之 明治大学法学部法律学科・兼任講師

研究要旨

労働安全衛生法（以下「安衛法」とする）第20条および21条は、個別の労働関係（使用従属関係）の存在を前提として事業者に危害防止のための措置を講ずることを義務づけた規定である。これらの規定は、機械等、爆発性・発火性・引火性の物、電気や熱などのエネルギーといった有形無形の「物」が原因で生じる危険（第20条）および作業方法や作業場所から生じる危険（第21条）をそれぞれ防止すべく、各危害に対応した規制基準の設定とその遵守を求める内容となっている。もっとも、その具体的内容は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」とする）ほか関係政省令に規定されており、安衛法の危害防止基準が現場で実現しようとする措置内容は、これら政省令の詳細な検討によってはじめて明確となる。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して

示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第20条から21条（以下、「対象条文」という）について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次

文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

## C. 研究結果

### 1 はじめに

「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」は、労働者の安全と健康の確保という安衛法の主目的を達成するための重要な手段の一つとされている（第1条）。

危害防止基準の具体的な内容は、原則として、対象条文を含む安衛法本法の定めに基づき、安衛則はじめ複数の政省令に明文化され、違反に対しては刑事罰や使用停止命令などによってその実効性が図られている（ただし、罰則は上位の法律条文に付されており、規則自体に罰則の定めはない）。別添の社会調査の結果からも窺われるように、現に労災防止に直接的かつ大きな効果を発揮してきたと解される。

対象条文は、事業者を対象として、モノ、作業場所及び作業方法から生じる危険を防止する措置を講じる義務を幅広く課しており、本法の中でも最多の関係政省令を擁するため、その起源や運用の実際等の調査は、立法者が、危害防止基準に、どこまで、どのような役割を持たせようとしてきたかの解明に繋がる。

また、危害防止基準は、労災民事訴訟で加害者側の過失の裏付けとしてよく言及される。安全配慮義務に関する最新の研究は、「事業の実情に応じて合理的に実行可能な限り、安全衛生関係法上の最低基準（危害防止基準）を遵守する」ことをその定義に

含めるべきであるとしている<sup>1</sup>。よって、対象条文を主軸とする危害防止基準の内容の検討は、民事過失責任の中核を知ることにも繋がる。

それだけに、その策定と運用に際しては、労災防止効果と共に、名宛人による現実的な実行可能性が考慮される必要がある。一方で多様化し、変化する現場のリスクを的確に捕捉するものでなければならないが、事業者らの名宛人が現実的に遵守できないようなものであってはならない。本研究費による研究代表者の先行研究は、安衛法の焦点が技術的な安全から組織的・社会的な健康に移行してきていることも踏まえ、施行令や規則（政省令）が具体化する危害防止基準は、「折々の事情に応じて行政が主導し、適宜、罰則付きで策定されている」が、「そうした政省令が、親法の解釈を完全に『き束』してしまうとなると、構造的に過不足が生じ得る」ため、「政省令側の定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す・・・などの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく必要がある」としている<sup>2</sup>。これは、実質的に、危害防止基準をリスクアセスメント規定に近づける面を持つ。本分担研究は、この提言の正当性や妥当性の検証を図る意義も持つ。

### 2 趣旨・内容

日本でも、労働災害防止のための第一次的責任を事業者に課す原則が採られており<sup>3</sup>、安衛法第4章には、個別の労働関係すなわち使用従属関係の存在を前提とした事業

者規制に関する規定（第 20 条～第 25 条）が置かれている。そして、労働災害の要因が、労働者が接するモノ、場所、作業方法などあらゆる環境に内在している中で、第 20 条は「モノ」に、第 21 条は場所と作業方法にそれぞれ着目した危害防止基準の確立をねらった規定である。

工場労働における機械による事故や爆発・火災の危険性は、工場法施行当初からすでにその重大性が指摘されており<sup>4</sup>、近年においても決して根絶されたわけではない<sup>5</sup>。それゆえ、対象条文が定める危害防止基準は、近代的な工場労働をはじめあらゆる職場環境において必須のものであり、現在もなおその意義を失っていない。

第 20 条各号および第 21 条各項列举の危険には、それぞれ以下のものが含まれる<sup>6</sup>。

〔第 20 条〕

\*機械等（第 1 号）：機械特有の作業部分及び動力伝導部分に労働者の肉体の一部が接触したり、巻き込まれたりする場合に発生する機械的危険のほかに機械が行う仕事により原材料、加工物等の飛来等の物理的危険、足場の倒壊、ボイラーの破裂等の構造的危険等も含む。

\*爆発性の物（第 2 号）：硝酸エステル類、ニトロ化合物のように、加熱、衝撃、摩擦等により、多量の熱とガスを発生して激しい爆発を起こす物等。

\*発火性の物（第 2 号）：通常の状態においても発火しやすく、カーバイトや金属ナトリウムのように水と接触して可燃性ガスを発生して発熱・発火するもの、黄燐のように酸素と接触して発火する物等。

\*引火性の物（第 2 号）：エチルエーテル、ガソリンのように火を引きやすい可燃性の

液体であって、液体が直接引火して火災を生ずる危険性のほか、その液体表面から蒸発した可燃性の蒸気と空気との混合気に何らかの点火源が作用すると爆発を起こす危険性を有する物。

なお、通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）によると、「爆発性の物、発火性の物、引火性の物等」の中には、塩素酸カリウム、過酸化ナトリウムのように、単独では発火、爆発等の危険はないが、可燃性の物や還元性物質と接触したときは、衝撃、点火源により発火、爆発等を起こす酸化性の物、可燃性のガス又は粉じん、硫酸その他の腐食性液体等が含まれる。

第 2 号所定の物は例示的なものであり、事業場において製造し、又は取り扱う物が一定の条件のもとで爆発、火災等を起こし、労働者に危険を及ぼすに至る性状を有すると認められるならば、本号に該当する物と判断される。

\*電気、熱その他のエネルギー（第 3 号）：電気設備の充電部分や漏電箇所接触到ることによる感電危険のほか、アーク溶接等にみられる電火性眼炎、加熱や漏電による火災、熔融高熱物等による火傷の危険。通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）によると、「その他のエネルギー」には、アーク等の光、爆発の際の衝撃波等のエネルギーが含まれる。

〔第 21 条〕

\*「土砂等が崩壊するおそれのある場所等」（第 2 項）の「等」には、物体の落下するおそれのある場所等が含まれる（昭 47・9・18 基発第 602 号）。

このほか、安衛法上の製造規制（第 37 条）及び流通規制（第 42 条）に関する規定が、

事業者に課せられた危害防止基準として機能している。すなわち、法第 37 条は特定機械等の製造については都道府県労働局長の許可を要する旨定め（第 1 項）、都道府県労働局長は、特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合しない場合には許可をしてはならない旨規定している（第 2 項）。これを受け、たとえばクレーン則第 17 条は「事業者は、クレーンについては、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準…に適合するものでなければ使用してはならない」として、事業者を名宛人とした義務を課している。また、法第 42 条は、「特定機械等以外の機械等で…政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない」と定める一方、安衛則 27 条が、「事業者は、法別表第二に掲げる機械等…については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない」、と規定している。このように、製造・流通段階における構造規格等がユーザーたる事業者に対しても危害防止基準として機能することによって、より実効性を高める効果が期待されている<sup>7</sup>。

対象条文をはじめとする安衛法上の危害防止基準に関する諸規定の多くは、「事業者は、その使用する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを抽象的に義務づけているだけで、事業者が講ずべき具体的な措置内容はほとんど白紙で、法第二十七条第一項により厚生労働省令に委任されている。」<sup>8</sup>。その具体的内容は、主として安衛則「第二編 安全基準」に定められており、第 20 条第 1 号所定の危険に

ついては、「第一章 機械による危険の防止（第 101 条～第 151 条）」、「第一章の二 荷役運搬機械等（第 151 条の 2～第 151 条の 83）」、「第一章の三 木材伐出機械等（第 151 条の 84～第 151 条の 174）」、「第二章 建設機械等（第 151 条の 175～第 236 条）」、「第三章 型わく支保工（第 237 条～第 247 条）」およびボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則に、同条第二号については「第四章 爆発、火災等の防止（第 248 条～第 328 条の 5）」に、そして同条第三号は、「第五章 電気による危険の防止（第 329 条～第 354 条）」にそれぞれ詳細な規定が置かれている。

第 21 条については、第 1 項所定の危険については、「第六章 掘削作業等における危険の防止（第 355 条～第 416 条）」、「第七章 荷役作業等における危険の防止（第 417 条～第 476 条）」、「第八章 伐木作業等における危険の防止（第 477 条～第 517 条）」に、第 2 項については「第八章の二 建築物等の鉄骨の組立て等の作業における危険の防止（第 517 条の 2～第 517 条の 5）」、「第八章の三 鋼橋架設等の作業における危険の防止（第 517 条の 6～第 517 条の 10）」、「第八章の四 木造建築物の組立て等の作業における危険の防止（第 517 条の 11～第 517 条の 13）」、「第八章の五 コンクリート造の工作物の解体等の作業における危険の防止（第 517 条の 14～第 517 条の 19）」、「第八章の六 コンクリート橋架設等の作業における危険の防止（第 517 条の 20～第 517 条の 24）」、「第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止（第 518 条～第 539 条の 9）」、「第十章 通路、足場等（第 540 条～第 575 条）」、「第十一章 作業

構台（第 575 条の 2～第 575 条の 8）」、「第十二章 土石流による危険の防止（第 575 条の 9～第 575 条の 16）」にそれぞれ具体的な定めがなされている。

また、安衛則第 27 条、第 28 条および第 29 条第 2 項は、事業者規制として機能する製造・流通規制（法第 42 条）の具体的内容を定めたものである。

対象条文が事業者に義務づけた危害防止措置は、現実はその措置を講ずることが必要とされるのであって、単にその措置を講ずるために努力したというだけでは足りない<sup>9</sup>。結果的に災害事故が発生しなかったとしても、対象条文（及びその紐付き政省令）が要求する措置が講じられていない以上、違反が成立する<sup>10</sup>。また、安衛法第 3 条第 1 項前段に「事業者は、単にこの法律で定める労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく」とあるように、対象条文ほか各規定に定められた危害防止基準は最低基準となる。違反に対しては 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられ（第 119 条 1 号）、なおかつ違反行為者ほか法人も処罰対象となる（第 122 条、両罰規定）。

### 3 沿革

#### 3.1 工場法による規制

対象条文の原型となる規定は、すでに戦前の法令の中に存在した。工場法（明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号）は第 13 条において、「行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」と定め、

これを受けて昭和 4 年に工場危害予防及衛生規則（昭和 4 年 6 月 20 日内務省令第 24 号）が制定される。安衛法第 20 条の原型は、同規則第 1 条～第 14 条に設けられた原動機に関する規定、第 20 条～第 27 条に設けられた爆発・火災・引火に関する規定であり、また墜落防止のための柵囲等の設置を義務づけた同規則第 15 条は、安衛法第 21 条第 2 項の原型といえる。同規則の各条項については、工場危害予防及衛生規則施行標準（昭和 4 年 7 月 18 日付発第 58 号地方長官宛社会局長官依命通牒）において細則が規定されていた。

上述の工場危害予防及衛生規則の制定経緯については、労働省の著書に、「社会局は工場法第 13 条に基づき工場災害予防および衛生に関する省令制定のため調査研究を進めていたが、各方面の意見を徴した上、この規則を公布するに至ったものである」との記載がある<sup>11</sup>。いかなる調査研究が進められ、またいかなる意見が聴取されたのかに関しては、現在調査中だが、さしあたり、工場法制定のための実地調査を主導した岡實の以下の見解が参考になる<sup>12</sup>。

岡は、工場災害の除去と工場疾病者の減少は「単ニ法律ノカノミヲ以テ克クスヘキニ非ス、工業主ハ勿論専門学者ノ努力並一般国民ノ自覚ニ俟ツヘキモノ甚タ多シ」との問題意識から、「本章ニ於テ工場監督ニ関シ最モ豊富ナル経験ヲ有スルジー、エム、プライス博士ノ近著「近世工場」中ヨリ工場設備ノ改善ニ関スル部分ヲ抄録シ、之ニ管見ヲ加ヘテ読者ノ参考ニ資セントスル。その上で、原動機・動力伝導装置の危険予防装置は実際の状況如何によるものであり、予め法令で詳細な標準を規定することの難



しさを指摘する。そして、独仏などの諸外国では法律において概括的な規定を設けたうえで細目を施行細則に委ねている手法に着目し、「我国モ亦工場法第十三條ニ依リ之ヲ命令ニ委任セルカ故ニ此ノ点ハ独仏ト同主義ヲ採レルモノト云フヲ得ヘシ」としたうえで、原動機や建物その他の設備の危険予防、工場火災対策等に関する詳細な見解を提示する<sup>13</sup>。

上述の工場危害予防及衛生規則も、かような岡の見解の影響を受けたものと思われる。

### 3.2 労働基準法と旧労働安全衛生規則

戦後に制定・施行された労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号、以下「労基法」とする）は、当初第5章に「安全及び衛生」を設け、第42条に「使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」と規定していた。そしてこれを具体化すべく、戦前の工場危害予防及衛生規則、土石採取場安全及衛生規則、汽罐取締令、土木建築場安全及衛生規則などを統一する形で、労働安全衛生規則（昭和22年10月31日労働省令第9号、以下「旧安衛則」とする）が制定される。旧安衛則中、対象条文に相当する内容は「第二編 安全基準」に規定されているところ、「第一章 原動機及び動力傳導装置」、「第二章 機械装置」、「第七章 電気」、「第九章 火災及び爆発の防止」の各章が安衛法第20条に、「第三章 通路及び作業床」、「第四章 足場」、「第五章 墜落防止」、「第六章 崩壊、落下の予防」が同第21条にそれぞれ該当する。ま

た、「第四編 特別安全基準」の中に汽罐（ボイラー）等に関する安全基準が定められていた。旧安衛則は、その後数次にわたる改正を経て、現行の安衛法および安衛則に継承されることとなる。主な改正は下記の通りである。

- \*改正（昭和34年2月11日労働省令第2号）：くい打ち機・くい抜き機に関する規定の追加
- \*ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和34年2月24日労働省令第9号）が独立
- \*改正（昭和35年11月25日労働省令第25号）：電気関係の安全基準強化
- \*クレーン等安全規則（昭和37年7月31日労働省令第16号）が独立
- \*改正（昭和38年5月16日労働省令第10号）：型わく支保工の安全等に関する規定の追加
- \*改正（昭和44年1月29日労働省令第1号）：電気機械器具に対する規制の強化
- \*墜落死亡事故の続発を受け Gondola 安全規則（昭和44年10月1日労働省令第23号）制定。
- \*改正（昭和45年9月28日労働省令第21号）：機械の安全についての大改正、製造段階における規制強化、機械の本質的安全に関する規定等が追加

### 3.3 安衛法の制定

安衛法（昭和47年6月8日法律第57号）が、「従来の労働基準法第五章（安全及び衛生）を中核として、労働災害防止団体等に関する法律の第二章（労働災害防止計画）および第四章（特別規制）を統合したものを母体とし、そのうえに新規の規制事項、国の援助措置に関する規定等を加え」て制定され

た経緯からもわかるとおり<sup>14</sup>、労基法および旧安衛則による危害防止基準を承継した「第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」が安衛法の中核であるといえる。その中で、対象条文はいずれも安衛法制定当初より改正はなされておらず、実質的にはこれを具体化・詳細化した安衛則等<sup>15</sup>の改正によって技術革新や新たな災害類型に対処がなされてきた。近年の例を挙げれば、食品加工用機械によって多発する死傷災害への対処として、安衛則に新たな安全対策規定が設けられ（第130条の2～第130条の9、平成25年10月1日施行）、翌年には車両系木材伐出機械による休業4日以上死傷災害が増加傾向にあること等の状況に鑑み、安衛則においてこれを新たな規制対象として追加することとなった（第151条の84～第151条の174、平成26年6月1日施行）。

#### 4 背景になった災害等

対象条文は、いずれも労働災害の原因となる物、作業方法、場所についてあらゆる種類の危険に対処すべく、抽象的かつ広範囲な定めをするにとどまり、その具体的内容は膨大かつ多種多様な条文から成る政省令に委ねている。このため、対象条文制定の契機となる背景災害を特定することは容易ではない。

しかし、少女工が機械掃除の最中であることを失念した組長の運転ミスによる死亡事故、あるいは輪具（リング）精紡機のバンド紐（後掲図参照）の掛け直しの際に腕を巻き込まれる事故などが『女工哀史』の時代から記録されており<sup>16</sup>、労働組合期成会による「工場法案に対する意見書」の冒

頭部分では、「現在工場の多数が其設備上欠点の多きは吾々職工の明に認むる所」であり、「危険なる機械に向って適當の防除装置の備へなきか如きは実に我工場に於ける通弊」であるがゆえに、「我々職工の健康を害し又は身命を危ふすることあるは殆んど日常の事例」であると強調されている<sup>17</sup>。対象条文が想定する危険は、近代的な工場設備その他の職場においては常に付きまとう宿命であるといえる。こうした多数の名もなき事故の蓄積が、工場法（および工場危害予防及衛生規則）以来の安全衛生法制における危害防止基準確立の原動力となったことは想像に難くない。その詳細については引き続き調査の上、整理・検討する予定である。

#### 5 適用の実際

対象条文は安全関係全般について定めた規定であるため、適用される場面は非常に多岐にわたる。行政による安全衛生の監督は、災害発生事業場以外にも、動力プレスや木工機械、ロボットなど個別の機械を対象に、また建設業、林業、港湾、食料品製造業、金属製品製造業など一定の業種を対象になされている。安全関係は衛生監督に比して、危険かどうかを視覚的に捉えやすいため、事業者に対して対象条文違反の指摘をすることが比較的容易である。

厚生労働省労働基準局監督課が2017年5月に公表した安衛法関係送検公表事案によると、刑事事件として送検された198件のうち、対象条文違反が最も多い<sup>18</sup>。たとえば高さ2m以上の作業床の端などに囲いや手すりなどの設置を義務づけた安衛則519条（根拠条文・安衛法第21条）違反が32件、

機械の掃除、給油、検査などの際に機械の運転停止を義務づけた安衛則第 107 条（根拠条文・安衛法第 20 条）違反が 14 件、などといった状況である。また、平成 31 年・令和元年の労働基準監督年報によると、安衛法違反による送検事件 469 件のうち、第 20 条違反が 149 件、第 21 条違反が 130 件と、対象条文が上位 2 位を占めている<sup>19</sup>。このような現状は上述したように、対象条文の適用範囲の広さと視覚的な摘発のし易さがその要因の一つとなっていると思われる。

安衛法違反の摘発は労働基準監督官の職務の一つであるところ（安衛法第 90 条～第 92 条）、対象条文（及び安衛則）に違反するか否かのチェックの視点及び適用の具体例は以下の通りである<sup>20</sup>。

〔第 20 条関係〕

①伝動装置、歯車、回転軸等のカバー等（安衛則第 101 条）：モーターなどの伝動装置である V ベルトにカバーがあるか、機械の歯車にカバーがあるか、回転軸にカバーがあるか、回転軸などの留め具が埋頭型になっているかなどが調べられる。

②機械の停止等（安衛則第 107 条、第 108 条）：他の作業者が誤って起動させることにより、修理や掃除を行っている労働者が被災することを防止するため、機械等の修理や掃除の際に機械を停止して行っているか、その際に当該機械の起動装置に錠をするか、起動禁止の表示をして他の労働者が作動させないための措置を講じているかなどが調べられる<sup>21</sup>。

③ロールを有する機械の安全（安衛則第 109 条）：ロールを有する機械（印刷機、

巻取ロール機など）に手が巻き込まれないためのガード、光線式安全装置などがあるかが調べられる。

④ボール盤作業と手袋使用の禁止（安衛則第 111 条）：回転する「刃」を有する機械に手袋が巻き込まれて指等を切断する危険があるため、ボール盤で作業する者に手袋の使用を禁止しているかが調べられる。

⑤グラインダーと砥石（安衛則第 120 条、第 27 条、研削盤等構造規格）：グラインダーであれば、周面砥石を側面で使用していないか、砥石のカバーが正しく取り付けられているか、手持ちグラインダーについては適正なカバーが付いているかなどが調べられる（周面砥石を側面で使用すると破壊する危険があるため）。

⑥動力プレス（安衛則第 131 条、第 27 条、動力プレス構造規格、プレス又はシャーの安全装置構造規格）：手などの身体が、ガードなどで入らない構造になっているか、安全装置により入らない構造になっているか、入った場合プレスが自動的に停止する構造になっているかなどが調べられる。

⑦木材加工用丸のこ盤（安衛則第 123 条、第 27 条、木材加工用丸のこ盤並びにその反ぱつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格）：歯の接触予防装置（カバー）が設置されているか、同装置がきちんと作動するか、同装置が可動式の場合は安衛法に基づく構造規格適合品であるかなどが調べられる。

⑧射出成型機等（安衛則第 147 条）：戸を閉じなければ作動しない構造となっているか、光線式安全装置（手が入ったら停止する構造）が設置されているか、両手押しボタン式安全装置（二つの押しボタンを両

手で同時に下死点まで押し続けなければ作動しない構造）となっているか（指導事項としては押し鉤の間隔が 30cm 以上あり、片手で操作できないものであること）、マット式安全装置を使用しているかなどが調べられる<sup>22</sup>。

⑨ドラグショベル（車両系建設機械）（安衛則第 155 条、第 158 条、第 164 条）：車両系建設機械であるドラグショベル（バックホウ、ユンボ）で掘削作業をしている場合は、作業計画を作成して作業しているか、他の労働者がドラグショベルに接触しないよう立入禁止区域を設定して作業しているか、掘削作業以外の用途外の作業に使用していないかなどが調べられる。

⑩ガス溶接用溶解アセチレンボンベ（安衛則第 263 条）：ガス溶接に使用している溶解アセチレンボンベは立てて、転倒防止措置を講じているか、40℃以下に保っているか、使用前か使用後かの表示（空・充の表示）があるかが調べられる。

⑪はしご道（安衛則第 556 条）：はしご道は、その上端を 60cm 以上出しているかが調べられる。

⑫架設通路の勾配・手すり等（安衛則第 552 条、563 条）：架設通路の勾配や手すりなど、足場の作業床の幅や手すりの高さなどが安衛則の基準を満たしているかが調べられる。

〔第 21 条関係〕

①掘削作業（安衛則第 356 条、第 534 条、第 365 条、第 366 条、第 382 条、第 384 条）：手掘りでの掘削作業の場合の法面の角度が安衛則で定められている勾配になっているか、明り掘削の作業場所が崩壊のおそれがある場合に安全な勾配としているか又は土止め支保工を設けるなどの措置を講じているか、明り掘削の作業に使用するトラックなどが労働者に接触しないよう又は転落しないよう誘導者を配置しているか、明り掘削作業者に保護帽を被らせているか、ずい道掘削作業で肌落ちの危険がある場合に点検を行わせているか、浮石を落とすなどの措置を講じているかなどが調べられる。

②荷役作業（安衛則第 432 条、第 452 条）：はいが傾いている場合にロープや杭などで崩壊防止措置を行っているか、港湾において揚貨装置で荷を吊り上げる作業等をするときに労働者の甲板上の通行を禁止しているかなどが調べられる。

③伐木作業（安衛則第 477 条、第 478 条、第 479 条）：伐木作業をするときに退避場所を選定しているか、かかり木があるときはかかり木を処理しているか、伐木作業を行うとき合図を定めて伐倒しているかなどが調べられる。

④建築物の組立等の作業（安衛則第 517 条の 16）：コンクリート構造物の解体作業の際に、作業計画を立てているか、関係者以外立入禁止措置を講じているか、引き倒しの際に合図を定めているかなどが調べられる。

⑤墜落危険場所（安衛則第 518 条、第 519 条<sup>23</sup>、第 521 条、第 533 条、第 524 条、第 526 条、第 527 条、第 528 条）：高さ 2m 以上の箇所で作業する箇所に作業床を設置しているか、また手すりが設置されているか、手すりが設置できない場合親綱を張ってハーネスを使用させているか、煮沸槽・ホッパーなどの周りに手すりがあるか、スレート屋根上での作業時に歩み板を敷いている

か、高さ 1.5m以上の箇所への昇降設備があるか、梯子を使用して作業するとき滑り止め装置を使用するか他の作業者が保持をするなどの転移防止措置を講じているか、脚立の角度が 75 度になっているか、破損していないか（ガタが来ていないか、水平になるか）、開き止めがあるかなどが調べられる。

⑥飛来・落下危険場所（安衛則第 539 条、第 536 条、第 537 条、第 538 条、第 564 条）：建築現場で保護帽を被っているか、物を投下するとき投下設備を使用するか監視人を置いているか、物が落ちてくる危険や飛んでくる危険があるときは防網の設置や、飛来防止の設備、保護帽の使用、立入禁止などの措置を講じているか、足場の組立て解体時に関係労働者以外立入禁止の措置を講じているかなどが調べられる。

⑦土砂崩壊危険場所（安衛則第 534 条）：地山の掘削作業において、すかし掘り（狸掘り）をしていないか、安全な勾配か、落下の危険がある土石を取り除いているかなどが調べられる。

⑧土石流の危険がある場所（安衛則第 575 条の 14）：土石流発生の警報装置が設置されているかが調べられる。~~もともと、送検事案の多くはいわゆる「吊い送検」といって、死傷者が発生してはじめて法違反への制裁がなされる場合が多く、事故発生前の事前送検はほとんど見受けられないことに留意すべきである。~~

## 6 関係判例

本条および関係政省令の理解に有為と思われる判例は少なからず見受けられるが、一例として以下のものが挙げられる。

### 6. 1 刑事事件

#### 1、大泉（伊藤ビル新築工事現場）事件（仙台高判昭 40・6・28 下刑集 7 巻 6 号 1206 頁）

ビル建設工事などを請負う被告人会社にて I ビル新築工事現場（本件現場）の現場主任として勤務していた被告人 X は、本件現場において同社の従業員 A が被覆されずに露出していた高圧電線に接触した結果感電死した事故（昭和 38 年 9 月発生）につき、労働基準法第 42 条（当時）および旧安衛則第 127 条の 8（※架空電線や電気機械器具の充電電路に近接する場所で所定の作業に従事する労働者が、電路に接触・接近することにより感電の危害を生ずるおそれがあるときは、電路の移設、囲いの設置、絶縁用防護具の装着など所定の措置を講じる義務を使用者に課した規定）等の違反に問われた。X は、電力会社及びその下請会社に電線からの危害防止措置を再三にわたり依頼し要求していたがゆえに、法令所定の措置を講じていたと主張した。判決は、X を本件工事現場において安全管理について被告人会社のために行為する者、すなわち労働基準法上の使用者であると認定した上で、以下のように判示した。

「労働基準法四二条に規定する『危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない』というのは、現実にその措置を講ずることが必要とされるのであつて、単にその措置を講ずるために努力したというだけでは足りるものではなく、たとえその措置を講ずるには自らの手ではできず他の者の専権に属するような場合であつても、その者にその措置を講ずべきことを依頼したのみでは、やはり同条の危害を防止するために必要な措置を講じたとはいえないの

である。いやしくも現実にその措置を講じないかぎり、当該危害を受けるおそれある場所で労働者を就労させることは許されないのである。」

2、加藤（家屋建築請負業）事件（最三小決昭47・6・6刑集26巻5号333頁）

家屋建築請負業を営む被告人Xは、昭和44年2月にA社工場の増築工事を請け負った際に、同社工場の織機動力用シャフトに配下の労働者らが作業中接触する危険があるにもかかわらず、これに囲いや覆い等を設置しなかったとして、労働基準法第42条（当時）および旧安衛則第63条第1項（※床面から1.8m以内の動力伝導装置の車軸で接触の危険があるものに囲い・覆いなどの設置を使用者に義務付けた規定）等の違反に問われた。Xは、同シャフトはA社所有の設備であるところ、労働基準法上の使用者は「当該設備を自己の使用する労働者に生産器具として使用せしめる者に限定され」、旧安衛則第63条の義務者は「当該機械をその使用する労働者にその作業の際に使用せしめる使用者」に限定されるため、これら規定はXには適用されないと主張した。これに対し、判決は以下のように判示した。

「労働基準法四二条（等）により使用者が講ずべき危害防止措置の対象たる当該動力伝導装置等は、当該労働者が作業上接触する危険があるかぎり、その労働者の使用者が所有または管理するものにかざられるものではなく、また、その労働者をしてその作業場において直接これを取り扱わせるものであると否とを問わないものと解するのを相当とする。」

3、X社事件（東京高判平28・11・8高等

裁判所刑事裁判速報集（平28）号151頁）

自動車用部品等の加工、組立、販売等を営む被告X社は、平成23年4月、同社工場において労働者らにダイカストマシンを使用してアルミダイカスト製品の成形加工等を行わせるに当たり、同機械には両手操作式の安全装置が取り付けられていたものの、全自動運転の際には同装置が作動せず、労働者の身体の一部が挟まれるおそれがあったのであるから、安全扉（閉じなければ機械が作動しない構造の戸）を取り付けるなどして安全措置を講じなければならないのに、かかる措置を講じないまま労働者らに上記作業を行わせたとして、安衛法第20条及び安衛則第147条の違反に問われた。

安衛則第147条は「射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等・・・に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設け」る義務を事業者に課し（第1項）、第1項における「戸」は「閉じなければ機械が作動しない構造のものでなければならない」とされている（第2項）。X社は上記機械の全自動運転中にはバリ取り等の作業を行わないよう指導し、そのような作業実態もなかったがゆえに、労働者が身体の一部を挟まれる具体的なおそれがあったとは言えないと主張した。判決は、以下のように判示した。

安衛則第147条第1項にいう「『労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるとき』とは、同規則の趣旨及び文言等からすれば、労働者が、作業の過程において、射出成形機等の機械の可動部に近づき、過失の有無を問わず、その身体の一部を挟まれるおそれのある場合をいう・・・。すなわ

ち、規則 147 条は、作業中の労働者が当該機械の可動部に近づく場合を想定し、その際に安全装置を設けることにより、労働者が身体の一部を挟まれるという労働災害を防止しようという趣旨から設けられた規定である。そうすると、労働者が作業中に本件機械の金型の可動部に・・・何らかの事情により近づくことが想定される場合には、労働者の過失の有無を問わず、労働者の身体の安全を図ろうという趣旨のものである。」X社は上記機械に安全扉を設置せず、また上記両手操作式による安全装置は、安全装置としての機能を有していないため、安衛則第 147 条所定の安全装置を設けたことにはならないとして、X社の同条違反を認めた。

## 6. 2 民事事件

4、北土建設・前田道路事件（札幌地判昭 59・2・28 労判 433 号 64 頁）

労務者提供を業とするA社に雇用されたXは、Y1（北土建設）が札幌市から請負い、その一部をY2（前田道路）に下請けに出して行っていた（Y2はさらにA社に再下請に出していた）水道管敷設工事（本件工事）において、Y1・Y2の従業員の指揮監督を受けながら就労していたところ、昭和 53 年 9 月、A社が運転手付で庸車したショベルローダ（本件重機）の一部がXの腰部に衝突した（本件事故）。この結果、Xは腰椎挫傷の傷害を受け、歩行困難などの後遺症が残った。Xは、Y1・Y2を相手取り、Xと両社には直接の雇用契約関係はないものの支配従属関係に立っていたゆえに、両社はXに対し安全配慮義務違反の責任を負うと主張して損害賠償等の支払を求めた。

Xらは本件事故前の作業に取り掛かる際、Y1従業員から本件重機の回転半径内に入らないよう注意を受けたほかは、Y1・Y2およびA社から何らの安全教育も受けなかった。また、XらA社の者は本件事故の前後を通じて重機運転者に対する合図者を固定していたことはなく、Xら作業員らの中から適宜手のすいた者が合図者となって、思い思いの方法で合図をしていた。そして、合図者となった場合でもそれと分かる腕章や旗を持っていたわけではなく、合図の方法も決められていなかった。さらに、合図者が交替してもそのことが運転者に伝えられることはなかった。

判決は以下のように判示した。

安衛則第二編第一章の二第一節、第二章第一節等の規定に照らすと、「重機の運転者に対する信号者を予め決め、そのなすべき一定の合図を決定し、運転者へ周知徹底し、運転者に対し、作業内容並びに指揮の系統を通知し、運転者をして信号者の合図を確認して運転させること」が被告らの安全配慮義務の具体的内容の一部となつたうえて、「被告両名が右の安全配慮義務を懈怠していたことは、前示のXらの作業方法、本件事故発生の態様等に照らして明らかである」と判断。

5、エム・テックほか事件（高松高判平 21・9・15 労判 993 号 36 頁）

Xは平成 14 年 11 月、高松市内の地上約 8mの工事現場（本件現場）にて、足場上で解体された枠組支保工等の材料の荷降ろし作業（本件作業）中、地上に転落し負傷した。Xは、Y1（本件工事を受注した元請企業）、Y2（Y1から本件工事を受注した下請企業）、Y3（Y2から受注した孫

請企業）およびY 4・Y 5を相手取り、安全配慮義務違反に基づく損害賠償等を請求した。Xは同年10月にY 5にとび職人として雇用され、Y 4に派遣された後、Y 4によりY 4が雇用する作業員とともにY 3に派遣され、本件作業に従事していた。原審（高松地判平20・9・22 労判993号41頁）はY 1、Y 3、Y 4、Y 5について安全配慮義務違反を認めつつ、本件事故当日の朝のミーティングでY 1担当者らから安全帯の使用が指示され、安全帯と親綱の支給がなされていたにもかかわらず、Xがこれを使用しなかったことなどから1割の過失相殺を認めた。X及びY 1、Y 3、Y 4、Y 5が控訴したものの、原審とほぼ同様の理由でいずれも棄却。

#### D. 考察

今年度の調査から得られた示唆は以下の通り。

##### 1. 対象条文の趣旨・内容および沿革との関連性

対象条文は、ともに使用従属関係を前提とした事業者規制であり、安衛法の中核をなすとともに、製造規制・流通規制とあいまって、効果的な危害防止基準の確立を目指す規定である。同条に定められた危害防止基準の内容は抽象的であり、それぞれ各号・各項において列挙された、モノ・作業方法・場所から生じる危険を防止するよう事業者が義務づけているに過ぎない。これらの具体的内容は安衛則などの政省令で明文化されているため、対象条文の趣旨・内容の分析は、その運用実態を含めた関係政省令の分析と共になされる必要がある。かかる作業を通じ、現行安衛法が設定する危

害防止基準がどのようなものであり、現場でいかに運用されているかの具体像が明確になるとと思われる。

安衛則は700条に迫る膨大な数の条文によって構成されており（改正によって追加された挿入条文を含めればさらなる数となる）、対象条文を具体化した規定は、主に「第二編 安全基準」（第101条～第575条の16）に置かれている。ここから窺われる危害防止基準の共通項と傾向は、概ね以下のように整理できる。

- ①機械等のうち労働者に危害を及ぼすおそれのある部位・箇所につき、囲い、覆い、運転停止などの手法によって安全化する。
- ②機械等の点検、検査、整備などを義務づけ、同時に使用限度の超過や誤った使用法を禁止する。
- ③物による接触の危険を防ぐために労働者の身体に保護具などを装着させ、また危険を誘発する手袋などの使用を禁止する。
- ④立入禁止などの措置によって、危険な機械またはその部位・箇所、危険な場所などに労働者を不用意に接近させない。
- ⑤合図などによって労働者に危険に対する注意・回避を喚起し、安全かつ合理的な行動を促進する。
- ⑥作業主任者など責任者を選任・配置することによって、指揮命令系統を整備し明確化する。

労働災害は、危険源が労働者の心身に接触することによって引き起こされるとすれば、必然的に、両者の接触を何らかの形で可能なかぎり回避することが、基本的な危害防止措置となる<sup>24</sup>。すなわち、危険源の発生前にこれを探知して阻止し（上記②）、その発出の出端を挫くとともに（上記①）、



発出した危険に対処すべく労働者の身体を守る（上記③）。また、そもそも労働者の接近を防ぐとともに（上記④）、現場の労働者らの意思疎通によって危険源やそれがもたらす被害について注意を喚起し、それとの接触や接触がもたらす被害を回避させるという仕組みになっている（上記⑤⑥）。以上から指摘し得ることとして、対象条文が現場に求める危害防止措置は、最新鋭の技術・研究成果や高度の知見を駆使したものとは限らず、現場の実態や常識感覚に基づき、労働者の目線に立って、通常求められる措置に重点を置いているといえる。

わが国の安全衛生法制は、戦前から戦後にかけて連続性があり、対象条文のような危害防止措置においてその傾向は一層顕著である。前述の工場危害予防及衛生規則においても、すでに上記①～⑥と同趣旨の規定が少なからず見受けられ、旧安衛則に発展的に引き継がれている。対象条文が設定する危害防止基準の中には、技術の進歩や社会経済の変遷に左右されることなく、1世紀近くにわたって現場の安全衛生の基礎となってきたものが多い。

また、これらの危害防止基準は、ビジネス（事業の効率的運営）とのバランスラインの典型を示しているという意味でも参照価値がある。安全衛生はあらゆる産業において不可欠のルールである半面、それが過剰に及ぶと産業や社会全体が窒息しかねない。対象条文が安衛則によって設定した危害防止基準は、たとえば機械等を全面的に製造・使用禁止とするのではなく、機械としての稼働を許容しつつ、その危険部位のみに着目し危害防止のための規制を施すものであるといえる。では、構造的に生じる

危害防止基準の過不足をどのように埋めるべきか、性能要件基準（基準は安全衛生上の効果を定め、その実現手段は個々の事業者に委ねる基準）を認める場合の対象範囲はいかにあるべきか、それに関連して、次項で示すように、「危険を及ぼすおそれ」等の抽象的な文言（不確定法概念）をどう解釈すべきか、中小企業等の資源の不十分な事業が全ての危害防止基準を一気に遵守できない場合の監督指導行政をいかに行うべきか、等については、継続的な検討課題とする。

2. 対象条文および関係政省令の文言からうかがわれる予防志向ほか安衛法制の基本的姿勢

対象条文は物、作業方法および作業場所から生じる危害の防止措置を事業者に義務付けるものであるところ、これらの措置は労働災害の危険が具体化して差し迫った状況下ではなく、それ以前の段階において早期に講じられなければならない。このため、安衛法および政省令においては、事業者の危害防止措置の要件等を定めるに際して、危険等の「おそれ」という文言が頻繁に用いられている<sup>25</sup>。

安衛則において「危険」と「おそれ」がワンセットで用いられている規定の概要は以下のとおりである。

①危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのあるとき」：第104条第1項（機械の運転開始の際の合図）、第479条第2項・第3項（伐木作業の際の合図および労働者の遵守義務）、第130条の5第1項（食品加工用機械開口部からの転落防止措置）など

②危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのあるもの」：第 109 条（巻取りロール等の危険防止措置）、第 151 条の 112 第 1 項（伐木等機械による伐木作業の際の危険防止措置）、第 341 条第 1 項第 1 号（高圧活線作業の際の感電防止措置）など

③危険を及ぼす「おそれのある部分」：第 101 条第 1 項（原動機等による危害の防止措置）など

④危険が生ずる「おそれのある場所」：第 151 条の 93（車両系木材伐出機械の転倒・転落による危険防止措置）、第 153 条（車両系建設機械使用の際の岩石落下等による危険防止措置）など

⑤危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのあるところ」：第 386 条（ずい道等建設作業における立入禁止措置）、第 481 条（造林等作業における立入禁止措置）など

⑥危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのある箇所」：第 151 条の 96（車両系木材伐出機械作業における立入禁止措置）、第 158 条第 1 項（車両系建設機械作業の際の立入禁止措置）、第 519 条第 1 項（高所作業における墜落防止措置）など

⑦危険を及ぼす「おそれのない方法」：第 150 条の 2（高速回転体の回転試験の実施方法）

⑧危険を及ぼす「おそれのないもの」：第 122 条（木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防措置）

⑨危険を及ぼす（が生ずる）「おそれのないとき」：第 108 条第 1 項（機械刃部の掃除等の際の運転停止措置）、第 407 条（掘削面のこう配の基準）、第 342 条第 1 項（高圧活線近接作業の際の感電防止措置）

以上の規定から明らかなように、安衛則は状況・場合（上記①）、物の全部ないし一部（上記②③）、場所（上記④⑤⑥）、方法（上記⑦）ごとに想定される危険への対処を事業者に義務づける一方で、危険のおそれがない「とき」・「もの」という要件を充たす場合には、事業者に課せられた危害防止義務を例外的に免除している（上記⑧⑨）。

前述のように労働災害の防止措置は、危害が具現化する以前の「おそれ」があるに過ぎない段階で講じられなければならないことに鑑みれば、対象条文の関係政省令がかかる文言を数多く用いているのは必然ともいえる。同時に多くの規定において、「危険のおそれ」が意味する具体的内容について通達等を通じて明確化が図られ<sup>26</sup>、事業者が講ずべき措置内容の輪郭を浮き彫りにしている。これはやや大仰に表現すれば、安全衛生に関して形成された自然科学的知見に基づく社会的コンセンサス（＝事業者は、監督取締行政との関係では、差当りここまでやっておけば大丈夫としよう、という趣旨）の表明であるともいえる。また他方で、「おそれ」という表現は事業者に課せられた義務を緩和ないし免除するための要件として用いられることもあり（上記⑧⑨）、こうした姿勢の中に、安全衛生と事業の効率的運営とのバランスを図ろうとする意図を看取することもできよう。

安全衛生制度において危険の「おそれ」が持つ意味についてのより詳細な内容に関しては、今後、横断的検討課題として検討する予定である。

### 3. 関係判例による対象条文の解釈

対象条文の趣旨は、その前身である労基

法第 42 条に関するものも含め、判例の検討を通じてより一層明確となる。上記「1. 6 関係判例」掲載の 1 事件により、同条の危害防止措置は「単にその措置を講ずるために努力した」ただけでは足りず、「現実にはその措置を講ずることが必要とされる」ことが明示され、2 事件は、措置の対象たる機械等が使用者の所有・管理下にあるか否かを問わず、労働者を使用する以上は所定の措置を講じるべきことを示している。これらの判旨から、危害防止基準は、安衛法の中核であって、基本的には、字義通りの定型的な遵守を求める趣旨であることが窺われる。

また、前述のように、同条の具体的内容は安衛則などの政省令によって定められているところ、安衛則には「危険を及ぼすおそれ」（第 130 条の 9）、「身体の一部を挟まれるおそれ」（第 147 条第 1 項）など、「おそれ」という文言が事業者の措置義務の要件を定める際に頻繁に用いられている。この点 3 事件が「労働者が、作業の過程において、射出成形機等の機械の可動部に近づき、過失の有無を問わず、その身体の一部を挟まれるおそれのある場合」をいい、「労働者の過失の有無を問わず、労働者の身体の安全を図ろうという趣旨」であると解している。なお、最高裁は旧安衛則第 63 条第 1 項にいう「接触の危険」という文言について、接触の抽象的危険があればよいとした原判断（大阪高判昭 46・12・13 刑集 27 巻 7 号 1368 頁）を是認し、「その危険の発生が労働者の注意力の偏倚（へんい）、疲労その他の原因による精神的弛緩、作業に対する不慣れ等による場合も含め、労働者がその作業の過程で接触して危害の発生

する危険をいい、その危険が熟練した注意深い労働者からみて異常とみられる作業方法により、または労働者の重大な過失により生じうるものであると否とを問わない」と判示している（最三小決昭 48・7・24 刑集 27 巻 7 号 1357 頁）。

安衛法の規定の多くは、行政による監督・取締を前提としており、違反に対して事業者らに刑事罰が科されることなどから、公法的な性質を有するが、4 事件が示す通り、安衛則上の措置義務が事業者（使用者）の安全配慮義務の具体的内容と化し、民事賠償請求権を根拠づける場合が多い。また、安衛法や安衛則には、労働者に一定の義務を課す規定もあり、5 事件は、労働者がこれに違反した場合、民事賠償請求事件において過失相殺を根拠づける要素として考慮される可能性を示唆している。

## E. 結論

1. 以上の通り、対象条文は、労災の再発防止策を現場目線で基準化したものであって、内容的にも沿革的にも安衛法の中核であり、その源流はすでに戦前の工場法に見いだすことができ、原理的な規定であるため、安衛法の他の規定に比して技術や制度の変遷から受ける影響は少なく、それに紐づく規則は別として、条文の文言も、昭和 47 年の制定当時からまったく変わっていない。このため、目下のところ対象条文自体は別段改正を要することはなく<sup>27</sup>、強いて言うなら前述の通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）が記した幅広い危険類型（条文の適用範囲）をあらためて条文化し、アナウンス効果を図る方途を検討する価値はあるかもしれない。

今後改正の可能性があるのは、対象条文を具体化する安衛則の関連規定である。「安全衛生規則は成長する規則である」と言われ、技術の進歩、災害・疾病の発生状況その他産業労働の場における諸般の事情の変化を背景として不断の進化を遂げていくものであるが<sup>28</sup>、その際には労働者の安全確保を図ることを主眼としつつ、同時に産業の発展や事業の効率的運営とのバランスのとれた調整という視点を軽視してはならない<sup>29</sup>。

2. 安衛法は言うまでもなく労働災害の予防を主たる目的とし、対象条文が定める危害防止基準もその目的達成のために設定されてきた。事業者らに対して、危害が顕在化し急迫した状況下にかぎらず、その「おそれ」がうかがわれる段階で一定の措置を講じる義務を求める諸規定のあり方は、労働災害を芽のうちに摘んでしまおうという基本的姿勢のあらわれに他ならない。しかし、C. 6「関係判例」に引用した各事例のように、災害事故によって死傷者が発生した際の事後処理的な適用も今なお少なからず見受けられ、対象条文が一層の予防効果をあげるためには、他の規定との効果的な連携が不可欠であることを示唆している。~~しかし、C. 5「適用の実際」において触れた「甲い送検」という言葉に象徴されるように、またC. 6「関係判例」に引用した判例からも明らかなおおりに、対象条文が適用されるのは、すでに災害事故によって死傷者が発生した後であることが多い。つまり、対象条文本来の趣旨である労災の未然防止を実現するには、危害防止基準自体の過不足を最小化すると共に、他の規定との効果的な連携が不可欠となる。~~

本研究費による研究代表者の先行研究は、現行安衛法が示唆する予防政策のエッセンスを以下の8項目に整理しているが<sup>30</sup>、危害防止基準の本来的な趣旨の実現を促進するための補充手段としても有効と思われる。特に、「一次的に事業者責任を原則としつつ、二次的に労働者自身にも責任を負わせる」、「国などによる・・・計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進」、「経営工学的知見を踏まえた人的措置」、「事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的なRAを実施」などといった、制度的・人的措置による補強に比重を置く方向での安衛法令の改正や解釈を今一度検討することが肝要となろう。

- |   |
|---|
| <p>①リスク創出者管理責任負担原則を志向すべき、</p> <p>②国などによる重点傾斜的な計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進を図るべき、</p> <p>③物的措置のほか、経営工学的知見を踏まえた人的措置を重視すべき、</p> <p>④不確実性が高いリスクには、事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的なRAを実施させるべき、</p> <p>⑤予防政策は1次予防から3次予防まで包括的に形成せねばならず、リスク管理では高いリスクを優先し、先ずは根本的で集団的な対策を行い、残留リスクについて、個別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続的に講じるべき、</p> <p>⑥労働者の高齢化、疲労・ストレスによる健康障害の一般化などの日本的文脈を</p> |
|---|

前提に、たとえ比較法制度的にパターンなりスティックな面があっても、職域でできる健康の保持増進対策は積極的に推進すべき、

- ⑦不確実性の高いリスク対策は、法文上は積極的・開発的な課題として理想的目標を規定し、ガイドラインで詳細が規定されることが多いので、民事過失責任法上、事案の個別事情に応じて参酌すべき、
- ⑧ハラスメントのような心理社会的危険源を典型として、リスク要因は、社会科学的にも認識すべき。

## F. 研究発表

1. 論文発表  
なし。
2. 学会発表  
なし。

## G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得  
該当せず。
2. 実用新案登録  
該当せず。
3. その他  
該当せず。

## H. 引用文献

本文（脚注含む）掲載のもの。

<sup>1</sup> 三柴丈典「使用者の健康・安全配慮義務」日本労働法学会編『講座労働法の再生第3巻・労働条件論の課題』（日本評論社、2017

年（平成29年）287頁。

<sup>2</sup> 三柴丈典「日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス」三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））〈第一分冊〉3頁。

<sup>3</sup> 同法施行当初の通達も「事業者は、その使用する労働者の危害を防止するための措置を講じさせることが、労働災害防止の基本であることはいままでもないところである」と指摘する。「労働安全衛生法の施行について」（昭和47年9月18日発基第91号）第三・四・（一）・イ参照。

<sup>4</sup> 岡實『改訂増補工場法論 全（復刻版）』（有斐閣、1985年（昭和60年））。

<sup>5</sup> 職場の安全サイト（最終閲覧日：2020年1月8日）参照。

<sup>6</sup> 労務行政研究所編『労働安全衛生法—労働法コンメンタール10』（労務行政、2017年（平成29年））311頁に基づく。

<sup>7</sup> 詳細は畠中信夫『労働安全衛生法のはなし〔中災防ブックス第1版〕』（中央労働災害防止協会、2019年（令和元年））178頁参照。

<sup>8</sup> 畠中前掲書（2019年（令和元年））177頁。

<sup>9</sup> 大泉（伊藤ビル新築工場現場）事件（仙台高判昭40・6・28下刑集7巻6号1206頁）。

<sup>10</sup> 安衛法は労働者の「安全」確保を目的の一つとしているところ（第1条）、安全の反対概念は災害・事故ではなく「危険」であり、対象条文はまさに「危険を防止するため必要な措置」を事業者に義務づけているわけである。

<sup>11</sup> 労働省『労働行政史〔第1巻〕』（労働法令協会、1961年（昭和36年））239頁。

<sup>12</sup> 岡前掲書（1985年（昭和60年））784頁以下。

<sup>13</sup> 岡前掲書（1985年（昭和60年））804頁。

<sup>14</sup> 労働安全衛生法の施行について（昭47・9・18発基第91号）第一。

<sup>15</sup> 特に第20条第1号にいう機械等による

危険防止のため、安衛則以外にボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）、クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）、ゴンドラ安全規則（昭和 47 年 09 月 30 日労働省令第 35 号）等、それぞれの機械、器具、設備等の特質に合わせた詳細な規則が制定・施行されている。

<sup>16</sup>中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動・五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971 年（昭和 46 年））81 頁

<sup>17</sup>労働組合期成会「工場法案に対する意見書」（1908 年（明治 41 年））1～2 頁。

<sup>18</sup>最も多い違反は安衛法第 100 条（安衛則第 97 条）の労働者死傷病報告で、34 件にのぼる。しかし、安衛則の当該条文の根拠となる安衛法の条文をみると、対象条文たる第 20 条および第 21 条違反の合計が圧倒的に多い。

<sup>19</sup>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kantoku01/dl/31-r01.pdf> 最終閲覧日：2022 年 2 月 1 日

<sup>20</sup>本プロジェクトの研究協力者であり労働基準監督官経験者である玉泉孝次氏（近畿労務安全衛生研究所所長）および藤森和幸氏（東京安全衛生教育センター）に対し、2021 年 11 月 13 日に筆者が実施したインタビューおよび両氏作成の資料のほか、本プロジェクトにおいて実施された行政官（または OB）向けの調査結果（以下、「調査結果」とする）に基づくものである。

<sup>21</sup>調査結果では、洗濯したタオルを乾燥後にほぐす機械（シェイカー）にて目詰まりが発生したため、解消作業に行ったが戻ってこないで同僚が見に行ったところ、同シェイカー内で倒れていたという事例が報告されている。同事例では、単独作業であったことから現認者がおらず、労働安全衛生規則第 107 条に定める「機械の給油、検査または調整の作業」の特定ができず、法違反を特定できないという意見がある一方、実態として機械（シェイカー）が動いている時に機械を止めていれば災害は発生しなかったのだから、法違反を認めるべきとの意見があった。

<sup>22</sup>調査結果では、元監督官より以下のような意見が寄せられている。「射出成型機等

による危険の防止に関する条文であるが、コンクリートブロック成型機について適用し、送検したことがある。コンクリートブロック成型機が射出成型機等に含まれるか否かが、検察官の懸念するところであった。安衛法施工時の解釈通達に、射出成型機等の範囲を示したものがあり、およそ、動力によって加工用の装置を往復させて加圧、打抜きなどするものでプレスに該当しないもの全てが該当するとしている。あまりにも範囲を広げていて、事業者において本条文の適用は範囲を想定しにくくなっている。」

<sup>23</sup>調査結果では、倉庫内で移動はしごを使用して、高さ約 3 メートルの場所に置かれた段ボール箱を下そうとした際に、移動はしごから墜落した事例が報告されている。同事例では、状況を勘案した結果移動はしごから墜落したと判断したものの、単独作業であったことから、被災者がどの高さから墜落したのか不明であり、第 518 条及び第 519 条の適用は見送られたとされる。

<sup>24</sup>「機械による危険の防止 共通一般」（角田淳「今日も無事にただいま」 最終閲覧日：2020 年 4 月 12 日）は、機械の安全対策の多くは、危険源に振れないようにする、適当な距離を保つことであると指摘する。

<sup>25</sup>「おそれ」という文言は安衛法においては計 18 か所（目次を除く）、安衛則においては計 310 か所、クレーン等安全規則では 22 か所、有機溶剤中毒予防規則は 13 か所、特定化学物質障害予防規則 32 か所といったように、代表的な政省令において頻繁に用いられている。

<sup>26</sup>たとえば、安衛則第 104 条第 1 項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、総合運転方式にあつては原動機にスイッチを入れる場合、連続した一団の機械にあつては共通のスイッチを入れる場合等という（昭 45・10・16 基発第 753 号）、また、同第 130 条の 3 第 1 項にいう「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部が労働者の手の届く範囲にある場合をいう（平 25・4・12 基発第 0412 第 13 号）など。

<sup>27</sup>三柴前掲報告書（注 1）3 頁も同旨を述

---

べる。

<sup>28</sup> 畠中前掲書(2019年(令和元年)32頁)。

<sup>29</sup> 三柴前掲論文(注2)287頁も、民事上の安全配慮義務につき、諸外国の安全衛生規制を参照したうえで、「対象者の安全衛生につき、現にリスク関連情報を得ているか得るべき立場にあり、支配管理可能性を

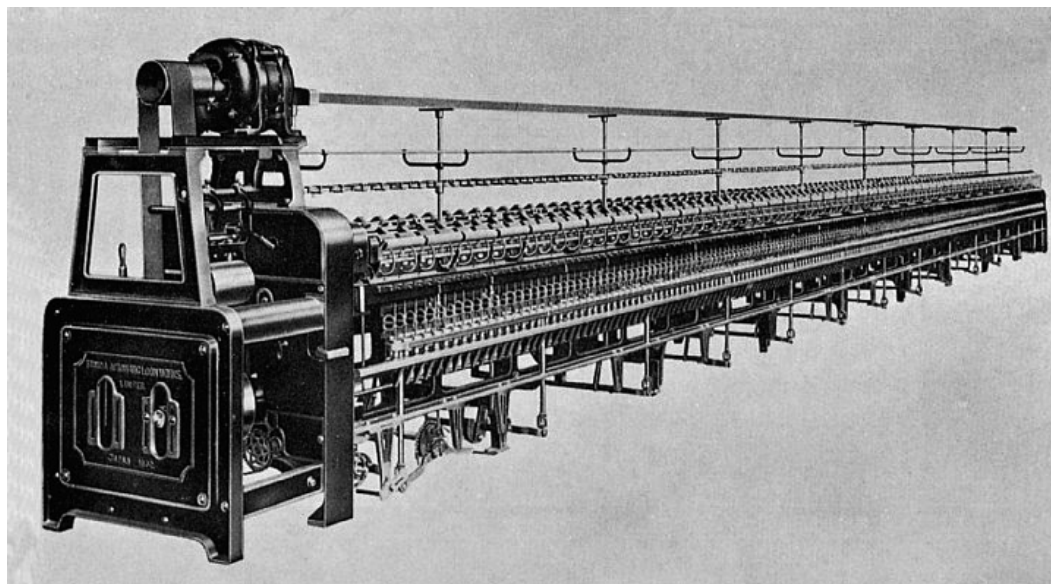
---

持つ者が、事業の実情に応じて合理的に実行可能な限り、安全衛生関係法上の最低基準(危害防止基準)を遵守する(以下略)」と共に、ガイドラインを含めて、その趣旨を果たす義務と定義している(下線部引用者)。

<sup>30</sup> 三柴前掲報告書(注1)85頁以下。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

【トヨタ自動車が戦前に開発したリング精紡機】



（トヨタ自動車 75 年史

[https://www.toyota.co.jp/jpn/company/history/75years/text/taking\\_on\\_the\\_automotive\\_business/chapter1/section4/item4.html](https://www.toyota.co.jp/jpn/company/history/75years/text/taking_on_the_automotive_business/chapter1/section4/item4.html) 最終閲覧日：2020年5月7日）より）



厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第 22 条から 25 条の 2 の逐条解説

分担研究者 佐々木達也 名古屋学院大学法学部専任講師

研究要旨

労働安全衛生法(以下、「安衛法」)第 22 条および第 23 条は、事業者の講ずべき健康障害防止措置と作業場の環境整備についての規定である。第 22 条は労働者に健康障害を及ぼす重要な要因を列挙したうえで、健康障害の種別ごとからみて講ずべき措置内容を、第 23 条は建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の不適切が原因となる健康障害を防ぐために必要な措置を内容としている。ただし、第 22 条、第 23 条は健康障害を引き起こす要因を抽象的かつ広範囲に列挙することどまっており、危害防止基準は労働安全衛生規則(以下、「安衛則」)及び 11 本の特別衛生基規則に定められている。したがって、実際に労働者の健康障害を防止するためには、本研究の対象となる各条文と関連する規則を総合的に把握することが必要不可欠である。また、労働災害を防止するための危害防止基準を分かりやすく解説すること、および関連規則を整理することとともに、研究対象条文における解釈上および実際上の課題を明らかにすることも重要である。

今年度の研究の成果として、第 22 条及び第 23 条については、①関連する規則を制定した背景、改正の変遷及びその背景となった事件、各規則において重要な条文の内容、②改正を重ねることで関連する規則の関係が複雑となり、現場で適用する監督官にとっても、法令を遵守しなければならない事業者にとっても体系的に理解することが極めて困難であること、③多くの監督官から規則を整理し、容易に理解できるよう改善する意見が出されていること、④臨検監督における各規則及び条文の確認事項及び違反があった場合の対応方法などが明確となった。

次に、第 25 条については、①安衛法制定以前は安衛則のように個々の規則に定められていた事業者の退避させる義務が、安衛法の立法過程において労働者側の意見により修正案として追加され、明確な法律上の根拠を持ったこと、②旧労基法まではなかった労働者の権利という視点が取り入れられたこと、③実際には、事故発生時に現場に監督官が居合わせることはなく、また現場に到着した際にはすでに退避が完了していることから、この条文を適用する事例は見られないことが判明した。第 25 条の 2 については、大清水トンネル坑内の火災事故を契機に同条が制定されたこと、臨検監督においては、有資格者が選任されているか否かのみが確認の対象となることが明らかとなった。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き123条ある安衛法のうち第22条から25条の2について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。なお、報告書文案の作成に際して、技術的な

不明点については、メーリングリストで班員その他の専門家に照会した。

## C. 研究結果

### 1. はじめに

安衛法第1条は同法の目的を達成するための手段の一つとして「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」を挙げている。「危害防止基準」とは、事業者が、特定の危害源や健康障害の要因に対して、労働者に防護具を使用させる等、「必要な措置」を講ずることを義務づけるといった具体的な行為基準である。

安衛法第4章「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」は、関連する規則と相まって、規制基準が定めたものである。しかし、安衛法第20条～第25条は事業者が、その使用する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき抽象的な義務を課すにとどまっている。事業者が講ずべき具体的措置については、法第27条第1項により厚生労働省令に委任されている。

本研究の対象条文は、事業者の講ずべき健康障害防止措置(第22条)と作業場の環境整備(第23条)について規定している。

本研究の先行研究における元労働基準監督官へのインタビュー結果として、「日本の現行安衛法制度は、規制等も含めた体系全体としては、その綿密さや過去の災害等を踏まえた実践的な有用性、事業者への威迫・強制性などの点で優れている」ものの、「安衛法本法を見ただけでは、具体的に何をすべきことが分かり難い」という課題を抱えていることが指摘されている。そして、その改善策として「中長期的展望として、法律本法とそれに連なる法体系を分かり易く整理し、

法律本法を見れば、事業者らがなすべき基本的な事柄が分かるようにする」ことが挙げられている<sup>1</sup>。

本研究の対象となる安衛法第 22 条および第 23 条は、後述するように、安衛則及び 11 本の特別衛生規則が関連する条文であることから、安衛法本法のみから事業者が講ずべき必要な措置を読み取ることは不可能であり、特に分かり難い条文であるといえよう。そこで、本研究においては担当条文と共に、それに紐付く省令や、実際の適用例の整理を試みる。

## 2. 第 22 条

### 2. 1. 1 条文

**第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。**

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

### 2. 1. 2 趣旨・内容

#### 2. 1. 2. 1 趣旨

本条は、労働者の就業する作業場所、取扱操作をする機械、器具等の設備、取り扱う原材料、あるいは作業の性質に応じて、労働衛生面での十分な配慮がなされないとすると、関係労働者は種々の健康障害を被るため、事業者健康障害の防止の措置を義務づけている規定であり、健康障害の種別ごとに

講ずべき措置を定めたものである<sup>2</sup>。

本条は、主として原材料、機械器具等の設備及び精神疲労等を伴う作業により生ずる健康障害を類型的に規制し、その防止を図ることを目的としている。

### 2. 1. 2. 2 内容

本条においては、労働者に及ぼす健康障害の重要なものを例示的に列挙しているが、その措置の対象とする健康障害を以下のように類型化して明確にしている<sup>3</sup>。

本条 1 号は、有害なガス、蒸気、粉じん（粉じんにはファイバー、ヒューム及びミストが含まれる。）による中毒、皮膚障害など、酸素欠乏現象による酸素欠乏症、あるいは病原体による疾病等いわば化学的な要因に基づく健康障害、すなわち呼吸により体内に吸収し又は有毒物を皮膚に付着させることによる健康障害を挙げている。本号に列挙されている健康障害は、例示的なものであって、およそ工場その他の事業場において労働者が作業する過程にあって類似の健康障害を労働者に及ぼすものは、建設物その他の作業場から生ずるものを除き、すべて本条による健康障害防止の措置を講ずべき対象に含まれる。その対象となる原材料、ガス、蒸気、粉じんその他の物質などについては、本法第 27 条第 1 項に基づく命令、すなわち安衛則をはじめとし、有機溶剤中毒予防規則(以下、「有機則」)、鉛中毒予防規則(以下、「鉛則」)、四アルキル鉛中毒予防規則(以下、「四アルキル鉛則」)、特定化学物質等障害予防規則(以下、「特化則」)、酸素欠乏症等防止規則(以下、「酸欠則」)、粉じん障害防止規則(以下、「粉じん則」)及び石綿障害予防規則(以下、「石綿則」)におい

て定められている。

本条 2 号は、皮膚障害、血液変化、生殖機能の変化等のいわゆる放射線障害、高温による火傷や熱中症、低温による凍傷や冷房病、超音波による皮膚深部などへの障害、騒音による難聴症、振動による白ろう病など振動障害、あるいは異常気圧による減圧症等のいわば物理的な要因による健康障害を挙げている。なお、「異常気圧等」の「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光線等の有害光線が含まれる(昭 47・9・18 基発第 602 号)。

本条 3 号は、計器監視の作業、精密工作の作業などのように高度の神経緊張や精神的活動の持続を必要とする特殊な作業におけるストレス等に関連する健康障害を例示的に掲げている。例えば、精密工作の作業についてみると、視機能の過重負担を生じやすく、これによって視力の低下のほか、視神経の疲労、大脳疲労に関連する健康障害を発生するおそれがある。本条に列挙されている健康障害と類似の労働者に及ぼす健康障害についてもすべて第 22 条による健康障害防止の措置を講ずべき対象に含まれる。これに関連する安衛法第 27 条第 1 項に基づく命令としては、安衛則第 3 編第 4 章及び事業所則第 10 条において「精密な作業」についての措置が定められている。

本条 4 号は、有害物等を含有する排気、排液又は残さい物による健康障害について包括的に定めている。鉛、カドミウムなどの有害な物質について、これらのガス、蒸気又は粉じんが局所排気装置や生産設備などからそのまま排出された場合には、作業場の再汚染、これらの物質を含有する排液による有害なガスなどの異常発生又は地下水等

の汚染を生ずるおそれがある。また、それらは事業場附近一帯の環境をも汚染し、いわゆる公害を引き起こすことになる。労働者に対し健康障害を及ぼす主なものとしては、排気関係については、例えば、ジクロロベンジン、アルファーナフチルアミン、ジアニジンなど製造許可を要する物質をはじめ、石綿、カドミウム、クロム酸、水銀などの特定の化学物質あるいは鉛及びその化合物等が挙げられる。また、排液関係については、アルキル水銀化合物、塩酸や硫酸などの強酸類、シアン化合物その他硫化ナトリウム、あるいは放射性同位元素により汚染された排液等があり、残さい物としては、アルキル水銀化合物や四アルキル鉛の廃スラッジが挙げられる。

本号に列挙されている健康障害については、すべて本条による措置を講ずべき対象に含まれるものであるが、これらに関する安衛法第 27 条 1 項に基づく命令としては、安衛則をはじめとして、特化則、鉛則、四アルキル鉛則及び電離放射線障害防止規則(以下、「電離則」)が定められている。

## 2. 1. 3 関連規則による健康障害防止等に必要な具体的規制

労働者の健康障害の防止及び労働者の健康、風紀及び生命の保持のために事業者が講ずべき具体的な措置については、安衛則をはじめ、有機則、鉛則、四アルキル鉛則、特化則、高気圧作業安全衛生規則(以下、「高圧則」)、電離則、酸欠則、事務所衛生基準規則(以下、「事務所則」)、粉じん則及び石綿則並びにこれらの規則に関連する厚生労働省令において定められている。

### 2. 1. 3. 1 安衛則

安衛則第三編第一章の有害な作業環境において、安衛法第 22 条において類型化されている健康障害を防止するために「必要な措置」が定められている。具体的には、有害原因除去のための 3 ステップアプローチ(第 576 条)、ガス等発散の抑制のための発散源の密閉を筆頭とする 3 ステップアプローチ(第 577 条)、坑、ケーソンなど換気不十分な場所での(排ガスをもたらず)内煙機関の使用禁止(第 578 条)、局所排気装置の排気の無害化措置(第 579 条)、中和、沈殿、ろ過等による排液の処理(第 580 条)、病原体に汚染された排気、排液、廃棄物の滅菌処理等(第 581 条)、作業場における注水等による粉じんの飛散防止措置(第 582 条)、坑内作業場におけるガス濃度の抑制(第 583 条)、強烈な騒音を発する屋内作業場の明示等(第 583 条の 2)、強烈な騒音を発する屋内作業場における隔壁等の伝播防止措置(第 584 条)、暑熱、寒冷、有害光線や超音波、低酸素濃度、ガス・粉じん等の発散、有害物取扱い、病原体汚染等のリスク要因にばく露する場所への立入禁止とその表示、労働者の遵守(第 585 条)、有害物や病原体等の集積と表示(第 586 条)、施行令第 21 条第 2 号所定の作業環境測定を行うべき暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場(第 587 条)、施行令第 21 条第 3 号所定の作業環境測定を行うべき著しい騒音を発する屋内作業場(第 588 条)、施行令第 21 条第 4 号所定の作業環境測定を実施すべき坑内作業場(第 589 条)、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場での定期的な騒音測定等(第 590 条)、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場の条件を変更した際の騒音測定等(第 591 条)、

第 589 条第 1 号所定の坑内作業場における定期的な炭酸ガス濃度の測定等(第 592 条)の規制が設けられている。

そして、同編第二章においては、労働者が健康を害するおそれがある業務に従事する場合に、事業主が保護具を備えなければならない旨を定めている(呼吸用保護具(安衛則第 593 条)、皮膚障害等防止用の保護具(同第 594 条)、騒音障害防止用の保護具(同第 595 条))。他方で、労働者が当該作業に従事する場合に「事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない」として労働者に対して保護具を使用することを義務づけるとともに、労働者に疾病感染のおそれがあるときは各労働者に専用の保護具を備え、又は疾病感染を予防する措置を講じなければならないとしている(同第 598 条)。

### 2. 1. 3. 2 有機則

有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されており、常温では液体であるものの、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される<sup>4</sup>。そして、その毒性は、溶剤の蒸気の濃度、ばく露時間の長さ等により異なるが、急性中毒又は慢性中毒のかたちで人体に致命的に作用するので、予防措置が必要となる<sup>5</sup>。

有機則は、昭和 33 年に大阪、同 34 年に東京において、ヘップサンダル<sup>6</sup>の製造あるいはポリエチレン袋の印刷に従事していた労働者に再生不良性貧血が多発し、その原

因がいずれもベンゼン中毒であったことが判明したことを契機として、有害性が明らかかな有機溶剤 51 種類を対象として、これらの有機溶剤による労働者の健康被害を予防するために、労働基準法の衛生関係特別規則として制定、公布された(昭和 35 年労働省令第 24 号)<sup>6</sup>。有機則は、「有機溶剤による中毒の予防に必要な事項のうち、現行労働安全衛生規則に規定されていない事項及び規定されてはいるが、更に具体的に規定する必要がある事項について規定したものであり、両規則の規定が競合する部分については、安衛則を一般法とすれば、これに対して特別法の関係に立つもので」あって、「両規則の規定が競合する場合には、本規則の規定が優先し、本規則に規定されていない事項については、労働安全衛生規則の規定が適用される」と説明されている<sup>7</sup>。

有機則第 1 条は、本規則で用いられる「有機溶剤」、「有機溶剤等」及び「有機溶剤業務」などの各語についての意義を明らかにする規定である。本規則における「有機溶剤」とは、労働安全衛生法施行令別表 6 の 2(表参照)に掲げられており、有害度に応じて 3 種類に区分されており、第 1 種は厳しく、第 3 種は比較的ゆるやかな規制を受けることとなる<sup>8</sup>。

本規則第 2 章は、労働安全衛生法第 22 条に基づき、有機溶剤業務を行う場合に発散する有機溶剤の蒸気により作業場内の空気が汚染されることを防止するため、それに必要な設備の設置を有機溶剤等の区分、作業場所及び業務の態様に応じて定めている<sup>9</sup>。第 5 条は、第 1 種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等に係る業務に労働者を従事させるときは、事業者は当該有機溶剤業務を行

う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置(=工場や作業場、実験室などで発生する、粉じんや有機溶剤、ガスといった人体に有害な物質を、作業者が吸い込まないために、管(ダクト)によって有害物質を屋外に排出する装置<sup>10</sup>(図参照))又はプッシュプル型換気装置(=有害物質の発散源を挟んで、吹出し用と吸込み用の 2 つのフードを向き合って設置する方式の換気装置<sup>11</sup>(図参照))を設けなければならないと定めている。第三種有機溶剤については、全体換気装置(=換気扇などを設置し、工場内全体の空気を入れ換えることで、汚れた空気を輩出するための装置(図参照))の設置でもよいとされている(第 6 条 1 項)。

また、第 26 条においては、通気が不十分なため急性中毒の発生するおそれ大きいタンク内作業において有機溶剤業務に労働者を従事させるときに事業者が講じなければならない措置が定められている。本条によると、事業者は労働者を特定の業務に従事させる場合に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない(同 32 条、33 条)。

## 2. 1. 3. 3 鉛則

戦後に労働基準法ができて間もなく、鉛中毒について多方面の調査研究が始められ、また産業界においても新しい鉛化合物や鉛作業が取り入れられ、それらによる中毒者がこれまでの法規では完全な予防が困難になってきたため、昭和 38 年に再度実態調査をしたところ、鉛中毒の疑いのある者が多いことが分かった<sup>12</sup>。そこで、昭和 40 年春から立法作業を開始し、昭和 42 年に当時の労働基準法に基づく衛生関係特別規則とし

て制定されたのが本規則である。

鉛は、大量に、かつ、多方面にわたって用いられ、例えばその製錬、加工などの段階で発散する鉛のヒューム、粉じんにはばく露することで、労働者に疝病、四肢の麻痺など極めて悪質な中毒を発生させる<sup>13</sup>。

鉛則においても、他の規則と同様に、事業主が鉛の製錬又は精錬などの業務に労働者を従事される際に講じなければならない措置(鉛則 5 条～23 条の 3)や当該労働者に保護具等を使用させなければならない旨(同 58 条、59 条)を定めている。特に、第 5 条においては、鉛製錬等に係る設備として、有機則と同様に、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置などを設けることが事業主に義務づけられている。

## 2. 1. 3. 4 四アルキル鉛則

四アルキル鉛則の沿革をたどると、1951 年(昭和 26 年)5 月に公布・施行された「四エチル鉛危害防止規則」に遡る。

四エチル鉛は、自動車や航空機の燃料に添加して、ノッキングを防止するために用いられる無色の液体で、この蒸気を吸引すると、頭痛、吐気、倦怠感が起こり、重症になると錯乱状態になり死亡する<sup>14</sup>。この猛毒性により中毒者患者発生の危険性があったため、厚生省、労働省、運輸省、資源庁の各省庁で危害防止規定について協議し、労働省において、労働基準法に基づき、当時の労働安全衛生規則より高度の基準を規定することとなったため、「四エチル鉛危害防止規則」が制定されることとなった<sup>15</sup>。

しかし、昭和 37 年 7 月から 9 月にかけて、横浜市小柴にある米軍石油貯蔵タンク清掃作業で、作業員 29 人が四エチル鉛中毒

にかかり、うち 8 人が死亡する事故が発生した。同規則は、四エチル鉛の製造・輸送における中毒事故を想定しており、タンク内作業に関して使用者の行うべき中毒予防措置基準が定められていないという盲点があったため、昭和 36 年 5 月に規則が改正され「四エチル鉛等防止規則」として施行された<sup>16</sup>。

ところが、昭和 42 年 10 月、ぼすとん丸において四エチル鉛で汚染された船倉やタンクの清掃作業を行った労働者のうち 8 人が死亡、中毒者 20 名を発生させたぼすとん丸事件が起こった。この事件は、たまたま事故により流出した四エチル鉛で汚染されたタンク（もともとは重油タンク）を清掃した作業員が中毒にかかったもので、このような事態を当時の規則は想定していなかった。

このような規則の盲点をついた中毒事件が発生したことを背景に、中毒発生を予防するばかりでなく、輸入時の措置、製造工場に対する措置を含めた総合的な規制を目指したのが、昭和 43 年 4 月 1 日から施行されたのが本規則である。本規則は、四エチル鉛、四メチル鉛、その他の混合アルキル鉛について取り扱い上の規定、健康管理などについて詳しく規制している。

本規則は、第二章四アルキル鉛等業務に係る措置(第 2 条から第 21 条)において、労働者を一定の業務に従事させる場合に、事業者が装置等を密閉式の構造のものとすることや防護具を使用させることなど、労働者が健康被害にあわないよう必要な措置を講じることを義務づけている。

## 2. 1. 3. 5 特化則

①労働省が労働者の特殊健康診断結果を

とりまとめたところ、ベンジジンや砒素などの特定の有害物質を扱う労働者の健康被害の実態が明らかとなったこと、②労働者の健康を保持するための対策を一層強化するなかで、公害の発生原因をもあわせて排除しようとしたことから、労働省は昭和46年4月28日、特定化学物質等障害予防規則（昭和46年労働省令第11号）及び関連する3つの告示（「ガス等の濃度の値を定める件」（昭和46年労働省告示第27号）、「健康診断の対象となる物を指定する件」（昭和46年労働省告示第28号）、「特定化学物質等作業主任者講習規程」（昭和46年労働省告示第29号））を制定し、これを公布した<sup>17</sup>。

従来の化学物質等に関する法規制は、①安衛則第174条<sup>18</sup>に、排気または排液中に有害物質等を含む場合における沈でん、収じん等をすべきことを抽象的に定めているにとどまり、わずかにベンジジン、五塩化石炭酸をこの条項に基づき規制しているに過ぎなかったこと、②安衛則以外の化学物質の規制としては、鉛則第25条（鉛の除じん）や四アルキル則第8条（四アルキル鉛の排液および残さい物の処理）のみであったこと、③有害物質に係る業務に従事する労働者の健康診断については、特定の有害物質についての単独の規則で規制されているほかは、大幅に行政通達に委ねられていたことから、極めて不備のある規制となっていた<sup>19</sup>。有機則は産業の発展によってより多くの有害物が使用されるにつれて、従来の規制では対応しきれなかった特定の有害物質を単独省令により規制したものである。

その後、昭和47年の安衛法の制定に伴って、新たに創設された製造の許可および流通段階における有害表示等の有害物対策規

制とともに、従来の特定化学物質等障害予防規則の内容に検討を加え、労働者の健康障害の防止の充実を期することとし、新たな特定化学物質等障害予防規則として昭和47年に公布・施行された（昭和47年9月30日労働省令第39号）。それ以来、数次にわたる改正が行われ、平成18年に特定化学物質障害予防規則と名称が改められた。

化学物質に関する規制は、本規則以外にも安衛法並びに有機則などの特別衛生規則にも置かれているため、本規則との関係を整理する。

まず、安衛法は、化学物質規制の類型として、製造等の禁止（第55条）、製造の許可（第56条）を定めている。第55条は、①黄りんマツチ、②ベンジジン及びその塩、③4-アミノジフェニル及びその塩、④石綿、⑤4-ニトロジフェニル及びその塩、⑥ビス（クロロメチル）エーテル、⑦ベーターナフチルアミン及びその塩、⑧ベンゼンを含有するゴムのり（②から⑧は含有量が一定割合以上含む製剤を含む）を「製造し、輸入し、譲渡し、供与し、又は使用」することを禁止している。そして、第56条は、①ジクロロベンジジン及びその塩、②アルファーナフチルアミン及びその塩、③塩素化ビフェニル、④オルトトリジン及びその塩、⑤ジアニジン及びその塩、⑥ベリリウム及びその化合物、⑦ベンゾトリクロリド（いずれも含有量が一定割合以上含む製剤を含む）につき、製造の労働者のばく露防止の観点から「製造」についてのみ大臣の許可が必要とされている。第56条に列挙されている物質は「第一類物質」（後述）であり、取扱は本規則に基準がある。

また、安衛法における「製造等の禁止」、



「製造の許可」の対象外となっている化学物質は、その類型に応じて有機則や本規則に従って管理し、取扱を行うこととなる。

次に、有機則などの特別衛生規則との関係を見ると、他の特別衛生規則は物質名を規定しているほか、適用対象となる作業を列挙している点に特徴がみられる。例えば、有機則においては、第1条第1項第6号は有機溶剤等を取り扱い、又は有機溶剤等が付着している物を取り扱う等、なんらかの形で有機溶剤の蒸気を発散させる業務のうち、当該業務に従事する労働者が有機溶剤による中毒にかかるおそれがあると認められる業務(有機溶剤業務)を制限的に列挙しており、有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務(同号イ)や有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務(同号ハ)などの作業に有機則第2章から第7章の規定、及び第9章の規定が適用される<sup>20</sup>。他方で、本規則は、化学物質の用途や有害性等が多様であるため、作業の列挙が困難であることから、対象物(特化物)を製造し、又は取り扱う作業のすべてを対象とする方法をとっている。特に有機則との関係において、従来は有機則の規制対象物質であった有機溶剤のうちクロロホルムなど10種(第1種有機溶剤と第2種有機溶剤)は、有機則の有機溶剤のうち、特に発がん性の高い物質として、平成26年8月の特化則等の改正の公布により、本規則の第二類物質の「特別有機溶剤等」に位置付けられ、本規則により特別有機溶剤として本規則により管理されることとなった(同年11月施行)<sup>21</sup>また、特別有機溶剤のそれぞれについて含有量1%を超えて含有するものも含めて「特

別有機溶剤等」という。ただ、有機則の規制対象物質である一般の有機溶剤と同様に、蒸気による中毒を発生するおそれがあるため、その含有量に応じて有機則のみが適用される場合と、本規則のみが適用される場合、そしていずれも適用される場合に分けられる。すなわち、①特別有機溶剤単一成分の含有率が1%超かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下の場合には特化則、②特別有機溶剤単一成分の含有率が1%以下かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%超の場合には有機則、③特別有機溶剤単一成分の含有率が1%超かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%超の場合には特化則と有機則の双方が適用される(表参照)。なお、特別有機溶剤単一成分の含有量が1%以下かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下の場合にはいずれの規則の適用もない。

特化則第1条は、本規則で用いられる物質についての規制区分を規定している。まず、「第一類物質」とは、安衛法第56条の製造許可対象物質である。次に、「第二類物質」とは、主として、慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉させる設備又は局所排気装置を設けるための設備を必要とする物質をいう。そして、「第三類物質」は、設備からの大量漏えいによる急性中毒を防止するため、一定の設備を必要とすべき物質を指す。本規則は、化学物質を大別して、その類型に応じて、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならないことなど製造等に係る措置(第二章(第3条から第8条))、労働者が当該特定化学物質により汚染されるこ

とを防止するために、特定化学物により汚染されたぼろ、紙くず等については、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない旨(第 12 条の 2)などを規定する第三章(用後処理(第 9 条から第 12 条の 2))、特定化学設備等を使用して作業を行うときは第三類物質等の漏えいを防止するため必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと(第 20 条)や特定化学物質を運搬し、又は貯蔵するときは堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示する措置を講じ、保管については一定の場所を定めること(第 25 条)などを定める第四章(漏えいの防止(第 13 条から第 26 条))、第一類物質又は第二類物質を常時製造し、又は取り扱う作業を行うときは作業場以外の場所に休憩室を設け、当該休憩室について汚染防止のための措置を講ずること(第 37 条)や第一類物質又は第二類物質を常時製造し、又は取り扱う作業を行うときは洗眼、洗身、うがい等の設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けること(第 38 条)などを定める第五章(管理(第 27 条から第 38 条の 4))において危険防止基準を定めている。

そして、ガス、蒸気または粉じんによる労働者の健康障害を防止するための措置として、第七章(第 43 条から第 45 条)は防護具についての定めを置いている。本章の規定は、作業の実態によっては設備上の措置だけではなおも不十分な場合、臨時の作業の場合、異常事態発生の場合等に対処するために、呼吸用防護具、保護衣等の備付けを規定している。第 43 条(呼吸用防護具)は、特定化学物質の製造又は取扱いを行う作業場に、送気マスク等給気式呼吸用防護具、防毒

マスクなどを備え付けることを規定する。第 44 条(保護具等)は、特定化学物質の第一類物質及び第二類物質が重度の慢性中毒を及ぼす物質であることに鑑み、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けることを義務づけている。そして、第 45 条(保護具の数等)において、前 2 条により備え付ける保護具等の数並びにその効果および清潔の保持を規定している。

### 2. 1. 3. 6 高圧則

高気圧障害とは、高気圧による減圧症、酸素、窒素又は炭酸ガスによる中毒その他の高気圧による健康障害をいい(本規則第 1 条の 2 第 1 号)、治療方法の確立をみていない障害である。減圧症は、高気圧下の作業時に呼吸によって体内に取り込まれ、血液や組織中に溶け込んでいた窒素ガスが、急激に減圧を実施した際に体内で気化して気泡となり、この気泡が血液循環を阻害することにより血管を閉塞したり、組織を圧迫したりすることによって発生する障害のことである<sup>22</sup>。減圧症は皮膚のぎ走感、そうよう感や関節痛、神経麻痺やけいれんなどを起こして、死亡することもある。また、酸素中毒は、通常のさんそよりも酸素濃度が高い、ましくは酸素分圧が高いガスを呼吸することにより、引き起こされる中毒状態で、肺型酸素中毒の場合には胸部の痛み、呼吸困難を、中枢神経型酸素中毒の場合には全身の痙攣や意識障害が生じる<sup>23</sup>。

高気圧環境下における労働者の健康障害が問題となってきた作業は、潜水作業や圧気工法による土木工事の作業であった。これらの高気圧環境下の作業における労働災害を防止するため、1961 年に労基法に基づ

く労働省令として「高気圧障害防止規則」（昭和36年労働省令第5号）が制定され、その後、安衛法の施行に伴い、実質的な内容の変更なく、同法に基づく「高気圧障害防止規則」（昭和47年労働省令第40号、以下「旧高圧則」）となった<sup>24</sup>。同規則の目的は、高気圧下における労働者の健康障害、すなわち潜函等圧気工法（図参照）による土木工事の作業における高気圧障害の防止と潜水作業における減圧症の防止であった。

しかし、1976年2月に栃木県の大瀬橋建設工事において潜函工法（ニューマチックケーソン工法）が取られていたところ、一酸化炭素を含んだ空気が潜函内に送給され、潜函内で作業していた労働者6人が一酸化炭素中毒で死亡する事故が発生した。この事故を契機に、それまで安全衛生規則第2編「安全基準」に規定されていた「圧気工法による加圧下の作業場所における労働者の危険防止」の規定と、旧高圧則による高気圧環境下の作業における労働者の健康障害防止の規定を併せ、これらの規制内容をさらに充実させたのが1977年3月に公布された高圧則（昭和52年労働省令第2号）である（施行は同年4月1日）。本規則の施行に関して、「高気圧障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和52年4月25日基発246号）は、この改正の趣旨を以下のとおり説明する。

「今回の改正は、潜函工事等における最近の労働災害発生状況にかんがみ、次の事項を要点として行われたものである。

① 高気圧業務に係る危険及び健康障害を防止するため、一部の規定を除き、規制の対象を、高圧室内業務にあつては大気圧を超える気圧下における作業に、潜水業務に

あつては水面下における作業にまで拡大したこと。

② 空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管からの排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとしては握し、これに係る設備及び作業方法について規制を整備することにより高圧室内作業員について、減圧症の防止に加えて危険及び一酸化炭素中毒その他の健康障害を防止することとしたこと。

これに伴い、従来労働安全衛生規則に規定されていた圧気工法による加圧下の作業場所における労働者の危険防止のための規定を、高気圧障害防止規則……に移し、その題名を高気圧作業安全衛生規則と改めたこと。」

①では旧高圧則における適用対象作業の範囲を拡大することで、大瀬橋事故と同様の事故の再発防止と減圧症など労働者の健康障害を防止するための改正が行われ、また、②では潜函作業の安全を確保するため、空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管からの排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとして把握する必要があることから、異常温度の自動警報装置や気こう室内部の状態を把握することができるのぞき窓等の措置など潜函工事に関するいくつかの規定が改正された<sup>25</sup>。

本規則<sup>26</sup>は、第2章に設備に係る規制が置かれており、第1節（第2条から第7条の34）は高圧室内業務に関する規制として、例えば作業室の気積（第2条）、気こう室の床面積および気積（第3条）、送気管の配管等（第4条）、空気清浄装置の設置（第5条）、排気管の配管（第6条）、圧力計（第7条）、異常温度の自動警報装置に係る規定、第2節（第8

条、9条)は潜水業務の規制として、送気を調節する空気槽の設置(第8条)、空気清浄装置、圧力計または流量計の設置(第9条)の規制が設けられている。また、平成27年には、気こう室内に自動記録圧力計を設けること(第7条第6項)などの改正がなされた。第3章には業務管理に係る規制が置かれ(第2節(第12条の2から第26条)高压室内業務の管理)、高压室内業務を行うときは、高気圧障害を防止するため、あらかじめ、高压室内作業に関する計画を定めること(第12条の2)及び必要のある者以外の者が気こう室及び作業室に立ち入ることを禁止し、その旨を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示しなければならないこと(第13条)のほか、ガス分圧の制限(第15条)、酸素曝露量の制限(第16条)、有害ガスの抑制(第17条)など事業主が講ずべき措置、気こう室において高压室内作業者に減圧を行うときの速度等(第18条)を規定している。

### 2. 1. 3. 7 電離則

電離放射線とは、物質に吸収されるとその物質をイオン化(電荷的に中性の物質をプラスやマイナスの電荷を持つイオンにすること)させる作用のある電磁波及び粒子であり、人体に様々な障害を及ぼすのみでなく、寿命の短縮及び遺伝への影響もあるといわれる物質である。

第二次世界大戦後の経済復興、産業の発展に伴い、事業場、医療機関、研究所などにおいて、エックス線装置や放射性物質の利用が急速に増えてきた一方で、電離放射線に対する人々の知識は乏しく、それゆえに事故や健康障害が発生する実態が多く見られた。そこで、昭和20年代後半、放射性物

質による健康障害の防止について、様々な行政通達が発せられた。さらに、昭和30年代に入ると、①「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年6月10日法律第167号)に対応して、労働基準法の面からそれまでよりも充実した規制の必要性が生じたこと、②技術革新に伴い、電離放射線を取り扱う範囲が拡大されたため、それによる健康障害の防止を図る必要性が生じたことから、労働省は特別規則制定に向けた取り組みを開始し、昭和34年に電離則(労働省令第11号)を公布・施行するに至った<sup>27</sup>。

その後、同規則は昭和33年に国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告による全面改正(昭和38年労働省令第21号(昭和38年12月28日公布、昭和39年1月1日施行))を経て、昭和47年労働安全衛生法の制定に伴い、新たな規則として発足した。

しかし、1971年9月、造船所で非破壊検査用の放射線源(ステンレスの鉛筆のような形状のもの)に触れたり、近くで眺めたりした労働者6名が被ばくし、放射線急性障害を訴えた事故をはじめ、非破壊検査で使用される装置の放射線源による事故が次々と発生し、社会的注目を集めることとなったため、労働省は「電離放射線障害防止対策要綱」(昭和48年3月12日付基発第121号)を定めるなどの対応をとるなどの規制強化を図った。

また、1999年9月の東海村JCO臨界事故を受けて、同種災害の再発防止を図るため、電離放射線障害予防規則の改正が行われた(平成11年11月30日労働省令第46号)。さらに、2011年3月に起こった東日本大震災による東京電力福島第一原子力発

電所(東電福島原発)の事故の際にも、事態に対応するための同規則の改正や、放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)の制定が行われている。

本規則第 2 章は管理区域並びに染料の限度及び測定について定めており、放射線業務を行う事業者が一定の区域を標識で明示しなければならないこと(第 3 条)、施設等の線量の限度(第 3 条の 2)、放射線業務従事者の被ばく限度(第 4 条から第 7 条の 2)、線量の測定(第 8 条)など事業主が講じるべき措置を規定している。

また、第 4 章は汚染の防止についての定めを置いており、事業主が労働者に防護具(第 38 条、第 39 条)、作業衣(第 40 条)を使用させなければならないこと、防護具又は作業衣が汚染されている場合には汚染を除去するまで労働者に使用させてはならないこと(第 41 条)を規定している。

## 2. 1. 3. 8 酸素欠則

昔から、古井戸の中には炭酸ガスがたまり酸素濃度が低下するから危険、飼料貯蔵庫(サイロ)やバナナ熟成室では内部に置かれた植物の呼吸により酸素が消費されるから危険、と言われるなど、社会生活においては古くから酸素欠乏の危険性が認識されていた。

労働者における酸素欠乏症が注目を集めたのは、昭和 36 年 8 月(江戸橋事故)、翌 37 年 4 月(神田橋事故)、同年 9 月(一石橋事故)に、東京都内での高速道路工事現場で相次いで作業員の死亡事故が発生し、その原因が酸素欠乏であることが明らかとなったことである<sup>28</sup>。これらの事故を受けて、東京

都労働基準局は昭和 37 年 9 月に「酸素欠調査委員会」を発足させ、酸素欠事故の実態調査等を行い、その調査結果は、昭和 42 年 11 月、「酸素欠乏症の防止について」の労働省通達に活かされた。

しかし、その後も、昭和 42 年 6 月に製薬会社のタンク内で労働者が倒れたり、同年 7 月に最高裁判所新築工事現場で労働者が死亡したりするなど酸素欠乏症による災害はなくならなかった。

このような状況下で、「酸素欠乏となるおそれのある場所」を特定し、その場所での対策を検討して、法制化する準備が進められた。その結果、昭和 43 年 11 月に「酸素欠乏症防止対策要綱」が公表されたものの、酸素欠乏症の発生は増加の一途をたどったため、行政指導の限界を越えて一層有効に災害発生を防止するために、防止規則を単独規則として新しく制定することとなり、昭和 46 年 11 月、労働基準法に基づく労働省令として、「酸素欠乏症防止規則」(昭和 46 年労働省令第 26 号)が制定された<sup>29</sup>。

同規則の制定後、酸素欠乏症による災害は減少したものの、昭和 55 年 9 月に滋賀県彦根市の清掃センターごみ焼却炉の汚水処理施設で、配管の詰まりを取り除くために汚水槽に入った労働者が倒れ、救助しようとして入った労働者も倒れ、5 人が死亡する事故が発生した。この事故の原因は硫化水素であり、酸素濃度は酸素欠乏症防止規則に基準(酸素 18%未満)にはなっていなかった。この事故を契機として、昭和 57 年 5 月、酸素欠乏症と同時に発生するおそれのある硫化水素中毒も視野に入れた省令へと改正され、従来の名称に「等」を加えた酸素欠則が制定された。

そのため、酸素欠乏の空気を吸入するおそれのある作業場所を広く列挙し、これを酸素欠乏危険場所として対象範囲を定め、これらの場所について作業環境の整備、測定その他酸素欠乏症又は硫化水素中毒を防止するための措置が確保されるよう、酸素則が制定された。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業主が講じるべき措置には次のものがある<sup>30</sup>。

本規則第2章は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合において酸素欠乏症等を防止するために講ずべき作業環境測定、換気、人員の点検、立ち入り禁止、作業主任者の選任、特別の教育の実施、退避等の措置について規定している。第5条は酸素欠乏作業に労働者を従事される場合に、当該作業を行う場所の酸素および硫化水素の濃度を保つために換気を行うことを事業主に義務づけている。また、第5条の2は、換気を行うことができない場合、又は換気を行うことが著しく困難な場合に、事業主が労働者に保護具を使用させること、および労働者には事業主の命令に従い保護具を使用することを義務づけている。さらに、第6条は、労働者が酸素欠乏等の空気を呼吸してよろめき、又は、失神することにより転落し危害を受けることを防止するために、転落のおそれのある場所では、安全帯を使用させなければならない旨を定めている。

また、第3章は特殊な作業における防止措置が定められており、第25条の2には、し尿等腐敗しやすくまたは分解しやすい物質を入れてあるポンプ等の設備の改造等を行う場合に講じるべき必要な措置が規定されている。

## 2. 1. 3. 9 粉じん則

粉じん作業に従事する労働者が長期間粉じんを吸引し続けると肺に組織変化をきたし、じん肺という病気になる。粉じんの種類によってけい肺、溶接肺、炭素肺などと呼ばれるものの、有効な治療方法は確立されていない。このことから、昭和35年にじん肺の早期発見と適切な健康管理を目的としてじん肺法が制定施行された<sup>31</sup>。

しかしながら、じん肺有所見者数に鑑み、昭和52年にじん肺法が改正された。その際に、じん肺の健康管理とあわせて、職場における粉じんの規制を強化し、粉じん障害の予防を図るべきであるという意見が強く出されたため、労働省は昭和53年に「粉じん障害防止規則案要綱」を作成したものの、同要綱に対する不十分さが労組から指摘されたことから、同要綱に若干の修正を加えて粉じん則が制定された<sup>32</sup>。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業主が講じるべき措置には次のものがある<sup>33</sup>。

第2章は、安衛法第22条に基づき、粉じんの発散を防止するため又は粉じんを減少させるために必要な設備等の基準を定めている。第4条は特定粉じん発生源に対して①密閉する設備を設置すること、②局所排気装置を設置すること、③プッシュプル型換気装置を設置すること、④湿潤な状態に保つための設備を設置すること等の措置を定めている。第5条、および第6条から第6条の4は特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う場合の措置について定めている。さらに、第6章は労働者が粉じんを吸入することを防ぐために必要な保護具について、

労働者にこれを使用させるべき事業者の責務と、これを着用すべき労働者の義務を定めている。第 27 条は、一定の作業に労働者を従事させる場合に、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを事業主に義務づけている。

### 2. 1. 3. 10 石綿則

石綿は天然の鉱物で、有用な物質として古くから利用されてきたが、発がん性などの人体への影響があり、日本を含めて 60 カ国以上ではすでに輸入や使用が禁止されている。石綿は非常に強力な発がん性物質であり、肺がん、中脾腫を発生させ、その特徴は中脾腫の潜伏期間は平均 40 年、肺がんは 30～40 年とされ、非常に長いことにある。

本規則の制定以前、石綿による健康障害の予防については、労働安全衛生法、特化則等に基づき必要な措置を講じてきたところ、石綿を含有する製品の製造等が禁止された（平成 6 年、平成 16 年）ため、国内の石綿使用料は大幅に減少した。

他方で、1970 年代後半から 1980 年代にかけて建設された石綿が含まれる建材を使用した建設物等の解体等の作業が増加することが予想され、石綿ばく露防止対策は、建築物等の解体作業が中心となり、事業者が講じるべき措置の内容が特化則に定める他の化学物質とは大きくことなることから、新たに建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等の充実を図った単独の規則として、石綿則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）を制定、公布し、石綿による健康障害の予防対策の一層の推進を図ることとした。特化則から石綿則に移行するにあたって規制が充実強化された主要な対策は、

①石綿等（＝石綿及び石綿を 1%を超えて含有する製品等）が使用されている建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策、②石綿等が吹き付けられている建築物の管理、③石綿含有製品の計画的な代替化の促進であった<sup>34</sup>。

くしくも、本規則が定められた 2005 年は、兵庫県尼崎市大手機械メーカー「クボタ」旧神崎工場の元従業員 79 名が石綿疾患で死亡していることが明らかになったほか、周辺住民にも石綿疾患が発生していることが報道され、石綿による健康被害が社会問題となった年でもあった（「クボタ・ショック」）。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業者が講じるべき措置には次のものがある<sup>35</sup>。

まず、本規則第二章は石綿等を取り扱う業務等に係る措置を定めており、解体等の業務に係る措置（第一節）では、建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業、吹付け石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業において、労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録するとともに、当該調査の結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録することを事業者に求めている（第 3 条）。また、事業者、第 3 条の事前調査の結果を踏まえて作業計画を作成し、当該作業計画により作業を行わせること（第 4 条）、保湿剤等の除去作業、吹付け石綿等の囲い込みの作業について、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の立ち入りを原則として禁止し、およびその旨の表示

をしなければならないこと(第 7 条)などを規定している。第二節は、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置として、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこと、また労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具および保護衣または作業衣を使用させ、労働者は当該保護具等の使用を命じられたときはこれを使用しなければならないことを規定している(第 10 条)。また、第三節では、石綿等を取り扱う業務等に係るその他の措置として、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときには、労働者のばく露防止の徹底を図るために、当該労働者に呼吸用保護具を使用させることを事業者が義務づけている(第 14 条)。

そして、石綿等を取扱い、もしくは試験研究のため製造または石綿分析用試料等を製造する作業場において、常時当該作業をする労働者については、その作業の記録および事故による汚染の概要を記録し、これを保存させることを使用者に義務づけている(第 35 条)。記録の保存期間は、石綿による疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から 40 年間保存しなければならない。

#### 2. 1. 4 罰則

事業者が、本条に違反して必要な措置を講じない場合には、六カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(安衛法 119 条 1 号)。

## 2. 2 沿革

工場法(明治 44 年 3 月 29 日 法律第 46 号)

・第 13 条「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附属建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」

工場危害予防及衛生規則(昭和 4 年 6 月 20 日 内務省令第 24 号)

・第 26 条「瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散シ衛生上有害ナル場所又ハ爆発ノ虞アル場所ニハ之ガ危害ヲ予防スル為其ノ排出密閉其ノ他適当ナル設備ヲ為スベシ」

・第 27 条「左ニ掲グル場所ニハ必要アル者以外ノ者ノ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨揭示スベシ

一 爆発性、発火性又ハ引火性料品ノ製造、取扱又ハ貯蔵ヲ為ス場所

二 毒劇薬、毒劇物又ハ其ノ他ノ有害料品ノ製造又ハ取扱ヲ為ス場所

三 瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散シ衛生上有害ナル場所

四 多量ノ高熱物体ヲ取扱フ場所

前項ニ依リ禁止セラレタル場所ニハ職工ハ濫リニ立入ルコトヲ得ズ

地方長官ハ第一項ノ場所ニ於ケル作業ニ関シ他種ノ作業ノ禁止其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得」

・第 28 条「研磨機ニ依ル金属研磨、炭酸含有清涼飲料水ノ罎詰其ノ他物体ノ飛来ノ虞アル作業、高熱物体又ハ毒劇薬、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ為ス作業、有害光線ニ曝露スル作業、多量ノ粉塵又ハ有害ノ瓦斯、蒸気若ハ粉塵ヲ発散スル場所ニ於ケル作業其ノ他



危害ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナル作業ニ於テハ之ニ従事スル職工ニ使用セシムル為適當ナル保護具ヲ備フベシ」

・第 29 条「衛生上有害ナル瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散スル工場ニ於テハ当該職工ノ為適當ナル食事ノ場所ヲ設クベシ但シ当該職工ガ工場内ニ於テ食事ヲ為サザル場合ニハ此ノ限ニ在ラズ

毒劇薬、毒劇物其ノ他有害料品ノ取扱ヲ為ス工場、多量ノ粉塵ヲ発散スル工場其ノ他ノ工場ニシテ作業ノ為身体ヲ汚染スル工場ニ於テハ適當ナル洗面装置ヲ設ケ必需品ヲ備フベシ

前二項ノ工場又ハ高熱物体ヲ取扱フ工場ニ於テ地方長官必要ト認ムルトキハ飲料水ノ供給又ハ食事ノ場所、更衣所、含嗽装置若ハ浴場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得」

・第 30 条「織機ノ杼ガ杼通ノ為緒ヲ吸出ス必要アルモノニ在リテハ緒引出具ヲ備フベシ

職工ハ杼通ノ為緒ヲ吸出スベカラズ」

#### 労基法旧 42 条

「使用者は、機械、器具その他も設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」

戦前、工場法 13 条は工場及び附属建築物並びに設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害するおそれがあるときに必要な事項を命じ得ることを規定しており、特定の場合に行政官庁が命令を出すことを定めていた。そして、工場危害予防及衛生規則には、ガスや蒸気、粉じんなど労働者の生命、身体および健康に被害を及ぼすおそれの危

害要因について、排出密閉などの適切な設備をすることや必要のある者以外を立ち入り禁止とすること、そして作業に従事する職工に防護具を使用させることなど、工場主が講じるべき措置が定められていた。工場法当時に、現代における安衛則の衛生基準や各特別衛生規則に規定されている必要な措置につながる内容がすでに定められていた。

第二次大戦後、1947 年に制定された労働基準法 42 条は設備及び原材料を危害防止の対象とし、安全及び衛生のために考慮されるべき重要事項を例示しながら、使用者に安全衛生上必要な措置を採るべき一般的義務を課した。

また、労基法の立法作業と並行して、安衛則の原案作成が行われていた。当時、安全衛生に関する法規は、工場法施行令、工場法施行規則、工場危害予防及衛生規則など様々な規則があった。これらの法規は労基法の関連条項に基づいて検討、整理され、またこれらを骨子として、国際労働機関(ILO)の条約や勧告を参考にしながら、さらに工場監督行政の体験から得た必要事項を加えて原案を作成した後、数回の公聴会を経て、1947 年 11 月 1 日から安衛則が施行された<sup>36</sup>。

労基法旧第 42 条における「必要な措置」は同法第 45 条の規定に基づき安全衛生規則等の諸規則において定められることとされていたところ、その中には、その後の安衛法の制定に際して法律事項とされた作業主任者、安全・衛生委員会、労働災害発生 of 急迫した危険があるときの労働者の退避、定期自主検査、検定、作業環境測定、有害業務の作業時間の制限、技能講習等の事項も規定されていたことを踏まえると、本条は労

基法旧 42 条と同質のものとして、もう少し例示を細かく整えた形で整備されたものということができる。

### 2. 3. 背景となった災害

本条は、労働者に及ぼす健康障害の重要なものを抽象的かつ広範囲で列挙していること、そして具体的な内容は関連規則委ねられていることから、本条に定める危害防止基準を制定する際に背景となった災害を特定することは困難であると思われる。

ただ、以下の 2 点について指摘できると思われる。

まず、本条に関連する衛生特別規則の制定および改正についての背景となった災害については、前述のとおりである。また、直接的に背景となった災害が特定できていない特別衛生規則の中には、例えば鉛則や特化則のように中毒者数の実態調査により労働者の健康被害が明らかになったことから定められたと推察される規則も複数存在し、化学物質による健康障害は災害的出来事のみならず、労働者の健康被害の実態が規則制定の背景となっているといえよう。

また、すでに大正時代末期から金属中毒や粉塵による健康障害は職業病として注目され<sup>37</sup>、そして工場法施行当時の昭和初期においても金属中毒(鉛中毒、水銀中毒、有機金属中毒、クロム中毒)、粉じんと塵肺、各種ガス中毒(一酸化炭素中毒、有期商材中毒)に関する多くの事故が発生し、調査・研究が進められていたこと<sup>38</sup>に鑑みると、工場危害予防及衛生規則から今日に至るまでの危害防止基準は、健康被害に苦しんだ数多くの労働者の犠牲のうえに成り立っているものであるとって過言はないであろう。

### 2. 4. 関連判例

#### 2. 4. 1 民事事件

2. 4. 1. 1 林野庁高知営林局事件・高知地裁昭 52.7.28 判時 861 号 24 頁、高松高判昭 59.9.19 労判 440 号 39 頁、最二小判平 2.4.20 労判 561 号 6 頁

#### <事実の概要>

チェーンソー、ブッシュクリーナーを長期間使用していた伐採等作業員が振動障害に罹患したことにつき、安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した。

#### <判旨>

第一審は、「雇用者としての林野庁は、全く新しい機械を導入するのであるから、機械の人体に与える影響を当然事前に調査研究し、右機械の使用あるいは使用方法によって、作業員に障害がないことを確かめた上で、作業員に対し機械を使用させるべきであった。

ところが林野庁は右義務を怠り、国有林における昭和 32 年のチェーンソーの本格的導入(ブッシュクリーナーは昭和 36 年)以前にすでにチェーンソー、ブッシュクリーナーと同様の振動器具である鋸打機、さく岩機等の使用によって蒼白現象等の振動障害が起ることが、わが国の学者の研究論文等で明らかとなっており、鋸打機、さく岩機等の使用による振動障害は労働基準法により、職業病に指定されていたにもかかわらず、単に振動の強度が異なること、チェーンソー、ブッシュクリーナーによる振動障害の実例がないことを理由に、チェーンソー、ブッシュクリーナーの導入に際して振動障害について

事前に調査、研究をせず、チェンソー、ブッシュクリーナーを導入し、原告らの経歴目録記載どおり、原告らにチェンソー、ブッシュクリーナーを使用させ、振動障害を惹起させたものであるから、安全配慮義務の不履行として被告は責任を負うべきである」としう。①林野庁は早急に雇用者として振動障害について調査研究し、振動障害を予防すべきであったにもかかわらず、漫然とこれを放置したこと、②振動機械使用によりレイノー現象が発現している者にも振動機械を使用させたこと等により振動機械使用者の振動障害を増悪させたこと、③林野庁は振動機械の使用を中止せず、又振動機械の使用を中止しなかった場合振動障害を予防するため必要な措置と考えられる全林野の振動機械使用時間規制の要求に対して振動機械使用時間と振動障害との因果関係が明確でないことを理由にこれを拒否し、昭和44年4月26日に至ってようやく右要求に応じたことから、安全配慮義務の不履行を認めた。

これに対して、控訴審では、①林野庁がチェンソー等の実用を開始し順次これを増加させた昭和30年ないし同36年ころ、チェンソー等を導入するとそれを使用する者の身体に何らかの障害が生ずることのある可能性を全く予見できなかったこと、②林野庁は振動障害の発生の可能性を全く予見できなかったとはいえないがその当時の知見、経験からみて身体に振動障害が発生することはないと思ってチェンソー等を導入し、使用させたものであるから振動障害が発生したとしても控訴人に国家公務員災害補償法による補償義務以上に債務不履行の責任を負わさねばならぬ程の批難を加むべき違

法性があると判断することはできないことなどから、林野庁の安全配慮義務違反を否定した。

そして、最高裁も、「社会、経済の進歩発展のため必要性、有益性が認められるがあるいは危険の可能性を内包するかもしれない機械器具については、その使用を禁止するのではなく、その使用を前提として、その使用から生ずる危険、損害の発生の可能性の有無に留意し、その発生を防止するための相当の手段方法を講ずることが要請されているというべきであるが、社会通念に照らし相当と評価される措置を講じたにもかかわらずなおかつ損害の発生をみるに至った場合には、結果回避義務に欠けるものとはいえないというべきである」と述べ、①チェンソーを導入したことにつき落ち度はなく、林野庁(被上告人)に振動障害を回避するためチェンソー等の使用自体を中止するまでの義務はないこと、②振動障害の発生を防止するために林野庁が社会通念上相当と認められる各種の措置を講じたこと、③林野庁としてはその置かれた諸条件のもとにおいて、結果回避のための努力を尽くしていたことから、林野庁に安全配慮義務違反はないと判示した。

#### 2.4.1.2 東北機械製作所事件・秋田地判昭57.10.18 労判401号52頁(有機溶剤による健康障害)

##### <事実の概要>

原告X(以下、「X」)は、昭和26年12月に被告Y社(以下、「Y社」)に木型工として雇用され、昭和50年3月に退職するまでの間、一貫して木型・金型の修理及び塗装作業に従事してきた。

昭和 32 年 7 月頃から X の従事した作業では溶剤としてシンナーを使用していたものの、昭和 45 年頃までの作業場(旧作業場)は換気扇の設備がなく、また有機ガス用防毒マスクを使用せずに作業をしていた。X はシンナーを使用するようになった昭和 32 年頃から体調に異変が現れ、複数の病院を受診したところ、昭和 49 年 5 月に X は有機溶剤中毒症であるとの診断を受けた。

X は Y 社に対して、換気設備の設置や有機ガス用防毒マスクの支給など必要な措置を講じなかったことが雇用契約上の義務違反に当たると主張して、損害賠償を請求した。

#### <判旨>

Y 社は、「旧作業場に、有機溶剤の蒸気の局所排出装置又は全体換気装置等を設けなければならなかったのに、当時それを怠ったのであるから、旧予防規則 6 条〔昭和 47 年 10 月 1 日以前の有機溶剤中毒予防規則一注〕に違反していたことは明らかである。」

「旧作業場時代において、Y 社は、まずもって換気装置等の設備を設置して作業場の作業環境を改善すべきであったが、前記のとおりこれを怠っていたのであるから、右作業環境の改善にみあう措置として、少なくとも、塗装作業の際、原告を含む右作業の従事者に対し、有機溶剤の蒸気の吸引を防止するため、ホースマスク等の保護具を使用させるべき義務があったというべきである。

しかるに、Y 社は X に対し、昭和 46 年頃までこれの使用を指示しなかったのであるから、右義務違反は明らかである。」

2. 4. 1. 3 三菱重工神戸造船所(騒音性難聴)事件・神戸地判昭 59.7.20 労判 440 号 75 頁、大阪高判昭 63.11.28 労判 532 条 49 頁、最一小判平 3.4.11 労判 590 号 14 頁

#### <事実の概要>

造船所で働く労働者が構内における騒音作業によって騒音性難聴に罹患して、聴力障害を被ったと主張し、安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した。

#### <判旨>

第一審は、まず、騒音職場における事業者の安全配慮義務の内容としては、労働省・安全衛生のしおりに記されている①環境改善、②騒音の測定、③防音保護具の支給、着用、④作業員への衛生教育、⑤聴力検査の義務があるものと解するのが相当であるとしたうえで、「被告は、その構内で就労する労働者の身体健康に危害(騒音性難聴の発生又は進行)を及ぼさないように万全の方策をとるべき注意義務を負う」として同注意義務は労働省・安全衛生のしおりに記載されている内容と同一であると判示した。他方で、①「原告らは、被告構内における騒音状況・騒音性難聴発生状況等のある程度認識しながら、あえて構内で就労するに至ったことがあり、……慰藉料の算定にあたっては、右の事情を減額事情として考慮する」こと(危険への接近の斟酌)、②「原告らは、それぞれ耳栓の支給を受け、これらを着用していたのであるが、……原告ら労働者の側についてみても、耳栓使用によって騒音性難聴を予防しあるいはその進行をくい止めることに対する認識が必ずしも十全でなかった」ことから、「この点を慰藉料算定にあ

たっては斟酌する」こと(過失相殺)を認めた。結論として、被告の安全配慮義務違反を認めた。

控訴審はおおむね第一審判決を引用して被告の安全配慮義務違反を認めたが、危険への接近については、第一審原告らが騒音被曝により騒音性難聴に罹患し、それが進行する危険を「ある程度認識しながら、一審被告又は下請企業に就職して同被告神戸造船所構内で就労したからといって、直ちにその被害を全面的に甘受すべきものとし、……債務不履行責任に関しても安全配慮義務違反にはならないと解することはできない」、「但し、一審原告らが自己の体験に基づき一審被告神戸造船所構内における職場の騒音状況を知り、その騒音被曝により現実に聴力が低下したことを自覚し、騒音性難聴に罹患する危険のあることを認識しながら、他の就業先を選択して右危険を回避することが容易にできない等特段の事情がないにもかかわらず、敢えて一審被告あるいはその下請企業と雇用契約を締結し、再度又はそれ以上にわたり同被告神戸造船所で就労し、そのために騒音性難聴による被害を被ったときは、具体的な事情の如何により、慰藉料の額を定めるについてこれを減額事由として考慮するのが相当である」と判示した(一審原告らの損害額は変更あり、上告審は控訴審判決を維持)<sup>39</sup>。

#### 2. 4. 1. 4 三菱重工業神戸造船所(振動障害)事件・神戸地判平 6.7.12 労判 663 号 29 頁、大阪高判平 11.3.30 LEX/ DB 27826111

##### <事実の概要>

被告神戸造船所において就労中に振動曝

露を受けた原告らが振動障害に罹患したことにつき、被告の安全配慮義務違反を根拠として、損害賠償を請求した。

##### <判旨>

第一審は、被告の安全配慮義務の具体的内容について、原告らが主張する「労働安全衛生法上の各規定の内容と前記『チェンソー使用に伴う振動障害の予防について』と題する通達（基発第 134 号）及び同『チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害の予防について』と題する通達（基発第 608 号）の各内容とを総合すると」、被告は、原告ら従業員に対し、①原告ら従業員に対し振動による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと（労働安全衛生法 22 条）、②振動工具使用による振動予防として、工具の選定、振動作業の作業時間の管理、工具の保持、操作と作業方法の指導、作業標準の設定、施設の整備、保護具の支給及び使用の徹底、体操の実施、健康診断の実施及びその結果に基づく措置、安全衛生教育の実施を内容とする安全配慮義務を被告が負っていたと判示した。そして、「被告は、被告神戸造船所内で振動工具を使用する原告ら従業員に対し、振動障害の発生と進行を防止すべき安全配慮義務の履行を怠った」として、被告の安全配慮義務違反を肯定した。

他方で、被告が主張した一部の原告らの自己保健義務違反については、「振動障害患者については、喫煙は、血管収縮作用があるため末梢血液循環に最も有害であるとされており、また、摂取する栄養に配慮し、過度のアルコール摂取を慎むべきであり、単車の運転等の寒冷曝露は禁止すべきであるこ

と」、原告らの一部が医師から喫煙は振動障害に禁忌であるから控えるように指導されていたことから、「原告ら従業員のうち、喫煙や過度のアルコール摂取を行ったり、寒冷曝露に身を置いたと認められる者については、本件慰謝料の算定に当たり、必ずしも療養に専念しなかったといわざるを得ない点を配慮して、かかる事実を減額事由として斟酌するのが相当である」と判示している(控訴審は原審判決を維持)。

## 2. 4. 1. 5 喜楽鋳業(有機溶剤中毒死)事件・大阪地判平 16.3.22 労判 883 号 58 号

### <事実の概要>

亡 A(以下、「A」)は、平成 6 年 4 月に被告 Y 社(以下、「Y 社」)に雇用され、平成 7 年 4 月から、有機溶剤を取り扱う業務に従事していた。

平成 12 年 12 月初めころ、Y 社本社工場の廃溶剤タンクの底のほうにスラッジが溜まり、出口管が詰まって不具合が生じたため、同月 13 日に亡 A は清掃作業に従事したものの、亡 A は作業服姿で、ヘルメット、長靴及び手袋を着用していたが、送気マスクや安全帯は着用していなかった。翌日、亡 A が出勤しなかったことから、本社工場内を捜索したところ、タンク内で倒れているのが発見され、死亡が確認された。亡 A の死因は有機溶剤中毒であった。

亡 A の相続人である原告 X(以下、「X」)が、Y 社に対して、同事故は Y 社の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をした。

### <判旨>

「そして、事業者は、原材料、ガス、蒸気、

酸素欠乏空気等による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないところ(安衛法第 22 条)、有機溶剤は、揮発性の液体で、脂溶性等から体内に吸収されやすい上、その毒性は強く、場合によっては急性中毒により死亡するに至るなど、種々の健康障害をもたらす有害な物質であるから、特に有機溶剤規則が定められ、安全衛生管理体制、貯蔵・取扱方法、屋内処理場における作業に当たり注意すべき事項(換気、送気マスク等の保護具の使用など)、健康診断の実施等、有機溶剤による健康障害の予防のため、種々の面から規制がなされている。」

「Y 社には、有機溶剤の特性、特にその有害性に鑑み、有機溶剤を取り扱う従業員に対する安全衛生教育を徹底し、有機溶剤による健康障害の発生を防止するために万全の安全管理体制を整えるなどの義務があるというべきであり、本件タンクの清掃作業に関しては、その作業を行わせるに当たり、あらかじめ安全を配慮した作業手順及び注意事項、特に、送気マスク等の保護具を着用せずに本件タンク内に入ることは厳に禁じられるべきこと等を具体的かつ明確に定め、これを周知徹底し、また、日頃から、有機溶剤の特性、特にその有毒性や、安全を図るための取扱上の注意等についての教育、指導を十分行い、さらに、本件タンク内の廃溶剤が有害・危険であることや保護具を着用せずにタンク内に入ることを厳禁する旨の表示をするなどして従業員の注意喚起をするなどの措置を講じ、もって、従業員の知識不足あるいは慣れからくる不注意、過信等を原因とする事故を未然に防止すべき注意義務があったというべきである。」

①「本件事故当時、廃溶剤タンクの清掃手

順や作業に当たっての注意事項・禁止事項、特に、送気マスク等の保護具を装着せずにタンク内に立ち入ることは厳に禁じられていることの周知徹底は十分でなかったというべきであること、②「Y社が後に策定した本件清掃作業手順書のような手順書を作成して、それが周知徹底され」、「この手順に従って作業を実施していれば、本件事故は発生しなかったものと考えらるること、③清掃作業の際に、上司が「亡Aに対して作業手順及び注意事項を明確に指示又は確認し、特に、本件タンク内に立ち入ってはいけない旨を十分に指導していれば、本件事故は発生しなかった可能性が大きいと認められる」こと、④Y社は、「有機溶剤の毒性・危険性等に関する安全衛生教育を行わず、そのことも本件事故発生の一因となった」ことから、Y社は安全配慮義務を怠ったものと認められる。

#### 2. 4. 1. 6 化学メーカーC社(有機溶剤中毒等)事件・東京地判平 30.7.2 労判 1995 号 64 頁

##### <事実の概要>

Y社の従業員として化学物質を取り扱う検査分析業務に従事していた原告X(以下、「X」)は、平成18年5月26日、平成22年7月22日に化学物質過敏症を罹患している旨の診断を受けた。その後も、Xは他の病院においても、有機溶剤中毒及び化学物質過敏症を診断され(平成26年1月8日)、さらに揮発性有機化合物中毒の後遺症に基づく化学物質過敏症及び中枢神経機能障害が継続している旨の診断を受けた(平成28年5月30日)。

Xは雇用契約上の安全配慮義務違反を理

由とする債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償などを求めた。

##### <判旨>

「本件検査分析業務は、第一種有機溶剤等であるクロロホルム(有機則1条1項3号、安衛令別表第6の2第14号)及び第二種有機溶剤等であるノルマルヘキサン(有機則1条1項4号イ、安衛令別表第6の2第39号)を使用する検査であって、有機則による規制の適用を受ける「有機溶剤業務」に該当する(有機則1条1項6号ル)。そのため、使用者であるY社は、本件検査分析業務を行っていた107号室及び110室に、局所排気装置等を設置する義務を負っていた(安衛法22条、有機則5条)。

かかる安衛法及び有機則の規制の趣旨は労働者の健康被害を防止する点にあること及び有機溶剤の毒性は急性中毒又は慢性中毒の形で人体に致命的に作用することがあることに照らせば、Y社は、Xに対し、雇用契約上の安全配慮義務として、局所排気装置等設置義務を負っていたと解すべきである。」

「本件においては、ガスクロ検査業務ないしその前処理作業であるメチルエステル化作業が行われていた107号室には、局所排気装置等は設置されず、Y社はその状態を放置していたと認められるから、局所排気装置等設置義務の違反が認められる。

他方、110号室には、局所排気装置であるドラフトが2機設置されていたことが認められるから、同義務違反を認めることはできない。」

「保護具支給義務の趣旨は労働者の健康被害を防止する点にあること及び有機溶剤

の毒性は急性中毒又は慢性中毒の形で人体に致命的に作用することがあることに照らせば、上記送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させるという保護具支給義務は、雇用契約上の安全配慮義務の内容になると解すべきである。」

## 2. 4. 1. 7 検討

ここで取り上げた裁判例は、事業者が特別衛生規則において定められる「必要な措置」を講じていないことにより発生した災害に対する安全配慮義務(安全保障義務)違反を争う事件である。

まず、裁判所の立場を確認すると、安衛法、安衛則及び特別衛生規則などの規制は公的規制であり、同規制の定める義務は使用者の国に対する公法上の義務と解しつつも、これらの規定が労働者の安全と健康の確保を目的とすることを根拠に、同規定の内容が使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容となるとの理解が定着しているといえよう。このような考え方に基くと、使用者は関連規則に定められた義務を適切に果たすことが、同時に労働者に対する安全配慮義務を履行することにもつながることになる。また、特別衛生規則がない騒音についても、三菱重工神戸造船所(騒音性難聴)事件・神戸地裁判決は労働省『安全衛生のしおり』の記載をもとに安全配慮義務の具体的内容を判示している点には注目すべきであろう。このことは、使用者の視点からみると、関連省令などを確認することで労働者に対して講ずべき安全配慮義務の範囲がおおむね予見可能であると解される。しかし、前述のとおり法体系が非常に複雑であり、かつ条文数も膨大であるこ

とからすべてを正確に把握することが難しく、講ずべき措置が使用者が理解できないことが事件発生の一因になっていると考えられる。このように考えると、法体系を分かり易く整理することは使用者が安全配慮義務を履行するうえで有用であると思われる。ただ、安全配慮義務の内容は関連省令に定められる措置のみではないため、関連規則に定められる措置は安全配慮義務の履行として使用者が最低限講じるべき措置に過ぎず、状況に応じた配慮が求められよう。もっとも、技術の進歩により新たな機械や化学物質が傷病をもたらした場合、「社会通念に照らし相当と評価される措置を講じた」ときには事業者は結果回避義務を欠くことはないものの(前掲・林野庁高知営林局事件最高裁判決)、傷病が発生した当時の知識や認識をもとに如何なる措置を講じる必要があるか、事業者にとって予見は困難とならざるを得ない。

また、三菱重工神戸造船所(騒音性難聴)事件判決においては、労働者が「耳栓使用によって騒音性難聴を予防しあるいはその進行をくい止めることに対する認識が必ずしも十全でなかった」として、過失相殺をしようの旨判示しており、使用者が省令等に従った措置を講じているにもかかわらず、労働者が十分に感じないことが賠償額の算定において斟酌される点には留意すべきである。事業者側が講じる必要な措置と同措置に対する労働者側の行動により損害賠償額を調整することは、安衛法第26条が「労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない」と定めていることにも整合し、同条が民事訴訟



においても考慮されることが示唆される。さらに、三菱重工業神戸造船所(振動障害)事件判決においては、使用者の主張する労働者の自己保健義務違反を認め、振動障害に罹患した労働者が医師から指導された飲酒、喫煙ならびに寒冷曝露の禁止を遵守していたか否かを賠償額の減額事由として考慮しており、労働者は被災後に治療に専念することも判例上求められている。

## 2. 4. 2 行政事件

### 2. 4. 2. 1 植田満俺精錬所・守口労基署長事件・大阪地判昭 57.9.30 労判 396号 51頁、大阪高判昭 60.12.23 労判 466号 5頁(労基監督権限の不行使と国家賠償)

#### <事実の概要>

マンガン精錬所である被告 Y 社(以下、「Y 社」)に雇用され、マンガン鉱の精錬業務に従事し、マンガン中毒に罹患した原告 X ら 4 名(以下、「X ら」)が、Y 社の安衛法第 22 条(労基法旧第 42 条を含む)及び特化則違反に関して労基署の労災防止のための監督権限の不行使を根拠として、国に対して国家賠償法に基づき損害賠償を請求した。

本事件では、Y 社に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求もなされているものの、判旨は国に対する請求に関する判示部分のみを記述する。

#### <判旨>

第一審は、「旧法〔旧労基法一注〕の労働衛生関係の条項の執行により労働者が受ける利益は所謂反射的利益ではあるが、反射的利益でも違法に侵害された場合は損害賠償義務が発生することがありうる」とした

うえで、監督権限の「不行使の場合においても裁量の範囲を著るしく逸脱し、著るしく合理性を欠くと言えるような特殊な場合に、不行使を続けると不作為の違法として問責されるであろう。

但し、旧法上このような場合でも、事業者は、監督機関の監督を受けるまでもなく、少なくとも自己の事業に関する法令の規定を熟知して事業をなすべきものであつて、事業者は第一の、そして究極の責任者であり、国は、二次的、補足的責任を負うにすぎない。」と判示する。そして、特殊な場合については、以下の要件を示した。すなわち、「甲事項 人間の生命、身体に対する危険が切迫していること。そして継続していること。乙事項 監督機関において右の危険の切迫し継続していることを知っているか、又は容易に知りうる場合であること。丙事項 監督機関においてその権限を行使すれば容易にその結果の発生を防止することができる関係にあり監督機関が権限を行使しなければ結果の発生を防止しえないという関係にあること。」であると判示した(1 名を除く、X ら 3 名につき、国に対する損害賠償請求を認容)。

これに対して、第二審は、「旧法及びその関連法令における労働者の安全衛生及び労働災害防止に関する諸規定は、いずれも使用者をして第一次的かつ最終的義務者であることを前提とし、行政官庁の権限は右使用者の義務履行を後見的に監督するものとされているのであつて、このような労働基準監督行政の性質からして、行政官庁による右諸規定に定められた権限の行使は、その合理的な裁量に委ねられたものと解するのが相当である」と述べたうえで、「労働基

準監督行政の目的、性質並びに監督機関、使用者及び労働者の関係からして、少なくとも当該事業場につき労働者に対し切迫した重大な危険の発生が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法によっては危険の発生を防止できず、かつ右権限の行使によつて危険の発生を防止することが可能であるのに、監督機関が右権限を行使しなかった場合に、監督機関の権限の不行使により国家賠償が発生しうると判示する（結論として原判決取消）。

## 2. 5 適用の実際

### 2. 5. 1 統計資料

まず、厚生労働省労働基局準監督課「労働基準関係違反に係る公表事案(令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日公表分)」によると、安衛法第 22 条違反は 10 件(うち、安衛則第 578 条違反 4 件、粉じん則第 27 条違反 3 件、石綿則第 3 条違反 1 件、有機則第 5 条違反 1 件、高圧則第 33 条違反 1 件)であった。公表事案はいずれも、本条のみでなく、特別衛生規則にも違反した事案であることは、本条の適用における特別衛生規則の重要性を示しているといえよう。

次に、厚生労働省労働基準局『平成 30 年労働基準監督年報』(以下、『平成 30 年年報』)によると、安衛法第 20 条～第 25 条の違反状況において、安衛則(衛生基準)違反は 438 件、特別衛生規則違反は多い順に有機則 2,271 件、粉じん則 1,485 件、特化則 1,911 件、石綿則 269 件、酸欠則 87 件、除染則 32 件、電離則 18 件、鉛則 17 件、高圧則 6 件であった。同『平成 31 年・令和元年労働基準監督年報』(以下、『平成 31 年・令和元年年報』)によると、安衛法第 20 条～第 25

条の違反状況において、安衛則(衛生基準)違反は 369 件、特別衛生規則違反は多い順に有機則 1,801 件、粉じん則 1,465 件、特化則 1,433 件、石綿則 288 件、酸欠則 76 件、除染則 34 件、電離則 24 件、鉛則 22 件、高圧則 2 件であった。いずれも四アルキル鉛則違反はなかった。もともと、この統計は安衛法第 20 条～第 25 条違反の件数であるため、本条違反の件数は不明である。しかし、安衛法第 20 条～第 25 条において、事務所則を除く特別衛生規則が最も関連するのは本条であることから、本条違反が多数であると推察できよう。また、『平成 30 年年報』によると、本条の「送検事件状況(平成 30 年)」は 13 件であり、『平成 31 年・令和元年年報』によると、「送検事件状況(平成 31 年・令和元年)」は 19 件であった。

### 2. 5. 2 インタビュー

現場における本条から第 25 条の 2 の適用について、2021 年 11 月 20 日(土)、元労働基準監督官である藤森和幸氏、玉泉孝次氏にインタビューを実施した。各条文の「インタビュー」の項目における記述は、インタビューの結果及びその際に作成いただいた資料に基づいている。

#### 2. 5. 2. 1 臨検監督の実際

実際の臨検監督は、通常監督官 1 名または複数名で行い、衛生監督が主眼であっても、安全関係を含めて網羅的に監督する。衛生監督は各監督署が定めた年間の監督計画に基づき実施する(定期監督)。対象事業場は、3 年以上監督を行っていない事業場、過去に違反があった事業場など過去の監督の資料、健康診断結果報告などにより選定する。

本条の適用は、前述のとおり、関連規則において健康障害防止等に必要な具体的規制が定められていることから、労働基準監督官が臨検監督を行う際には規則が中心となる。実際、監督に際しては、有機溶剤主眼、特化物主眼、酸欠主眼、電離放射線主眼、粉じん主眼などで実施する。すなわち、有機則や特化則のように特定の規則にターゲットを絞り、あらゆる条文を対象とした臨検監督が行われることとなる。例えば、有機則であれば、最も使用される第1種有機溶剤にターゲットを絞り、蒸気を調査したり、X線装置を用いる医療機関では電離則にターゲットを絞ったりする。また、安衛則第3編（衛生基準）を主眼として計画的に臨検監督を行うことはなく、特別衛生規則が主、安衛則は副という位置づけで臨検監督を行うこととなる。事業者として本条に定める措置義務は、いわゆる「労働衛生の3管理」、すなわち「作業環境管理」、「作業管理」及び「健康管理」を中心に構成されていることから、指導監督はこのことを念頭において行っているとのことである。

次に、労働衛生監督を主眼とした場合の一般的な定期監督は、主として、①事業所、事務所において、労働衛生の3管理の観点から、事業者が講ずべき措置等(本条)についての書類調査を行いながら安全衛生方針・災害発生状況の聴き取り、②実地調査(工場建屋内等の臨検監督)による本条を中心とした履行状況の確認から構成される。なお、①→②の順番とは限らず、状況によっては②から着手する場合がある。定期監督においては、①労働衛生の3管理のうち、特に「作業管理」について、限られた状況の中で十分な調査・検証はできない場合があるこ

と、②関連規則の条文が多岐にわたるため、現場において対象を絞らざるを得なかったこと、③西陣織や友禅染など伝統産業では、製品の原料・材料として使用している物質の内容・成分がよく分からない、又は教えてくれないこと、④有害物質の使用量や使用時間により、規定の適用除外あるいは特例となる場合(例えばパンクの修理等で少量の有害物質を使用する場合)、取り扱いで間違ったこと、⑤臨検監督は数時間であることから、監督した時点の作業のみが対象となり、見ていない時間帯及び作業に違反があったとしても分からないことのように、監督指導において困難な状況がしばしば生じる。特に、④については、常に少量と常時性が問題となる。有機溶剤の場合、監督官が個人的には健康障害にはならないと考える使用量である場合でも、局所排気装置の設置などの指導をしなければならず、事業者の理解を得るのに苦勞する。さらに、1週間に1回程度しか使用しない場合など使用頻度が間歇的であるときの「常時」性について、監督署によっては基準を設定している場合もあるものの、統一的な基準は設定されていない。基準が設けられていない場合には、常識に照らして判断を行うが、臨時でなければ常時と解するなど労働者にとって有利な適用を行うことがある。

そして、事業所の臨検監督を行った結果として違反が認められた場合には、まず、違反事項を明確に示し、是正期日を示したうえで、「是正勧告書」を交付する。すぐ作業を停止させる必要があるときには、使用停止あるいは作業停止などの命令書(「使用停止等命令書」)を交付する場合もあるものの、実態として、衛生面においては機械設備な

どの安全面を比較してその数は多くない。違反が認められた場合には、まず、前述の文書により違反となった法条文を明示して指摘を行う。具体的は、関連規則において違反を特定したうえで、本条を表示して指導・勧告を行う。なお、本条第3号に定める精神的要因に関しては対象となる規則・条文が思い浮かばないため、ガイドラインや要綱を根拠とした監督を行っていたとのことである(例えば、腰痛や頸肩腕症候群、作業関連疾患、ストレスなど)。また、法違反でない事項には、指導票の交付を行う。

法令違反の指摘に加えて、法令の背景にある疾病の「こわさ」、是正の方法(類似事例における好事例の提供など)、労働衛生の3管理の内容等を「指導票」によって行うこともある。

本条に基づく各条文を適用するにあたっては、当該作業が各条文の構成要件に必ずしも完全に該当している場合でなく、多少の疑義がある場合であっても、有機則や特化則などの目的である健康障害防止の観点から若干広義に解釈して違反を指摘してきたとのことであった。もっとも、罰則との関係においては、罪刑法定主義が問題になる点には留意すべきであろう。なお、そのような場合には、危険性を説明することで理解を得るように努めている。

さらに、安全衛生については、法や規則に定めた事項の指摘だけではなく、改善方法等についての指導が重要な部分を占めることがあるところ、監督官は法令違反を指摘するのが仕事であることから、局所排気装置のフードの選択や形状など細かな指導ができていないのが現状である。

## 2.5.2.2 各規則における適用の実際

### 2.5.2.2.1 安衛則

第576条(有害原因の除去)、第577条(ガス等の発散の抑制)、第579条(排気の処理)は、特別衛生規則が適用されない有害物すべてに適用できるものの、違反とする明確な基準がないことから、全く使用されることはない。

第578条(内燃機関の使用禁止)は、例えば、建設現場の地下工事現場、隧道工事現場などで発電用エンジンを使用して一酸化炭素中毒が毎年のように発生しており(工事現場では、電気がまだ来ていない段階で工事をするが多いため、発電用設備を使用することが多い)、臨検監督時に本条の基づく勧告を行うことが多い。

第581条(病原体の処理)は医療機関の廃棄物に関する法律が別途あるため、第582条(粉じんの飛散の防止)は粉じん則を適用するため、適用されることはない。

騒音について、まず、第583条の2(騒音を発する場所の明示等)は、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日基発第546号)と併せて、実際に騒音現場でよく適用される。次に、第584条(騒音伝ばの防止)については、現場の作業状況に鑑みて、可能な範囲での措置を指導する。囲いが全くなされていない場合には法違反となるとして勧告をすることもあるものの、実際には何らかの措置を講じていることが多いため、ほとんどが囲っている設備の改善などの指導ベースになる。第595条(騒音障害防止用の保護具)は、騒音職場の作業者に耳栓を使用させるよう強力に指導を行う。

第592条の2から同条の6(ダイオキシ

ン)については、廃棄物の焼却施設は地方自治体(実際の作業は民間企業に委託)が行っていることから、測定、保護具の使用などはほぼ適正に行われており、臨検監督時には確認を行う。

第 593 条(保護具)は、特別衛生規則について定められている事項以外の場面での適用となる。例えば、有機則では防毒マスク・送気マスクについて規定しているが、ゴム手袋や長靴などの皮膚障害防止などについては規定されていないため、本条の適用となる。その他の実際の適用場面として、ガス溶接やアーク溶接作業者の保護眼鏡、保護手袋の指摘が多く存在する。

#### 2. 5. 2. 2. 2 有機則

有機溶剤は塗装に用いられるなど、多くの職場で使用しているため、有機溶剤を主眼とした臨検は計画的に行われている。有機則においては、局所排気装置、全体換気装置、防毒マスクの使用が特に重要であることから、必ず確認を行う(第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 15 条、第 18 条、第 33 条)。また、人体に及ぼす作用等の掲示については、大臣告示で定められた表示があるため、必ず確認する(第 24 条)。さらに、本規則の適用にとどまらず、特に家内労働については、前述のペップサンダル事件のような災害事例を用いて、有機溶剤のこわさを伝えることも重要となる。

#### 2. 5. 2. 2. 3 特化則

特化物は、第 2 類物質、第 3 類物質の取扱い事業場の監督が最も多い。特化物も多くの職場で使用されているため、特化物を主眼とした計画的な臨検が行われている。

最も重要なのは、第 2 類物質を取り扱っている場合に局所排気装置等の設置があるか否かになるため、必ず確認する(第 5 条)。また、必ず確認する事項としては、現場の作業管理状況が如実に分かるため、汚染されたぼろ等を不浸透等の容器に入れているか(第 12 条の 2)、管理特別物質についての人体に及ぼす作用を掲示しているか(第 38 条の 3)、労災認定の際に重要な資料となるため、管理特別物質取り扱い作業者の作業の記録の作成保存(第 38 条の 4)が挙げられる。

#### 2. 5. 2. 2. 4 鉛則

鉛の使用事業場は減少傾向にあるものの、鉛蓄電池製造事業場では作業環境測定の評価が管理 3 の事業場もあるため、依然として臨検監督が重要な状況である。本規則のうち中心的に確認する事項として、局所排気装置関連の条項(第 5 条、第 7 条、第 17 条、第 18 条、第 30 条)、除じん装置があるか否か(第 26 条、第 29 条)、防じんマスクの使用(第 58 条)などが挙げられる。

#### 2. 5. 2. 2. 5 酸欠則

井戸、マンホール、タンクなど酸欠等の危険作業箇所はたくさんあるところ、酸欠、硫化水素中毒の危険性の認識がない事業場もあるため、酸欠危険作業(施行令別表 6)の作業場には計画的に臨検監督を実施する。酒造・醤油等製造会社、建設中の工事現場(圧気工法、ビル工事など)、NTT のマンホールや地下の洞道、送電会社のマンホールや地下の送電線用隧道などが臨検対象となる。本規則では、第 5 条に基づく換気(酸素 21% 以上、硫化水素 10ppm 以下の確保)が酸欠災害防止の基本となることから、必ず確認

を行う。また、第 8 条(人員の点検)では氏名札を使用するなどの方法を指導、第 9 条(立入禁止)では酸欠場所である旨の表示をするよう指導を行っている。第 20 条(冷蔵室等に係る措置)では、非常照明があるかなどは指導ベースで行う。さらに、第 21 条(溶接に係る措置)は、大企業の製造工場でも認識が薄い条項である。

#### 2. 5. 2. 2. 6 粉じん則

粉じん対象作業は多岐にわたることから、粉じん則のみを主眼とする臨検を行うよりも、工場の監督、建設現場の監督の際に併せて粉じん作業について確認することが多い。もっとも、陶磁器製造、鋳物製造、非鉄金属製品製造などは、粉じんを主眼とする臨検監督が実施される。粉じん作業については、注水や湿潤状態での作業としているか否かが最も重要となるため、重点事項として確認を行う(第 4 条)。また、防じんマスクの使用も、特に建設現場などにおいて確認がなされる(第 27 条)。

#### 2. 5. 2. 2. 7 電離則

電離則の臨検対象は、医療機関(レントゲン技師や医師)、医療用エックス線の機械を製造している事業場、造船所などでのエックス線を使用する非破壊検査、コンビナートなどでのイリジウム 192 などでの非破壊検査、紙製品等の厚み測定、原子力発電所が中心となる。計画的な臨検監督が行われるが、その数は多くはない。

#### 2. 5. 2. 2. 8 四アルキル鉛則

四アルキル鉛は加鉛ガソリンを製造するコンビナートのみであり、実際の混入作業

作業は、3 面が開放され、漏れてもわかるようにすべての面を白色ペンキで塗っており、作業員も白色の作業着で作業する。臨検のポイントは、防毒マスク、防護服の使用、シャワー、洗身用の薬品、除毒材の備え付けの確認である。

#### 2. 5. 3 令和 2 年度本研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査(三柴丈典担当)

本調査において、安衛法にある条文と、それに紐づく重要な省令の条文が適用された事例のうち、その条文の特徴をよく示すもの(設問 1)、並びに設問 1 で挙げた章・節以外に属する条文と、それに紐づく重要な省令の条文の性格をよく示すもの(設問 2)を回答する項目がある。本条に関連する回答は、以下のとおりである。

まず、設問 1 について、①局所排気装置の未設置、呼吸用保護具の未着用、②昭和 52 年、メッキ工場で、個別指導による立ち入りで有機溶剤の危険・有害性などの掲示が汚損され、且つ機械設備の陰に隠れている状況が現認されたことから、文書により「掲示物の整備」と「掲示場所の位置変更」を行政指導した事例(有機則第 24 条)、③(1)屋内作業場で塗装しているのに、局所排気装置が設置されていない、(2)局所排気装置が設けられていても、制御風速が足りない(いずれも有機則第 5 条の適用例)、④保護衣、呼吸用保護具等の必要な保護具を使用させず、ガス等による健康障害を防止するための必要な措置を講じなかった(特化則第 5 条の適用例)、⑤金属アーク溶接作業に従事させていたにもかかわらず、労働者に防じんマスクを使用させていなかったため、

是正勧告を行った(粉じん則第 27 条の適用例)、⑥ドラム缶に入ったホルムアルデヒドに薬剤を入れる作業を、労働者に鶏舎内がかつ送気マスク等の呼吸用保護具を使用させずに行っていたため、特化則第 38 条の 14 第 2 号違反を指摘した、⑦立入禁止の表示をしていない(安衛則第 585 条(立入禁止等)の適用例)、⑧石綿除去作業中、隔離養生した屋内作業場で内燃機関(発電機)を稼働させたことにより労働者が一酸化炭素中毒になった(安衛則第 578 条の適用例)という回答があった。

次に、設問 2 の回答は、「海上交通の事業場において、自社が所有する船舶のプロペラ修理のために、水中眼鏡と潜水スーツ、アクアラング(=水中で呼吸できる自給式水中呼吸装置一注)のみを着用して海中に入ったが、いつまでも浮上してこないため捜索したところ、海底に沈んでいるところを発見された。水中時計、水深計、及び鋭利な刃物を携行させるほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用させていなかった。」(高压則第 37 条の適用例)という回答があった。

### 3 第 23 条

#### 3. 1. 1 条文

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

### 3. 1. 2 趣旨・内容

#### 3. 1. 2. 1 趣旨

本条は、労働者の就業する作業場所、取扱操作をする機械、器具等の設備、取り扱う原材料、あるいは作業の性質に応じて、労働衛生面での十分な配慮がなされないとすると、関係労働者は種々の健康障害を被ることとなるため、事業者健康障害の防止の措置を義務づけている規定であり、建設物その他の作業環境からみて必要な措置を定めたものである。

#### 3. 1. 2. 2 内容

##### 3. 1. 2. 2. 1 建設物等に関する必要な措置

本条は建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の不適切が原因で健康、風紀、生命の保持に支障が生ずることを防止することを目的とし、事業者が所要の措置を講じなければならないことを規定したもので、その対象は、労働者を就業させる建設物その他の作業場に限られることになる。

本条に関連する規則として重要なものとして、まず安衛則が挙げられる。同規則第 540 条は「事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。」(1 項)、「前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。」(2 項)として、「通路」の安全について定めている。また、第 543 条は「事業者は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅八十センチメートル以上のものとしなければならない。」として、機械間等の通路についての安

全を定めている。

### 3. 1. 2. 2. 2 事務所則

本条に関連する特別衛生規則としては、事務所則(昭和 47 年労働省令第 43 号)が挙げられる。事務所則の制定以前においては、都市の人口集中や技術の進歩によって建築物の大型化や気密化が急速に進められたものの、ビル内部の環境衛生についての関心があまり高くなかったことから、室内空気の汚染による頭痛、冷房病のような健康障害、飲料水の汚染や悪臭の発生、不完全なごみ処理に起因する害虫の発生など環境衛生上好ましくないことが数多くあった<sup>40</sup>。また、事務所労働に関する衛生上の基準は、安衛則の第 3 編(衛生基準)の規定が適用されてきたものの、同規則第 3 編の規定は、坑内労働、粉じん作業、暑熱・低温作業、放射線業務等いわゆる有害業務といわれる労働態様に最もフィットしたもので、事務労働の衛生上の規定を主たる目的とするものではなかった<sup>41</sup>。そこで、このような実情に対処し、事務所の衛生状態の改善を図るために定められたのが事務所則である

また、事務所則制定の背景には、以下の 3 つの要因があったことが指摘されている<sup>42</sup>。

一つ目は、当時の労働行政が、労働衛生面について、「最低基準から快適基準へ」と変化しており、事務所則もその一環であったという時勢の変化であった。

次に、1964 年(昭和 39 年)7 月 8 日、国際労働条約機関(ILO)が、「商業及び事務所における衛生に関する条約(第 120 号条約)」を採択したことである。同条約は、同時に採択された「商業及び事務所における衛生に関する勧告」とあいまって、事務労働者の健

康保持及び快適な作業条件の確保のためにも憲章的な役割を果たし、事務所則の制定において大いに参考にされた。

最後に、昭和 45 年 4 月 14 日、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)が公布され、同年 10 月 13 日から施行されたことである。この法律は、建築物の高層化、大型化、所有と管理と使用の分離化等により、これらの建築物における環境衛生上の維持管理については、必ずしも十分な配慮が払われていたとはいえ、空気調和設備や給排水設備の管理の不適による生理的障害や伝染性疾患の発生、ねずみ、こん虫等の発生その他環境衛生上好ましくない事例が指摘されたという実情から、不特定多数の者が使用し、または利用する建築物の維持管理に関して必要な事項を定め、公衆衛生の向上を図るために制定された<sup>43</sup>。

同法の制定に触発された労働省は学識経験者からなる労働環境技術委員会を設置し、労働環境改善の技術的事項について検討を行った。そこでの検討結果を取りまとめ、昭和 45 年 11 月 27 日、労働省は中央労働審議会に対して、「事務所等の用途に供する建築物の衛生基準規則案要綱」について諮問し、同規則案要綱によることが適当である旨の答申を得、事務所則(昭和 46 年労働省令第 16 号)として公布制定された<sup>44</sup>。

そして、昭和 47 年の安衛法の制定に伴い、同法の省令として、改めて事務所則(昭和 47 年労働省令第 43 号)として制定された。この規則は、従来事務所則を ILO 条約第 120 号に照らすなどして全面的に検討を加え、騒音・振動の防止、十分な飲料水の供給、被服の乾燥設備の設置等の規制を追加して充実整備し、事務所における衛生基準をよ



り適切にしたものである<sup>45</sup>。

事務所則とビル管理法との適用関係について最も問題があるのは、ビルの中にある事務所である。ビル管理法という特定建築物(=事務所等の用途に供される部分の延べ面積が5,000㎡以上の建築物(他の用途に供される部分の延べ面積が事務所等の延面積の10%を超えるものを除く)等のこと(同法施行令第1条))の中の事務所に対する職権の行使については、旧労働省と旧厚生省で覚書を交わしており、①ビルの用途が、もっぱら事務所の用途に供されるものである場合には、主として労働省側において職権を行使する、②もっぱら事務所以外の用途に供されている建築物については、厚生省側において職権を行使するとされている(昭44.5.15)<sup>46</sup>。

その後、①技術改良等により、中央管理方式以外の空気調和設備等が比較的規模の大きな建築物においても導入されるようになってきている中で、換気量が十分に確保されず、室内空気の汚染が懸念される等の問題が指摘されたこと、②建築物の気密性の向上、化学物質を放出する多くの建築材料等の普及に伴い、ホルムアルデヒド等の化学物質による室内空気の汚染、それによる健康影響への指摘がなされたことから、2004年3月に、空気環境の調整が必要な対象機器の拡大、ホルムアルデヒドに係る基準の設定及び測定等が新たに加えられる内容の規則改正がなされている<sup>47</sup>。

事務所則における危害防止基準としては、第二章において事務所の環境管理(第2条～第12条)、第三章において清潔(第13条～第18条)、第四章において休養(第19条～第22条)の定めが設けられている。各章

の概要は以下のとおりである<sup>48</sup>。

まず、事務所の環境で、多くの働く人がいると問題になる室の狭さ、換気、一酸化炭素の含有量の改善が必要となるため、第二章の環境管理は、気積、換気、温度、空気調和設備等による調整、燃焼器具、作業環境測定・測定方法、照度、騒音及び振動の防止について規定している。

次に、第三章の清潔は、事務所における清潔を保持するための事項として、飲用・食器洗浄用の給水の基準、排水設備の補修と掃除、日常の定期的清掃及びねずみ等の防除、廃棄物の処理、便所の所要数及び構造要件ならびに洗面用施設と更衣設備の設置について規定している。

第四章の休養は、事務作業に伴う疲労の防止などを図るため、休憩室の設置、睡眠や仮眠の設備とそのための寝具の備付け、休養室の設置、ならびに持続的立作業における椅子の設置について規定している。

### 3. 1. 2. 2. 3 罰則

事業者が、本条に違反して必要な措置を講じない場合には、6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(安衛法第119条1号)。

### 3. 2 沿革

工場法(明治44年3月29日 法律第46号) ・第13条「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付屬建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」
---

工場危害予防及衛生規則(昭和 4 年 6 月 20 日 内務省令第 24 号)

・第 31 条「地方長官ハ衛生又ハ危害予防上必要ト認ムルトキハ工場及附属建設物ノ採光、換気ノ為窓面ノ増加又ハ照明装置其ノ他適当ナル処置ヲ命ズルコトヲ得」

・第 32 条「工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備フベシ但シ作業ノ性質上傷害ノ虞ナキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

救急具及材料ノ備付場所及使用方法ハ之ヲ従業者ニ周知セシムベシ」

・第 33 条「食堂、炊事場及食器ハ常ニ清潔ニ保ツベシ

食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八条第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得ズ」

・第 34 条「更衣所及浴場ハ之ヲ男女用ニ区別スベシ」

・第 35 条「地方長官ハ前各条ニ定ムルモノノ外工場及附属建物並設備ガ危害ヲ生ジ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命ズルコトヲ得」

・第 36 条「九条ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十一条ノ場所ニ於テ喫煙ヲ為シ其ノ他濫リニ火氣ヲ使用シタル者ハ科料ニ処ス」

労基法旧第 43 条

「使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附属建設物について、換気、採光、照明、保温、防湿、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。」

本条も第 22 条と同様に、工場法 13 条が前身となっている規定であるそして、工場

危害予防及衛生規則が、工場及びその附属建設物の採光や換気など、建物その他の建設物の欠陥から生じる危険と列挙して、詳細な定めを置いていることも第 22 条の沿革と同様である。

労基法旧第 43 条が建設物を危害防止の対象として、使用者に危害防止の義務を規定し、その具体的内容は労基法旧第 45 条の命令に委任されていた。本条は労基法旧第 43 条に相当する規定である。

### 3. 3 背景となった災害

本条も、前条と同様に、労働者の健康、風紀、生命の保持に支障を生じる建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境を抽象的かつ広範囲で列挙していること、そして具体的な内容は関連規則委ねられていることから、本条に定める危害防止基準を制定する際に背景となった災害を特定することは困難であると思われる。

しかし、工場危害予防及衛生規則の時代から本条と同様の規定が置かれていることから、建設物や作業環境において労働者の健康や生命に危害を及ぼす要因は時代を越えて共通するものであるといえる。

また、本条との関連する特別衛生規則である事務所則は、都市への人口集中や技術の進歩に伴い新たに生じた問題に対応するために制定された規則であり、時代背景を反映して展開した条文である。

### 3. 4 関連判例

#### 3. 4. 1 刑事事件

3. 4. 1. 1 M 製作所(労働安全衛生法違反被告)事件・千葉簡判平 13.4.13 労判 835 号 86 頁、東京高判

## 平 14.3.22 労判 835 号 80 頁(安衛法 23 条、安衛則 540 条にいう「通路」の解釈)

### <事実の概要>

被告人 Y1 社(以下、「Y1 社」)は、コンベア等輸送機の製作、備付け等の事業を営むものであり、被告人 Y2(以下、「Y2」)は Y1 社の取締役であった。

Y1 社は F 製作所から K 県経済農業協同組合連合会(以下、「農協連」)M 精米工場設備増設工事の製品タンク等の設備工事を請け負い、Y2 が Y1 社の工事の施工及び安全管理全般の統括をする現場責任者となった。

平成 11 年 8 月 29 日の作業中、機械室内に設置された長さ約 41 センチメートル、幅約 85 センチメートルにわたる開口部(1 階のコンクリート床からの高さ約 9.1 メートルで、その間は中空、以下「本件開口部」)が生じたため、Y2 は麻ロープを 2 本張らせるなどし、そのロープに白い布を結び付けさせたて、従業員とともにその場を離れた。その後、増設機器の電気系統を点検しにきた他社の労働者が、前記ロープをくぐり、本件開口部をまたいで通ろうとした際、本件開口部から 1 階のコンクリート床に転落して間もなく死亡した。

この事故について、Y1 社らは安全衛生法令上の措置義務違反(安衛法第 23 条、第 27 条(安全措置義務)、安衛則 540 条 1 項(安全通路保持))により起訴された。

第一審判決は、「本件床面は、元々、経済農協連により、作業場(機械室)内で各種機器の保守・点検場所を順次移動するために設けられた本件通路の一部を形成していたものであり、Y2 が本件床面を足場として据付作業をしていた間は、一時的には規則

544 条〔安衛則一注〕にいう作業場の床面として利用されたとしても、その作業終了後は、本件通路は、全体として本体等工事、電気工事、保守・点検等をするための通路としての機能を回復し、それらに従事する労働者の使用に供されていたのであるから、本件床面は、規則 540 条にいう『通路』に該当することは明らかである。

「Y1 社は、本体等工事中、本件工場内で既存の通路に改変を加えた事業者(施工業者)として、規則 540 条により、配下の派遣労働者やその他工事及び本件工場関係者らが使用するための通路を有効に保持すべき措置義務を負っていたところ、Y2 は、本体等工事に関し被告人会社の現場責任者として常駐し、本件開口部の危険性を承知している者として、法 122 条〔安衛法一注〕により、右規則違反に該当する行為をしてはならない義務を負っていながら、本件開口部を放置して右義務に違反したものであるから、Y1 社は、Y2 の行為により、右措置義務違反の責めを免れないというべきである」として、Y1 社を罰金 15 万円に、Y2 を罰金 15 万円に処すると判示した。

これに対して、東京高裁は以下のように、Y1 社及び Y2 を無罪と判示した。

### <判旨>

安衛法第 23 条における通路の意義を検討すると、安衛法は、「そもそも、労働者の安全と健康を確保することなどを目的とするものであり(1 条)、同規則において、540 条 1 項で『事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。』と規定した上

で、通路であることの表示(540条2項)、通路の照明(541条)、屋内に設ける通路の幅、通路面の状態(542条)、機械間の通路の幅(543条)等、通路の安全を確保するための基準を示していることにかんがみれば、通路とは労働者が通行する場所をいうと解するのが相当である。」

Y2とAら3名は、「網状鋼板を取り付けるため、足場板を取り外して本件開口部を生じさせたが、この時点では、本件開口部はY1社の労働者が作業をなす場所であって、ここで作業中の労働者以外に、工場内で働くY1社の労働者はそもそもいないから、本件開口部は通路に当たらない。その直後、忘れていたコーキング作業を思い出し、麻ロープを張った上で、それぞれその場を離れ、コーキング作業が終わり次第、その場に戻って網状鋼板を取り付けることにしたわけであるが、この時点では、本件開口部はY1社の労働者が作業をなす場所ではなく、なつたとはいえ、……工場内で働くY1社の労働者は、Y2を除けばAら3名だけであるから、それ以外のY1社の労働者が本件開口部を通行することはあり得ず、Aら3名がコーキング作業中に戻ってきて本件開口部を通行することも考え難いから、本件開口部は通路に当たらないというべきである。そして、コーキング作業終了後にAら3名が本件開口部に戻ってくれば、網状鋼板を取り付けることになるから、その時点ではAらY1社の労働者全員の作業する場所となり、それ以外の労働者が通行することもあり得ず、通路になるわけではない。実際には、本件開口部を農協連職員のBやI電からの依頼を受けたCが通行し、あるいは通行しようとしたが、これらの者はY1

社の労働者ではないから、これらの者が通行することがあるとしても、Y1社の労働者にとっての通路になるわけではない。」

### 3. 4. 1. 2 検討

本件は、開口部が安衛法第23条における「通路」に当たるか否かは、開口部が生じた以後の時点によるとして、3つの時点につき検討し、いずれも「通路」には当たらないと判示する。この判示において重要となるのは、開口部が生じた以後の時点、かつY1社の労働者を基準に「通路」という概念を検討していることであり、地裁判決と高裁判決の結論を分けたポイントである。本件について学説には、Y1社とY2にとって、「通路か否かの判断を、本件開口部が生じた後の時点に限り、事故が配慮すべき労働者に関してのみ行うのではなく、開口部が生じた以前の状況や第三者の行動まで考慮に入れて行ふべきとすることは、厳格であるべき刑事事件の判断として妥当ではなかろう」との見解が見られる<sup>49</sup>。

もっとも、また、判旨によると、同一の場所が「通路」であるか否かはその時点の労働者の作業状況次第であることになるが、このように解するとどの時点において当該場所が「通路」に当たるかについての判断が事業者にとって予見することが難しいケースが存するであろう点は課題となる。

本件は刑事事件であるため、事件の処理としては妥当であると思われるものの、安衛法が労災の予防を目的としていることに鑑みると、同事件のように多数の関係者(工場の所有者、元請、複数の下請など)が同一場所で作業をする際に、どのように企業横断的な労災防止対策をすべきかについては

検討する必要性があろう。同事件は、ある下請会社の作業が原因で他社の労働者が被災した事件であるところ、民事訴訟であれば、開口部を放置することにより工場内で作業する誰かが転落する危険性があることによって Y1 社らの民事責任が認められうる。しかし、そうした救済はあくまで発生した事故に対する責任であり、労災の発生を防ぐためには関係当事者間の連携と責任(刑事責任も含めて)の明確化が必要であると考えられる。同事件のように普段から工場内で作業する多くの者が通路として利用する場所等は、当該場所で直接的に作業する労働者のみでなく、工場内で作業する者すべてにとって危険が生ずることとなるため、特に対策が重要となろう。

### 3. 4. 2 民事事件

#### 3. 4. 2. 1 スズキ自販中部事件・津地四日市支判昭 51.2.9 判時 822 号 89 頁(ゴミ焼却作業中の火傷に対する使用者の安全保障義務違反の有無)

##### <事実の概要>

被告 Y 社(以下、「Y 社」)に雇用され、Y 社四日市営業所に勤務していた原告 X(以下、「X」)は、昭和 48 年 1 月 13 日、同営業所のごみ焼却場所とされていた同営業所裏庭において、X の所属事務所から出た不用カタログや紙くず等のごみを焼却すべく、これを従前の焼け残りのごみの上に積み重ねるように捨ててマッチで火をつけ燃やしていたところ、右従前の焼け残りのごみの中に入っていたガスパレーとおぼしい物が突然爆発し、右焼却場所から一メートル位離れて立っていた X の両足のストッキングに火が燃え移り、よって X は両下肢に熱傷を

負った(以下、「本件事故」)。

そこで、X が Y 社に対して本件事故につき、雇用契約上の安全保障義務違反に基づき損害賠償請求をした。

##### <判旨>

「本件事故当時 X が雇用されていた Y 社が、従業員たる X に対し、雇用契約上の安全保障義務を負担していた」。

「屋外である同営業所裏庭の平地を、焼却場として継続的に利用するときは、従前の焼却物の残滓の中あるいは当日の新たなごみくず等の廃棄物の中に、誰かが不用意に捨てた、本件事故時の爆発物であったと推測されるガスパレー等の危険物が混入することなども考えられ、そのような場合、本件のような事故が発生し得ることは予測されなくもないことであって、してみれば、Y 社としては、このような事故を未然に防ぐため、より機能的な大型の事業所用焼却炉を設置して常に整備につとめ、あるいはまたコンクリートブロック等で囲んだ安全な焼却場をしつらえるなど、X から従業員の廃棄物焼却作業が安全に遂行できるよう、同営業所の物的設備を整えるべき、前記雇用契約上の安全保障義務があったと認められるところ、前認定の事実にてらし、また本件全証拠によるも、本件事故当時同会社が右の義務を十分に履行していたことを認めることはできない」。

本件事故は、「Y 社が雇用契約上の安全保障義務に基づく、十分な物的設備の整備を怠った結果、X が危険な屋外の平地での焼却作業に従事していたために発生したものと認められるから、同会社は、……本件事故によって生じた X の損害を賠償する責任

がある。」

「本件事故の発生については、X においても、……危険な屋外の平地上でゴミ等の焼却を行うに当り、従前の焼却物の残滓の上で焼却を始めるのであれば、右残滓の中にガスパレー等の危険な不純物が混入していないかどうかを一応確めたうえ、当日のゴミ等を捨てて点火するなどの注意を尽すべきであったと考えられるところ、X にはこのような注意を怠った過失が認められる」ことから、損害額の 2 割が過失相殺された。

### 3. 4. 2. 2 内外ゴム事件・神戸地判平 2.12.27 労判 596 号 69 頁(安衛法、同規則、有機則に定める使用者の義務との安全配慮義務)

#### ＜事実の概要＞

原告 X(以下、「X」)は、昭和 40 年に被告 Y 社(以下、「Y 社」)の作業員として採用され、昭和 45 年から昭和 52 年末までの大部分の期間、トルエン、ヘキサン等の有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務に従事していた。

有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務を行っていた各作業場は換気が悪く、また X ら労働者は保護具を着用せずに作業をしていたため、高濃度の有機溶剤に曝露する作業環境であった。X は、体調不良により診療所を受診したところ、医師は、X は Y 社の業務に起因して、慢性有機溶剤中毒に罹患したものであり、その発症時期は遅くとも昭和 52 年ころであると判断した。

そこで、X は Y 社に対して安全配慮義務違反を根拠として損害賠償を請求した。

#### ＜判旨＞

安衛法、安衛則並びに有機則の各規定は、「いわゆる行政的な取締規定であって、右各規定の定める義務は、使用者の国に対する公法上の義務と解される。

しかしながら、右各規定の究極的目的は労働者の安全と健康の確保にある(労安法 1 条参照。)と解するのが相当であるから、その規定する内容は、使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容ともなり、その規準になると解するのが相当である。」

「本件において、Y 社は X に対し右各規定の内容に則し次の具体的安全配慮義務を負っていたと認めるのが相当である。

(イ) 原告の従事する本件各作業場内の有機溶剤曝露を最小限にするため、右作業場に所定の規模・機能を持った局所排気装置を設置すべきであった。(労安法第 22 条、第 23 条。有機規則第 5 条、第 14 条ないし第 18 条)

(ロ) 呼吸用保護具(防毒マスク)、保護手袋等適切な保護具を備えるべきであった。(労安規則第 593 条、第 594 条。有機規則第 32 条ないし第 33 条)……」。

「Y 社は、X が本件各作業に従事中同人に対し負っていた具体的安全配慮義務に違反し、同人をして本件有機溶剤中毒に罹患せしめたというほかはない。」

### 3. 4. 2. 3 検討

スズキ自販中部事件は、使用者の義務違反を認めつつも、労働者自身も注意すべき義務を怠ったことから過失相殺を行っていることから、使用者が対象条文に定められた義務違反を放置し、かつその危険性について労働者に対して指導や注意をしていな

いという状況下においても、労働者が安全に作業を行うために自主的に注意する義務を負う可能性があることを示唆しているといえよう。

### 3. 5 適用の実際

#### 3. 5. 1 統計資料

厚生労働省労働基局準監督課「労働基準関係違反に係る公表事案(令和2年12月1日～令和3年11月30日公表分)」によると、安衛法23条違反は2件(いずれも安衛則540条違反)である。また、『平成30年年報』によると、安衛法第20条～第25条の違反状況において、安衛則違反は438件、本条と関連性が強い事務所則違反は8件である。『平成31年・令和元年年報』によると、安衛則違反は369件、事務所則違反は8件であった。なお、この統計は安衛法第20条～第25条違反の件数であるため、本条違反の件数は不明である。

さらに、『平成30年年報』によると、本条の「送検事件状況(平成30年)」は4件で、『平成31年・令和元年年報』によると、本条の「送検事件状況(平成31年・令和元年)」は4件である

### 3. 5. 2 インタビュー

#### 3. 5. 2. 1 臨検監督の実際

本条を主眼とする臨検監督はなく、通常の臨検監督時に併せて確認する。その際には、通路、床面、階段等の保全関係については留意するものの、換気、採光、照明、保湿等の衛生基準関係についてはあまり重視していない状況にある。特に、通路の確保は転倒災害防止につながるため、重点的に確認する。

### 3. 5. 2. 2 各規則における適用の実際

#### 3. 5. 2. 2. 1 安衛則

まず、通路の確保は、すべての安全の基本となるため、工場、建設現場、事務所などすべての事業場の臨検監督時に確認を行う。工場では、白線などで表示しているか、工事現場では床に表示したり、パイロンや単管などで区画したりしているかどうかを確認する。建設業では、通路の確保は重点的に指導している(第540条)。次に、通路面に突起物はないか、滑りやすくないか、踏み抜きはないか、上方1.8m以内に蛍光灯などの障害物はないか、作業場の床面の確認(第542条、第544条)、通路の幅は80cm以上あるか(第543条)も確認する。

危険物取扱作業場に2箇所以上の出入口があるかの点については、従来、危険物を取り扱っていなかった室を取扱作業場に変更した場合に、違反となる事例がある(第566条)。

照度(第604条)は、工場などの機械の手元の照度が重要となるが、300lxでは暗く実際には500lx以上は確保されている。ただし、近時、建設現場における下請の作業現場や手元の照明器具を元請が設置せずに、全体的に暗い場合があり、下請が自ら調達、持参しなければならぬ状況にあることから、建設現場での照度の確保は臨検監督時に必ず指導する。その際は、規則の150lx、300lxに関係なく、照明を確保するよう指導する。また、採光及び照明については、6か月ごとの点検が義務付けられているものの、点検内容が不明であることから、適用例はほとんどない(第605条)。

そのほか、休憩室等は、ビル内にある店舗などの第三次産業については違反が見られることがあり、労働者にとって休憩室は重要な事項であることから、必ず確認を行う（第 618 条）。第 619 条の清掃の実施はほとんど死文であり、適用例は聞いたことがないとのことである。

### 3. 5. 2. 2. 2 事務所則

気積は事務所で違反が認められることがあるため、労働者が多数いる室については計算する（第 2 条）。照度については、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」（令和元年 7 月 12 日基発 0712 号第 3 号）に基づき、パソコンの作業についてガイドラインの基準を満たしているかどうかを中心に調べるものの、VDT 作業（＝液晶等の画面表示機器と、キーボードやマウス、タッチ画面等の入力機器による情報端末を使用する作業）での照度が問題となることはほとんどない（第 10 条）。休養室については、その有無及び男性用、女性用の区別を確認する（第 21 条）。

### 3. 5. 3 令和 2 年度本研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査(三柴文典担当)

まず、設問 1 について、①安衛則第 53 条の適用により、健康管理手帳の交付が労働者にされたとき、管理に困ることが想定される（携帯電話のアプリ等に連結させたほうが、管理・保存がしやすい）、②平成 2 年、労働者数が 50 名を超える製造業の事業場への立ち入りで、休養室が男女別に設置されていないことから、改善されるまでの間は、打ち合わせ室の一部を転用するなどの

緊急措置を指導し、しっかりと出入口、及び室内の区画をレイアウトし、男女別に休養室を整備し、鍵を設けて管理されるなどについて、文書交付により行政指導を実施した（事務所則第 21 条）、③工場内に設置された安全通路が形骸化しており、労働者が移動に際して、安全通路ではない積み上げられた資材の上を跨いでショートカットして通行している状況を確認したため違反を指摘し、是正報告においては、当該箇所の通行に際しては、安全通路を通行するように徹底させるとの報告があった（安衛則第 540 条の適用例）、④事業場の敷地内で、凍結した地面（アスファルト）で転んで頭部を打って労働者が死亡した事例について、路面凍結防止剤を使用していなかったとして本条を根拠に是正勧告（可罰性の有無に問題があったため、罰則は適用していない）を行った（安衛則第 544 条）という回答があった。

ただし、安衛則第 540 条の「通路」については、「安全な通路」が曖昧であり、労働災害があれば安全な通路ではなかったとして違反を指摘するが、「安全な」の程度を明らかにすべきとの意見や、③の回答において、その後同工場の臨検を実施した際に、積み上げた資材を跨ぐ労働者を確認したものの、通路ではなく、作業のために資材を跨いでいた状況であったため違反として適用しなかった事例も挙げており、作業場内における移動箇所を「通路」として認定して適用した事例と適用しなかった事例があったことの記載があり、現場での適用が困難な条文であることがうかがえる。



## 4. 第24条

### 4. 1. 1 条文

#### 第二十四条

事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

### 4. 1. 2 趣旨・内容

#### 4. 1. 2. 1 趣旨

本条は、労働者の作業行動から生じる労働災害を防止するため、事業者が必要な措置を講ずべきことを定めたものである。労働者の危険又は健康障害を防止するために、事業者が必要な措置を講ずべきことを法第20条から前条までにおいて、様々な観点から定めているが、それらの措置によっても作業上の危害要因のすべてが排除されるものではない。

特に、ある種の労働災害は、行動様式を確立し、それに従って労働者が正確に行動しなければなかなか防止できない。例えば、重量物の運搬に伴って起こりやすい腰痛症による健康障害もその一つであり、この腰痛症の防止は、労働者が行動様式を厳重に守ることによって確保することができる場合が少なくない。事業者は、こうした種類の労働災害をも防止するため、適切な措置をとるべきことが義務付けられたものである。

#### 4. 1. 2. 2 内容

本条の規定により事業者が講ずべき措置の具体的内容については、厚生労働省令により規定し得ることとされているが、従来、例えば、重量物取扱い作業における腰痛の予防を図るため、①自動化、機械化、作業速度の調整等による運搬作業の省力化と改善、

②取扱い重量の軽減と負担均一化、③荷姿の改善と重量等の明示、④作業姿勢、作業台の活用等、⑤取扱い時間及び量の適正化、⑥作業方法の教育、などについて行政指導が行われている(昭45.7.10基発第503号「重量物取扱い作業における腰痛の予防について」)<sup>50</sup>。

職場における腰痛対策については、前述の通達と「重症心身障害児施設における腰痛の予防について」(昭50.2.12日基発第71号)により当該業務従事者に対する腰痛予防対策を示し、その指導に努めてきた結果、腰痛の発生件数は着実に減少したものの、業務上疾病全体に占める割合も約6割と、依然として高い状況にあった。そこで、広く職場における腰痛の予防を一層推進するための対策として、調査研究結果を踏まえた「職場における腰痛予防対策指針」を定めるとともに、前述2つの通達は廃止された(平6.9.6基発547号)<sup>51</sup>。その後、福祉・医療分野における介護・看護作業、長時間の車両運転や建設機械の運転の作業等を対象に、広く職場における腰痛の予防を一層推進するため、「職場における腰痛予防対策指針」の改訂を行った(平25.6.18基発第0618第号)<sup>52</sup>。

### 4. 1. 3 罰則

事業者が、本条の規定に違反して必要な措置を講じない場合には、6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(法第119条第1号)。

## 4. 2 沿革

未了

#### 4. 3 背景となった災害

未了

#### 4. 4 関連判例

未了

#### 4. 5 適用の実際

インタビューによると、本条を適用した事例はないとのことであった。本条は、作業行動から生ずる労働災害を防止するために必要な措置義務を定める条文であり、本法第 27 条で具体的な措置事項は省令で定めるところとしているところ、省令における規定が全くないため、違反として指摘しにくいという事情がある。労働者の行動を原因とする災害は、労働者のエラーやミスに起因するところが多いことから、構成要件を定めるのが困難であることが、省令における規定がない理由の一つであると推察される。

以上のことから、現場における監督では、指導票による指導を行うにとどめている。

しかし、①例えば、重量物に関して、「両手に荷物を持って階段を昇降させてはならない」、「〇〇kg 以上の荷を持ち上げる作業をさせるときは、腰痛防止ベルトを使用させなければならない」などといった構成要件を通達や指針に定めること、②作業行動のリスクアセスメント(本法第 28 条)を行い、過去の災害事例を分析して規則のまとめること、といった提言があった。

### 5. 第 25 条

#### 5. 1. 1 条文

##### 第二十五条

事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者

を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

#### 5. 1. 2 趣旨・内容

##### 5. 1. 2. 1 趣旨

本条は、労働災害発生の急迫した危険が生じた場合に、事業者は、作業中止、労働者の退避等必要な措置を講ずべきことを定めたものである。

また、危険を察知した労働者は、自ら現場から緊急避難的な意味合いで退避し得る。

##### 5. 1. 2. 2 内容

本条に基づいて事業者が講ずべき具体的措置は、以下の関係政省令において定められている。

安衛則第 274 条の 2(危険物等の爆発、火災等による急迫した危険がある場合の退避)、第 322 条第 2 号(地下作業場等であって、可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の 30%以上であると認めたときの退避)、第 389 条の 7(ずい道等での落盤、出水等による急迫した危険がある場合の退避)、第 389 条の 8(ずい道等の建設作業を行う場合であって可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の 30%以上であると認めたときの退避)、第 575 条の 13(土石流による急迫した危険があるときの退避)、第 642 条第 3 項(特定元方事業者に警報の統一等の義務が課せられている作業場所で警報が発せられた場合の退避)、有機則第 27 条(有機溶剤中毒の発生のおそれのある場合の退避等)、四アルキル鉛則第 20 条(四アルキル鉛中毒にかかるおそれのある場合の退避等)、特化則第 23 条(第 3 類物質等が漏えいした場合における退避等)、高圧則第 23 条(事故発生時の措置)、

電離則第 42 条(事故が発生した場合の退避等)、酸欠則第 14 条(酸素欠乏等のおそれが生じた場合における退避等)である。

以上に該当しない場合でも、労働災害発生の急迫した危険があるときは、事業者は安衛法に基づく規定がなくても、必要な措置を講ずる義務があると解されている<sup>53</sup>。

行政解釈によると、「本条は、事業者の義務として、災害発生の緊急時において労働者を退避させるべきことを規定したものであるが、客観的に労働災害の発生が差し迫っているときには、事業者の措置を待つまでもなく、労働者は、緊急避難のため、その自主的判断によって当然その作業現場から退避できることは、法の規定をまつまでもないものであること。」(昭和 47 年 9 月 18 日基発第 602 号)とされている。

また、このような場合に、危険を察知した労働者が、自ら緊急避難的な意味合いで退避し得ることもいうまでもない<sup>54</sup>。

なお、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止を命ずることができる(第 99 条第 1 項)。

### 5. 1. 3 罰則

事業者が、本条の規定に違反して必要な措置を講じない場合には、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(法第 119 条第 1 号)。

## 5. 2 沿革

従来、旧安衛則第 163 条の 34 等において、緊急時に、事業者に対して直ちに安全な場所に退避させる等のことを義務付けてい

たように、安衛法施行前は労基法に基づく各規則で個々の業務について規定されていたただけであった。

安衛法の立法過程において、中央労働基準審議会の議を経て国会へ提出された政府原案は、第 20 条から第 24 条までだけであったのが、労働側主張のいわゆる「労働安全に関する労働者の三権」の一つである、労働災害発生の急迫した危険があるときの「労働者の退避権」の問題が国会において議論となり、その結果、衆議院社会労働員会における修正によって、「事業者の退避させる義務」として新たに第 25 条が設けられた<sup>55</sup>。したがって、本法の制定を機に、はじめて事業者の退避させる義務が明確に法律の中に位置づけられた。

なお、法制定時には、作業中に急迫した危険がある場合に、労働者が就労拒否できることを安衛法に規定すべきという意見があったものの、その意見は採用されなかった<sup>56</sup>。

## 5. 3 背景となった災害

未了

## 5. 4 関連判例

未了

## 5. 5 適用の実際

インタビューによると、①本条は事故発生時の退避義務を定めた条文であり、実際に事故が発生したときは当然に退避措置を講じていることから、臨検監督において本条を適用する場面はなく、また、②実際に事故発生時点で監督官が現場に居合わせることはなく、事故発生後に現場に駆け付ける、

すなわち現場に到着するのは退避措置を講じた後になるため、本条の適用場面に遭遇しない。そのため、実際の適用例はないとのことであった。

しかし、退避が遅れた結果として労災事故は発生したときは立件の対象として適用する可能性はありうるとのことである。

## 6 第25条の2

### 6. 1. 1 条文

#### 第二十五条の二

建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。

二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

する措置がとられる場合に備えて、必要な機械器具の備付け、必要な訓練の実施等の措置を行わせるとともに有資格者にこれらに関する技術的事項を管理させることとしたものである<sup>57</sup>。

行政解釈によると、「本条は、労働者の救護に関する措置がとられる場合に備えて事業者は、あらかじめ必要な措置を講じなければならないことを規定したものであり、事業者の救護義務自体について規定したものであるのではないこと。したがって、消防法の規定等現在の事故発生時における救護責任のあり方を変更するものではないこと。」とされている(昭 55.11.25 基発第 647 号)。

### 6. 1. 2. 2 内容

#### 6. 1. 2. 2. 1 対象となる業務

本条第1項によると、「建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事」が対象となる。対象となる仕事は安衛法施行令9条の2に定められており、ずい道等の建設の仕事で、出入口からの距離が千メートル以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さが五十メートル以上となるたて坑(通路として用いられるものに限る。)の掘削を伴うもの(第1号)、圧気工法による作業を行う仕事で、ゲージ圧力〇・一メガパスカル以上で行うこととなるもの(第2号)が対象となる。なお、「その他政令で定める業種」は現在のところ定められていない。

#### 6. 1. 2. 2. 2 事業主が講ずべき措置

まず、第1号の「労働者の救護に関し必要な機械等」は、①空気呼吸器又は酸素呼吸器、②メタン、硫化水素、一酸化炭素及び酸

### 6. 1. 2 趣旨・内容

#### 6. 1. 2. 1 趣旨

本条は、隧道等の建設工事等特に危険な工事を行う事業者については、爆発、火災等の重大事故が発生したことに伴い救護に関

素の濃度を測定するため必要な測定器具、③懐中電灯等の携帯用照明器具、④①から③までのほか、労働者の救護に関し必要な機械等と定められている(安衛則第 24 条の 3 第 1 項)。なお、③の「懐中電灯等」の「等」には、携帯電灯(電池付)及びキャップランプが含まれ、④の「機械等」の「等」とは、救護に当たる労働者の安全を確保するために必要なはしご、ロープ等をいう(昭 55.11.25 基発第 648 号)。

次に、第 2 号の「労働者の救護に関し必要な事項についての訓練」とは、①前条第 1 項の機械等の使用方法に関する事、②救急そ生の方法その他の救急処置に関する事、③①及び②に掲げるもののほか、安全な救護の方法に関する事と定められている(安衛則第 24 条の 4 第 1 項)。①の「機械等」の使用法については、それぞれの機械に添付されている説明書の内容を熟知すること、実際に、呼吸器を装着したり、測定器で測定して見る必要がある<sup>58</sup>。②の「救急そ生の方法」とは、人工蘇生器の使用法及び人工呼吸の方法及び心臓マッサージの方法をいい、「その他の救急処置」とは、止血法、骨折部の固定法等打撲、火傷等に対する応急手当をいう(昭 55.11.25 基発第 648 号)。また、③の「安全な救護方法」とは、具体的には、非常時の招集、救護に当たる者相互の連絡又は合図、携行品の確認、救護に係る伝達事項に対する復唱等による確認等の事項をいう(昭 55.11.25 基発第 648 号)。なお、救護に関する訓練を行ったときは、①実施年月日、②訓練を受けた者の氏名、③訓練の内容を記録し、これを 3 年間保存しなければならない(安衛則第 24 条の 4 第 3 項)。

そのほか、事業主は、機械等の備付け時

期までに、①救護に関する組織に関する事、②救護に関し必要な機械等の点検及び整備に関する事、③救護に関する訓練の実施に関する事、④①から③までに掲げるもののほか、救護の安全に関する事について、救護の安全に関する規程を定めなければならない(安衛則第 24 条の 5)。さらに、ずい道工事等における作業は、地下の限られた空間において行われるものであることから、いったん、その内部で事故が発生した場合に、その内部に何人残存しているかが明確でなければ救護のための対策がたてにくいため、事業者は、救護に関する機械等の備付け時期までに、ずい道等の内部又は高圧室内において作業を行う労働者の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない(安衛則第 24 条の 6)。

### 6. 1. 2. 2. 3 救護に関する技術的事項を管理する者

救護に関する措置は、技術的・専門的事項を含むものであることから、その技術的事項については、一定の資格を有する者に管理させることとし、事業者は、一定の資格を有する者のうちからこれの措置に係る技術的事項を管理する者を選任し、①労働者の救護に必要な機械等の備付け及び点検整備、②労働者の救護に必要な訓練の実施、③労働者の救護に関する規程の作成、④ずい道等の内部等において作業を行う労働者の人数、氏名の確認、⑤その他の救護に関し必要な技術的事項に管理、等の職務を行わせ、技術的事項を管理させなければならない<sup>59</sup>。なお、行政解釈によると、「技術的事項」とは、救護に関する「具体的事項をいうもので

あり、専門技術的事項に限る趣旨のものではないこと」とされている(昭 55.11.25 基発第 648 号)。

救護に関する技術的事項を管理する者の選任は、救護に関する機械等の備付け時期までにその事業所に専属の者を選任しなければならない(安衛則第 24 条の 7 第 1 項)。

救護に関する技術的事項を管理する者の資格は、次に掲げる者で、厚生労働大臣の定める研修を修了したものと定められている(安衛則第 24 条の 8)。すなわち、①施行令第 9 条の 2 第 1 号に掲げる仕事 3 年以上 3 年以上い道等の建設の仕事に従事した経験を有する者、②施行令第 9 条の 2 第 2 号に掲げる仕事 3 年以上圧気工法による作業を行う仕事に従事した経験を有する者である。なお、①及び②の「仕事に従事した経験」とは、それぞれの建設工事現場において、当該工事の施工に直接従事したことであって、単に現場事務所における報告書の作成等の事務処理に従事していたことだけでは足りない<sup>60</sup>。これらの者が厚生労働大臣の定める研修を修了し、救護に関する技術的事項を管理する者となれるが、研修の具体的内容は、①学科研修、②実技研修から構成される(昭 56 労働省告示第 55 号)。事業者は、救護に関する技術的事項を管理する者がその職務を適正に行うことができるように、安全に関し必要な措置をなし得る権限を付与すべきこととなる(安衛則第 24 条の 9)。

### 6. 1. 3 罰則

事業者が、本条第 1 項の規定に違反して救護に関する事前の措置を講じない場合には、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(法第 119 条第 1 号)。

また、本条第 2 項の規定に違反して、①救護に関する技術的事項を管理する者を選任しない場合又は、②選任したとしても、法第 25 条の 2 第 1 項各号の措置のうち技術的事項を管理させない場合には、50 万円以下の罰金に処せられる(法第 120 条第 1 号)。

## 6. 2 沿革

後述上越新幹線大清水トンネル工事の坑内火災事故の事故(1979(昭和 54)年 3 月 20 日)の 1 年 8 か月前、上越新幹線の湯沢トンネル工事の坑内で火災事故が発生していた(死亡者はなし)。この火災の後、旧労働省は局長通達(「トンネル工事等における坑内火災の防止について」(昭 52.7.25 基発第 418 号の 2))を出し、再発防止のための指示を細部にわたって行った。

にもかかわらず、大清水トンネル工事の坑内火災事故の際には、通達事故はほとんど無視されており、ずさんな防災・救護の体制が明らかとなった。国会では、特に、火災発生後の系譜・連絡体制、役に立たない消火器、空気呼吸器の容量不足など、火災発生後の救護の不備が問題となった。

このことから、旧労働省は大清水トンネル事故の坑内火災事故の経験を織り込んだ新たな通達(「工事中の長大トンネルにおける防火安全対策について」(昭 54.10.22 基発第 523 号の 2))を出した後、この事故では救護に向かった人も犠牲になっていることから、万一重大な事故が発生したときのことを想定した救護体制を整えておく必要があることから、昭和 55 年の安衛法改正により、本条が新設された<sup>61</sup>。

なお、労働者の救護に関する措置として、本条が設けられたことに伴い、安衛則第 1

編に第2章の2(労働者の救護に関する措置)が設けられ、救護のために設置すべき機械等、救護に関する訓練、救護の安全に関する規程の作成、救護に関する技術的事項を管理する者の選任要件とその者の資格等が規定された(安衛則第24条の2から第24条の8)。

### 6. 3 背景となった災害

本条が設けられた背景となった災害は、前述のとおり、大清水トンネル工事の坑内火災事故である。この事故は、群馬県利根郡水上町の保登野沢工区、谷川岳の真下に当たる地点で発生した<sup>62</sup>。

工事現場で、掘削に使用した鋼製ジャンボドリル台の解体作業中に火災が発生した。火災発生直後に、坑内の現場から「ジャンボが燃えたが、何とか消せそうだ」と工事を請け負っていた会社の現場事務所に電話が入った。しかし、その後、これ以上の連絡がとれないまま、数名が地上に逃げ出してきた。

そのため、請け負っていた会社の職員2名が、救出と連絡のため、空気呼吸器を付けて入坑したものの、その後に連絡を絶ち、2名とも死亡するという二次災害が発生した。

当時、坑内では54名が作業に従事しており、そのうち解体作業に従事していたのは11名で、最初は消火に努めた。しかし、備え付けの消火器はすべて使い古しで、消火粉末は出なかった。また、警報がなかったため、坑内の別の場所で作業をしていた労働者は逃げる間もなく煙に襲われた。この事故で、16名が命を落とした。

### 6. 4 関連判例

未了

### 6. 5 適用の実際

インタビューによると、本条に関する監督は、適用対象となる工事を行っている建設現場において、厚生労働大臣が定める研修を修了した者がいるか否かを確認するだけであるとのことである。

### D. 考察 及び E. 結論

今年度の研究は、対象条文と関連する特別衛生規則との関係を中心とした調査を行った。

まず、対象条文と関連規則との関係を確認すると、本法により労働者に健康障害を及ぼす要因を抽象的かつ広範囲に定め、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を関連省令によって詳細に規定するという構造を取っている。本研究の対象条文における危害要因は、技術の進歩や労働者の健康被害の実態、災害的出来事を反映して、その都度対応がなされているものの、第22条及び第23条は内容面では工場法及び工場危害予防及衛生規則の時代にはすでに原型が形成され、旧労基法を経て安衛法に至るものであり、連続性のある規定があることが明らかとなった。他方で、第25条は、安衛法制定時に労働者団体の意見による修正で追加された条文であるところ、安衛法は旧労基法までには見られなかった「労働者の権利」という視点を取り入れたことは特徴的である。

関連裁判例や違反事例において、対象条文のみが問題となる事例はほとんど見られず、多くの事例は安衛則及び特別衛生規則違反があるがゆえに対象条文違反が問題となっている。このような実態に鑑みると、今

年度の研究の結果からは対象条文における解釈上の問題は見られず、また改正する必要性はないものと考えられる。

また、本研究は先行研究において指摘されていた課題の克服及び改善策を実現することも視野に入れて、関連規則の制定・改正の背景及び対象条文との関係で重要となる規定の調査を行った。

日本における特別衛生規則の変遷及び現状については、①技術の発達、労働者の健康被害発症の実態、災害的出来事や社会問題に対応する形で内容を充実させてきたこと（充実化）、②主たる作業内容の変化により事業者が講ずべき措置が他の化学物質と大きくことなってきたことから、特化則における規制から石綿について単独の規則が制定されるなど危害要因それぞれの変化に応じて徐々に細やかな規制が設けられるようになったこと（細分化）、③例えば、特別有機溶剤等について、その濃度に応じて有機則と特化則の適用関係が変わるように（前述のとおり、いずれか一方が適用される場合と重畳的に適用される場合がある）、複数の規則が関連する場合があること（複雑化）が指摘できる。

以上のような展開は、先行研究も指摘するように、綿密さや実際的な実用性を実現しており、危害要因それぞれの特徴に応じた定めを細かく設けることが労働者の健康障害を予防するために効果的であることは明らかである。しかし同時に、分かり易さという要請からは、正反対の方向への展開でもあるといえよう。

実際に現場で監督及び法令の適用を行う監督官の意見としては、①規制される化学物質が増えるたびに改正されている有機溶

剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則の構成が複雑になってきている、②有機溶剤中毒予防規則と特定化学物質障害予防規則については、同じ化学物質の規制とするものであり、大きく見直す必要があるものと考えられる、③特定化学物質障害防止規則、有機溶剤中毒予防規則、粉じん障害防止規則等の現在単独で規定される各有害物質に関する省令を一本化すること、など現行の特別衛生規則の見直し又は統廃合の必要性を指摘する意見が多くみられる<sup>63</sup>。また、適用場面では、罪刑法定主義の観点からの問題が生じるとの回答もある。この調査の結果から、監督官にとっても、現行の安衛法体系が複雑・難解であり、現場での適用を困難にしている要因であることが明らかになっている。さらに、監督官にとってさえ現行法体系が難解であるということは、法令を遵守する対象である事業者にとっては、安衛法はもはや理解できないレベルに複雑であると推察される。このような状況においては、安衛法が目的とする職場における労働者の安全と健康の確保を達成することは極めて困難であると考えられる。したがって、監督官にとっても、事業者にとっても、何をすると違反になるのかを明確にすることが、安衛法及び特別衛生規則を整理するうえで最も重要な視点となる。

しかし、細分化・複雑化した規則をどのように整理することで、分かり易さ・事業者にとっての見やすさを実現するかは難解な問題であり、この問題をどのように解消するかはさらなる検討を要する。また、労働者の健康障害を防止するための措置は、危害要因が有機溶剤や鉛のような物質であるのか、高気圧や事務所といった作業環境であるか



によって異なるし、さらに危害要因の形状や有毒性の程度・取り扱う作業の方法などの特徴に左右されるため、法体系を整理する際にはどこに軸を置くかを定める必要があろう。

## **F. 研究発表**

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

なし

## **G. 知的所有権の取得状況**

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

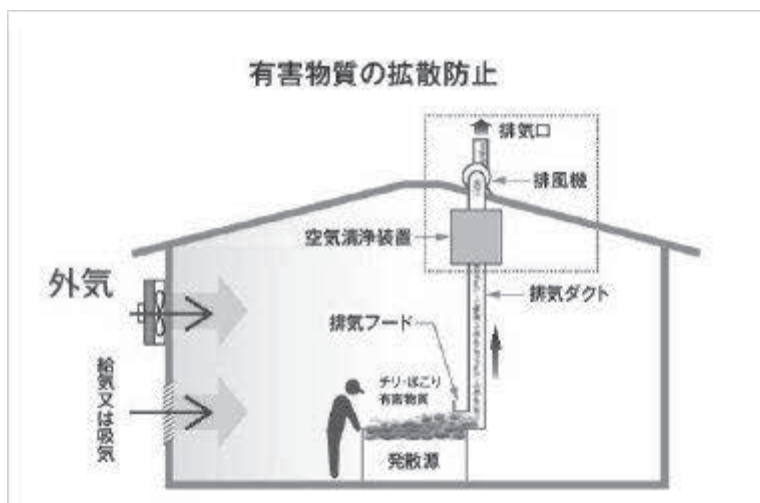
なし

## **H. 引用文献**

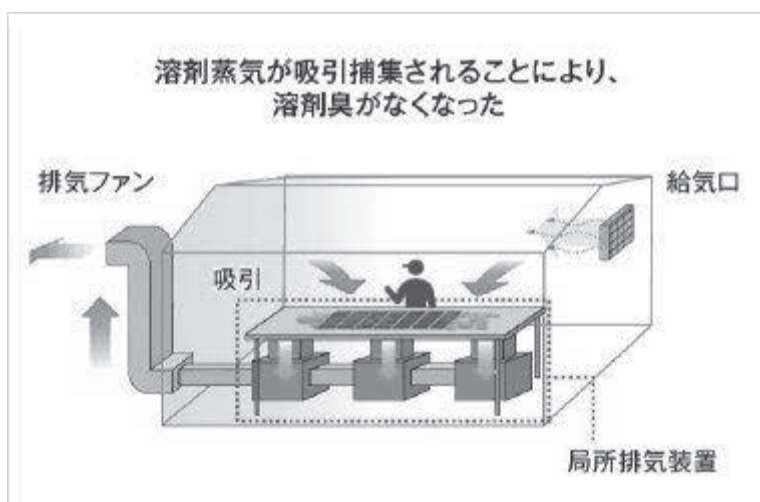
脚注を参照されたい。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1 段組）

【局所排気装置】



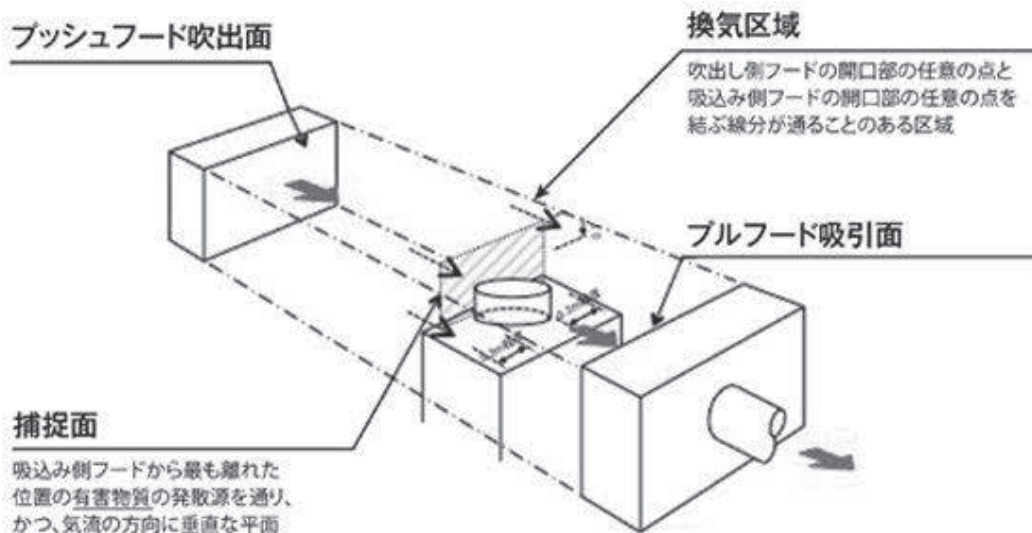
局所排気装置 1



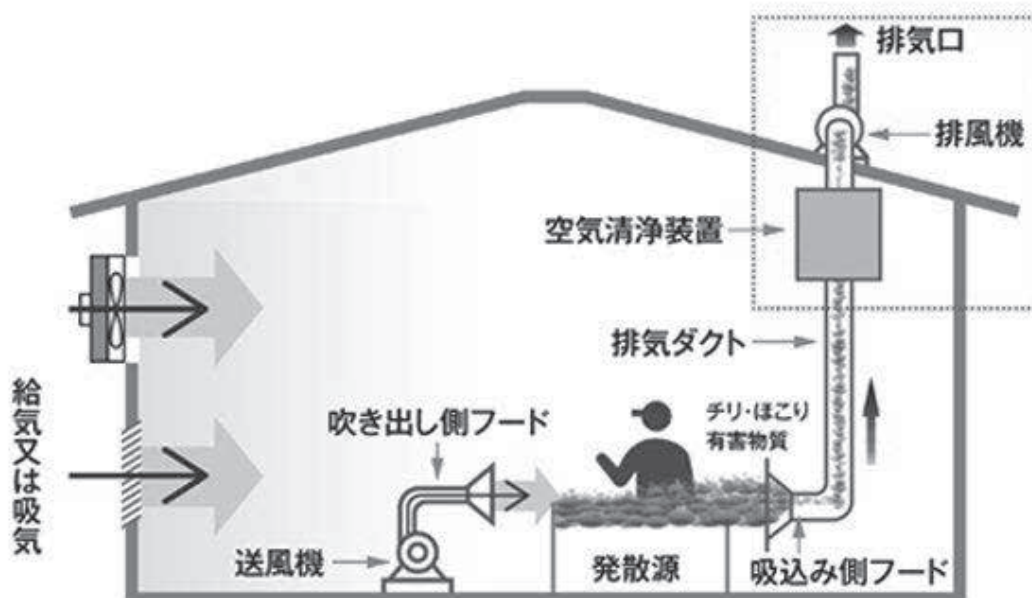
局所排気装置 2

HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>  
2020年10月26日)

### プッシュプル型換気装置の概念図

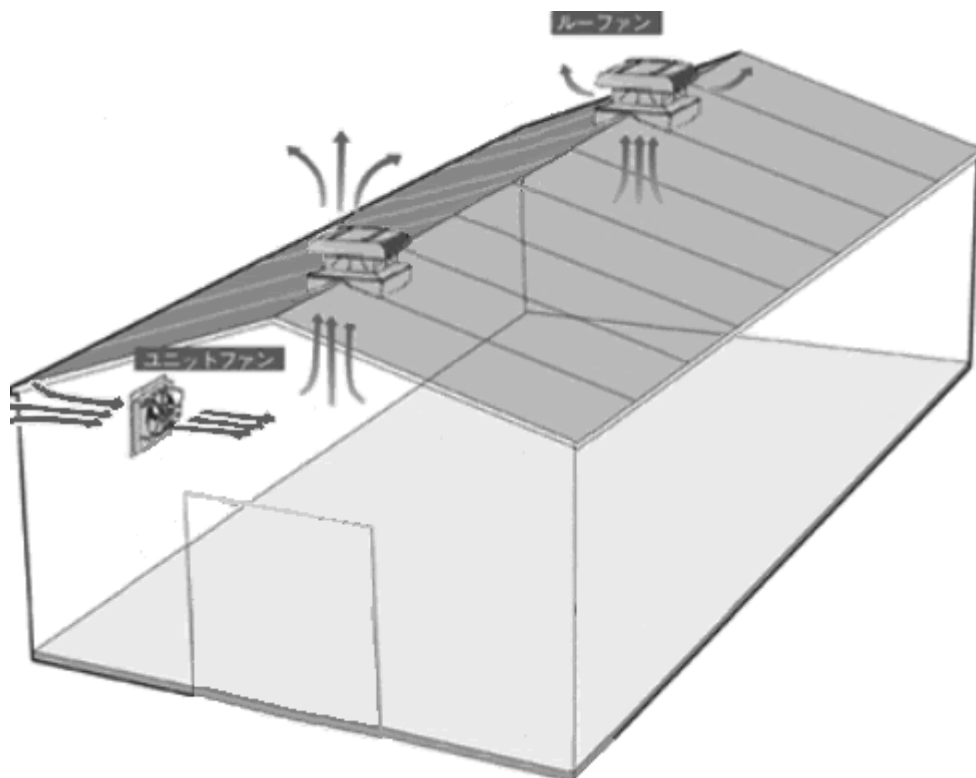


### 汚染物質の拡散防止



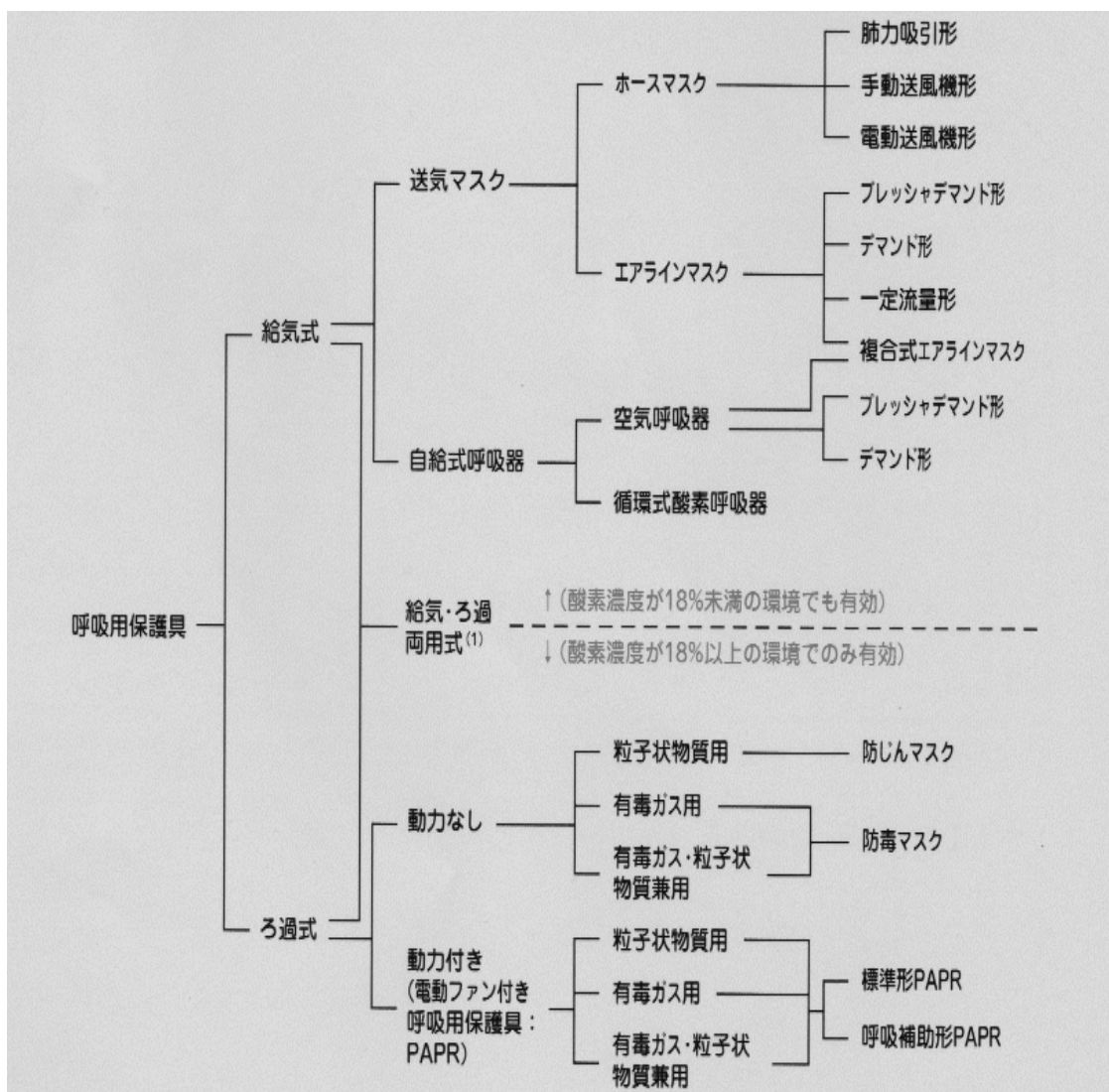
HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>)

: 最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)



株式会社吉田工業 HP (<https://www.k-yoshida.co.jp/f-zentai.html> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 28 日)

【呼吸用保護具の系統図】



安全衛生.COM(<https://安全衛生.com/2016/02/03/post-12154/#i-3> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)



株式会社 重松製作所 HP([https://www.sts-japan.com/products/soki\\_mask/](https://www.sts-japan.com/products/soki_mask/)) : 最終閲覧日  
2020年10月26日)

### 【防毒マスク】



重松製作所 HP ([https://www.sts-japan.com/products/bodoku\\_mask/](https://www.sts-japan.com/products/bodoku_mask/)) : 最終閲覧日  
2020年10月26日)

【電動ファン付き呼吸用保護具】



(<https://www.tanizawa.co.jp/products/etc/etc-5/st271-4> :最終閲覧日 2020年10月29日)

【鉛対策用呼吸保護具】

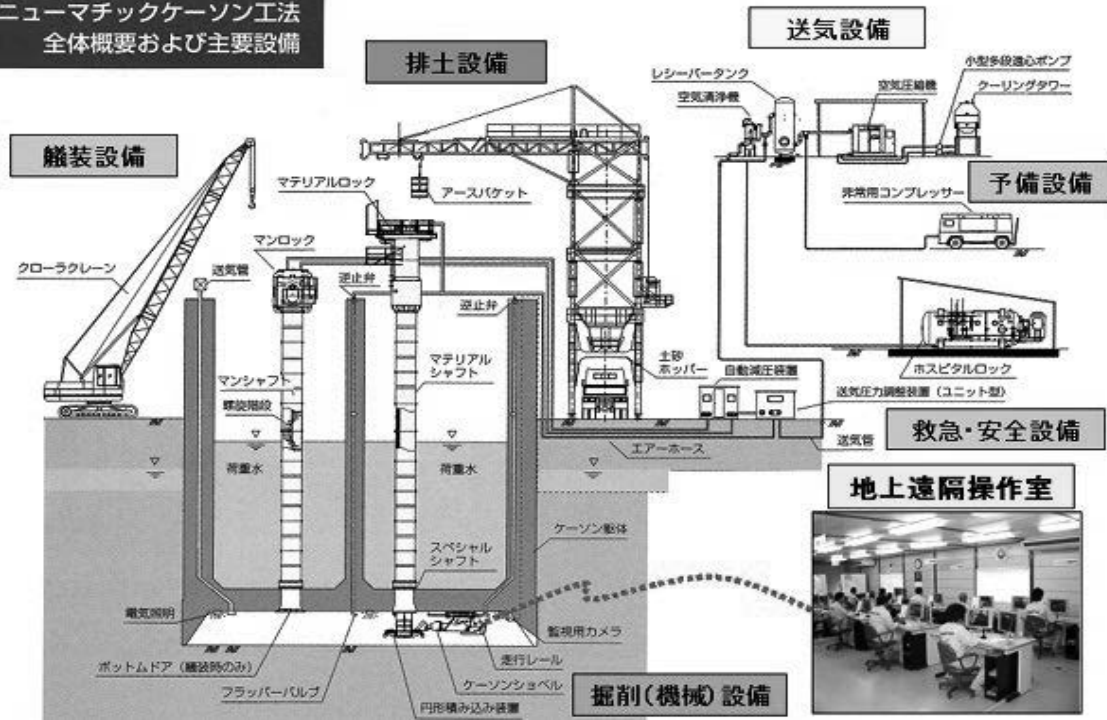


好川産業株式会社

(<https://premium.ipros.jp/yk-world/product/detail/2000262969/> :最終閲覧日 2020年10月26日)

【潜函工法(ケーソン設備)】

ニューマチックケーソン工法  
全体概要および主要設備



ニューマチックケーソン主要設備



HP ([http://www.orsc.co.jp/tec/newm\\_v2/ncon02.html](http://www.orsc.co.jp/tec/newm_v2/ncon02.html) : 最終

閲覧日 2020年10月28日



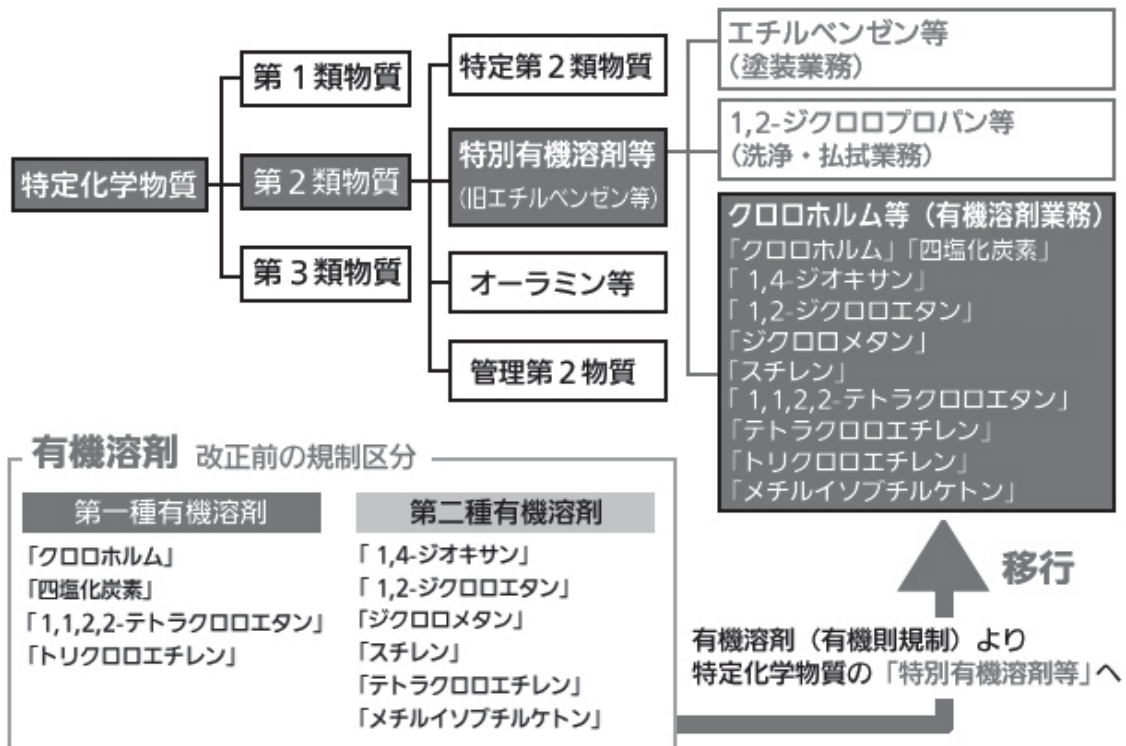
【「特別有機溶剤」及び「有機溶剤含有物」の規制対象の範囲】



(<https://www.sankyo-chem.com/regulation/tokkasoku/?lang=ja> 最終閲覧日 2020年10月29日)

（最終閲覧日 2020年10月29日）

【有機溶剤と特別有機溶剤の関係】



([http://www.ishiimark.com/sgnplt\\_cem01.htm](http://www.ishiimark.com/sgnplt_cem01.htm) : 最終閲覧日 2020年

10月29日)

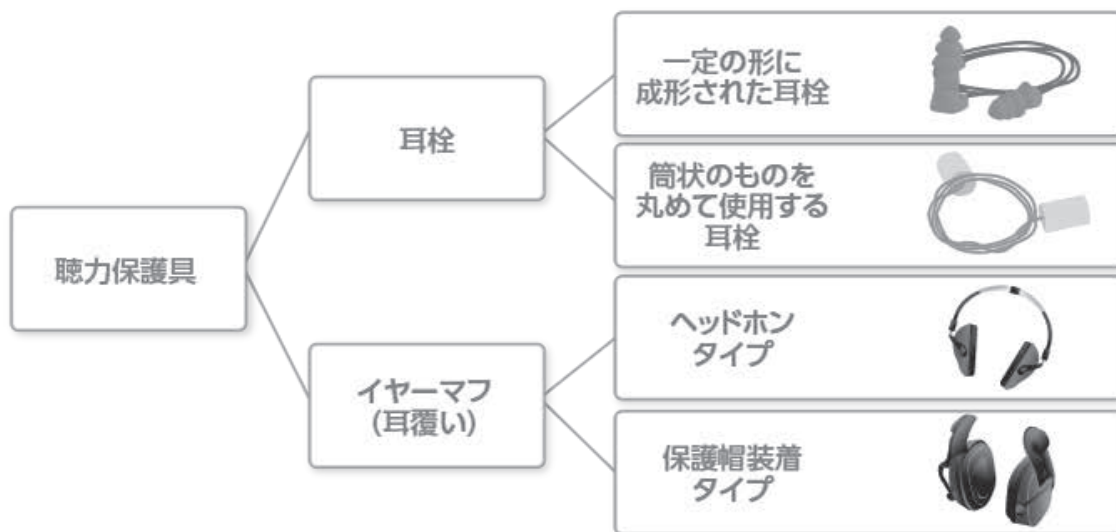
【労働安全衛生法施行令別表6の2】

番号	有機溶剤名	第1種 有機溶剤	第2種 有機溶剤	第3種 有機溶剤
1	アセトン		●	
2	イソブチルアルコール		●	
3	イソプロピルアルコール		●	
4	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)		●	
5	エチルエーテル		●	
6	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)		●	
7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)		●	
8	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)		●	
9	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)		●	
10	オルト-ジクロルベンゼン		●	
11	キシレン		●	
12	クレゾール		●	
13	クロルベンゼン		●	
15	酢酸イソブチル		●	
16	酢酸イソプロピル		●	
17	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)		●	
18	酢酸エチル		●	
19	酢酸ノルマルブチル		●	
20	酢酸ノルマルブプロピル		●	
21	酢酸ノルマルブペンチル(別名酢酸ノルマルブアミル)		●	
22	酢酸メチル		●	
24	シクロヘキサノール		●	
25	シクロヘキサノン		●	
28	1,2-ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	●		
30	N・N-ジメチルホルムアミド		●	
34	テトラヒドロフラン		●	
35	1,1,1-トリクロルエタン		●	
37	トルエン		●	
38	二硫化炭素	●		
39	ノルマルヘキサン		●	
40	1-ブタノール		●	
41	2-ブタノール		●	
42	メタノール		●	
44	メチルエチルケトン		●	
45	メチルシクロヘキサノール		●	
46	メチルシクロヘキサノン		●	
47	メチルノルマルブチルケトン		●	
48	ガソリン			●
49	コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)			●
50	石油エーテル			●
51	石油ナフサ			●
52	石油ベンジン			●
53	テレピン油			●
54	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)			●

(<http://lf-kansai.com/products/3workingenvironment>

/workingenvironment4.html# : 最終閲覧日 2020年10月29日)

【騒音障害防止用の保護具】



(耳覆い)

があります。どちらを使用するかは作業の性質や騒音の性状で選択します。騒音の大きなところでは耳栓とイヤーマフ（耳覆い）を同時に使用するとより効果的です。

日本聴力保護研究会(<http://japanhearing.jp/howtouse.html> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)

1 三柴丈典「総括報告書 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」(2014年度(平成26年度)～2016年度(平成28年度))<第1分冊> 28頁、59-60頁。

2 労働調査会出版局編『改訂5版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説—』(労働調査会、2020年(令和2年))392,393頁、労務行政研究所編『改訂2版 労働安全衛生法』(労務行政、2021年(令和3年))279頁。

3 本条1号から4号の詳細については、労働調査会出版局・前掲注2 393～395頁。

4 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署『有機溶剤を正しく使いましょう』2頁。

5 労働調査会出版局・前掲注2 400頁。

6 中央労働災害防止協会編『有機溶剤中毒予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019年(令和元年))11頁。当時の状況について詳しくは、久谷與史郎『事故と災害の歴史館—“あの時”から何を学ぶか—』(中央労働災害防止協会、2008年(平成20年))179～189頁、中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 安全専一から100年』(中央労働災害防止協会、2011年(平成23年))411～413頁も参照。

7 労働省昭和35年10月31日基発929号「有機溶剤中毒予防規則の施行について」。

8 有機則の対象となる有機溶剤の種類と区分をまとめた表は、厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・前掲注4 2頁を参照。

9 中央労働災害防止協会編・前掲注6『有機溶剤中毒予防規則の解説』69頁。

10 テラル株式会社 HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/> : 最終閲覧日 2020年10月26日)。

11 テラル株式会社 HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/> : 最終閲覧日 2020年10月26日)。

- 
- 12 山本秀夫「鉛中毒予防規則について」日本災害医学会会誌 15 巻 3 号(1967 年(昭和 42 年))138 頁。
- 13 労働調査会出版局・前掲注 2 402-403 頁。鉛の生体への影響について詳しくは、太田久吉「化学物質による中毒の恐ろしさを知る 第 1 回鉛(Lead)」安全と健康 Vol.12 No.1(2011 年(平成 23 年))86 頁。
- 14 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『安全衛生運動史』 354 頁。
- 15 労働衛生課「四エチル鉛危害防止規則について」労働基準 3 巻 5 号(1961 年(昭和 26 年))9 頁。
- 16 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『安全衛生運動史』 354 頁。
- 17 「特定化学物質等障害予防規則の内容」労政時報 2085 号(1971 年(昭和 46 年))48 頁。
- 18 旧安衛規(労働省令第 9 号)第 174 条「排気又は排液中に有害物又は病原体を含む場合には、洗じょう、沈でん、収じん、消毒その他の方法によって処理した後、これを排出しなければならない」。
- 19 「特定化学物質等障害予防規則の内容」・前掲 17 50 頁。
- 20 中央労働災害防止協会『有機溶剤中毒予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))48-50 頁。なお、本規則第 8 章の規定は、有機溶剤業務以外の業務、例えば有機溶剤を貯蔵し、あるいは販売する業務についても適用される。
- 21 平成 26 年の特化則改正により第 2 種物質に追加された物質のほかには、エチルベンゼン(平成 24 年 10 月公布、平成 25 年 1 月施行の特化則等改正)と 1,2-ジクロロプロパン(平成 25 年 8 月公布、同年 10 月施行の特化則等の改正)の 2 種類が「特別有機溶剤」に当たる。
- 22 岡田和三・芳川信之・谷口拓也「高気圧下におけるニューマチックケーソン工法の無人化施工について」<https://thesis.ceri.go.jp/db/files/144183854158478d8c55bd3.pdf>(最終閲覧日：2021 年 3 月 30 日)
- 23 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc\\_wg/hearing\\_s/141120siryou07.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/hearing_s/141120siryou07.pdf)(最終閲覧日：2021 年 3 月 30 日)
- 24 高気圧障害防止規則の制定から高気圧作業安全衛生規則への改正について経緯は、後藤俊博「潜函内に一酸化炭素流入」安全と健康(2016 年(平成 28 年))42-44 頁に基づく。
- 25 同上・44 頁。
- 26 高圧則における規制の概要をまとめるに際しては、角森洋子『わかりやすい労働安全衛生管理』(産労総合研究所、2015 年(平成 27 年))219-221 頁も参照した。
- 27 電離放射線障害防止規則の制定および改正の経緯については、中央労働災害防止協会編『電離放射線障害防止規則の解説』(中央労働災害防止協会、2016 年(平成 28 年))、後藤俊博「ガンマ線照射装置による非破壊検査での相次ぐ事故での規制強化」安全と健康 Vol.17 No.5(2016 年(平成 28 年))45-47 頁に基づく。
- 28 規則制定の背景や制定過程については、久谷與史郎・前掲注 6 76-84 頁、後藤俊博「酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止」安全と健康 Vol.17 No.3(2016 年(平成 28 年))36, 37 頁。
- 29 「新しく制定された酸素欠乏症防止規則」労政時報 2101 号(1971 年(昭和 46 年))49 頁。
- 30 酸素欠乏症等防止規則の解説は、中央労働災害防止協会編『酸素欠乏症等防止規則の解説』(中央労働災害防止協会、2016 年(平成 28 年))に基づく。
- 31 露木保「粉じん障害防止規則の概要」季刊労働法 114 号(1979 年(昭和 54 年))124 頁。なお、じん肺法のルーツは、栃木県足尾町の広場で開催された「鉱山復興町民大会」から始まるけい肺法制定運動の結果として制定されたけい肺等特別保護法である。
- 32 藤原精吾「『粉じん障害防止規則』の解説」労働法律旬報 983 号(1979 年(昭和 54 年))38 頁。
- 33 本規則の解説については、中央労働災害防止協会編『粉じん障害防止規則の解説』(中央労働災害防止協会、2014 年(平成 26 年))に基づく。
- 34 「石綿障害予防規則の制定をめぐって」安全衛生コンサルタント No.75 (2005 年(平成 17 年))8 頁。
- 35 中央労働災害防止協会編『石綿障害予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))に基づく。
- 36 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『労働安全運動史』 217, 218 頁
- 37 三浦豊彦『労働と健康の歴史 第三巻—倉敷労働科学研究所の創設から昭和へ—』(労働科学研究所、1980 年(昭和 55 年))137 頁以下を参照。
- 38 三浦豊彦『労働と健康の歴史 第四巻—十五年戦争下の労働と健康—』(労働科学研究所、1981 年(昭和 56 年))54 頁以下を参照。
- 39 三菱重工工業事件・神戸地判昭 62.7.31 労判 502 号 6 頁も、造船所の元従業員、下請作業員らの騒音性難聴の罹患について、職場騒音によるものであったとして会社の安全配慮義務違反を認めている。
- 40 石井國博「事務所衛生基準規則の考え方」労働法学研究会報 931 号(1971 年(昭和 46 年))1 頁。
- 41 「新しく制定された事務所衛生基準規則の内容」労政時報 2091 号(1971 年(昭和 46 年))2 頁。

- 
- 42 石井・前掲注 40 2-4 頁。
- 43 「新しく制定された事務所衛生基準規則の内容」・前掲注 41 3 頁。
- 44 「新しく制定された事務所衛生基準規則の内容」・前掲注 41 3 頁。
- 45 中央労働災害防止協会編『事務所衛生基準規則の解説』（中央労働災害防止協会、2005 年(平成 17 年))7 頁。
- 46 井上浩『労働安全衛生法』（北樹出版、1978 年(昭和 53 年))345,346 頁。
- 47 中央労働災害防止協会編・前掲注 45 5 頁。
- 48 労働と医学編集部「事務所衛生基準規則の解説」労働と医学 103 号(2009 年(平成 21 年))41-44 頁。
- 49 小畑史子「労働安全衛生法 23 条の『通路』の意義」労働基準 55 巻 2 号(2003 年(平成 15 年))22 頁。
- 50 ここまでの記述は、労務行政研究所・前掲注 2 444, 445 頁に基づく。
- 51 中央労働災害防止協会安全衛生情報センターHP(<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-35/hor1-35-10-1-0.htm> ; 最終閲覧日 2021 年 12 月 18 日)
- 52 中央労働災害防止協会安全衛生情報センターHP(<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-54/hor1-54-36-1-0.htm> ; 最終閲覧日 2021 年 12 月 18 日)
- 53 井上浩『最新労働安全衛生法〔第 10 版〕』（中央経済社、2010 年(平成 22 年))123,124 頁。
- 54 労働調査会出版局編・前掲注 2 446 頁。
- 55 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))176 頁。
- 56 井上浩・前掲注 52 160 頁。なお、井上は、同書 160-163 頁において、安衛則又は特別衛生規則の違反があった場合について、①就労拒否の権利ではなく義務はある場合、②事業者側に対して同時履行の請求ができる場合に分けて、労働者の就労拒否を検討している。
- 57 労務行政研究所編・前掲注 2 283 頁。
- 58 労働調査会出版局編・前掲注 2 455 頁。
- 59 労務行政研究所編・前掲注 2 289 頁。
- 60 労務行政研究所編・前掲注 2 291 頁、労働調査会出版局編・前掲注 2 460 頁。
- 61 後藤博俊「建設業における安全衛生対策の充実(昭和 50 年代)」安全と健康 349 号(2016 年(平成 28 年))37 頁。
- 62 事故の経緯などの詳細は、久谷・前掲注 6 13 頁以下。
- 63 令和 2 年度本研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査(三柴丈典担当)。

## 厚生労働科学研究費補助金

### 分担研究報告書

#### 労働安全衛生法第 26 条及び第 27 条の逐条解説

研究協力者 森山 誠也 労働基準監督官

##### 研究要旨

第 26 条は、事業者を名宛人とする一般的危害防止基準に対応して労働者の遵守事項を定めたものである。また、名宛人としての事業者と労働者は相互排反的ではあるものの、第 122 条（両罰規定）が適用される条文については名宛人が事業者であっても労働者を含む従業者を実行行為者として処罰する体系となっておりそれほど単純ではない。第 26 条は、実質的には労働者の作業行動を規制するものと思われるが、その意義について安全衛生技術の面から理論化する必要があるだろう。

第 27 条は、事業者及び労働者の一般的危害防止措置の具体的内容を厚生労働省令に委任すること並びに当該厚生労働省令を定めるにあたって公益関係法令に配慮することを定めたものである。第 27 条に関しては、委任省令に委任元の法条項が明記されていないこと、各本条における危険源の分類や「危険」及び「健康障害」の意味する範囲が不明確であることなど、立法技術上の問題が少なくなく、より明確な委任省令の制定のため、危険源やそれに対するリスク低減措置を理論化し、労働安全衛生法令に取り入れていく必要があるだろう。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

- ① 時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。
- ② 安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。
- ③ 安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発行すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き123条ある安衛法のうち第26条及び第27条について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

労働基準監督官の職務経験のある研究協力者が、本法及びこれに基づく命令、これに関する解釈例規、関係法令に係る学術書等を検討して研究班会議で報告し、本法の制定・改正に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリストで班員その他の専門家に照会した。

## C. 研究結果

### 1 第26条

#### 1.1 条文

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

「前条」とは第25条の2である。

#### 1.2 内容及び趣旨

本条は、事業者が本法第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、労働者もまた必要な事項を守らなければならないことを定めたものである。

労働災害の防止は、もとより事業者に本来的な責任があるが、事の性質上、労働者の協力にまたねばならない面もある。その理念は、本法第4条において宣明されているが、本条においてその具体的な内容が定められている<sup>1</sup>。

#### 1.3 労働者派遣の場合の読替え

労働者派遣法（正式名称：「労働者派遣における本条の適用については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」）第45条第3項の規定により、（労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている）派遣先の事業に関しては、派遣先事業者（当該派遣先の事業を行う者）が当該派遣中の労働者を使用する事業者と、派遣労働者（当該派遣中の労働者）が当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなされる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

（労働安全衛生法の適用に関する特例

等)

第四十五条 略

2 略

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法（中略）第二十条から第二十七条まで（中略）の規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（後略）

4～16 略

17 この条の規定により労働安全衛生法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

1.4 罰則

本条の規定に違反した者は、第 120 条の規定により 50 万円以下の罰金に処せられる。

1.5 条文解釈

1.5.1 「労働者」及び「事業者」

労働者と事業者の意義は第 2 条で定義されているとおりである。

労働者を義務主体とする意義については、1.6 及び 1.7 で検討する。

1.5.2 「第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定」

本条は、第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づく事業者の措置に対応する労働者の義務規定である。

したがって、現在、第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づ

く措置として政省令に規定されている事項の一部を安衛法本法の改正により同法上の独立条文とした場合で、当該事項に関して労働者にも義務を課すときには、本条を改正するか、当該独立条文に対応した労働者の義務規定を新設する必要がある。つまり、第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定に紐付く政省令は、本条により自動的に、それに対応する労働者の義務を導いているので、法令改正の際には、その関係に留意する必要があるということである。

1.5.3 「事業者が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。」

本条は、労働者が、事業者が講ずる措置に応じて必要な事項を守らなければならないことを規定したものである。

したがって、第 27 条の規定により厚生労働省令で本条に係る労働者の具体的な遵守事項を定める場合において、ある危険源（労働安全衛生法では危険性又は有害性と表現されるが、本分担研究報告書では「危険源」または「危険有害要因」、「hazard」という。）に係る危害防止措置に関し、事業者に何らの義務も課さないで労働者のみに義務を課すことはできないものと解される。

ここで問題になるのは、厚生労働省令により事業者が講ずべき措置を定め、かつこれに応じた労働者が遵守すべき事項を定めた場合に、事業者がその厚生労働省令に違反して措置を怠った場合にも労働者に本条の義務が生じるか否かということである。これについては、本条が「事業者が講ずべき措置に応じて」ではなく「事業者が講ず



る措置に応じて」という表現を採っていることから、文理上、事業者が必要な措置を実際に講ずることを要件とすると解釈することができ、また、「事業者が講ずる措置に応じて」の部分が、危害防止の一義的な義務者を事業者とする趣旨からしても、事業者が実際に法定の措置を講じなければ労働者に本条の義務が生ずることはないと解すべきであろう。

以下、本条に基づいて実際に制定された厚生労働省令について検討する。ただし、これらの厚生労働省令では、具体的に本法第何条第何項の委任を受けているのか規定中に明らかにされていない。労働調査会出版局が法令改正により毎年改訂している『安衛法便覧』では、その対応関係が示されているが、これは飽くまでも参考程度に止めるべきものと言われている<sup>2</sup>。

しかし、本分担研究報告書におけるさしあたりの分析のため、同書に本条の委任を受けたと記載されている厚生労働省令の条項（事業者の措置に対応して労働者の遵守を義務づけたもの）を目視で拾い上げたところ、221個に至ったので、以下で分析する。

### 1.5.3.1 危険源による分析

本条に基づく省令の条項 221 個を危険源により分類すると、次のようになった。

本法中条項		危険源の種類	条項数
第 20 条	第 1 号	機械等	115
	第 2 号	危険物等	17
	第 3 号	エネルギー	10
第 21 条第 1 項		作業方法	21

第 21 条第 2 項	場所	6
第 22 条	有害要因	49
第 23 条	不潔さ	2
	通路	1
第 24 条	作業行動	0
合計		221

ここでの危険源分類は、本法第 20 条から第 24 条までの規定で採用されているものに従った。本法全体の危険源分類については、2.8 で検討する。

なお、この表で作業行動（第 24 条関係）に係るものは 0 件となっているが、これはそもそも第 24 条に基づく省令の規定が存在しないことによる。作業行動は労働者の身体の動きそのものであり、事業者がこれを実力的にあるいはその他工学的に管理することは容易ではない（労働者の作業行動については、1.7 でも検討する。）。従って第 24 条に係る事業者が講ずる措置を省令で規定できないため、それに対応する労働者の義務もまた規定することができないという事情があると思われる。なお、仮に、本条に「事業者が講ずる措置に応じて」という部分が存在しなければ、本条に基づいて労働者の作業行動一般に係る義務を省令で定めることもできるだろう。なお、機械の安全装置の無効化は作業行動（不安全行動）であるが、その場合の危険源は作業行動ではなく機械（第 20 条第 1 号関係）であるため、事業者の義務が労働安全衛生規則第 101 条で定められているのに対応して、労働者の不安全行動抑制義務が労働安全衛生規則第 29 条で定められている。

### 1.5.3.2 名宛人による分析

次に、当該 221 個の条項の名宛人を確認したところ、次表のとおり 6 類型が確認さ

れた。

名宛人の類型		条項数
1	労働者（除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者を含む。）	168
2	運転者	43
3	事業者から指名を受けた者	6
4	指揮者	2
5	火気を使用した者	1
6	操作を行なう者	1
合計		221

なお、「除染等業務従事者」は除染等業務に従事する労働者、「特定線量下業務従事者」は特定線量下業務に従事する労働者をいう<sup>3</sup>。

この6類型のうち、類型1（労働者）が名宛人の場合は本条の委任を受けていることが比較的明らかであるが、それ以外の類型2～6については、文理上、例えば、混在作業を行っている一人親方や、労働者でない会社役員等もこれに含まれる。しかし、本法中に一人親方等を名宛人に含むうる適当な規定は見当たらない（法第35条（1トン以上の重量貨物につき重量を表示すべき義務）などは何人にも適用され、一人親方等を名宛人に含むが、規定の内容に関連性がない。）。

また、類型2～4及び6が自然人と解されることに伴う疑問が生じ得る。たしかに、事業者が法人の場合は、事業者は法人そのものであるから類型2～4及び6の名宛人にはなりえない。しかし、事業者が個人事業者の場合、類型2～4及び6の名宛人に当該個人事業者が含まれると解すことは文理上不可能ではないであろう。

なお、労働安全衛生規則には、唯一、第

416条に「～を運転する労働者」という規定がある。

### 1.5.3.3 遵守事項の内容による分析

当該221個の条項は、次表の通り、遵守事項の内容について、6類型に分類できる。

規定内容の類型		条項数
1	事業者又は事業者が定めた者（以下「事業者等」という。）の命令（立入禁止、手袋使用禁止、治具又は保護具の使用を含む。）並びに事業者等が設定した合図、誘導及び制限速度の遵守	74
2	安全装置の無効化等の禁止	1
3	安全設備（治具及び保護具を除く）の使用	21
	事業者等から命じられたときという要件のある場合	7
4	保護具の使用	70
	事業者等から命じられたときという要件のある場合	35
5	搭乗すべきでない箇所への搭乗禁止	10
6	その他作業方法の遵守	85
合計（重複あり）		221

このうち類型1（事業者等の命令等の遵守）及び類型2（安全装置の無効化等の禁止）は、事業者の講ずる措置に応じて遵守する事項という趣旨が最も分かりやすく反映されているといえる。

類型3（安全設備の使用）は、事業者の責任で設置した安全設備について、労働者が省略行動によりこれを使用しないで作業を行うのを禁ずるものであり、これも事業

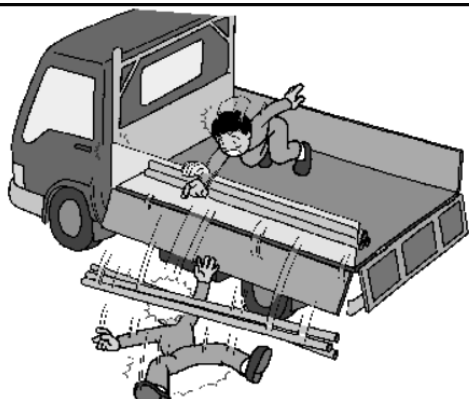
者の講ずる措置に応じて遵守する事項という趣旨が明確である。

類型 4（保護具の使用）、類型 5（搭乗禁止）及び類型 6（その他）は、事業者から労働者へ命令等の有無にかかわらず、すべて、事業者が労働者に対してする措置義務規定との組み合わせとなっている。例えば、労働者の義務を規定する項の前に「事業者は、……適当な保護具を備えなければならない。」「事業者は、……当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。」等といった項が前置されている。

なお、次の労働安全衛生規則第 151 条の 73 は、労働者が貨物自動車の荷台に乗る場合の危険を防止するための規定であるが、なぜか労働者にあおりを閉じさせる規定<sup>1</sup> 振りとなっている。

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

<sup>1</sup> あおりとは、トラックの荷台を覆う囲いのことで、本条は図のような災害を防止するための規定である。



（厚生労働省・職場のあんぜんサイト  
 ([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/sai\\_det.aspx?joho\\_no=100411](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=100411) 最終閲覧日  
 2022 年 1 月 15 日) )

（荷台への乗車制限等）

第一百五十一条の七十三 事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、当該荷台に労働者を乗車させるときは、次の定めるところによらなければならない。

- 一 略
  - 二 荷台に乗車させる労働者に次の事項を行わせること。
    - イ あおりを確実に閉じること。
    - ロ・ハ
- 2 前項第二号の労働者は、同号に掲げる事項を行わなければならない。

この場合、労働者以外の者（例えば個人事業主自身など）にあおりを閉じさせても違反は免れない可能性があるが、本法の目的上、同乗する一人親方等にあおりを閉じさせても問題なく、その点で不合理な規定であるといえる。不整地運搬車についても同様の規定が存在する（労働安全衛生規則第 151 条の 51）。

## 1.6 義務主体としての労働者と事業者との比較

### 1.6.1 行政取締法規上の義務主体としての労働者と事業者との比較

労働者を義務者とする本条の規定は、事業者を義務者とする第 20 条から第 25 条の 2 までの規定と対照的である。

事業者とは、事業を行う者で労働者を使用するものをいい、事業経営の利益の帰属主体すなわち法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない。）、個人企業であれば事業経営主を指し<sup>4</sup>、使用従属関係を基礎とする労働法体系の中にある本法において、第一義的に安全衛生上の責任を負う主体である。

法人が労働者であることはあり得ず、個人企業の事業経営主もまた労働者ではあり得ないから、1 個の事業を考えたときに、その中において事業者と労働者は互いに重なることのない、相互排他的な概念である。

しかし、以下で検討するとおり、両罰規定との関係では、やや困難な問題が生じ得る。

### 1.6.2 両罰規定（事業者を義務主体とする場合で労働者が処罰される場合）

事業者を名宛人とする危害防止規定（本条に係る第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項を含む）であっても、罰則適用においては、次に示す第 122 条の両罰規定により、従業者が違反行為をした場合には、その行為者を罰することとされている。

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百七条、第一百九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

このうち「使用人」は、労働者を意味するので、労働者が行為者である場合には、当該労働者が処罰されることとなる。即ち、事業者を名宛人とする規定の違反行為についても労働者が処罰されるのである。

両罰規定については、本来的義務者説（両罰規定によらなくても本来的に従業者も当然義務を負い処罰されるものであって「行為者を罰する」の部分は確認的な規定にすぎないという説）と構成要件修正説（両罰規定の「行為者を罰する」という規

定により各本条の構成要件が修正されることによって初めて処罰対象となる範囲が従業者に拡張されるという説）がある<sup>5</sup>。

最高裁判所は構成要件修正説を採用しており<sup>5</sup>、たしかに、労基法の使用とは別に、「事業経営の利益の帰属主体そのもの」を事業者として、主な義務ないし責任の主体とした本法の立法趣旨<sup>4</sup>からしても、構成要件修正説を採らなければ従業者を処罰することはできないと解されるので、本分担研究報告書でも、構成要件修正説の立場を取ることにする。

ここで、労働安全衛生法中事業者を名宛人とする義務規定違反に係る処罰対象について、事業者が法人の場合と個人の場合に分けて整理すると、次表のようになる（もちろん、両罰規定の適用において事業者に過失が無い場合など、この表が妥当しない場合もあり得る。）。

事業者の区分	実行行為者	処罰対象	
		各本条	両罰規定
法人の場合	従業者		従業者及び事業者
個人の場合	事業主	事業主	
	従業者		従業者及び事業者

この表が示すように、個人事業主自ら実行行為をした場合を除き、罰則適用には両罰規定による構成要件の修正が不可欠である（実行行為者が従業者の場合、事業者を名宛人とする各本条のみでは従業者を処罰できない）。

以上のように、本法は、事業者を名宛人とする行政取締法規であっても、その違反行為の実行行為者であれば労働者も処罰の対象とする体系となっており、実際、法人の代表者、個人事業経営主などが自ら安全

衛生管理を行っているような小規模の事業者を除けば、労働者が実行行為者となる場合が少なくない。

しかし、事業者を名宛人とする規定については、両罰規定を適用する場合にも、すべての従業者を対象としているとは到底解されず、同規定の実行行為者となるには、事業の代表者から当該義務の履行を委任され、また当該義務の履行に一定の権限を必要とするものについてはその権限が事業の代表者から授与されていることを要すると解され、全ての労働者が行為者となり得る訳ではない<sup>6</sup>。

### 1.6.3 両罰規定（労働者を義務主体とする場合で事業者が処罰される場合）

反対に、労働者が（労働者自身に義務を課す）本条違反行為を犯した場合には、両罰規定に基づき事業者（法人又は人）もまた処罰することができるかが問題となる。

この点について、本法違反の刑事責任を研究した元神戸地方検察庁検事正の寺西輝泰は、一例として、事業者には労働者に保護具を着用させる義務を負わせ、一方で労働者に保護具を着用する義務を負わせている規定を挙げ（1.5.3.3 で検討した類型 1 に該当）、「このように事業者の義務と労働者の義務とが裏腹の関係にある場合、法律が裏側に立つ労働者を処罰することにしたのは、当初から両罰規定の適用を考えていなかったと解するのが相当であり、労働者の義務を定めた第 26 条及び第 32 条第 4 項<sup>2</sup>についての違反行為については、事業

者がその義務を果たしている場合には両罰規定の適用がないと解すべきである」「なお、事業者が自らの義務を果たしていないときは、本来の各本条の規定違反で事業者は処罰されることになるし、事業者が労働者の違反行為を見落とすなどしていた場合は両罰規定を適用しなくても、後に述べるように過失による各本条違反として事業者の責任を追及することが可能である。」としている<sup>7</sup>。本条ではそもそも事業者と労働者の義務が裏腹の関係にあるから、この見解によると、本条に両罰規定を適用する余地がないことになる。

しかし、実務上は、本条違反について労働者とともに両罰規定で法人も送検した例がある（1.13 参照）。

個別事件にかかる憶測は厳に慎むべきだが、以下、本条に対する両罰規定の適用の可能性について、労働安全衛生規則第 151 条の 11 を例にとって思考実験を試みる。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

（運転位置から離れる場合の措置）

第一百五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

一 フォーク、シヨベル等の荷役装置を

30 条や、建設物等を関係請負人の労働者に使用させる建設業元方事業者等にリスク情報の提供等の措置を求めた法第 31 条により各事業者によって講じられる措置に対応して、労働者に必要な事項の遵守等を義務づけた規定。その後のナンバリング改正で、現在は第 6 項に移動している。

<sup>2</sup> 同じ場所で行われる作業につき、特定元方事業者に統括安全衛生管理を求めた法第

最低降下位置に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

例えばある労働者が、客先等においてひとりでフォークリフトを運転する業務をしている時に、ブレーキを確実にかけないで運転位置から離れたとする。このとき、事業者（ないし事業者からフォークリフトの運転に係る安全管理の受任を受けた責任者）は、当該労働者が当該フォークリフトを運転する事実ないしブレーキを確実にかけないで運転位置から離れるという事実を知りえないだろう。この場合、事業者を名宛人とする同条第1項の違反行為（これは故意犯である。）には故意（当該労働者がそもそもブレーキを確実にかけないで運転位置から降りたという認識）が無いから犯罪は成立しない。他方で、この場合に同条第2項違反は成立しうるかということが問題になる。1.5.3では、事業者が必要な措置を講じていなければ労働者に本条の義務は生じないと論じたが、しかしながら、これは事業者が労働者を常に監視しなければならないということを意味せず、例えば、事業者が労働者に対して雇入教育時等にフォークリフトのブレーキの徹底等について指導をしていたにもかかわらず労働者がブレーキを確実にかけなかったという場合には、同条第2項違反は成立しうるだろう。

では、この場合の両罰規定の適用はどう

なるのだろうか。事業者は、雇入教育時等にブレーキの徹底等を教育していたからといって労働者の違反行為に関する監督義務を免れるとまでは言えないから、例えば雇入教育後に何らの指導監督もしていない場合は、同条第2項に係る両罰規定で事業者の犯罪が成立しうるのではないだろうか<sup>8</sup>。

換言すれば、本条の規定する労働者の義務を生じさせるために事業者が先行的に行うべき措置と両罰規定における事業者の免責のために事業者が行うべき措置とは、その内容を異にし、前者として十分な措置をしていたからといって後者の措置をなしたことにはならない場合もあるということである。

このように、ある危害を防止する規定において事業者と労働者の義務は裏腹にあるとは言っても、ある特殊な事実に本法を適用する場合には、本条違反に対する両罰規定の適用の余地があるということができ、事実、事実の詳細は明らかではないが、罰則適用において実際にそのような運用（1.13参照）がなされているところである。

#### 1.6.4 罰則適用上の義務主体としての労働者と事業者との相違

本法は、名宛人が事業者であっても労働者であっても、いずれにせよ両罰規定が適用されればその違反行為に関して双方が処罰されうる仕組みになっていることから、事業者を名宛人とする規定と労働者を名宛人とする規定とは実質的に同じではないかという疑問が生ずる。

しかし、労働者を名宛人とする規定は、労働者であれば問答無用で適用されるのに対し、事業者を名宛人とする規定で労働者に義務が生ずるのは、事業者から当該労働

者に対して安全衛生管理に関する義務と権限が特別に付与されている場合のみである（1.6.2 参照）という点で異なる。

第 27 条の規定により本条に係る省令制定を行う際は、本条中の「事業者が…講ずる措置に応じて、」という規定により、労働者に課される義務が事業者の講ずる措置に応じたものでなければならぬと解されるので、委任省令で規定される労働者の義務が、事業者の措置義務に応じたものでなければならず、実際、そのような省令制定・改正が行われている（1.5.3 参照）。

また、本条の実際の適用場面においても、本条中の「事業者が…講ずる措置に応じて、」という規定により、事業者が一定の措置を実際に講じたのでなければ労働者に本条の義務は生じないと考えられる。

#### 1.6.5 罰則の比較

本法第 20 条から第 25 条まで又は第 25 条の 2 第 1 項に違反した者（事業者の従業者）は 6 箇月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処すこととされているのに対して、本条に違反した者（労働者）は 50 万円以下の罰金に処すこととされ、本条違反の法定刑は罰金刑のみとなっている。

#### 1.7 本条で労働者を義務主体とする技術上の意義

危害防止措置は、もしも可能ならば、全て危険を伴う業務への従事を労働者に命じ、かつ事業利益の帰属主体である事業者、あるいは産業の上流において危険源たる機械又は有害物を生み出す製造業者等の責任で行うべきといえよう。また、事業者を義務主体とする場合であっても、組織的な安全衛生管理の体制を構成する労働者には、両罰規定上の行為者としての義務も生ずる。

それにもかかわらず、わざわざ本法の保護対象そのものである労働者の個人責任を問う本条の規定は、どのように正当化されるのであろうか。

ここでは、労働者（組織的な安全衛生管理の体制を構成する労働者以外の労働者を含む。）の協力を得ることなく危険又は健康障害を防止する、あるいは各危険源に係るリスクを許容可能なレベルまでに低減することはできるかという技術的な命題から、本条の意義を検討することとする。

まず 1 個の機械を考えてみると、製造者ないし事業者によって当該機械のもつ全ての危険箇所には本質安全化が行われれば、その時点でリスクは許容可能なレベルに低減されており、かつ、本質安全化による保護方策は容易に無効化することができないため、理論的に考えれば、労働者に義務を課す必要はないといえる。しかし、危険源に安全防护による保護方策が採られた場合には、当該機械を取り扱う末端の労働者が安全防护を無効化する可能性が存在するので、労働者にみだりに安全防护を無効化することを禁ずる必要が生じる。これが労働安全衛生規則第 29 条である（同条については 1.12 も参照）。もちろん、現実的には、労働者が本質安全設計方策を無効化することはあり得る。例えば、安全機構の改造、有害物の無許可使用（ただし、有害物の無許可使用は新たな危険源の創出としても整理できる。）などが考えられる。しかし、同条の「安全装置等」（同令第 28 条で「法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等」と定義されている。）を安全防护と解釈した場合、労働者による本質安全設計方策の無効化又は新たな危険

源の創出を規制する省令はまだないと思われる。

また、安全防護は、やむを得ず無効化せざるを得ない場合があり、例えば機械の掃除等の作業を行う時に、インターロックのないガード等を取り外して危険箇所をむき出しにする等の場合である。これについては、事業者は掃除等の作業を適切な作業方法（作業手順）により行う必要があるが、その場合には労働者が当該作業方法から逸脱することを禁止する必要があるが生じる。これが労働安全衛生規則第 108 条第 4 項等である。

さらに、作業方法の徹底によってもまだ安全とはいえない場合には、事業者は労働者に保護帽等の個人用保護具を着用させることとなるが、事業者が労働者に保護具の着用を監視・強制することには技術上自ずと限界があるから、労働者にもこの着用義務を課す必要があるが生じることがある。これが労働安全衛生規則第 151 条の 52 第 2 項等である。

以上の例から既に自明であろうが、事業者が労働者、ひいては人間の作業行動を直接又は間接に規制することには限界があるといえる。「作業行動」とは、本法第 24 条で使用されている語であり、本研究協力者は「不安全行動」（労働者本人または関係者の安全を阻害する可能性のある行動を意図的に行う行為<sup>9)</sup>）と同じ意味合いか、あるいはこれに加えて「ヒューマンエラー」（意図しない結果を生じる人間の行為<sup>10)</sup>）をも含む概念と考えており、これらには安全防護を無効化する行為や、事業者が設定した作業方法から逸脱する行為も含まれる。

本質安全化された機械については原則として労働者の作業行動如何でリスクが増減しないが、安全防護以下の保護方策による機械については労働者の作業行動がリスクを大きく左右するため労働者に対する規制が必要になると言うことができるだろう。

この最も典型的な例が、車両系機械（フォークリフト、貨物自動車、ドラグショベル等）である。車両系機械は、堅固で重い物体が自由に移動することのできる機械であるから、常に人間を轢く危険性がつきまとい、本質的に言って、運転操作については管理的対策による保護方策がウエイトを占めざるを得ないが（ただし近年は機能安全などでこの状況が改善されつつあるが）、運転操作は運転者（その多くは労働者であろう）が直接行うことから作業行動が安全性に直結する。このような事情から、1.5.3.2 で明らかなように本条の規定に基づき多くの「運転者」規制が行われている（なお、運転者規制は道路交通法においてより体系的かつ明確に現れていると言えるだろう。）。

また、車両系機械の場合は危害が他人に及ぶことから、罰則付きで義務を課すことに合理性を与えていると言えるだろう。

ここで問題となるのは、労働者に対し、作業行動ではなく、作業方法の設定（例えば本質安全設計以外の作業計画の作成等を行い、作業方法の遵守はこれに含まれない。）、安全防護又は本質安全設計を行う義務を課せるかということであるが、事業者が事業を統括し、事業者による事業の利益が帰属することを考えれば、組織的に実施し、ないし費用が生じる事項である作業方法の設定、安全防護又は本質安全設計による保



護方策は、事業者だけに行わせるべきであり、例え事業者にもこれらの義務を課した上でであっても、労働者をこれらの義務主体とするべきではないだろう。しかし、この場合にも、労働者に対し、当該作業方法を遵守し、安全防护及び本質安全設計を無効化しない義務を課すことは妨げられないだろう。

### 1.8 災害補償及び労働者災害補償保険による保険給付等

労働基準法では、次のとおり、業務上災害であっても、労働者に重大な過失がある場合には、使用者による災害補償義務のうち、休業補償及び障害補償については免責することを定めている。

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（休業補償及び障害補償の例外）

第七十八条 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

ただし、この場合においても、療養補償、遺族補償及び葬祭料は免責されない。

「重大な過失」とは、故意にも比すべき程度の重い過失をいい、労働者がわずかな注意をもってすればその負傷又は疾病の発生することを認識できたにもかかわらず、著しく注意義務を怠ったために、その発生を認識できない場合である<sup>11</sup>。

また、労働者災害補償保険法でも、次のとおり、労働者の故意等による業務上災害及び通勤災害について、政府は保険給付の全部又は一部を行わないこととしている。

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律

第五十号）

第十二条の二の二 労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。

② 労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第1項の「故意」とは、自分の行為が一定の結果を生ずべきことを認識し、かつ、この結果を生ずることを認容することをいう。この場合に保険給付をしないのは、業務又は通勤と事故との因果関係が故意によって中断されるという考え方に基づいている。ただし、被災労働者が結果の発生を認容していても業務との因果関係が認められる（≒結果の発生を承知しようといまいと、業務によってその結果が発生していた）事項については、第1項の規定の適用はない<sup>12</sup>。

第2項の「故意の犯罪行為」とは、事故の発生を意図した故意はないが、その原因となる犯罪行為が故意によるものである（\*重大な交通犯罪による交通労災など）。故意の犯罪行為又は重大な過失に当たるものとしては、事故発生の直接の原因となつた行為が、法令上の危害防止に関する規定で罰則の付されているものに違反すると認められる場合であるとして行政上取り扱われている<sup>12</sup>。

1.9 民事上の労働者の過失（使用者、製造者）

（未了）

1.10 関連規定

1.10.1 労働者の義務規定

本法では、まず第1章（総則）第4条で労働者の責務が訓示的に規定されている。

第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

この「関係者」には、国、地方公共団体、労働災害防止団体、労働組合等その労働者に係る労働災害を防止するために活動している者すべてが含まれる<sup>13</sup>。

本法では、このほか、次表のとおり、請負制に係る特別規制、労働者の健康管理等並びに特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画について労働者の義務を定めている。

条項	規定内容の概要
第29条第3項	元方事業者は、関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないが、この指示を受けたその労働者は、 <u>当該指示に従わなければならないこと。</u>
第32条第6項	第30条から第31条の2までの規定に基づき特定元方事業者等又は注文者により講ぜられる措置及び当該措置に応じて請負人により講ぜられる措置に応じ

	<u>て、労働者は、必要な事項を守らなければならないこと。</u> (違反者は、50万円以下の罰金)
第32条第7項	労働者は、特定元方事業者等若しくは注文者又は請負人が、第30条から第31条の2まで又は第32条第1項から第3項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならないこと。
第66条第5項	労働者は、 <u>健康診断を受けなければならないこと。</u> ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでないこと。
第66条の7第2項	労働者は、通知された <u>健康診断の結果及び一般健康診断の結果に基づく保健指導を利用して、その健康の保持に努めるもの</u> とすること。
第66条の8第2項	労働者は、 <u>長時間労働に係る面接指導を受けなければならないこと。</u> ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでないこと。
第69	労働者は、事業者が講ずる健康

条第2項	教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。
第78条第3項	労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならないこと。
第79条第2項	労働者は、安全衛生改善計画を守らなければならないこと。

第98条第2項	労働基準監督機関は、事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対して使用停止等命令を発出した場合に、必要な事項を労働者に命ずることができること。
第99条第2項	労働基準監督機関は、事業者に対し緊急措置命令を発出した場合に、必要な事項を労働者に命ずることができること。

この命令に違反した労働者は、50万円以下の罰金に処せられる。

1.5.2 でも述べたとおり、第26条は、事業者の一般的危害防止基準を定める第20条から第25条の2までの規定のみに係るものである。仮に、本法を改正して特別の事項について別途事業者の講ずべき措置を規定した場合には、当該特別の事項についてもまた別途労働者の義務を規定しなければ、労働者に義務を課すことはできない。

第35条及び第5章（機械等や危険有害物の製造流通規制）も危害防止のための規定群ではあるが、労働者の義務について明記した規定は設けられていない。それは、これらの規定が、定期自主検査及び化学物質のリスクアセスメント等に関するものを除き、何人にも適用されることから、労働者に対する義務を特に規定する必要がないからであろう。

#### 1.10.2 労働者に対する使用停止命令等

次表のとおり、具体的危険に際し、労働基準監督機関が事業者等に労働災害の防止のため必要な命じた場合に、労働者にも作業停止、建築物等の使用停止等命令又は緊急措置命令を発出することができる。

条項	規定内容の概要
----	---------

#### 1.10.3 何人にも適用される規定

このほか、第61条では、次のとおり、就業制限業務に係る無資格就業を禁止しているが、ここでは第1項の事業者責任に加え、第2項ではこの責任を何人にも適用させる意味で名宛人を「前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者」まで拡張し、労働者はもちろん個人事業主等を含むような規定としている。

（就業制限）	
第六十一条	事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。
2	前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なってはならない。
3	略

#### 1.10.4 その他の法令

労働安全（産業安全）に関係し、名宛人

を事業者、労働者に限定しないものとして、刑法第 117 条（激発物破裂）（過失罪あり）、軽犯罪法第 1 条第 10 号（相当の注意をしないで、銃砲又は火薬類、ボイラーその他の爆発する物を使用し、又はもてあそんだ者）などがある。

## 1.11 沿革

### 1.11.1 労働基準法制定以前

鉱山保安分野では、既に、鑛業條例（明治 23 年 9 月 26 日法律第 87 号）に基づく鑛業警察規則（明治 25 年 3 月 16 日農商務省令第 7 号）第 13 条で「安全燈ヲ用キル坑内ニ於テハ鑛夫ハ發火具ヲ携帯スルコトヲ得ス」と規定されていた。

なお、鑛業條例（前同）では、次に示すとおり第 60 条において、鉱業人が予防措置に着手しない場合に鉱山監督署長が鉱夫等を直接指揮して予防を執行することができるという規定を設けていた。

鑛業條例（明治二十三年九月二十六日法律第八十七号）

第五十九條 鑛業上ノ危険ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ所轄鑛山監督署長ハ鑛業人ニ其ノ豫防ヲ命シ又ハ鑛業ヲ停止スヘシ

所轄鑛山監督署長ニ於テ鑛業ヲ停止セントスルトキハ其ノ猶豫メ難キ場合ヲ除クノ外ハ農商務大臣ノ認可ヲ經ヘシ

第六十條 前條第一項ノ場合ニ於テ鑛業人直ニ其ノ豫防ニ著手セサルトキハ所轄鑛山監督署長ハ鑛業人ヲ使用スル役員及鑛夫ヲ指揮シ其ノ豫防ヲ執行スヘシ

此ノ場合ニ於テ鑛業人ハ其ノ使用スル役員及鑛夫ヲ豫防ノ用ニ供シ且一切ノ費用ヲ負擔スルノ義務アルモノトス

船員分野では、既に船員法（明治 32 年

3 月 7 日法律第 47 号）第 5 章（規律）において船長が船中秩序違反を犯した海員を懲戒する権限のほか、海員が危険物を所持するときこれを保管又は放棄し、海員が人身又は船舶に危害を及ぼす行為をなそうとするときに当該海員の身体を拘束する権限等が規定されていた。

製造業における安全衛生基準は、工場法施行前は各庁府県令等に委ねられていたが、例えば大阪府の製造場取締規則（明治 29 年 2 月 1 日）第 11 条第 2 項で、機關手（鉄道、船舶、航空機などの交通手段の運転・操縦にあたる職種）、油差火夫（蒸気機関の稼働のためボイラーの火を焚く職種）又は電機手は「常ニ危害ノ豫防ニ注意シ若シ異狀ヲ生シタルトキハ速ニ雇主ニ申告スヘシ」<sup>14</sup>（現行労働安全衛生規則第 29 条第 1 項第 4 号に類似の規定あり。）と規定して同令第 17 条で違反者に 2 円以上 10 円以下の罰金に処すこととするなど、労働者に義務を課す規定も設けられていた。

国法では、工場法中改正法律（大正 12 年 3 月 30 日法律第 33 号）により、行政官庁が危害防止等のため必要な事項を工業主に命じた場合において職工又は徒弟にも必要な事項を命じることができるとされた。

また、工場危害豫防及衛生規則（昭和 4 年 6 月 20 日内務省令第 24 号）では第 14 条第 2 項で「職工ハ作業中前項ノ帽子又ハ作業服ヲ着用スルコトヲ要ス」（現行労働安全衛生規則第 110 条第 2 項に相当）、第 19 条で「職工ハ濫リニ危害豫防装置ヲ取外シ又ハ其ノ効力ヲ失ハシムル行為ヲ爲スコトヲ得ズ」（現行労働安全衛生規則第 29 条第 1 項第 1 号に相当）と定める等職工の義務が定められ、罰則も設けられてい

た。

ただし、工場法の「職工」とは労働基準法の労働者と異なり、工場の主要業務（製造業務等）又はその補助業務に従事していれば、工場主と雇用関係にあることは必要とされていなかった。即ち、職工には例えば請負人の労働者や労働者供給者から供給された労働者も含まれると解されていた<sup>15</sup>。これは工場法が労働法というよりも寧ろ工場という「場」に対する法令であったからであろう。この考え方は現代の鉱山保安法の鉱山労働者の概念についても同様である（1.14.1 参照）。なお、工場法と鉱山保安法で、労働安全衛生のみならず公益保護規定（例：「鉱害（\*鉱業活動による地域への公害）の防止のため必要な措置を講じなければならない」（鉱山保安法第8条））を置いているのも、工場や鉱山という場を総合的に規制する法令だからであろう。

#### 1.11.2 労働基準法の制定

戦後制定された労働基準法では、労働者の義務規定が次のように設けられた。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

第四十四條 労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

本条との大きな違いは、「事業者（使用者）が講ずる措置に応じて」という要件が無い点である。

この規定について、寺本廣作が著書<sup>16</sup>の中で次のように解説している。

安全衛生に関する労働者の義務について工場法第十三條第二項は行政官廳は使用者に命じた事項について必要な事項を労働者にも命ずることが出来る旨の規定を設けてゐた。本法制定の過程に於ては安全衛生に

關し労働者が守るべき事項は職場規律の問題として就業規則に定めるのが適當であつて、これに關する罰則の如きも刑罰とせず就業規則中に定める制裁によるべきであるとする意見もあつたが、安全衛生に關する厳格な規定も労働者がこれを遵守しなければその効果は期待し難いので、これを法律に規定することとし義務違反についても刑罰を以て臨むことになつた。（法第二百十條第一號）英國工場法（第一一九條）にも安全衛生に關する労働者の義務を定めた規定がある。鑛業警察規則で安全に關する労働者の義務について（第三十一條、第五十條及び第七十二條）詳細な規定を設けてゐるのは事業の性質上危険性が多いためである。

法第四十四條の規定に基き労働安全衛生規則では一定の用具又は保護具を使用しなければならない義務（第八十七條第二項、第二百二十七條第二項、第二百二十八條第二項、第二百二十九條第二項、第三百三十三條第二項、第三百八十五條、第三百八十七條第二項等）、一定の設備がある場合それ以外のものを使用してはならない義務（第六十三條第三項、第一百一條第二項、第一百二條第二項、第二百一十一條、第二百二十條等）その他特定のことをし、（第七十三條合圖（\*合図）を守る義務、第一百二條墜落防止方法を行ふこと等）又は特定のことはしてはならないこと、（第二百一十一條第二項高所からの物體落下、第三百十條第二項機械作業中の手袋使用、第四百十條第三項火氣の使用、又は火花を發する行爲、第九十二條設備の取り外し又は效力毀損等）等を規定した。

#### 1.11.3 沖繩法令

戦後、アメリカ合衆国の統治下にあった

沖縄では、昭和 28 年 9 月 1 日に労働基準法（1953 年立法第 44 号）が公布され、同年 10 月 1 日から施行されたが、この際、本土の労働基準法と同様、労働者の危害防止義務が規定された。

労働基準法（一九五三年九月一日立法第四十四号）

第五章 安全及び衛生

第四十五条 労働者は、危害防止ため必要な事項を遵守しなければならない。

沖縄は、労働安全衛生法公布目前の昭和 47 年 5 月 15 日に本土に復帰し、本土の法令が適用されるようになっている。

1.11.4 労働安全衛生法の制定

労働安全衛生法の制定時においては、本条は次のような規定であった。

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から前条までの規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

この時、前条とは第 25 条を指していた。

本条はこれまで一度だけ改正されており、すなわち労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 78 号）により救護の安全に関する措置を定める第 25 条の 2 が追加されたのに伴い「前条まで」が「第二十五条まで及び前条第一項」と改められ、この改正は労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（昭和 55 年政令第 296 号）により昭和 56 年 6 月 1 日から施行された。

1.12 国際労働基準との関係

1929 年 6 月 21 日、第 12 回国際労働総会において産業災害の予防に関する勧告（第 31 号）が採択された（2021 年撤回）。この勧告では、次のとおり、労働者に対し

ても災害予防に関する事項を義務付けることを勧告していた。

Prevention of Industrial Accidents

Recommendation, 1929 (No. 31)

III

11. In view of the fact that the workers, by their conduct in the factory, can and should contribute to a large extent to the success of protective measures, the State should use its influence to secure (a) that employers should do all in their power to improve the education of their workers in regard to the prevention of accidents, and (b) that the workers' organisations should by using their influence with their members cooperate in this work.

16. It should be provided by law that it is the duty of the employer to equip and manage his undertaking in such a way that the workers are adequately protected, regard being had to the nature of the undertaking and the state of technical progress, as well as to see that the workers in his employment are instructed as to the dangers, if any, of their occupation and in the measures to be covered by them in order to avoid accidents.

19. In view of the importance of the conduct of the worker in connection with accident prevention, the law should provide that it is the duty of the worker to comply with the statutory requirements on accident prevention and particularly to refrain from removing safety devices without

permission and to use them properly.

また、機械の防護に関する条約（第 119 号，昭和 48 年 7 月 31 日批准書寄託，昭和 48 年 8 月 10 日公布及び告示，昭和 49 年 7 月 31 日日本について効力発生）<sup>17</sup>では、次のとおり、労働者等による防護措置の無効化の禁止等について規定している。

機械の防護に関する条約（第 119 号）

第 十 一 条

- 1 労働者は、防護装置が所定の位置にない機械を使用してはならず、また、労働者に対し、防護装置が所定の位置にない機械を使用することを要求してはならない。
- 2 労働者は、その使用する機械の防護装置の機能を失わせてはならず、また、いかなる者も、労働者によつて使用される機械の防護装置の機能を失わせてはならない。

この規定については、労働安全衛生規則第 29 条が国内担保法となっている。

また、石綿の使用における安全に関する条約（第 162 号，平成 17 年 8 月 11 日日本で公布，平成 18 年 8 月 11 日日本で効力発生<sup>18</sup>）では、石綿に関する労働者による安全衛生手続の遵守義務が規定されている。

石綿の使用における安全に関する条約（第 162 号）

第 七 条

労働者は、その責任の範囲内において、業務上の石綿への曝露による健康に対する危険の防止及び管理並びにこの危険からの保護に関して定められた安全及び衛生についての手続に従わなければならない。

また、日本が批准していない条約では、建設業における安全及び健康に関する条約

（第 167 号）において、保護具の使用等の義務が規定されている。

建設業における安全及び健康に関する条約（第 167 号）

第 三 十 条

個人用保護具及び保護衣

- 1 事故又は健康障害の危険（有害な状態にさらされることを含む。）に対する十分な保護を他の措置により確保することができない場合には、使用者は、作業及び危険の種類を考慮して、国内法令に定めるところに従い労働者に無料で適切な個人用保護具及び保護衣を提供し、維持する。
- 2 使用者は、労働者が個人用保護具を使用することができるように適当な手段を提供し、その適切な使用を確保する。
- 3 保護具及び保護衣は、権限のある機関ができる限り人間工学的原理を考慮して定める基準に適合したものとする。
- 4 労働者は、自己の使用に提供された個人用保護具及び保護衣を適切に使用すること及び適切に手入れをすることを求められる。

1.13 運用（適用）

本法中大半の条文に言えることであるが、本条は、守られていれば法的問題として表出してこない。

しかし、本条の委任省令では、各種機械の安全カバーの無効化の禁止や、荷をつつたままクレーンの運転位置から離れてはいけないなど、身近で適用場面に富むものも多いという意味では、広く適用され運用されているといえることができる。

他方で、本条違反の行為が発生した場合には、労働基準監督機関による行政措置がなされたり、罰則適用等が試みられたりし、

一般に報道されることがある。

最近では、令和 2 年、建設資材レンタル業を営む会社 X の労働者 X'が、フォークリフトの運転位置を離れる際、フォークを最低降下位置に置かず、エンジンを切らなかった疑いで、両罰規定により所属会社 X とともに送検され、それぞれ罰金刑が確定した事例がある<sup>19</sup>。この違反に関連し、同社社内で積荷の建設資材を運搬しに来た他社 Y の労働者 Y'が、労働者 X'の運転していたフォークリフトのフォークとトラックの荷台の間に挟まれて死亡した<sup>20</sup>。

#### 1.14 鉱山保安及び船員

##### 1.14.1 鉱山保安

本法（第 2 章を除く）は、鉱山保安法による鉱山における保安については、適用されず、その代わりに鉱山保安法が適用される。

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）  
（用語の意義）  
第二条 略  
2 略  
3 この法律において「鉱山労働者」とは、鉱山において鉱業に従事する者をいう。  
4 略  
（鉱山労働者の義務）  
第九条 鉱山労働者は、鉱山においては、経済産業省令の定めるところにより、鉱業権者が講ずる措置に応じて、鉱山における人に対する危害の防止及び施設の保全のため必要な事項を守らなければならない。

経済産業省による鉱山保安法の逐条解説では、「鉱山労働者」とは、鉱山において鉱業に従事する者をいい、基本的に鉱業権

者及び鉱業代理人はこれに含まれないが、いわゆる請負鉱山労働者はこれに含まれる<sup>21</sup>。したがって労働法上の労働者とは定義を異にするので注意を要する。また、「「鉱業権者が講ずる措置に応じて」としているのは、保安のための措置を鉱業権者が講じた上で、これを鉱山労働者に遵守させるのが本来的なものであって、鉱山労働者が遵守すべき事項を鉱業権者の講ずる保安上の措置と無関係に設けることが適当とは考えられないことから、これを確認するために設けたものである。」と解説されている。

##### 1.14.2 船員

船員の安全及び衛生に関する事項を定める船員法（昭和 22 年法律第 100 号）においては、次のとおり、船員の義務を定めている。

船員法（昭和二十二年法律第百号）  
（沈没等に因る雇入契約の終了）  
第三十九条 船舶が左の各号の一に該当する場合には、雇入契約は、終了する。  
一 沈没又は滅失したとき。  
二 全く運航に堪えなくなつたとき。  
② 略  
③ 第一項の規定により雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなければならない。  
（安全及び衛生）  
第八十一条 略  
②・③ 略  
④ 船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

これらの規定については罰則（船員法第



128 条及び第 128 条の 3) があるが、両罰規定の構成要件には含まれていない（同法第 135 条第 1 項）。

### 1.15 家内労働法

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）  
 第四章 安全及び衛生  
 （安全及び衛生に関する措置）  
 第十七条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

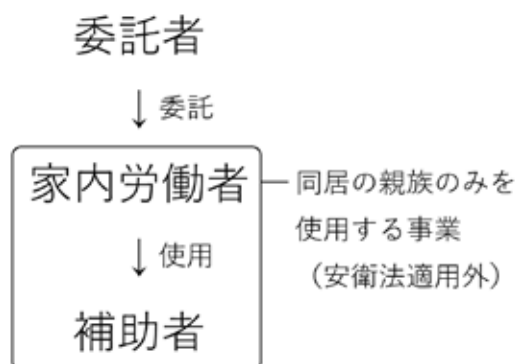
2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

家内労働法では、委託者と家内労働者との間に労働関係に無いが、労働関係に準じた委託関係にある。

また、家内労働者は、補助者（家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者（家内労働法第 2 条第 4 項））を使用する場合があるが、家内労働者の定義上、委託者から委託を受けた業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態としている（家内労働法第 2 条第 2 項）。

これを纏めると、家内労働法における委託・使用関係は次の図のようになる。



家内労働法第 17 条は、第 1 項で委託者の義務を規定し、第 2 項で家内労働者の義務を規定し、第 3 項で補助者の義務を規定している。家内労働者は、この第 2 項で保護対象としての自己管理義務を課されると同時に、補助者に対する安全衛生上の義務も課されている点が特徴的である。

補助者を使用する家内労働者の事業は、常態としては同居の親族のみを使用する事業に該当することから、労働安全衛生法第 2 条（第 2 号）の規定により原則として労働安全衛生法の適用が除外されるものと思われるが、その代わり、家内労働法の適用を受ける同居の親族のみを使用する事業に使用される労働者（＝補助者）については、家内労働法で若干の保護を図ることとなっている。

### 1.16 外国の事情

英国においては…（未了）

1974 年労働安全衛生法  
 （就労中の従業員の一般的な義務）  
 第七条 就労中の全ての従業員は、以下の義務を負うものとする。即ち、  
 (a) 自らの行為、又は職務上の怠慢によって影響を受ける他の人物及び自分自身の安全衛生に妥当な注意を払うこと。  
 (b) 関連法規定のいずれかによって、あ

るいはその下でその事業者あるいは他の人物に課せられる何らかの義務又は要件について、こうした義務又は要件の遂行、あるいは遵守に必要な範囲でこうした人物に協力すること。

（未了）

## 2 第 27 条

### 2.1 条文

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

### 2.2 内容及び趣旨

本条第 1 項は、本法第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項を、厚生労働省令で定めることとしたものである。

また、第 2 項は、第 1 項の厚生労働省令を定めるに当たっては、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害のほか、その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならないことを定めたものである。

### 2.3 条文解釈

#### 2.3.1 「事業者」及び「労働者」

これらは本法第 2 条で定義されておりであり。

#### 2.3.2 「第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置」

第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の

2 第 1 項（特に、第 20 条から第 24 条まで）の規定は、本法の中核となる規定群である。即ち、この規定群は、その名宛人を本法の主たる名宛人である事業者とし、その防止すべき危険又は健康障害の範囲は最も包括的（広範囲）であり、そして、それらの防止措置については何ら具体的に定められていない点で最も一般的と言える。

#### 2.3.3 「前条の規定により労働者が守らなければならない事項」

第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定に対応する労働者の義務については、危険源等の区分に関わらず第 26 条に一括されている。

#### 2.3.4 「厚生労働省令」

##### 2.3.4.1 概論及び沿革

一般に、省令とは、国家行政組織法第 12 条第 1 項の規定に基づき、各省大臣が、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として発するものであり、厚生労働大臣が発するものを厚生労働省令という。省令は、その形式的効力において、法律及び政令に劣る。

政令は内閣法制局審査及び各省協議を経て閣議決定を要するが、省令はそれらを要せず、比較的迅速な制定・改廃を行うことができる。また、重要事項については後述のとおり労働政策審議会に諮問するほか、パブリックコメントを募る場合もある。

労働基準法には次のような規定があるため、同法で安全衛生基準を定めていた時代においては、旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）を初めとする命令の制定に際して、三者構成の公

聴会を開催して意見聴取を行う必要があった。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

（命令の制定）

第百十三条 この法律に基いて発する命令は、その草案について、公聴会で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定する。

この規定に関しては、法制執務研究会（2010年）『新訂ワークブック法制執務』（p.51）において「特別の事情があって、制令等に対し、ある程度広い範囲で法律事項を委任しなければならないような場合には、その規定の内容が行政機関の恣意にわたることのないように、（中略）その制定前にあらかじめ学識経験者などで組織する特定の審議会等の意見を聴くべきものとされることもある。」の例として掲げられている。

また、労働安全衛生法による改正前の労働災害防止団体等に関する法律（昭和39年6月29日法律第118号、現=労働災害防止団体法）においても、次のように中央労働基準審議会からの意見聴取義務が課されていた。

労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年六月二十九日法律第百十八号）

（省令の制定）

第六十七条 労働大臣は、この章の規定に基づく労働省令を制定しようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞かなければならない。

労働安全衛生法には、命令制定に際して公聴会での意見聴取規定はなく、審議会の

意見聴取規定についても労働災害防止計画の策定及び変更に係るものを除いて設けられなかった。

しかし、労働政策に関する重要事項については労働政策審議会が調査審議を行い厚生労働大臣等に意見を述べることとなりおり<sup>22</sup>、重要な省令の制定等についてはそこで調査審議が行われている。

我が国は、職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第187号、平成19年7月24日批准登録、平成21年2月20日効力発生）を批准しているが、同条約第4条では「加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康に関する国内制度を定め、維持し、漸進的に発展させ、及び定期的に検討する」こととされており、この国内制度には、「職業上の安全及び健康に関する法令（適当な場合には労働協約）及び他の関連文書」が含まれる。

ただし、例えば労働安全衛生規則第29条は機械の防護に関する条約第11条の国内担保法となっているが、このように批准している条約の国内担保法の改廃については、当然ながら、条約の規定と矛盾しないように行われなければならないだろう。なお、同条約第2部（第2条～第5条）は本法第43条、船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量標示に関する条約（第27号）は本法第35条、燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ関スル千九百六年ベルヌ国際条約は本法第55条等により実施されるなど、命令に委任せず、又は法律でより具体的に規定されている条約の規定もある。

#### 2.3.4.2 再委任

本条は「厚生労働省令で定める」と規定

しているが、告示への再委任（有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 16 条の 2 から有機溶剤中毒予防規則第十六条の二の規定に基づく厚生労働大臣が定める構造及び性能（平成 9 年労働省告示第 21 号）への委任など）、厚生労働省労働基準局長が定める規格への再々委任（研削盤等構造規格（昭和 46 年労働省告示第 8 号）第 9 条第 2 項など）もある。

また、日本産業規格（JIS）への再委任がなされる場合もあるが（クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）第 25 条第 2 項第 6 号から JIS C8201-4-1 への委任など）、著作権が設定されており法令周知上の問題がある。

なお、法令文では性能要件として規定し、通達例規において JIS 等が例示される場合もある。例えば、ボイラー構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）第 1 条第 1 項では鋼製ボイラーの主要材料について「鉄鋼材料又は非鉄金属材料であって、最高使用圧力及び使用温度に応じ、当該材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものでなければならない」と規定されているが、同告示の施行通達である平成 15 年 4 月 30 日付け基発第 0430004 号「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の全部改正について」において同項に適合する主要材料として JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）等が例示されている。

#### 2.3.4.3 関係厚生労働省令

本条に基づく危害防止基準を定める省令は、次の 15 省令である。ただし、これらの省令中には本法中の本条以外の条項を根拠条文とするもの含まれている。

労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）  
 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 33 号）  
 クレーン等安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 34 号）  
 ゴンドラ安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 35 号）  
 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 36 号）  
 鉛中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 37 号）  
 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 38 号）  
 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 39 号）  
 高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 40 号）  
 電離放射線障害防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 41 号）  
 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）  
 事務所衛生基準規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 43 号）  
 粉じん障害防止規則（昭和 54 年 4 月 25 日労働省令第 18 号）  
 石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）  
 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年 12 月 22 日厚生労働省令第 152 号）

2.3.5 「公害（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。）」

「公害」とは、本条中で定義されているとおりであり、これはいわゆる典型七公害

を意味する。

環境基本法（平成五年法律第九十一号）  
 （定義）  
 第二条 この法律において「環境への負荷」とは、（略）  
 2 この法律において「地球環境保全」とは、（略）  
 3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

公害関係法令としては、工業用水法（昭和31年法律第146号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）のほか多数存在する（添付資料

図1（環境関係法令の体系参照）。

この部分の趣旨は、本法の施行通達で次のように解説されている。

発基第91号  
 昭和47年9月18日  
 労働安全衛生法の施行について  
 記

### 第3 概要

#### 4 労働者の危険または健康障害を防止するための措置(第4章関係)

##### (1) 労働災害を防止するための一般的規制

ハ 労働災害防止のための基準と公害防止の技術基準とは、原則としてその対象を異にするものである。

しかしながら、労働災害と公害、公衆災害で労働災害と密接に関連するものとは、その発生源がいずれも工場、事業場であり、職場内部の危害防止のために定められた基準のうちには、公害等の防止にも資するものがあり、そのようなものについては、公害等の防止基準を勘案して定められねばならないものとされたところであること。

本条により発せられる命令で公害防止に寄与するものとしては、特定化学物質障害予防規則第3章（用後処理）<sup>23</sup>、鉛障害予防規則第26条（除じん装置）<sup>24</sup>などがある。例えば、このうち特定化学物質障害予防規則第12条は「事業者は、アルキル水銀化合物を含有する残さい物については、除毒した後でなければ、廃棄してはならない。」というものであり、これは水俣病として知られたメチル水銀中毒を予防するための規定でもある。

#### 2.3.6 「その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令」

この「法令」には、火災の予防等を定める消防法（昭和23年法律第186号）、鉱害の防止を定める鉱山保安法（昭和24年法律第70号）、建築物の敷地、構造、設

備及び用途に関する最低の基準を定める建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、核原料物質等による災害の防止等について定める核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）、道路における危険の防止等について定める道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）など、無数に存在する。

また、法令には、国法のみならず条例や地方公共団体の長が制定する規則も含まれるであろう。

なお、一つの災害、事故又は危険な行為が、複数の法令に違反することがある。これについては、2.15 で述べることにする。

### 2.3.7 「配慮しなければならぬ」

「配慮」とは、辞書によると「心をくばること。心づかい。」<sup>25</sup>を意味するものとされるが、これは本条に基づく省令の制定改廃に際して厚生労働省内において他の法令に配慮を行うことを意味する。これは「調整」等と異なり、他省庁等との協議は当然には必要としないものである<sup>26</sup>。

なお、「協議」に関して言えば、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 8において、保健所長が事業者に対して事業者が指定する結核健康診断の期日等について指示を行う場合には、予め所轄労働基準監督署長と協議をしなければならないと規定している。

## 2.4 沿革

### 2.4.1 労働基準法までの省令委任と公益保護規定

日本最古の安全衛生法制は鉱山保安分野から生まれたが、そこでは安全衛生と公害予防が一つの法律に規定されていた。

これは、鉱業関係法令が労働法としての性格を内包しつつも鉱業の持続的運営を支える総合的な性格を持っていたことによるということができ、それは現在の鉱山保安法でも同様である。

日本坑法（明治 6 年 7 月 20 日第 259 号布告）は通洞の崩壊防止規定を置いており日本最古の災害予防規定といわれるが、その後の改正（明治 23 年 7 月 30 日法律第 55 号）により、試掘又は採製の事業が公益を害する場合には、農商務大臣は借区許可出願を拒否し又は既に与えた許可を取消することができることとされた。

また、鑛業條例（明治 23 年 9 月 26 日法律第 87 号、明治 25 年 6 月 1 日施行、施行と同時に日本坑法廃止）では、次のように、初めての本格的な鉱山保安規定である鑛業警察の章が設けられ、鉱夫の安全衛生上の保護規定のほか公益保護規定も盛り込まれ、その詳細は鑛業警察規則（明治 25 年 3 月 16 日農商務省令第 7 号、のち全部改正）で定められた。

鑛業條例（明治二十三年九月二十六日法律第八十七號）

#### 第五章 鑛業警察

第五十八條 鑛業ニ關スル警察事務ニシテ左ニ掲クルモノハ農商務大臣之ヲ監督シ鑛山監督署長之ヲ行フ

- 一 坑内及鑛業ニ關スル建築物ノ保安
- 一 鑛夫ノ生命及衛生上ノ保護
- 一 地表ノ安全及公益ノ保護

第五十九條 鑛業上ノ危険ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ所轄鑛山監督署長ハ鑛業人ニ其ノ豫防ヲ命シ又ハ鑛業ヲ停止スヘシ

第六十三條 農商務大臣ハ此ノ條例ノ範圍

内ニ於テ省令ヲ以テ鑛業警察規則ヲ定ムルコトヲ得

その後、鑛業警察規定が鑛業法（明治38年3月7日法律第45号、明治38年7月1日施行、施行と同時に鑛業條例廃止。）に受け継がれた際にも、同様の規定が置かれ、詳細は引き続き鑛業警察規則で定められることとなった。

鑛業法（明治三十八年三月七日法律第四十五号）

#### 第四章 鑛業警察

第七十一條 鑛業ニ關スル左ノ警察事務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農商務大臣及鑛山監督署長之ヲ行フ

- 一 建設物及工作物ノ保安
- 二 生命及衛生ノ保護
- 三 危害ノ豫防其ノ他公益ノ保護

第七十二條 鑛業上危険ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ農商務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命スヘシ

急迫ノ危険ヲ防ク爲必要アルトキハ鑛山監督署長ハ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

戦後、鑛業法の鑛山保安規定は鑛山保安法（昭和24年5月16日法律第70号）に分離された（：鑛業法自体は、その後、鑛業法として現在も有効に存在しているが、鑛山保安規定は鑛山保安法に移行されたということ）が、同法では次のとおり「保安」に鑛害の防止が含まれることが規定された。

鑛山保安法（昭和二十四年五月十六日法律第七十号）

第三條 この法律において「保安」とは、鑛業に関する左の各号の事項をいう。

- 一 鑛山における人に対する危害の防止

二 鑛物資源の保護

三 鑛山の施設の保全

四 鑛害の防止

- 2 前項第一号の鑛山における人に対する危害の防止には、衛生に関する通氣及び災害時における救護を含む。

同法についてはさらに鑛山保安法の一部を改正する法律（昭和33年12月12日法律第175号）により第1条の目的規定に鑛害の防止が明記された。

工場法では、安全衛生と公害予防（公益保護）に加え、風紀についても規定されていた。

工場法（明治四十四年三月二十九日法律第四十六号）

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

その具体的な内容については、鑛山保安分野と同様、省令である工場危害豫防及衛生規則（昭和4年6月20日内務省令第24号）で定められていたが、公害予防規定は特段置かれていなかった。

工場以外については、土石採取業、建設業、陸上運輸業、貨物取扱業等で一定のものに係る業務災害補償を定める労働者災害扶助法が第5条で危害防止及び衛生について次のとおり命令委任規定が設けられ、同条の規定により、土石採取業（砂鑛法の適用を受ける事業を除く）に対して土石採取場安全及衛生規則（昭和9年5月3日内務省令第11号）が、建設業に対して土木建



築工事場安全及衛生規則（昭和 12 年 9 月 30 日内務省令第 41 号）及び土木建築工事場附屬宿舍規則（昭和 16 年 12 月 1 日厚生省令第 53 号）が制定された。

労働者災害扶助法（昭和六年四月二日法律第五十四号）

第五條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命ズルコトヲ得

同様の命令委任規定は、商店法（昭和 13 年 3 月 26 日法律第 28 号）第 9 条にも認められるが、これに基づく命令は制定されなかった<sup>27</sup>。

商店法（昭和十三年三月二十六日勅令第五百号）

第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ店主ニ命ズルコトヲ得

戦後、労働基準法には、このうち安全衛生及び風紀（第 42 条及び第 43 条）が引き継がれたが、公益保護（公害予防）に関する規定は姿を消した。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

（危害の防止）

第四十二條 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

第四十三條 使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附屬建設物について、換氣、採光、照明、保温、防濕、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者

の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十四條 略

第四十五條 使用者が第四十二條及び第四十三條の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前條の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。

労働基準法の公益保護規定といえ、労働安全衛生法施行前の同法第 46 条から第 48 条まで（機械及び有害物の流通規制、労働安全衛生法第 5 章へ引継ぎ）も労働関係の範囲外にも適用されるという意味では公益保護の機能を有するといえるだろうが、それ以外では、旧労働安全衛生規則で、有害物等の排出時等の除害に係る抽象的な規定を置いていた。

労働安全衛生規則（昭和二十二年十月三十一日労働省令第九号）

第一百七十四條 排氣又は排液中に有害物又は病原体を含む場合には、洗じよう、沈でん、ろ過、收じん、消毒その他の方法によつて処理した後、これを排出しなければならない。

その後、有害化学物質による公害が社会問題化したことを受けて、労働基準法に基づく命令として特定化学物質等障害予防規則（昭和 46 年 4 月 28 日労働省令第 11 号）が制定され、第 3 章（用後処理）で排ガス、排液、残滓物（溶解やろ過後に残る不溶物）等の処理について定めた。その趣旨は、施行通達<sup>28</sup>において「第一類物質、第二類物質その他とくに問題がある物質について、これらの物質のガス、蒸気または粉じんが局所排氣装置、生産設備等から排出された場合の附近一帯の汚染または作業場の再汚染、およびこれらの物質を含有す

る排液による有害なガス等の発生または地下水等の汚染等による、労働者の障害を防止し、あわせて附近住民の障害の防止にも資するようそれぞれ有効な処理装置等を附設すべきこと等を規定したものであり、その遵守によつて公害の防止にも寄与することができるものであること。」と説明されており、明らかに公害防止も目的の一つであった<sup>29</sup>。

#### 2.4.2 労働安全衛生法以降

昭和44年9月30日に発足した労働基準法研究会は、発足以来、労働安全衛生の問題を主として調査研究を行っていたが、この問題をより専門的に調査研究するため第3小委員会を設置し、昭和46年7月13日、その結果を「第3小委員会報告」として会長に報告した。

その報告の中では、次のとおり、公害及び公衆災害についても取り上げられている。

昭和46年7月13日付け労働基準法研究会第3小委員会報告別紙

#### 2 労働災害の現状

##### (1) 労働災害の概況

…さらに最近の公害、公衆災害などと関連し職場における安全衛生の確保が単に事業場の問題にとどまらず、事業場外へも波及する問題であることがあらためて認識され、職場内における安全衛生についての国民の関心が高まってきている。

#### 3 安全衛生対策の現状と問題点

##### (五) 有害業務による障害の防止

##### (2) 現状および問題点

##### ホ 有害物質規制と公害の防止

最近問題になっている公害の原因をなす有害物質は、その大半が主として

工場、事業場における産業活動により排出されるものである。

工場、事業場における労働者を有害物質から保護するため、特定化学物質等障害予防規則により、一定の有害物質の取扱いについて、その抑制限度の設定、局所排気装置の設置等の規制が行なわれている。

これらの規制のなかには、排気中の有害物質の除じん、除ガス等の措置も含まれており、このような労働衛生を確保するための措置が、直接公害防止と結びつくことはいうまでもない。

しかしながら、このような労働衛生確保のための措置と公害防止関係の法令に基づく排出基準との調整をはかることが必要であるにもかかわらず、法的になんらの考慮も払われていない現状にある。

この報告をもとに、中央労働基準審議会の審議を経て、昭和47年に本法が制定されるに至った。

本法制定時の本条の規定は次のとおりであった。

第二十七条 第二十条から第二十五条までの規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

2 前項の労働省令を定めるに当たつては、公害（公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

その後、本法改正ではないが、引用している同法第2条第1項の規定につき、公害

対策基本法の一部を改正する法律（昭和45年12月25日法律第132号）により、「水質の汚濁」の下に「（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第九条第一項を除き、以下同じ。）、土壌の汚染」が加えられ、即日施行された。これは従来の典型六公害に土壌の汚染が追加され、典型七公害とされたものである。

また、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和55年6月2日法律第78号）により「第二十五条まで」の下に「及び第二十五条の二第一項」が加えられ、昭和56年6月1日に施行された。

さらに、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成5年11月19日法律第92号）第18条の規定により、本条中「公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二条第一項」が「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項」に改められ、即日施行されて現在に至っている。

## 2.5 委任条項としての本法中の位置付け

本法には、「…は、厚生労働省令で定める。」という規定方法が14箇所（ただし、うち1箇所は準用規定）あり、各委任規定の対象となる条項は次のとおりである。

章別	省令委任の対象となる条項又は事項	省令委任規定
第4章	第20条～第25条、第25条の2第1項、第26条	第27条第1項
	第30条第1項及び第4項、第30条の2第1項及び第4項、第30条の3第1項及び第4項、第31条第1項、第31条の2、第32条第1項～第5項、第33条第1項及び第2項、第34条、第32条第6項、第33条第3項	第36条
第5章	第53条の2第1項	第53条の

		2第2項
	第57条の2第1項及び第2項	第57条の2第3項
第6章	健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項	第67条第4項
第7章の2	免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項	第74条の2
第8章	免許試験の受験資格、試験科目及び受験手續並びに教習の受講手續その他免許試験の実施について必要な事項	第75条第5項
	試験事務規程で定めるべき事項	第75条の6第2項
	指定試験機関等に関する事項	第75条の12第2項
	技能講習の受講資格及び受講手續その他技能講習の実施について必要な事項	第76条第3項
第10章	産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項	第93条第4項
	第99条の2第1項	第99条の2第3項
	第99条の3第1項	第99条の3第2項
この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項		第115条の2

このうち、自己完結的な危害防止基準（特定の危害を対象に、原則として、罰則の裏付けをもって、事業者等の名宛人がなすべきこと・なすべきでないことを具体的に定めるもの）を導く委任規定は、本条第1項及び第36条であり、さらに包括的規定である第115条の2もまた安全衛生基準に関する事項を委任する規定である可能性がある。

しかし、公害その他一般公衆の災害の防止に関する法令に対する配慮条項は、本条第2項にしか見られない。

## 2.6 危害防止基準の概念

本条に関する議論のため、「ここで危害防止基準」という用語（概念）について検

討し、以下その概念を使用して議論する。

「危害防止基準」の語は、労働安全衛生法に使用されているれっきとした法律用語ではあるが、第1条（目的）以外に出てこず、法令、通達等による公式の定義はなされていない。それでも、危害防止基準という語はしばしば使用され、特に、労働安全衛生法の一部を指してそう呼ぶ場合がある。しかし、この用語が具体的に労働安全衛生法中どの部分を指すのかということは、必ずしも自明ではない。

そこで参考となるのが、労働安全衛生法案の作成に携わった畠中信夫氏の著書（2008年）『労働安全衛生法のはなし〔改訂版〕』（中央労働災害防止協会）<sup>30</sup>における次のような解説である。

#### 危害防止基準

労働安全衛生法第一条の目的規定の中で、「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」というのが、職場における労働者の安全と健康を確保するという同法の目的達成のための方法の第一番目にあげられている。

この「危害防止基準」は、「墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。（安衛則第五一九条第一項）」などのように、特定の危害に対して特定の措置を規定するというのが、通常スタイルであり、労働安全衛生法の目的を達成するために設定される関係者の具体的な行為（作為又は不作為）基準として罰則でもってその履行が強制される。

この「危害防止基準」という文言は、非常に使い勝手の良い言葉ではあるが、労働安全衛生法では、この第一条にだけ出てく

る言葉である。それは、同法第二〇条から第二五条までに規定するところに止まるものではなく、その字義通り、危険と健康障害を防止するための基準ということであり、機械等並びに危険物及び有害物に関する規制、あるいは作業環境測定、特殊健康診断、安全衛生教育、就業制限などの規定も含まれる広い概念としてとらえられる。

この記述によると、労働安全衛生法の目的を達成するために設定される関係者の具体的な行為基準はすべて危害防止基準であるといえ、労働安全衛生法のうち相当大きな部分がこれに含まれることとなる。

そこで、本法中に散らばる数多くの危害防止基準を見てみたときに、一つの構造が見えてくる。

危害防止基準は、その規定内容に関する構造上、本条に関わる本法第4章とそれ以外（第5章、第7章等）に分けることができる。即ち、第5章では特定機械等や化学物質等の特別の事項に対して比較的高度な規制を行うものとなっており、第7章は労働者の健康管理等を特別に取り上げて比較的具体なことを法律事項として定めている一方で、第4章はより包括的かつ一般的な事項を定めている。したがって分類学的、立法論的にいえば、労働安全衛生法第4章は、労働災害の防止に関する同法の最も一般的部分であって、理論的には、これに個別・具体的な別の規定群、例えば、機械等並びに危険物及び有害物に関する規制、作業環境測定、特殊健康診断、安全衛生教育、就業制限等に関する規定群も、名宛人等の整理は必要だとしても、同章中のいずれかの条文に吸収可能であり、逆に、同章の各条文から任意の措置類型を新しい独立

条文として分離することもできる。即ち、例えば本法第 65 条や第 66 条が存在しなかったとしても、事業者による作業環境測定や健康診断の実施に関する委任省令の規定を、同法第 4 章（具体的には第 22 条）で「読む」ことができ、逆に、例えば現在同法第 22 条で「読んで」いる特定化学物質障害予防規則第 38 条の 4（作業記録）を、同法で独立条項を設けてそれから委任することもできるであろう。

また、危害防止基準は、その名宛人に関する構造を見てみれば、事業者を名宛人とする第 4 章前半（第 20 条～第 25 条の 2 等）と、それ以外（第 4 章後半、第 5 章等）にも分けることができる。

以上の分析によれば、第 20 条から第 25 条の 2 までを最も一般的かつ基本的な危害防止基準と捉え、それ以外の危害防止基準については、一般的かつ基本的な危害防止基準を特別な事項又は特別な名宛人へと発展させたものと捉えることができるだろう。

### 2.7 委任元条項の特定問題

本条に基づく省令の各規定中には、本法中の根拠条項が明示されていない。したがって、省令のどの条項が本法中のどの条項に基づくものであるのかという対応関係が問題となる。この点については、労働省労働基準局『労働法コンメンタール 3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所）の本法定制前の労働基準法第 45 条に係る逐条解説に次のような一文がある<sup>31</sup>（2.4.1 のうち労働基準法に係る部分を参照）。

第四二条及び第四三条においては、安全と衛生に区別せず、機械、器具、原材料と建設物に分けて、それぞれについて危害防止の措置を講ずべきことを定めているので

あるが、命令においては、安全と衛生に区別して規定しており、したがって、命令中のおおのこの条文についてその根拠となる本法上の規定が第四二条であるか又は第四三条であるかについては当該条文の内容について検討するほかはない。

これはつまり、厚生労働省令中の各条の委任関係については各条の内容から判断せよということであろうが、実際、省令レベルの危害防止基準の適用実務においては、既にある省令の条文の内容を検討することにより、本法中の第何条第何項が根拠規定となるのか（あるいは根無しなのか）、後付け的に考えるという作業が発生している<sup>32</sup>。

### 2.8 危険源の分類

2.6 で述べたように、第 20 条から第 25 条の 2 までは本法中の最も一般的かつ基本的な危害防止基準であるが、危険源に着目した場合には更に第 25 条及び第 25 条の 2 も第 20 条から第 24 条までに吸収することができよう。そして、簡単のために更に第 23 条を除外しても、名宛人の問題を度外視すれば、殆ど全ての一般的危害防止基準がここに吸収可能であると考えられる。

第 20 条から第 24 条まで（第 23 条を除く。）の規定内容を危険源に着目して一覧表にすると次表のとおりとなる。

条項	防止する危険、健康障害又は労働災害の種類		
20	機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険	による	危険
	爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険		
	電気、熱その他のエネルギー		
21 ①	掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法	から生ずる	

21 ②	労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等	に係る	
22	原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等	による	健康障害
	放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等		
	計器監視、精密工作等の作業		
	排気、排液又は残さい物		
24	労働者の作業行動	から生ずる	労働災害

実際、平成 18 年 3 月 10 日付け基発第 0310001 号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」（別添 3）に示された危険源の分類例は、第 20 条から第 24 条まで（第 23 条を除く。）に掲げられた危険源の一覧表となっている。

しかし、この分類体系には、例えば、猛獣、荷、人間の暴力等が含まれているとは解しがたく、産業の発展にともない新たに生まれているが、これらの危害防止基準の中へ導入できるよう、一般的危害防止基準（第 20 条～第 25 条の 2 等）の条文を今一度見直すことも必要であろう。

2.9 危険・健康障害の範囲

（未了）

2.10 危害防止措置が新たに生み出す危険源

（未了）

2.11 省令の規定方法

（未了）

2.12 努力義務規定

（未了）

2.13 各省令の概要及び沿革

（未了）

- 2.13.1 労働安全衛生規則
- 2.13.2 ボイラー及び圧力容器安全規則
- 2.13.3 クレーン等安全規則
- 2.13.4 ゴンドラ安全規則
- 2.13.5 有機溶剤中毒予防規則
- 2.13.6 鉛中毒予防規則
- 2.13.7 四アルキル鉛中毒予防規則
- 2.13.8 特定化学物質障害予防規則
- 2.13.9 高気圧作業安全衛生規則
- 2.13.10 電離放射線障害防止規則

- 2.13.11 酸素欠乏症等防止規則
- 2.13.12 事務所衛生基準規則
- 2.13.13 粉じん障害防止規則
- 2.13.14 石綿障害予防規則
- 2.13.15 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

（未了）

2.14 省令制定権の不行使

（未了）

2.15 複数法令の重畳適用

（未了）

例えば、平成 11 年 9 月 30 日、茨城県那珂郡東海村の株式会社ジェー・シー・オー東海事業所で臨界が発生し、労働者 2 名が放射線障害で死亡したほか多数の者が被曝したが、この刑事裁判（平成 15 年 3 月 3 日水戸地方裁判所刑事部判決平成 12 年（わ）第 865 号）では、この事故に関し、同社及び東海事業所長に対し本法第 11 条第 1 項違反（選任した安全管理者をして労働者に対する安全教育を実施させず、もって安全に係る技術的事項を管理させなかったもの）が適用されたほか、同社及び東海事業所長外自然人 2 名に対して原子炉等規

制法第 16 条第 1 項違反（内閣総理大臣の許可を受けないで加工施設の設備を変更したもの）、東海事業所長外自然人 5 名に対して刑法第 211 条の業務上過失致死傷罪が適用された<sup>33</sup>。

## 2.16 国際労働基準との関係

## 2.17 刑務作業

本法は、刑務作業に従事する受刑者の適用除外を明文で規定していないが、行政通達で受刑者は労働基準法第 9 条の労働者には該当しないとしていることから<sup>34</sup>、本法の適用も受けないと解される。

その代わり、受刑者については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 95 条第 2 項から第 4 項までにおいて、刑事施設の長及び受刑者の安全衛生上の義務を定めるとともに、その具体的な内容については、本法その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項に準じて、法務大臣が定めること規定している。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

### 第二編 被収容者等の処遇

#### 第二章 刑事施設における被収容者の処遇

##### 第十節 矯正処遇の実施等

###### 第二款 作業

（作業の条件等）

第九十五条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

2 刑事施設の長は、作業を行う受刑者の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 受刑者は、前項の規定により刑事施設の長が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

4 第二項の規定により刑事施設の長が講ずべき措置及び前項の規定により受刑者が守らなければならない事項は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項に準じて、法務大臣が定める。

（未了）

## 2.18 外国の事情

（未了）

## 2.19 備考

（未了）

D. 考察

（未了）

E. 結論

（未了）

F. 研究発表

1. 論文発表

無

2. 学会発表

無

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

無

2. 実用新案登録

無

3. その他

無

H. 引用文献

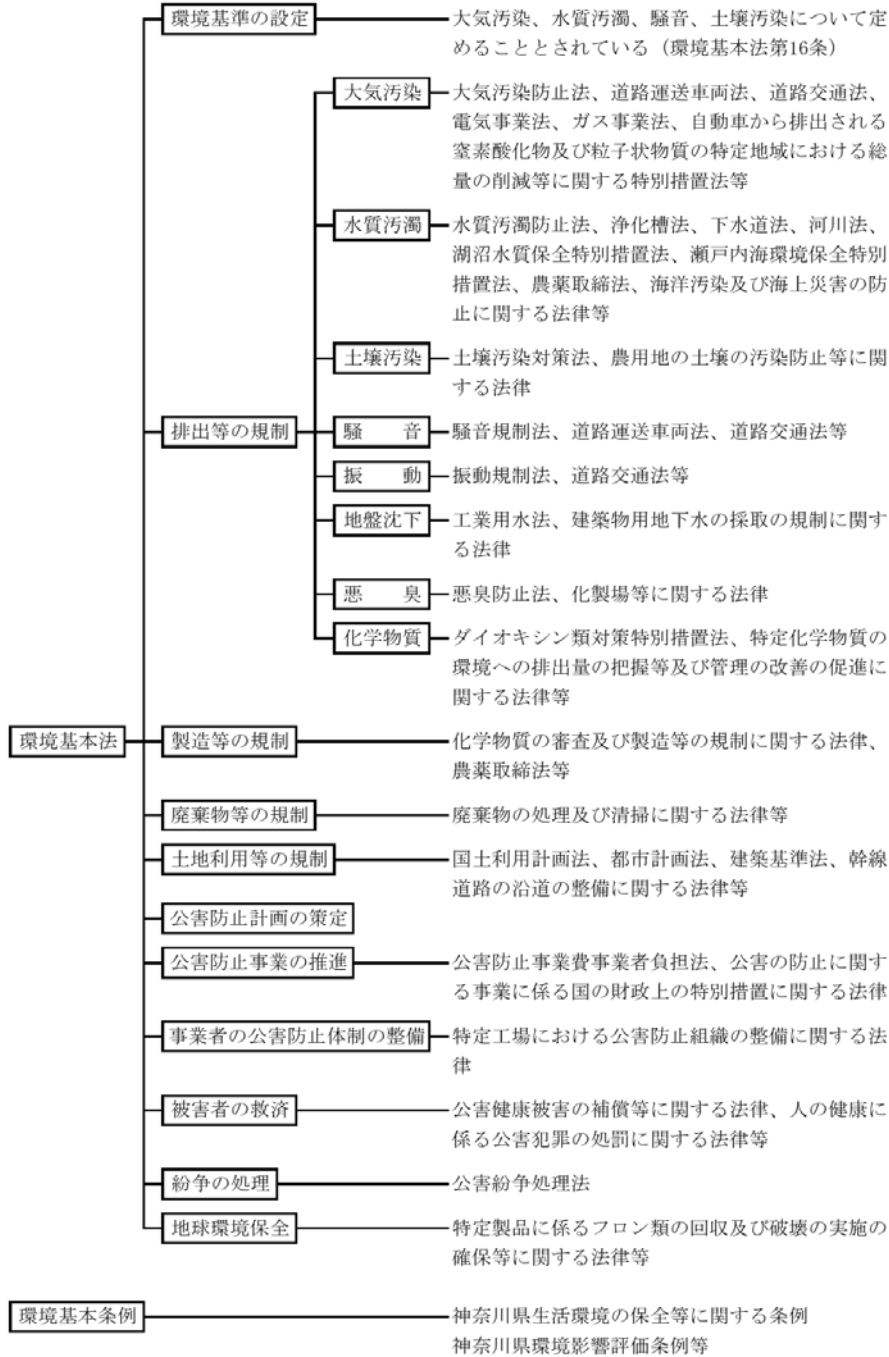
文末脚註のとおり。



添付資料

図1（環境関係法令の体系）

1-(1) 環境関係法令の体系



資料編3-1

（厚木市ウェブサイトより  
[https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/material/files/group/35/kgk21s\\_03b.pdf](https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/material/files/group/35/kgk21s_03b.pdf)）

文末脚注

<sup>1</sup> 労働省労働基準局安全衛生部編（1993年）『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会）p.175

<sup>2</sup> 寺西輝泰（2004年）『改訂版 労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—』（日労研）p.222

<sup>3</sup> 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）第2条第3項及び第4項

<sup>4</sup> 昭和47年9月18日付け発基第91号「労働安全衛生法の施行について」記の第二の五

<sup>5</sup> 平岡雅紘（1982年）『法務研究報告書第68集第2号両罰規定に関する実証的研究』（法務総合研究所）pp.169-170

<sup>6</sup> 平岡雅紘（1982年）『法務研究報告書第68集第2号両罰規定に関する実証的研究』（法務総合研究所）p.173

<sup>7</sup> 寺西輝泰『改訂版 労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—』（日労研）pp.244-245

<sup>8</sup> 平岡雅紘『法務研究報告書第68集第2号両罰規定に関する実証的研究』（法務総合研究所，昭和57年2月）第3章（業務主の刑事責任）—第3節（業務主の注意義務）pp.90-96は同旨と思われる。この中で、平岡は、労働安全衛生法第26条違反が第122条から除外されていないことを指摘した上で（p.93）、業務主処罰の理論的根拠としての義務履行委任説と経営者地位説を比較しながら、労働者固有の義務について事業者責任を問う文脈で、以下のように述べている。

すなわち、「労働安全衛生規則366条1項は、『事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。』と規定しており、同条2項は、『前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。』と規定している。1項、2項ともに故意犯であるから、被疑者甲〔引用者註＝事業者〕が従業者乙に保護帽を着用させなかった場合は、甲、乙ともにそれぞれ1項、2項違反で処罰される。一方、被疑者甲において、従業者乙が保護帽を着用していないことを知らなかった場合は、乙は2項違反で処罰されるが、甲には犯意が認められないので1項違反は成立せず処罰されない。甲の監督責任の有無についても、『義務履行委任説』によれば、甲は乙に義務の履行を委任していないから、消極に解さざるを得ない。そうすると、甲を処罰することは不可能となるが、このような結論は妥当であろうか。労安法の趣旨・目的から考えてみることにする。」「事業者に対して、労働者が違反行為をしないように監督義務を課すべきであり、かく解することこそ、労安法の趣旨・目的に合致すると考える。」と（p.94）。ただし、事業者が具体的にどのような措置をとれば監督義務を果たしたとして両罰規定の適用を免れるのかについて、詳細な議論はなされていない。

<sup>9</sup> 職場のあんぜんサイト—安全衛生キーワード「不安全行動」 (<https://anzeninfo.mhlw.go>.)

---

[jp/yougo/yougo90\\_1.html](http://jp/yougo/yougo90_1.html), 令和3年11月7日閲覧)

<sup>10</sup> 職場のあんぜんサイト－安全衛生キーワード「ヒューマンエラー」 ([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo62\\_1.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo62_1.html), 令和3年11月7日閲覧)

<sup>11</sup> 厚生労働省労働基準局『労働法コンメンタール③平成22年版労働基準法下』（労務行政）p.840

<sup>12</sup> 昭和40年7月31日付け基発第901号

<sup>13</sup> 労働省労働基準局安全衛生部編（1993年）『実務に役立つ労働安全衛生法』（中央労働災害防止協会）pp.74-75

<sup>14</sup> 大阪府公報（明治29年2月3日第1158号）（大阪府公文書館 <https://archives.pref.osaka.lg.jp/search/kenmeiInfor.do?method=initPage&from=search&kenmeicd=0000283430>）

<sup>15</sup> 岡實（1917年）『改訂増補工場法論』（有斐閣書房）pp.293-298に次のような記述がある。「職工トハ主トシテ工場内ニ在リテ工場ノ目的トスル作業ノ本體タル業務ニ付勞役ニ従事スルモノ及直接ニ其ノ業務ヲ助成スル爲勞役ニ従事スルモノヲ謂フ即チ工場ノ主タル作業ハ勿論之ニ關係アル作業例ヘハ場内運搬、工場設備ノ手入修覆等ノ勞役ニ従事スル者ヲ包含ス

以上陳ヘタル所ニ依リ尚職工ノ觀念ヲ説術スレハ職工トハ

(一)勞役ニ従事スル者タルコト 主トシテ身體的ノ労働ニ従事スルモノニシテ平職工、伍長、組長等ヲ含ムモ技師、技手事務員、製圖師等ヲ含マサルヲ常トス。

(二)工場ノ目的トスル作業ノ本體タル業務ニ従事スルコト 工場ノ目的トスル作業トハ工場經營ノ目的タル事業ヲ謂フ、即チ物品ノ製造ヲ爲スモノニ在リテハ製造ノ作業、修繕ヲ爲スモノニ在リテハ修繕ノ作業、製造及修繕ヲ兼營スルモノニ在リテハ製造又ハ修繕ノ作業ヲ謂フノ類ナリ、作業ノ本體タル業務トハ補助作業即チ助成作業ニ對スルモノニシテ假ヘハ機械製造工場ニ於ケル鑄造、仕上、組立等ノ業務ハ製造ヲ目的トスル作業ノ本體タル業務ニシテ場内運搬、機械ノ手入注油等ハ其ノ補助作業ナリ。

工場ノ目的トスル作業ト何等ノ關係ナキ勞務ニ服スル門衛、給仕、便所ノ掃除夫寄宿舎ノ賄方等ハ職工ニ非ス。

(三)工場ノ目的トスル作業ヲ直接ニ助成スルモノモ亦職工ナルコト 直接ニ助成スル作業即直接ノ補助作業トハ主タル作業、即チ工場ノ目的トスル作業ニ密接ナル關係アル作業トシテ、例ヘハ製造工場ニ於ケル場内ノ運搬、作業場及機械ノ掃除、注油其ノ他工場設備ノ手入及修繕等ハ直接ノ補助作業ニシテ専ラ作業場（必スシモ蔽圍シタル場所タルコトヲ要セス）外ニ在リテ原料又ハ燃料等ノ運搬ニ従事スルモノノ如キハ之ニ屬セス（通常人夫ト稱スルモノノ全部又ハ一部ハ之ニ屬ス）

(四)工場内ニ於テ労働スルコト 職工トハ主トシテ工場内ニ於テ労働スル者ニシテ、織物工場ニ於ケル出機工、及電氣會社ニ於ケル電線路ノ保守ノミニ従事スル者ノ如キハ職工ニ非ス、蓋シ工場法ハ主トシテ場内勞役者ヲ保護スルノ精神タルコトハ、立法當時ノ當局者ノ説明ニ徴スルモ明カナリ所謂戶外労働者ノ保護ハ之ヲ第二期以後ノ立法（工場法ヲ第一

期トスレハ）ニ讓ルコトト爲シタルモノノ如シ。

(五)雇傭關係ノ存在ハ必要ノ條件ニ在ラス 工業主ト職工トノ間ニ雇傭關係ノ存在スルハ之ヲ常態ト稱スルコトヲ得ルモ必シモ要素ト爲セルモノニ非ス、假ヘハ工業主カ他人ヲシテ一定ノ作業ヲ請負ハシメ其ノ請負者カ自ラ雇傭シタル職工ヲ連レ來リテ作業ヲ爲ス場合、又ハ斯ノ如キ請負關係ナク唯單ニ他人ヲシテ勞働者ヲ供給セシメ、其ノ供給者ニ於テ賃金ノ支拂其ノ他ノ世話ヲ爲ス場合ニ於テモ、此等ノ勞働者カ前陳フル所ニ依リ工場内ニ於テ工業主ノ仕事ニ従事スル以上ハ孰モ其ノ工業主ノ職工タルヘキモノトス。

(六)常時一定ノ工場ニ就業スルコトヲ要セス 常時其ノ工場ニ於テ就業スル者タルト臨時其ノ工場ニ於テ就業スルモノタルトヲ問ハス、他ノ條件ニシテ職工タルニ足ルモノナル時ハ等シク其ノ工場ノ職工タルヲ妨ケス、故ニ臨時職工、目見ヘ職工等ハ凡テ其ノ工場ノ職工タルモノトス

(七)報酬ノ有無ヲ問ハス

(八)家族モ職工ト爲リ得 家族ハ職工ニ非サルヲ常態トス、然レトモ客觀的ニ職工タルノ常素ヲ具備スル場合（雇傭契約ニ準スヘキ條件ニ依リ又ハ報酬ヲ得テ勞働スル等）ハ之ヲ職工ト看做サルヘカラス。

(九)見習職工モ亦職工ナリ 實質上ノ意義ニ於テ見習職工中徒弟タルモノト然ラサルモノトアリ、其ノ徒弟タルモノハ施行令ノ定ムル要件ヲ具備スルヲ要スルト共ニ行政廳ノ認可ヲ經タルモノナラサルヘカラス、斯ノ如キ徒弟ハ形式上職工ノ範圍ニ入ラス、全然別種ノモノトシテ徒弟ニ關スル施行令ノ規定ノ支配ノ下ニ立ツモノトス然レモ徒弟タル實質及形式ヲ具備セスシテ單ニ見習ヲ爲ス者ハ、通常之ヲ職工ノ中ニ數フヘキモノトス。

職工ノ觀念ノ概要ハ右述フルカ如シ尚職工タリヤ否ヤニ關シ疑アルモノニ付職工ト認ムヘキモノ及職工ニ非スト認ムヘキモノヲ例示スレハ左ノ如シ。

## 第一 職工ト認ムヘキモノ

- (一)勞役ヲ直接ニ指揮監督スル組長、伍長、職工長ノ類
- (二)工場建物ノ修繕ノ爲ニ常時使用シ居ル大工又ハ左官職
- (三)臨時職工、日雇職
- (四)職工カ自己ノ子女ヲ工場ニ同行シ仕事ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ子女モ亦職工トス
- (五)入渠船舶汽罐掃除ノ爲メ臨時雇入ルル者（カンク蟲）

## 第二 職工ト認メサルモノ

- (一)専ラ作業場外ニ在リテ運搬ニ従事スル人夫、便所寄宿舍ノ掃除夫及賄方
- (二)門衛、給仕
- (三)生絲工場ニ於ケル教婦
- (四)山林内ニ於テ伐木運搬ノ業務ノミニ従事スル者
- (五)入渠船舶ニ使用スル臨時掃除夫ニシテ單ニ注水雜巾掛等ノ如キ普通掃除ノ業務ノミヲ爲ス者、但シ機械其ノ他「パイプ」、器具等ヲ取附、取外其ノ他之ニ準スヘキ業務ヲ

爲ス者ハ職工トス

（六）電氣事業ニ於テ單ニ電線路ノ保守ノミヲ爲ス者」

<sup>16</sup> 寺本廣作（1948年）『労働基準法解説』（時事通信社）p.263

<sup>17</sup> 国際労働機関ウェブサイト－ILO 駐日事務所－1963年の機械防護条約（第119号）（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_239060/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239060/lang--ja/index.htm)）より。なお、外務省の和訳は、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S49-0139.pdf> のとおり。

<sup>18</sup> 外務省ウェブサイト「石綿の使用における安全に関する条約（第162号）」（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162\\_4.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162_4.html)）

<sup>19</sup> 国土交通省ネガティブ情報等検索サイト－大隅リース有限会社（法人番号5350002017606），処分の原因となった事実「大隅リース(有)及び同社使用人は、フォークリフトを使用した建設資材の荷降ろし作業中に、機械等による危険を防止するための必要な措置を講じず死亡事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金の刑に処せられ、令和3年1月26日にその刑が確定した。」（<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/cgi-bin/search.cgi?jigyoubunya=kensetugyousya&EID=search&no=1185>，令和3年11月12日0:12閲覧）。

<sup>20</sup> 労働新聞社（2020年）「フォークリフトのエンジン切らずに送検 挟まれ死亡災害が発生 日南労基署」<https://web.archive.org/web/20201008114126/https://news.goo.ne.jp/article/rodo/nation/rodo-90776.html>（この事件は労働新聞で労働安全衛生法第20条違反と記載されているが、厚生労働省労働基準局監督課が発表している「労働基準関係法令違反に係る公表事案」によると労働安全衛生法第26条（労働安全衛生規則第151条の11）違反の旨記載されており、事案の内容からいっても厚生労働省の発表に間違いは無いであろう。）

<sup>21</sup> 経済産業省「鉱山保安法等逐条解説」（[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/law/kouzankaisetsu.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/kouzankaisetsu.html)，令和3年8月20日閲覧）p.21

<sup>22</sup> 厚生労働省設置法第9条（平成11年法律第97号）第1項第1項，労働政策審議会令（平成12年政令第284号）第6条第1項

<sup>23</sup> 労働基準法時代の通達であるが労働安全衛生法制定後も有効なものとして、昭和46年5月24日付け基発第399号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」。

<sup>24</sup> 昭和47年9月18日付け基発第589号「鉛中毒予防規則の施行について」記の第二の5(1)

<sup>25</sup> 小学館『デジタル大辞泉』では「心をくばること。心づかい。」、小学館『精選版日本国語大辞典』では「心をくばること。心づかい。心配。」としている。

<sup>26</sup> 畠中信夫氏（元中央労働委員会事務局次長，昭和43年労働省入省，労働安全衛生法案作成に従事，元白鷗大学法学部教授）への電話での問合せ結果（令和3年10月25日）による。

- 
- <sup>27</sup> 濱口桂一郎（2018年）『日本の労働法政策』（労働政策研究・研修機構）p.463
- <sup>28</sup> 昭和46年5月24日付け基発第399号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」前文及び記のIV（[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tb2101&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2101&dataType=1&pageNo=1)）
- <sup>29</sup> 労働福祉共済会『労働福祉』昭和48年8月号（昭和46年8月1日発行）pp.2-13「座談会 特定化学物質障害予防規則の制定をめぐって」（出席者 労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課主任中央じん肺診査医医学博士宮野美宏，労働衛生研究所労働生理部長医学博士坂部弘之，早稲田大学教授工学博士房村信雄，財団法人労働福祉共済会秋元広吉）も同趣旨。
- <sup>30</sup> 畠中信夫著（2006年）『労働安全衛生法のはなし〔改訂版〕中災防新書003』（中央労働災害防止協会）p.47
- <sup>31</sup> 労働省労働基準局（1969年）『労働法コンメンタール3改訂新版 労働基準法下』（労務行政研究所）p.500
- <sup>32</sup> 本分担研究報告者の職務経験による。
- <sup>33</sup> 平成15年3月3日水戸地方裁判所刑事部判決平成12年（わ）865号（東海村臨界事故判決）（D1-Law.com判例体系判例ID：28085408参照）
- <sup>34</sup> 昭和23年3月24日付け基発第498号